贈從三位本居宣長著

古事記傳 神代之部

正三位本居豐頴校訂

御題字能後爾記須詞

我翁古事記乃傳。思起而著始良禮祁琉波。明和元年甲申年爾志弖。一部書竟哆琉波。寛政十年戊午年珥那毛有祁琉。其間三十年餘五年袁經哆理。然斯弖。是板爾彫初斯波。天明六七年頃爾斯弖。摺卷全部出來哆琉波。今年文政五年爾斯弖。其間三十年餘五年六年袁經哆理。昔時請得而。早玖板珥令彫弖斯賀登。思起斯哆琉波。尾張殿人横井千秋爾那毛有氣留。此人古學毘爾志深玖。道袁思事世人爾波勝弖那毛有氣留。如此而五卷彫出而。摺卷一帙出來哆琉珥。甚玖喜比弖。伊勢尾張大宮爾茂。所々乃神社爾茂。初幣登斯弖奉伎。翁袁波士米。皆人其志乎那毛賞合理祁留。此賀彌繼々爾。二帙三帙登令彫氣琉乎。其頃病勞良斯玖。身毛老衰閇弖。不堪那毛有祁禮婆。自初千秋袁助而。事執勳斯美阿幣理斯鈴木眞實。植松有信登議碁智弖。元來賣施須事受賜波理預禮留。名兒屋里乃書

商人。風月堂登永樂堂登能二人耳。由多禰誂與。己之家業登斯弖。
務成登云付祁禮婆。其次々八帙爾到琉麻弖。如此事成奴琉爾那毛
有祁留。初板爾將令彫登志底。清玖寫斯書哆琉波。翁之眞名子春
庭十七卷。春庭之妹美濃五卷。栗田土滿一卷。翁乃自書哆琉茂有。
三十卷與理末五卷植松有信。十卷丹羽勗書哆理。皆春庭之手爾似
弖斯書哆禮婆。其差別不見那毛有。又一卷彫竟琉每爾。元本耳讀
合須流事。二度乃美不成。校正斯彫改志米弖。三度乃勞袁經而那
毛成就理祁留。初者翁自勢良禮。後者弟子乃此彼曾爲祁留。云立
者事々斯玖成奴倍斯。於此我翁乃著斯出流書等者。摺卷出來度每
耳。麻豆。
殿乃御前爾奉留倍玖仰事蒙禮理伎。其著波勢琉書袁。正月乃末都
方。
殿能御前爾奉琉登底。添底奉禮留。峯乃松高伎惠能蔭登米弖今日

布美能煩留道曾恐伎登。鈴屋集爾所見哆理。翁之後者。大平同樣爾彌繼々珥奉理奴。今年之秋乃初都方。彼有信之跡繼有植松茂岳之許與理。此八帙贈於許勢祁留珥。有來斯年頃乃例乃隨々奉祁禮婆。

御手都迦良。此四文字袁那毛書而賜比祁琉。佐琉波大平乎召弖。大村高行爾仰勢弖。許登佐良珥仰給波玖。年來宣長之著斯哆琉古事記傳。寬政之度與理。板本出來麻爾々々。次々奉弖。此度八帙登云爾阿他琉乎那毛奉奴留。凡四十四卷遺禮留無玖。彫板足比奴登云理。本都書者。我朝爾志弖。殊珥尊伎御典奈利。宣長許多乃年月乎加佐禰弖。解記斯置哆流。大伎那留功乃程類無伎書奈利。宣長世爾在程。皆賀羅板本出來邪理斯波。不飽事奈禮杼。大平春庭袁初。此彼乃輩毛。怠事無。慢牟事無。遺乃卷々令彫伊他豆伎哆留。字牟賀斯伎事登。厚玖賞給波斯弖。此御筆者染給波須那利。

此者掛物爾與曾比底。汝之家乃哆迦良物登伊都伎茂哆禮。今一枚
板爾彫倍玖模佐勢弖賜閇琉波。世爾既玖富杼許禮琉。板木乃初卷
爾綴添而將良登。高行之心志良比茂有而如此云奈利登。慰那琉御
事袁蒙而。甚毛哆布登玖。甚毛迦哆士氣奈玖。世爾有難伎事耳毛
有迦奈登。頂爾捧氣。恐美歡比弖。早家耳持退歸奴。如此而此掛
物乃表裝波。
御官高伎
大納言君乃。著馴斯給幣流
御裝束乃五葉葵乃。唐草之御裂帛登。迦迦流表裝賀禰登令織置給
遍流。常能葵乃御紋能。金糸志弖織哆琉登乎中賜理弖。日袁經弖
美麗玖成整幣琉乎。又可看行玖。
殿能御前耳持參上理祁禮婆。
御筆跡能傍乃紙能開而有所耳。

御印二。　上那琉波

紀亞相章。　下那琉波賜紫金魚袋登云文字有袁那毛。　朱志弖押而賜

比奴琉。　此傳首卷爾。　世乃常能序文乎添良禮邪理祁留乎。　當時或

人云。　加々流書爾序登云文乃不添奴事波。　伊迦爾登問斯迦婆。　翁

云。　其者思布意有。　時志茂有婆。　甚毛恐氣禮杼。　我

君乃御文袁許曾中賜良米。　又外爾誰斯乃詞乎迦請得牟登。　答良禮

祁琉事乃有都留爾　今波哆如此白良珥斯弖。　御筆乃跡能添奴留事

波斯毛。　眞事奇斯玖。　翁之靈毛天翔乍歡奴良牟登。　春庭大平乎初

弖。　教子皆乃誰加波悦仰邪良武登。　尊美畏美如此記須爾那毛有祁

琉。

文政五年壬午冬　　本居三四右衛門平大平

野呂九一郎源隆年書

例言

一　本輯第一より第四に至る四卷には古事記傳を收む、

二　句讀點濁點等、すべて原本のまゝになせり、

三　括弧【】を附したるは、原本細註なるを書き下したる印なり、

四　本居春庭の古事記傳目錄は、第四の終にこれを掲ぐ、

古事記傳一之巻

本居宣長謹撰

古記典等總論

前御代の故事しるせる記は、何れの御代のころより有そめけむ、書紀【日本書紀をいふ、傳の中みな然り】の履中天皇御巻に、四年秋八月、始之於諸國置國史記言事達四方志を思へば、朝廷に是より先に既く史ありて、記されけむこと知られたり、そはその時々の事をこそあらめ、前代の事どもまでは、如何有けむ知ねども、既に當時の事記されたらむには、往昔の事はた、語傳へたらむまにまに、かつ〴〵も記しとゞめらるべき物なれば、其比よりぞ有そめけむ、かくて書紀修撰しめ給ひし頃は、古記ども多く有つと見えたり、【彼御代巻に、一書とて取れたる多きをも知べし】小治田宮に御宇しし天皇の御世、二十八年に、聖徳太子命、蘇我馬子大臣と共に、天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部、并公民等本記を録し給ふと書紀にある、是ぞ其事の物に見えたる始には有ける、又飛鳥淨御原宮に御宇しし天皇の御代十年に、川島皇子等十二人に詔せて、帝紀及上古諸事を記定しめ給ふこともあり、然れども此二の記は、共に世に傳はらず、ここに平城宮に御宇しし天津御代豐國成姫天皇の御代、和銅四年九月十八日に、太朝臣安萬侶に詔おほせて、この古事記を撰録しめ給ひ、同五年の正月二十八日になむ、其功終て貢進りけること、序に見えたり、【續紀に此事見えず】然れば今に傳はれる古記の中には、此記ぞ最古かりける、さて書紀は、同宮に御宇高瑞淨足姫天皇御世、養老四年にいできつと、續紀に記されたれば、彼は此記に八年おくれてなむ

成れりける、さて此記は、字の文をもかざらずて、もはら古語をむねとはして、古への實のありさまを失はじと勤たること序に見え、又今次々に云か如し、然るに彼ノ書紀いできてより、世ノ人おしなべて、彼をのみ尊み用ひて、此記は名をだに知ぬも多し、其ノ所以はいかにといふに、漢籍の學問さかりに行はれて、何事も彼ノ國のさまをのみ、人毎にうらやみ好むからに、書紀の、その漢國の國史と云ふみのさまに似たるをよろこびて、此記のすなほなるを見ては、正しき國史の體にあらずなど云て、取ずなりぬるものぞ、或人、かく云をあやしみて問けらく、此記いできていくばくもあらざるに、又書紀を撰しめ賜へるは、此記に誤あるが故ならじやは、己答けらく、然にはあらじ、此記あるうへに、更に書紀を撰ばしめ給へるは、そのかみ公にも、漢學問を盛にこのませたまふをりからなりしかば、此記のあまりたゞありに飾なくて、かの漢の國史どもにくらぶれば、見だてなく淺々と聞ゆるを、不足おもほして更に廣く事どもを考へ加へ、年紀を立などし、はた漢のかしき語どもかざり添などもして、漢文章をなして、かしこのに似たる國史となむために、撰ばしめ賜へりけむ、いで其由を委曲にいはむには、先ヅかの川島ノ皇子等に仰せて、帝紀等を撰ばしめ給ひしこと、上にいへるごとくにて、其後又和銅七年にも、紀ノ朝臣清人三宅ノ臣藤麻呂に詔おふせて、國史を撰ばしめ賜ひしこと、續紀に見ゆ、此ノ二度の撰の中に、川島ノ皇子等のは、此記の草創と同じく、淨御原の大御世なる中に、此記の始メは、彼よりは前なりしか、後なりしか、知がたきを、もし彼ノ撰、此記のはじめより前ならば、是ぞまた諸家ノ之所ノ齎、帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞一と、此序にある内に在て、彼ノ撰も、正實にたがひ、虛僞をぞ加へたりけむ、もしまた後ならば、おもほしめし立し此記の事も、彼ノ撰にて事足ぬべきわざなるに、運移世異、未行其事一矣と、序にあるを思へば、此と彼とは、其ノ趣別なること、聞えたり、その別なるけぢめは、彼ノ撰は、潤色を加へて、漢の國史に似するを旨とし、此は古への正實のさまを傳へむがためなるべし、其意序に見えたり、かくて平城の大御代に至て、其ノ大御志を繼坐て、太ノ朝臣に仰せ

詞と、かの二ッの史撰ばれし跡とを考へ合せて、かくも有けむと思はるゝすぢを、一わたりいへるなり、】又問、彼川島ノ皇子等に仰せし撰の事は、書紀に見え、和銅七年のと書紀との事も、續紀に載られたるに、此ノ古事記を撰ばしめ給ひしことは、見えぬを思へば、此記は、彼ノ史どもの如き嚴重き公事にはあらで、たゞ内々の小事と見え、又書紀に神代ノ卷などに、一書とて擧られたるが數ある中に、此記を取れたりとおぼしきもあれば 此記は、そのかみ如是る記錄ども多に有けむ中の一書と見えたり、さて書紀は、その記錄ども皆撰び取ラれて、此レも彼レも集めて、足はぬことなく備れゝば、さらに此記の比にあらず、此記は、いかでか其と等なみに尙び用ふべからむ、答ヘ、此記は、かの一書どもの中の一ッにして、みな書紀にえらび取ラれて、かれは事備れり、との論は謂れたり、誠に書紀は、事を記さるゝこと廣く、はた其年月日などまで詳にて、不足ことなき史なれば、此記の及ばざること多きは、云ッもさらなり、然はあれども又、此記の優れる事をいはむには、先ッ上ッ代に書籍と云物なくして、ただ人の口に言傳へたらむ事は、必ズ書紀の文の如くには非ずて、此記の詞のごとくにぞ有けむ、彼レはもはら漢に似るを旨として、其ノ文章をかざれるを、此レは漢にかゝはらず、たゞ古ヘの語言を失はぬを主とせり、【其由は、次ノ卷の序の下に委くいふべし、】抑意と事と言とは、みな相稱へる物にして、上ッ代は、意も事も言も上ッ代、後ノ代は、意も事も言も後ノ代、漢國は、意も事も言も漢國なるを、書紀は、後ノ代の意をもて、上ッ代の事を記し、漢國の言を以ラ、皇國の意を記されたる故に、あひかなはざること多かるを、此記は、いさゝかもさかしらを加へずて、古ヘより云ヒ傳へたるまゝに記されたれば、その意も事も言も相稱て、皆上ッ代の實なり、是レもはら古ヘの語言を主としたるが故ぞかし、すべて意も事も、言を以て傳ハるものなれば、書はその記せる言辭ぞ主には有ける、又書紀は、漢文章を思はれたるゆゑに、皇國の古言の文は、失たるが多きを、此記は、古言のまゝなるが故に、上ッ代の言の文も、いと美麗しきものを、然ればたとひかの一書どもの中の一ッにして、重き公の書典にはあらずとも、尙び用ふべきを、まして是レ

は淨御原ノ宮ノ御宇天皇の、厚き大御志より起りて、ふたゝび平城大御代の詔命によりて撰錄れたるうへは、さらに輕輕しき私の書の比にあらず、かれこれを思へば、いよいよますます尊び仰ぐべきは、此記になむ有ける、然ある物を、そのかみ漢籍のみさかりに行はれて、天下の御制まで、よろづ漢樣になし來ぬる世にしあれば、かゝる書典の類まで、ひたぶるに漢さまなるを悦びて、表に立られ、上代の正實なるはしも、返て裏になりて、私ノ物の如くにぞ有けむ、故其撰定の事も續紀などにも載られずありけるなるべし、さて後は、いよいよ其心ばへにて、取見る人も等閑になり、世々の識者はた、是をば正しき國史の體にあらずとして、なほざりに思ひなすこそ、いともいとも悲しけれ、抑皇國に古き國史といふ物、外に傳はらざれば、其體は例に引べき、漢のならべければ、その體備れりといふも、漢のに似たるをよろこぶなり、もし漢に遷つらふ心しなくば、彼に似ずとて何事かはあらむ、すべて萬の事、漢を主として、ここをしも定むる、世のならひこといふなこなれ、爰に吾岡部ノ大人【賀茂ノ縣主】東ノ國の遠ツ朝廷の御許にして、古學をいざなひ賜へるによりて、千年にもおほく餘るまで、久しく心の底に染着たる、漢籍意のきたなきことを、且々もさとれる人いできて、此記の尊きことを、世ノ人も知初たるは、學の道には、神代よりのたぐひもなき、彼ノ大人の功になむありける、宣長はた此ノ御蔭に因て、此ノ道の旨を悟り初て、年月を經るまにまに、いよいよ益々からぶみごゝろの穢汚きことをさとり、上ツ代の清らかなる正實をなむ、熟らに見得てしあれば、此記を以て、あるが中の最上たる史典と定めて、書紀をば、是ガ次に立る物ぞ、かりそめにも皇大御國の學問に心ざしあらむ徒は、ゆめ此旨をなおもひ誤りそ、

書紀の論ひ

今古事記を傳くに、書紀を論ふはいかにといふに、古昔より世間おしなべて、只此ノ書紀をのみ、人たふとび用ひて、世々の物知ノ人も、是にいたく心をくだきつゝ、言痛きまでその神代ノ卷には、註釋なども多かるに、此記をばたゞなほざりに思ひ

過して、心を用ひむ物としも思ひたらず、是レ何故にかと尋ぬるに、世ノ人たゞ漢籍意にのみなづみて、大御國の古意を忘れはてたればぞかし、故其ノ漢意の惑をさとし、此記の尊ぶべき由を顯して、皇國の學問の道しるべせむとなり、其は先ッ書紀の潤色おほきことを知リて、其ノ撰述の趣をよく悟らざれば、漢意の痼疾去がたく、此ノ病去らでは、此記の宜きこと顯ハれがたく、此記の宜きことをしらでは、古學の正しき道路は知らるまじければなり、いで其ノ論ヒは、まづ日本書紀といふ題號こそ心得ね、こは漢の國史の、漢書晉書などいふ名に倣て、御國の號を標られたるなれども、漢國は代々に國ノ號のかはる故に、其代の號もて名づけざれば、分り難ければこそあれ、皇國は、天地の共遠長く天津日嗣續坐て、かはらせ賜ふこと無ければ、其と分て云べきにあらず、かゝることに國ノ號をあぐるは、並ぶところある時のわざなるに、是レは何に對ひたる名ぞや、たゞ漢國に對へられたりと見えて、彼レに諂つらへる題號なりかし、【後の史ども、又是にならひて名づけられ、文德三代の實錄にさへ、此ノ國號を添られたるは、いよゝ心得ずなむ、】然るを後ノ代の人の、返リて是をたけき事に尊思ふは、いかにぞや、己が心には、いとあかず、諂ばみたる題號とこそおもはるれ、【或人、此書は、漢國へも見せ給はむの意にて、名をもかくはつけられたるならむといへれども、決て然にはあらず、たとひ然るにても、外ッ國人に見せむことをしも、主として、名づけられむは、いよゝわろしかし、】さてその記されたる體は、もはら漢のに似たらむと、勤められたるまゝに、意も詞も、そなたざまのかざりのみ多くて、人の言語物の實まで、上ッ代のに違へる事なむ多かりける、まづ神代ノ卷の首に、古ヘ天地未剖、陰陽不分、渾沌如鷄子云々、然後神聖生其中焉といへる、是はみな漢籍どもの文を、これかれ取リ集めて、書キ加へられたる、撰者の私說にして、決て古ヘの傳說には非ず、次に故曰開闢之時、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也云々とある、是ぞ實の上ッ代の傳說には有ける、故曰とあるにて、それより上は、新に加へられたる、潤色の文なること知られたり、若シ然らずは、此ノ二字は何の意ぞや、初の說は、其ノ趣すべてことかしく、疑ふ

なきは漢意にして、さらに〳〵皇國の上ツ代の意に非ず、古ヘをよく考へ知れらむ人は、おのづから辨へつべし、そも〳〵天地の初發のありさまは、誠に古傳說の如くにぞ有けむを、いかなれば、うるさく言痛き異國のさかしら說を假り用ひて、先ヅ首にしも擧られたりけむ、【舊鈔の本を見れば、故日を一日とせり、もしこれ正しき本ならば、殊にいはれなし、其故は異國の說を主として、御國の古傳をば、傍になしたる記しざまなればなり、】凡て漢籍の說は、此ノ天地のはじめのさまなども、何も、みな凡人の己が心もて、如此有べき理ぞと、おしあてに思ひ定めて、作れるものなり、此間の古ヘノ傳ヘは然らず、誰云出しこともなく、たゞいと上ツ代より、語り傳へ來つるまゝなり、此ノ二つをくらべて見るに、漢籍の方は、理リ深く聞えて、信に然ること有けめと思はれ、古傳の方は、物げなく淺々と聞ゆるからに、誰も彼レにのみ心引れて、舍人ノ親王をはじめ、世世の識者、今に至るまで、惑はぬはなし、かく人皆の惑ひ溺るゝゆゑは、凡てからぶみの說といふ物は、かしこき昔の人どもの、萬ヅの事を深く考へ、其理を求めて、我も人も實に然ることゝ、信べきさまに造り定めて、かしこき事を巧にいひおきつればなり、然れども人の智は限リのあれば、實の理は、得測識るものにあらざれば、天地の初メなどを、如此あるべき理ぞとは、いかでかおしては知べきぞ、さる類ヒのおしはかり說は、近き事すら、甚く違ふがおほかる物を、理をもて見るには、天地の始メ終も、しられぬことなしと思ふは、いとおふけなく、人の智の限リ有リて、まことの理リは、測知リがたきことを、え悟らぬひが心得なり、凡て理のかなへりと思はるゝを以て、物を信るもひがことなり、そのかなへるもかなはぬも、實には凡人の知べきにあらず、其ノ說をなせる人も凡人、信る心も凡心にしあれば、いかでかはまことによきあしきを辨へ知む、彼ノ國にいとこと〳〵しくいはるゝ、聖人といふ人も、智は限リ有て、至らぬ處のおほかるものを、ましてこれより智の後れたる人どものいひおきたる說どもは、いかでか信ひくに足む、然るを世々の識者ども、さる臆度の說にはかられて、是をえさとらず、此ノ潤色の漢文の意をしらず、道の旨と心得居ることこそ、いともいともあさましけれ、彼ノ首の文は、

たゞかざりに加へたる、序の如き物と見過して有べきなり、次に乾道獨化、所以成此純男、また乾坤之道相參而化、所以成此男女とある、是らも撰者の心もて、新に加へられたる、さかしら文なり、其故は、まづ乾坤などいふことは、皇國になきことにて、その古言なければ、古傳說に非ること明らけし、もし古への傳へならむには、たゞに天地之道とこそあらめ、但しそはたゞ天地を乾坤と書れたる、文字の異のみなれば、なほゆるさるべけれど、此神たちを、その乾坤の道によりて、化坐るさまに書れたるは、いたくまことの意に背けり、此神たちは、たゞ高御產巢日神神產巢日神の御靈によりてこそ成坐けり、然成坐る理は、いかにとも測知べきにあらぬを、かしこげに乾坤の化などいひなすは、漢意のひがことなるをや、又伊邪那岐神を陽神、伊邪那美神を陰神とかき、陰神先發言、旣違陰陽之理と書れたるも、漢意のひがことなり、大よそ世に陰陽の理といふもの有ことなし、もとより皇國には、いまだ文字なかりし代に、さること有べくもあらざれば、古の傳へには、たゞ男神女神、女男之理などこそ有けるを、然改めてかゝれたるは、たゞ字の異なるのみには非ず、いたく學問の害となることなり、其故は、なまさかしき人、此文を見ては、伊邪那岐命伊邪那美命と申す神は、たゞ假に名を設けたる物にして、實は陰陽造化をさしていへるぞと心得るから、或は漢籍の理をもて說き、陰陽五行を以て說ことゝなれる故に、神代の事は、みな假の作りごとの如くになり、古傳說は悉に漢意に奪はれはてゝ、まことの道立がたければなり、そも〳〵撰者は、然ることまでには心もつかずして、たゞ文の漢めくをよきことゝして、かざりのみに書れたるべけれど、此文どもは、後代に至りて、かくさま〴〵の邪說を招く媒となりて、まことの道のあらはれがたき根本にぞ有ける、されどこの陰陽の理といふことは、いと昔より、世人の心の底に深く染着たることにて、誰も〳〵、天地の自然の理にして、あらゆる物も事も、此理をはなるゝことなしとぞ思ふめる、そはみな漢籍說に惑へる心なり、漢籍心を清く洗ひ去て、よく思へば、天地はたゞ天地、男女はたゞ男女、水火は

たゞ水火にて、おの〳〵その性質情狀はあれども、そはみな神の御所爲にして、然るゆゑのことわりは、いとも〳〵奇靈く微妙なる物にしあれば、さらに人のよく測知べききはにあらず、然るを漢國人の癖として、己がさかしら心をもて、萬の理を強て考へ求めて、此ノ陰陽といふ名を作リ設ケて、天地萬物みな、此理の外なきが如く說なせるものなり、【かくの如く陰陽はたゞ、漢人の作ッ出たることにて、もと彼國のみの私說なるが故に、他國にはそのさだ無きことゝ、おぼしくて、天竺の佛經論を見るに、世界の始、又人ノ身などみな、地水火風の四大といふ物を以て說て、すべて陰陽五行などの說はあることなし、其文字はまれ〳〵には見ゆれども、そはたゞ漢語に譯たる、文章のうへのみの事とおぼしくて、實に其理をいへることはなし、すべて天竺は、漢にもまさりて、なほ言痛く物の理をいふ國なるすら、かくのごとくなるを以て、陰陽と漢國の私說なることをさとるべし、】そはもとかしこき人の、よく考へて作リ出たることにて、十に六ッ七ッは當れるが如くなる故に、世々の人皆これを信用て、疑ふことなけれども、其陰陽に、又いかなる理によりて陰陽なるぞといはむに、其理は知ことあたはず、太極無極などいふこともあれども、それはたいかなる理にて太極無極なるぞといはむに、終にその元の理は知リがたきに落めれば、誠には陰陽も太極無極も、何の益もなきいたづら說にて、たゞいさゝか人の智の測知べき限リの内の少 理リに、さま〴〵と名を設けたるのみにぞ有ける、抑天照大御神は、日ノ神に坐まして女神、月夜見命は、月ノ神にして男神に坐ます、是レを以て、陰陽といふことの、まことの理にかなはず、古傳ヘに背けることをさとるべし、然るを猶彼ノ理に泥み惑ひて、返て此をさへ其理にかなへむと、強て說曲るなどは、いふにも足ぬことなりかし、さて又美都波能賣神を罔象女、綿津見を少童とかゝれたる類も、漢にへつらひて、快からぬ書ざまなり、かくて又神武ノ御卷に至ては、天皇の詔として、是ノ時運屬鴻荒 時鍾草昧 故蒙以養正 治此ノ西偏 皇祖皇考 乃神之聖 積慶重暉 とあるたぐひ、意も語も、さらに上ッ代のさまにあらず、全潤色のために、撰者の作リ加へられたる文なり、崇神ノ御卷に、詔曰、

惟我皇祖諸天皇等、光臨宸極者、豈爲一身乎、云々、不亦可乎、これも同じ、大かた御代御代の詔詞、此類なるは、上ツ代の卷々なるは、潤色に加へられたる物と見えたり、故いかにとも古言に訓がたき處の多きなり、餘も准へて知べし、續紀には、古語の詔【いはゆる宣命なり、】と漢文の詔とを、別に載られたるを見るに、平城の御代に至ツてすら、古語の詔詞には、漢めきたることは、をさ／＼見えざるを思へば、まして上ツ御代御代のは、おしはかられて、かの古語の詔詞の如くにて、なほ古かりけむを、此書紀の詔詞どもは、さらに古めかしきことはなくて、ひたぶるに漢の意言なるをや、又神武御卷に、天皇の大御言に、戰勝而無驕者、良將之行也とある、大方如此く、さかしく漢めきたる語どもは、皆かざりと聞ゆ、凡て言語は、其世々のふり／＼有て、人のしわざ心ばへと、相協へる物なるに、書紀の人の言語は、上ツ代のありさま、人の事態心ばへに、かなはざることの多かるは、漢文のかざりの過たる故なり、又同じ大御言にて、今我是日神子孫而向日征虜、此逆天道也、【此御言、此記には、たゞ向日而戰不良とあり、】また觸以皇天之威、因徒就戮云々【不亦可乎といふまで、此文すべて漢意なり、】といひ、また獲罪於天などとある類、天は、もはら漢籍意の天にして、古ヘの意にそむけり、【天命天心天意天祿などあるたぐひみな同じ、】いかにといふに、天はたゞ虛空の上方に在て、天ツ神のまします御國なるのみにして、心も魂もある物にあらず、然れば天ノ道といふこともなく、皇天之威などいふべくもあらず、罪を獲べき由もなし、然るを天に神靈あるが如くいひなして、人の禍福も何も、世ノ中の事はみな、その所爲とするは、漢國のことにて、ひがことなるを、【續紀の宣命に、天地の心と見え、万葉の歌に、天地のなしのまに／＼などよめるも、奈良のころにいたりては、既に漢意のうつりて、古ヘ意にたがへることもまじれるなり、】外國には、萬の事をみな天といふは、神代の正しき傳說なくして、世ノ中の事はみな、神の御所爲なることをえしらざるが故なり、天帝或は天之主宰などいふなるは、神を指に似たれども、これらもなほことに神あることを知ていへるにはあら

ず、たゞ假の名にして、實は天の理もていへるなれば、天神とは異なり、かの皇天とある字を、アメノカミと訓るは、皇天にては、古意にかなはず、かならず天神とあるべき處なることを辨へたるなれば、此訓は宜し、されど此訓によりて、皇天即天神と心得むは、ひがことなり、凡て書紀を讀むには、つねに此差をよく思ふべき物ぞ、よくせずば漢意に奪はれぬべし、】ひたぶるに漢文のかざりを旨とせられつるから、かゝる違はあるなり、漢意に惑へる後世人、此差別をえしらず、是らの文を見ては、遂に天神と申すは、假の名にして、即天のことぞと心得れば、こは殊に學問の害となる文なり、【天神は、正しく人などの如く、現身ましませる神なり、漢意の天の如く、空しき理を以ていへる假名には非ず、天神と申す御稱の天は、その坐ます御國をいへるのみにして、神即天なるにはあらず、】綏靖御卷に、天皇風姿岐嶷、少有雄拔之氣、及壯容貌魁偉、武藝過人、而志尚沈毅といひ、崇神御卷に、天皇識性聰敏、幼好雄略、既壯寛博謹愼、云々、などいへる類の文も、古傳の有しを、漢字にうつし書れたるにはあらず、上代のはたゞ、其御代の御所行によりて、多くは撰者のかざりに加へられたる物と見ゆ、又履中御卷に、淡路島の事を、峯巖紛錯、陵谷相續、芳草薈蔚、長瀾潺湲といひ、雄略御卷に馬を稱て、超攄絶於埃塵、驅騖迅於滅沒、異體峯生、殊相逸發、といへるたぐひなども、潤色過ていとうるさき漢文なり、又神武御卷に、弟猾大設牛酒以勞饗皇師焉、崇神御卷に、盡命神龜以極致災之所由也、これらの文、かざりによりて實を失ひ、いたく害となれり、皇國には上代といへども、牛を食へることなく、又卜に龜を用ひたることも、古はなき事なるを、【牛酒神龜など書れたるは、撰者の意は、たゞ漢文の潤色のみなれども、後人は、これを實と思ふ故に、學問の害となるなり、牛を食ひ卜に龜を用るなどは、外國の俗にこそあれ、】景行御卷、倭建命の、東國に向ひて幸行むとする處に、天皇持斧鉞、以授日本武尊曰云云、すべて古、かゝる時にも、矛劍などをこそ賜ひつれ、斧鉞を賜へる事はさらになし、故これも、此記に給比々羅木之

「八尋矛」とあるぞ、實なりけるを、強て漢めかさむとて、斧鉞とは書れたるなり、語をかざれるは、なほゆるさるゝかたもありなむを、かく物をさへに替て書れたるは、あまりならずや、なほ此ノ類あり、看む人心すべし、又繼體天皇ノ巻、在越前ノ三國に大坐々しを、臣連等相議て、迎へ奉りて、天津日嗣所知看しめむとせしを、謝び賜へる處に、大男迹天皇、西向讓者三、南向讓者再とある、そのかみかゝる事あるべくもあらず、此ノ前後の文は、すべて漢籍にあるを、そのまゝに取れたるなり、抑かく人の事態まで造りかざりて、漢めかされたるはいかにぞや、又綏靖天皇元年、春正月壬申朔己卯云々、尊皇后曰皇太后とあるたぐひ、【此より次の御代々々も、みな此例に記されたり、】上ッ代のまゝにはあらず、いかにといふに、まづ上ッ代には、大后とは、當代の嫡后を申し、大御母命をば、大御祖と申せればなり、【此事、中巻白檮原ノ宮ノ段に委くいふべし、古へによらば、皇后を意富岐佐伎、皇大后をば意富美意夜と訓べし、皇大后を意富岐佐伎と訓てはかなはず、】さて皇后を、其ノ御子の御世に至りて、改めて際やかに皇大后と御號つけ奉り賜はむことも、上ッ代のさまには非ず、大御母命は、元より大御祖に坐ばなり、【上ッ代には、語をおきて、文字はなければ、外に皇大后と申すべき御號はなきをや、】凡てかゝる御號を、きはやかに改めらるゝなどは、もと漢國の事なり、且其年月日と、月日まで記されたるは、まして漢なり、すべて上ッ代の事に月日をいへるは、猶別に論あり、抑書紀の論ふべきことゞもは、なほ種々多かれども、今はたゞ漢籍意の潤色文の、古學の害となりぬべきかぎりの言を、これかれ引出て、辨へ論へるなり、此間植の言は、みな准へてさとるべし、すべて漢意の説は、理深げにて、人の心に入りやすく、惑ひやすき物なれば、彼ノ紀を看む人、つねに此意をなわすれそゆめ、

○書紀を訓讀ことはいとかたし、いかにといふに、まづ上ノ件に論へる如く、漢籍のふりをならひて、其ノかざりの文多ければなり、これを文のまゝに訓まむには、字音ながらもまじへて、もはらからぶみを讀ごとくによむべきさまなれども、又

なり〳〵に訓注を加へて、古言を顯はされたることもあるを思へば、然ひたぶるに漢籍の如く讀べきにも非ず、然らば全く古言によまむとするには、さらにさは訓がたき處おほく、又其字の意を得て、強てよむときは、言は皇國の言になりても、その連接と意とはなほ漢なること多し、然れば全く古言古意に訓むとならば、さらに文に拘らず、字にすがらず、たゞ其所のすべての意をよく思て、古事記万葉の語の格をよく考へて訓べし、然せむには、十字二十字などをも、みながら捨て讀、またき處々などもあるべきなり、さはあれども、今ノ世ノ人はおのづから又今の癖のある物なれば、さまで上つ代の意言を、いさゝかも違へず、つばらかにさとり明らめむことも、人ノ有りがたかるべきわざにしあれば、とにかくにうるはしく訓得がたき書なりかし、まして今ノ本の訓は、あるべき限りに、古言に違たる物にして、【此記にあることは、多く其ノ口にならひてよめり、】古き言どもは是にのこれる多し、されども漢文のかざりの處などは、其文のまゝに、字にすがりて訓る故に、さらに古ノ意にあらずして、言のつゞきざまなども、もはら漢籍讀なり、此ノ意を思ひて看べし

舊事紀といふ書の論

世に舊事本紀と名づけたる、十卷の書あり、此は後ノ人の偽り輯めたる物にして、さらにかの聖德ノ太子ノ命の撰び給し、眞の紀には非ず、【序も、書紀、推古ノ御卷の事に據て、後ノ人の作れる物なり、】然れども、無き事をひたぶるに造りて書るにもあらず、たゞ此ノ記と書紀とを取り合せて、集めたせり、其は卷を披きて一たび見れば、いとよく知らるゝことなれど、なほ疑はむ人もあらば、神代の事記せる所々を、心をとゞめて看よ、事毎に此記の文と書紀の文とを、皆本のまゝながら交へて擧たる故に、文體一つ物ならず、誠に木に竹を接りとか云ル如し、又此記なるをも、書紀なるをも、おのおの取て、一ノ事の中に所々有て、いと〳〵みだりがはし、すべて此記と書紀とは、なべての文のさまも、物ノ名の字なども、いたく異なるを、雜へて取れゝば、其けぢめいとよく分れてあらはなり、又往々古語拾遺をしも取れる、是も其文のまゝなれば、よく分

れたり、【これを以て見れば、大同より後に作れる物なりけり、さればこそ中に、嵯峨ノ天皇と云ことも見えたれ、】かくて神武天皇より以降の御世々々は、もはら書紀のみを取て、事を畧きかける、是も書紀と文全く同じければ、あらはなり、且歌はみな畧けるに、いかなればか、神武ノ御巻なるのみをば載たる、假字まで一字も異ならずなむ有る、をや、さて又某ノ本紀某ノ本紀とあげたる、巻々の目ども、みなあたらず、凡て正しからざる書なり、但し三の巻の内、饒速日ノ命の天より降り坐ス時の事と、五の巻尾張ノ連物部ノ連の世次と、十の巻國造本紀と云ふ物と、是等は何ノ書にも見えず、新に造れる事とも見えざれば、他に古書ありて、取れる物なるべし、【いづれも中に疑はしき事どもはまじれり、そは事の序あらむ處々に辨ふべし、】されば、これらのかぎりは、今も依用ひて、助くることおほし、又此記の今ノ本、誤字多きに、彼ノ紀にはいまだ誤らざりし本より取れるが、今もたま／＼あやまらである所などは稀にはある、是もいさゝか助となれり、大かたこれらのほかは、さらに要なき書なり、【〇舊事大成經といふ物あり、此は殊に近き世に作り出たる書にして、こと／＼く僞ノ說なり、又神別本紀といふものも、今あるは、近キ世ノ人の僞造れるなり、そのほか神道者といふ徒の用る書どもの中に、これかれ僞ノなるおほし、古學をくはしくして見れば、まことといつはりはいとよく分るゝ物ぞかし、】

記題號の事

古事記と號けられたる所以は、古への事をしるせる記といふことなり、書紀に、淨御原ノ宮ニ御宇天皇の御代に、かの川島ノ皇子等に仰せて、國史を撰ばしめらるゝ事を記されたる處に、記ニ定帝紀及上古ノ之諸事ヲとある、此ノ語即チ今の題號の意と同じ、然て此ノ題號は、かの書紀のごと、國號を標ず、押出してたゞ古事と云る、うけばりていと貴し、異國を邊つらひ思はず、天地の極み、たゞ天ッ神ノ御子の所知看食國の外なき意にかなへればなり、【撰者の意は、さることまでを思ひてなづけたるにはあらざるめれども、おのづから此意にかなひて、めでたきなり、】大御國の物學せむことがらは、何事に

と常此こゝろばへを忘るまじきものなり、又卷の分ちざまも、漢籍の例に、かゝはらずて、上卷中卷下卷といへる、これはためでたし、【卷ノ上卷ノ中卷ノ下といはむは、漢ざまなり、又卷之一卷第一などいふも漢なり、それも一ノ卷二ノ卷などゝこそいふべけれ、マキノイチマキノニ、又はヒトマキニアタルマキなどよまば、中々に皇國の物言ざまにはうとし、】さて日本紀をば、夜麻登夫美と訓を、此記の題號は、訓あることも聞えず、本より漢音の心にも、たゞ字音に讀こにや有けむ、されど彼夜麻登夫美の例に倣はゞ、布琉許登夫美とぞ訓まし、上卷は加美都麻岐、中卷は那加都麻岐、下卷は斯毛都麻岐と訓べし、

諸本又注釋の事

此記、今の世に流布れる本二ッあり、其一ッは、寛永のころ板に彫れる本にて、字の誤こそ甚多く、又訓も誤れる字のまゝに附たる所は、さらにもいはず、さらぬ所も、凡ていとわろし、今一ッは、其後に伊勢の神官なる、度會ノ延佳てふ人の、古本などを校へ改めて、鼇頭したる本なり、此は、かの脱たる字をも、誤れる字をも、大かた直して、訓もこれかれ聞ゆるさまに附たり、されど又まゝには、己がさかしらをも加へて、字をも改めつゝ見えて、中々なることもあり、此人すべて古語をしらず、たゞ漢ノ意のみ、一わたり思ひて、訓ざまに、其訓は、ひが事も、いたくおほくて、後世なること漢ざまのみなり、さらに用ふべきにあらず、かくて右の二ッをおきて、古本はいとまれらにて、今はいさゝか得がたきを、いさきにからくして、一本ッ得て見つるに、誤ことなほいと多になむ有ける、近き、ある又、かの延佳が、はじめに異本どもを校合て、これもかれも書入たる本を寫したる本、又京の村井氏【敬義】が所藏る古き本をも見るに、此らはた殊なることもなくて、誤のみ多く、村井がは、大かた例の印本にぞ近かりける、其後又、尾張ノ國名兒屋なる眞福寺といふ寺【俗に大須の觀音といふ】に、昔より傳へ藏る本を寫せるを見るに、こは例の本どもとは異なる、めづらしき事もをりをりあ

るを、字の脱たる誤れるなどは、殊にしげくぞある、かゝればなほ今ノ世には、誤なき古ヘノ本は、在がたきなりけり、されど有る本ども、これかれ得失とは互に有リて、見合ハすれば、益となること多し、

○此記、むかしより註釋あることをきかず、たゞ元々集といふ物に、或記ニ云ク【古事記釋】云々、また古事記ノ釋註ニ曰ク云々とあるは、むかし釋註といふもの有しにこそ、そは誰作れりしにか、其名だに他には見えず、まして今は聞えぬ物なり、【或僞書に、此記の註とて、名を作りて、引たることあれど、そらごとなれば、いふにたらず、】

文體の事

すべての文、漢文の格に書れたり、抑此記は、もはら古語を傳ふるを旨とせられたる書なれば、中昔の物語文などの如く、皇國の語のまゝに、一もじもたがへず、假字書にこそせらるべきに、いかなれば漢文には物せられつるぞといはむか、いで其ゆゑを委曲に示さむ、先ッ大御國にもと文字はなかりしかば、【今神代の文字などいふ物あるは、後ノ世人の僞作にて、いふにたらず、】上ッ代の古事どもも、何も、直に人の口に言ヒ傳へ、耳に聽傳はり來ぬるを、やゝ後に、外國より書籍と云フ物渡參來て、【西土の文字の、始メて渡參來つるは、記に應神天皇の御世に、百濟の國より、和邇吉師てふ人につけて、論語と千字文とを貢しことある、此時よりなるべし、なほ懷風藻の序などにも、此おもむき見えたれば、奈良のころも然言ヒ傳へたるなるべし、それよりさきにも、外國人の參入しは、書紀に崇神天皇の御世に始メて彌摩那ノ國人及垂仁天皇の御世に、新羅國王ノ子天之日矛などあれども、書籍はいまだ渡らざりけむ、そも〳〵異國とここと通ふことは、漢國の書には、かのくにの漢といひし代より、御國の使、かしこに至れりつと云へれども、皇朝にはさらにしろしめさぬ事にして、此はくさ〴〵論ひ有て、別にしるせり、彼ノ國に大御使を遣はしゝは、遙の後、推古天皇の御世ぞ始メなりける、又韓の國々の、したしく仕ヘ奉りしことは、神功皇后の、かの國を向伏しよりの事なれば、書籍のわたり來しも、決くかの和邇がまゐりこし時より

めこゝと思はるゝ、然るに神武天皇の御時よりも、既く文字は有しごと思ふ人もあれど、そは書紀を一わたり見て、かのかざりの多かることを、よくも考へず、文のまゝに意得しから、さも思ふぞかし、】其を此間の言もて讀ならひ、その義理をもわきまへさとりてぞ、【書紀に、應神天皇十五年、太子の、百濟の阿直岐又王仁に、經典をならひて、よくさとり賜へりしこと見えたり、】其ノ文字を用ひ、その書籍の語を借て、此間の事をも書記すことにはなりぬる、【書紀ノ履中ノ卷、四年云々首に引るがごとし、】されどその書籍てふ物は、みな異國の語にして、此間の語とは、用格もなにも、甚く異なれば、その語を借て、此間の事を記すに、全く此間の語のまゝには、書取がたかりし故に、萬ノ事、かの漢文の格のまゝになむ書キならひ來にける、故、奈良の御代のころに至るまでも、物に書るかぎりは、此間の語の随なるは、をさ／＼見えず、万葉などは、歌の集なるすら、端辭など、みな漢文なるを見てもしるべし、かの物語書などのごとく、こゝの語のまゝに物書事は、今ノ京になりて、平假字といふもの出來ての後に始まれり、但し歌と祝詞と宣命詞と、これらのみは、いと古へより、古語のまゝに書キ傳へたり、これらは言に文をなして、麗くつゞりて、唱へ擧て、神にも人にも聞感しめ、歌は詠めもする物にて一字も違ひては惡かる故に、漢文には書がたければぞかし、故レ歌は、此記と書紀とに載れる如くに、字の音をのみ假てかける、これを假字といへり、【假字とは加理那なり、其字の義をばとらずて、たゞ音のみを假て、櫻を佐久羅、雪を由伎と書たぐひなり、那は字といふことなり、字を古へ名といへり、さて古への假字は、凡て右の佐久羅由伎などの如く書るのみなりしを、後に、書に便よからむために、片假字といふ物を作れり、作れる人はさだかならず、吉備ノ大臣などにぞありけむ、かくて是レを片假字と名けし意は、本よりの假字のかたはしを略て、伊を亻利をリと、片をかくが故なり、此ノ名は、うつぼの物語藏開ノ卷國譲ノ卷、又狭衣ノ物語などにも見えたり、さて此ノ片假字もなほ眞書にて、婦人兒童などのため又歌などを書にも、なごやかならざるゆゑに、又草書をくづして、平假字を作れり、是レも其人はさだかならねど、花鳥餘

のまゝに讀て、古語に違ふことなし、】などの如し、又漢文に引カれて、古語のさまにたがへる處も、をり／＼は無きにあらず、名其子云木俣神とあるたぐひ、古語にかゝば、其子名云木俣神とか、其子名木俣神とか有ルべし、此謂之神語也とある、之ノ字の添たるは、古語にたがへり、更往廻其天之御柱如先、これらも如先てふ言の置所、此方の語とたがへり、更其天之御柱如先往廻といふぞ、此方の語つゞけなる、此ノ類と心をつくべきことなり、よくせずば漢文に惑ひぬべし、又懐妊臨産、或は不得成婚、或は足示後世、或は不得忍其兄などの類は、ひたぶるの漢文にして、さらに古語にかなはず、但シかくさまの文といへども、ことさらに好みてにはあらざるめれど、當時物書クには、なべて漢文のみになれぬるから、さりはづしては、おのづからかゝることも雑れるなるべし、【古ヘ假字文の例なくして、漢文にのみ物をかきなれたるゆゑなり、假字文かくこと始まりて後の、物語文などには、かへりてかくの如き詞つきなる文はなきをもてしるべし、】又庶兄嫡妻人民國家などのたぐひの文字も、此方の言には疎けれど、これらは殊に世に用ひなれたるまゝなるべし、山海晝夜などの類も、此方には海山夜晝といへども、これはた書キなれたるまゝなり、さて又古言を記すに、四種の書きざまあり、一ッには假字書、こは其言をいさゝかも違へざる物なれば、あるが中にも正しきなり、二ッには正字、こは阿米を天、都知を地と書ク類にて、字の義、言の意に相當て、正しきなり、【但し天を阿麻とも曾良とも訓べく、地は久爾とも登許呂とも訓べきが故に、言の定まらざることあり、故レ假字書の正しきには及ばず、】されど又、言の意を具へたるは、假字書にまされり、】其ノ中に、股に俣と書キ【こは漢國籍になき文字なり、】橋に椅ノ字を用ひ、【こは橋の義なき字なり、】蜈蚣を呉公と作る【こは偏を省ける例なり、】たぐひは、正字ながら別なるものにして、又各一種なり、【其由どもは、各其處々にいふべし、】三ッには借字、こは字の義を取らず、たゞ其ノ訓を、異意に借りて書クを云、序に、因訓述者、詞不逮心とある是なり、神ノ名人ノ名地ノ名などに殊におほし、其ノ餘のたゞの言にも、まれには用ひ

たり、平城のころまでは、凡て此ノ借字に書る、常の事にて、云もてゆけば、假字と同じことなるを、後ノ世になりては、たゞ文字にのみ心をつくる故に、これをいぶかしむめれど、古ヘは言を主として、字にはさしも拘ハらざりしかば、いかさまにも借リて書けるなり、因ミには、右の三種の内を、此レ彼レ交へて書るものあり、さて上ノ件リの四くさの外に又所由ありて書る一種あり、日下春日飛鳥大神長谷他田三枝のたぐひ是なり、

假字の事

此記に用ひたる假字のかぎりを左にあぐ、

〔ア〕阿　此ノ外に、延佳本又一本に、白檮原ノ宮ノ段に、亞亞といふ假字あれども、誤字と見えたり、其由は彼處に辨べし、

〔イ〕伊

〔ウ〕宇汙　此ノ中に、汙ノ字は、上ツ卷石屋戸ノ段に、伏汙氣ヲとたゞ一ツあるのみなり、

〔エ〕延愛　此ノ中に、愛ノ字は、上ツ卷に愛袁登古愛袁登賣、また神ノ名愛比賣などのみなり、

〔オ〕淤意隱　此ノ外に、下ツ卷高津ノ宮ノ段ノ歌に、於志弖流と、たゞ一ツ於ノ字あれども、一本に淤とあれば、彼ノ誤なり、隱ノ字は、國ノ名隱伎のみなり、

〔カ〕加迦賀甲可【濁音】賀何我　此ノ中に、甲ノ字は、甲斐とつゞきたる言にのみ用ひたり、【國ノ名のみならず、あらゆる甲斐といふ言には、すべて此ノ字を書り、】可ノ字は、中ツ卷輕嶋ノ宮ノ段ノ大御歌に、阿可良袁登賣とあるのみなり、【本に、明ノ宮ノ段ノ歌に、加佐斐に、可ノ良とあるは、ひがことなり】賀ノ字は、清濁に通はし用ふといふ人もあれども、然らず、必濁音なり、【記中の歌に、賀ノ字の見えたる、すべて二百三十あまりなる中に、必清音なるべきところは、たゞ五ツのみにして、其餘[illegible]

二十あまりは、ことごとく濁音の處なればなり、】何ノ字は、上卷ノ歌に、和何と三ツ、また岐美何ともあるのみなり、我ノ字は、中卷に、姓の蘇我のみなり、【下卷には宗賀とかけり、】

〔キ〕 伎紀貴幾吉 【清濁通用】岐 【濁音】藝疑棄 此ノ中に、伎ノ字と岐ノ字との間に、疑はしきことあり、上卷の初つかたしばしがほどは、清音には伎ノ字を用ひ、岐ノ字は濁音にのみ用ひて、清濁分れたるに、後は清濁共に岐をのみ用ひて、伎を用ひたるはたゞ、上卷八千矛ノ神ノ御歌に、伎許志弖、また那伎、【鳴也、】中卷白檮原ノ宮ノ段に、伊須々岐伎、輕島ノ宮ノ段に迦豆伎、下卷高津ノ宮ノ段に、伊波迦伎加泥弖、朝倉ノ宮ノ段に由々斯伎、これらのみなり、抑記中凡て一ツノ假字を、清濁に兼用ひたる例なきをもて思ふに、本は清音の處は、終りまでみな伎ノ字なりけむを、字ノ形の似たるから、後に誤りて、みな岐に混れつるにやあらむ、【又伊邪那岐命の岐ノ字を、伎と作る處もあり、是レはたまぎれつるなり、】されど今は定めがたければ、姑く岐をば清濁通用とあげつ、貴ノ字は、神ノ名阿遲志貴のみなり、【歌にも此ノ字を書り、】幾ノ字は、河内の地名志幾のみなり、【大倭のはみな師木とのみかけり、】吉ノ字は、國ノ名吉備、【歌にも岐備と書り、】姓吉師のみなり、疑ノ字は、上卷に佐疑理、【霧なり、】中卷に泥疑【二つあり、】須疑【過なり二ツあり、】のみなり、棄ノ字は、上卷に奴棄宇弖とあるのみなり、【同じつゞきに此ノ言の今一ツあるには、奴岐と書り、】

〔ク〕 久玖 【濁音】具

〔ケ〕 氣祁 【濁音】宜下牙 此ノ中に、下ノ字は、上卷に久羅下【海月なり、】とあるのみなり、牙ノ字は、中卷に佐夜牙流とあるのみなり、

〔コ〕 許古故胡高去 【濁音】碁其 此ノ中に、故ノ字は、上卷ノ歌に故志能久邇と、只一ツあるのみなり、【文には高志と書り】胡ノ字は、中卷白檮原ノ宮ノ段に、盈々志夜胡志夜、【二ツあり、】下卷甕栗ノ宮ノ段ノ歌に宇良胡本斯、これのみなり、去ノ字は、

むか、周ノ字は、國ノ名周芳のみなり、さて右の字どもの外に、中卷水垣ノ宮ノ段ノ歌に、素ノ歌一ッあれども、それは袁ノ字の誤りなり、

〔セ〕 勢世 【濁音】是

〔ソ〕 曾蘇宗 【濁音】叙　　此ノ中に、曾ノ字は、なべては清音にのみ用ひたるに、辭のゾの濁音には、あまねく此ノ字を用ひたり、【書紀万葉などもおなじ、】故レもしくは辭のゾも、古へは清て云るかとも思へども、中卷輕嶋ノ宮ノ段ノ歌には、二處まで叙ノ字をも用ひ、又某ゾといひとぢむるゾにも、多くは叙を用ひたれば、清音にあらず、然るにそのいひとぢむるこゝろのゾにも、一ッ二ッ曾を書る處もあり、然れば此字、清濁に通はし用ひたるかとも思へど、記中にさる例もなく、又辭のゾをおきて、他に濁音に用ひたる處なければ、今は清音と定めつ、そもく此ノ字、辭のゾにのみ濁音に用ひたること、猶よく考ふべし、宗ノ字は、姓阿宗宗賀のみなり、

〔タ〕 多當他 【濁音】陀太　　此ノ中に、當ノ字は、當藝志美々ノ命、また當藝斯、當藝野、當岐麻などのみなり、他ノ字は、地ノ名多他那美、下卷高津ノ宮ノ段ノ歌に他賀【誰なり、】これのみなり、太ノ字は、下卷列木ノ宮ノ段に、品太天皇とあり、【此ノ御名、餘は皆品陀とかけり、】又朝倉ノ宮ノ段ノ歌に、延佳本に太陀理【線柱なり】とあるは、さかしらに改めたるものにして、ひがことなり、諸本みな本陀理とあるぞよろしき、【なほこの太陀理の事は、彼歌の下に委しく論ふ】また中卷にも、阿太ノ之別といふ姓あり、其は本ノ字の誤りならむかの疑ひあるなり、

〔チ〕 知智 【濁音】遲治地　　此ノ中に、地ノ字は神ノ名宇比地邇、意富斗能地のみなり、

〔ツ〕 都 【濁音】豆

〔テ〕 弖帝 【濁音】傳殿　　此ノ中に、帝ノ字は、神ノ名布帝耳、中卷に、佐夜藝帝とあるのみなり、殿ノ字は、上卷に志殿

【甕なり】のみなり、

【ト】登斗刀等上【濁音】杼度騰縢　此ノ中に、等ノ字は、上卷に、袁等古また美許等、下卷に、等母連、これらのみなり、上ノ字は國ノ名上のみなり、騰ノ字は、神名淤縢山津見のみなり、縢ノ字は、登富縢とあるのみなり、【中卷に騰滿門比賣とあるは、誤りなるべし、】さて此ノ縢騰の内、一ツは一ツを誤れるにもあらむか、

【ナ】那

【ニ】邇爾

【ヌ】奴怒濃努　此ノ中に、濃ノ字は、國ノ名美濃のみなり、【凡て古書に、濃なごは、スの假字に用ひたり、ノの音にはあらず、スを、ノといふは、中古よりのことなり、】努ノ字は、中卷に、美努村とあるのみなり、

【ネ】泥尼禰　此ノ中に、尼ノ字は、上卷に、加尼【金なり】また阿多尼都岐とあるのみなり、禰ノ字は、宿禰、また輕嶋ノ宮ノ段に沙禰王、【こは彌の誤りにもあらむか、】これのみなり、

【ノ】能乃　此ノ中に、乃ノ字は、上卷に大斗乃辨ノ神、下卷に余能那賀乃比登、又加微乃美阿賣、又比志呂乃美夜、これらのみなり、

【ハ】波【濁音】婆

【ヒ】比斐卑【濁音】備肥　此ノ中に、卑ノ字は、天ノ菩卑ノ命【此ノ御名、比ノ字をも書たり、】のみなり、

【フ】布賦【濁音】夫服　此ノ中に、賦ノ字は、賦登麻和訶比賣、又日子賦斗邇ノ命、又地ノ名伊賦夜坂、波邇賦坂、これらのみなり、服ノ字は、地ノ名伊服岐のみなり、

【ヘ】幣閉平【濁音】辨倍　此ノ中に、平ノ字は、地ノ名平群のみなり、さて幣ノ字は、弊ノ字に作る處もあり、其は誤りと

すべし、其ノ説全ク上の某と甚との如し、辨ノ字は、弁とも作る處あるは、同じこと、心得て寫シ誤れるなり、【こは、釋を尺、
甚を基と書ク類にて、畫の多き字をば、音の通ふ字の、畫少ク、書易きを借リて書ク例ありて、辨をもつねに弁と書ならへる故
に、たゞ同じことゝ心得たるものなり、別に此ノ字をも用ひたるにはあらず、これは假字なれば、もとより別に弁ノ字とせ
むも、事もなけれど、なほ然にはあらじ】

〔ホ〕富本菩番蕃品【濁音】煩　此ノ中に、本ノ字は、上卷には一ツもなくして、中卷下卷に多く用ひたり、菩ノ字は、天ノ之菩卑ノ命、中卷に加牟菩岐、これのみなり、番ノ字は、番能邇々藝ノ命、又番登、【陰なり】これのみなり、蕃ノ字は、蕃登【陰なり】のみなり、番蕃の内、一ツは一ツの誤にもあるべし、品ノ字は、中卷に、品牟智和氣ノ命とあるのみなり、【同シ御名を、下には本ノ字を書り】そのほかは、ホムの二音にこれかれ用ひたり、

〔マ〕麻摩

〔ミ〕美微彌味　此ノ中に、彌ノ字は、神名彌都波能賣、彌豆麻岐また下卷高津ノ宮ノ段に意富岐彌、【此ノ言、餘は美ノ字をかけり、】遠ツ飛鳥ノ宮ノ段に和賀多々彌、これらのみなり、味ノ字は、中卷に作味那志麻、これ一ツなり、

〔ム〕牟无武　此ノ中に、无ノ字は、國ノ名无邪志のみなり、武ノ字は、國ノ名相武のみなり、【相摸と作ける本もあり、歌には牟ノ字を書り】

〔メ〕米賣咩　此ノ中に、咩ノ字は、中卷輕島ノ宮ノ段ノ末、人ノ名富[illegible]咩をのみなり、【こは正しくは咩と作字なり】

〔モ〕毋毛　此ノ外に、下卷高津ノ宮ノ段ノ歌に、文ノ字一ツあれど、誤りなるべし、

〔ヤ〕夜也　此ノ中に、也ノ字は、上卷歌の結に、登也と只一ツあるのみにて、疑はしけれど、姑くあげつ、【なほ其ノ歌の處に云べし】

〔ユ〕由

〔ヨ〕余用與豫　此ノ中に、豫ノ字は、國ノ名伊豫、【中卷下卷には、伊余とかけり、】又豫母都志許賣のみなり、

〔ラ〕羅良

〔リ〕理

〔ル〕琉流留

〔レ〕禮

〔ロ〕呂路漏侶盧樓　此ノ中に、路ノ字は、上卷に、斯路岐【二ッあり、】久路岐のみなり、中卷下卷には、白黑のロに、みな漏ノ字を用ひたり、侶ノ字は、佐久々斯侶のみなり、盧ノ字は意富牟盧夜のみなり、樓ノ字は、摩都樓波奴とあるのみなり、【此ノ言今一ッあるには、漏ノ字をかけり、】

〔ワ〕和丸　此ノ中に、丸ノ字は、地ノ名丸邇のみなり、【こは訓に非ず、音なり、】

〔ヰ〕韋

〔ヱ〕惠

〔ヲ〕袁遠

上件の外に、記汜滸劒棉之天未末且微夜女召此忘計酒河袚友申配表存在又、これらを假字に書る本あり、みな寫し誤れるものなり、

假字用格のこと、大かた天暦のころより、以往の書どもは、みな正しくして、伊韋延惠於袁の音、又下に連れる、波比布閇本と、阿伊宇延於和韋宇惠袁とのたぐひ、みだれ誤りたること一ッもなし、其はみな恒に口にいふ語の音に、差別ありけ

るから、物に書にも、おのづからその假字の差別は有けるなり、【然るを語の音には、古も差別はなかりしを、たゞ假字のうへにて、書分たるのみなりと思ふは、いみしきひがことなり、もし語の音に差別なくば、何によりてかは、假字を書キ分ることのあらむ、そのかみ此ノ書キ彼ノ書キと、假字のたがへることなくして、みなおのづからに同じきを以ても、語ノ音にもとより差別ありしことを知べし、かくて中昔より、やうやくに右の音どもおの〳〵亂れて、一ツになれるから、物に書くにも、その別なくなりて一ツノ音に、二ツ三ツの假字ありて、其は無用なる如くになむなれりけるを、其ノ後に京極ノ中納言定家ノ卿、歌書の假字づかひを定めらる、これより世にかなづかひといふこと始まりき、然れども、當時既く人の語ノ音別わず、又古書にも依らずて、心もて定められつる故に、その假字づかひは古のさまとは、いたく異なり、然るを其後の歌人の思へらくは、古へは假字の差別なかりしを、たゞ彼ノ卿にして、始めて定め給へると思ふめり、又近き世に至りては、たゞ音の轉ニ便りを以て辨ふべし、といふ説などもあれど、みな古へを知らぬ妄言なり、こゝに難波に契沖といひし僧ぞ、古書をよく考へて、古への假字づかひの、正しかりしことをば、始めて見得たりし、凡て古學の道は、此ノ僧よりぞ、かつ〳〵も開け初ける、いとも〳〵有がたき功になむ有ける、】かくて其ノ正しき書どもの中に、此記と書紀と萬葉集とは、殊に正しきを、其中にも、此記は又殊に正しきなり、いでそのさまを委曲に云ハむには、まづ續紀より以來の書どもの假字は、清濁分らず、【濁音の字に、清音ノ假字を用ひたるのみならず、清音に濁音ノ字をもまじへ用ひたり、】又音と訓とを雜へ用ひたるを、此記書紀萬葉は清濁を分てり、【此記及書紀万葉の假字、清濁を分てるにつきて、なほ人の疑ふことあり、今つばらかに辨へむ、そはまづ後ノ世には濁る言を、古へは清ていへるも多しと見えて、山の枕詞のあしひき、又宮人などのヒ。、鳥の枕詞家つ鳥などのト。のたぐひ、古書どもには、いづれも〳〵清音の假字をのみ用ひて、濁音なるはなし、なほ此類多し、又後ノ世には清む言に、濁音の假字をのみ用ひたるも多し、これらは、假字づかひのみだりなるにはあらず、古へと後ノ世と、

言の清濁の變れるなれば、今の心をもて、ゆくりなく疑ふべきにあらず、又そのほかに、言の首など、決めて清音なるべき處にも、濁音の假字を用ひたることも、いとまれ〳〵にはあるは、おのづからとりはづして、誤れるもあるか、又後に寫し誤れるもあるべし、されど此記には、殊に此ノ違ひはいと〳〵まれにして、惣ての中に、わづかに二十ばかりならでは見えざる、其中に十ばかりは、婆ノ字なるを、その八ツは、一本には波と作れば、のこり二ツ三ツの婆も、もとは波なりしことしられたり、然れば、記中すべて清濁の違へりと見ゆるは、たゞ十ばかりには過ずして、其ノ餘幾百かある清濁は、みな正しく分れたるものを、いと〳〵まれなる方になづみて、なべてを疑ふべきことかは、さて書紀は、此記に比ぶれば、清濁の違へることいと多し、こはいといふかしきことなり、然れども又、全くこれを分たず、濫用ひたるものにはあらず、凡ては正しく分れたれば、かの後の代ノ、混用ひたる書どものなみにはあらず、さて又万葉は、此記に比ぶれば、違へることこれもや、多けれども、書紀に比ぶれば、違ひはいと少くして、すべて清濁正しく用ひ分たるさまなり、これらの差別は、その用ひたる假字どもを、一ツ一ツ毎にあまねく考へ合せて、知ルべきことなり、たゞ大よそに見ては、くはしきことは、知リがたかるべきものぞ、】其ノ中に萬葉の假字は、音訓まじはれるを、【但し万葉の書法は、まさしき假字の例には、立がたき事あり、なほ種々あやしき書ざまも多ければなり、】此記と書紀とは、音のみを取リて、訓を用ひたるは一ツもなし、これぞ正しき假字なりける、【訓を取ることは、木由と女牟の類なり、此記と、書紀には、かゝるたぐひの假字あることなし、書紀允恭ノ御巻歌に、沫津ノ二字あるは、共に寫し誤れるものなり、又皆ノ字を多く用ひたる、是も音を誤れるなり、こは多イの音ノ字なるを、タに用ひたる例は、迺ナイをノに、迺ダイをドに、耐ダイをドに用ひたると同じ、此ノ格他ノ音にも多し、なほ書紀の假字、今ノ本、字を誤り讀を誤れる多し、委くは別に論ひてむ、】然るに書紀は、漢音呉音をまじへ用ひ、又一字を二音四音にも、通はし用ひたる故に、いとまぎらはしくして、讀を誤ること常多きに、此記は、呉音をのみ取て、一ツも漢音を取らず、【帝

なテこ、禮をレに用るも、漢音のテイレイにはあらず、呉音のタイライなり、こは愛をエに、賣米をメに用ると同ジ格なり、書紀にも、此格の假字あり、開階をケに、細をセに、珮背をヘに用ひたる是レなり、さて用ノ字は、呉音はユウにして、ヨウは漢音なるに、ヨの假字に用ひたるは、此ノ字古ヘは、呉音もヨウとせるにや、書紀にも万葉にも、ヨの假字にのみ用ひて、ユに用ひたる例なし、】又一ノ字をば、唯一音に用ひて、二音三音に通はし用ひたることなし、【宜をギともよみ、用をユともよむたぐひは、みなひがことなり、】又入聲ノ字を用ひたることをさ〳〵無し、たゞオには意ノ字を用ひたるは、入聲なり、【是レは億ノ字ノ偏を省きたるものなり、古ヘは偏を省きて書ケる例多し、此ノ事傳十七ノ卷呉公の下に委くいふべし、億憶などをも、書紀にオの假字に用ひたり、又意ノ字に億の音もあり、臆に通ふこともあれども、正音をおきて、傍音を取べきにあらず、たゞ億の偏を省ける物とすべし、】又いとまれに、シキに色ノ字、カフに甲ノ字、ブクに服ノ字を書ることもあり、これらは由あり、そは必ス下に、其ノ韻の通音の連きたる處にあり、【色ノ字は、人ノ名に色許と連きたるにのみある、色の韻はキにして、許は其ノ通音なり、甲ノ字は、甲斐と連きたる言にのみ書る、甲の韻はフにして、斐は其ノ通音なり、服ノ字は、地名伊服岐とあるのみなる、服の韻はクにして、岐は其ノ通音なり、おほかたこれらにても、古ヘ人の假字づかひの、いと厳なりしことをしるべし、】此ノ外吉備吉師の吉ノ字あれども、國ノ名又姓なれば、正しき假字の例とは、いさゝか異なり、【故に吉備と、歌には岐備とかけり、凡て歌と訓注とぞ、正しき假字の例には有ける、】さて又同音の中にも、其ノ言に隨ひて、用ふる假字異にして、各定まれること多くあり、其ノ例をいはゞ、コの假字には、普く許古ノ二字を用ひたる中に、子には古ノ字をのみ書て、許ノ字を書ることなく、【彦壯士などのコも同じ】メの假字には、普く賣米ノ二字を用ひたる中に、女には賣ノ字をのみ書て、米ノ字を書ることなく、【姫處女などのメも同じ、】キには、伎岐紀を普く用ひたる中に、木城には紀をのみ書て、伎岐をかゝず、トには登斗刀を普く用ひたる中に、戸太門のトには、斗刀をのみ書て、登をかゝず、ミには美微を普く用

ひたる中に、神のミ、木草の實には、微をのみ書て、美を書ず、モには毛母を普く用ひたる中に、妹百雲などのモには、毛をのみ書て、母をかゝず、ヒには、比肥を普く用ひたる中に、火には肥をのみ書て、比をかゝず、生のヒには、斐をのみ書て、比肥をかゝず、ビには、備毘を用ひたる中に、彦姫のヒの濁りには、毘をのみ書し、備を書ず、ケには、氣祁を用ひたる中に、別のケには、氣をのみ書て、祁を書ず、辭のケリのケには、祁をのみ書し、氣をかゝず、ギには、藝を普く用ひたる中に、過禱のギには、疑字をのみ書て、藝を書ず、ソには曾蘇を用ひたる中に、虚空のソには、蘇をのみ書て、曾をかゝず、ヨには、余與用を用ひたる中に、自の意のヨには、用をのみ書し、余與をかゝず、ヌには、奴怒を普く用ひたる中に、野角忍篠樂など、後ノ世はノといふヌには、怒をのみ書て奴をかゝず、右は記中に同言の數處に出たるを驗し、此彼擧たるのみなり、此ノ類の定まり、なほ餘にも多かり、此レは此ノ記のみならず、書紀萬葉などの假字にも、此ノ定まりほの〴〵見えたれど、其はいまだ偏くもえ驗ず、なほこまかに考ふべきことなり、然れども、此記の正しく精しきには及ばざるものぞ、抑此ノ事は、人のいまだ得見顯さぬことなるを、己始メて見得たるに、凡テ古語を解く助となることいと多きぞかし、

○二合の假字　こは人ノ名と地ノ名とのみにあり、

〔アム〕淹　淹知　〔イニ〕印　印惠命、印色之入日子命　〔イチ〕壹　壹比韋、壹師　〔カグ〕香　香山、香用比賣　〔カゴ〕香　香余理比賣、香坂王　〔グリ〕群　平群　〔サガ〕相　相模、相樂　〔サヌ〕讃　讃岐　〔シキ〕色　印色之入日子命　〔スク〕宿　宿禰　〔タニ〕丹旦　丹波、旦波　〔タギ〕當　當麻　〔チキ〕直　阿直　〔ツク〕筑竺　筑紫、竺紫　〔ヅミ〕曇　阿曇　〔ナニ〕難　難波　〔ハヽ〕伯　伯伎　〔ハカ〕博　博多　〔ホム〕品　品遲部、品夜和氣命、品陀和氣命　〔マツ〕末　末羅　〔ムク〕目　高目郎女　〔ラカ〕樂　相樂　凡て古書地名に此ノ類いと多し、

○借字　是も人ノ名と地ノ名とに多し

〔ウ〕菟〔エ〕江枝〔カ〕鹿蚊〔キ〕木寸〔ケ〕毛〔コ〕子〔サ〕狭〔シ〕師【こは正しく音なるを、やがて訓にもして、借字に用ひたるあり、師木、百師木、味師、時置師神、秋津師比賣、などの師ノ字是なり、これらは、音の假字の例にはあらず、訓にて借字の例なり】〔ス〕巣洲酢〔セ〕瀬〔タ〕田手〔チ〕道千乳〔ツ〕津〔テ〕手代〔ト〕戸砥〔ナ〕名〔ニ〕丹〔ヌ〕野沼〔ネ〕根〔ハ〕羽齒〔ヒ〕日氷〔ヘ〕戸〔ホ〕穂太〔マ〕間眞目〔ミ〕見海御三〔メ〕目〔モ〕裳〔ヤ〕屋八矢〔ユ〕湯〔ヰ〕井〔ヲ〕尾小男

上ノ件の字ども、常に多く借字に用ひたり、但し此ノ字どもを書るは、皆借字なりといふにはあらず、正字なる處も多く、又正字とも借字とも、さだかに辨へがたきところも多かり、又借字は、此ノ字どもに限れるにもあらず、たゞ大かたを擧るのみなり、或人、借字も即ち假字なれば、別に借字といふことは、有ゝべくもあらず、又古書の假字に、訓を用ひたることなしとも云べからず、といふは精しからず、假字借字、いひもてゆけば同じことなれども、此記にも書紀にも、歌又訓注などに、訓を用ひたることはなし、其は正しき假字の例に非るが故なり、此をもて、借字は別に一種なることを知ゝべし、別に一種なるが故に、其ノ目を立て、借字とはいふなり、

○二合の借字

〔アナ〕穴〔イク〕活〔イチ〕市〔イネ〕稻〔イハ〕石〔イヒ〕飯〔イリ〕入〔オシ〕忍押〔カタ〕方〔カネ〕金〔カリ〕刈〔クシ〕櫛〔クヒ〕杙咋〔クマ〕熊〔クラ〕倉〔サカ〕坂酒〔シロ〕代〔スキ〕鉏〔ツチ〕椎〔ツヌ〕角〔トリ〕鳥〔ハタ〕幡〔フル〕振〔マタ〕俣〔マヘ〕前〔ミミ〕耳〔モロ〕諸〔ヨリ〕依〔ワケ〕別〔ヲリ〕折　ことわり一音の借字と全ら同じ、さて二合の借字、上件の外なほいと多かるを、今はたゞ、其中にあまた處に見えたるをえり出て、此と彼とあぐるのみなり

訓法の事

凡て古書は、語を嚴重にすべき中にも、此記は殊に然あるべき所由あれば、主と古語を委曲に考て、訓を重くすべきなり、いで其ノ所由はいかにといふに、序に、飛鳥ノ淨御原ノ宮ニ御宇天皇の大詔命に、家々にある帝紀及本辭、既に實を失ひて、虚僞おほければ、今その誤を正しおかずは、いくばくもあらで、其ノ旨うせはてなむ、故ノ帝紀をえらび、舊辭を考へて僞をのぞきすてゝ、實のかぎりを後ノ世に傳む、と詔たまひて、稗田ノ阿禮といひし人に、大御口づから仰せ賜ひて、帝皇ノ日繼と、先代の舊辭とを、誦うかべ習はしむ、とあるをよく味ふべし、帝紀とのみはいはずて、舊辭本辭などいひ、又次に安万侶ノ朝臣の撰ヒ録れることを云る處にも、阿禮が誦たる勅語ノ舊辭を撰録すとあるは、古語を旨とするが故なり、彼ノ詔命を敬て思ふに、そのかみ世のならひとして、萬ノ事を漢文に書キ傳ふとては、其ノ度ごとに、漢文章に牽れて、本の語は漸ゝに違ひもてゆく故に、如此ては後遂に、古語はひたぶるに滅はてなむ物ぞと、かしこく所思看し哀みたまへるなり、殊に此ノ大御代は、世間改まりつるころにしあれば、此ノ時に正しおかでは、とおもほしけるなるべし、さて其を彼ノ阿禮に仰せて、其ノ口に誦うかべさせ賜ひしは、いかなる故ぞといふに、萬ッの事は、言にいふばかりは、書にはかき取リがたく、及ばぬこともある物なるを、殊に漢文にしも書キならひなりしかば、古語を違へじとては、いよゝ書キ取リがたき故に、まづ人の口に熟誦ならはしめて後に、其ノ言の隨に書録さしめむの大御心にぞ有ッけむかし、【當時、書籍ならねど、人の語にも、古言はなほのこりて、失はてぬ代なれば、阿禮がよみならひつるも、漢文の舊記に本づくとは云ヘども、語のふりを、此間の古語にかへして、口に唱へこゝろみしめ賜へるものぞ、然せずして、直に書よりかきうつしては、本の漢文のふり離れがたければなり、或人、其ノ時既に諸家の記録ども、誤おほしとならば、阿禮は何れの書によりて、諸ノ古語をば、誦ならへるにかと疑ふ、其はそのかみなほ誤なき記録も遺れりけむを、よく擇てぞ取レりけむ、】此ノ大御志をよく思ひはかりて本

て、古語のなほざりにすまじきことを知べし、これぞ大御國の學問の本なりける、もし語にかゝはらずて、たゞに義理をのみ旨とせむには、記録を作らしめむとして、先ヅ人の口に誦習はし賜はむは、無用ことならずや、然て次に、此記を撰ばせらるゝ事を云る處にも、舊辭のたがひゆくことを惜み賜ひ、先紀の謬あるを、正し給はむとして、安萬侶ノ朝臣に仰せて、かの阿禮が誦うかべたる勅語の舊辭を、撰録さしむとあり、此處にも舊辭とあるを以て、此ノ大御世の天皇の大御心ざしをも、おしはかり奉るべし、彼ノ淨御原ノ天皇は、撰録に及び賜はで、崩坐しかば、かの舊辭は、阿禮が口に留まれりしを、此ノ平城の大御世に至て、事遂行はせ賜へるなり、故レ安萬侶ノ朝臣の撰録されたるさまも、彼ノ天皇たちの大御志のまに〳〵、旨と古語を嚴重くせられたるほど灼然くて、高天原の註に、訓二高ノ下ノ天一云二阿麻一としるし、天比登都柱の註にも、訓レ天如レ天、などしるし、或は音聲の上下をさへに、委曲に示し論しおかれたるをや、如此有は今ノ是を論ふことなるにも、又上ノ件の意をよく得て、一字一言といへども、みだりにはすまじき物ぞ、さて然のみ嚴重くするにつきてこそ、漢籍ともに後ノ世の書をよむとは異にして、いさゝかもゆるがすまじきなり、いで其ノ由をいはゞ、先ヅ凡て古記は、漢文にて書たれば、文のまゝに訓ときは、たとひ一ツ一ツの言は古言にても、その連接ざま言ざまは、なほ漢文のふりにして、皇國にはあらず、故レ書紀の古き訓なども、文に拘らずて、古語のふりのまゝに附たる處おほし、然れども後ノ訓も、後ノ人の耳馴のまじれりこおほしくて、猶漢文訓のおほきことこそ、上に論へるが如し、おほかた平城のころまでは、世ノ人古語のふりをよくしり、又當時ノ言と、なほ古ヘにかはらざりける故に、漢文訓との差別は、おのづからよく辨へたりしを、後ノ世には只漢籍にのみ馴なれ、其ノ讀にのみ耳馴たる癖になれては、大かたの語のさま、其ノ漢のふりと此方のふりとを、え辨へず、かしこげなる漢の方を美きが如く聽なして、萬ノの言、おのづから其ふりに移り來ぬることおほし、【近キ代の人は、おほかた古ヘの詞づかひをばえしらず、文章とて書ヶる見るに、すべて漢語のふりにして、たゞ漢文を假字にかきたるが如くにて、いと〳〵見苦しく、なほ文章の事

は、上古中古の躰製、くさ〳〵別に論とあり、】此ノたがひめをよく辨へて、漢のふりの剛らぬ、清らかなる古語を求めて訓べし、かにかくにこの漢の習氣を洗ひ去るぞ、古學の務には有ける、然るを世々の物知人の、書紀を讀るさまなど、たゞ漢の潤色文のみをむねとして、その義理にのみかゝづらひて、本とある古語をば、なほざりに思ひ過せるは、かへす〴〵もあぢきなきわざなり、語にかゝはらず、義理をのみ旨とするは、異國の儒佛などの、教誡の書こそさもあらめ、大御國の古書は、然人の教誡をかきあらはし、はた物の理などを論へることなどは、つゆばかりもなくて、たゞ古へを記せる語の外には、何の隱れたる意をも理をも、こめたるものにあらず、【語の外に教誡をこめたりといふは、なほ漢にへつらへるものなり、】まして其ノ文字は、後に當たる假の物にしあれば、深くさだして何にかはせむ、唯いく度も古語を考へ明らめて、古へのてぶりをよく知ルこそ、學問の要とは有ルべかりけれ、凡て人のありさま心ばへは、言語のさまもて、おしはからるゝ物にしあれば、上ツ代の萬ヅの事も、そのかみの言語をよく明らめさとりてこそ、知ルべき物なりけれ、漢文の格にかける書を、其ノ隨に訓たらむには、いかでかは古の言語を知て、其ノ代のありさまをも知ルべきぞ、古き歌どもを見て、皇國の古への意言の、漢のさまと甚く異なりけることを、おしはかり知ルべし、さて全古語を以て訓むとするに、それいとたやすからぬわざなり、其故は、古書はみな漢文もて書て、全く古語のまゝなるが無ければ、今何れにかよらむ、そのたづきなきに似たり、たゞ古記の中に、往々古語のまゝに記せる處々、さては續紀などの宣命の詞、また延喜式の八ノ卷なる諸ノ祝詞など、これらぞ連きざまも何も、大方此方の語のまゝなれば、まづこれらを熟く讀習ひて、古語のふりをば知ルべきなり、さて又此記と書紀とに載れる歌、また万葉集を、熟く誦ならふべし、殊に此記と書紀との歌は、露ばかりも漢ざまのまじらぬ、古への意言にして、いとも〳〵貴くありがたき物なり、【此歌どもをよく見れば、言語はさらにもいはず、古への世間のありさま、人の心ばへまで、おしはかり知られて、後ノ世ノ人のことぐ〳〵しくいひあへる義理深げなる說どもの、ひがこ

ごなること、著明きものぞや、】されど其は數おほからずて、事足はぬを、万葉は歌數いと多くして、其ノ中に古言はあまねくのこれるぞかし、【此集も、訓は後ノ世人の所爲なれば、誤りて、古言ならぬこといと多し、そは假字にかける哥、また他の哥の例などをよく考へ合せて、古語を撰ぶべし、】さて上ノ件の書どもを則として訓べきに就て、又其ノ中にくさぐさの意得あり、まづ古記の中にまじれる古語どもは、いと〳〵古くして、みやびやかなれども、助辭など畧かりたれば、聯續きまに詳ならぬことあり、次に宣命ノ詞は、那良の朝廷のなれば、既く漢文のふりなる處も、往々はまじれり、【凡て人の口にいふ言は、那良のころまでも、漢文のふりはまじらざりしかども、書にかきたることには、やゝ上ツ代より、漢文に引れて、おのづからそのふりにうつれることも、いさゝかはありぞしけむ、かくて聖徳ノ太子の、いたく漢學を好み賜ひ、其後孝徳天智の御世などになりては、いよゝ萬ヅの事に、漢を用ひられしかば、古語を傳へたる中にも、漢文ざまにうつれること有べし、續紀の宣命は、又これより後のなれば、やがて漢字の音ながらの言さへ、まゝまじりたり、かゝるにつけても、上ツ代の詔命ノ詞ぞいとゆかしき、書紀なるは、皆古ヘのにあらず、おほく作り加へられたる、漢意のなれば、いとうるさし、】又式なるもろ〳〵の祝詞は、凡ていと古き語どもなる多かれども、全く上ツ代より傳はり來つるまゝにはあらずて、近江ノ淨御原ノ朝などにもや、定め齋へられたりけむと見えて、是レはた漢文よりうつり來し語のふりも、清くなきにはあらず、【世に大祓ノ詞を、全く神武天皇の御世に作られたるまゝの物、と心得居るなどは、古ヘに昧きことなり、此ノ詞も、全くは後に定められつと見えて、後の詞つきまじれり、諸の祝詞の中に最古きは、出雲ノ國ノ造の神賀ノ詞なり、】されはこれらの中におきても、いさゝか漢めきたらむふりなるをば、擇去て取べし、さて又書紀と此記との歌どもは、いと清き古言なれども、歌とたゞの詞との差目ありて、いさゝか異なる處のある物なれば、其を辨へて取べきなり、万葉の歌は、種々のふり有て、いと古きも多かるを、平城のころになりてのは、漢文より出たる意言も、まれ〳〵見ゆれば、又是をも

辨ふべし、又凡て漢のうつりのみにもあらず、古へと後ノ世との差有りて、語のふりいたく異なることも多し、大かた那良よりあなたのをば、古語と定むべし、今ノ京になりてこなたには、すべてのいひざまも、古へと變りたることも多く、或は音便によりて、頽れたる言も多し、【音便の言は、凡て古書の訓には用ふまじきことなり、大御神をおほんがみ、臣をおんと讀たぐひこれなり、書紀の訓には、かくさまの音便の言おほし、○古今集を始めて、物語文などのたぐひは、中古の雅言なり、伊勢源氏この餘も物語は、本より假字もて書キたる物なる故に、返て古書よりは、語ノさまに漢氣のまじらずて、よまれることあり、さるは漢文より出たる語も多く字音の言も、おほかれども、それながらに皇國ノ語のふりにかければ、漢ならざるなり、なほ中古の文の事も、別に委き論あり、】但し古へと後ノ世と、もろもろの言ことごとく異なるものにもあらず、中には神代も中古も今ノ世も、全同くて、かはらぬ言も亦多かれば、其は必しも後ノ世のいひざまに同じとて、避べきにあらず、然るに後ノ世の言と同じきをば嫌ひて、ことさらに曲て古めかさむとするときは、中々に強事になりて、正しからざること多し、近きころ古學するともがら、凡てなだらかに耳なれたる言をば、みな後ノ世のさまと心得て、必ずめづらしく聞なれぬさまなるをのみ古言とするは、ひがことなり、】さて又古書の中に、いかに考へても、眞の古言に訓がたきこともあり、其はもと古言の傳はりたるを、後に漢字に移せるなれば、本の古言に復すに、難きこともあるまじきことわりなれども、漢文にうつし傳へて後、初の古言は絶て、つたはらぬも有ルべく、又皇國の上ツ代は、萬ヅの物にも事にも、あまり細に分て名稱をば著ず、なべての言語すくなくて、こと足れりしを、漢國などは、なべて言痛き風俗にて、何事にも、あまりなるまで細に名稱のあるなれば、此間にはただ大かたに言傳へ來つることも、文字に移すとき、其々の名稱のあるに當て書ることなども、有ルべし、さる類ヒは、本よりの古言は無けれども、すべて字音ながらは讀ざるならひなりしかば、其ノ状に從ひて、新に訓ミを造りしも有ルべし、【おほかた那良のころなどまでは、よろづの名稱なども、字音ながら唱ふることは、なき〱

なかりき、漢籍をよむにも、よまるゝかぎりは、訓によみき。】其ノ讀の古言ことは、おのづから同じからぬ物なれども、那良までに出來つるは、なほ古言と定めて、えさらぬ時は用ふべし、さて又此ノ記は、彼ノ阿禮が口に誦習へるを錄したる物なる中に、いと上ツ代のまゝに傳はれりと聞ゆる語もおほく、又當時の語づきとおぼしき處もおほければ、悉く上ツ代の語には訓がたし、されどなべての地ノ文の、阿禮が語と定めて、その代のこゝろばへをもて訓べきなり、さて又意得べきことあり、同言のいく處にもあるを、一ツは委く書キ、一ツは字を略きたるは、書キ方と相照らし、略ける方をも、詳を讀て訓べきなり、其例をいはゞ、成坐流神之御名者といふ語を、成ル神ノ名ハとも、所成坐神ノ名とも、所成神御名とも書たるが如き、所ノ字坐ノ字御ノ字などかひに略きもし、詳くも書るにて、皆同語なり、【夜見國の汚穢に因て成れる、八十禍津日ノ神にしも、所成坐と、坐ノ字を添へかきて、其次の神にこそは、大直大禍神にすら、只に所成ことかきて、坐ノ字を略きたる、是レ意ありて、ことさらにかく書る物にして、略ける方にも、必ず坐と訓べき法をしらせたるなり、然るをこの格をさとらずして、ゆくりなく本の亂れ誤れる物とおもふは、ひがことなり、】また上卷に天照大御神の詔に、如拜吾前云々、中卷に大物主ノ神の御言に、令祭我御前者云々、これも御ノ字略ける方にも、必ず御と訓べきことをしるし、凡て御坐ノ賜奉などの字は、多くは略けるに、往々又添へても書る處のあるを以て、餘をも准へ訓べし、又同言を、一ツは假字、一ツは漢文に書ることあり、其は漢文なる方をも、假字の方になずらひて訓べし、立天浮橋とも書き、於天浮橋多々志とも書けるがごとし、【此ノ立ノ字の注に、訓立云多々志とあるは、凡て此ノ類、假字書の方に倣ひて訓べき例を思はせたる物なり、】不伏人ども、麻都漏波奴人とも書る、是レも同じ、又同じさまの事を、一ツは古語にかき、一ツは漢文の格に書ることあり、神ノ世七代の注に、上ノ二柱ノ獨神各云一代、次雙十神、各合二神云一代也、と書るが如き、二柱は古語、十神二神は漢文なれば、古語の方に倣ひて、十神をも十柱、二神をも二柱と訓べし、如此一段の内に、同格の言を、古語と漢文と

に書變たるも、古語の方を則として訓べき、凡ての例をしらせたるなり、他段に、神たちの數を擧たるも、或は若干神、或は若干柱と書たり、みな准へて訓べし、【中下卷に、御世々々の皇子たちの數をいへるも、みな若干柱と書り、さて又二柱ノ神三柱ノ神など、いへることあるを、柱ノ字を略きて、二神 三神とも書る、此ノ類は柱てふ言を添へ、また神ノ字をも訓べし、其處の文のさまに隨ひて、かにもかくにもよむべし、】又全く一句など、ひたぶるの漢文にして、古語にはいと遠き書ざまなる處も、往々にあるなどは、殊に字には拘はるまじく、たゞ其意を得て、其事のさまに隨ひて、かなふべき古言を思ひ求めて訓べし、書紀ノ神代ノ卷に、顧眄之間、此云美屢摩沙可利爾とあるなど、其ノ例なり、又崇峻ノ御卷に、哀不忍聽とあるを、イトホシガリタマヒテと訓るなども、訓注はなけれども、其例にかなへり、凡て書紀の訓に古語多し、其は多く此記に本づき據て附たる物ぞと、卜部氏の釋にもいへる、信に然なり、文字にかゝはらぬ古き訓は、此記の言を取れるぞ多き、然るに今又此記の訓を求むるに、返りて又書紀の訓を取べきことも多し、其は此記に漢文にのみ書て、假字書などにしたる處なくして、漏たる古語の、たま〳〵彼紀の訓にのこれることもあればなり、此記を訓べきこゝろばへ、大概上ノ件の如し、なほ其ノ處々にもいふべし、

○凡て言は、弖爾袁波を以て連接るものにして、その弖爾袁波によりて、言連接のさま〴〵の意も、こまかに分るゝわざなり、かくて是レを用るさまも、上下相協ひて嚴なる格まりしあれば、今古記を古語に訓むにも、これをよく考へて、正しくすべきなり、【然るに漢文には助字こそあれ、弖爾袁波にあたる物はなし、助字はたゞ語を助くるのみにして、弖爾袁波の如く、こまかに意を分つまでには及ばぬものなり、故レ助字はなくても、文ノ意は聞ゆるなり、さて古記はみな漢文なれば、其を訓むに、弖爾袁波は、訓者の心もて定むるわざなるを、近キ世には、をさ〳〵其ノ格まりを明らかに識れる人なくして、誤ること常多し、抑漢文の意をだにも得てよめば、其ノ訓ノ語も、意はいさゝかも違はざれども、弖爾袁波のとゝのひの違へらむ

は、雅言にはあらずかし、】その格ともをいはむには、種々のことありて、甚長ければ、たやすく此にはつくし難し、故此には別に委曲にしるせる物あるなり、

○假字の清濁の事、上に云る如く、此記また書紀万葉は、分て用ひたる中に、此記は殊に正しければ、嚴にその清濁を守りて讀べし、【さいへども、私に輙く變讀べきにあらず、古と後世とは、清濁のかはれる言も多ければ、今ノ世の言の例にはかゝはりがたければなり、【宮人里人の如き、宮人の比には、古書の假字何れもみな、清音の比をのみ書き、里人の比には、濁音の毘をのみ書り、然るを此類、凡て連言の下の言の頭は、皆濁る例と心得るがごときは、ひがことなり、其言によりて、清濁定まらざること、右のごとし、大方近きころ古學の徒、殊に濁音を好みて、濁るまじき言をも、多く濁るを古言のごと思ふめるは、ひがことなり、たゞ古書の假字づかひをよくあきらめて、よむべきわざぞかし、】

○古言の聲の上り下りの事、神ノ御名などの内に、上ノ字を小く書添たる處々あるは、漢國に定する四聲の目を假て、讀音の上下を示したるものなり、凡て漢語の音には、平上去入と四ツの別あり、此方の語も、彼に准へて云ば、平上去の三ツ聲あり、【入聲はなし、其由は別に委くいふべし、】契沖が云く、平上去の三聲を、一音の言にていはゞ、日は平、樋は上、火は去なり、毛は平、蹴は上、氣は去なり、二音の言には、橋は平、端は上、箸は去なり、振は平、釣は上、鶴は去なり、此類にて意得べしといへり、此説の如くにて、平は上らず下らず平なる聲、上は上る聲、去は下る聲なり、【漢國にては、下といはずして、去といへれども、下る外なし、又今ノ世の唐音の四聲は、亂れる音にて、實にたがへり、】又同人の云く、鴨【鳥ノ名】は平聲なるに、鴨川といふときは上聲、鴨社といふときは去聲なり、連言によりて、同言もかく聲變るなりといへり、かく言を連ね云ふときに、上なる言の聲のかはるのみならず、下なる言も同じく變るなり、かの地ノ名の鴨は、本は去聲なるを、下鴨といふときは、平聲になり、鳥の鴨は平聲なるを、眞鴨といふときは、上聲になるが如し、又四方の國々

の音の異有て、同き言も等からず、其は京讀のをもて正しとし、それに違へるを訛りとすべし、さて記中に、讀音を示したるを考るに、上卷に多くして、中下卷にはいと〳〵稀なり、上卷にも神ノ名に多し、其は常言と異にして、唱を訛ること多きが故なるべし、さて其は、其ノ字ノ訓の本ノ聲のまゝに讀べき處には、附たることなし、たゞ言の連りて、聲の變る處に附たり、豐雲上野神の如き、雲はもと平聲なるを、雲野と連く故に、上聲になるを、訛りて本の平聲に讀むことを思ひて、上聲と示したるなり、餘も是に傚て知ルべし、然らば上聲の、平聲去聲にかはる處も有ルべきに、平と去とは、附たる處なく、只上聲のみ見えたるは如何といふに、凡て言の連きて、本ノ聲の變る例を考るに、平去の上聲にかはるが常多くして、上聲の平去に變るは、いと稀なり、故記中に、聲を附る中に、平去に附べき處は、おのづから無りけらし、然るに宇比地邇上神須比智邇去神、此ノ去聲たゞ一ッあるは、比地邇てふ同言の二ッならびたる、一ッの邇は上聲、一ッの邇は去聲にて、忽に音の異なるが故なり、【此ノ邇は土にて、本ノ聲去なるを、比地邇ノ神とつゞくによりて、一ッは上聲となれゝば、上と附たるは、他の例と同じきを、去と附たる方は、本ノ聲なれば、附る例にはあらざれども、一ッの上聲に傚ひて讀むことを慮てなり、】又山津見てふ神ノ名、つゞきて多く出たる時に、大山上津見、奧山上津見などは、聲を附け、淤縢山津見、闇山津見などは附ず、是は附ざる方は、山を本音のまゝに、平聲に讀べしとなり、又奧津島比賣命、市寸島上比賣ノ命、これも然なり、【かの須比智邇に、去聲を附たる例によらば、これらも本音の方にも、山平島平と附べきことなるに、然らざるは如何といふに、彼は初にて、まがひやすきを、此らは多くの山津見のならべる中に、附たると附ざるとまじはれゝば、附ざるは本音なること、さとりやすく、且上に既に彼ノ例もあれば、疑ひなかるらむ、又奧津島比賣は、山津見の例にて、いよゝ明らかなるべし、】おほかた聲を附たる例かくの如し、抑神ノ名などを讀むにも、古へはかく其聲の上下をさへに、正しく示したるを以て、すべて語を嚴重にすべきことをさとるべし、後世人たゞよしなき漢意の理をのみきたして、語をばおほ

ゐかにして、心をつけむものとも思ひたらぬは、いかにぞや、

○いはゆる助字ノ類、記ノ中ニ用ひたる種々あり、或はたゞ漢文ノ方の助に置るのみにて、古語には關らぬもあり、或は漢文ノ方にはあらずして、古語の方に用ひたるもあり、或は漢文のがにて置るが、やがて古語にかなへるもあり、いづれも／＼そのつねに漢籍にて讀むとは、異なることもおほし、故ニ今こゝにその助字のたぐひ、又其ノ餘も、常に出る字どもをも、此レ彼レ集め出して、訓べきさまをあげつらふ、

〔之〕能と訓こと常のごとし、但し必讀べきと、必讀まじきとあり、大凡ソ用言に屬たるは、漢文の格なれば、捨て訓べからず、吾ガ所生之子、また出ヅ向之時、これらなり、【この類を能とよむは、皇國ノ語にあらず、後ノ世ノ人、かゝる處にも之を加へて云ことは、漢籍讀の癖の移れるにて、ひがことなり、】體言に屬たるは必讀べし、其ノ中ニ[illegible]之[illegible]、穗之狹別など、如此きさまの能ノ字ノ辭、讀得べき處には、上下に確と之字を書添て、古語を明らかにせり、後ノ世に誤て、能を略てとなふるぞ、此ノ記に依りて正すべし、【國之常立神を、クニトコタチと訛れるたぐひおほかり、】又ニツ此方の書に漢文に用ひなれたる之ノ字あり、凡て何ノ由もなきに置る、漢人の書る格に做へるなり、そのたぐひ必訓べからず、然々之などの之ノ字も、よむべからず、また云ノ字と互に寫し誤れる處もあり、謂之を謂云と作ける類なり、こは何れにても、古語の方にあづからざれば、訓マぬ例なり、〔於〕邇と訓字なり、於ノ某と用ひたり、凡て古書に此ノ格多し、

〔者〕波と訓こといつもの如し、又於ニ下ノ者とあるは、たゞ伊麻と云に做へるなれば、別に者ノ字はよむまじきなり、又者也とある者ノ字も、訓べからず、〔而〕弖と訓こといつものごとし、又從ニ八十神之教ノ而、これらは志氏と訓こと、隨而の意なり、【常に志氐と訓には、意異なり、又常の如く、然[illegible]と訓も、古語に非ず、】また隨ニ云々而とあるは、隨を麻爾麻爾と訓て、而ノ字は訓べからず、【字は、コヽガヒテ とよむ漢文ざまに添て書るなり○凡て而ノ字は、漢文にては句ノ頭に

あれども、御國にては、必ス言の下に附ク辭なり、】〔矣〕哀といふ辭に用ひたり、地矣阿多良斯登許曾などの如し、此ノ例万葉などにも多し、【後ノ世には絶てなきことなり、】又たゞ漢文の助字なるもあり、〔乎〕夜とも、加とも、夜母とも、加母とも、語のさまに隨て訓べし、〔哉〕大かた乎ノ字の訓に同じ、【加那といふは、古言にあらず、奈良のころまでは、加那といへる辭なし、其は万葉などにもみな、加母とよめり、まれに哉ノ字をかけるも、加母と訓べし、加那と訓るは誤なり、書紀にも此ノ字、伽倻また柯倭など、訓注あり、】〔也〕たゞ漢文の助字に用ひたり、其中に、那理と云て宜き處に置たるが多きなり、【漢籍にても、那理とよむべき處に多き故に、つひに此ノ字の定まれる訓となれり、然れども奈良のころまでは、那理といふに、此ノ字を定めて、用ヒたることはなし、万葉にも此ノ字は、ヤの假字に用ひたるのみなり、那理には、有在とかけり、爾阿理の切まりたる辭なればなり、】〔歟〕よのつねの如く、疑ひたる處にも用ひ、また只焉ノ字など、同じさまの助字にも置たり、書紀にも然例あり、〔焉〕たゞ漢文の方の助字なり、〔故〕語の下にあるは、由惠とも由惠爾とも訓こと、常の如し、【輕島ノ宮ノ段ノ大御哥に、志波邇波、邇其都岐由惠云々、書紀ノ雄畧ノ御卷ノ哥に、耶麼能謎能、故思麼古喩衞爾云々、かゝれば是レもいと古き言なり、】又句ノ頭にあるをば、迦禮と訓メり、其は記中に殊におほし、其ノ中に、此ノ字の意にはあらずて、たゞ次ノ語を發すとて、於是などいふべき處に置るいと多し、それにつきて思ふに、迦禮は、迦々禮婆の切りたる辭ならむか、迦々禮婆は、如此有者にて、上を承て次の語を發す言なり、さて其を切めては、迦禮婆ともいふべきに、婆をしも畧けるはいかにといふに、古語に、婆を畧きて、婆の意なる例多し、【此例万葉に多く見ゆ、別に出せり、又長哥に、奴禮婆都禮婆などゝ云べき處を、婆を省きて、奴禮都禮などゝのみ云る例もあり、是も別に出クす、】然てその迦禮に故ノ字を書るは、いかなる由ぞといふに、凡て祁婆泥婆閇婆禮婆の類ヒは、由惠といふ意に通ふ例多ければ、【第四ノ音よりつゞく婆は、故の意に通ふ多し、ゆけばなりけりといへば、ゆく故なりけりの意に通ひ、あればなりといへば、ある故なりとい

ふに通ふが如し、】迦々禮婆は、如是行故といふに通ふを以て、此ノ字を當たるなるべし、【また加良備といふ辭、故といふ意に近ければ、加禮は、加良の活轉きたるかとも思へど、然にはあらじ、加良は別なるべし、さて又漢籍にて、句ノ頭にある故ノ字をば、加流賀由惠爾とよむは、是も加々流賀由惠爾を切りたる物なるべし、又句ノ頭なる而ノ字を、志加斯弖と訓ム例によらば、然るがゆゑにの志を省けるにもあらむか、】〔爾〕此ノ字は、殊に多く用ひたり、おほくは許々爾と訓べし、又處によりて、迦禮と訓て宜きもあるなり、抑此記の文ノ法、すべて一連の語終りて、次の語の首には、かならず於是とも、故とも、爾とも、いへる、此ノ三の辭を用ひたるさまをもへ合するに、たゞ其處の語の勢に隨ひ、調に任せて置るのみにして、必しも各異なる意のあるにはあらず、されば又故爾とも、故於是とも、重ねても置き、其も同じことなり、但し右の三の中に、爾ノ字は、於是とある處と同じ趣なる處に多し、又故爾と重ねたるは多くあれども、爾於是と重ねたる處は無し、これらを思へば、みな許々爾と訓べくして、迦禮とは訓まじきが如し、然れども又書紀には、故ノ字を置る處と全同じくして、許々爾と訓むよりは、迦禮と訓が優れる處もあり、又あまり觸りて多かる處などは、棄て讀まじきもあるなり、【また爾とも、於是とも、故ともあるは、みな今の俚言に、曾許傳といふ勢なる處なり、爾ノ字つねに曾能とも訓めば、曾許こそおのづから意通へれ、又爾時に、曾能登岐と訓しも、許能登岐と訓ても意通ひて、曾能と許々と、同じければ、許々爾と訓ムこと、おのづから字ノ義にもかなへり、又是と如是と、本ト同言にして、迦禮は、如是有者の切まりたるなれば、迦禮と訓ムも相通へり】又上卷に自爾とあるは、曾禮余理とも、許禮余理とも訓べく、中卷に爾果とあるは、曾能多々理とも、許能多々理とも訓べし、〔乃〕須那波知と訓べし、【漢文にて、此ノ字また爾ノ字なども、古ヘ伊麻志と訓り、そは汝の意とまぎれつるものなるべし、但し土左日記に、いまし羽根といふ所に來ぬ、又いましかもめ群集てあそぶ所ありなどいへり】又只漢文の方にて置りと見ゆるもあり、然る處は、捨て讀まじきなり、〔即〕乃ノ字と同じさまに用ひたり、訓べきさまも同じ、

〔爲〕須世本須また須世布といふを、云爲とかき、また爲ノ一字を書る處も一ッ二ッあり、また爲直其禍一而、かく用ひたる處あり、是は漢文には將ノ字を用る格なり、また爲將出幸上國一とも、將爲待攻一而とも用ひたり、此格なる類多し、【漢文の格には異なる用ひざまなり、】〔將〕將罷、かくさまに用ひたり、万葉にも此ノ格に用ひて、みな將見將聞など書り、又將殺時、かくも用ひたり、此は漢文の訓に同じ、〔欲〕おほくは將ノ字と同じ格に、たゞ牟と訓べし、欲爲力競一などの類なり、書紀ノ欽明ノ御卷に爲欲熟嘆一かくも訓り、又須世布と訓べき處あり、欲罷姚國一などの類なり、書紀にも多くかく訓り、【たゞ牟とのみ訓て宜き處をも、書紀には多くは、須世布須煩須など訓り、其も意は違ふことなけれども、語のいきほひに從ふべし、右の欲爲力競一の如き、世牟登須世布、また世麻久本理須など訓ても、意は同じことなれども、然訓べき處にはあらず、大かた此ノ字、万葉などには、かならず本流本理須といふに用ひたる故に、何れの書にても、必ズ然訓べきことゝのみ心得たるは、ひがことなり、聖武紀の宣命に、欲奉造止思云々、光仁紀のにも、御命欲養止奈毋所念須、これら必ズ牟とのみ訓ム外になきを思ふべし、下に思所念とあれば、欲ノ字は、須世布とも本理須ともいかでか訓べき、漢籍にては、凡て本須とよむ、こは本理須の訛れるなり、其ノ中に、或は花に欲開欲落などいふ類ひは、此ノ訓あたらぬことなり、凡て心無き物に、本理須とはいふべからず、是は字書に、將ニ然也と注せる意なれば、開むとす、落むとすとこそ讀ムべけれ、此方の古書にても、凡て本理須とのみよむことゝ心得たるは、字書に、期願也と注したる方をのみ思ひて、又將然也と云る方をばしらざるなり、】〔以〕以云々とあるは、おほく袁と訓べし、云云以と有るは、多くは弖と訓べし、又余理弖と訓て宜き處も稀にあり、又尋常の如く訓ム處も多し、其ノ中には、本より古語にて、漢文訓の格なると有べし、是以などの以の用ひざま、其ノ初は漢文訓ミよりや出テけむ、されど此ノ類も、いと〳〵古へよりいひなれたることゝ聞えて、辭つきいとふるく、万葉の歌などにも多し、古言とすべし、さて其を、毋ッ弖とよむは、

後ノ世の俚言なれば、云にたらず、毋豆と訓ムも略ける辭なり、正しくは毋知豆と訓べし、中卷ノ歌に岐許志母知袁勢、下卷ノ歌に、加微能美延毋知、比久日登爾、万葉二十に、麻蘇涅毛知、宗美太手能其比、【これら後ノ世ならば毋豆といふべし】又三に、我神用手、將隱手、【用ノ字を書たれども、以の意なり、】石卜以而、十一に何有依以、これらも毋知豆てふ辭の例なり、【此ノ外に万葉ノ中に、以持用などの字、毋知と訓べきを、毋豆と附たる多シ、】但し同十に手折以而、十五に、奈爾毛能母毋加、伊蘇知都布枝麻之ともあれば、毋豆と訓むも、ひがことにはあらず、〔所〕生を宇麻流、成を那禮流といふが如き時に、此ノ字を加へて、所生所成と書る例なり、此ノ格の言、除もみな然り、是ノ字万葉には、生有成有など、有ノ字を添て書り、【此ノ格の所ノ字を、登許呂と訓ムは、漢文訓にして、古語にあらず、】又不ル知ラ所ノ出、こは漢文の方は、右の所生などの所ノ字と、同格なれども、語は不レ知ル可キ出ル之處ヲと書ル意なれば、登許呂と訓べし、下卷高津ノ宮ノ段に、女鳥王之所レ坐ス、とあるも、坐處の意なれば同じ、〔耳〕記中此ノ字、皆漢文の格によりて置たれば、常の如く能美と訓ては、古語にかなはず、別に訓べき格あり、例を一二ツ擧て論さむ、然キ奇キ古國耳、こは古國具奇與都岐許爾許曾阿禮と訓べし、愛友故弔來耳、こは愛友那禮許曾比宇弔來都禮と訓べし、【那禮許曾は、那禮婆許曾の意なり、】汝ガ邪心之甚耳、こは那ガ志許許呂袁玉世流ニ阿禮と訓べし、是ノ音異事耳、こは是ノ音異事許曾阿禮と訓べし、如此訓て、何れも許曾といふに、耳の意はよるなり、其は道奈阿多良斯登許曾、我那勢之命爲如此ニとあるは、以テ惡キ心ヲ可キ奪フ故、我那勢之命爲ス如此ク耳、こ云ヒたらむと、全同意なるを以曉るべし、抑此ノ字、能美と訓まじき所以は如何といふに、凡ソ皇國語には、能美は、中間にのみ在ることにて、終を此ノ辭にて結むることはなければ、古語にはなはださんなり、【然るを能美と結めたらむも、古語に違ふことあらじと思ふは、漢籍讀にのみ口なれ耳なれたる、後ノ世人のひが心なり、】書紀ノ允恭ノ御卷ノ歌に、多儴比等序用來、万葉十一に、但一耳、など結めたるあれど、これらは、唯一夜唯一人而已にして、二夜に及ばず、二人と無しといふ意に

て、能美てふ辭いと重ければ、漢文の輕く云捨たる耳とは異なり、【然らば古へより此ノ字に、能美といふ訓のあるは、いかなる故ぞと云に、漢文にて此ノ字は、語決ル辭と云て、何れも其ノ事に決まりて、他にわたる疑なき意なる處に置る故なり、されば漢文にては、此ノ訓かなはざるにあらず、然れども然る處に能美といふ辭を置こと、皇國の語にあらざるなり、凡て言の意は同じきも、置キ處用ひざまなどの此方と彼ノ國と差あることをよく辨へて、萬ヅの詞は用ふべきものぞ、】〔亦〕麻多と訓ムこころと、母と訓べきこころとあるなり、〔且〕又ノ字と同じ格に用ひたり、【字書に又也と注せる意なり、】麻多と訓べし、加都と訓マむは非なり、凡て此ノ字を訓ムに、麻多と加都との差別をいはず、漢籍に、君子有レ酒、多且旨、と云るが如きは多きがうへに、また旨くさへありといふ意なり、此ノ意の且ノ字は、何れも麻多と訓べし、加都と訓ムはあたらず、句ノ頭にあると同じことなり、【漢籍どもの古き本に、句ノ頭にある且ノ字を曾能字門と訓ることあり、そはよくあたれり、】また我レ歌ヒ且ツ謠フと云るが如きは、【注に、曲合レ樂曰レ歌、徒歌曰レ謠とありて、歌と謠と異なるなり、】歌ひもし、又謠ひもする意なり、かゝるさまの意の且ノ字は、麻多と訓ても加都と訓ても宜きなり、此二ツは、漢文にては同じ格なれども、此方の言にうつして訓ムには、かく差別あり、其ノ中に麻多は廣ければ、何れにもわたるを、加都はたゞ、此レをしながら、又彼レをもするが如きをいふ辭にて、【伊勢物語ノ哥に、かつ恨みつゝなほぞ戀しきと云るが如き、恨めしくもありながら、又戀しくもあるなり、是レにて加都の意をさとるべし、】其ノ意ならぬ處には、かなはずと知ルべし、【然るを近キ世の人は、此ノ差別をしらずて、且ノ字をば、すべてみな加都と訓ミならへる故に、麻多と訓べきをも、加都と訓ミても、違はぬごとおぼえたるは、漢籍に口なれ耳なれたるがゆゑなり、】抑漢文の且ノ字を訓ミ誤るから、皇國文をかくにも誤りて、用ふまじき處に、加都といふ辭を用ふ人多かる故に、今かく委くは辨へおくなり、此記なる且ノ字は、たゞ又ノ字書ると同じことぞと意得べきばかりぞ、但し麻豆と訓べき處一ツ二ツあり、【其由は其處にいふべし、】〔及〕某乃某とある及ノ字、麻多と訓べし、淤余毘と訓ムは漢文

訓にして、古語にかなはず、抑麻多と訓べき所由は、天若日子之文に、律國玉ノ神及其ノ妻子とありて、又次には、天若日子之父亦其ノ妻とある、及ノ字と亦ノ字と、用ひざま全同じ、また八尺勾璁鏡及草那藝ノ劒亦常世ノ思金ノ神、また國ノ譲亦和氣及稻置など、一連の内に、及と亦とを重ねても云る、只同じ用ひざまなるを以て知べし、【但しこれらに、同じ亦ノ字を二つは用ひずして、一ッに及ノ字を用ひたるを思へば、當時既く漢文訓のうつりにて、かゝる處を波多知とよむことも有し故に、麻多てふ辭の重なりて、かしかましきに、一ッは波多知と讀しめむの心にて、及ノ字を書るにもあらむか、もし然らば、他なるをも、みな然訓むこと、何かあらむともいふべけれど、なほわろし、】但し麻多と訓て、時ありしからむは、其語のさまに隨ひて、登と讀すとも下より返りて、時とも訓べく、捨て讀までも有べし、古行に波多知と訓まじきなり、「可」おほくはよのつねのごと、倍志と訓て宜し、まれに可還を如幣理氣暢と訓べきが如きもあり、「勿」不ノ字の意に用ひたり、爰こと訓べし、書紀にもさる處おほし、【此ノ字常には、禁止ノ辭に注したる如く、那加禮と訓べき處に用へども、此記に用ひたるは然らず、みな不ノ字なるべき處なり、】其と云々することなしと訓ても通ゆれども、なほ云々世受と訓て宜しき處なり、【又非ノ字と不ノ字とは、用る樣異なるを、此方の古書どもには、不ノ字を用ふべき處に、非ノ字を用ひたることも多きも、此ノたぐひなり、】「雖」杼母また登母と訓べし、【此ノ字漢籍にて、伊間杼モ又伊布登母とよむ、それも古言なり、凡て古言に、伊布といふ辭を添ていへる例多し、後ノ世の言にもあることなり、有さることゝもしといふべきを、有すといふことに兼ていひふ類ひ是なり、】「是」許禮または許這と訓こと、常のごとし、又許禮を許とのみいふも、古言の一ッなり、【其を曾といひ、吾を和といふと同じ格なり、】又許禮を許々といへることも多し、【其を曾許といふに同じ、】また於是とあるべきを、是と一字に書る處もあり、また天ノ若日子神是可遣、また八重言代主ノ神是可白、などの類の是字、漢文の格に似たれども、然にはあらず、古語なり、許禮と訓べし、【こはまづ其ノ名を顯はして、さて是神云々といふに同じ、委くいふときは、天ノ若日子ノ

〔於是〕許々爾と訓なり、【今ノ俗言に伴許傳といふ勢ノの處に用る辭なり、】上卷に在テ于此處ニと云べきを、於是行と書る處あり、こはなべての例に異なり、記中如此狀のこと往々あり、〔是以〕許々袁母弖と訓なり、此ノ辭は本よりの皇國言とは聞えず、其ノ初漢籍を讀ために、設けつる物なるべし、されど其はいと古くのことゝ聞えて、いひざまいと古し、許禮袁といはずして、許々袁と云ふは、古への物言なり、【凡て古くは、伴禮を伴許、許禮を許々といへることも多し、万葉に、伴禮由惠爾と云べきを、伴許由惠爾といひ、許禮袁與黑間婆と云べきを、許々乎毛間婆といへる類なり、さて今ノ世漢籍をよむに、是以を許々袁母弖とよむは、たまたま古訓の、これるなり、此ノ外も那良より以前の古言の、此方の古書には漏たるが、漢籍讀にのこれる、往々あり、心をつくべし、】〔故爾〕迦禮許々爾と訓べし、故は輕く用ひたる辭なり、〔即爾〕爾ノ字は捨て讀まじきなり、〔爾即〕これも爾ノ字はよむべからず、〔云爾〕中卷に只一ツあり、語ノ終りに、たゞ伊布と訓べき處なり、爾ノ字捨て讀べからず、〔如此〕迦久と訓なり、迦久能碁登といふも、朝倉ノ宮ノ段ノ大御歌にも見えて、古言なり、されどなべては、迦久とのみいへり、〔然而〕斯加志弖と訓べし、【漢籍にて斯加字志弖と訓は、音便に字ノ添りたる僻言なり、】佐弖とも訓べし、萬葉に然而已と云る例あり、斯加を切めて佐といふ、常のことなり、【これに取ては、佐弖は斯加弖なれば、ここ是はぬに似たれども、然らず、佐弖は、斯加阿理弖の切まりたるなり、阿を省て斯加理弖となるを、又その理ノ省かりて、佐弖とはなれる、おのづからの勢なり、もし然らば、斯加理弖と訓べしといはむか、それは然訓る例は見ず、】〔然後〕斯加志氏能知と訓べし、佐弖能知とも訓べし、〔以爲〕淤母布また淤母本須と訓べし、【淤母本須を淤母煩須、淤母本由を淤須由と云ふは、音便に頽れたる僻なり、此記などの訓には、用ふべからず、〔所謂〕伊波由流と訓べし、其ノ由流は所ノ行と同じ格の辭なり、【是を漢籍訓と思ふ人あるべけれど、然らず、那良以前の古言なり、其ノ故は、伊波由流は伊波流々、阿良由流は阿良流々といふことなるに、流々を由流といふは、いと古くの物言にて、万葉などに此ノ格多ければなり、然れば集と

いはゆると、下にこそ云ふべきに、いはゆる某といふは、いさゝかおぼつかなけれど、中古の物語ぶみなどにも然云へれば、古へよりして、然云となら へるなるべし、】〔所由〕由恵と訓べし、〔所以〕由恵と訓べし、〔者也〕多くは那理と訓べき處にあり、者ノ字なきと同じことなり、又まれに神也の意に、迦微那理と訓べき處もあるなり、

〔故於是〕故爾といへると同じさまなり、〔故是以〕迦禮許々袁以弖と訓べし、書紀ノ天武ノ御卷にも此ノ辭あり、續紀の宣命にも多し、古き言なるべし、〔何由以〕那叙とも那杼とも、伊加傳とも伊加爾志弖とも、語のさまによりて訓べし、何-由何-故何-以などあるも、皆同じことなり、何れも字のまゝに訓むは、此方の詞つきにあらず、

〔詔之〕〔告之〕〔白之〕【これらの之ノ字を、延佳本にはみな云と作り、それもさることなれども、諸本ともにみな之とある故に、今は其に依レり、】〔告言〕〔白言〕〔問曰〕〔答曰〕〔答詔〕〔答告〕〔答言〕〔答白〕〔諮告〕〔諮曰〕〔議云〕〔議白〕　凡てかゝるたぐひ、字のまゝに尋常の如く訓むは、古語のさまにあらず、詔-之告-之などは、續紀ノ宣命に、詔賜都良久云々、物宣良久云々、などあるに依て訓べく、白-之白-言などは、上卷に白都良久云々、とあるに依て訓べく、議-云議-白などは、宣命に議家良久云々、とあるに依て訓べし、【都良久は都流なり、家良久は祁流なり、】大かたこれらに准へて、問曰は斗比祁良久、答曰は許多閇都良久、答詔は許多閇多麻比都良久、諮告は袁志閇多麻比都良久、など訓べし、又都良久祁良久と云ずて、煩はしからむ處などは、詔之などは、能理多麻波久、白言などは、麻袁佐久と訓むも宜し、又答は、字のまゝに許多閇と訓ては、煩はしき處多し、其はた、答詔は能理多麻波久、答白は麻袁佐久など、も訓べし、又告ノ字は、古書ともに、能流てふ言に用ひたる故に、此記にては、詔ノ字と同じ意に用ひたれば、訓も詔と全同じ、さて又右の字ども何れも〱、其ノ下なる語の短きなどは、下より回りて、詔之は云々登詔多麻布、問曰は云々登問、など、も訓べし、左右に其處の勢によるべきなり、

○凡て詔ハク云々、曰ク云々、白サク云々などある文を訓ムには、先ツ初メに詔曰白とよみて、その云々の語の終リに、又ふたゝび、登能理多麻布、登伊幣理、登麻袁須、などゝ云フ辭を訓附るぞ古語の備なる、古書は皆漢文格に書る故に、終ノには其ノ字を置ざれども、古語のまゝに書る物には、皆此ノ辭あり、記中には、詔云、豐葦原之水穗國者、云々有祁理告而、また詔云、此地者云々甚吉地詔而なども書り、【他も凡てこれらの格に傚て訓べきことしるし、】出雲ノ國ノ造ノ神賀ノ詞に、乃大穴持命之申給久、云々申天、また遷却祟神祝詞に、諸神等皆量申久、天穗日之命乎遣而、平氣武止申支、また續紀宣命に、云天在良久、云々云利、また謀家良久、云々等謀家利、また是東人波常爾云久、云々止云天なさあり、歌にも万葉九に、吾妹兒爾、告而語久、云々登、言家禮婆、十三に、里人之、吾丹告樂、云々登、人曾告鶴、十七に、乎登賣良我、伊米爾都具良久、云々等、伊米爾都氣都流など、此ノ外にもなほおほく見えて、みな卽是ノ例なり、古語のみならず、中古ノ文もみな同じ、【古今集に、親王のいひけらく、狩して天ノ川原に至る、といふ心をよみて、盃はさせといひければ、土左日記に、かぢとりのいふやう、黑き鳥のもとに、白き波をよすとぞいふ、源氏物語ノ玉鬘ノ巻に、此ノ男ども名取て、かたらふことは、おもふさまになりなば、同じ心に、いきほひをかはすべきこと、などかたらふになどあり、なほおほかり、】必ズ訓添べき辭なり、【今ノ文章をかゝむにも、必ズ此ノ格を違ふまじきなり、然るを今ノ世ノ人の心には、首に既に置たる辭を、又終リにも二たび云ハむは、同言の重なりて、煩はしく拙きぞと思ひて、終リなるをば略きて、たゞ登とのみ訓結むめり、其は中中に近キ世の、からぶみよみのさかしらにて、ひがことなり、漢籍も古き訓點の本には、皆トイヘリなど、訓附たるをや、たゞ登とのみ云ヒさだめたるは、古今集に、此ノ歌は、或人の云ク、柿ノ本ノ人まろがなりと、又ならのみかどの御哥なりと、これら一ツ二ツのみなり、抑これらは、哥の左ノ注にて、其ノ下に語なければ、なほ聞ぐるしくもあらぬを、其ノ下にもなほ

語のある處を、言とのみ云ゝては、上も下もとゝのはぬ語となるぞかし、是は凡て今ノ世ノ人は、さかしら心にて、誤る事なる故に、くだ〳〵しけれど、かく委曲に辨へ云なり、】

◎直毘靈【此篇は、道といふことの論ひなり、】

皇大御國は、掛まくも可畏き神御祖天照大御神の、御生坐る大御國にして、

萬ノ國に勝れたる所由は、先ツこゝにいちじるし、國といふ國に、此ノ大御神の大御德かゞふらぬ國なし、

大御神、大御手に天つ璽を捧持して、

御代御代に御しるしと傳はり來つる、三種の神寶は是ぞ、

萬千秋の長秋に、吾御子のしろしめさむ國なりと、ことよさし賜へりしまに〳〵、

天津日嗣高御座の、天地の共動かぬことは、既くこゝに定まりつ、

天雲のむかぶすかぎり、谷蟆のさわたるきはみ、皇御孫命の大御食國とさだまりて、天下にはあらぶる神もなく、まつろはぬ人もなく、

いく萬代を經とも、誰しの奴か、大皇に背き奉む、あなかしこ、御代御代の間に、たま〳〵も不伏穢奴もあれば、

神代の古事のまに〳〵、大御稜威をかゞやかして、たちまちにうち滅し給ふ物ぞ、

千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも、大御神の御子とまし〳〵て、

御世御世の天皇は、すなはち天照大御神の御子になも大坐ます、故天つ神の御子とも、日の御子とも申せり、

天つ神の御心を大御心として、

何わざも、己命の御心もてさかしだち賜はずて、たゞ神代の古事のまゝに、おこなひたまひ治め賜ひて、疑ひおも

ほす事しあるをりは、御卜事もて、天ッ神の御心を問して物し給ふ、

神代も今もへだてなく、

たゞ天津日嗣の然ましますのみならず、臣連八十伴緒にいたるまで、氏かばねを重みして、子孫の八十續、その家々の職業をうけつぎひつゝ、祖神たちに異ならず、只一世の如くにして、神代のまゝに奉仕れり、

神ながら安國と、平けく所知看しける大御國にしもありければ、

書紀の難波長柄朝廷御巻に、惟神者、謂隨神道亦自有神道也とあるを、よく思ふべし、神ノ道に隨ふとは、天ノ下治め賜ふ御しわざは、たゞ神代より有こしまにまに物し賜ひて、いさゝかもさかしらを加へ給ふことなきをいふ、さてしか神代のまにまに、大らかに所知看せば、おのづから神の道はたらひて、他にもとむべきことなきを、自有神ノ道とはいふなりけり、かれ現御神と大八洲國しろしめすと申すも、其ノ御世々々の天皇の御政、やがて神の御政なる意なり、萬葉集の哥などに、神隨云々とあるも、同じこゝろぞ、神國と韓人の申せりしも、諸にぞ有ける、

古への大御世には、道といふ言擧もさらになかりき、

故古語に、あしはらの水穂の國は、神ながら言擧せぬ國といへり、

其はたゞ物にゆく道こそ有けれ、

美知とは、此記に味御路と書る如く、山路野路などの路に、御てふ言を添たるにて、たゞ物にゆく路ぞ、これをおきては、上ッ代に、道といふものはなかりしぞかし、

物のことわりあるべきすべ、萬の教へごとをしも、何の道くれの道といふことは、異國のさだなり、

異國は、天照大御神の御國にあらざるが故に、定まれる主なくして、狹蠅なす神ところを得て、あらぶるによりて、

人心あしく、ならはしみだりがはしくして、國をし取つれば、賤しき奴も、たちまちに君ともなれば、上とある人は、下なる人に奪はれじとかまへ、下なるは、上のひまをうかゞひて、うばゝむとはかりて、かたみに仇みつゝ、古へより國治まりがたくなも有ッける、其が中に、威力あり智り深くて、人をなつけ、人の國を奪ひ取て、又人にうばゝるまじき事量をよくして、しばし國をよく治めて、後の法ともなしたる人を、もろこしには聖人とぞ云なる、たとへば、亂れたる世には、戰にならふゆゑに、おのづから名將おほくいでくるが如く、國の風俗あしくして、治まりがたきを、あながちに治めむとするから、世々にそのすべをさま〴〵思ひめぐらし、爲ならひたるゆゑに、しかかしこき人どもゝいできつるなりけり、然るをこの聖人といふものは、神のごとよにすぐれて、おのづからに奇しき德あるものと思ふは、ひがことなり、さて其ノ聖人どもの作りかまへて、定めおきつることをなも、道とはいふなる、かゝれば、からくにゝして道といふ物も、其ノ旨をきはむれば、たゞ人の國をうばゝむがためと、人に奪はるまじきかまへとの、二つにはすぎずなもある、そも〳〵人の國を奪ひ取むとはかるには、よろづに心をくだき、身をくるしめつゝ、善ことのかぎりをして、諸人をなつけたる故に、聖人はまことに善人めきて聞え、又そのつくりおきつる道のさまも、うるはしくよろづにたらひて、めでたくは見ゆめれども、まづ己からその道に背きて、君をほろぼし、國をうばへるものにしあれば、みないつはりにて、まことはよき人にあらず、いともいとも惡き人なりけり、もとよりしか穢惡き心もて作りて、人をあざむく道なるけにや、後ノ人も、うはべこそたふとみしたがひがほにもてなすめれど、まことには一人も守りつとむる人なければ、國のたすけとなることもなく、其ノ名のみひろごりて、つひに世に行はるゝこともなくて、聖人の道は、たゞいたづらに、人をそしる世々の儒者どもの、さへづりぐさとぞなれりける、然るに儒者の、たゞ六經などいふ書をのみとらへて、彼ノ國をしも、道正しき國ぞと、いひのゝしるは、いたくたがへることなり、かく道と

いふことを作りて正すは、もと道の正しからぬが故のわざなるを、かへりてたけきことに思ふこそをこなれ、そも後ノ人、此道のまゝに行なはゞこそあらめ、さる人は、まゝに一人だに有がたきことは、かの國の世々の史どもを見てもしるき物をや、さて其道といふ物のさまは、いかなるぞといへば、仁義禮讓孝悌忠信などいふ、こちたき名どもを、くさぐさ作り設て、人をきびしく教へおもむけむとぞすなる、さるは後ノ世の法律を、先王の道にそむけりとて、儒者はそしれども、先王の道も、古ノ法律なるものをや、又易などいふ物をさへ作りて、いともこゝろふかげにいひなして、天地の理をきはめつくしたりと思ふよ、これはた世人をなつけ治めむための、たばかり事ぞ、そもそも天地のことわりはしも、すべて神の御所爲にして、いともいとも妙に奇しく、靈しき物にしあれば、さらに人のかぎりある智りもては、測りがたきわざなるを、いかでかよくきはめつくして知ることのあらむ、然るに聖人のいへる言をば、何ごともたゞ理の至極と、信にふとみをることいと愚なれ、かくてその聖人どものしわざにならひて、後々の人ども、よろづのことを己がさとりもておしはかりごとするぞ、彼ノ國のくせなる、大御國の物學びせむ人、是をよく心得なりて、ゆめゆめかの人の説になまどはされそ、すべて彼ノ國は、事毎にあまりこまかに心を着て、かにかくに論ひたむる故に、なべて人の心さかしだち惡くなりて、中々に事をしこらかしつゝ、いよいよ國は治まりがたくのみなりゆくめり、されば聖人の道は、國を治めむために作りて、かへりて國を亂すたねとなる物ぞ、すべて何わざも、大らかにして事足ぬることは、さてあるこそよけれ、故皇國の古へは、さる言痛き教も何もなかりしかど、下が下までみだるゝことなく、天ノ下は穩に治まりて、天津日嗣いや遠長に傳はり來坐り、されば彼の異國の名になぞらへていはゞ、是ぞ上もなき優たる大き道にして、實は道あるが故に道てふ言なく、道てふことなけれど、道ありしなりけり、そをことごとしくいひあぐると、然らぬとのけぢめを思へ、言擧せずとは、あだし國のごと、こちたく言たつることなきを

云なり、賢ばすも何も、すぐれたる人はいひたてぬを、なま〳〵のわろものぞ、返りていさゝかの事をも、こと〴〵しく言あげつゝ、ほこるある如く、漢國などは、道ともしきゆゑに、かへりて道々しきことをのみいひあへるなり、儒者はこゝをえしらずて、皇國をしも、道なしとかろしむるよ、儒者のえしらぬは、萬に漢を尊き物に思へる心は、なほさも有べきを、此方の物知人さへに、是をえさとらずして、かの道てふことある漢國をうらやみて、強てこゝにも道ありと、あらぬことゞもをいひつゝ、爭ふは、たとへば、猿どもの人を見て、毛なきぞとわらふを、人の耻て、おのれも毛はある物をといひて、こまかなるをしひて求出て見せて、あらそふが如し、毛は無きが貴きをえしらぬ、癡人のしわざにあらずや、

然るをやゝ降りて、書籍といふ物渡參來て、其を學びよむ事始まりて後、其ノ國のてぶりをならひて、やゝ萬ヅのうへにまじへ用ひらるゝ御代に至りては、大御國の古への大御しわざをば、取別て神ノ道とはなづけられたりけむ、そはかの外國の道にまがふがゆゑに、神といひ、又かの名を借りて、こゝにも道とはいふなりけり、

神の道としもいふ所由は、下につばらかにとく、

しかありて御代〳〵を經るまゝに、いやます〳〵に、その漢國のてぶりをしたひまねぶこと、盛になりもてゆきつゝ、つひに天の下所知看す大御政も、もはら漢樣に傚はせて、

難波の長柄宮、淡海の大津ノ宮のほどに至りて、天の下の御制度も、みな漢になりき、かくて後は、古への御てぶりは、たゞ神事にのみ用ひ賜ひて、故後ノ代までも、神事にのみは、皇國のてぶりの、なほのこれることおほきぞかし、

青人草の心までぞ、其ノ意にうつりにける、

天皇尊ノ大御心を心とせずして、己々がさかしらごゝろを心とするは、漢意の移れるなり、

さてこそ安けく平けくて有來し御國の、みだりがはしきこといできつゝ、異國にや、似たることも、後にはまじりきにけれ、いともめでたき大御國の道をおきながら、他國のさかしく言痛き意行を、よきこととして、ならひまねべるから、直く清かりし心も行ひも、みな穢惡くまがりゆきて、後つひには、かの他國のきびしき道ならずては、治まりがたきが如くなれるぞかし、さる後のありさまを見て、聖人の道ならずては、國は治まりがたき物ぞと思ふめるは、しか治まりがたくなりぬるは、もと聖人の道の罪なることを、えさとらぬなり、古ヘの大御代に、其道をからずて、いとよく治まりしを思へ、

そも〳〵此ノ天地のあひだに、有ッとある事は、悉皆に神の御心なる中に、

凡て此ノ世ノ中の事は、春秋のゆきかはり、雨ふり風ふくたぐひ、又國のうへ人のうへの、吉凶き萬ノ事、みなことごと〳〵に神ノ御所為なれば、さて神には、善もあり惡きも有りて、所行もそれにしたがふなれば、大かた尋常のことわりを以ては、測りがたきわざなりかし、然るを世ノ人、かしこきもおろかなるもおしなべて、外國の道々の説にのみ惑ひはてゝ、此ノ意をえしらず、皇國の學問する人なども、古ヘノ書を見て、必ズ知ルべきわざなるを、さる人どもだに、えわきまへ知ラざるは、いかにぞや、抑吉凶き萬ノ事を、あだし國にて、佛の道には因果とし、漢ノ道々には天命といひて、天のなすわざと思へり、これらみなひがことなり、その中に佛ノ道ノ説は、やゝ世の學ビ者の、よく辨へつることなれば、今いはず、漢國の天命の説は、かしこき人もみな惑ひて、いまだひがことなることをさとれる人なければ、今これを論ひさとさむ、抑天命といふことは、彼ノ國にて古ヘに、君を滅し國を奪ひし聖人の、己が罪をのがれむために、かまへ出たる託言なり、まことには、天地は心ある物にあらざれば、命あるべくもあらず、もしまことに天に心あり、理もありて、善人に國を與へて、よく治めしめむとならば、周の代のはてかたにも、必ズ又聖人は出ぬべきを、さもあらざり

しはいかにぞ、もし周公孔子にして、既に道は備れる故に、其後は聖人を出さずといはむも、又心得ず、かの孔丘が後、其ノ道あまねく世に行はれて、國よく治まりたらむにこそ、さもいはめ、其後しもいよゝ其ノ道すたれはてゝ、徒言となり、國もます／＼みだれつる物を、今はたれりとして、聖人をも出さず、國の厄をもかへりみず、つひに秦始皇などの荒ぶる人にしも與へて、人草を苦しめしは、いかなる天のひがこゝろぞ、いと／＼いふかし、始皇などは、天のあたへしに非る故に、久しくはえたもたず、ともいひ枉べけれど、そも暫にても、さる惡人にあたふべき理あらめやも、又國をしる君のうへに、天命のあらば、下なる諸人のうへにも、善惡きしるしを見せて、善人はながく福え、惡人は速けく禍るべき理なるを、さはあらずて、よき人も凶く、あしき人も吉きたぐひ、昔も今も多かるはいかに、もしまことに天のしわざならましかば、さるひがことはあらましや、さて後ノ世になりては、やうやく人心さかしきゆゑに、國を奪ひて天命ぞといふをば、世ノ人の諾なはねば、うはべは禪をまねて取こともあるをば、よからぬことにいふめれど、かの古への聖人どもゝ、實は是に異ならぬ物をや、後ノ世の王の天命ぞといふをば、信ぬものゝ、古ノ人の天命をば、まことゝ心得をるは、いかなるまどひぞも、古へは天命ありて、後にはなきこそをかしけれ、或人、舜は堯が國をうばひ、禹も又舜が國を奪へりしなりといへるも、さも有べきことぞ、後ノ世の王莽曹操がたぐひも、うはべは禪りを受て嗣つれども、實は簒へるを以て思へば、舜禹なども、さぞありけむを、上ッ代は朴にして、禪りとなせるを、まことゝ心得て、國内の人ども、みなあざむかれにけらし、かの莽操がころは、世ノ人さかしくて、あざむかれざりし故に、惡きしわざのあらはれけむ、かれらが如くなる輩も、上ッ代ならましかば、あはれ聖人と仰がれなましものを、

禍津日神の御心のあらびはしも、せむすべなく、いとも悲しきわざにぞありける、

世間に、物あしくことなど、凡て何事も、正しき理のまゝにはえあらずて、邪なることも多かるは、皆此ノ神の御心にして、甚く荒び坐時は、天照大御神高木ノ大神の大御力にも、制みかね賜ふをりもあれば、まして人の力には、いかにともせむすべなし、かの善人も禍り、悪人も福ゆるたぐひ、尋常の理にさかへる事の多かるも、皆此ノ神の所為なるを、外國には、神代の正しき傳説なくして、此ノ所由をえしらざるが故に、たゞ天命の説を立て、何事もみな、當然ノ理を以て定めむとすることぞ、いとをこなれ、

然れども、天照大御神高天原に大坐々て、大御光はいさゝかも曇りまさず、此ノ世を御照しましまして、天津御璽はた、はふれまさず傳はり坐て、事依し賜ひしまに〳〵、天ノ下は御孫命の所知食て、

異國は、本より主の定まれるがなければ、たゞ人もたちまち王になり、王もたちまちたゞ人にもなり、亡びうせもしける、古へよりの風俗なり、さて國を取むと謀りて、えとらざる者をば、賊といひて賤しめにくみ、取得たる者をば、聖人といひて尊み仰ぐめり、されば、いはゆる聖人も、たゞ賊の為とげたる者にぞ有ける、掛まくも可畏き吾天皇尊はしも、然るいやしき國々の王どもと、等なみには坐まさず、此ノ御國を生成たまへる神祖命の、御みづから授賜へる皇統にましまして、天地の初より、大御食國と定まりたる天ノ下にして、大御神の大命にも、天皇悪く坐まさば、莫まつろひそとは詔たまはずあれば、善く坐むも悪く坐むも、側よりうかゞひはかり奉ることあたはず、天地のあるきはみ、月日の照す限は、いく萬代を經ても、動き坐ぬ大君に坐り、故古語にも、當代の天皇をしも神と申して、實に神にし坐ませば、善惡き御うへの論ひをすてゝ、ひたぶるに畏み敬ひ奉仕ぞ、まことの道には有ける、

然るを中ごろの世のみだれに、此ノ道に背きて、畏くも大朝廷に射向ひて、天皇尊をなやまし奉れりし、北條ノ義時、泰時、又足利ノ尊氏などが如きは、あなかしこ、天照日ノ大御神の大御旨をおもひはからざる、穢悪き賊奴どもなりけ

るに、禍津日神の心はあやしき物にて、世ノ人のなびき從ひて、子孫の末まで、しばらく榮え居しことよ、抑此ノ世を御照し坐シます天津日ノ神をば、必ズたふとみ奉るべきことをしれども、天皇を必ズ畏こみ奉るべきことをば、しらぬ奴もよにありけるは、漢籍意にまどひて、彼ノ國のみだりなる風俗を、かしこきことにおもひて、正しき皇國の道をえしらず、今世を照しまします天津日ノ神、即チ天照大御神にましますことを信ず、今の天皇、すなはち天照大御神の御子に坐シますことを忘れたるにこそ、

天津日嗣　高御座は、

天皇ノ御統を日嗣と申すは、日ノ神の御心を御心として、其ノ御業を嗣坐スが故なり、又その御座を高御座と申すは、唯に高き由のみにあらず、日ノ神の御座なるが故なり、日には、高照とも高日とも日高とも申す古語のあるを思へ、さて日ノ神の御座を、次々に受ケ傳へ坐て、其ノ御座に大坐ます天皇命にませば、日ノ神に等く坐スこと決し、かゝれば、天津日ノ神のおほみうつくしみを蒙らむ者は、誰しか天皇命には、可畏み敬び尊みて、奉仕らざらむ、あめつちのむた、ときはにかきはに動く世なきぞ、此ノ道の靈く奇く、異國の萬ツの道にすぐれて、正しき高き貴き徴なりける、

漢國などは、道てふことはあれども、道はなきが故に、もとよりみだりなるが、世々にます〳〵亂れみだれて、終には傍の國ノ人に、國はこと〴〵くうばはれはてぬ、其は夷狄といひて卑めつゝ、人のごともおもへらざりしものなれども、いきほひつよくして、うばひ取ッつれば、せむすべなく天子といひて、仰ぎ居るなるは、いともいともあさましきありさまならずや、かくても儒者はなほよき國とやおもふらむ、王のみならず、おほかた貴きいやしき統さだまらず、周といひし代までは、封建の制といひて、此ノ別ありしがごとくなれど、それも王の統かはれば、下までも共に

かはりつれば、まことは別なし、秦よりこなたは、いよゝ此道たゝず、みだりにして、賤き奴の女も、昔の寵のまにまに、忽に后の位にのぼり、王の女をも、すゞなき男にあはせて、耻ともおもへらず、又昨日まで山賤なりし者も、今日はにはかに、國の政とる高官にもなり昇るたぐひ、凡て貴賤き品さだまらず、鳥獸のありさまに異ならずなもありける、

そも此道はいかなる道ぞと尋ぬるに、天地のおのづからなる道にもあらず、

是をよく辨別て、かの漢國の老莊などが見と、ひとつになおもひまがへそ、

人の作れる道にもあらず、此道はしも、可畏きや高御產巢日神の御靈によりて、

世中にあらゆる事も物も、皆悉に此大神のみたまより成れり、

神祖伊邪那岐大神伊邪那美大神の始めたまひて、

よのなかにあらゆる事も物も、此二柱大神よりはじまれり、

天照大御神の受たまひたもちたまひ、傳へ賜ふ道なり、故是以神の道とは申すぞかし、

神道と申す名は、書紀の石村池邊宮の御卷に始めて見えたり、されど其は只、神をいつき祭りたまふことをさしていへるなり、さて難波長柄宮の御卷に、惟神者、謂隨神道亦自有神道也とあるぞ、まさしく皇國の道を廣くさしていへる始なりける、さて其由は、上に引ていへるが如くなれば、其道といひて、ことなる行ひのあるにあらず、されば只神をいつき祭りたまふことをいはむも、いひもてゆけば一つおねにあたれり、然るを、からぶみに、聖人設神道といふ言あるを取て、此方にも名けたりなどいふあるは、ことのこゝろしらぬみだり言なり、其故は、まづ神とまをすもの、此と彼と始より同じからず、かの國にしては、いはゆる天地陰陽の、不測く靈きをさし

ていふめれば、たゞ空き理のみにして、たしかに其物あるにあらず、さて皇國の神は、今の現に御宇天皇の皇祖に坐て、さらにかの空き理をいふ類にはあらず、されぱかの漢籍なる神道は、不測くあやしき道といふこゝろ、皇國の神道は、皇祖神の、始め賜ひたもち賜ふ道といふことにて、其意いたく異なるをや、

さて其道の意は、此記をはじめ、もろ〳〵の古書どもをよく味ひみれば、今もいとよくしらるゝを、世々のものしりびとゞもの心も、みな禍津日神にまじこりて、たゞからぶみにのみ惑ひて、思ひとおもひ、いひといふことは、みな佛と漢との意にして、まことの道のこゝろをば、えさとらずなもある、

古へは道といふ言擧なかりし故に、古書どもに、つゆばかりも道々しき意も語も見えず、故舍人親王を始め奉て、世々の識者ども、道の意をえとらへず、たゞかの道々しきことこちたくなる、から書の言のみ、心の底にしみ着て、其を天地のおのづからなる理と思ひ居る故に、すなほなるとは思はねども、おのづからそれにまつはれて、彼方へのみ流れゆくめり、されば異國の道を、道の標準となるべき物と思ふも、即其心のかしこへ魅はれつるなりけり、又かの漢國の説は、かの陰陽乾坤などをはじめ、諸皆、もと聖人どもの己が智をもて、おしはかりに作りかまへたる物なれば、うち聞には、こざかしく深げにきこゆれども、彼が垣内を離れて、外よりよく見れば、何ばかりのこともなく、中々に淺はかなることゞもなりかし、されど昔も今も世ノ人の、此垣内に迷入て、得出離れぬこそくちをしけれ、大御國の説は、神代より傳へ來しまゝにして、いさゝかも人のさかしらを加へざる故に、うはべはたゞ淺々と聞ゆれども、實にはそこひもなく、人の智の得測度ぬ、深き妙なる理のこもれるを、其意をえしらぬは、かの漢國書の垣内にまよひ居る故なり、此をいではなれざらむほどは、たとひ百年千年の力をつくして、物學ぶとも、道のためには、何の徵もなきいたづらわざならむかし、但し古き書は、みな漢文にうつして書たれば、彼國のことも、一わたりは知てあるべ

く、文字のことなどしらむためには、漢籍をも、いとまあらば學びつべし、皇國魂の定まりて、たゞよはぬうへにては、害はなきものぞ、

故おのが身々に受行ふべき神ノ道の教へなどいひて、くさぐさものすなるも、みなかの道々のをしへごとをうらやみて、近き世にかまへ出たるわたくしごとなり、

ことごとしく秘説など云て、人をえりて密に傳ふる類など、皆後ノ世に僞リ造れることにて、凡てよきことは、いかにもいかにも世に廣まることこそよけれ、ひめかくして、あまねく人に知らせず、己が私物にせむとするは、いとこゝろぎたなきわざなりかし、

あなかしこ、天皇の天ノ下しろしめす道を、下が下として、己がわたくしの物とせむことよ、

下なる者は、かにもかくにもたゞ上の御おもむけに從ひ居ること、道にはかなへれ、たとへ神の道の行ひの、別にあらむにても、其を教へ學びて、別に行ひたらむは、上にしたがはぬ私ノ事ならずや、

人はみな、産巣日神の御靈によりて、生れつるまに〳〵、身にあるべきかぎりの行は、おのづから知てよく爲る物にしあれば、

世ノ中に生としいける物、鳥虫に至るまでも、己が身のほど〳〵に、必あるべきかぎりのわざは、産巣日神のみたまに頼て、おのづからよく知てなすものなる中にも、人は殊にすぐれたる物とうまれつれば、又しか勝れたるほどにかなひて、知べきかぎりはしり、すべきかぎりはする物なるに、いかでか其ノ上へをなほ強ることのあらむ、教へによらずては、えしらずえせぬものといはゞ、人は鳥虫にもおとれりとやせむ、いはゆる仁義禮讓孝悌忠信のたぐひ、皆人の必あるべきわざなれば、あるべき限りは、教をからざれども、おのづからよく知てなすことなるに、かの聖人の

道は、もと治まりがたき國を、しひてをさめむとして作れる物にて、人の必ス有ルべきかぎりを過て、なほきびしく教へたてむとせる強事なれば、まことの道にかなはず、故口には人みなこと〴〵しく言ながら、まことに然行ふ人は、世々にいと有リがたきを、天理のまゝなる道と思ふは、いたくたがへり、又其ノ道にそむける心を、人慾といひてにくむも、こゝろえず、そも／＼その人慾といふ物は、いづくよりいかなる故にていできつるぞ、それも然るべき理にてこそは、出來たるべければ、人慾も即チ天理ならずや、又百世を經ても、同シ姓どち婚することゆるさずといふ制など、かの國にしても、上ツ代より然るにはあらず、周の代のさだめなり、かくきびしく定めたる故は、國の俗あしくして、親子同母兄弟などの間にも、みだりなる事のみ常多くて、別なく治まりがたかりし故なれば、かゝる制のきびしきは、かへりて國の恥なるをや、すべて何の上にも、法の嚴きは、犯すものゝ多きがゆゑぞかし、さて其制は制と立しかども、まことの道にあらず、人の情にかなはぬことなる故に、したがふ人いと／＼まれなり、後々はさらにもいはず、はやく周の代のほどにすら、諸侯といふきはの者も、これを破れるが多ければ、ましてつぎ／＼はしられたり、姉妹などにさへ姧けし例もある物をや、然るを儒者どもの、昔よりかく世ノ人の守りあへぬことをば忘れて、いたづらなるさだめのみをとらへて、たけきことにいひ思ひ、又皇國をしひて賤しめむとして、ともすれば、古ヘ兄弟まぐはひせしことをいひ出て、鳥獸のふるまひぞとそしるを、此方の物知人たちも、是をば心よからず、御國のあかぬことに思ひて、かにかくにいひまぎらはしつゝ、いまださだかに斷り説ることもなきは、かの聖人のさかしらを、かならず當然理と思ひなづみて、なほ彼レにへつらふ心あるがゆゑなり、もしへつらふこゝろしなくば、彼レと同じからぬは、なにごとかあらむ、抑皇國の古ヘは、たゞ同母兄弟をのみ嫌ひて、異母の兄弟など御合坐しことは、天皇を始め奉りて、おほかたよのつねにして、今ノ京になりてのこなたまでも、すべて忌ことなかりき、但し貴き賤きへだては、うるはしく有

て、おのづからみだりならざりけり、これぞこの神祖の定め賜へる、正しき眞の道なりける、然るを後ノ世には、かの
から國のさだめを、いさゝかばかり守るげにて、異母なるをも見忌て、娶せぬことになも定まりぬる、されば今ノ
世にして、其を犯さむこそ惡からめ、古ヘは古ヘの定まりにしあれば、異國の制を以て、論ふべきことにあらず、

いにしへの大御代には、しもがしもまで、たゞ天皇の大御心を心として、
天皇の所思看御心のまに〳〵奉仕て、己が私心はつゆなかりき、
ひたぶるに天命をかしこみゐやびまつろひて、おほみうつくしみの御蔭にかくろひて、おのも〳〵祖神を齋祭つゝ、
天皇の大御手に天神地祇の御前を拜祭坐がごとく、臣連八十伴ノ緒、天ノ下の百姓に至るまで、各祖神を祭るは常にて、
又天皇の、朝廷のため天ノ下のために、天神國神諸をも祭り坐が如く、下なる人どもゝ、事にふれては、福を求むと、
善神にこひねぎ、禍をのがれむと、惡神をも和め祭り、又たま〳〵身に罪穢もあれば、祓清むるなど、みな人の情に
して、かならず有べきわざなり、然るを、心だにまことの道にかなひなば、祈らずとても云々と云るをうけて、佛の教ヘ儒の見にこそ、
さることもあらめ、神の道には、いたくそむけり、又異國には、神を祭るにも、たゞ理を先にして、とかく論ひ、
淫祀などゝ云て、いましむることもある、みなさかしらなり、凡て神は、佛などいふなる物の趣とは異にして、善神
のみにはあらず、惡きも有て、心も所行も、然ある物なれば、惡きわざする人も榮え、善事する人も、禍ることある、
よのつねなり、されば神は、理の當不をもて、思ひはかるべきものにあらず、たゞその御怒を畏みて、ひたぶるに
いつきまつるべきなり、されば祭るにも、そのこゝろばへ有て、いかにも其神の歡喜び坐べきわざをなも爲べき、そ
はまづ萬を齋忌清まはりて、穢惡あらせず、堪たる限り美好物多に獻り、或は琴ひき笛ふき歌儛ひなど、おもしろ
きわざをして祭る、これみな神代の例にして、古ヘの道なり、然るをたゞ心の至り至らぬをのみいひて、獻る物にも

なすわざにもかゝはらぬは、漢意のひがごとなり、さて又神を祭るには、何わざよりも先ッ火を重く忌清むべきこと、神代ノ昔の黄泉段を見て知ルべし、是は神事のみにもあらず、大かた常にもつゝしむべく、かならずみだりにすまじきわざなり、もし火穢るゝときは、禍津日ノ神こゝろをえて、荒び坐すゆゑに、世ノ中に萬ノの禍事はおこるぞかし、かゝれば世のため民のためにも、なべて天ノ下に、火の穢は忌まほしきわざなり、今の代には、唯神事のをり、又神の坐ス地などにこそ、かつ〳〵も此ノ忌は物すめれ、なべては然る事さらになきは、火の穢などいふをば、愚なることゝおもふ、なまさかしらなる漢意のひろごれるなり、かくて神御典を釋解ふる世々の識者たちすら、たゞ漢意の理をのみ、うるさきまで物して、此ノ忌の説をしも、なほざりにすめるは、いかにぞや

ほど〳〵にあるべきかぎりのわざをして、穏しく樂く世をわたらふほかなかりしかば、

かくあるほかに、何の教ごとをかもまたむ、抑みどり兒に物教へ、又番匠の物造るすべ、其外よろづの伎藝などを教ふることは、上ツ代にも有ッけむを、かの儒佛などの教事も、いひもてゆけば、これらと異なることなきに似たれども、辨ふれば同じからざることぞかし、

今はた世ノ道といひて、別に教を受て、おこなふべきわざはありなむや、

然らば神の道は、からくにの老莊が意にひとしきかと、或人の疑ひ問へるに、答へけらく、かの老莊がともは、儒者のさかしらをうるさみて、自然なるをたふとめば、おのづから似たることもあり、されどかれらも、大御神の御國ならぬ、惡國に生れて、たゞ代々の聖人の説をのみ聞なれたるものなれば、自然なりと思ふも、なほ聖人の意のおのづからなるにこそあれ、よろづの事は、神の御心より出て、その御所爲なることをしも、えしらねば、大旨の甚くたがへる物をや、

もししひて求むるならば、きたなきからぶみごゝろを祓ひきよめて、清々しき御國ごゝろもて、古典どもをよく學びてよ、然せば、受行べき道なきことは、おのづから知りてむ、其をしるぞ、すなはち神の道をうけおこなふにはありける、かゝれば如此まで論ふも、道の意にはあらねども、禍津日ノ神のみしわざ、見つゝ默止えあらず、神直毘ノ神大直毘ノ神の御靈たばりて、このまがをもて直さむとぞよ、

上の件、すべて己が私のこゝろもていふにあらず、ことごとに古典によるところあることにしあれば、よく見む人は疑はじ、

かくいふは、明和の八年といふとしの、かみな月の九日の日、伊勢ノ國ノ飯高ノ郡の御民、平ノ阿曾美宣長、かしこみかしこみもしるす、

古事記傳二之卷

本居宣長謹撰

古事記上卷 幷序

此標題、此處には古事記序とありて、古事記上卷といふことは、本文の首にあるべきを、合せてこゝに書て、本文のはじめには略けるなり、諸本みな同じ、【幷序はナラビニ序とも序ナナラブとも訓めども、共に此方のものいひざまにあらず、此はかにかくに古言には訓がたし、されどこれらはいかに讀てもあるべし、又昔より序ノ字の訓もなし、しひていはゞ、中昔より奥書といふことある、其はからぶみにて跋と云フ物なれば、是に准へて序をば、はしがき又ははしことばなどや云べからむ】さて此序は、本文とはいたく異にして、すべて漢籍の趣を以て、其文章をいみしくかざりて書り、いかなれば然るぞといふに、凡て書を著りて上に獻る序は、然文をかざり當代を賛稱奉りなどする、漢のおしなべての例なるに依れるなり、さて然漢文をかざるに引れては、其意旨もおのづから漢にて、或は混元既凝、あるは乾坤初分、あるは陰陽斷開、あるは齊五行之序などいふたぐひの語おほし、如此ことゞもをいはでは、文章かざりてなき故なり、抑此序にかゝる語どものあるを見て、ゆくりなく本文の旨を見誤りて、又本文のさまと甚く異なるをもて、序は安万侶の作るにあらず、後ノ人のしわざなりといふ人もあれど、其は中々にくはしからぬひがことなり、すべてのさまをよく考るに、後に他人の僞り書る物にはあらず、決く安万侶朝臣の作るなり、本文に似ず漢めきたることはこよなけれど、そのかみさばかり漢學を盛に好ませたまへりし世の事にしあれば、序の文は必ズ如此さまに書つべきわざ

なるをや、○今此序を註するに、たゞ文章のかざりのみに書るところは、たゞ一わたり解釋て、委曲はいはず、其はみな漢ごとにして、要なければなり、かくて末に至りて、記の起りを述べ、書ざまをことわりなどせる處は、必よく意得おくべきことゞもなれば、委曲に云べし

臣安萬侶言、夫混元既凝、氣象未效、無名無爲、誰知其形、

此は天地のいまだ剖れざりし前の狀を漢籍に云る趣もて云るなり、混元は混沌ともいひて、元氣未分也と註せり、既凝とは、分れむとするきざしあるなり、氣象は、天地を始め凡て氣と象とをいへり、

然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、

參神は、天之御中主高御產巢日神產巢日の三柱神を申す、即本文の始に出、造化は、漢籍に、天地陰陽の運行によりて、萬物の成出るをいへり、二靈は伊邪那岐伊邪那美二柱神を申す、群品は萬の物なり、此處の文二句づゝ、對にかけり、次々もみな對句なり、さて此序の此あたりの文を見て、陰陽乾坤などの說を、古傳にも其意ありければこそ、撰者もかく取用ひられつらむを、ひたぶるに廢むこといかゞと思ふ人あるべけれど、然らず、もし古傳に其意あらむには、序文の短き間にすら、かくあまた云るほどなれば、本文にも必言べきわざなるに、本文に至ては、一字もさることとなし、されば本文と相比べて、序にこれらの語のあるは、返りて古傳にさる意なき證とすべき物にて、正實と虛飾とこのけぢめいよゝ著明し、これを以ても大御國のこゝろばへの、漢籍のおもむきとははるかに異なるほどをもさとるべく、はた本文にはいさゝかも撰者の私をまじへざるほども知られて、いとたふとしかし、【或人問けらく、同じ安万侶朝臣、後に書紀を撰ばしめたまへりしをりも、其事にあづかれりと云に、彼紀にも陰陽などの說はあり、又此序にもあれば、なほ此朝臣は此說を信用とられつと見ゆるはいかゞ、答けらく、書紀撰ばれしは、舍人親王ぞ其事は執總たまへりしか

ば、あつかれのこても、安万侶朝臣の意は論ふべきにあらず、又此朝臣の意は、縦やいかにもあれ、それにかゝはるべきにもあらず、たゞ古傳につきてこそは、ことわるべき物なれ、

所以出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於滌身、

こゝに所以といひ、次々に、故といひ、寔知といひ、是以といひ、即といへる、みなさしも意あるにあらず、たゞ輕く存てみるべし、さて伊邪那岐大神の、夜見國に幸行しを幽に入と云、顯國に回坐るを顯に出と云るなり、日月云云は、阿波岐原に御禊し賜へる時の事なり、下二句も同時の事ぞ、

故太素杳冥、因本教而識孕土産島之時、元始綿邈、頼先聖而察生神立人之世、

太素と元始も、世のはじめを云なり、杳冥は、世の始のいと遠くてあはくしく、さだかならぬをいふ、冥字、舊印本には冒と作り、それもあしからず、同じ意なり、本教は、人に物を語り聞するを敎といふに同じくて、神代の事どもを語り傳へたる說をいふなり、綿邈とは、はるかなるをいふ、先聖は、神代の事を言傳へ記し傳へたる、古のかしこき人たちをいふ、立人とは、天照大御神を始て、各事依し賜ひしをいふなり、【天御神をしも人と申さむは、いかゞにも聞ゆれども、生神と云る對に、かへて書るのみなるべし、】又思ふに、識といひ察といふを、伊邪那岐命伊邪那美命の御事としても見べし、其時は本敎は天神の命詔なり、先聖も天神を申すなり、

寔知懸鏡吐珠、而百王相續、喫劍切蛇、以萬神蕃息歟、

懸鏡とは、天照大御神の天石屋にこもらしゝ時に、眞賢木の枝に八咫鏡を取掛しを云なるべし、【但し百王相續と云へ係て見れば、皇御孫命の天降坐むとせし時に、御魂として授賜ひしを云るかとも聞ゆれども、吐珠の上にあれば、いかゞあらむ】吐珠とは、天御神と須佐之男命と宇氣比坐し時の事なり、万神蕃息とは、須佐之男命の御子孫神た

おのひろごり坐ることなり、

議安河而平天下、論小濱而清國土、

上ノ句は、皇御孫ノ命の天降坐むとする時に、八百万ノ神を集へて議たまひしこと、下ノ句は、建御雷ノ神の伊那佐の小濱に降りて、大國主ノ神を論ひ令伏て、天ノ下を和し靜め賜ひし事なり、

是以番仁岐命、初降于高千嶺、神倭天皇、經歷于秋津島、

仁ノ字は、邇杂の音を邇々の二音に用ひたるなり、然例多し、秋津島は大倭ノ國をいふ、

化熊出爪、天劍獲於高倉、生尾遮徑、大烏導於吉野、

こは四ッの事を四句に云て、二句づゝ、對にせり、皆白檮原ノ御世の事にして、其ノ御段に見えたり、爪は字を寫し誤れるなり、由か穴かなるべし、【延佳は、水か派かの誤ならむといへれども、そはわろし、】生尾は、生尾人とあり、大烏は八咫烏なり、

列儛攘賊、聞歌伏仇、

此も同ジ御段に見ゆ、但し儛のことは見えず、書紀にも道ノ臣ノ命乃チ起テ而歌フ之とのみあり、されど後に久米儛といふは、此ノ時の態と聞ゆれば、儛もしつらむ、

即覺夢而敬神祇、所以稱賢后、望烟而撫黎元、於今傳聖帝、

上は水垣ノ宮ノ御世の事、下は高津ノ宮ノ御世の事にて、みな其ノ御段に出たり、后は君なり、【神功皇后の御事かとも聞ゆれど、其に御夢のこと見えず、】黎元は民をいふ、【後に崇神仁德と御諡を奉られしも、こゝの文の意なり、】

定境開邦、制于近淡海、正姓撰氏、勒于遠飛鳥、

上は志賀宮御代の事にて、近淡海は其都の國名なり、下は遠飛鳥宮御世の事なり、制勅とは、たゞ其宮に坐まして天下の政を聞看しをいふ、さて是までは、古の御々代々に聞え高き事どもをこれかれと拔出て、文飾に書るなり、

雖歩驟各異、文質不同、莫不稽古以繩風猷於既頽、照今以補典教於欲絶、

此は上件の事どもを取總てことわれるなり、歩とは徐に歩むこと、驟は疾く走ることにて、政も世々のまにまに隨ひて、寛きと急なるとのかはりあるをいふなり、【三皇歩五帝驟など云り、】風猷は風教と圖なり、さてかくいへることは、必しも上に擧たる事ども、悉には當らねども、只漢人の常にいふなる趣を、文のかざりに書るのみなり、さて如此言て下文の本を起せるものぞ、

曁飛鳥清原大宮御大八洲天皇御世、

此よりは下、此天皇【後諡天武】の御事を申せる文なり、洲字州と作るはわろし、今は一本によれり、

潛龍體元、洊雷應期、

こはいまだ儲君にて坐まし、ほどを申せる言なり、潛龍も洊雷も易の言にて、太子のことに申せり、【洊雷は、易に洊雷震とありて、震爲長子といへるより出たり、洊字、游と作るは誤也、】

開夢歌而想纂業、投夜水而知承基、

此に天津日嗣しろしめすべききざしの有しことなり、夢歌の事は書紀に見えず、漏つるなるべし、投夜水とは、東國に下り坐むとして、夜半に伊賀の隱の横河に至り坐しことなるべし、此時に廣さ十餘丈の黒雲おこりて、天にわたりければ、異しとおもほしし、御自占へ賜ふに、天下二つに分れて、つひにはみな得たまふべき祥なりしこと、書紀に見

えたり、【聞ノ字、開と作るは誤なり、今は一本に依る】

然天時未臻、蟬蛻於南山、人事共洽、虎步於東國、

上は、京師をのがれ出て、吉野山に入り坐しこと、下は、道より人多に從ひ附き奉て、御威さかりになりまして、美濃ノ國に幸行しことなり、皆書紀に見ゆ、洽ノ字、延佳本には給と作り、それもあしからず、

皇輿忽駕、淩渡山川、六師雷震、三軍電逝、

淩は歷也と註せり、【汎海淩山などあり、延佳本に凌と作るは誤なり、】六師は六軍なり、下二句は、皇軍のさかりなるさまをいへり、【漢國にて天子は六軍大國は三軍といへれども、此はたゞ數ノ字を對にせるのみにして、六と三とに意はなし、

杖矛擧威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦解、

上ノ二句は御方の軍のさかりなるさま、下一句は淡海の軍の敗れしさまなり、

未移浹辰、氣沴自清、

是は仇速に亡びて、天ノ下治まりしを云るなり、浹辰は、子より亥まで一周の日數【十二日】にて、其を移さずとは、ほどもなくすみやかなる意なり、沴は妖氣なり、此ノ惡き氣去りて、清らかになれりとなり、さて此ノ沴ノ字、諸ノ本並に誤りて彌と作り、今は延佳が考へによりて改めつ、

乃放牛息馬、愷悌歸於華夏、卷旌戢戈、儛詠停於都邑、

放牛息馬とは、から國の周ノ武王が紂に勝て後に、馬を華山の南に歸し、牛を桃林の野に放ちて、再服はぬことをしらせし故事なり、愷悌は軍勝たる時の樂なり、書紀にイクサトケテと訓り、【今按に、悌ノ字心得ず、其ノ故は、愷ここ愷

樂とも云し、軍勝之樂なれ、悌ノ字には其ノ義あることを聞ず、愷悌と連ねいへることは多かれども、其は義の異なることなり、然るに今愷樂を愷悌といへるは、愷ノ字にひかれて、彼ノ愷悌と一ッに思ひ混へつるにや、但し此は世になべて誤れることにやありけむ、書紀などにも然あり、漢籍にも例ありや、なほ尋ぬべし、】

歳次大梁月踵夾鍾清原大宮昇即天位

初ノ句は酉ノ年をいふ、大梁は、十二次の内の昴宿の次にて、昴は二十八宿の中の西ノ方の星、酉は西ノ方なればなり、次ノ句は二月をいふ、夾鍾は、十二律の中の二月の律なればなり、踵は鍾に同じ、通はし書る例あり、さて書紀を考るに、此ノ天皇、癸酉ノ年二月癸未【二十七日】に御位に即きませり、

道軼軒后徳跨周王

軒后は漢國の黄帝といふ王、周王は文王武王をいふ、

握乾符而摠六合得天統而包八荒

乾符は天の吉瑞なり、六合は上下四方なり、天統は天より授くる帝統なり、八荒は八方の遠き國々なり、

乘二氣之正齊五行之序

二氣とは陰陽をいふ、君の政よろしければ、陰陽五行のはこび正しくて、四時の氣候みだれずといふ、漢人の常の談なり、

設神理以奬俗敷英風以弘國

神理は神妙の道理なり、奬俗とは、勸め導きて風俗をよくなすをいふ、英風は英聖の風教なり、

重加智海浩瀚潭探上古心鏡煒煌明覩先代

智海とは、御智の廣く大なるを海にたとへ、心鏡とは、御心の明らけきを鏡にたとへて申せるなり、浩瀚は廣大なる貌、煒

煒は光明ナル貌なり、さて此までは、此ノ天皇の凡ての御うへを申シて、次の事を申さむ料なり、

於是天皇詔之、朕聞諸家之所賷、帝紀及本辭、既違正實、多加虚僞、

詔之の之ノ字、延佳本には云と作り、それもよし、賷は齎の俗字なりと云り、延佳本には齎と作り、帝紀は、下ノ文に帝皇ノ日繼とあると同じく、御々代々の天津日嗣を記し奉れる書なり、書紀ノ天武ノ御卷の、川嶋ノ皇子等の修撰の處にも、帝紀とあり、推古御卷の、皇太子の修撰の處、又皇極ノ御卷の、蘇我ノ蝦蛦が燒つる處などには、天皇記とあり、國史などいはずして、かく帝紀天皇記といへるぞ古への稱なるべき、本辭は、下文に先代ノ舊辭とあると同じ、かの蝦蛦が燒し處に、國記といひ、聖德太子の修撰の處に、國記臣連伴ノ造國ノ造百八十部幷公民等本記と云へるなど、是レにあたるべきか、川嶋ノ皇子等の修撰のところに、上古ノ諸ノ事とあるは、正しくこれなり、然るに今は舊事といはずして、本辭舊辭と云へる、辭ノ字に眼をつけて、天皇の此ノ事おもほしめし立し大御意は、もはら古語に在ッけることをさとるべし、さて此レよりつぎ〳〵、未行其事矣といふまでは、此ノ記の本の起りを演たるなれば、懇懃に見べし、上ノ件のかぎりのみに書たる文とは異なるものぞ、

當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、

其ノ失とは、かの多ク加虚僞とある是レなり、其旨は正實の旨なり、當時虚僞多くなれりといへども、なほ正實も全く滅びたるにあらざれば、天皇の海のごと廣き御智、鏡のごと明けき御心もて辨へたまへば、いとよく分る、故に、今是時に改め正しおかずば、いよゝ虚僞おほくなりもてゆきて、今幾ほどもなく正實の旨は滅びうせなむ物ぞと、かしこく慭坐るなり、【然るに後ノ世人の學問は、正實の處をばなほざりにして、ただ漢めきたる虚僞の文をのみ重くすめるはいかにぞや】

斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、

經緯とは、國を知しめすに、なくてえあらぬ物なることを、織の經緯の緯にたとへて云なり、鴻は大なり、

故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、

是まで詔命なり、討覈は、深く實を尋ねて考へ究むることなり、此一句殊に古學の要とあることぞ、おほにな看過しそ、後葉は後世なり、【欲字は、撰錄の上に在べき文意なり】

時有舍人、姓稗田名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心、

稗田姓、姓氏錄に見えず、【延佳本に弘仁私記序を引たるに、天鈿女命之後也と云り】書紀天武上卷に、如此云地名見えたり、大倭國と聞えたり、【今添上郡に稗田村あり、是なるべし】彼地より出たる姓なるべし、度目誦口とは、一たび見たる書をば、やがて空にうかべて、よく讀誦をいふ、拂耳勒心とは、一たび聞たることをば、忘るゝことなきをいふ、【廿字、延佳本には二十と二字に作り、それも同じことなれども、此あたり多くは一句四字なれば、此も何も然るべし、故今は舊本によれり】

即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭、

勅語は、天皇の大御口づから詔ひ賜ふなり、【有司をして傳へ宣しめ、又は書にかけるなどをも、たゞ勅とはいへども、とは勅語とはいはず】かくて此は古言殊なる意も有べきか、其は下にいふべし、令誦習とは、舊記の本文はなれて、そらに誦うかべて、其語をしばしば口なれしむるをいふなり、抑直に書には撰錄しめずして、先かく人の口に移して、つらつら誦習はしめ賜ふは、語を重みしたまふが故なり、此事既に一の卷に云るが如し、書紀纂疏に弘仁私記序に、天皇勅阿禮使習帝王本紀及先代舊事紀とあるは、此の文を見誤りて、舊辭を舊事紀としも云るなり、【[illegible]め今

世にある舊事紀のことゝな思ひまがへそ、彼ノ題號は、此私記の文を取てぞつけつらむ、】

然運移世異、未行其事矣、

天皇崩坐て御世かはりにければ、撰錄の事果し行はれずして、討覈ありし帝紀舊辭は、いたづらに阿禮が口にのこれりしなり、

伏惟皇帝陛下、得一光宅、通三亭育、

皇帝は撰者の當代、那良ノ宮ニ御宇天津御代豐國成姫ノ天皇【後ノ御謚元明】を申せり、得一とは、老子に、天ハ得一以淸、地得一以寧、王侯得一以爲天下貞、と云るよりいふことなり、光宅とは、天下を凡て家とする意にて、オホキニヲルとも、ミチヲル【光ハ充也といふ註もあり】とも訓り、【古文尙書ノ堯典に、光宅天下と云るより出たる字なり】通三とは、天地人の三才に通なり、亭育とは、本は亭毒と云るを、通はして如此も云ならへり、民を化育することなり、【是も始は老子に亭之毒之といへるより出たり、註に毒今作育といへり、○亭ノ字を、舊印本に享と作るは誤なり】さて此より又例の漢語どもを多く引出て賛申せり、

御紫宸而德被馬蹄之所極、坐玄扈而化照船頭之所逮、

紫宸も玄扈も、天皇の御處をいふ、玄扈は、黄帝が洛水の上なる玄扈といふ石室に坐たりし時に、鳳凰圖を含て來て授けつと云ことあるよりいへり、【舊印本に、宸を震に、船を舩に誤りたり】

日浮重暉、雲散非烟、

浮は出るなり、重暉とは、光暉の明らけきをいふ、雲云々とは、雲の如くにして雲にあらず、烟の如くにして烟にあらず、虛空に見ゆるをいふ、いはゆる慶雲なり、

連柯并穂之瑞、史不絶書、列烽重譯之貢、府無空月、

連柯は、いはゆる連理の樹なり、并穂は、茎は異にして穂の一にあひたる稲にて、いはゆる嘉禾なり、下二句は、外國より來る貢使の、月々に絶間なきを云て、列烽は、常に烽を列ね構へおきて、防守する國々、重譯は、譯を重ねずしては、言語の通はぬ遠き國々なり、さて然る國々も今皆朝貢すとなり、府はその貢物を納る、府倉なり、【列烽とあること、其貢使の來つる時にあたりて烽をあぐるごとく聞えて、ときにはしきいひざまなれど、こゝは文選なる顔延年が曲水詩序に、赬莖素毳、并柯共穂之瑞、史不絶書、棧山航海、踰沙軼漠之貢、府無虚月、列燧千城、通驛萬里、穹居之君、内首稟朔、卉服之酋、廻面受吏といへる文を、すこしかへて書るなれば、此文にて心得べきなり、凡て文選中の文を取れる處ぞいと多かる、】

可謂名高文命、徳冠天乙矣、

文命は夏禹、天乙は殷湯にて、並漢國の古の名高き王どもなり、此までは當代をほめ奉れる文にて、例の次の事を申さむ料なり、

於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、

これよりつぎ〳〵、正しく此記を撰録しめ賜ひし事を言たる中に、此二句はまづ其大御志をいへり、謬字、繆と作る本もあり、同じことなり、

以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶、撰録稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、

こゝの文のさまを思ふに、阿禮此時なほ存在りと見えたり、【此人、上文に廿八歳とありしは、かの清御原御世の何れの年なりけむしられねば、今和銅四年には齢いくらばかりにか有らむ、さだかには知がたけれど、姑く彼を元年

こして數ふれば、六十八歳にあたれり、されどそのかみ所思看し立しこと、いまだとげ行はれぬほどに、天皇崩ましゝを思へば、御世の末つかたの事にこそありけめ、もし崩りの年のことゝせば、五十三歳なり、】かくて彼ノ清御原ノ朝ノ御世に、誦習ひおきつる帝紀舊辭は、此ノ人の口にのこれるを、今安万侶ノ朝臣に詔命仰せて、撰錄しめ賜ふなり、さて此には舊辭とのみ云て、帝紀をいはざるは、舊辭にこめて文を省けるなり、【又こゝは口に誦習へる語をいふなれば、帝紀も其ノ語の内にあれば、別には云まじきこともとよりなり、】帝紀をばおきて、舊辭のかぎりと詔にはあらず、又此にしもかく勅語のとあるを以テ思へば、もと此ノ勅語は、唯に此ノ事を詔ひ屬しのみにはあらずて、彼ノ天皇【天武】の大御口づから、此ノ舊辭を諷誦坐シて、其を阿禮に聽取しめて、諷誦坐ス大御言のまゝを、誦うつし習はしめ賜へるにもあるべし、【若シ然らずば、此處には殊に勅語のこととことわるべきにあらねばなり、されど餘の古書どもにも、勅語とはたゞ大御口づから詔ひつくるを云る例なれば、上には唯其意に注しおきつるなり、】もし然るにては、此ノ記は本彼ノ清御原ノ宮ニ御宇シ天皇の、可畏くも大御親撰びたまひ定め賜ひ、誦たまひ唱へ賜へる古語にしあれば、世にたぐひもなく、いとも貴き御典にぞありける、然るは御世かはりて後、彼ノ御志紹坐御業のなからましかば、さばかり貴き古語も、阿禮が命ともろともに亡はてなましを、歡きかもおむかしきかも、天ツ神國ツ神の靈幸ひ坐て、和銅の大御代に此ノ御撰錄ありて、今の現に此ノ御典の傳はり來つることよ、物學びせむ人頂に捧持て、天ツ神國ツ神、又二御代の天皇尊、【天武元明】又稗田ノ老翁、太朝臣の恩賴を莫忘そね、【記の本を起し賜ひし天武天皇の元年、申ノ年なりしに、其撰錄れし元明天皇の和銅元年も申ノ年なり、かくておほけなく宣長此傳を著し初むる今の大御代の明和元年しも、又申ノ年にあたれることをなむ、竊に奇しみ思ふ、】

謹隨詔旨子細採摭、

此より、安万侶ノ朝臣撰録のさまを演られたり、

然上古之時。言意並朴。敷文構句。於字即難。

上古之時云々、此ノ文を以て見れば、阿禮が誦る語の、古かりけむほど知られて貴し、敷文構句とは、二つにはあらず共に只文にかきつゞるを云なり、於字即難とは、文に書取がたきをいふ、文は漢文なればなり、【後ノ世の如く假字文ならむには、いかなる古言も、書取がたきことなけれども、當時はいまだ假字のみを以て事を記す例はあらざりき、】上代のことなれば、意も言も共にいと古くして、當時のとは異なるが多かるべければ、漢文にはかき取がたかりけむこと宜なり、【上古のは、言のみならず、意も朴なりとあるをよく思ふべし、朴とあるげに、理めきたるすぢはさらになかりしなり、然るにかの漢文は、意にも義のかざりのみ多くて其旨いたく異なるぞかし、】此の文をよく味ひて、撰者のいかで上代の實言を違へじと謀らしゝ、勤しみ慎まれけるほどをおしはかるべく、はた書紀などの如漢文をいたくかざりたるは、上代の意言に疎かるべきことをもさとりつべし、【此ノ記のごとかざることなくてすら、書移しがたしとある物を、況や漢文をいたくかざりたらむには、いかでか實のまゝには書取らるべき、】

已因訓述者。詞不逮心。

已は盡の意なり、【書紀ノ神代ノ巻に、絢既破碎、繼体ノ巻に、全壊、万葉十七に、天下須泥爾於保比底布流雪乃、出雲風土記に既議、これらのすでにもみな、盡ノ意なり、】因訓述とは、字の訓を取用ひて古語を記せるをいふ、いはゆる眞字なり、詞は、その因訓述たる文なり、心は古語の意なり、【意ノ字をかゝずして、心としも云るは、上文の近き處に、意ノ字ある故にさけたるなり、凡て此ノ序ノ文、同字を用ることを嫌へり、】然言こゝろは、世間にある舊記どもの例を見るに、悉く字の訓を以て記せるには、中にいはゆる借字なるが多くて、其は其ノ字の義異なるがゆゑに、語の意まで

は得及び至らずとなり、【又思ふに、こゝは此記しるすべきさまを思ひ度れるにてもあらむか、若シ然らば、述ノ字はノブレバと訓べく、心は撰者の意なり、さて文の義は、悉くに訓に因て述べむとすれば、古語を違へじと思ふ心のまゝには、文のゆきとゞきがたきと云るなり、如此もあらむかとも思ひよれるゆゑは、若シ上にいへる意ならむには、記中に借字をば書クまじきことわりなるに、なほ借字多ければなり、然れども借字を多く用るは、古ヘのおしなべての世のならひにて、殊に神ノ名地ノ名など、あまねく書キならひたらむを、正字の知られざらむ物から、中々に改めむは、あぢきなきわざにしあれば、ことごとくにはえ去りあふまじきことわりなれば、妨なし、】

全以テ音ヲ連タル者ハ、事ノ趣更ニ長シ、

音とは、字ノ音を假て書るにて、即チ假字なり、事ノ趣は、連ねたる文面をいふなり、然言こゝろは、全く假字のみを以ノ書るは、字ノ數のこよなく多くなりて、かの因テ訓ニ述ヘたるに比ぶれば、其ノ文更に長しとなり、【又かの後にこゝろみに云つる意にては、此も連者をツラヌレバと訓て、撰者の思ひ度れるなり、】

是ヲ以テ今或ハ一句ノ之中ニ、交ヘ用ヒ音訓ヲ、

こは上文にある如く、悉く訓に因て眞字書にせるは、中に借字多くて、語の意さとりがたく、さりとてはた全く假字書にしたるは、文こよなく長くなりて煩はし、故レ是ヲ以テ今は宜しきほどをはかりて、二つをまじへ用ふとなり、

或ハ一事ノ之内、全以テ訓ヲ錄ス、

全く眞字書にしても、古語と言も意も違ふことなきと、又字のまゝに訓めば、語は違へども、意は違はずして其ノ古語は人皆知リて、訓ミ誤ることあるまじきと、又借字にて、意は違へども、世にあまねく書キなれて、人皆辨へつれば、字には惑ふまじきと、これらは、假字書は長き故に、備約なる眞字書の方を用ふるなり、一事といひ一句といへるは、たゞ文

なかへたるのみなり、

即辭理叵見、以注明意、

理は意にて、即明意とある意と同じ、叵字は、不可也と注して、難と同じく用ひたり、【書紀ノ釋に引るには難と作り】さて記中に種々の注ある中に、辭理を明したるはいとく〜まれにして、只訓べきさまを教へたるのみ常に多かれば、此は文のまゝに心得ては少し違ふべし、たゞ大概にこゝろえてあるべきなり、【また訓さまを教へたるが殊に多きにつきて、此の文を助けていはゞ、辭とは字をいひ、理とは意とは、訓を云と心得てもあるべきか、訓はすなはち其字の意なればなり、假令ば訓立云多々志とあるたぐひ、訓を教へたるなれども、多々志はすなはち立字の意なれば、明意とも云つべし、されど又多く某々字以音とあるは、假字なることを注したるなれば、明意とは云がたかるべし、かにかくに當りがたき文なり】

況易解更非注、

況字はこゝに意なし、たゞ輕く見べし、【字書に發語之辭とも注せり】非字は不の意に用ひたるなり、此例本文又書紀などにもおほし、さて全篇對句なれば、此も然るべきさまなるに、意は上に屬して、字の對せるは、易字の上に一字、更字の上か下かに一字ありしが、共に脱たるにやあらむ、

亦於姓日下謂玖沙訶、於名帶字謂多羅斯、如此之類、隨本不改、

此文は、於姓玖沙訶謂日下、於名多羅斯謂帶字とあるべきことなり、其故は、玖沙訶に日下、多羅斯に帶と、本より書來れるまゝに今も改めず、其字を記すぞと云義なればなり、即此之類とは、まづは日下春日飛鳥など、枕などなり、なほこのたぐひのみならず、地名神名など、多くは古來書ならへる字のまゝに記せり、【然るに書紀

は、神及人名地名姓氏などの文字、又假字なども、凡て古來のをば用ひずして、こゝさらに改めて、伊邪那岐命を伊弉諾尊、須佐之男命を素盞嗚尊など書れたり、しかるを後世人は、たゞ書紀にのみ目なれたれば、是をうちまかせたる字づかひと心得て、此記の如く伊邪那岐命須佐之男命など書るをば、かへりて異さまなる如く思ふめるは、ひがことなり、餘の古書どもをくらべ見よ、何れも大かた此記の字に似たるを、たゞ書紀のみぞいたく異なる、此記又餘の古書どもにも出たる、久米川俣など云地名をも、書紀にのみは來目川派など書れたり、これらの地名、今世にも此彼にあるを、古へより今に當地々にて書來れる字も、みな此記など、同じことなり、いさゝかなることなれど、これらにても、書の實と餝あるとの差を思ひわたすべし、】

大抵所記者、自天地開闢始、以訖于小治田御世、

こは全部の始終をいへり、次々は卷々の始終をいふ、

故天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以前、爲上卷、

神代を以て一卷とせるは、もとよりさるべきものなり、葺字、延佳本に茸と作り、同じことなり、命に尊字を書ること〻めづらし、【此記には、美許登には、尊卑きおしなべて、命字をのみ用ひたり、他の古書どもにも、天皇などの大御名にも、多くは命字を書り、かくて書紀には、尊字と命字とを分用て、至貴曰尊、自餘曰命と、自注あれば、尊字は、彼撰者の新に用初められたることゝ思はれ、又日子日女に彦姫字を書も、書紀より始まれりと見えて、此記などには一もなきことなり、これらを以思に、今此文に尊字を書るは、疑ひなきにあらず、故此序をなべて疑ひて、後人の僞り作れる物ぞと云人もあれど、其は中々にひがこゝろえなり、つらく思ふに、大雀を、舊印本に大鷦鷯と作るも、書紀に目なれたる後人のひがことなれば、此尊字も其類にて、書紀なるを見なれて、ふと寫誤れるか、

眞福寺ノ本には、命ノ字を作り、これや正しからむ、又思フに次ノ文に、伊波禮毘古には天皇、品陀には御世、大雀には皇帝、小治田には大宮と、各異に申せる如く、此もたゞ色々にかへて書るにて、必しもたしかに美許登と云フに此ノ字を用ひたるにも非るにやあらむ】但し近きほど見得たりといふ、上野ノ國多胡ノ郡の古き碑文の寫しを見るにも、石ノ上ノ麻呂公を石上尊、藤原ノ史公を藤原尊と書り、彼ノ碑は此ノ同じ和銅四年に建つるなり、然ればそのかみ既く、尊人をば御世稱ことは、かつぐ〜ありけむかし、【さて尊ノ字が、おのづから美許登といふに當れるから、書紀には即チ是を取て、正しく美許登に用ひし、至て貴きに書れたるなるべし、然るを彼ノ碑なる尊を、朝臣の意にソムの音を取れるなりとしもいふは、いみしきしひごとなり】

神倭伊波禮毘古ノ天皇以下、品陀ノ御世以前、爲ニ中巻ニ、大雀ノ皇帝以下、小治田ノ大宮以前、爲ニ下巻ニ、

天皇御世皇帝大宮は、文をかへてあやとせるなり、【此ノ中に、天皇と皇帝とを對し、御世と大宮とを對せるなり】さて品陀ノ御世までを中巻とし、大雀ノ御世よりを下巻とせるにはおのづからより來つるまゝにて、殊なる意はあるべからず、【中巻は長く、下巻は短きを以テ思へば、少しは意あるかとも見ゆれども、然にはあらじ、品陀ノ御世を下巻にいるれば、又下巻長くなりし、同じほどのけぢめなるをや】さて小治田ノ御世までにしてとぢめたるゆゑは、此ノ御撰錄は、阿禮が誦習ひつるまゝを錄されたる、其はもと高御原ノ宮ノ天皇ノ御所爲なれば、小治田【推古】の御次岡本ノ宮ノ天皇【舒明】は、彼ノ天皇の大御父命に坐が故に、殊に其ノ御世までは古言し賜ほどのけぢめなるべし、さることゝ見ゆれば、記中にも見えたり、【後岡本ノ宮ノ御段に、御子たちをあげたる中にも、此ノ御子のみは御名をば擧ずて、坐ニ岡本ノ宮ニ治ニ天ノ下ヲ之天皇とあるこれなり】抑此ノ記の、いさゝか撰者の新ナル撰ヲ加へず、たゞかの阿禮が誦習へるかぎりなりけるほど、是等にてもしられたり、

并録三卷謹以獻上、臣安萬侶、誠惶誠恐、頓首頓首、

三卷とせることは、たゞほどよきに從へるなり、

和銅五年、正月二十八日、

去年の九月十八日に、詔命を奉りてより、たゞ四箇月餘にして業を終たる、いとかく速なりしも、たゞかの阿禮が語のまゝを録せるのみにして、新爲を加ふることのなかりしがゆゑなるべし、

正五位上勲五等、太ノ朝臣安萬侶　謹上

勲五等とは、尋常の位階のほかに、勲位とて一等より十二等まであり、官位令に見えたり、義解によるに、五等は正五位に相當れり、【勲位は武功によりてたまふことなり、】太ノ朝臣は、白檮原ノ宮ニ御宇天皇の御子神八井耳ノ命の御末なり、委き事は彼ノ御段に云べし、安萬侶ノ朝臣は、誰子といふことしられず、【書紀ノ天武ノ卷に、多臣品治てふ人見えたり、壬申ノ年の役に、いたく功ありし人にて、位は小錦下とありて、持統ノ卷に、十年八月庚午朔甲午、以直廣壹授多臣品治、并賜物、褒美元從之功、與堅守關事とあり、此ノ品治ノ朝臣の子なるべくぞ思はるゝ、さて此ノ氏、天武ノ卷に朝臣となりて後は、多ノ朝臣品治と見えたるに、持統ノ卷にしも、臣とあるはいかゞ、直廣壹は、天武ノ御世に定められたる四十八階の第十に當る位なり、】續紀三ノ卷に、慶雲元年正月丁亥朔癸巳、正六位下太ノ朝臣安麻呂、授從五位下、【此ノ人此に始メて見えたり、】五ノ卷に、和銅四年四月丙子朔壬午、正五位下太ノ朝臣安麻呂、授正五位上、【正五位下に叙られしことは、此ノ前に見えず、漏たるなるべし、】六ノ卷に、靈龜元年正月甲申朔癸巳、叙從四位下、七ノ卷に、同二年九月乙未、爲氏長、九卷に、養老七年七月庚午、民部卿從四位下、太朝臣安麻呂卒、【民部卿に任られしことも、前に見えず、もれたるなるべし、】享年見えず、さて弘仁私記ノ序、三統ノ理平ガ延喜六年日本紀竟宴ノ歌ノ序、

橘ノ直幹ノ天暦六年同竟宴ノ歌ノ序、又忌部ノ正通ノ口訣などに、書紀を、舍人親王ニ太ノ安麻呂と奉りて撰べりといへり、【續紀に云、親王ノ一紀の撰と見えて、安萬侶朝臣のことはなし、○神名帳に、大和ノ國十市ノ郡ノ小杜神命ノ神社あり、或云、此ノ神社在ニ多ノ社ノ東ノ南ニ、今稱ス木ノ下ノ社ト、傳ヘ云フ祭ル安萬侶ヲといへり、今按に、彼ノ社、等四社の下に、已上四座、上ノ社ノ皇子ノ神ミ、式にしるされたれば、多氏の人を祀れることは疑なし、誠に安萬侶朝臣にもあらむか、】舊印本には、諸上ノ二字はなし、

大御代之繼繼御世御世之御子等

○天之御中主神

○高御產巢日神【別名高木神】

○神產巢日神

此三柱神者並獨神成坐而隱身也

○宇摩志阿斯訶備比古遲神

○天之常立神

此二柱神亦獨神成坐而隱身也

上件五柱神者別天神

○國之常立神

○豐雲野神

此二柱神亦獨神成坐而隱身也

○宇比地邇神
須比智邇神

○角杙神
活杙神

○意富斗能地神
大斗乃辨神

○淤母陀琉神
阿夜訶志古泥神

○伊邪那岐神
伊邪那美神

上件自國之常立神以下伊邪那美神以前并稱神世七代【上二柱獨神各云一代次雙十柱各合二柱云一代也】

水蛭子

淡島

右不入御子之例

淡道之穗之狹別島

伊豫之二名島【此島者身一而有面四毎面有名故伊豫國謂愛比賣讚岐國謂飯依比古粟國謂大宜都比賣土左國謂建依別】

隱伎之三子島【亦名天之忍許呂別】

筑紫島【此島亦身一而有面四毎面有名故筑紫國謂白日別豐國謂豐日別肥國謂建日向日豐久士比泥別熊曾國謂建日別】

伊伎島【亦名天比登都柱】

津島【亦名天之狹手依比賣】

佐度島

大倭豐秋津島【亦名天御虛空豐秋津根別】

右八島合云大八島國

吉備兒島【亦名建日方別】

小豆島【亦名大野手比賣】

大島【亦名大多麻流別】

女島【亦名天一根】

知訶島【亦名天之忍男】

兩兒島【亦名天兩屋】

右六島

上件島合十四島

大事忍男神

石土毘古神

石巣比賣神

大戸日別神

天之吹男神

大屋毘古神

風木津別之忍男神

大綿津見神【海神也】

速秋津日子神　水戸神也

速秋津比賣神　同上

沫那藝神

沫那美神

頰那藝神

頰那美神

天之水分神

國之水分神

天之久比奢母智神

國之久比奢母智神

右八柱者速秋津日子神速秋津比賣神二柱因河海持分而生神

志那都比古神【風神也】

久久能智神【木神也】

大山津見神　山神也

鹿屋野比賣神　亦名野椎神　野神也

天之狹土神

國之狹土神

天之狹霧神
國之狹霧神
天之闇戸神
國之闇戸神
大戸惑子神
大戸惑女神

右八柱者大山津見神野椎神二柱因山野持別而生神

鳥之石楠船神【亦名天鳥船神】
大宜都比賣神
火之夜藝速男神　亦名火之炫毘古神亦名火之迦具土神　火神也

正鹿山津見神
淤縢山津見神
奧山津見神
闇山津見神
志藝山津見神
羽山津見神
原山津見神

戸山津見神
右八柱者於所殺迦具土神之體所成神

金山毘古神

金山毘賣神

波邇夜須毘古神

波邇夜須毘賣神

彌都波能賣神

和久產巢日神

豐宇氣毘賣神
上件伊邪那美神未神避坐以前所共生坐也

泣澤女神【坐香山之畝尾木本】
右於御涙所成神也

石拆神

根拆神

石筒之男神

甕速日神

樋速日神

―建御雷之男神【亦名建布都神亦名豐布都神下曰伊都之尾羽張神之子】
―闇淤加美神
―闇御津羽神
右八柱者斬迦具土神因御刀所生神也
―大雷
―火雷
―黑雷
―拆雷
―若雷
―土雷
―鳴雷
―伏雷
右八柱神者於伊邪那美神之神避坐御體所成也
―衝立船戶神
―道之長乳齒神
―時置師神
―和豆良比能宇斯能神

道俣神
飽咋之宇斯能神
奥疎神
奥津那藝佐毘古神
奥津甲斐辨羅神
邊疎神
邊津那藝佐毘古神
邊津甲斐辨羅神
右十二柱者因脱著御身之物所生神也
八十禍津日神
大禍津日神
右二柱者因夜見國之汚垢而所成神也
神直毘神
大直毘神
伊豆能賣神
右三柱者將直禍而所成神也
底津綿津見神

○

底筒之男命

中津綿津見神

中筒之男命

上津綿津見神

上筒之男命

右三柱綿津見神者阿曇連等之祖神也底筒之男中筒之男上筒之男三柱者墨江之三前大神也

天照大御神

月讀命

建速須佐之男命

上件十四柱神者因滌御身所生坐神也

多紀理毘賣命【亦名奧津島比賣命坐胸形之奧津宮】

市寸島比賣命【亦名狹依毘賣命坐胸形之中津宮】

多岐都比賣命【坐胸形之邊津宮】

右三柱者與天照大御神誓坐時所生坐神也

八島士奴美神　母足名椎神女櫛名田比賣

大年神　母大山津見神女神大市比賣

宇迦之御魂神【母同上】

須勢理毘賣命【大國主神之嫡妻】

大國御魂神【母神活須毘神女伊怒比賣】

韓神【母同上】

曾富理神【母同上】

白日神【母同上】

聖神【母同上】

大香山戸臣神【母香用比賣】

御年神【母同上】

奧津日子神【母天知迦流美豆比賣】

奧津比賣神【亦名大戸比賣神　母同上　竈神也】

大山咋神【亦名山末之大主神　母同上　坐近淡海國日枝山亦坐葛野松尾】

庭津日神【母同上】

阿須波神【母同上】

波比岐神【母同上】

香山戸臣神【母同上】

羽山戸神　母同上

庭高津日神【母同上】

大土神【亦名土之御祖神　母同上】

若山咋神【母大氣都比賣】

若年神【母同上】

若沙那賣神【母同上】

彌豆麻岐神【母同上】

夏高津日神【亦名夏之賣神　母同上】

秋毘賣神【母同上】

久久年神【母同上】

久久紀若室葛根神【母同上】

布波能母遲久奴須奴神　母大山津見神女木花知流比賣

深淵之水夜禮花神　母淤迦美神女日河比賣

淤美豆奴神　母天之都度閇知泥神

天之冬衣神　母布怒豆怒神女布帝耳神

大國主神　亦名大穴牟遲神　亦名葦原色許男神　亦名八千矛神　亦名宇都志國玉神　母刺國大神女刺國若比賣　兄弟八十神坐

木俣神【亦名御井神　母稻羽之八上比賣】

阿遲鉏高日子根神【母多紀理毘賣命　謂迦毛大御神】

高比賣命【亦名下光比賣命　母同上】

事代主神【母神屋楯比賣命】

鳥鳴海神　母八島牟遲神女鳥耳神

建御名方神

國忍富神　母日名照額田毘道男伊許知邇神

速甕之多氣佐波夜遲奴美神　母葦那陀迦神亦名八河江比賣

甕主日子神　母天之甕主神女前玉比賣

多比理岐志麻流美神　母淤加美神女比那良志毘賣

美呂浪神　母比比羅木之其花麻豆美神女活玉前玉比賣神

布忍富鳥鳴海神　母敷山主神女青沼馬沼押比賣

天日腹大科度美神　母若晝女神

遠津山岬多良斯神【母天狹霧神女遠津待根神】

〇

正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命

天之菩卑命

天津日子根命【凡川内國造額田部湯坐連木國造倭田中直山代國造馬來田國造道尻岐閇國造周芳國造倭淹
知造高市縣主蒲生稻寸三枝部造等之祖

活津日子根命

熊野久須毘命

右五柱者與速須佐之男命宇氣比坐時所成坐神也

建比良鳥命【出雲國造无邪志國造上菟上國造下菟上國造伊自牟國造津島縣直遠江國造等之祖

〇

天火明命【御母高木神御女萬幡豐秋津師比賣命

天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇邇藝命　御母同上

火照命【御母大山津見神女神阿多都比賣亦名木花之佐久夜毘賣　隼人阿多君之祖】

火須勢理命【御母同上】

火遠理命　亦御名天津日高日子穗穗手見命　御母同上

天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命　御母綿津見神女豐玉毘賣命

五瀬命【御母綿津見神女玉依毘賣命】

稻氷命【御母同上】

御毛沼神【御母同上】

神倭伊波禮毘古命　後御諡神武天皇

亦御名若御毛沼命亦御名豐御毛沼命　御母同上　坐畝火之白檮原宮治天下也

御年百三十七　御陵在畝火山之北方白檮尾上

多藝志美美命

岐須美美命

右二柱御母阿多之小椅君妹阿比良比賣

日子八井命【茨田連手島連之祖】

神八井耳命【意富臣小子部連坂合部連火君大分君阿蘇君筑紫三家連雀部臣雀部造小長谷造都祁直伊余國造科野國造道奧石城國造常道仲國造長狭國造伊勢船木直尾張丹羽臣島田臣等之祖】

神沼河耳命　後御諡綏靖天皇

又稱建沼河耳命　坐葛城高岡宮治天下也　御年四十五　御陵在衝田岡

右三柱御母意和之大物主神女比賣多多良伊須氣余理比賣命

〇師木津日子玉手見命　後御謚安寧天皇

坐片鹽浮穴宮治天下也　御年四十九　御陵在畝火山之美富登　御母師木縣主之祖河俣毘賣

〇常根津日子伊呂泥命

大倭日子鉏友命　後御謚懿德天皇

坐輕之境岡宮治天下也　御年四十五　御陵在畝火山之眞名子谷上

師木津日子命

右三柱御母河俣毘賣之兄縣主波延之女阿久斗比賣

某命【伊賀須知之稻置那婆理之稻置三野之稻置等之祖】

和知都美命　坐淡道之御井宮

蠅伊呂泥【亦名意富夜麻登久邇阿禮比賣命大倭根子日子賦斗邇天皇之妃】

蠅伊呂杼【同天皇之妃】

〇御眞津日子訶惠志泥命　後御謚孝昭天皇

坐葛城掖上宮治天下也　御年九十三　御陵在掖上博多山上

多藝志比古命【血沼之別多遲麻之竹別葦井之稻置等之祖】

右二柱御母飾木縣主之祖賦登麻和訶比賣命亦名飯日比賣命

天押帶日子命【春日臣大宅臣粟田臣小野臣柿本臣壹比韋臣大坂臣阿那臣多紀臣羽栗臣知多臣牟邪臣都怒山臣伊勢飯高君壹師君近淡海國造等之祖】

大倭帶日子國押人命　後御諡孝安天皇

坐葛城室之秋津嶋宮治天下也　御年百二十三　御陵在玉手岡上

右二柱御母尾張連之祖奧津余曾之妹余曾多本毘賣命

大吉備諸進命

大倭根子日子賦斗邇命　後御諡孝靈天皇

坐黑田廬戸宮治天下也　御年百六　御陵在片岡馬坂上

右二柱御母大御支天皇之御姪忍鹿比賣命

大倭根子日子國玖琉命　後御諡孝元天皇

坐輕之堺原宮治天下也　御年五十七　御陵在劒池之中岡上

御母十市縣主之祖大目之女細比賣命

千千速比賣命

御母春日之千千速眞若比賣命

夜麻登登母母曾毘賣命

日子刺肩別命【高志之利波臣豐國之國前臣五百原君角鹿海直等之祖】

比古伊佐勢理毘古命【亦名大吉備津日子命　吉備上道臣之祖】

倭飛羽矢若屋比賣命

右四柱御母意富夜麻登久邇阿禮比賣命

日子寤間命【針間牛鹿臣之祖】

若日子建吉備津日子命　吉備下道臣笠臣等之祖

右二柱御母蠅伊呂杼

伊那毘能大郎女【大帶日子淤斯呂和氣天皇之妃】

伊那毘能若郎女【同天皇之妃】

大毘古命

少名日子建猪心命

若倭根子日子大毘毘命　後御諡開化天皇

坐春日之伊邪河宮治天下也　御年六十三　御陵在伊邪河之坂上

右三柱御母穂積臣等之祖內色許男命妹內色許賣命

比古布都押之信命

御母内色許男命之女伊賀迦色許賣命

建波邇夜須毘古命

御母河内青玉之女波邇夜須毘賣

味師内宿禰【母尾張連祖意富那毘之妹葛城之高千那毘賣　山代内臣之祖】

建内宿禰

母木國造之祖宇豆比古之妹山下影日賣

波多八代宿禰【波多臣林臣波美臣星川臣淡海臣長谷部君等之祖】

許勢小柄宿禰【許勢臣雀部臣輕部臣等之祖】

蘇賀石川宿禰【蘇我臣川邊臣田中臣高向臣小治田臣櫻井臣岸田臣等之祖】

平群都久宿禰【平群臣佐和良臣馬御樴連等之祖】

木角宿禰【木臣都奴臣坂本臣等之祖】

久米能摩伊刀比賣

怒能伊呂比賣

葛城長江曾都毘古

玉手臣的臣生江臣阿藝那臣等之祖

若子宿禰【江野間臣之祖】

石之日賣命【大雀天皇之大后】

葦田宿禰

黒比賣命【大江之伊邪本和氣天皇之妃】

建沼河別命【阿倍臣之祖】

比古伊那許志別命【膳臣之祖】

御眞津比賣命【御眞木入日子印惠天皇之大后】

比古由牟須美命

御母旦波之大縣主由碁理之女竹野比賣

大筒木垂根王

讃岐垂根王

此二王之女五柱坐也

迦具夜比賣命【伊久米天皇之妃】

御眞木入日子印惠命　後御諡崇神天皇

坐師木水垣宮治天下也　御年百六十八　御陵在山邊道勾之岡上

御眞津比賣命

右二柱御母伊賀迦色許賣命

日子坐王

御母丸邇臣之祖日子國意祁都命之妹意祁都比賣命

建豐波豆羅和氣王【道守臣忍海部造御名部造稻羽忍海部丹波之竹野別依網之阿毘古等之祖】 御母葛城之垂見宿禰之女鸇比賣

大俣王

小俣王【當麻勾君之祖】

志夫美宿禰王【佐佐君之祖】

右三柱母山代之荏名津比賣亦名苅幡戸辨

曙立王【伊勢之品遲部君伊勢之佐那造之祖】

菟上王【比賣陀君之祖】

沙本毘古王【日下部連甲斐國造之祖】

袁邪本王【葛野之別近淡海蚊野之別等之祖】

沙本毘賣命【亦御名佐波遲比賣 伊久米天皇之大后】

室毘古王【若狹之耳別之祖】

右四柱母春日建國勝戸賣之女沙本之大闇見戸賣

丹波比古多多須美知能宇斯王

水穗之眞若王【近淡海之安直之祖】

神大根王 亦名八瓜入日子王 三野國之本巢國造長幡部連等之祖

—水穗五百依比賣
—御井津比賣
　右五柱母天之御影神女息長水依比賣

—兄比賣
—弟比賣

—比婆須比賣命【伊久米天皇之大后】
—眞砥野比賣命
—弟比賣命
—朝廷別王【三川之穗別之祖】
　右四柱母丹波之河上之摩須郎女
　○丹波美知能宇斯王之女伊邪河宮段所擧三柱如上也然玉垣宮段擧四女或二女或三女而其名亦各有異同不合如書紀則五女而其中亦有異者故玉垣宮段所擧與此異其名者今皆別左出焉
—沼羽田之入毘賣命【伊久米天皇之妃】
—阿邪美能伊理毘賣命【同天皇之妃】
—兄比賣
—歌凝比賣命
○右四柱玉垣宮段散出而與伊邪河宮段其名異者也

山代之大筒木眞若王

比古意須王

伊理泥王

右三柱母袁祁都比賣命

泥能阿治佐波毘賣

迦邇米雷王

母泥能阿治佐波毘賣

息長宿禰王

母丹波之遠津臣之女高材比賣

息長帶比賣命【後御諡神功皇后　帶中津日子天皇之大后】

虚空津比賣命

息長日子王【吉備品遲君針間阿宗君等之祖】

右三柱御母葛城之高額比賣

大多牟坂王【多遲摩國造之祖】

母河俣稻依毘賣

豐木入日子命【上毛野君下毛野君等之祖】

豐鉏入日賣命【拜祭伊勢大神之宮】

右二柱御母木國造荒河刀辨之女遠津年魚目目微比賣

大入杵命【能登臣之祖】

八坂之入日子命

沼名木之入日賣命

十市之入日賣命

右四柱御母尾張連之祖意富阿麻比賣

八坂之入日賣命【大帶日子淤斯呂和氣天皇之后】

伊玖米入日子伊沙知命　後御諡垂仁天皇

坐師木玉垣宮治天下也　御年百五十三　御陵在菅原之御立野中

伊邪能眞若命

國片比賣命

千千都久和比賣命

伊賀比賣命

倭日子命

右六柱御母大毘古命之女御眞津比賣命

本牟智和氣命

御母沙本毘古命之妹佐波遲比賣命

印色之入日子命

大帶日子淤斯呂和氣命　後御諡景行天皇

坐纏向之日代宮治天下也　御年百三十七　御陵在山邊之道上

大中津日子命【山邊之別三枝之別稻木之別阿太之別尾張國之三野之別吉備之石无之別許呂母之別高巣鹿之別

飛鳥君牟禮之別等之祖】

倭比賣命【拜祭伊勢大神宮】

若木入日子命

右五柱御母日葉比古多多須美知能宇斯王之女氷羽州比賣命

沼帶別命

伊賀帶日子命

右二柱御母氷羽州比賣命之弟沼羽田之入毘賣命

伊許波夜和氣命【沙本穴太部之別之祖】

阿邪美都比賣命【嫁稻瀬毘古王】

右二柱御母沼羽田之入日賣命之弟阿邪美能伊理毘賣命

袁邪辨王

御母大筒木垂根王之女迦具夜比賣命

落別王【小月之山君三川之衣君等之祖】

五十日帶日子王【春日山君高志池君春日部君等之祖】

伊登志別王

右三柱御母山代大國之淵之女苅羽田刀辨

石衝別王【羽咋君三尾君等之祖】

石衝毘賣命【亦名布多遲能伊理毘賣命　倭建命之后】

右二柱御母大國之淵之女弟苅羽田刀辨

○

櫛角別王【茨田下連之祖】

大碓命　守君大田君嶋田君等之祖

小碓命　亦御名倭男具那命　亦稱倭建命

倭根子命

神櫛王【木國之酒部阿比古宇陀酒部等之祖】

右五柱御母若建吉備津日子命之女針間之伊那毘之大郎女

若帶日子命　後御謚成務天皇

坐近淡海之志賀高穴穗宮治天下也　御年九十五　御陵在沙紀之多他那美

五百木之入日子命

押別命

五百木之入日賣命

右四柱御母八尺入日子命之女八坂之入日賣命

品陀眞若王　母尾張連之祖建伊那陀宿禰之女志理都紀斗賣

高木之入日賣命【品陀天皇之妃】

中日賣命【同天皇之后】

弟日賣命【同天皇之妃】

和訶奴氣王

御母穗積臣祖建忍山垂根之女弟財郎女

豐戸別王

沼代郎女

右二柱御母妾

沼名木郎女

香余理比賣命

若木之入日子王

吉備之兒日子王

高木比賣命

弟比賣命

右六柱御母妾

豐國別王【日向國造之祖】

御母日向之美波迦斯毘賣

眞若王

日子人之大兄王

右二柱御母伊那毘能大郎女之弟伊那毘能若郎女

大枝王

御母倭建命之曾孫須賣伊呂大中日子王之女訶具漏比賣

大名方王

大中津比賣命【帶中津日子天皇之妃】

右二柱母父王之庶妹銀王

押黒之兄日子王【母神大根王之女兄比賣　三野之宇泥須別之祖】

押黒弟日子王【母同王之女弟比賣　牟宜都君之祖】

帶中津日子命　後謚仲哀天皇

坐穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮治天下也　御年五十二　御陵在河内惠賀之長江　御母伊玖米天皇御女布多遲能伊理毘賣命

若建王

御母弟橘比賣命

須賣伊呂大中日子王

母飯野眞黒比賣

迦具漏比賣命【母淡海之柴野入杵之女柴野比賣　大帶日子天皇之妃】

稻依別王【犬上君建部君等之祖】

御母近淡海之安國造之祖意富多牟和氣之女布多遲比賣

建貝兒王【讃岐綾君伊勢之別登袁之別麻佐首宮首之別等之祖】

御母吉備臣建日子之妹大吉備建比賣

足鏡別王【鎌倉之別小津石代之別漁田之別等之祖】

御母山代之玖玖麻毛理比賣

息長田別王

御母一妻

杙俣長日子王

飯野眞黒比賣

息長眞若中比賣【品陀天皇之妃】

弟比賣【又曰百師木伊呂辨　亦名弟日賣眞若比賣命】

香坂王
忍熊王
右二柱御母大江王之女大中津比賣命
○
品夜和氣命
品陀和氣命　後御諡應神天皇
亦御名大鞆和氣命　坐輕島之明宮治天下也　御年百三十　御陵在川內惠賀之裳伏岡
右二柱御母息長帶比賣命
額田大中日子命
大山守命
伊奢之眞若命
大原郎女
高目郎女
右五柱御母品陀眞若王之女高木之入日賣命
木之荒田郎女
○
大雀命　後御諡仁德天皇
坐難波之高津宮治天下也　御年八十三　御陵在毛受之耳原
根鳥命

右三柱御母品陀眞若王之女中日賣命

中日子王

伊和島王

右二柱母三腹郎女

阿倍郎女

阿具知能三腹郎女

木之菟野郎女

三野郎女

右四柱御母品陀眞若王之女中日賣命

宇遲能和紀郎子

八田若郎女【大雀天皇之妃】

女鳥王

右三柱御母丸邇之比布禮能意富美之女宮主矢河枝比賣

宇遲之若郎女【大雀天皇之妃】

御母矢河枝比賣之弟袁那辨郎女

若沼毛二俣王

御母咋俣長日子王之女息長眞若中比賣

―速總別命
御母櫻井田部連之祖島垂根之女糸井比賣

―大羽江王

―小羽江王

―幡日之若郎女
右三柱御母日向之泉長比賣

―川原田郎女

―玉郎女

―忍坂大中比賣

―登富志郎女

―迦多遲王
右五柱御母迦具漏比賣

―伊奢能麻和迦王
御母葛城之野伊呂賣

―大郎子　亦名意富富杼王
三國君波多君息長君坂田君酒人君山道君筑紫之米多君布勢君等之祖

―忍坂之大中津比賣命【男淺津間若子宿禰天皇之后】

田井之中比賣

田宮之中比賣

藤原之琴節郎女

取賣王

沙禰王

右七柱母咋俣長日子王之女百師木伊呂辨亦名弟日賣眞若比賣命

宇非王　一書曰私斐王

母中斯知命

汙斯王　書紀曰彦主人王

母牟義都國造伊自牟良君之女久留比賣命

○右宇非王汙斯王者記不載之今且以書紀釋所引上宮記補焉

○

大江之伊邪本和氣命　後御謚履中天皇

坐伊波禮之若櫻宮治天下也　御年六十四　御陵在毛受

墨江之中津王

蝮之水齒別命　後御謚反正天皇

○

坐多治比之柴垣宮治天下也　御年六十　御陵在毛受野

○

―男淺津間若子宿禰命　後御謚允恭天皇

坐遠飛鳥宮治天下也　御年七十八　御陵在河内之惠賀長枝

右四柱御母葛城之曾都毘古之女石之比賣命

―波多毘能大郎子　亦名大日下王

―波多毘能若郎女【亦名長日比賣命亦名若日下命　大長谷天皇之大后】

右二柱御母日向之諸縣君牛諸之女髮長比賣

―目弱王【母男淺津間若子宿禰天皇之御女長田大郎女】

○

―木梨之輕王

―長田大郎女

―境之黑日子王

―穴穗命【後御謚安康天皇】

坐石上之穴穗宮治天下也　御年五十六　御陵在菅原之伏見岡

―輕大郎女【亦名衣通郎女】

―八瓜之白日子王

○

―大長谷若建命　後御謚雄略天皇

坐長谷朝倉宮治天下也　御年百廿四　御陵在河内之多治比高鸇

橘大郎女

酒見郎女

右九柱御母意富本杼王之妹忍坂之大中津比賣命

白髪大倭根子命【後謚清寧天皇】

坐伊波禮之甕栗宮治天下也　御陵書紀曰河内坂門原

若帯比賣命

右二柱御母都夫良意富美之女韓比賣

春日大郎女【意祁天皇之后】

御母書紀曰春日和珥臣深目女童女君

甲斐郎女

都夫良郎女

右二柱御母丸邇之許碁登臣之女都怒郎女

財王

多訶辨郎女

右二柱御母同臣之女弟比賣

市邊之忍齒王

─御馬王

─青海郎女【又曰忍海郎女亦御名飯豐王坐葛城忍海之高木角刺宮也】

右三柱御母葦田宿禰之女黑比賣命

○─意富祁命　後御謚仁賢天皇　治天下顯宗天皇之後

坐石上廣高宮治天下也　御陵書紀曰埴生坂本

○─袁祁之石巢別命【後御謚顯宗天皇　治天下仁賢天皇之前　坐近飛鳥宮治天下也　御年三十八　御陵在片岡之石坏岡上】

右二柱御母書紀曰蟻臣女荑媛

○─高木郎女

─財郎女

─久須毘郎女

─手白髮郎女【袁本杼天皇之大后】

─橘之中比賣命【建小廣國押楯天皇之后】

─小長谷若雀命【後御謚武烈天皇】

坐長谷之列木宮治天下也　御陵在片岡之石坏岡

─眞若王

右七柱御母大長谷天皇之御女春日大郎女但橘之中比賣命記不見至檜坰宮段始見御母未詳今據書紀云

春日山田郎女

御母丸邇臣日爪之女糠若子郎女

袁本杼命　後御謚繼體天皇

坐伊波禮之玉穗宮治天下也　御年四十三　御陵在三島之藍

御母書紀曰活目天皇七世孫振媛上宮記同之乎波智君之女

大郎子

出雲郎女

右二柱御母三尾君之祖若比賣

廣國押建金日命【後御謚安閑天皇】

坐勾之金箸宮治天下也　御年書紀曰七十　御陵在河内古市高屋村

建小廣國押楯命　後御謚宣化天皇

坐檜坰之廬入野宮治天下也　御年書紀曰七十三　御陵書紀曰身狹桃花鳥坂上

右二柱御母尾張連之祖凡連之妹目子郎女

石比賣命【天國押波流岐廣庭天皇之后】

小石比賣命【同天皇之妃】

倉之若江王

右三柱御母意富祁天皇之御女橘之中比賣命

火穗王【志比陀君之祖】

惠波王【韋那君多治比君等之祖】

右二柱御母川内之若子比賣

天國押波流岐廣庭命――後御諱欽明天皇

坐師木島大宮治天下也　御陵書紀曰檜隈坂合

御母意富祁天皇之御女手白髮命

佐佐宜郎女【拜伊勢神宮】

御母息長眞手王之女麻組郎女

神前郎女

茨田郎女

白坂活日郎女

小野郎女【亦名長目比賣】

右四柱御母坂田大俣王之女黑比賣

大郎女

丸高王

耳王

赤比賣郎女

右四柱御母三尾君加多夫之妹倭比賣

若屋郎女

都夫良郎女

阿豆王

右三柱御母阿倍之波延比賣

八田王

沼名倉太玉敷命　後御謚敏達天皇

坐他田宮治天下也　御陵在川内科長

笠縫王

右三柱御母檜埛天皇之御女石比賣命

石上王

御母同天皇之御女小石比賣命

春日山田郎女

麻呂王

宗賀之倉王

右三柱御母春日之日爪臣之女糠子郎女

橘之豐日命　後御謚用明天皇

坐池邊宮治天下也　御陵在石村掖上後遷科長中陵

○
|石埛王
|貝取王
|豐御食炊屋比賣命【後御諡推古天皇　治天下崇峻天皇之後沼名倉太玉敷天皇之大后　坐小治田宮治天下也
御陵在大野岡後遷科長大陵】
|麻呂古王
|大宅王
|伊美賀古王
|山代王
|大伴王
|櫻井之玄王
|麻奴王
|橘本之若子王
|杼泥王
右十三柱御母宗賀之稻目宿禰大臣之女岐多斯比賣
|馬木王
|葛城王
|間人穴太部王【橘之豐日天皇之后】

三枝部穴太部王【亦名須賣伊呂杼】

長谷部若雀命【後御謚崇峻天皇　治天下推古天皇之前坐倉椅柴垣宮治天下也　御陵在倉椅岡上】

右五柱御母岐多志比賣命之姨小兄比賣

多米王

御母稻目宿禰大臣之女意富藝多志比賣

上宮之廐戸豐聰耳命

久米王

植栗王

茨田王

右四柱御母間人穴太部王

當麻王

須賣志呂古郎女

右二柱御母當麻之倉首比呂之女飯女之子

靜貝王【亦名貝鮹王】

竹田王【亦名小貝王】

小治田王

葛城王

宇毛理王
小張王
多米王
櫻井玄王
右八柱御母罸御食炊屋比賣命
布斗比賣命
寶王【亦名糠代比賣命又曰田村王　日子人太子之妃】
右二柱御母伊勢大鹿首之女小熊子郎女
忍坂日子人太子
亦御名麻呂古王
坂騰王
宇遲王
右三柱御母息長眞手王之女比呂比賣命
難波王
桑田王
春日王
大俣王
右四柱御母春日中若子之女老女子郎女

坐岡本宮治天下之天皇【後御諱舒明天皇】

中津王

多良王

右三柱御母田村王亦名糠代比賣命

智奴王

桑田王

右二柱御母漢王之妹大俣王

山代王

笠縫王

右二柱御母櫻井玄王

古事記傳三之卷

本居宣長謹撰

神代一之卷

天地初發之時。於高天原成神名。天之御中主神。訓高下天云阿麻下效此**次高御産巢日神。次神産巢日神。此三柱神者。並獨神成坐而隱身也。**

天地は、阿米都知の漢字にして、天は阿米なり、かくて阿米てふ名ノ義は、未ダ思ヒ得ず、抑諸の言の、然云本の意を釋は、甚難きわざなるを、強て解むとすれば、必僻める說の出來るものなり【古も今も、世ノ人の釋る說ども、十に八九は當らぬことのみなり、凡て皇國の古言は、たゞに其ノ物其ノ事のあるかたちのまゝに、やすく云初名づけ初たることにして、さらに深き理などを思ひて言る物には非れば、そのこゝろばへを以て釋べきわざなるに、世々の識者、其ノ上ツ代の言語の本づけるこゝろばへをば、よくも考へずて、ひたぶるに漢意にならひて釋ゆゑに、すべて當りがたし、彼ノ漢國も、上ツ代の言の本には、さしもこちたくはあらざりけむを、彼ノ國俗として、何事にもたゞ理と云ッ物を先にたてゝ、言の意を釋にも、たゞその理を旨とせる故に、皆強說なるを、かくて近きころ古學始まりては、漢意を以て釋ことの惡きをば、曉れる人も有て、古意もて釋ことにすゝめれど、其將說得ることは、猶稀になむありける】さりとてはたひたぶるに釋ずて止べきにも非ず、考へも及ばむかぎりは、試には云べし、其ノ中に正しく當れるも、稀には有ぬべきなり、故今も如此にもやあらむ、と思ひよれる

ここはある、其は下に云べし、さて天は虚空の上に在て、天ッ神たちの坐ます御國なり、【此ノ外に理を以テこちたく論ひ成し、或は其ノ形なども、さまぐ＼おしはかりに云ッなどは、皆外國のさだにて、古ノ傳へにかなはざれば、凡て取ルにたらず】地は都知なり、名ノ義は、是レも思ひよれることあり、下に云べし、さて都知とは、もと泥土の堅まりて、國土と成れるより云る名なる故に小くも大きにも言り、小くはたゞ一撮の土をも云ヒ、又廣く海に對へて陸地をも云ノを、天に對へて天地と云ときは、なほ大きにして、海をも包たり、【姓氏錄に、海神の子孫の氏々をも、地祇ノ部に收られたる、是レ土には海をも包たる故なり、】己前に思へりしは、阿米都知と云ノは、古言に非じ、其故は、古ノ書どもを見るに、凡て阿米に對へては、必久爾とのみ云て、都知とは云ハず、天神地祇、天ッ社國ッ社、又神ノ名にも、天ノ某神國ノ某神と對ひ、又天邇岐志國邇岐志云々など申す御名、又書紀に豐天豐國と云ひ、雄略ノ卷吉備ノ臣尾代が哥にも、阿毎にこそ聞えずあらめ、久爾には聞えてなと作るなど、皆久爾なるを阿米には對へたれば、阿米久爾と云むぞ古言なるべければ、古書に天地とあるをも、みな然訓べきなりと思へりしを、後に師の久爾都知の考へを見れば、なほ阿米都知ぞ古言なりける、彼ノ考へに云ク、久爾と云ノ名は限の意なり、東國にて垣を久禰と云フにて知ルべし、さて都知とは、皇祖神の天ノ沼矛以しかきなし賜へり、始メを以ノ名ッけたるなり、かゝれば地は天と等しく廣く、國は限りあれば狹きに似たり、故ニ阿米都知とは云へど、阿米久爾とは上ツ代には云ハざりしなるべし、さて久爾は限りの意ぞと云フ由は、天照大御神月讀ノ命は、天の日夜を分ちしろしめすなるを、須佐之男ノ命の天に上りたまふ時に、欲奪我國と天照大御神の詔ひ、月讀ノ命は所知夜食國と皇祖神の詔ひ、又須佐之男ノ命は所知海原とありて、次に不治所命之國とも皇祖神の詔ひ、又萬葉二の人麻呂の挽哥にも、天皇之敷座國等、天ノ原石門乎開、神上上座奴とよめるなど、みな限りて所知めす處を、天にても國と云り、これらにて、久爾は本は天に對へ云べき名に非ることを知べし、さて天ッ神地祇、又神ノ名などにも、天ノ某國ノ某と對へ云るたぐひは、地のかぎりおつる處を

く、みな御孫ノ命のしろしめす御國なるが故に、おのづから天に對へて地をも、久爾とは云ことになれりしなり、凡て天ツ神國ツ神と云、又神ノ名などにも、御孫ノ命の此ノ國しろしめす御世になりて名け奉れるが多ければなり、然れども廣く天にむかへて連ね云には、なほ都知とのみ云て、阿米久爾とは云ざりしなりとあり、彼ノ考ノ文の中には、いかにぞや聞ゆることども、まじれるをばおきて、今は宜しと思はるゝかぎりをえり出て引り。】さて註し、阿米都知と云言の、物に見えたるは、萬葉廿ノ巻防人ノ歌に、阿米都チ乃、以都例乃可美乎云々、又廿に阿米都之乃、可未爾奴佐於伎、【師ノ云ク、古ヘ東人はさかしらなる心を讀ずて、言傳へたる言のまゝに云ふ、されば京の物知人の語よりも、返りて古言の據とすべき物ぞと云れき、都知を東言に都之とは云るなるべし。】又五ノ巻に、阿米弊由迦婆、奈何麻爾麻爾、都智奈良婆、大王伊摩周などあり、○初發之時は、波自米能登伎と訓べし、萬葉二ノ巻に、天地之初時之云々、十ノ巻に、乾坤之初時從云々、書紀孝德ノ巻に、與天地之初云々などもある、これら天地乃波自米と云る古言の據なり、此に發ノ字を連ねて書るも、たゞ初の意なり、【字書に發は起也と注せり、】事の初を起りとも云、又俗に初發とも云も、古へより波自米と云に、此ノ二字を用ひなれたるより出たるなるべし、【初發を、ハジメテヒラクルと訓るはひがことなり、其はいはゆる開闢の意に思ひ混へつる物ぞ、抑天地のひらくと云は、漢籍言にして、此間の古言に非ず、上ツ代には、戸などをこそひらくとはいへ、其餘は花などもさくとのみ云て、上ツ代にはひらくとは云ざりき、されば萬葉の歌などにも、天地のわかれし時とよめるはあれども、ひらけし時とよめるは、一つも無きをや、】さて如此天地之初發と云るは、たゞ先ヅ此ノ世【佛書に世界と云て、俗人も常に然いふなり、】の初を、おほかたに云る文にして、此處は必しも天と地との成れるを指て云るには非ず、天と地との成れる初は、次の文にあればなり、○高天原は、すなはち天なり、【然るを、天皇の京を云ふなど云る説は、いみしき古ノ傳ヘにそむける私ノ説なり、凡て世の物知人みな漢籍意に泥み溺れて、神の御上の奇靈きを疑ひて、虚空の上に高天ノ原

あることを信ざるは、いと愚なり】かくてたゞ天と云っと、高天ノ原と云との差別は、如何ぞと云に、まづ天は、天ッ神の坐ます御國なるが故に、山川木草のたぐひ、宮殿そのほか萬ッの物も事も、全御孫命の所知看此ノ御國土の如くにして、なほすぐれたる處にしあれば、【かゝることどもは、漢籍にいはゆる天とは、甚く異なる物ぞ、ゆめ彼ノ國書の説に惑ひて、正しき神代の傳へを勿説曲そ、凡て外ッ國には、正しき古への傳へ説の無き故に、天の實のさまをば得知らずて、たゞおしはかりの空理をのみいふなり】大方のありさまも、神たちの御上の萬ッの事も、此ノ國土に有る事の如くになむあるを、【此は此ノ記及書紀ノ神代ノ卷を見て知ルべし、みな正しき神代の傳へ説なり】高天ノ原としも云ッは、其ノ天にして有る事を語るときの稱なり、【然るを萬葉ノ哥などに天ノ原ふりさけ見れば、ことよめるなどは、やゝ後のことなるべし、如此さまにたゞ打見たるのみの天などを、天ノ原とも云るが如きは、神代の御典などには見えぬことなり】さて然稱ふ由は、高とは、是レも天を云ッ稱にして、たゞに高キ意に云るとはいさゝか異なり【然れば此ノ高は躰言なり】日の枕詞に高光と云も、天照と同シ意、高御座も天の御座と云ことにて、是レ等の高も同じ、又高行や隼別などは【高津ノ宮ノ段の歌にあり】虚空を高と云るなり、【此も高く行クと云には非ず、抑天と虚空とは別なれば、精くは分て云ることもあれども、共に上方にあれば、此ノ國土よりは、天をそらとも、虚空を天とも通はし云ッも常にて、天つそらなども云り、されば高と云も、天と虚空とを通はしたる名なり、共に高き方にあればなり】今ノ世にも、天つ虚空を然云こともあり、【物の虚空に高く上るを、高へ上るなど云あり、但シ此は天ノ下にあまねく云ことには非るか知らず、此ノ伊勢ノ國などにては、をり／＼然云ッを聞くなり、古言の殘れるなるべし】原とは、廣く平らなる處を云、海原野原河原葦原などの如し、萬葉ノ哥には國原ともあり、かゝれば天をも天ノ原とは云なり、【之原と云例も、海之原など、そのほかもあり】さて其に高てふ言を添へて、高天ノ原とは、此ノ國土より云ッことなり、【凡て天を高とも云は、高きを以て云稱なればなり】されば天照大御神の天ノ石屋に隱り坐る處の御言、【天ノ原自

間ト云々、】又書紀の須佐之男ノ命の天に上リ坐ス時、又御誓の處の天照大御神の御言、【必當ニ奪ニ我ガ天原ヲ云々、令レ治ニ天ノ原ヲ也云々、】などには、皆たゞ天ノ原とあり、其は天にして詔ふ御言なるが故なり、【然るに書紀ノ神代ノ下ノ巻に、同ジク大御神の吾ガ高天ノ原と詔へる處の一ツあるは、撰者の何心もなく、書れたるか、いかにもあれ、たゞ此ノ一ツをもてなべてを疑ふべきにはあらず、多きに就て決むべきものぞ、】これらの除、此ノ國土より云るところになむ、高天ノ原とはある、凡て古文は、かゝることのいと正しきなり、○成は那理麻世流と訓べき由、首ノ巻【訓法の條】に云るが如し、さて那流と云フ言に三ツの別あり、一ツには、無りし物の生り出るを云、【人の産生を云も是なり、】神の成坐と云は其意なり、二ツには、此ノ物のかはりて彼ノ物に變化を云フ、豐玉比賣ノ命の産坐ス時化ニ八尋和邇一たまひし類なり、三ツには、作事の成終るを云フ、國難成とある、成の類なり、【此ノ三ツの差によりて、漢字は生成變化など、異あれども、皇國の古書には、訓の同じきをば通ハシ用ひて、字にはさしもかゝはらざること多し、此の成も、成ノ字の意とはいさゝか異にして、書紀に所生神とある字の意なり、○本草の實の那流、又産業を万葉ノ哥などに那流と云る、これらは上ノ件の三ツとは、本より別なる言か、はた三ツの中より出たる言か、未ダ考へず、】○神名は迦微伎比能迦微と訓べきこと、首ノ巻に云り、迦微と申す名ノ義は未ダ思ヒ得ず、【舊く說ることどもも皆あたらず、】さて凡て迦微とは、古御典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐ス御靈をも申し、又人はさらにも云ず、鳥獸木草のたぐひ海山など、其餘何にまれ、尋常ならずすぐれたる徳のありて、可畏き物を迦微とは云なり、【すぐれたるとは、尊きこと善きこと、功しきことなどの、優れたるのみを云に非ず、悪きもの奇しきものなども、よにすぐれて可畏きをば、神と云なり、】さて人の中の神は、先ヅかけまくもかしこき天皇は、御世々々皆神に坐スことは、申すもさらなり、其は遠つ神とも申して、凡人とは遥に遠く、尊く可畏く坐シますが故なり、かくて次々にも神なる人、古ヘも今もあることなり、又天ノ下にうけばりてこそあらね、一國一里一家の内につきても、ほどほどに神な

る人あるぞかし、さて神代の神たちも、多くは其代の人にして、其代の人は皆神なりし故に、神代とは云なり、又人ならぬ物には、雷は常にも鳴神神鳴など云ば、さらにもいはず、龍樹靈狐などのたぐひも、すぐれてあやしき物にて、可畏ければ神なり、木靈とは、俗にいはゆる天狗にて、漢籍に魑魅など云たぐひの物ぞ、書紀舒明卷に見えたる天狗は、異物なり、又源氏物語などに、天狗こたまと云ることあれば、天狗とは別なるがごと聞ゆれど、そは當時世に天狗ともいひ木靈とも云るを、何となくつらね云るにて、實は一つ物なり、又今俗にこたまと云物は、古へ山彦と云り、これらは此に要なきことゞもなれども、木靈の因に云のみなり、又虎をも狼をも神と云ること、書紀万葉などに見え、又桃子に意富牟加豆美命と云名を賜ひ、御頸玉を御倉板擧神と申せしたぐひ、又磐根木株艸葉のよく言論したぐひなども、皆神なり、さて又海山などを神と云ることも多し、そは其御靈の神を云に非ずて、直に其海をも山をもさして云り、此らもいとかしこき物なるがゆゑなり、】抑迦微は如此く種々にて、貴きもあり賤きもあり、强きもあり弱きもあり、善きもあり惡きもありて、心も行もそのさま〴〵に隨ひて、とり〴〵にしあれば、【貴き賤きにも、段々多くして、最賤き神の中には、徳すくなくて、凡人にも負るさへあり、かの狐など、怪きわざをなすことは、いかにかしこく巧なる人も、かけて及ぶべきに非ず、まことに神なれども、常に狗などにすら制せらるばかりの、微き獸なるをや、されど然るたぐひの、いと賤き神のうへをのみ見て、いかなる神といへども、理を以て向ふには、可畏きこと無しと思ふは、高きいやしき威力の、いたく差ひあることを、わきまへざるひがことなり、】大かた一むきに定めては論ひがたき物になむありける、【然るを世人の、外ッ國にいはゆる佛菩薩聖人などゝ、同じたぐひの物のごと心得て、當然き理と云ことを以て、神のうへをはかるは、いみじきひがことなり、惡く邪なる神は、何事も理にたがへるしわざのみ多く、又善き神ならむからに、其ほどにしたがひては、正しき理のまゝにのみもえあらぬ事あるべく、事にふれて怒り坐る時などは、

御とは本通ふ辭なるを、やゝ後には分て、御は尊む方、【御ノ字を書クも、此意なり、但し此ノ字は漢國にては、王のうへに限りて云を、此方にて美といふは、天皇の御うへに限らず、凡人にも何にもいふ辭なり、】眞は眞備ること、甚しく云フこと、全きことゝに用ふ、されど古への言の遺れるはなほ通はして、眞熊野とも三熊野とも云る類ヒ多く、又眞と云べきを御と云るも、御空御雪御路なども多かり、御中も此類なり、天のみならず、國之御中里之御中なども万葉ノ歌にあり、【俗言にマン中といふも、眞中なり、凡て眞をなほ甚しく云とてマンと撥ね、又マツとつむるは、俗言のつねなり、】又毛那加とも云ふも眞中の轉れるにて、天武紀に天中央とあり、【此ノ字を以て、此の御中の意をも知ルべし、】主は大人と同言にて、能宇斯の切れるなり、【宇斯を主人と書ることも見えたり、書紀に、繼體天皇の大御父彦主人王、又齊紀に、阿倍ノ臣御主人など見えたり、これらをハは訓をあやまれり、】故古ヘに宇斯は、或は某ノ宇斯と之を加へたるに云、奴斯は某ノ主と直に連て、之を加へぬに云り、神阼之宇斯能神、大背飯之三熊之大人、大國主ノ神、大物主ノ神、事代主ノ神、伊津主ノ神などの如し、又書紀に、齋主神號齋之大人と見え、【此レは齋主ノ神と云は、其ノ神ノ號、齋之大人と云は、其ノ時祭フにつきての稱號の如く云るものなるを、その職ノ號を即其ノ神ノ名として、齋主ノ神と云へり、然れば職ノ號は前にて、神ノ號と云れるは後なるを、此ノ文はなほ後より云る故に、本末まぎらはしく聞ゆあり、【又丹波道主ノ宇斯ノ王を、書紀には道主ノ王とある、是らを以て考ふべし、】【奴斯にも之を添て某之主といひ、又たゞ主とばかり首に云ったなどは、みな後のことなり、万葉十八大伴宿禰池主の歌に、たゞ奴之とあり、そのころよりぞさる言もありけむ、又主ノ字を宇斯にあてずして、奴斯にあてたるは、宇斯と云へりも、約めて奴斯と云し言の、古へより多かりし故なるべし、されどそを主としていはゞ、主ノ字はかれは宇斯と訓べきことわりなり、】さて宇斯夜久と云も、其處の主として、領居ることなり、【宇斯夜久の事は、傳十四に委クいへり、ふ、】されば此神は、天ノ眞中に坐まして、世ノ中の宇斯たる神と申す意の御名なるべし、【或は此ノ神を人臣の祖なりと云ひ、

或は國ノ常立ノ尊の配合にて皇后なりなど云は、心にまかせたる妄説なり、大方近きころは、かゝる邪説いと多し、ゆめ惑はさるゝこと勿れ、】○註に、訓ニ高ノ下ノ天ヲ云ニ阿麻ト下效レ此とは、高天原を多加麻能波良と訓べきことを示したるなり、凡て天某とあるに、四ツの訓あり、一ツには阿米能某、二ツには阿麻能某、三ツには阿米某、四ツには、阿麻某なり、然るを世に此ノ四ツの讀を相誤ることある故に、【阿米能迦具夜麻を誤りて、阿麻能迦久夜麻と云類なり、】かゝる註あり、其例、阿米能と訓べきをば註さず、阿米某と直に連けて、之と訓まじきをば、訓ニ天ヲ如ノ天ト註し、阿麻能と訓べきをば、此所の如く註せり、【阿麻某と訓べき註は見えず、其はたまたまへ記中に然註すべき處はなきにやあらむ、】さて阿麻は、高天とつゞく時は、高の加に阿韻ある故に、おのづから多加麻と讀るゝなり、【或人これを疑ひて、常の如く多加麻と訓べくば、云ニ麻ここと註すべきに、云ニ阿麻ト とあるは、多加阿麻乃原と訓べきためならむかと云るは、中々にわろし、高天とつゞけては、麻とこそいへれども、註は天ノ字を主としていふゆゑに阿麻なり、其例は下に、八咫鏡の註に、訓ニ八咫ヲ云ニ阿多ト とあれども、なほ夜多と訓ことなり、是も八に阿の韻ありて、此と同じければなり、】高ノ下ノとは、天之御中主の天ノ字もある故に、分ていふなり、下效レ此とは、高天原とあるをば、何處にても如此訓めとなり、○次ニ、都藝は、都具といふ用語の、體語になれるなり、【凡て言に體用の別あり、體とは動かぬをいふ、用とは活くを云フ、其ノ體語に、本より體なると、用の體になれるとあり、いと上ツ代には、用語多くて、體語すくなかりしを、世々に人の言語の多くなりもてゆくまゝに、用語の分れて、體語にもなれるが、いと多きなり、】都具は都豆久と同言なれば、都藝も都豆伎と云に同じ、さて其に縱横の別あり、縱とは、假令ば父の後を子の嗣ぐたぐひなり、横は、兄の次に弟の生るゝ類なり、記中に次とあるは、皆此ノ横の意なり、されば今此なるを始めて、下に次ニ妹伊邪那美ノ神とある次まで、皆同時にして、指續き次第に成リ坐ること、兄弟の次序の如し、【父子の次第の如く、前ノ神の御世過て、次に後ノ神とつゞくには非ず、おもひ

まふこと勿れ、】○高御產巢日ノ神、神產巢日ノ神、高御產巢日ノ神は、書紀に、高皇產靈尊、皇產靈此ヲ云二美武須毘一、古語拾遺に、古語多賀美武須比、新撰姓氏錄に、高彌牟須比ノ命、などあるを以て訓を知ルべし、【タカンスビなど唱るは、音便に頽れたる後ノ世の訛りなり、】御名ノ義、高は尊稱なるべし、別御名をも高木ノ神と申せり、【下に見ゆ、】御も尊稱なり、神產巢日ノ神は、書紀には神皇產靈ノ尊とありて、皇てふ一言多し、まことに高御產巢日と並びたる御名なれば、此も必神御とあるべきことなり、然るに延喜式出雲ノ國ノ造ガ神賀ノ辭にも高皇魂 神魂ノ命、また祈年祭ノ詞にも神魂高御魂、また御巫ノ祭ル神八座の中なるも、神產日ノ神高御產日ノ神【三代實錄ノ一卷に出たるも是レに同じ、】とある、此等に此ノ二柱を並べ擧たるに、何れも神魂の方には御字無し、姓氏錄にはあまた處に出たる中に、神御魂とあれども、多くは神魂とあり、故レ考るに、凡て古言に同音の二つ重なるをば、約めて一つに云フ例此彼とあれば、【倭迹々日てふ皇女の御名をも、倭迹々ともあり、又旅人を多比登とある類なり、】これも神御と美の重なる故に、多く約めて申しならへるなり、されば神の微に御は具れり、神ノ字迦微と訓べし、【迦微美を切めても、迦牟美を切めても、共に迦美となればなり、迦牟と訓ては、御てふ言具らず、但し書紀などの如く、神皇とあるは、神を迦牟と訓べきなり、又神皇御ともに、二字を迦微と訓ムも可けむ、【御名ノ義、神御は高御と並びたる稱辭なり、產巢日は、字は皆借字にて、產巢は生なり、其は男子女子、又苔の牟須【万葉に草武佐受などもあり、】など云牟須にて、物の成出るを云、【されば產ノ字は正字と見ても可し、書紀にも產靈と書れ、又產日とも書ることあればなり、さて牟に正字を書ば、字牟てふ言なり、仁德天皇の大御哥に、子產ると古牟とよませたまへり、さて又產巢を生の意とはせずして、產を生の意とし、巢日を連けて見べきかと思ふ由もあり、其ノ考へは七之卷五十七葉に出せり、】日は、書紀に產靈と書れたる、靈ノ字よく當れり、凡て物の靈異なるを比と云、【久志毘ノ毘も是となり、】高天ノ原に坐ゝ天照大御神を、此ノ地より讃奉りて、日と申すも、天地ノ間に比類も

たちを、みな此神の御見なりと云むも違はず、神も人もみな此神の産靈より成出ればなり、拾遺集の歌に、君見ればむすぶの神ぞ恨めしき、つれなき人を何造りけむとよめるは、そのころまではなほ、世ノ人も古ノ意をよく知れりしなり、狹衣ノ物語に、いとかくしも造りおきゝこえさせけむ、すぶの神さへ恨めしければといへるも、彼ノ拾遺集ノ哥に依ていへるなり、】されば世に神はしも多に坐せども、此ノ神は殊に尊く坐々シて、産靈の御德申すも更なれば、何ルが中にも仰ぎ奉るべく、崇き奉るべき神になむ坐ける、【然るを書紀の初に、此ノ神をしも擧られざるは、甚く事足はぬさまなり、一書は一書にて、本書とは別ことなるに、本書には、末に至ッてゆくりなく出テ給へるも、いかにぞやきこゆ、此ノ神は、餘神のつらに然ゆくりなく擧奉テべき神には坐サねば、必此記の如く、初々に擧奉りおかるべきことなりかし、又代々の物知ッ人たちも、たゞ國ノ常立ノ神をのみ、上なき神のごと、言痛まで言擧て、此ノ産巣日ノ神の御德をばさしもさだせざるは、たゞ書紀をのみ據として、此記などをよくも見ず、こゝの意を深く考へざる失なり、上ッ代より此ノ神をこそ、朝廷にも殊に崇祠り給へ、彼國ノ常立ノ神は、こゝに祭り給ひし事も聞えず、諸國の神社どもの中にも、をさ〳〵見えたまへることなきをや、】さて此ノ大御神は、如此二柱坐スを、記中に其ノ御事を記せるには、二柱並ビ出テ給へる處はなくして、或ル時は高御産巣日ノ神或ル時は神産巣日御祖ノ命、とかた〴〵一柱のみ出給へる、其ノ御名は異れども、唯同シ神の如聞えたり、抑かく二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其ノ差の髣髴しきは、いと深き所以あることにぞあるべき、さて古語拾遺などには、高御産巣日神を神魯伎ノ命、神産巣日ノ神を神魯美ノ命とせり、又和名抄には、産靈と標して、无須比乃加美とあり、【或書に此ノ二柱の産巣日ノ神を、天之御中主ノ神の御子とするは、例のおしあての漫言なり、】書紀神武ノ御卷に、天皇大御身づから顯齋して、高皇産靈ノ尊を祭り賜ひ、又鳥見ノ山中に祭庭を構て、皇祖天ツ神を祭り賜ひしことも見えたり、神名帳に、神祇官ニ坐ス御巫ノ祭ル神八座【並大、月次新嘗、】の首に、神産日ノ神高御産日ノ神とあり、此ノ八座の神等を祭り

給ふことは、神倭伊波禮毘古天皇の御世より始まりつる事、古語拾遺に見ゆ、此ノ神にも此ノ神を祭れる社は、神名帳に、山城ノ國乙訓ノ郡羽束師坐高御産日ノ神ノ社、【大、月次新嘗、】大和ノ國添ノ上ノ郡宇奈太理ノ坐高御魂ノ神社、【大、月次相嘗新嘗、持統紀に所謂、調ノ奉りたまへる五社の中に、菟名足とあるは、此社なり、又三代實錄に、法華寺ノ薗社高御産栖日ノ神とありて、正三位より從二位を授け奉りたまひしも、此社なり、】十市ノ郡目原ノ坐高御魂ノ神ノ社二座、【並大、月次新嘗、】對馬ノ下縣ノ郡高御魂ノ神社、【名神大、書紀ノ顯宗ノ巻に見ゆ、なほ考ふべし、】山城ノ國風土記に、久世ノ郡水主ノ社、名ニ天照高彌牟須比ノ命、和多都彌豊玉比賣ノ命二【神名式に水度ノ神社三座とあり、】三代實錄【十二】に、大和ノ國御巫等ノ神なりと見えたり、○三柱、凡て古ヘは、神をも人をも數へては、幾柱と云り、神は本よりのことにて、皇子等などをも然云る、是中宮のことなり、やゝ後には、三代實錄【十二】清和天皇の大命に、太政大臣一柱と謂ひ、うつほの物語【藏開ノ中ノ巻】に、大臣なる人の女御の事を云に、今一柱は云々と云り、皆貴人のうへのことなり、【書紀に、佛像一軀二軀などあるをも、ひとはしらふたはしらと訓り、おちくぼの物語にも、佛一はしら、佛九はしらなどあり、又文德前中書王の文に、白檀ノ觀世音菩薩一柱とあり、漢文にはめづらし、また又將門記の宣命には、二所乃天皇とあり、中昔の物語などにも、貴人をば云々な御所と云り、今ノ世ノ俗言に、御一方御二方と云が如し、】さてかく柱としも云所以は、詳ならねど、まづ上ツ代には、宮造ることを云に、底津石根に宮柱布刀斯理と稱へ、或は柱は高太くなどもいひ、大殿祭ノ詞などにも、柱の事をのみ旨といひ、又書紀の顯宗ノ巻室壽ノ御詞にも、築立柱者此家長御心之鎭也と謂ひ、其外神代の始に、女男ノ大神天之御柱を行廻り坐しを始て、柱を云ことも多く、後には神ノ宮に心ノ御柱など云こともあり、かくて其ノ柱は、あまた異なる物なるが故に、もと皇子たちなどを、數多立並坐を貫て、幾柱と申せるにやあらむ、譬へし例は、万葉二【廿丁】に、眞木柱太心者有之、大にして不動心をたとへ、二十【二丁】に、眞氣波之良、寶米弖都久禮

留牟乃、能其等、且麻勢波々刀自、於米加波利勢受などあり、又あまた立並ぶを木に譬へたるは、同廿卷に、麻都能氣乃、奈美多流美禮婆、伊波妣等乃、和例乎美於久流等、多々理之世巳呂【松ノ樹の並たるを見れば、家人の我を見送るとて立りしが如し、と云ことなり、】とあり、【私記に、蓋古用貴人喩於木、故爲一柱一木矣、以賤人喩於草、故謂青人草也、といへる、此說はわろし、】○並は美那と訓べし、【字書に、皆也とも、偕也とも、倂也とも、比也とも注せり、是レを那良毘爾と訓ムは、古への語ざまにあらず、】○獨神とは、次々の女男耦て成り坐る神たちと別ちて、唯一柱づゝ成り坐て、配坐神無きを申すなり、並兄弟のなき子を、獨子と云が如し、【神の下に登と云辭を添へて讀はわろし、】○隱身也とは、御身の隱れて、所見顯れ給はぬを云なり、【御形體の無きを如此云と心得るは、後ノ世のなまさかしらなり、少名毘古那ノ神の事を、神產巢日ノ命の、自我手俣久伎斯子也、と詔へるを思ふべし、御身無くて、御手はあるべきかは、此ノ手俣のこと、世人の心には、如何思ふらむ、凡て神代の故事を、假の寓言の如く見るは、例の漢意の癖にして、甚く古への傳への意に背けり、】○上ノ件三柱ノ神は、如何なる理ありて、何の產靈によりて成り坐りと云こと、其ノ傳へ無ければ知りがたし、然るは甚も甚も奇しく靈しく妙なることわりによりてぞ成り坐けむ、されど其はさらに心も詞も及ぶべきならねば、固り傳へのなきぞ諾なりける、【凡て古への傳へなき事を、己が心以て其ノ理を考へて、おしあてに說くは、外國のならひにて、いと妄なるわざなり、】又此ノ神たちは、天地よりも先だちて成り坐つれば、天地の成ることは、此ノ次にあれば、此ノ神たちの成坐るは、其より前なることと知べし、】たゞ虛空中にぞ成り坐しけむを、【書紀ノ一書に、天地初判、一物在於虛中、又一書に、天地初判、有物若葦牙生於空中、などあるを以て准へ知べし、いまだ天も地も無き以前は、いづくも〳〵みなむなしき大虛空なりき、○虛空を即チ天とするは、漢籍のさだなり、天は虛空を謂ふにあらず、なほ天と虛空とは別なること、傳十七の二十七の葉にいへり、】於高天原

成とこしも云るは、後に天地成ては、其成坐し處、高天原になりて、後まで其高天原に坐す神なるが故なり、【元來高天原ありて、其處に成坐すと云にはあらず。】書紀一書曰、天地初判、始有倶生之神、云々、又曰、高天原所生神名、曰天御中主尊、次高皇産靈尊、次神皇產靈尊、

次國稚如浮脂而。久羅下那洲多陀用幣琉之時、流字以上十字以音**如葦牙因萠騰之物而成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神、**此神名以音**次天之常立神、**訓常云登許、訓立云多知**此二柱神亦獨神成坐而隱身也。**

上件五柱神者別天神。

次は、下の成神に係れり、【國稚云々に係て云には非ず。】次成神名國之常立神なるとあると同じ、其餘も、前後みな次某神とある例なるを、此に其成坐る由縁を云、故に、文の隔れるなり、○國稚、稚は和加久と訓べし、【書紀に、稚字をみな此字を用ひられたり、但し此記には、凡て和加には、若字を用ひて、稚を書る例なければ、此も和加久には非じかとも思へど、他に訓べき言を思ひ得ず、書紀一書に、國稚地稚之時とあるをば、クニイシツチイシノトキと訓るを、忌部正通口訣に、宇比志なりと解たり、宇比を切むれば伊となれば、然もあるべし、されどイシノトキと云ては、言の連きざま協はず、凡てかゝる用言より之につゞくことは古へ無しと、師の云れしが如し、又之を省きて、イシトキと云ても、なほ協はず、若しうひしてふ意ならば、國イシ地イシキ時とこそ訓べきを、されど此も他に見えず、又書紀にても、稚字は和加と云にのみ用ひて、異訓は此外に見えず、かにかくに彼訓はおぼつかなくなむ。】和加志とは、

凡て物の未ダ成りとゝのはざるを云て、書紀などに幼ノ字をも訓み、中昔の物語書などにも、人の幼稚きを云ること多く、万葉に三日月を若月とも書き、【月の形のいまだ滿ちとゝのはざる意を以て、若てふ字を書るなり、】推古紀には肝稚と云こども見えたり、【又物の壯に美麗き方に云こともあり、美稱に若某と云類なり、此は未ダ成りとゝのはぬを云とは、甚く異なる如くなれども、本は一ツ意なり、】さて國土は、伊邪那岐伊邪那美ノ大神の始めて生成賜へれば、此ノ時にはまだ然る物は無きを、如此言るは、成れる後の名を假て、其ノ始めの狀を談れるなり、○浮脂は宇伎阿夫良と訓べし、浮てふ字など云類の稱にて、物の脂の水に浮べるを、古へに如此稱しなり、【ウカベルアブラと訓るはわろし、】脂は、和名抄に、【形躰ノ部、肌肉類】脂膏ハ和名阿布良、又【燈火具に】油、四聲字苑ニ云、油ハ迮レ麻取レ脂也、和名阿布良とあり、さて脂に譬へたる例は、朝日ノ宮ノ段に、大御盞に槻の葉の落浮へるを、三重ノ婇が歌に、宇伎志阿夫良とあり、【御盞なる御酒のうへに、木ノ葉の浮べりける形狀を以て、今此の狀を思ひ合すべし、】抑此ノ段は、天地の成る初發を云るにて、先ツ其ノ初に、此ノ物の一叢生出たるなり、【此を如ニ浮脂一と譬へたるは、たゞ其ノ漂蕩へるありさまの似たるなり、其ノ物の脂の如くなる物と謂には非ず、書紀の傳へには、魚にも雲にも譬へたるにて知べし、一書には、其ノ狀貌難レ言ともあるが如く、正しき其物の形は、言がたきなるべし、】○久羅下那洲は、多陀用幣琉の枕詞なり、【こは如ニ浮脂一物の、漂蕩へる狀を譬へて云る言には非ず、其は既に如ニ浮脂一と云へればなり、若シ如ニ浮脂一物とあらば、浮脂は其ノ形を譬へ、久羅下は、其ノ漂蕩へるさまを譬へたりとも云べけれど、然る文のさまにはあらず、】久羅下は、和名抄に、崔禹錫ヵ食經ニ云、海月一名水母、貌似ニ月ノ在ニ海中一故ニ以テ名レ之、和名久良介とあり、此ノ物海ノ中を漂ひ行く物にて、其ノ形ノ晝晴たる天に月の白く見ゆるに甚く似て、信に海月と名けつべきさましたる物なりこそ、那洲は如くと云意にて、若徒ノ稚掛ノ大平ニ似すなるべしと云る、さもあるべし、【那と備とは通フ音なるうへに、那須を奈須とも云ふ例あること、和

名抄備中ノ郷ノ名に、近似知加乃里と見え、又似を漢籍にてノレリと訓むなど、を合せて思へば、似を那須と云べきものぞ、】此ノ辭、倭建ノ命の御言に、吾足成當藝斯形と詔ひ、輕太子の御哥に、加賀美那須阿賀母夫都麻と見え、万葉には三に、五月蠅成騷舍人、五に、五月蠅奈周佐和久兒等、二に、鶉成伊波比廻、三に、哭兒成慕來厲而などあり、猶多し、又歌ならぬたゞの詞に、枕詞を置る例は、書紀ノ神代ノ卷に、眞髮觸奇稻田媛、神功ノ卷に、幡荻穗出吾也、又天疎向津媛命、履中ノ卷に、鳥往來羽田之汝妹、三代實錄に、薦枕高御產巢日神など、古へは多かり、○多陀用幣琉は、書紀に漂蕩とある、此ノ字の如し、【書紀には久羅下那洲と云ことを略かれたり、是にても枕詞なることを知べし、私記に、此ノ漂蕩ノの二字を、クラゲナスタゞヨヘリと訓べき由のさだあり、上宮記大倭本紀など云古書にも此ノクラゲナスと云言ありと云り、】万葉にも此ノ字を書り、琉ノ下なる之ノ字讀べからず、【よみはひがことなり】さて此ノ物ノ如此漂ひたるは、如何なる處にかと云に、虚空中なり、次に引る如く書紀に、虚中とも空中ともあるを見て知べし、【然るを如浮脂といひ、久羅下那洲などもあるに就て、此ノ物海ノ上に漂へりと心得むは、いたく非なり、此は未ダ天地成らざる時にて、海も無ければ、たゞ虚空に漂へるなり、かくて海になるべき物も、此ノ漂へる物の中に具れるぞかし、】書紀に、開闢之初、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也云々、一書曰、天地初判、一物在於虚中、狀貌難言云々、一書曰、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩云々、一書曰、天地未生之時、譬猶海上浮雲無所根係云々とある、此等と引合せて、其ノ時の形狀をほのかに辨へ知べし、【開闢之初、また天地初判などあるは、此ノ記の首に、天地初發之時とあると同じくて、先ツたゞ大らかに、此ノ世の初めと云出たるものなり、天地未生之時と云るは、いさゝかくはしく云るなり、さて洲壤云々は、此ノ記の國稚にあたり猶游魚云々、また狀貌難言、また猶海上浮雲云々などは、如浮脂と云ニあたれり、されば傳々各いさゝか異なるが如くなれども、よく考ふれば、

其ノ形状は皆同じことなり、】さて此ノ浮脂の如く漂蕩へりし物は、何物ぞと云に、是レ即チ天地に成るべき物にして、其ノ天に成るべき物と、地に成べき物と、未タ分れず、一ツに淆りて沌かれたるなり、書紀ノ一書に、天地混成之時とある是レなり、【混とは、未タ分れずして、淆りて一沌なることにて、即チ此ノ浮脂の如くなる物の、始めて生出たるを、混成とは云るなり、或人問ヒけらく、天に成ルべき物と云ことを心得ず、天は實形なければ、其ノ初メより物あるべくもあらず、いかが、答ふ、天は即チ高天ノ原なれば、實形あることを云フもさらなり、仰ぎ望て見えざるは、たゞ遠き故に、眼ノ力の及ばざるにこそあれ、然るを天はたゞ氣のみと云ひ、或は理のうへを以て云フなどは、みな外國のおしはかりの説にして、甚く古ヘ傳ヘの趣に違へり、又問、然らば其ノ未タ分れざりしほど、天となるべき物は何物なりしぞ、答、天になるべき物は如何なる物なりけむ、傳説なければ知リがたし、又問、地となるべき物は何物なりしぞ、答、潮に准ひ淆りて濁れる物なりき、此は下に、於是天神指下沼矛以畫者、鹽許々袁々呂々邇云々と見え、書紀にも、以天之瓊矛指下而探之、是獲滄溟、とあるを以て知ルべし、猶委き事は彼ノ御段に云べし、】○萌ノ字、只音とあるは、其ノ字の意をば取らず、唯音のみを借リ用ヒるをいふ、即假字なり、只は用の意なり、此ノ如布と訓べし、記中なる皆同じ、○葦牙二字は、和名抄に、葦 兼名苑云、葭一名葦、爾雅注云、一名蘆、和名阿之と見り、葦牙は阿斯訶備と訓べし、【書紀にも然訓り、但し備を清て、伊の如く讀ムはわろし、又訶を濁るもわろし、成リ坐る神ノ御名の訶備にて清濁も知り、】葦のかつみ、生初たるを云フ名なり、牙ノ字は芽と通へり、和名抄に、玉篇ニ云、蘆ハ葭也、葭ハ蘆之初生也、和名阿之乃芽とある、【葦の初生るを角具牟と云故に、葦角とも云なり、】是レ葦芽なり、さて如とは、此は其ノ物の形の葦芽に似たるなり、只萌騰るさまの似たるのみには非ず、【故ニ書紀にも、形如葦牙ニとも、有物若葦牙ニともあり、彼ノ浮脂の、唯に漂蕩へる状のみを譬へたるとは、いさゝか異なり、】此に因て成坐る神の御名にしも負せ奉りしを以て、其ノ

いことよく似たりけむほどを知べし、○萌騰之物は、毋延阿賀流母能と訓べし、【之字讀べからず】万葉十四に春楊

落目生來鷹、又此河楊波毛延爾家留可聞などよめり、【木草の葉又萌の、はつかに出初たるを、芽と云も、毋延の約まりた

る名なるべし、【又米其牟も、毋延其牟なるべし、】阿賀流てふ言は、書紀神武卷に、一柱騰宮、此云阿斯毘苔徒

鞅餓離能宮などあり、物は天と成べき物なり、さて此物は、何處より萌騰りしぞと云に、彼虛空中に漂蕩へ

る浮脂の如くなる物の中より出たるなり、彼書紀一書に一物在於虛中、狀貌難言、其中自有化生之神

云々、【其中とあるを思ふべし、】一書に、于時國中生物、狀如葦牙之抽出也、因此有化生之神、號

可美葦牙彥舅尊云々、【國中とは、すなはち猶浮膏而漂蕩と云物の中なり、】一書に、譬猶海上浮

雲無所根係、其中生一物、如葦牙之初生埿中也、たゞあるを以て知べし、さて此は天の始にて、如此萌騰

りて終に天とは成れるなり、【是に就て思ふに、阿米てふ名は、葦萌の約まりたるにて、斯の始かりたるにやあらむ、葦は

た、譬に云る物なれども成坐る神の御名にも負たまへればなり、又吾友橫井千秋云く、阿米とは、青海見の義を省き、

美延を約めたるならむか、其は此國土よりは、たゞ蒼々と見ゆる、其隨を以て名けたるなるべし、古へより此間にも他

國にも、天をば蒼き物に云ること多し、又阿夷と云、色の名も、本天より出たるにやあらむと云り、此考も然ることな

り、】抑彼浮脂の如くなる物は、天と地と未分れずして、たゞ共一淹に成れるにて、其中に天となるべき物は、今

萌騰りて天となり、地となるべき物は、遺り留りて、後に地となれるなれば、【地の成るは、女男大神の段なり、】是

正しく天地の分れたるなり、書紀一書に、有物若葦牙生於空中、因此化神號天常立尊、次可美葦牙

彥舅尊、又有物若浮膏生於空中、因此化神號國常立尊とある、此に葦牙の如くなる物に因て成坐

る神は天常立、浮膏の如くなる物に因て成坐る神は國常立と申すを以て、天地と分れたることを知べし、【但し此

には浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れるさまに云るは、いさゝか異なる傳へなり、されど天と地との分れたることは、此ノ傳へにて殊に著明く聞えたり、或人問ケらく、此ノ一書はまことに天と地との初分明しきを、彼ノ浮脂の如くなる物一ツを以て、天地の初とするは、いさゝか疑はし、もし彼ノ物天地の初を兼有たらむには、首に天地渾などことあるべきに、天をば云ハずして、たゞ國稚とあれば、彼ノ物はたゞ地になるべき物にして、天になる葦牙の如くなる物は、此ノ一書の如く、本より別に生しにやあらむ、いかゞ、答ヘ、此ノ疑ひ一わたりはさることなれども、上に引る如く、書紀の傳どもにも、多くは葦牙の如くなる物は、浮脂の如くなる物の中より生ると見え、此ノ記もさだかに然は云ハざれども、彼ノ物の中より萌上りたるさまに聞ゆれば、なほ初には、天になるべき物をも、共に浮脂の如くなる物の中に包有りしなり、然るに天をば云ハずして、たゞ國稚と云るは、凡て何事も、此ノ國土にして語り傳へたるものなれば、國を主として云るなり、書紀の傳々に、初ノ天ツ神左柱をば略きて、唯國之常立ノ神よりを始メとしたるも、此ノ意ばへにて、國土を主としたるなり、又天となる物は上り去て、たゞ地となるべき物のみ、本のまゝにのこり留まりて、地ト成れる、後より見れば、上り去ぬる物は客の如くにて、のこりとゞまれる物ぞ主の如くなれば、其ノ初メよりを專地の方に取て、國と云むこともあるべし、故レ彼ノ一書に、本より二方に分ケ云るにも、如ク浮ル膏ノ物をば、地の方に取れるぞかし、】然るを此ぞ天の初め、此ぞ土の初めなど、さはやかにさかしくは言ずして、只其ノ時神の成リ坐る因縁につけて、如此なだらかに語り傳へたるは、まことにのどやかなる上ツ代の傳説にて、いとも／＼貴くなむありける、【然るを書紀の首に、古天地未ㇾ剖、陰陽不ㇾ分云々、淸陽者薄靡而爲ㇾ天、重濁者淹滯而爲ㇾ地云々、天先成而地後定とあるは、漢籍の文を取て、かざりに書キ加へ賜へる者にして、いと／＼さかしだちうるさし、かゝる類の漢籍の説は、みな後ノ人の臆度の妄説にして、古ヘの傳ヘに背けることと、初ノ巻に委く論へるがごとし、ゆめ／＼惑ふことなかれ】さてかく浮脂の如くなる物の生初め

しも、其より分れて天地と成れるも、又萬ノ物々の神等の成リ坐るも、皆に皆二柱の産巣日ノ大神の産靈によらずと云ことなし、書紀ノ顯宗ノ巻に、三年春二月、阿閉臣事代使于任那、月ノ神著人、謂曰、我祖高皇産靈、有預鎔造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請献我、當福慶、事代由是還京具奏、奉以歌荒樔田、【歌荒樔田在山背國葛野郡】壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠、云々、夏四月、日ノ神著人、謂阿閉臣事代曰、以磐余田献我祖高皇産靈、事代便奏、依神乞献田十四町、對馬下縣直侍祠、とあるを思ふべし、【預鎔造とは、伊邪那岐伊邪那美ノ大神の、國土を生成たまへる事あるに因て、預とは云るなり、さて此時の由縁と見えて、山城ノ國葛野ノ郡に、葛野ノ坐ス月讀ノ神社、名神大、月次新嘗、木島ノ坐ス天照御魂ノ神社、名神大、月次相嘗新嘗、大和ノ國十市ノ郡に、目原ノ坐ス高御魂ノ神社二座、並大、月次新嘗、磐余は十市ノ郡なり、對馬下ノ縣ノ郡に、高御魂ノ神社、名神大、阿麻氐留ノ神社など、式に見えたり、抑如此後ノ世までも、其ノ處々に重く祭祠り給ふを以て、彼ノ御代の昔の、おほろけならざりしほどをも、産巣日ノ神ノ御功の大きなるほどをも、思ひはかるべし、故今此ノ事を委く挙つ、】○因は、從と云と同意にて、此ノ前段の物より生出坐すなり、【されば此ノ物の即チ神と成るには非ず、書紀に状如葦牙、便化爲神とあるは、いさゝか傳への異なるなり、○此ノ因ノ字は、如ノ字の上にある意なり、されど此ノ記はさることにかゝはらず、たゞ讀に便よき處に字をば置り、漢文に目なれたる人、勿あやしみそ、】○成神、此ノ如葦牙ノ物に因て生坐る神は、次なる二柱なるべし、其ノ故は、上に引る如く書紀ノ一書に、有物若葦牙生於空中、因此化生之神、號天常立ノ尊、次可美葦牙彦舅尊、又有物若浮膏云々と見えて、國常立ノ尊の生坐るは別なり、又此ノ記の趣も、此ノ二柱マデを天ツ神として、段を結め、【若國之常立ノ神までをも、此ノ如葦牙ノ物に因て成坐せば、此ノ物は天なれば、彼ノ神等も共に天神たるべきに、然らずして、天神は天之常立ノ神までなればなり、】天之常立國之常立と申ス御名も、天

と地とに分れたればなり【如葦牙ノ物は、天の始メにこそあれ、地の始メには非れば、國之常立ノ神は、此ノ物に因ては成坐べきにあらざるものなり】しかれども又、ひたぶるには如此くにも定め難きことありて、伊邪那美ノ神までも、並其に此ノ如葦牙ノ物に因て生坐るかとも思はるゝなり、其ノ所以は國之常立ノ神の上に云べし、○宇麻志阿斯訶備比古遲神、書紀に、可美葦牙彦舅尊、可美此云于麻時、彦舅此云比古尼とあり、宇麻志は美稱なり、【阿斯訶備の次に出たる稱にはあらず、惣てへかゝれり】其は心にも目にも耳にも口にも美きをば、皆調て云る言にして、【今ノ世にはただ、物の味の口に美きをのみいへど、古ヘは然のみならず】書紀に、可怜小汀、【可怜此云于麻師】可怜御路、可怜國などもあり、人ノ美稱には、白檮原ノ宮ノ段に宇摩志麻遲命、堺ノ原ノ宮ノ段に味師内ノ宿禰、書紀ノ崇神ノ巻に甘美韓日狹などもあり、【万葉三に見えたる吉野ノ人味稻と云も、懐風藻には美稻と作り、宇麻志てふ言には、美ノ字よく當れり、】阿斯訶備は、上の葦牙の下に云るが如し、比古は男の稱にて云稱、【比に産巣毘の毘と同意、古は子なり、】遲は男を尊みて云稱なり、老人を云も、尊むより出たるなるべし、意富斗能地ノ神、書紀の鹽土ノ老翁、【老翁此云烏膩】とあり、皇極紀の歌に歌麻之々能鳴膩、万葉十一に山田守翁、十七に佐伎麻大乃乎治】などの遲も是なり、さて比古遲と連ねたど云ときは濁れども、本は清音にて、明ノ宮ノ段の國樔人の歌に、麻呂賀知とある知、又父の知なども是なり、さて又八千矛ノ神をも、遠理ノ命をも、比古遲と申せることあり、其事は彼處【傳十一の三十二葉】に云べし、さて此神は、葦牙の如くなる物に因て成坐る故に、如此御名つけ奉れるなり、【此ノ御名の讀ざま、宇麻志と讀て、阿斯訶備比古遲を一ツに引連けて、葦牙之比古遲といふ意ばへに讀べきなり】○天之常立ノ神、姓氏錄【伊勢ノ朝臣ノ條】に天ノ底立ノ尊とあり、又國之常立ノ神を書紀ノ一書に、國ノ底立尊とあり、かゝれば御名ノ義、登許は曾許と通ひて同じ、【今ノ世にも、底を登許と云ことあり、】さて底とは下の極を云ば、國之底とは云べけれど、天之底と云むことはいかゞ、と思ふ人あるべけれども、】

凡て底とは、上にまれ下にまれ横にまれ、至り極まる處を、何方にても云り、万葉十五に、安米都知乃曾許比能宇良爾【宇良は内といふに同じ、】とあるを以て、天にも云べきことを知ルべし、【紫式部ヵ日記に、そこひも知らず清らなると云るも、限りもなくと云に同じ、源氏ノ物語なとにも此詞あり、】又六【藤原ノ宇合ノ卿、西海道ノ節度使に罷らるゝときの、高橋ノ連蟲万呂の長哥】に、筑紫爾至、山乃曾伎、野之衣寸見世常、伴部乎、班遣之、とある曾伎も極みを云て同じことなり、【細く云ときは、曾伎は曾久を體言に云るにて、曾久とは離放る意なり、離居違そく退なとの曾久なり、かくて其を體言に曾伎と云ては、曾伎たる處を云言なり、又曾許と云ときは、許は彼處此處なとの處にて、曾伎處の意なり、故レ曾伎と意は全同じきなり、さて曾伎も曾許も離放れる處を云て、おのづから其ノ離放りたる至極の處の稱にも、通はしいふなり、】又四に、天雲乃、遠隔乃極、遠鷄跡裳、九に、天雲乃退部乃限、【これらの遠隔退部、今ノ本は訓を誤れり、次に引る哥にて知べし、】十七に、山河乃曾伎敝乎遠美、十九に、天雲能曾伎能伎波美、【敝は方なり、】又三に、天雲乃曾久敝爲極ともあり、又塞を曾許と訓るも、境壤の極界の地なるを謂ふ、又常世ノ國と云も、【字は借字にて、】常は底にて在ノ意に同じ、【此事は少名毘古那ノ神ノ段、傳十二の十のひらに委く云っを考へ見べし、】立は都知と通ひて同じ、その例は、書紀に國ノ狹槌ノ尊を、亦曰二國狹立尊一とある是なり、凡て神名に、某ノ知と云多し、其ノ義は野椎ノ神の下【傳五の四十五葉】に云べし、然れば此ノ御名は、常立は借字にて、天之底都知なり、【抑天は下より上へ萌騰りて成しかば、阿斯訶備比古遲ノ神は下に生坐れども先なり、其ノ始ノ葦芽の如くなりし時なるが故なり、さて天之常立ノ神は其物の漸々に騰りて、騰り極れるところに生坐しけむ故に、上に成り坐せれども後なり、されば此ノ二柱ノ神の成り坐る次第、おのづから如此くなるべきものぞ、然るを書紀には、此ノ次第の反さまなるは、上に成坐るを以て先に擧げ、下に成坐るを後に擧たる傳へなるべし、】○註に、訓レ常云二登許一とは、若レ誤りて都混なども讀むことを患ひてなり、此は借字なれども、

古へより皆なれたる字を、其ノ隨に用ひたる故に、かゝる訓註あるなり、【借字に訓を注したることは、神武ノ段に土蜘蛛を土雲と作るなどに其例あり、】○此二柱神亦云々、舊印本又一本に、神の下に是ノ字あるは衍なり、今は延佳本又一本などに無きに從ひつ、【元々集に引るにも無し、師は是ノ字を誤れるならむと云れしかど、上に此とあれば、又是と云べくもあらず、又上の例に依るに、もしは並ノ字を誤れるかとも思へど、然にも非じ、】○上件は加美能久陀理と訓べし、書紀ノ推古ノ卷に初章【聖徳ノ皇子ノ命の十七條ノ憲法の中の第一條のことなり、】とある、此ノ訓古言なり、さて大和物語に、かむいくだり啓せさせけりなどあり、【此レも加美乃久陀理と云ノ古言の遺りたるなるを、カミを、カンと云るは、中昔より音便に頽れたる言なり、書紀ノ欽明ノ卷に上ノ件ノ色人とある、此レも加美乃久陀理能と訓べきを、例の頽れたる音便のままに訓るなり、凡て中昔よりして、件之云々と云フ語多し、此レみな上件之と云べきを、上ノを略き、リを音便にンと云るにて、正しからざる言なり、正しくはクダリと云べきなり、】宇治拾遺物語には、ありめくだりの事を申してけり、とも云り、【後ノ世には、たゞ行ノ字をのみクダリとは訓ること、心得あれど、然らず、彼ノ書紀なる初章にて心得べし、其ノ章ノ段其ノ條などの類、皆クダリと云べし、又諸ノ文書の終に、如レ件ノと書クも、如二上ノ件一と云ことなり、】○別天神、別に許登を訓べし、其ノ由は先ヅ書紀の傳々に、多く國之常立ノ神を以て最初の神として、此ノ五柱ノ天神を擧ざるは、是レ此ノ國土の方に成坐る神をのみ申シ傳へて、天上に成坐るをば、別なる神として、略きたる物なり、【如何と云に、彼ノ紀本書には、初メには高御産巣日ノ神を擧ずして、末に至りては擧たり、若シ此ノ神無しとして、初メに擧ざるならば、末にも擧まじきを、末に擧て初メに擧ざるは、略るに非ずや、】又一書に、先ヅ國之常立ノ神などを擧て、次に又曰とて、天上なる神等を擧たるも、天上なるをば別なる神とせるなり、【天上なるを先には擧ずして、後にしも擧たるは、別にせる意なり、又曰と云、は、一曰と云とは異にして、異説には非ず、同書の内に、又別に、如此言りといふ意なり、】されば別と云るも其ノ意

にして、天上に成リ坐るをば、別なる神として、分たるものなり、【又天照大御神より以下の神たちをも、天上なるをば天ツ神と申すを、此ノ五柱は天地の初メに成リ坐て、彼天神たちとは、凡て等しからず、異に坐ス故に、其ノ差をたてゝ、別天神とは申すかとも思はるれど、なほ上の意に決むべし、又師は、別ノ字をコトゞと訓れつれども、又ワケと訓るもわろし、○舊事紀に、別天八下ノ尊、別高皇産靈ノ尊などゝ云る別、此の別と其ノ意相似たるが如くなれども、別某ノ神と申す御名、古書に例なし、何に據て書るにか、彼ノ紀は眞ノ書ならねば信み難し、】天神は阿麻都加微と訓べし、文武紀の詔ノ詞に天都神、聖武紀の大御歌に阿麻豆可未、大祓ノ詞に天之津神、など見えたるを以て證とすべし、猶此ノ餘にも多し、【然るを世に、天ツ神地祇と並べ云ところの天神をのみ、アマツカミと唱へて、其ノ餘のをばアメノカミと訓は非なり、何レの神も皆アマツカミと申すことにて、アメノカミと申せることは古へは無し、右に出せる例ども、何れも地祇と並べ云ル處には非るぞかし、但シ此ノ記の例は、凡て阿麻都と云には、津ノ字を加へて書れども、此レは古ヘより常に天神と書なれて、アマツカミと唱ふることは、當時誰もよくしれりし故に、津ノ字は加へざるなり、】さて上に於高天ノ原成神とあるは、上ノ件五柱にわたれる言なり、此に如此天神とあるを以テ知べし、又此に如此ことわれるうへは、此ノ次ノ國之常立ノ神より、七代の神等は、天神とは申さゞることをも知べし、猶此ノ事は下【神世七代とある下】に委くいふべし、

次成神名國之常立神〔訓常立亦如上〕**次豐雲**〔上〕**野神此二柱神亦獨神成坐而隱身也**

國之常立ノ神、御名義、天之常立ノ神に准へて知べし、【常立の字に就て解る説は皆かなはず、】此ノ御名を、之を略きて、久爾登許多知と申すは非なり、【書紀に之ノ字を略きて書れたるは彼ノ紀の例として、備字にせるものにて、之は多くは讀附べく

書れたり、然るを後ノ世には、古言をば尋むものとも思はず、たゞ文字と理とのさだをのみ旨とするから、如此の讀法も漫になれるなり、抑神ノ御名などは、殊に謹て、いさゝかも訛なく讀奉るべきわざなるをや、此記に、訓注を加へ、聲の上り下りをさへに、懇に示したるを思ふべし、さて又此ノ神を、天之御中主ノ神と一ッ神なりなど云ッなすなどは、例の牽強なる中にも、殊に甚しきものぞ、其餘此神の御事は、例の漢意以てさまぐ〜言痛きことゞもをいひあへる、みな論ふにも足らずなむ】さて書紀には、國ノ常立ノ尊次ニ國ノ狹槌ノ尊次ニ豊斟渟ノ尊とあり、此記の傳へと異なり、【此記には國之狹土ノ神は、後に別段にあり】さて此ノ國之常立ノ神より、伊邪那美ノ神まで、十二柱の成り坐る由縁は如何と云に、先ッ上なる阿斯訶備比古遲天之常立二柱ノ神は、天の始メなる葦牙の如くなる物に因て成り坐て、天ッ神なり、【其由は既に上に云るが如し】次に國之常立より以下の神たちは、彼ノ如浮脂物の中の、【天と成るべき物は、既に萠騰去て、あとにのこり留まりて】地と成るべき物に因て成り坐るなり、其由は上に引る如く、書紀ノ一書に、又有物若浮膏生於空中、因此化神號國ノ常立ノ尊と見え、天之常立に對して國之常立と申す御名も、地に依れゝばなり、かくて上に、如浮脂而多陀用幣琉之時とあるは、廣く伊邪那美ノ神の成り坐スまでに係れる語なれば、國之常立ノ神より次々、皆此物に因て成り坐ること、おのづから然聞えたり、【然らば如浮脂而云々と云ことをば、國之常立ノ神の處に云べきを、上に云るは如何と云に、かの葦牙の如くなる物も、此ノ物の中より分れて萠騰りつれば、此ノ物を先ッ言ずはあるべからず、さて國之常立ノ神の處に云ざるは、既に上に云る故なり、上に云ることを再ビ言ヒたらむは、語拙かるべし、更に云はざれども、時と云ッは、廣く下まで及ぶ言なれば、おのづからそれと聞ゆることなり、天之常立ノ神に云て其ノ段をばとぢめながら、次成神と云るは、なほ上を承て連く意なるをや】然れども又ひたぶるに如是くにも定め難き所以あり、其は書紀に、天地之中生一物狀如葦牙、便化爲神、號國ノ常立ノ尊、次ニ國ノ狹槌ノ尊、次ニ豊斟渟ノ尊、また一書に、國中生物狀如

葦牙之抽出也、因此有化生之神號、可美葦牙彦舅尊、次國常立尊、次國狹槌尊、また一書に、其ノ中生一物、如葦牙之初生埿中也、便化爲人、號國常立尊とある、此等に依ときは、此記の趣も、葦牙の如くなる物に因て成坐と云ふは、國之常立神へも係るにやあらむ、【然るに此神の處に、たゞ次とのみはあらずして、次成神名ハと、更めて云るは、たゞ天ツ神と段を分じる故のみなり、】若然らば、伊邪那美神まで十二柱、みな葦牙の如くなる物に因て生坐るなり、其故に書紀に、豐斟渟尊も、同く此物に因て成坐とありて、此記も豐雲野ノ神の下に界無く、下へ續ければなり、【獨神成坐云々と云、界あれども、此は男女並生神との堺のみなり、若此をも堺として、此より下は葦牙の如くなる物に因らずと云はゞ、國之常立ノ神も、其上に堺あれば、如葦牙ノ物に因れりと云がたし、】但し如此く定むるときは、國之常立ノ神より、伊邪那美ノ神まで十二柱も、共に天神なるべきに、【彼ノ葦牙ノ物は、天と成れる物なればなり、】然らざるは疑はし、【若くは同じ一ノ物に因て生坐ながら、初ノ二柱は、其ノ上方に生坐て、天神なるを、次の十二柱は、其ノ下方に因て生坐る故に、天神に非るか、然れども此ノ段は、正しく天地の分れたる初を語りて、成坐神も二方に分れて、其御名も、天之常立國之常立と明らかに分れたれば、國之常立ノ神以下は、必ノ地と成るべき物に因て生坐べきことゝぞ思はるゝ、】故此ノ事は、一方に定めがたくてなむ、姑く二のむきに解る、○豐雲野ノ神、御名の義、豐は、物の多にして足ひ優なる意の言にて、稱辭なり、豐布都ノ神、豐石窓ノ神、豐玉毘賣ノ命、又豐木入日子ノ命、豐鉏入日賣ノ命などの例の如し、又人名ならでも、豐葦原ノ中國、豐明、豐ノ上豐樂などゝも云り、雲野は、字は借字にて、久毛は、久牟、久毛牟許理なと、通ひて、【其由は次に云】物の集り凝る意と、初め萌す意とを兼たる言にて、此二ツの意又おのづから相通へり、物集れ凝て、物の形は成るものなればなり、野は怒と訓て、【凡て野をば、古へは怒と云り、能と云ふは、後のことなり、師の云く、野角篠忍陵樂などの能は、古へはみな怒と云り、故古書に此等の假字

には、能乃などをば用ること無くして、みな奴怒豊濃などを用ひたり、豊濃などはヌの假字なり、ノに非ず、凡て右の言どもみな能と云ことは、奈良の末つかたよりかつ〴〵始まれり、と云れたるがごとし、】沼の意なるべし、されば久毛とは、彼ノ如ク浮ル脂ノ物ノ沌ト凝リ生テ、國土となるべき初芽なる由を以テいひ、怒とは其ノ物を指て云、彼ノ國土になるべき物は、潮に泥の淆りたる物なればなり、凡て水の渟れる處を沼と云り、又書紀ノ一書の御名に依ルに、野は主の意にてもあらむか、【其由は次に云、】かくて此ノ神ノ御名、書紀には豊斟渟ノ尊、【斟は久美とも訓べけれど、一書に組ともあれば、此は久牟なるべし、】一書には豊國主ノ尊とありて、【こは雲野斟渟と合せて思ふに、國は久毛爾又久牟爾の約まりたるにて、其ノ爾は宇比地邇の邇と同くて、彼ノ野渟と通ふ言なるべし、さて主は別に添て尊める稱なり、さて此ノ御名に依ルときは、又雲野などの野も、主の意にてもあらむか、若シ然らば此ノ御名の國、即チ久毛又久牟など通ふなり、】此ノ御名に依て思ふに、凡て國土と云名は、久毛爾にて、雲野てふ神ノ名と同意にもやあらむ、】亦ノ日豊組野ノ尊、【久美は、久毛久牟などと通へり、】亦ノ日豊香節野ノ尊、亦ノ日浮經野豊買ノ尊、【布斯は、比と切まれば、香節と買と同じ、さて加比は久ノ比と通ひ、久比は久美と通へり、猶此ノ事下なる角杙ノ神の下に云べし、されば此ノ御名も、雲野と同意なり、さて浮經野は、浮は彼ノ如ク浮ル脂ノ物の、空中に浮ただよへる意、又は後世の歌に、泥を宇伎といへば、其意にてもあるべし、經は含にて、彼ノ物の中に、地となるべき物の含まりたる由なり、花の未開ぬを、ふゝまると云と同じ、次の葉木國と合セ考フべし、野は雲野の野と同じ、】亦ノ日豊國野ノ尊、【豊國主に同じ、】亦ノ日豊齧野ノ尊、【久比は加比久美など、通ふこと、上に云るが如し、】亦ノ日葉木國野ノ尊、【葉木は富と約まりて、含まる意なり、含まるを富々まるとも云、布富ごもりなども云り、又波其久牟波碁久牟などいふ言をも思ふべし、】亦ノ日御野ノ尊【こは久美怒の久の省かりたるか、又御沼にてもあるべし、】とある、此等の御名と此彼引合せて、其ノ義をさとるべし、又師の冠辭考刺竹ノ條に、籠りと久美と通ふ由を委く云れたり、

聞き見べし、信に許斐理も久斐も、集り凝る意あり、杙も其意にて、本同じ言なるべし、又角久牟も久牟須久牟などの久牟も、初て萌す意にて、凝る意を帶たれば、同言なり、須下なる角杙神の下に考へ合すべし、【○後に書紀一書に出たる神名どものうち、豐香節野尊豐買葉木國などにつきては、稻に依れる御名かとも思はるゝ由あり、其は香節は、八千矛神の御哥に、やまとの、一本薄、うなかぶし、とある如く、稻の靡き垂たる意、豐買は豐頽、葉木國は、稻のはびこりこもりかなる意にて、雲野なども、かの久美竹の久美にて、稻のふさやかにこもりかなる意なれ、然れども、此段に成坐る神の御名に、稻を以て負せ奉るべきに非ず、其は次々の神たちの御名の例にあれば、此考へは用ひがたし、】雲字の下なる上字のことは、傳の初卷【五十六葉】に委く云り、○獨神云々、書紀は、獨神成坐ると、女男の神偶て成坐るとを分て、此までを一段とせられたるを、【こゝに、凡て神世乾道獨化所以成此純男とあるは、古傳の本書には、此記の如く、たゞ此三柱神は獨神成坐也、などこそありけむを、例の撰者の、漢籍めかさむために、如此潤色を加へて書れたるなり、いとうるさき語なりかし、】此記は神世七代と云を一段として、其處をば下へ續けたり、

次成神名宇比地邇上神次妹須比智邇去神此二神名以音次角杙神次妹活杙神二柱次意富斗能地神次妹大斗乃辨神此二神名亦以音次淤母陀琉神次妹阿夜上訶志古泥神此二神名皆以音次伊邪那岐神次妹伊邪那美神此二神名亦以音如上

○上件自國之常立神以下伊邪那美神以前并稱神世七代。上二柱獨神各云一代。次雙十神各合二神云一代也。

宇比地邇ノ神、次ニ妹須比智邇ノ神、書紀に、埿土煑ノ尊沙土煑ノ尊と書て、埿土此ヲ云ニ于毘尼ト、沙土此ヲ云ニ須毘尼ト、と注されたり、此ノ訓注に依て、比を濁音によむは非なり、凡て連ノ便によりて、下ノ言の頭を濁るは、常多けれども、其ノ言に濁音あれば、其ノ頭は必濁らざる例なり、此も比地の地濁音なれば、比は濁るまじき例なるをや、】此に依らば宇は泥なり、【埿ノ字、泥也と注せり、】後ノ世の歌などに、泥を宇伎と云ることあり是なり、【宇とは、宇伎の伎の省かりたるか、又宇を本にて宇伎ともいふか、】須は、土の水と分れたるを云、されば埿土とは、かの如ニ浮脂ノ物の、潮と土と混淆て、未タ分れざるを云、【水と土と和りたるは泥なり、】沙土とは、其ノ潮と土と漸ク分れたるを云、【沙ノ字を書れたるは、此ノ字、水ノ旁ノ之地、と注せる意を取ノれたるなるべし、詩ノ大雅に鳧鷖在ㇾ沙ニ、など云る是なり、洲も其意の名にて、本同言なり、但しこれらは、水を離れて乾ける土を云を、此の沙土は、猶潮の中に在リながらに分れたるを云なるべし、和名抄に、聲類ニ云ク、砂ハ水中ノ細礫也、和名須奈古とある、これ水ノ中ながらに分れたるをも砂と云り、砂と沙と同じ、又須奈古の須は、即須比智の須と同じ、】邇は、豐雲野の野と通ひて沼なり、【沙土は、既に潮と分れたる土なれども、なほ潮ノ中にある故に、なべてのさまは此も沼なり、】又書紀に、二柱共に煑を根とも申すとあり、【根なれば、訶志古泥の泥と同じ、】さて又師の説には、宇は浮なり、須は沈なり、【斯豆は須と約まる、】比地は泥なり、と云れつる、此レも然るべし、【此はかの一ツに沌れたる泥の漸クに分れて、浮ミ沈むを云り、浮む泥は、浮散て海となり、沈む泥は、凝り堅まりて國土となるなり、】此ノ時は、邇をば土の意として、【邇は土の惣名なり、故レ

始兄弟の間の伊毛に就て當たるものなり、ゆゑ此ノ字に泥みて、言の本義を勿誤りそ、【然るを後世人は、ひたすら字を主として思ふ故に、伊毛と云は、本兄弟の妹より出たるが轉て、夫をも然云ぞと心得誤るめり、】さて是より淤母陀琉訶志古泥ノ神までは、たゞ女男雙坐るを以、女神をば妹と申すなり、嫁の事は未ダ始まらざる時なれば、夫の謂には非ず、さて男神ノ御名の邇ノ下なる上ノ字は、邇を上聲に誦めとなり、女神ノ御名の邇ノ下なる去ノ字は、下聲に誦となり、此事傳ノ初ノ卷【五十六葉】に云つ、書紀ノ私記に、問、此ノ二神ノ御名ノ埿同字也、何故有ニ變聲之讀一哉、答、是據ニ古事記ニ上埿字讀ニ上聲ニ下ノ埿字讀ニ去聲ニ其ノ由雖レ未レ詳、如レ此之神名、皆以ニ上古ノ口傳ニ所ニ注置一也と云り、【かかれば當時は、日本紀を讀ムにも、此ノ記の旨を守りて、かばかりの讀聲をも、漫にはせざりしこと知ルべし、近ノ世にたゞ理說をのみ主とする學者も、かゝることをも少しはおもへかし、】○角杙ノ神、活杙ノ神、角は都怒と訓べし、【古ヘは凡て都奴と云しこと、上の豐雲野の野ノ訓ノ下に云るが如し、】角ノ臣を此記に都奴ノ臣と作るなどを以て知べし、【其ノ餘も皆然り、】さて御名ノ意、凡て物のわづかに生初て、たとへば尾頭手足などの分ちは未ダ生ざる形を、都怒と云、【凡ての角も、此ノ意にて、其形を以て云ッ名なるべし、】杙は借字にて、久比は【こゝは連ノ便にて濁て讀べし、】上の豐雲野の下に云る如く、彼ノ久毛又久牟久美許理などゝ皆通ひて、物の初て萌し生意の言なり、【又物の集マり凝る意をも兼たり、凡て物は、物の集凝て成ものなれば、おのづから意は一ッに通へり、】芽具牟涙具牟などの具牟に同じ、【具牟は、具美とも活用く言なり、】されば都奴具比とは、神の御形の生初たまへる由なり、葦などの生初るを、角具牟と云は、此ノ神ノ名と全同じ、【角杙を角ぐむなりとは、或人もいひき、】さて姓氏錄に、角凝魂ノ命、角凝ノ命、【許理と久比と通ふ、】神名式に、出雲ノ國神門ノ郡神魂子角魂ノ神ノ社などあるは、此ノ神なるべし、活杙は、生活動き初る由の御名なり、神祇官ノ坐ス御巫ノ祭ル八神ノ中の生產日ノ神【姓氏錄に伊久魂ノ神とあり、】は、此ノ神なるべし、さて書紀には此ノ二柱無し、【一書にはあり、】の註に

二柱とあるは、此二柱雙生て一世なりと知せたるなり、【前後の四世には此注なくして、たゞ此にのみあるは如何と云に、前後なるはみな、此二神ノ名以音と云注あるを、此にはたまへ然る注なき故なり】○意富斗能地ノ神、大斗乃辨神、意富は稱辭なり、【女神の方の大ノ字も、本は意富なりけむを、後にふと寫誤れるものなるべし、此ノ二神ノ名亦以音と注せれば、大ノ字にはあるまじきことなり、】斗ノ處なり、凡て處を斗と云る例多し、立處伏處寢處【万葉ノ陸奥哥に寐處とあり、】臥處などの如し、弘仁私記ノ序に、古語謂居住處止とあるも、處の意より出たり、能は之てふ辭なり、地は、上に出たる比古遲の遲に同じ、辨は宇比地の地に對て、女ぶ稱なり、毛女をいふも、辨むより出たるなるべし、百師木伊呂辨、【明宮段】八坂振天皇邊【書紀ノ崇神ノ卷】など云名の辨も是なり、又疑ノ詐邊、石凝刀辨、出橘刀辨【此外も某刀辨と云名多し、】など云刀辨の辨も同し、又其ノ刀辨を賣に通はして度賣とも云り、伊斯許理度賣などの如し、【此ノ賣は、たゞ女の意には非ず、辨に通ふ稱にて、此ノ度賣を書紀に姫と書れたるは、毛女の意なり、】かゝれば此二柱の御名は、彼地と成べき物の凝成て、國處の成れる由にて、其に女男の美稱を附たるなり、書紀には、大戸之道ノ尊大苫邊ノ尊、一云大戸之邊、亦曰大戸摩彦ノ尊大戸摩姫ノ尊、亦曰大富道ノ尊大富邊ノ尊、とあり、【こゝに女神の御名、大戸之邊とあるを正しとすべし、大苫邊大戸摩彦大戸摩姫はみな、此記の別段なる大戸惑子ノ神大戸惑女ノ神と、御名の傳の亂ひつるなり、富は斗乃の轉れるなり、】○淤母陀琉ノ神、書紀に面足ノ尊と書れたり、此字の意の御名なり、万葉二ノ卷に、天地、日月與共、滿將行、神乃御面跡云々、九ノ卷に、望月乃、滿有面輪二云々【此二ツの滿ノ字、今ノ本の訓は誤れるを、師の冠辭考に此ノ面足てふ神名の例を引て、多田波志と讀直し訓れたるぞよき、】とありて、面の足とは、不足處なく具りとゝのへるを云、【面を云て、手足其ノ餘も皆凡て滿足ることはこもれる御名なり、○此ノ神の御名を、師は、凡ての例の如く之ノ神とは讀ずて、淤母陀琉邇微と訓れき、其は辭ノ言よりつゞくと、用言よりつゞくとの異なり、葉之神、

ことよむは、躰言のごときなり、又用言ながら常立角具比など云類は、躰言になる例なり、此らも富多落角具布などいへば、本の用言なり、此も淤母陀理といへば、躰言になる故に、之神と訓べきを、陀琉なる故に、本の用言なれば、之とはつゞかぬ、古語の格なればなり、石柝神根柝神、奥疎神邊疎神なども此例なり、かくて己レも初メは然りと心得てありつるを、後になほよく思へば、然には非ず、其故は、先ヅ淤母陀琉など云ごときは、用言なることも、又用言の下は之とは承ざることも、論なけれども、神ノ名八ノ名などは、なべての語の例とは異なれば、なほ用言なるをも、之神とよむべきなり、其は用言ながらも、既に名となりては、躰言なればなり、此も淤母陀琉と申すが御名なるを、神とも尊とも申すは、別に添て稱すなれば、必之と云ずはあるべからず、かの荒ぶる神天降る神など云類とは、御名は異なるをや、又天照大御神なども、照之とは申さねども、此レも天照と申すが御名には非れば、異なり、なほ御名のごときは、用言なるをも之と讀むべき例をいはゞ、孝元天皇の御名、日子國玖琉命と申す、玖琉と書紀に牽と書れたれば、用言なるべきを、之を附ずにはよみがたし、必之命之天皇とこそよむべけれ、又神武ノ段なる贄持ノ子石押分之子などは、之ノ字あれば、殊に論なし、これらをも師は、持を母知、分を和氣と訓れつれども、必母都和久と訓べきこと、彼ノ段に云るが如し、】神祇官ノ坐ス御巫ノ祭ル八神ノ中の足産日ノ神と申すは此神なるべし、【此ノ七代十二柱ノ神の中に、たゞ活杙ノ神と此ノ淤母陀琉ノ神とをのみ、取分て彼ノ八神の列に收て祭リたまふことは、彼ノ八神は、もはら天皇の大御身を御守護のためなれば、活と申し足と申す神靈の由縁を以てなるべし、】○阿夜訶志古泥神、阿夜は驚て歎聲なり、皇極紀に、咄嗟【今ノ本には、咄を咁に誤れり、】を夜阿と訓り、【凡そ阿、夜阿、波禮、波夜阿々などみな、本は同く歎聲にて、少しづゝの異あるなり、】抑歎くは、中昔よりしては、たゞ悲み愁ふることにのみ云へども、然にあらず、那宜伎は、長息の約まりたる言にて、凡て何事にまれ、心に深く思はるゝことあれば、長き息をつく、是レ即チ那宜伎なり、されば喜きことにも何にも、歎息すること

角杙活杙、意母陀琉阿夜訶志古泥と申すは、神の始まりのさまなり、【但し國土も神も、其神の生坐シし時の形狀の、各其ノ御名の如くなりしには非ず、必しも其時の形狀にはかゝはらず、たゞ大凡を以て、次第に御名に配當たるのみなり、されば、此ノ御名御名を以て、各其時の形狀と當ては見べからず、此レをよく辨へずば、疑ヒありなむものぞ、實は神は、初メ天之御中主よりして、何れの神もみな、既に御形は滿足坐り、面足ノ神に至リて初メて足ひ坐りとには非ず、又國土は、伊邪那岐伊邪那美ノ神の時すら、未タ浮脂の如く漂蕩へるのみなりしを以て曉るべし、】然らば須比地邇の次に意富斗能地とつゞき、活杙の次に意母陀琉と續くべきに、然は非ずて、國土の初メと神の初メと、御名の次第の參差たるは如何と云に、未タ國處は成ざる前に、國之常立ノ神よりして、次第に神等は生坐る【天之常立ノ神以前五柱は、天神にて別なる故に、此に云ハず、此レは國土の初メに就て云故に、國之常立ノ神より云々とは云り、】故に、意富斗能地ノ神の先なる神を、角杙活杙と名け奉り、さて御面の足はせるを見て可畏むは、既に國處も成り、人物も生てのうへの事なる故に、大斗乃辨ノ神の次なる神を、淤母陀琉阿夜訶志古泥と名け奉りしにぞあらむ、【書紀には、沙土煑の次大戸之道とつゞき、又一書には、活樴の次面足と續けり、】○伊邪那岐ノ神、伊邪那美ノ神、御名の義、書紀の口決に、伊弉は誘語といひ、師も、伊邪那比君、伊邪那比女君てふことなりと云れき、【那比の比を省きたるぞ、】信に此ノ二柱ノ神、遘合して國土を生成さむとして、互に誘ひ催し賜へる意、【其事次ノ段に見ゆ、】然もあるべし、君を岐とのみ云る例、明ノ宮ノ段の大御言に、佐邪岐阿藝、又忍熊ノ王の歌に伊奢阿藝、【共に吾君の意なり、】などあるが如し、又女君を切むれば美となるなり、【或説に、岐は比古の倒反、美は比賣の倒反なりといへれど、其はたま〳〵合へるにこそあれ、然ることにはあらじ、】又思ふに、此は遘合せむとしたまふ時に、交に伊邪汝と誘ひ賜へる御言を以テ、即チ御名に負せ奉リしにて、那は汝にもあるべし、【かの伊奢阿藝、又此記万葉などに、去來子等などある類なり、さて岐と美とは上の意にて、此は御名に稱申せるものなるべし、此レ

廿ノ反なれば、呉音那弁なるを、弁を美に轉し用ひたること、諸の例に同じ、是レ又さる例多きことなり、】○以下以前なども漢文にして、此間の言に非ず、故レ以下をば志毋、以前をば麻傳と訓べし、○并ノ字、延佳本に並と作るは非なり、此のみならず、下にも處々ある、皆准へて知るべし、何れも餘の本どもには、并と作る其よろし、○神世七代、神世とは、八ノ代【八ノ代といふこと、古今集ノ序に見ゆ、】と別て云稱なり、其はいと上ツ代の人は、凡て皆神なりし故に然言り、さて何時までの人は神にて、何時より以來の人は神ならずと云、きはやかなる差はなき故に、万葉の歌どもなどにも、ただ古、を廣く神代と云り、【六ノ巻に、日本ノ國者、皇祖乃、神之御代自、敷座流、國爾之有者、とは、神武天皇の御代を申し同巻に、自神代、芳野宮爾、蟻通、高所知者、これも八ノ代になりての事なり、十八ノ巻に、皇神祖能、可見能大御世と、垂仁天皇の御世をよめり、又一ノ巻には、當代をしも讃奉て、神ノ御代とよめり、】然れども事を分ケて云フときは、鵜葺草葺不合命までを神代とし、【書紀に此レまでの二巻を、神代上下と標されたり、姓氏錄にも、此レまでの御子孫を神別とし、神武天皇より以來のを皇別とせらる、】白檮原ノ朝より以來を人ノ代とす、信に此ノ朝ノ御時より、世間のありさま新なりしかば、然も云つべきものなり、然るを此に、伊邪那美ノ神までを神世と云るは、後ノ五代の神代に言りし稱の遺れるなり、其は人ノ代となりて後に、鵜葺草葺不合ノ命の御時までを申す如くに、五代の神代の時には、又此ノ七代を神代と申せしなり、信に此ノ七代は、天地の初發の時にして、神の狀も世のさまも、又甚く異なりしぞかし、七代は那々余と訓べし、万葉十九【四十丁】橘ノ大臣を壽ける歌に、古昔爾、君之三代經、仕家利、吾大王波七世申禰【又父子相續もてゆくを、幾都岐といへば、那々都岐とも訓べし、續後紀十五尾張ノ連濱主ノ哥に、那々都岐乃美與爾とよめり、されどなほ那々余と訓むぞ勝るべき、】さて此は十二柱ノ神のうち、初二柱は獨神成坐し、次十柱は、女男二柱づゝ、耦坐れば、たゞ十二柱ノ神世と申しては、其趣分り難き故に、後の世嗣の例に准へて、假に七代とは申せるなり、【されば此は、父子相嗣如く、前の

と更なり、次に天之忍穗耳ノ命日子番能邇々藝ノ命も、高天ノ原に成リ坐シつれば、天神なり、故レ是以穗々手見ノ命より以下を、天ツ神ノ御子と申すなり、さて此ノ穗々手見ノ命鵜葺草葺不合ノ命は、此ノ國土に生坐て、此ノ國土に坐まし、かば、天神とは申さず、然れども又是を地ツ神と申せることとは、更に物に見えず、國土には生坐せれども、天ツ神ノ御正統に坐スが故に、皇孫とも、又漢文には天孫とも申すなり、か、れば天神七代地神五代と申すは、返々當らぬ妄稱と知ルべし、又此ノ七代五代を、天ノ七星地ノ五行に象るといひ、或は易の八卦と云物に配當て說クたぐひは、耳に觸聞も穢はしくなむ、】さて此ノ七代の神、書紀とは異ありて、國ノ常立ノ尊の次に國ノ狹槌ノ尊と申す一代ありて、角杙ノ神活杙ノ神ノ一代無し、又一書には此ノ二代はありて、意富斗能地ノ神大斗乃辨ノ神ノ一代無し、さて世ノ字と代ノ字とを書ること、異なる意あるに非ず、神代には世と助に書たれども、只同じことなり、書紀にも、卷ノ首には神代と標しながら、此處には此記と同く、神世七代と書れたり、上ツ代より如此書キ傳へたる隨なりけむかし、○上ノ二柱云々の註は、十二柱にして七代なる由を云るなり、○各とは、己々と云ことなり、【己の假字淤能なれば、各と然なり、袁を用るは誤なり、】稱德紀の詔には、於乃毛於乃毛とあり、【毛は辭なり、】○十神ノ神は、登袁斯良布多婆斯良と訓べし、【其ノ由は、初ノ卷ノ訓法ノ條に云るが如し、】

古事記傳四之卷

本居宣長謹撰

神代之二卷

於是天神諸命以詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神修理固成是多陀用幣流之國賜天沼矛而言依賜也。故二柱神立訓立云多多志天浮橋而指下其沼矛以畫者鹽許袁呂許袁呂邇此七字以音畫鳴訓鳴云那志而引上時自其矛末垂落之鹽累積成島是淤能碁呂島自淤以下四字以音

天神諸、天神は、初段に見えたる五柱ノ天ツ神なり、【下に至ては何事にも、高御産巣日ノ神之命以云々とあるを、此にのみは、彼ノ天神を分て云ずして、かく天神諸と、凡て申せるにこそ、所以あるにや、】諸とは、五柱をあつめて申せるにて、天ノ神に觸たる言なり、天ノ石屋ノ段に、八百万ノ神諸咲、中ノ卷倭建命ノ段に、后等及御子等諸下到而云々、孝謙紀ノ皇大后ノ宣命に、汝知多諸ノ者者、吾近姪ノ奈利、稱德紀ノ宣命に、天ノ下能人民諸乎慰賜ト云々などあるも、是等と同じ例にて、古語の用ざまなり、又諸とばかりも云ること多し、万葉廿ノ卷に、母呂母呂波佐祁久等麻乎須、また藥師寺ノ佛足石歌に、都止米毛呂毛呂などある是なり、【此ノ諸ノ字を、運多問能と訓るはひがことなり、此レ

は眞字伊勢物語に諸之人と見え、又漢書にも然訓ることあり、其は誰にまれ一人のことを云ッ處に、その傍なる他の人共を指て云ゆゑに、迦多閇能人とは訓るなれば、固ヨリ其意異なるを辨へず、諸ノ字をば凡て然訓ムは妄なり、又是レを舊印本にも、元々集と云ものに引たるにも、諸と作るは、寫誤れるなり】○命以、命は御言なり、式の祝詞に、天津神能御言以弖、更量給弖云々、などある例以て知ヘし、【即チ命ノ字の意なり、】是レを神の御名に某命と申す命の意に見るは誤なり、以は母知弖と訓べし、【其由は、初ノ巻の訓法ノ條に云るが如し、又命袁と袁を添ずて、直に美許登母知弖と訓べきこと、かの式の例、また彼ノ訓法のこころに引る哥どもなどの例をもて知べし】さて此命以は、國司などに云ッ時の知とは意異なり、彼レは命を承はりて負持こゝろなり、此は命爾弖と云むが如くにして、以は輕き辭なり、○伊邪那岐命、伊邪那美命、上ノ段には神とあるを、此よりしては命と申せり、【こは殊なる意はあるべからず、上は他ノ神等みな某ノ神と申すゆゑに、それと等く神とは申せるなり】下に至ては、大神と申せる處もあり、さて凡て某命と、御名の下に命てふことを添て申すは、尊む稱なり、御名のみならず、天皇命、神命、御祖命、皇子命、父命、母命、那勢命、那邇妹命、妻命、妹命、汝命などゝも云る、記中又万葉などに多かり、さてこの美許登てふ言の意は、未ク思ひ得ず、【昔よりの人の云ッは、字に就て思へる說なれば信がたく、且ことわりも叶はず、さて許を濁て誦人もあれど、記中にも書紀万葉などにも、假字に清音の字をのみ書キつれば、清て誦べし、濁音に書るは唯漢籍に、天皇を須明樂美御德と書るのみなり、こは好字の限りを擇集めたる物と見ゆれば、清濁の定までにはわたらざりければ、據とするにたらず】命ノ字を書ケは、本御言と云に此字を書るを、言の同じきまゝに、尊稱の美許登にも借て用ひたるなり、凡て言に違ねば、文字の義には拘はらず、左に右に借りて書るは、古への常なり、【此字に目を付ケて、その意をおもふべきにあらず】さて書紀には、この美許登を、尊ノ字と命ノ字とに書別て、至貴曰レ尊、自餘曰レ命、並訓ニ美擧等一と注されたり、これ

君と臣と稱の同じきを惡て、强て別むために、文字を書かへ賜ふ、撰者の所爲なり、さてその尊は、字の意を取て書れたれば正字なり、命は、古より書來し其隨なれば、借字なり、【然るを尊に對て、この命ノ字をも、臣は君の命令を承る意ぞなどいふは、甚强言なり、もし强て云ば、命令を出す人を命と云むは、寧ことわり有げに似たるを、其を承る人を然云むは、甚く事たがへるをや、】○是多陀用幣流之國とは、正しく初ノ段に、國稚如浮脂而、とある物を指と謂へるなり、彼處にも久羅下那州多陀用幣琉とあると、言の同じきを以てさとるべし、又下に引る書紀ノ一書に、有物若浮膏云々とあるをも思ふべし、されば上にも云る如く、天之御中主ノ神より此ノ二柱ノ神までは、さしつゞきて次第に同時に成坐て、其ノ時も即かの國稚如浮脂而漂蕩る時なり、さて彼處にも云る如く、未ダ國と云物はなき時なれども、出來し後の名を以て、其ノ初をも如此國とは語り傳へしなり、【實に此時は、たゞ脂のかつ〲凝むとして、たゞよへるのみぞ、】○修理固成、【修ノ字脩ニ作るはよしからず、】修理は、たゞ作と書ると同じことなり、玉垣ノ宮ノ御段に、修ニ理我宮一如天皇之御舍一と書り、さて國を修理固と云語は、神產巢日神の、少名毘古那神の事を、大穴牟遲神に、與汝葦原色許男命爲兄弟而、作ニ堅其ノ國一と詔し、この下に見え、又其ノ二柱ノ神相並作ニ堅此國一ともあり、【文德實錄七に、佛毛平爾奉造國などもあり、和名抄に、修理職をば、手佐女豆久留豆加佐とあり、】修理固と云字引つゞけて訓べし、成とは成竟ると云ことなり、是ノ事もかの大穴牟遲ノ神の段に、國作成などあり、書紀にも成不成の論あり、さて作堅と成とは、似たることを重ねて云ノは古語なり、○詔は能理と訓べし、能流とは、人に物を云聞すことなり、己が名を人に云聞すを、名告と云にて知べし、又法を能理と云も、上より云せしより定めて、云聞せたまふより出たり、告とも謂などの字をも、能留と訓ること、記中又萬葉などに數多あり、【此等の字を、今ノ本には誤て異ことに訓る所多し、古語に昧き故なり、よく考て正すべし、】さて此ノ詔ノ字、記中に能理とも能理賜ふとも云り、【夫

許登能理は御言詔なり、能理多麻布は詔賜なり、常に能多麻布と云は此ノ理を省けるなり】記中にても其所の言のつづきに因て、訓ざまいさゝか異るべし、されど能留てふ言はいづくにても離れぬなり、本トそれより様々に用ひ分たる故なり、能理碁都は、書紀ノ崇神ノ巻に令ニ諸國一などあり、竹取物語に、獨碁都、所聞碁都、政碁都、など云ると同じ格にて、詔言爲を約めたる言なり、【應神紀に令ニ有司一とあり】源氏ノ物語東屋ノ巻に、帝の御口つから碁ちたまへるなりとあるは、能理碁知賜を、後に云ひなれて、能理を省ける語なるべし、○天沼矛、書紀に天之瓊矛と書て、瓊此云レ努【書紀にて是レを登富許と訓ミ來れるは、云に足ラぬ俗訓なり、努ノ字、一本に貳とありしよし私記に見ゆ】とあれば、沼は借リ字にて玉なり、玉を奴と云るは、書紀に、瓊響瑲々此云ニ奴儺等母母由羅爾一とある、【今ノ本瓊響ノ二字脱たり、又奴ノ上に乎ノ字あるも衍なり、又其ノ説どもゝ皆誤れり、此記と合せて考るときは、自ら明らけし】奴儺等は即チ瓊の響なり、【能を那と云も、淤を略くも、例多し】又天武天皇の夫人に大蕤娘あり、舊事紀に大ノ蕤媛と云あり、此ノ二ツを合せて思ふに、是レも玉を奴と云る一ツの例ならむか、【蕤ノ字はさらに玉に由なければ、和を咊とも書ッごとき例に、璲ノ字などを遻と書るを誤れるか】かくて瓊を書紀に常に邇と訓めば、それを通フ音に奴とも云しなるべし、矛は和名抄に、楊雄方言云、戟或謂ニ之干一或ハ謂ニ之戈一和名保古、また釋名云、手戟曰レ矛、人所レ持也、字亦作レ鉾、和名天保古とあり、【此方の古書には、戟矛など字にはかゝはらず、みな通はし書り、桙とも多く書たり、矛を天保古と云るは、古キ名にはあらじ、手戟と云るにつきてのことなるべし、】上ツ代には殊に常に用ひし兵器にて、古書に多く見えたり、【日矛、茅纏之矟、廣矛、八尋矛などいふ稱見えたり、】沼矛は、玉桙と云如く、玉以て飾れる矛なるべし、古へはかゝる物にも玉をかざれる、常のことなり、さて萬ツの物に天之某と、天てふ言を上に添て呼フことは、御孫命の天降坐シし時、大御身に服御物、また御從の神等のとりぐ\に持し物など、凡て天より降來し物多し、其時に

任ともあり、又應神ノ御卷に、任ニ大山守ノ命ニ令ㇾ掌ラ山川林野ヲなどもあり、賜は、上の賜とは異りて、たゞ尊みて申す附辭なり、〇天浮橋は、天と地との間を、神たちの昇降り通ひ賜ふ路にかゝれる橋なり、空に懸れる故に、浮橋とはいふなるべし、【和名抄に、魏略五行志ニ云、洛水ノ浮橋、和名宇岐波之とあるは、水ノ上に浮たるなれば異なり、】天ノ忍穗耳ノ命番能邇々藝ノ命などの、天降り坐むとせし時も、天ノ浮橋に立しこと、下に見えたり、さて此橋のこと、後ノ人の例の漢書心の、なま賢き說どもは云に足ラねば論はず、丹後ノ國ノ風土記ニ曰ク、與謝ノ郡ノ郡家ノ東北ノ隅ノ方ニ有リ速石ノ里、此ノ里ノ之海ニ有リ長ク大ナル石前、長サ二千二百廿九丈、廣サ或所ハ九丈以下、或所ハ十丈以上廿丈以下、先ニ名ケテ天ノ椅立、後ニ名ク久志濱ト、然云者、國生ミ大神伊射奈藝ノ命、天ニ爲ニ通ヒ行ム而、椅ヲ作リ立ツ、故云天ノ椅立ト、神ノ御寢坐セル間ニ仆伏ス、云々、此レニ因ば、此ノ浮橋もと此神の作り坐しなり、さて天に通ふ橋なれば、梯階にて、立て有リしを、神の御寢坐る間に仆れ横たはりて、丹後ノ國の海に遺れるなり、こは倭の天香山、美濃の喪山などの故事の類にて、神代にはかゝることいと多し、後ノ人儒者心もて勿あやしみそ、又播磨ノ國ノ風土記ニ曰ク、賀古ノ郡益氣ノ里ニ有リ石橋、傳ヘテ云ク、上古之時此ノ橋至リ天ニ、八十人衆上下往來、故曰ニ八十橋ト、これも天に往來し一ツの橋と見ゆ、神代には天に昇リ降る橋、此所彼所にぞありけむ、是レを以て思へば、彼ノ御孫命の降りたまふ時立しゝは、此處天ノ浮橋と一ツにはあらで、別浮橋にぞ有リけむ、さて此を書紀ノ一書には、一神立ニ于天霧之中ニ曰ク云々ともあるは、異なる傳へなり、〇註に、訓ㇾ立ヲ云ニ多々志ト、下には天ノ忍穗耳ノ命於天浮橋多々志而とも書り、書紀ノ欽明ノ卷ノ歌に、基能倍儞陀々志、【城之上立なり、】又推古ノ卷ノ歌に、異泥多々須【出立なり、】など、其外つね多き古語なり、是は依を與佐須と云に同くて、延たる言なり、行を由迦須、取を登羅須、持を毛多須、守を毛羅須、待を麻多須など、凡て如此樣に延て云、常のことなり、そは先ツは尊みて云ノ詞の如ノ聞ゆ、然れども又、賤き者の上にも然云ること、あまた見えたり、〇指下は、かの虛空中に如ク浮脂ノたゞよへる、一屯の物の中へ指

下したまふなり、書紀一書に、伊弉諾伊弉冉二神相謂曰、有物若浮膏、其中蓋有國乎、乃以天瓊矛探成一島、名曰磤馭慮島とあるを以て知べし、○矛の下なる以字は、佐志淤呂志弖と訓べし、字のまゝに訓ては漢文語なり、○畫者、畫字は、書紀一書にも、畫滄海とも、又畫成磤馭慮島ともありて、似たることながら、猶此字の意にはあらねば、借字なり、式祈年祭祝詞にも、許袁呂志と書り、これら古くより、書來し字を、そのまゝ用たる物なり、此遡入は、掃字などの意にして、俗語に遡役駁波夏と云が如し、書紀本書に、以天之瓊矛指下而探之とあり、彼一書の畫をも、口決に只矛探海也と解たる、よく當れり、【畫字に泥て云る説は、なか〳〵に惑し、】さて其を遡入と云るは、凡て手もて爲るわざを、遡役と云て、【遡役下り、遡役國す、遡役亂すなどのごとし、】又必しも手して爲ねども、其状の同じきは、物もて爲る事をも然云なり、【挿を插、字繪などを書、木葉などをかくの類なり、】此は彼空中に漂へる物【潮に泥の和れる一沌の物なり、】を固めむ爲に矛以て攪探り賜ふなり、【夜、書紀の探は、上下の語を思ふに、探求る意にあらず、此記の遡入と、求る意には非ず、若是を然る意とせば、許袁呂許袁呂とあるに叶はず、且天神の、是有漂國を指て詔へば、漂有國は著明なれば、求むべきにあらず、○鹽は潮なり、【鹽と潮と字は異なれども、斯當て一名なり、】和名抄に、潮、和名字之保、齊明紀の大御歌に、于之保とあり、又これを斯富とのみ云るもつねのことなり、○許袁呂許袁呂邇は、【これを諸本に許々袁々呂々邇と作るは、古への書法なり、下の大穴牟遲神の段に、鼠の外言富良富良、内者須夫須夫と云るをも、須々夫々とかき、又神武紀の、伊莽波夜、伊莽波夜、阿々時夜塢、伊莽儕而毛阿誤彌儺、伊莽儕而毛阿誤豫と云歌を、舊事紀には、伊々莽々波々夜々、阿々時夜塢、伊々莽々儕々而々毛々、阿々誤々彌々儺々と書るなど、書紀の古本には、然有しを寫せし本にや、古へは凡て如此ざまに書しなり、然れども其は、同字の重れるを、省書きてのうへにこそあれ、正しき書典なるには、然は書まじきことなり、故今は延佳本

に從ひて、正しく書り、此ノ餘も、此ノ書格みな同じことなり、】彼ノ矛以て迦伎賜ふに、隨ひて、潮の漸々に凝ゆく狀なり、即チ許袁呂と凝と言も通へり、そは下卷朝倉ノ宮ノ段に、大御盞に落葉の浮るを、三重の婇が歌に、美豆多麻宇伎爾、宇岐志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂許袁呂爾云々、とあると同じ、さて此の狀を物に譬へていはゞ、膏などを煮かたむるに、始のほどは水の如くなるを、匕もて迦伎めぐらせば、漸々に凝もてゆくが如し、【但し膏を煮むはさることなれど、潮は如何かきめぐらせばとても、凝むことかいかゞ、と云フ疑ヒも有リぬべけれど、此は產巢日神の產靈によりて、國土の初まれるべき、神の御爲なれば、今尋常の小理を以て、左に右に測云フべきにあらず、今はたゞ其狀をたとへていへるのみなり、】

○畫鳴は、彼ノ浮脂の如漂へる物を迦伎て、稍凝たる物に成なり、鳴は借字にして、成の意なり、即チ書紀には畫成探成など書り、【然らば直に成ノ字を書べきに、物遠き字を借れるは、今は如何とや思はるれども、古へは例の只何心なく書來し字を、やがてそのまゝに書るなり、さて古へは、琴を彈鳴を比伎那須、笛を吹鳴を布伎那須、鼓を打鳴を宇知那須などゝ、凡て鳴を那須といひし故に、成に此ノ字を借れるなり、○舊印本ノ註には、訓レ鳴ヲ云二那志一とあるを、師は此を用ひてナシ、テと訓れき、そは見たまふをみしたまふと云格の語と見られたるにや、されど那志々とあるは、誤なるべし、】

○引上は、彼ノ矛を云なり、○其矛末、末は佐伎と訓べし、下に著二其御刀前一之血云々、以二御刀之前一云々、跌二坐其劒前一云々など、皆佐伎と云ヒ、書紀欽明ノ卷に鋒末、新撰字鏡にも、欽ハ保己乃佐支とあればなり、【國樔等が、大雀命の御刀を見てよめる哥に、波加勢流多知、毛登都流藝、須惠布由云々とあれば、須惠と訓むも誤ならねど、なほ多き方によるべし、】○垂落は斯多陀流と訓べし、書紀の訓も然なり、又劒刀垂血などもあり、斯多陀流の斯多は、下といふと同じ、○落の下なる之ノ字、諸本に鹽ノ字ノ下にあるは誤なり、如此下上に寫シ誤れる例往々にあり、今は、一本に從ひつ、書紀には滴瀝之潮、また垂落之潮ともあり、凡記中の之ノ字を置る例も、然ればなり、○累積は都母理弖と訓べし、○淤能

淤能碁呂島は、【碁ノ字、諸本みな基と作れども、此ノ島ノ名、下にも又高津ノ宮ノ段の御歌にも、其に碁とあれば、今は其に依つ、基呂の基を清て讀は誤なり、書紀にも濁音の馭ノ字を用ひられたり、又島の志は、彼ノ大御歌に清音の志ノ字を書れば、清べきなり、】私記に、自凝之島也、猶如ク言フ自凝ルト也とあり、彼ノ許袁呂許袁呂にかき成シ賜へる潮の滴りの積て成れる故の名なり、【即許袁呂を切れば許呂なり、さて此島は、國土の成れる初なれば、地と云名は、潮の凝積り成れる由にて、都久比遲の約まれるなるべし、】自と云所以は、他の島國は皆二柱ノ神の生成賜へるに、此島のみは然らず、自然に成れ、ばなり、故下に唯意能碁呂島者、非所生とあり、【是ノ島を御國の本ノ名として、丈夫島の意なりと云は、古語知らぬ者のひがごとなり、袁呂の袁は清音なり、自は淤能の音にして、よく叶へり、後ノ世に自の假字に袁を用るは誤なり、其餘も説共多けれど、皆云フに足らず、】さて此ノ島の在所は、高津ノ宮ノ段に、天皇の淡道島に大坐まして大御歌に、阿波志摩、淤能碁呂志摩、阿遲摩佐能志摩母美由、佐氣都志摩美由云々、とあるに因ば淡島の邊と聞えたり、【淡島のことは、下に委くいふ、】私記に、今見在淡路島ノ西南ノ角ノ小島是也、云々、猶存其ノ名也と云ヒ、口決には、在淡路ノ西北ノ隅ノ小島と云り、西北西南いづれか實ならむ、【或説に、後世淡路の繪島これなり、日本紀に、以磤馭盧島為胞とあるより出て、えとは胞島の意なりと云り、又或説に、淡路の西北隅にある胞島これなり、今は胞島と云、又おのころ島てふ名も存せり、さて其地方に、鶺鴒島と云もあり、磐樟神社と云もあり、式に石屋神社とあるこれなり、岩窟の内に、二柱ノ大神に蛭兒を合せ祭る、其東南ノ方の山に、天地大神宮といふあり、國常立ノ尊伊弉諾ノ尊伊弉冉ノ尊三座なり、其攝社に十方神ありと云り、又荒木田ノ麗女云、おのれさきに西ノ國へまかりしとき、おのころ島のあたりを經行たり、淡路の津名郡岩屋ノ神社の東の小島なりと云りき、又或説に、淡路と紀伊ノ國の境、由良ノ湊の西方なる小島なりと云り、これは違へるが如し、】さて此ノ島の先ヅ成堅まりしは、大八島國の成べき基なり、其ノ故に、二柱ノ神

國土を生成賜へむとして、殿造して共住て、其柱を廻逢て御合坐に、此ノ島は、其ノ殿の柱を立ツべき基の、先ツ成堅れる物なればなり、猶其事は、次々に見えたるを考へて知べし、

於其島天降坐而、見立天之御柱、見立八尋殿、於是問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成。答曰、吾身者成成不成合處一處在。爾伊邪那岐命詔、我身者成成而成餘處一處在。故以此吾身成餘處、刺塞汝身不成合處而、爲生成國土奈何。（訓生云宇牟下效此）伊邪那美命答曰、然善。爾伊邪那岐命詔、然者吾與汝行廻逢是天之御柱而、爲美斗能麻具波比。（此七字以音）如此云期乃詔、汝者自右廻逢、我者自左廻逢。約竟以廻時。伊邪那美命先言阿那邇夜志愛上袁登古袁（此十字以音下效此）後伊邪那岐命言阿那邇夜志愛上袁登賣袁、各言竟之後、告其妹曰、女人先言不良。雖然久美度邇（此四字以音）興而生子、水蛭子、此子者入葦船而流去。次生淡島、是亦不入子之例。

天降坐而は阿母理麻志弖と訓べし、万葉二ノ卷廿丁に、和射見我原乃、行宮爾、安母理座而、天下治賜云々、又三

巻下に、天降付天之香來山、又十三巻下に、葦原乃、水穂之國丹、手向爲跡、天降座兼云々、又十九巻下に、安母里麻之云々、なども此に依れり、【阿麻久陀理と訓もあしくはあらず、其は十八に、葦原能、美豆保國乎、安麻久太利、之良志賣之家流、などもあればなり、】安母理は阿麻淤理【天下なり】の約りたる言なり、抑此二柱大神は、高天原に生坐る神には非れば、今初て天降坐にはあらず、初天神の大命を受賜ふとして、參上り坐るが、降りたまふなり、【然るに其の參上り坐しことを初に云ざるは、其事いと安ければ、省て語の傳へたるなるべし、書紀の傳へには、天神の大命を承りたまへることを言へるに、皆さるを、或人疑て云く、若初に高天原に參上り賜へるならば、下文に反降とある如く、此も反降と云べきにあらずや、答、初に參上り坐し時は、いまだ淤能碁呂島は無かりければ、其島に反とは云べきにあらず、】天之御柱は、即次に見えたる八尋殿の柱なり、【別に立給へるには非ず、舊事紀に謂宮柱者、宮柱のそのあめけるを云ことあるは、竈子をよみる語の例にて、こゝの天の御柱のことなるを、宮柱ともいふ、作者の心は知らねども、甚に宜にかなへり、】和名抄に、柱和名波之良とあり、凡て殿を造ることを云ふにて、先柱を云は、底津石根に宮柱布刀斯理など、古の常なり、大殿祭の祝詞に、天皇の御殿造奉ることを云るにも、奥山乃大峽小峽爾立留木乎、齋部能齋斧乎以伐採天、本末乎波山神爾祭天、中間乎持出來氏、齋鉏乎以齋柱立氏、皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止、造奉仕禮留瑞之御殿云々、かく專柱のことをとりわきて云り、且此處は、下に柱を行廻たまふ大事の中の段なる故に、初に其を立賜ふことを、先云置るなり、書紀一書に、化作八尋之殿、又化豎天柱とあるは、此柱を又別に立賜ふ如く聞ゆれど、さにはあらず、是も其始めに先云置きて、猶たしかに文字をさへ加へ賜へる物ならむ、さて天之と云は天なる殿舍の柱のさまに作立たまふ故に添て云ること、天浮橋の所に說るが如し、【書紀に國柱とあること、對ては見べからず、】さて書紀に、以磤馭盧島

爲國中之柱【柱此云美簸旨邇】とあるは、趣異なるが如くなれども、彼ノ島の成れるは、此ノ殿の柱を立ッべき基ィ成りんにて、其ノ基ぞ即チ柱なれば、たゞ同じことなり、【屋を支へ持ッ物は柱にして、其ノ柱の本を支へ持ッ物は地なれば、地と柱なり、風をしも天ノ御柱國ノ御柱と申すにてもさとるべし、其ノ事は傳七の　　　に委ク云り、さて此ノ柱を、國中之柱とも國ノ柱とも云ッゆゑは、まづ國土を生成むとて遘合したまふ、其ノ初メに先ッ此ノ御柱を廻りたまふ、然れば此ノ御柱は、國土の生るべき本元なるがゆゑなり、かの風を云る國ノ御柱とは、名の意は異なり、又私記に古說とて、天神所賜瓊矛、既探得磤馭盧島畢、即以其矛衝立此島爲國柱也、即其矛化爲小山也と云へる、是もいさゝかの傳ありけるべし、舊事紀にも然いへり、さて、此ノ御柱のことを、後ノ人の種々言痛きことゞも以て、故あるさまにいひなせど、皆例の妄言なり、】○見立は、見よ見進るなど云見にて、俗言にも、兒を見立つ、先途を見屆くなど云、これらの見は、たゞに眼して視るのみを云にはあらず、其ノ事を身に受て、己が任として、知リ行ふを云り、されば此も、此ノ御柱を立テ、殿を造ることに、御親ら所知看義なり、【俗に人の首途を見立ると云も、みづから其ノ處に當て、發せ遣るを云て、同じ意なり、】すなはち所知看などの看も、此ノ見と同じ、【此ノ看は、即チ字の如くにて、見るといふ言なり、見るを古言に美須と云、聞クを伎許須と云と同じ、さてその美須を、通ッ音にて賣須とも云り、これら万葉の哥などに常多きことなり、さてそは目に見ることのみならず、何事にまれ、身に受ヶ入るゝ意に多く云り、天ノ下所知看政所聞看などの如し、なほ此言の意は、傳七の十七葉に委ク云り、さて此ノ見立を、さきには、御寢坐御合坐などの類にて、御立の意にもあらむ、と云へりしはわろし、若シ其意ならば、たゞに御ノ字を書クべきことなり、又書紀に、化作化竪など書れたる、化ノ字はいと心得ず、決て此字の意にはあらず、訓は此記に依れるなり、又みたつは生立なりと云る說などは、ひがことなり、】○八尋殿は夜比呂杼能と訓べし、之と添へてよむはわろかるべし、【書紀には之ノ字を加へ

て書れたれども、彼は凡て漢文章を旨とせられたれば、かゝる事の證には依りがたし、】さて此ノ名、下ノ木花之佐久夜毘賣ノ段にも、作ニ無戸八尋殿ニ云々、書紀神代巻にも、於ニ浪穗之上ニ起ニ八尋殿ニ而云々などあり、又履中紀山城ノ風土記などに、八尋屋と云ることもあり、【倭姫ノ命ノ世記には、八尋機屋とも有り、】八尋は、殿の廣さの度を云るにて、八は必しも七八と數る八にはあらず、彌の約まりたる言なり、凡て八重、又八十八百八千、其ノ外八束と云こと古への常なり、皆同じことにて、彌多きを云り、【然るを漢意に依て、數を付むとして、此數に就て種々云ふは、皆例の漢籍心にて、當に古の意にあらず、物を凡に數る事の、後の世にこそ】尋は兩手を伸たる長さを云、今ノ人も然して一尋と云ふなり、其は手を廣げて度る故に、一廣げ廣げの意なるべし、【漢國にても、舒ニ兩肘ニ爲ニ尋ニなどあれば、上ツ代には然有けむを、八尺と定しは、稍後のことなるべし、御國には今も猶八尺をは云ず、況て神代は思ひやるべし、且ツ八尋矛と云も有れば、八尺又四尺にあらぬを知べし、】和名抄に、殿ハ和名止乃とあり、さて先ツ此ノ殿を見立賜ふは、女男共に住て御合し賜む料なり、されば八尋殿立賜ふことまでは、云でも有ぬべきを、先ツ如此云は、古ノ妻問するには先ヅ其ノ屋を建しこと見えて、須佐之男ノ命の須賀の宮作りも、都麻碁微爾夜幣賀岐都久流、と詠したるを見れば、妻を率居む爲なりしこと知られ、又万葉三に、勝鹿ノ眞間娘子ノ墓を見て赤人ノ歌に、古昔、有家武人之、倭文幡乃、帶解替而、廬屋立、妻問爲家武云々、【是は眞間ノ手兒名の事を詠るなれど、此に由あることゝも思はるゝ故に引つ、人好む方を取る、】是も古ノ壯士ども、廬屋を立て妻問すといへり、云ずもがなの事故に、かく讀しと見ゆ、かれ此ノ八尋殿も、徒に云るには非ず、由あることぞ、書紀にも、同宮共住而生兒ともあるをや、○汝身は那賀美と訓べし、汝は、【此字常に漢文にては那牟遲と訓、古書には伊麻斯と訓たり、是らも惡しきにはあらねど猶】上ツ代の歌どもにも多く見えて、又那禮【吾を阿禮、己を意禮と云如く、汝を那禮と云なり、】那兒弟毛汝妹汝命【允恭紀に見ゆ、】汝命な

ごと、皆那を本としたる稱なり、【那牟遲も、那を本として、牟遲は、大穴牟遲などの牟遲なり、物語文には伎牟遲と云稱も有、伎は君の意なり、】かゝれば汝は、那と云ぞ本なりける、さて又是を伊麻斯と云るは、万葉十八丁に、伊麻思毛吾毛事應成、又十四丁に、伊麻思乎多能美云々、續紀高野天皇大命に、朕我天先帝乃御命以天朕仁勅之久、天下方朕子伊末之仁授給云々、是等なり、【万葉十四また後ノ物語などに、麻之ともあり、】又續紀の宣命どもに、【九の十六丁十七丁、卅一の十五丁】美麻斯ともあり、さて那も伊麻斯も、後には下ざまの人にのみいへども、いと上ッ代には然らず、其ノ本は尊む人にもいへる稱なり、【汝ノ字を當しを思へば、其頃になりては、早く尊む方には云ハざりしにや、漢にても上古は爾汝など云稱に、上下の別もはなかりしかども、御國へ文字の渡り參出來し頃は後なれば然らず、】已が夫を汝と云ること、沼河比賣の歌、又須勢理毘賣の歌などに見え、建内宿禰の歌には、天皇をしも那賀美古【汝之御子なり】と申せり、又某之と云を某賀と云も、後には賤む方に取ど、上ッ代には是も上下別ぬ辭にて、之と云に同じ○如何成は伊迦爾那禮流と訓べし、女神の大御身の成りとゝのひたる形狀を、如何なるぞと、男神の問ヒ賜ふなり、○成成とは初メ生そめしより、漸々に成りて、成り畢れるを云なり、【書紀に具成而と書るが如し、】繼々而行々而などの格の言なり、○不成合處とは、缺て滿はぬ如くなる處を詔へり、即チ御番登なり、書紀には、對曰吾身有雌元之處ともあり、一書には、對曰吾身具成而有稱陰元者一處ともあり、○問曰答曰などの訓格は、初卷ノ訓法ノ條に云るが如し、○伊邪那岐命詔、この詔は能理多麻比都良久と訓べし、續紀の詔に、詔賜都良久云々止、負賜詔賜比志宣また勅豆良久云々止、負賜宣賜志、などあるに依れり、都良久と云る例は、記中須佐之男ノ命の御言にも、白都良久とあり、さて此所の御言の終に、登詔賜者と云ことを再讀添べし、是も彼ノ大命どもに依れり、古語のさだまりなり、此事ゝ訓法ノ條に委く論へるが如し、○成餘處とは、ふくれ出て身の外に餘るが如くなるを詔へり、書紀には、陽神

はさることなれども、あまり字に違し、】男神の詔へる事を諾ひたる御答なり、然は、吾も然思ふこといふ意にて、然也と云むが如し、【然也を、然とばかりいへること、後の物語などにも多かり、又志詞理と云は、然有の約まりたる語なり、】善と、とりつゞきの語にはあらず、讀切る心ばへに有べし、余祁牟は、善加良牟と云に同じ古言なり、天智紀の童謠に、多掩尼之曳鶏武、【曳は即チ余なり、同シ時の歌に、御吉野を美曳之努とあるにてしるべし、】万葉などにも多かり、○行廻逢是天之御柱而、凡そ夫婦遘合の初メに、先ッ柱を行廻ること、上ッ代の大禮と見えたり、此は其ノ男女遘合の始メにして先ッ此禮を行ひ賜ふことは、甚々深きことわり有ルことなるべし、【書紀に此柱を、國中之柱とも、國ノ柱とも云るをも思ふべし、國土の生れる本元を、此柱に負せたる名ぞかし、】されど其ノ理は、傳へ無ければ、凡人の如何とも測知べきにあらず、【されどこゝろみに強ていはゞ、まづ女男交合の状、男は上に在て天の如く、舍にては、屋の覆ふが如し、女は下に在て地の載るが如く、舍にては床の如くなるを、柱はその中間に立て、上下を固め持つ物なれば、夫婦の間を固め持つ理にやあらむ、鶺鴒の一名を麻那婆斯羅と云も、學柱にて、柱を交合の意にとりて名けたるにやあらむ、さて又思ふに、柱と云名ノ義は、波斯は間なるべし、間を波斯と云例多し、間人、又万葉の哥に、相競端爾と云るも、端は借字にて間にの意なり、又木にもあらず草にもあらぬ竹のよの波斯に吾身はなりぬべらなりと云哥も、竹を木と草との間と云るなり、かくて柱は、屋と地との間に立る物なればなり、又橋も同意か、此ノ岸と彼ノ岸との間にわたせばなり、又今ノ俗ノ言に、是と彼との最初に、言を通はしそむる媒を、波斯加氣と云も、橋懸の意にて、右の柱の事にもおのづから通へり、又箸と云名も、此ノ物は必ず二ッ相對ひより合ひて其用をなす物なれば、夫婦の意に似たり、又事の初メを端といふも、此の御柱廻りの事に由あるなり、】さて然廻りける柱は、女男隱寢る身屋【後に母屋と云】の中央の柱にぞ有けむ、其故は、後ノ世まで神の御殿造り奉るに、其ノ中央に心御柱と云を建て、殊に齋ひかしづくは、【其ノ說どもこそ後ノ人の設ッつる言なれ

れ、然する事は】上ツ代よりの傳へなるべく、【心ノ御柱てふ稱は後のことか、若シ上代よりの名ならば、心は中心の意にて、中央に立ツ故の名ならむ、是を人ノ心のことに取成ていふは、僻の意なり、】又今人の屋にも、中央の柱を大黒柱と云て重くすめる、【大黒の稱は、後ノ世人の、漢籍なる大極てふことより云出しゝかしらねど、さならむか】名こそ信られね、是も神代より夫婦のかたらひの始に廻り柱なる故に、重く崇べける、上ツ代よりの傳はり事の、遺れるなるべければなり、【上古は貴き賤きけぢめこそあれ、神ノ宮人ノ家とて、違ひことなることなし、今の古き神ノ宮作りは、即上代の人の家のさまなり、雄略天皇の御代に、志幾ノ大縣主が舍に、堅魚木を上て作りしことなど、思ひ合すべし、されば後世の心ノ御柱と大黒柱とは、本は一ツ物なるべくおもはるゝ】か、おほ今二柱ノ神の廻り賜ひし、彼ノ八尋殿の御柱ども中にも、その中央に立る御柱なりけむかし、【伊勢ノ神宮の記等に、心ノ御柱の一名を、天之御柱と云るは、此の故事より自に傳はれることか、若しかならば、彼ノ中にも、行廻り賜ひし柱や、殊に天之御柱と名せて傳へしならむ、されど後人の引合せて云る事も知がたし、彼と此と合ひがたきには非じ、】行廻逢は、由伎米具理阿比と訓べし、此を分て解は、行は左右へ分て行也、廻は御柱を廻ての、逢は前にて行會なり、佛足石ノ歌に、由伎米具利、万葉十七［廿］に伊由伎米具禮留ともあり、【さて行を、古の歌には、多く伎語を忍て伊由伎とよめれば、此も然訓べきかともおぼしけれど、歌こそあれ、たゞの詞に然云る例はなければ、然は訓べからず、凡て歌と文とはかはりあることをよく考へべし、凡てこのたぐひ、今ノ人と構へなく云たりなり、】○美斗能麻具波比、【凡を清波と濁て訓はひがことなり、卜部ノ兼倶など此ノ言を、濁り讀みれど、古にたらぬ言也なり、】美斗は御所なり、所を斗と云こと、上ノ意富斗能地ノ神ノ下【傳三の四十二葉】に說り、其が中にも夫婦隱り寢る所をいふ、分て所と云けり、下に大穴牟遲ノ神の、八上比賣に美刀阿多波志都とある美刀と同じ、其ノ處【傳十の六十七葉】と引へあはすべし、又久美度邇淤許志とある度も是なり、【久美度のことは次に云べし、此の

美斗を、即チ久美度と同言とするは、委しからず、其ノ實は同じことなれども、言は本より別なり、】床の斗、嫁の斗なども是か、【嫁は所に就か、具と濁るは、黄牛などの格に、下を音ノ便に濁るもあるぞ、】斗も彼所に立隔るから出し名にや、麻は宇麻なり、宇を省く例多し、凡て何事にても可美物爲を、宇麻云々と云ること多し、書紀繼體ノ御卷ノ歌に、女男うまく寢ることを、于魔伊禰とある類なり、【宇麻の註は、初ノ段葦牙比古遲ノ神の下にあり、】具波比は、麻より連く故に具と濁れども、古へ頭を濁ル例なければ、本は久波比にて、久比阿比の約りたる言なり、【比阿は波と切まる、】凡ソ物二ッが一ッに合を久比阿布と云、万葉十六ノ卷に、尺度氏ノ娘子が、美き貴人のよばふをば聽ずて、なほくしき醜男に逢と聞して、兒部女王の、美麗物、何所不飽矣、坂門等之、角乃布久禮爾、四具比相爾計六、とあるこれなり、【是も四より連ク故に具と濁る、此と同じ、】今ノ世ノ語に、物を作り合すを、志久波須と云も、即チ此ノ志具比阿波須の約りたるなり、又俗に物の具波比の善き惡きと云も、久比阿比の善惡なり、【具と濁るは、是も本は志具波比とか何とか、上に連ッ語のありけむを、後にそは省きしならむ、】又伊勢物語ノ歌に、世をうみのあまとし人を見るからに、目久波世與とも頼るゝ哉、【後々の哥にもあり、】此ノ目久波須も、久比阿波須の約りたるにて、彼方此方目を見合すを云なり、是等に其意を知べし、【楚辭九歌に、美人忽獨與ト余兮目成、】彼ノ不成合處と、成餘處と、宇麻久久比阿布を、麻具波比とは云なり、【俗に嫁を一ッに爲と云も、此意ばへならむ、】さて記中に、目合と云ること、ところぐ\にあり、是も右の意以て見るに、麻具波比と訓べきなり、其につきて彼ノ目久波須と思ひ合はすに、麻は目の意にもあらむか、もし然らば、具波比も目を合すことになりて、右の考へとは、語の本合ハす物異なり、されど目を合ハすは心を交すにて、其を即交合ともここに云なしつれば本は一ッに落るぞ、なほ大穴牟遲ノ命の段目合の下【傳十の三十五葉】に云つと考へあはせて擇び取し、○如此云期、云ノ字諸本みな之と作るを云の誤ならむと延佳が云る、實にさることなり、【記中に之と云と、互に誤れる

所多かり、】故今も然定めて改めつ、則は知岐理且と訓べし、蜻蛉日記に、かくいひちぎりつれば、思ひかへるべきに
もあらず、○日右廻迂、自左廻逢、右は、師の云く、後世には美岐といへども、美岐理なるべし、今も遠江などにては
然云なりと云れき、伊勢が亭子院ノ歌合ノ日記に、かむだちべは、階のひだりみぎりに、みな分て侍ひたまふとあり、美
岐理と訓べし、【こは匡範卿に對へる稱なれば、まことに美岐理と云べきことなり、故古き說はいまだ見あたらざれど
も、姑く此ノ伊勢が文を據として、師ノ說に從ひつ、今も遠江のみならず、諸國にも然云處々もあるなり、】さてかく廻
りの右左を定賜へるは、故あることなるべし、されど其ノ傳へはなければ、測知べきにあらず、【然るを妄りに漢籍の陰陽こ
云ことを以て解くは、都て信られぬことなり、又是を月日の廻坐ることに取なする强言なり、又書紀に同會一面とあるを、
東北ノ方なるべしと、置蹟にあれども、甚うけられず、何方より廻りそめて、何方にて行逢賜ふといふこと、傳へなければ、
此レも知べきことにあらず、】○約竟以、この約は、上の三段の約を總て云なり、三段とは、初に以此吾身成餘處
云々然善とあると、次に吾與汝行廻逢云々とあると、次に汝者自右云々とあると是なり、知岐流は、行すゑを堅
て云ことなるを、互に云と同じなり、竟は、只離く見ても行りなり、又極め盡す意にもあるべし、万葉十九に、春ノ裏之
樂終者、梅花手折毛致都追遊爾可有、この終も、春の中の樂き事の至極を云り、祝詞どもに稱辭竟奉とあるも、
極め盡すを云り、○阿那は、上件阿夜訶志古泥ノ神ノ下にもかつ〴〵云り、古語拾遺に、事之甚切皆稱阿那と
あり、何事にまれ、其ノ當て切に思ゆるを、阿那云々と云、書紀ノ神武ノ巻に、大醜此云鞅奈瀰爾句とあり、万
葉には多く痛と書り、又伊勢物語に、鬼早一口に喰てけり、阿那夜と云けれど、雷鳴さわぎに得聞ざりけり、なども云
り、【後には轉て、阿良とも云なり、】○邇夜志は、邇てふ言に、夜志てふ辭を添たるなり、此レを書紀には、憙哉また
美哉など書き、一書には、妍哉と書て此云阿那而恵夜とも見え、又神武ノ御巻には、妍哉此云鞅奈珥夜とも

あり、【字書に、憙ハ悦也とも好也とも注し、妍は、麗也とも美好也とも注せり、】是等の字を以て、邇てふ言の意を解べし、さてし、【書紀の憙夜は、此記の夜志の如し、憙を妍ノ字に當て心得るは誤なり、神武ノ巻には、憙を省るにても知べし、さて憙哉も美哉と、美哉の訓註に從ひて、みなアナニヱヤと訓べし、字をいろ〳〵に作れたるは、漢文のみにて、本の言は同じかるべければなり、さて何れも、憙夜の意も阿那の意も、哉ノ字にこもれゝば、妍哉憙ノ字ぞ、正しく邇てふ言には當れる、】夜志は、波斯祁夜斯、縦憙夜師などの夜志にて、歎の夜に志を添たる辭なり、【師は、邇をも歎ノ、辭なりと云れつれど、邇は然らざること、上に云るにてしるべし、】又書紀ノ武烈ノ巻繼體ノ巻などの歌に、誰人を陀黎耶始比登とあり、○愛は、書紀ノ一書に可愛と作て、此云哀と見え、本書には可美、又一書には善とあり、是等の字にて其意顯なり、白檮原ノ宮ノ段の大御哥に、延袁斯麻加牟とある延も、可愛少女と云ことなり、又朝倉ノ宮ノ段の大御哥に、吉野を延斯怒と讀せ賜ひ、前に引る善けむを曳鷄武とある、又住吉日吉の類、古へ余佐を延と云ること多し、今も然も云なり、【書紀の可愛は、字の意を取れゝども、此記の愛は、只假字にて、意なし、勿おもひまがへそ、】○袁登古は、古へは袁登賣と對ふ稱にて、下に訓ニ壯夫一云ニ袁等古一と見え、書紀には少男此云ニ烏等孤一【少は若きを云、】などあり、万葉にも壯士など書て、若く壯なる男を云り、【老たる若きを云ハず、男をすべて袁登古と云は、後のことなり、又於の假字を書くも非なり、】○袁登賣は、袁登古に對ひて、若く盛なる女を云稱なり、【万葉には、處女未通女など書れは、未夫嫁ぬを云に似たれど然らず、既に嫁たるをも云、倭建ノ命の御哥に、袁登賣能登許能辨爾、和賀淤岐斯、都流岐能多知云々とある、此袁登賣は美夜受比賣にて、既に御合坐而、御刀を其許に置賜しことなり、又輕ノ太子の、輕大郎女に姧て後の御哥にも、加流乃袁登賣とよみ賜へり、是等嫁て後をいへり、】又童なるをも云ること多し、【袁登古とは、童なるをば云はず、中昔にも、元服するを、壯士になると云るにても知べし、然るに女は童なるをも袁登賣と云は、女はひたす

ふに少き爲賛る故にやあらむ、】○終の袁は、余と云に通ひて、袁登古余、袁登賣余と云むが如し、此例古ヘ多し、其八重垣袁とある袁も、【其八重垣袁作るを、上へ屬る袁にはあらず、】八重垣余の意なり、倭建ノ命の御哥の末を續たる哥に、比邇波登袁加袁の袁、又若櫻ノ宮ノ段の大御哥に、大坂爾、遇夜孃子袁、道問者の袁などと皆同じ、此外も多し、○さて此一句づゝの唱和の御言を、書紀には、憙哉遇可美少男焉、一書には、妍哉可愛少男歟、一書には、美哉善少男と書り、此記と見合せて、右何れも阿那邇夜志愛袁登古袁と訓べし、書紀の憙哉遇の方も同じ、五言一句づゝの御言なり、【今ノ本にアナウレシヤウマシヲトコニアヒヌなどとあるは、古ヘを知らぬ者の訓にて、此は唱和の御言にて、哥の始メとも謂なるを、如此さまに訓ては、調もとゝのはず、凡の言も拙しきをや、遇ノ字は、凡ての御言の意を得て加へられたるものなり、決て讀べからず、一書どもには此ノ字は無きを以て知るべし、焉ノ字歟ノ字は、末の袁に當れり、歟は字書に、語末ノ之辭とも、語之餘也ともあり、】さて古今集ノ序に、此ノ歌天地の開け始りける時よりいできにけり、古註に、天ノ浮橋の下にて婦神夫神と成リ給へる事を云る歌なりとあるは、此の唱和せし御言を云り、信に歌の始にぞありける、又師は、如此詔ひ交せるは、いと上ツ代の交合の初メの禮なるべしと云れき、○女人は、袁美那と訓べし、【書紀には、エ女を婦人と書れたるを、タヲヤメと訓れど、其は女の弱くはかなき方を云ることの稱にて、記中書紀万葉などを見るに、其意なる所に云り、なほ手弱女の事は、傳八の三葉に云り、又袁登賣と云も、上に云る如く、若きをいふ稱なり、記中所々女人と書る例を考ふに、何れも袁美那袁登賣など訓ては惡し、】袁美那といへるは、明ノ宮ノ段又朝倉ノ宮ノ段などの大御歌、又万葉廿ノ卷ノ防人ノ歌などに見えたり、【これを今ヲンナといふは、音便に崩れたるなり、】下に袁を添て讀ては、語の調を助むとなり、愛袁登古袁の袁に同じ、○先言は許登佐岐陀知と訓べし、【上に先言とあると、字は同じけれど、訓は同じかるべからず、】書紀には先唱とありて、然訓り、万葉十ノ卷に、春去者、先鳴鳥乃、鶯之、事先立之、君乎之將待、【事は借字に

て言なり】ともあり、古語なり、○不良、この訓は近き海に釣する海人のうけならねど、思定メかねて、種種云なり、先ヅ一ツには、余詞良受とも訓べし、其は即字の随にもあり、又聖武紀ノ宣命に、天下者坐而、年緒長久皇后不坐事毛、一豆乃善有良努行倩在ともあれば、古語にてもあり、又書紀に此を不祥と作れたるを、私記に、案スルニ古事記ニ云ク余詞良受とあれば、昔も然訓ミしならむ、垂仁ノ御卷に非良ともあり、又一ツには、佐賀那志とも訓べし、書紀の不祥を然訓ミ、悪ノ字をも然訓ることあり、又性を佐賀と訓り、是レ古語にて、後ノ哥に浮世之佐賀など云と、是レによくかなへり、其は元より自然に然有ことを云言なり、佐賀那伎は其ノ反にて、自然然有べきさまに背き違へるを云て、是レも古語と見ゆ、【後ノ物語に、言多て人を悪く云ヒなすを、さがなしと云フは、用様の移れるなり、又夢の祥などの祥を佐賀と訓るは、本より佐賀てふ言もあるに、不祥を佐賀那志と訓メば、其ノ反ぞと心得たる、後人のひがことなるべし、不祥は佐賀那志と云に叶へども、祥は佐賀に叶はず、然るに性を佐賀と云を思ひて、某がいはゆる性善の意に叶へりと思ふは、漢心にて、古への意にあらず、凡て同シ字にても、用ひざまに従ヒて、此方の言はかはるを、書紀の訓は、その別なく、同字にだにあれば、此も彼も同じ言に訓て、語は古語ながら、其所に叶はぬこと多し、後ノ世になりては、その本の用ひざまを知ラねば、何れか正しく、何れかひがことゝも、えわきまへぬことも多くなれり】かくて不良を佐賀那志と訓るは、書紀ノ垂仁ノ御卷に夫昔上陵墓埋立生人是不良、推古ノ御卷に、其大國ノ客等ノ聞之亦不良、これらなり、又一ツには、布佐波受とも訓べし、其は八千矛ノ神ノ御歌に、云々許禮波布佐波受、云々許母布佐波受、云々許斯與呂志とありて、布佐波受は、宜しの反にて、宜しからずといふなり、彼ノ御歌を考へて知べし、傳十一葉に委く云り、さて源氏ノ物語などに、布佐波志加良受と云こと、ところ〴〵にある中に、花ノ宴ノ卷に見えたる、河海抄の釋に、不祥日本紀とあり、かゝればかの書紀の不祥を然訓る本昔シ有リつと見えたり、さて彼ノ物語の布佐波志加良受も心にかなはぬことを云て、彼ノ御歌なると同じ意なり、

紀には、於奇御戸爲起而生兒云々と書れたり、【凡て書紀は、勤て漢文に書るものなれども、間には其ノ格に違ヒて、此方の上古の物書格なることもなきにあらず、其は古記にありし隨に書れたるものと見えたり、今此ノ爲起の爲ノ字の用格も、漢文の方に取ては甚物遠し、是も古記の淤許志の志に當て書るを、其隨と見えたり、古書には爲ノ起とかける類、此ノ記などにも多し、奇御戸も借字にて、古書のかきざまなり、】さて交合のことを如此しも云る、語のこゝろは、先ヅ凡て事の始まりを起りといひ、始むるを起すと云フ、されば此は、御子を生たまはむ事を、久美度にして始め賜ふ謂なり、【女男交合するは、子を生べきことの起りなればなり、】さる故に此言は、かならず御子を生坐ことの端にのみ云て、ただに交合ふことのみには云る例なし、心をつけて辨フべし、【久美度に於て其事を始メし、御子を生坐スと云るが如し、】書紀一書に、陰神先唱曰云々、使握ニ陽神之手一、遂爲ニ夫婦一、生ニ淡路洲一、次蛭兒とあるは、異なる傳なり、又一書には、遂將ニ合交一、而不ニ知其術一、時有ニ鶺鴒飛來一、搖ニ其首尾一、二神見而學之、卽得ニ交道一ともあり、○水蛭子は、上ツ代に水蛭に似たる兒をいひし稱なり、【子を濁て讀べし、】此ノ御子の名と心得るはいかゞとなり、さて彼ノ虫に似たるを如此云に就て、二ツの意あるべし、其は手足なども無クて、見る形の似たるを云か、又書紀に雖已三歳脚猶不立、とあるに依ば、手足なごもあれど、弱て凡て萎々とあるが似たるを云にも有べし、水蛭は和名抄に、本草ニ云、水蛭和名比流とあり、【契沖云、蛭は、痺虫なれば名づけたるか、】さて此ノ御子の生坐ること、書紀の傳とは甚く異にして、月ノ神の生坐る次にありて、遙に後なり、【舊事紀に、初メと終リとに、二ツの蛭兒を生ませりと云るは、此記と書紀との傳へを、一ツに合せて記したる、例のひがことなり、】一書は此記と同じ、又一書には、先淡路島、次に蛭兒なり、【天慶六年日本紀竟宴、得ニ伊弉諾尊一、大江朝綱ノ歌に、賀曾伊呂波、阿波禮度美禮夜、比留能古波、美斗勢爾那理奴、阿志多々須志天】○葦船は阿斯夫泥と訓べし、【凡て某船と云フ例みな然なり、阿斯能とは訓ムまじきこと】

此ノ船を書紀ノ纂疏には、以葦一束爲船也とあり、さも有ツなむ、又葦を多く集て、からみ作りたるにてもあるべし、かの無間堅間之小船など思ひ合すべし、書紀本書には、載之於天磐櫲樟船而順風放棄とあり、和名抄に、舟ハ船ノ和名布禰とあり、さて此ノ御子を此如流し賜へるは、たゞ水蛭子なるゆゑに、悪として棄たまへるなり、○淡島は、前に引る高津ノ宮ノ段の大御歌に、阿波志摩とある島なり、又万葉三ノ巻に、武庫浦乎、榜轉小舟、粟島矣、背爾見乍、乏小舟、又四ノ巻、【丹比笠麻呂筑紫ノ國へ下る時の長歌】に、淡路乎過、粟島乎背爾見管云々、又七ノ巻に、粟島爾、許根将渡等、思鞆、赤石門浪、未佐和來、【十二ノ巻の歌にも見ゆ】これらに依に、淡路の西北の方に在ル島と見えたり、仙覺ガ抄に、讃岐ノ國屋島ノ北去ルコト百歩許リ有島、名テ曰阿波島トとあり、なほよくたづぬべし、九ノ巻に、粟小島とよめるも、これなるべし、【十五ノ巻ノ歌に安波之麻とよめる、二首あれど、其は別にて、周防の海に有とかと聞ゆ、又書紀に、少名毘古那ノ神の、淡島に至て粟莖に弾れて、常世郷にいでませると有ルは、風土記に依に、伯耆國相見郡に在となり、又出雲國風土記に、彼國の意宇ノ郡にも粟島あり、さて此の淡島を、志摩ノ國紀ノ國などと云も、東の安房國なりと云も、皆誤なり、又阿波能志摩と訓も悪し、彼ノ大御歌又万葉の歌ともにて、阿波志摩と讀むこと明らけし】さて此ノ島は、今吾所生之子不良、【次ノ段に見ゆ】と詔へるを以テ思ふに、源氏物語帚木ノ巻に、爪弾をして、云む方なしと、式部を阿波米憎て、少し宜しからむことを申せと、責賜へど云々、【阿波米てふ詞、なほ同物語少女ノ巻、橋姫ノ巻、椎本ノ巻、又紫式部日記などにも見えたり、あはむとも、あはむるとも活用く言なり】この阿波米悪れを、河海抄に淡悪と稱れたる、【後の註に、拒なりと云、又讀を闕てよめり、みな非なり】其ノ意にて、伊邪那岐の淡め悪み賜ひし故に、淡島とは名しなるべし、書紀に、先ヅ以淡路洲爲胞、意所不快、故名之曰淡路洲とあるは、此ノ淡島と名の似たるから、まがひつる傳へなり、【舊事紀に、これを吾恥の意とせるは、似たることながら、古への意に非ず、淡路てふ名ノ義は次ノ巻に云】

○是亦不入子之例、【不入は、伊良受とも、伊禮受とも訓べし、】かの水蛭子は、流し賜ひつれば、本より御子の數に入ざることを知れたり、故淡島を是亦と云り、許禮曾を、許曾と云は古言なり、さて例ノ字は都良と訓べし、書紀に此亦不以充兒數、とあるに依れり、【此ノ例ノ字を師は、列ノ字の誤りなるべしと云れたり、これもさることなれど、欽明紀に、入ル榮貴盛之例一とある例も、列の誤と聞えたり、然れども又雄略紀に、莫レ預群臣之例一、また天武紀に、入レ不ル敍之例一、また入ニ官治之例ニなどある例は、誤には非れば、此なるも、これらの類とすべし、】是等を御子の數に入レざるは、不良ことと淡み惡み賜へる故なり、

於是二柱神議云、今吾所生之子不良。猶宜白天神之御所。即共參上。請天神之命。爾天神之命以、布斗麻邇爾【上。此五字以音】ト相而詔之、因女先言而不良。亦還降改言。

天神は、上ノ件に天神諸とありしと同く、初メの五柱ノ天神なり、○御所は美母登と訓べし、○白は、何れも麻袁須と訓べし、高津ノ宮ノ段の哥に、毘能麻袁須、朝倉ノ宮ノ段の大御哥に、意富麻幣爾麻袁須など、此外万葉などにも多く然あり、【万葉に麻宇須ともあれど、そは乎を宇に寫し誤れるか、いかにまれ、宇と云は、音便に頽たるなり、】○參上は麻韋能煩理弖と訓べし、凡て參を古へは麻韋と云り、參入を麻韋流、【麻韋伊流の約りたるなり、後世の假字に麻伊流と書ッは誤なり、】參出を麻韋傳、參來を麻韋久と云類なり、【此ノ麻韋をも、後には多くは麻宇といへり、參出を麻宇傳といひ、參上を麻宇能煩流と云類なり、みな例の音便に頽れたるなり、】○請ニ天ツ神ノ之命一とは、上ノ件の事を云々と天神に白ノ賜

て、【書紀に凡ノ垂ニ其ノ狀ニとあり。】是ハ如何なる故ぞ、こは如何し侍なぞ、伺ひて、其ノ詔賜ふ命を請たまふなり、抑萬の事に、いさゝかも己が私を用ひずて、唯天神の命の隨に行ひ賜ふこそは道の大義なれ、此二柱ノ大神すら猶如此なりけるものを、况て後ノ世の凡人として、努己が私ノ心もてさかしら莫爲そ、○天神之命以は、上に天ッ神ノ諸ノ命以とありしと同ジ語にて、仰にてと云むが如し、○布斗麻邇に、上ノ件ノ御段にあり、布斗麻邇を占相而と云ことあり、書紀に太古此云布斗麻爾又天ノ兒屋ノ命主ニ神事ノ之宗源ニ者也、故俾ニ以ニ太古之卜事ヲ而奉仕焉ことあり、布斗は、布刀詔戸布刀玉なごの布刀にて、稱辭なり、麻邇は、如何なる意にか未ダ思ヒ得ず、【書紀の古ノ字は、唯其ノ事に當ニ書ヒ賜へる物にて、正しく麻邇は古なりと云にはあらず、凡て書紀の文字は、語に中らねど、意を得て書るが多きなり、又から文にては、卜と古と別なれど、此方には通し用て別なし、然るを字に泥て差別を云說は、甚ひがことなり、】さて此ノ布斗麻邇は、上代の一種の卜にて、諸ノ卜の中に殊に重く、主とせし卜と聞えたり、下の鹿は辭なり、〔此の上ノ字は、上聲を附たるなり、○卜相而は宇良閇弖と訓べし、万葉十四丁に、武藏野爾宇良敝可多也伎とあり、宇良閇は宇良阿閇にて、【阿を省く例常多し、殊に是は良に阿韻あればなり、】その阿閇は、合合の約りたるなり、例は明日香ノ宮ノ段の大御哥に、麻那婆志良袁田岐阿閇【尾行合せなり、】とあるこれなり、猶此ノ格は、從はせてを從へて、違はせてを違へて、集はせてを集へてと云類多し、されば宇良閇は、卜合而と云ことなり、書紀にも、卜合と合ノ字を添て書れたり、【凡て古書に卜とある、其所の使樣に因て、古の語を推るべし、まづ宇良と云は、其ノ事の體言なるを其ノ宇良を爲ることを、用言に活すときに、宇良布と云、是ノ宇良阿波須てふことなるが、阿を省き、波須を約て布と云なれるなり、さて其ノ本の言の合すは、合すむ合せなどゝ活く故に、約まりたる布も活きて、宇良波牟宇良閇なども云なり、又其ノ用言の宇良閇を居て、體言に爲たるもあり、万葉十五に、伎部乃宇良敝乎可多夜伎弖とある是なり、こは平とあ

れば體言なり、此ノ例は、歌てふ體言を活して、歌ふとも云を、又それを居て、謠ヒと體言にも云が如し、さて此ノ宇良閇の閇を濁て、卜部と心得るは誤なり、卜部は卜を業とする人の部を云て別なり、思ひ混ふべからず、又宇良那布と云も、一ッの活し格なり、万葉十一に、玉桙路往占占相云々、こは賄をするを麻比那布、商をするを阿伎那布、荷を荷那布と云類にて、卜を爲るを云なり、此外行ふ養ふ呪ふなど、那布てふことを添へて云言多し、皆同じ意なり、さて右の宇良布と宇良那布と、事は同じかれど、言の本は別なり、思ひ混ふべからず、此も字卜那比互と訓むも悪からねど、相ノ字を加へたるも、阿閇の意なり、右の万葉の古相の相は、同じ借字の中にも、殊に輕く用ひたる物にて、彼集の常なり、此ノ相ノ字に、借字ながら阿閇の意を取て書れば、彼レとは少し異なり、又僧尼令に、卜二相吉凶一とあるは、義解に、灼レ亀曰レ卜、視レ地曰レ相と有て、その意異なり、さて又卜をして、兆に見はれ出たるを、宇良阿布と云、漢文に是を卜食と云、此方にも此ノ食ノ字を借て書り、猶此ノ食ノ字のことは論あり、垂仁ノ段に云べし、さて上の宇良布は、此方より合す事をするを云、是レは彼方より合なり、此ノ合スと合との別をよく辨ふべし、さて其ノ宇良阿布に又、食レトと卜食との別あり、凡て此ノ卜てふ言の活用多くて、古書の訓まぎらはしく、誤れることも多き故に、見む人のうるさかるらむをも思はで、長々といふなり、】さて卜相の様は、天ノ石屋の段【傳八の卅一葉】に云べし、抑中ごろよりは、【萬ノ事漢様になれるから】卜はたゞ神事にのみ用ることになれゝど、上ッ代には、萬の政にも、己がさかしらを用ひず、定めかたきことをば皆卜て、神の御教を受て、行ひ賜しこと、記中書紀其ノ外にも多く見えたり、今天ッ神すら如此くなるをや、【抑異神の卜問は、天ッ神の御教へを受賜ふなるべければ、謂れたるを、今此天ッ神の卜へ賜ふは、何レノ神の御教を受賜ふぞと、疑ふ人も有ッなめど、其は漢籍意にて、古への意ばへに違へり、是レを彼に此にいはゞ、神代の事は皆から、疑はしきことのみならむ、凡て是レ等の事、人の測知べきならねば、中々なるさかしら心をもたらで、たゞ古への傳へのまゝに見べきなり、】書

紀には、天神の御所に參上て、大命を承たまふ事なし、直に卽成賜たまへり、一書に此事あり、○因女先言而不良、上に伊邪那岐ノ命の、女人先言不良と詔へるは、女の言先だちて、宜しからぬなるを、此は生り賜へる御子の宜しからぬを指て詔ふなれば、【因とあるを以て解ふべし】同じ語ながら指事異なり、思ひ混ふべからず、【書紀の、此記の趣の如くなる一書に、上の伊邪那岐ノ命の詔へる處、詞はなくて、ただ此に至て、天神云々乃故曰、婦人之辭其已先揚乎、宜更還去とあり】○改言は阿良多米伊斯と訓べし、【今言にいひ直すと云こととなり】不良御子を生坐るは、もはらかの事和が次第の違に因てなれば、言語の罪なり、故卽此言へるなり、またとあることも心を着べし、上なる亦は、又更との意に、云々、今得たり、○此段の大かたの趣を取總て、云はむには、まづ初に二柱ノ神天之御柱を行廻り遇ひし時に、女神の言先だち賜ひしは、女男の理に背ける故に、男神惡まして、不良と詔へり女男の理とは、そのかみ宇比地邇神須比智邇神より始て、次々女男並生て、男神は先に女神は次に成生る、是天地の始より、女は男に後れて、從ふべき理にて、今に至るまでおのづから然なり、さるは誰も敬あることなるべければ、人の智測り知ることにはあらず、さて然女男の理に違へるを、不良とはおもほしめしながら、其故に惡き御子生坐ることまでは、思はしも寄ずして、御合坐しに、水蛭子と淡嶋とを生坐て、此ノ御子等心に叶はざりし故に、惡みて、不良と詔へり、【上の不良は、女神の先言たまひしを惡みて詔ひ、此不良は、御子の惡きを詔ふにて、本より異事なり、言の同じきに依て、思混ふべからず、】されど是は彼ノ女神の先言たまひし故に如此ぞとまでは、猶得さとり賜はず、いぶかしさに、天ッ神の御許に參上て、其狀を申したまひ、不良子の生れつるは、如何なる故にか、なほ如何爲て吉からむと、命を言請へるに、天ッ神にも亦、御心ミに定め賜はず、布斗麻邇して卜相たまひてぞ、其ノ故をば知られたりける、【凡て神の御上の趣は、何事も、漢文の佛事人ぐさ物とは、いたく異なる物なるを、世間漢意なる賢人たちの意には、女

先言るは、陰陽の理に違へる故に、不良子生賜ひしなりと事もなげに云つめれど、凡て陰陽の説は信られぬこと、首ノ巻の書紀ノ論に云るが如し、そのうへ然ることわりならむには、此ノ大神のいかでかさとりたまはざらむ、書紀一書に、陰神乃先唱曰云々、陽神後和曰云々、遂為夫婦先生蛭兒とあるは、此唱和の、女男の理に違へることにすら御心つかざりし也なり、かくて不良御子生ませる由緒は、天ッ神たちの御心にすら、たやすくは定め不得て、卜へたまへるものなるを、其故としられて後こそ、女先言しが不良と、御子の不良と、貫て一ッなれ、いまだ其ノ由緒のしられぬ前は、彼は彼是は是にて、二ッなれば、彼ノ不良をば、所知めしながらも、是ノ不良御子生坐むとは、おもほしかけずて、御合坐ししなり、然るを凡て事の跡を見、或は其ノ所以しられて後に、その吉凶につきて、固然あるべき理を、まだきよりしりがほにいふは、漢人のくせにて、いとをこなるわざぞかし、後にいへば、理はいかさまにも云はるゝものなるを、又或人の説に、不良子の生坐しは、女神先言たまひし故と云ことは、本より覚りたまへれども、なほ天ッ神の命を請たまふは、事を敬みたまへるなりと云るは、儒者意なり、若自是なること賜ふほどならば、初より理に違へることをしりながら御合坐るはいかにぞや、當時即言改めたまふべきことなり、又悪きを改めむは、善ことなるを、其をさへなほ敬て、天神に白したまふほどならば、其ノ初に甚く不良ことを知りながら、即御合坐るは又いかにぞや、重く敬むべきことをば敬まで、さしもあらぬことを敬みたまふこと、あるべくもあらず、凡て敬む事にこそよれ、近代神道者などこそさか〳〵しく、痛なものゝ、漫に敬といふことを、道の旨といひなすは、例の儒に諂へる私言なり、又或人の説に、其ノ初に不良をば知りながら御合坐るは、御過なり、されど其を速けく改めたまへるぞ、大神には坐けると云り、亦儒書にへつらへるなり】

古事記傳五之卷

本居宣長謹撰

神代三之卷

故爾反降更往廻其天之御柱如先於是伊邪那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁後妹伊邪那美命言阿那邇夜志愛袁登古袁如此言竟而御合生子淡道之穗之狹別島(訓別云和氣下效此)次生伊豫之二名島此島者身一而有面四毎面有名故伊豫國謂愛(上)比賣(此二字以音下效此也)讚岐國謂飯依比古粟國謂大宜都比賣(此四字以音)土左國謂建依別次生隱伎之三子島亦名天之忍許呂別(許呂二字以音)次生筑紫島此島亦身一而有面四毎面有名故筑紫國謂白日別豐國謂豐日別肥國謂建日向日豐久士比泥別(自久至泥以音)熊曾國謂建日

之とあるも、四國を總て云りと聞ゆ、是も本は一國の名なるが、大名になれること、筑紫のごとし、二名は本より大名なるべし、此ノ名ノ義は、名は借字にて二並なり、書紀應神ノ卷の大御歌に、阿波旎辭摩、異椰敷多那羅弭、阿豆枳辭摩、異椰敷多那羅弭、豫呂辭枳志摩之魔、これは淡道と小豆島と並べるをよみ給へるにて、此の二名ノ島のことにはあらねど、二並しことの證なり、万葉九【二十丁】に、二並筑波乃山ともあり、さて此ノ島は、飯依比古と愛比賣と女男並び、建依別と大宜都比賣と又並べるを、二並と云か、【此ノ島、東より見れば、讚岐の飯依比古と粟の大宜都比賣と二並なり、西より見るも、土左の建依別と伊余の愛比賣と二並なり、北より見るも、南より見るも同じ、故に男女の名を負せて、二並ノ島とは云なるか、又万葉六ノ卷に、土左ノ國へゆくことを、御船三國隅出坐とよめるは、別意か、若又これも二並の意にてもあらむか、今ノ俗に、二人相對ふをさしむかひと云ひ、又二人してすることをさしと云をも思ふべし、】又伊豫をも本よりの大名とせば、彌の意にて、【いやをいよ、ともいふ、】彼ノ御歌の語の如く、彌二並島なるべし、【今伊余の海中に大二島と云あり、大三島大明神の社もそこにあり、二名島は此なりと國人は云ども、信られず、其は越智郡なる大野ノ神社などを、思へ誤れるにはあらぬか、】〇此島者身一而有面四は、四國一島なるを云、〇有面四とは、四ッに分れたるを云、そはたゞ國ノ名の分れたるのみにはあらで、本より島の形も、四ッに分れたる趣のあるなるべし、【さてこそ四國にはなれけめ】さて如此人に譬へて、身と云面と云は、次に三子島兩兒島などをも云、又山に畝尾、御陰等【中卷に見】などを云類なり、面は於母と訓べし【於母と云は、後を宇志呂と云がごとし、】万葉二【十二丁】に、讚岐國者云々、天地、日月與共、滿將行、神乃御面とよめるは、此國を思へるなり、【昔はかくかりそめにも、古への傳を物しけるに、後ノ世は只漢意をのみ思て、古への稚をわすれたることぞあさましけれ、】〇伊豫ノ國、中卷下卷には伊余と書り、此は伊豫ノ郡より出たる名なるべし【其例多し、】神名帳に、彼郡に伊豫ノ神ノ社もあり、同郡に伊豫豆比古命神社と云もあり、【こは地名より出たる神ノ名

なるべし、】名ノ義思ヒ得ず、○愛比賣は、兄弟の女子を兄比賣弟比賣と云例多かれば、此國は女子の始メの意にて、兄比賣か、【書紀皇極ノ卷に長女とかあり、伊世ノ國多氣ノ郡には、兄國弟國と云ふ村の名もあり、】又伊豫を元よりの大名にして見れば、彼ノ大御哥の如く、擬二並宜島々の意にて、愛は宜き意か、【古へ愛と云ふ例多し、上文の愛袁登賣のたぐひなり、】比賣は、比古に對て、女を美て云稱にて、比は、産巣日などの日の意なり、上【傳三の十三葉】に云るが如し、賣は女なり、【書紀には、凡て比古に彦ノ字、比賣に姫又媛ノ字を用ひられたり、こは大抵皇胤の女には媛ノ字、他姓の女には媛ノ字を書れたり、さて此ノ記比古比賣の假字、凡て清濁いと嚴にて、清ムには必ズ比を用ひ、濁ルには毘を用ひたり、みだりに讀べからず、又此ノ清濁、世に訛りて讀ミならひ來つるが多きをも、此記に依て正すべし、少名毘古那神【猨田毘古神などの毘を清、倭比賣命などの比を濁るなど、みな誤なり、此類なほ多し、】○讃岐國、【岐は古へは濁りていひしなり、】和名抄に佐奴岐、この名ノ義未ダ思ヒ得ず、強ていはゞ、古語拾遺神武天皇ノ御世の事をも云る所に、又手置帆負命之孫造二矛竿一、其ノ裔今分二在讃岐國一、毎レ年調庸之外貢二八百竿一、是其ノ事也と見え、國造本紀に、凡桙木千二百四十四竿、讃岐ノ國十一月以前ニ差テ綱丁ヲ進納スとある、是に因て思ふに、竿調國か、【乃都は奴と切り、乎ノ字は省るなり、】○飯依比古、隣の粟ノ國を大宜都比賣といへば、飯もそれに由あるか、鵜足郡に飯ノ神ノ社あり、式ニ見ゆ、依ノ字こゝは、下依毘賣ノ命の下【傳十七の七十四の葉】に云ふべし、比古は男を美ていふ稱にて、比は上にいへるが如し、古は子なり、○粟ノ國、粟ノ國ハ阿波ノ國なり、粟は、書紀ノ神代ノ卷にも粟田と云、神武ノ卷の大御哥にも阿波布と云ひ、【万葉三ノ卷にも春日之野爾粟種乎、】古へに殊に多く作りし物なり、故レ粟のよく出來る國なる故の名なるべし、【和名抄一、粟 緝云、粟不子也、和名阿波とあるは、粟字につきたる義なり、漢國にては、たゞ穀物を凡て粟と云ことあるが故なり、さて皇國にて粟と云は、一種の名にて、總てにはわたらぬを、不子也と云注を引ながら、和名阿波とせしは、

順の誤なり、】古語拾遺に、求肥饒地遣阿波國云々、こは穀麻を殖むためなれど、肥地ならば粟もよくみのるべし、伯耆ノ風土記に、相見郡ノ郡家ノ西北ニ有粟嶋、少日子命蒔レ粟、秀實離々云々、故云粟嶋也、これも粟の、島の名となれる思ヒ合スべし、○大宜都比賣、【宜はゲの假字なり、キと訓ムはひがことぞ、】此ノ名も粟によれるなるべし、此ノ名の意は、下に同シ名の神ある、其處に云べし、【此卷の五十三葉】○土左國、和名鈔に土佐ノ郡土佐ノ郷あれば、其より出たる國ノ名なるべし、【此ノ土左ノ郷に土左ノ大神ノ社あり、此神は葛木一言主神なるを、雄略天皇ノ御世に、故ありて此國へ移され給へること、續紀廿五、又此ノ國の風土記などに見ゆ、委クは彼ノ朝倉ノ宮ノ段にいふべし、然其ノ神自ラ離之神葛木之一言主之大神と名告たまへり、此御名に因て思ふに、土左は許土左久の略たる名にもやあらむとも思へど、國ノ名彼ノ御世より先にこそあらめ、】○建依別【建を、舊事紀には速とあり、】は、何となき稱名と聞ゆ、【依は、上の飯依比古の依に同じ、】神名帳、安藝ノ郡に多氣ノ神ノ社あり、もて此記を始めて古書どもに、多祁といふに建ノ字を用るは、健ノ字の偏を省けるなり、古へは偏を省きて書る例多し、下男谷の下【傳十の三十九葉】に委く云べし、書紀には凡て武ノ字を書り、○四國を擧たる序、後ノ世の定メに異なり、伊余は大名になれる故に先ヅ擧るか、さて次第に右へめぐれり、然して次なる島々の例によらば、此ノ四國も其國亦名謂某と云あるべきを、是レは一島の中にて分れたる國なる故に、交を異て、亦ノ名とは云はぬなるべし、筑紫ノ島の國々も此例なり、○隱伎之三子島、下には淤岐島と書り、名ノ義は、海原の奥中にある島と云なり【書紀ノ口決に、奥也、西北ノ之隅ヲ謂フ之ヲ奥トと云るは、似たることなれど、漢籍にかゝれる故に、事違へり、寰院の說も同じ】三子ノ島とは、或人、此ノ國三ノ島ある故に云と云り、今國圖を考るに、まづ此ノ國四島に分れたる、其中に東北ノ方に在て大きなるを、俗に島後と云、其西南ノ方に、【今ノ道五里ばかり離れて】天ノ之島向ノ之島知夫島とて三ツあり、此ノ三ツノ島を統て島前と云なり、【島後に比ぶればいづれも小し】三ツ子とはまことに此レを以て云なるべし、○亦ノ名の下に謂ノ字

脫たるか、次の例なれば此字あり、されど無くてもありなむ、○天之忍許呂別、名ノ義忍は大の約りたるなり、神代紀ニ書ノ熊野忍隅ノ命を、又一書に熊野大隅ノ命ともあり、これ通ふ例なり、又凡河内を大河内ともあり、これ大をおほしと云例なり、許呂は未タ思ヒ得ず、【上文の許袁呂許袁呂、又は懇懃懇懃、許呂臥など云語あれど、ここよりても聞えず、書紀に稜威之嘖讓、此云舉廬毘【この意などにや、凡て建きさまを以て稱るは、古への名の常ぞ、】大神宮儀式帳に、鴨ノ神社一處、稱ニ大水上ノ兒石己呂和居命ートとあり、こは許呂別の例なり、○筑紫島、万葉廿ノ卷に、都久之乃之麻ともあり、これも伊余の如く、もと一國の名より出て、四國【筑紫豐國肥熊曾】の總名にはなれるなり、此島後に西海道【北山抄に云ク西之道】と云ヒ、九國となる、【俗に九州と云、】○有ニ面四ーとは、筑紫ノ國と豐國と肥ノ國と熊曾ノ國と四ツなり、○筑紫ノ國、万葉五ノ卷に都久紫能君仁ともあり、後に二國に分れたり、和名鈔に、筑前【筑紫乃三知乃久知】筑後【筑紫乃三知乃之理】とあるは是なり、風土記に、筑後國者本與筑前國合爲一國と云り、道ノ口道ノ後のことは、黑田ノ宮ノ段【傳廿一の四十の葉】に云べし、さて如是二ツに分れしは、何ノ御代とも知れず、書紀ノ景行ノ卷十八年ノ下に、筑紫後國とあれば、其より前か、はた分れしは後なれど、前へも及してかくは書るか、都久志と云名ノ義は、筑後ノ風土記に、三ツノ說ある中の一ツに、昔シこの前と後との堺なる山に、荒ぶる神ありて、往來人多に取殺されき、故レ其神を人ノ命盡ノ神と云けるを、後に祝祭て筑紫ノ神と申すとあり、此說さもありぬべく聞ゆ、【今二ツの說も、共に盡の意なれど、ひがことときこゆ、又書紀ノ私記に、國形如木菟に似たる故ともあるを、世々の物知り人も用ひたれど、此もひがことときこゆ、】式に筑前ノ國御笠ノ郡筑紫ノ神ノ社あり、此ノ神なるべし、【又近キ世に貝原ノ某が釋名てふ物に、古ヘ異國より寇來るを防がむために、筑前の北ノ方の海濱に、石垣を多く築き賜ひし故に、築石の意ならむと云る、是も由ありて思ゆれど、異國の賊を防がれしことは上ツ代には無き事なり、】○白日別は、名ノ義思ひ得ざるを、【万葉に白縫筑紫と連けしは、由ありげに聞ゆれど、其は猶不知火

尋其火是誰人之火也、然不得主、茲知非人火、故名其國曰火國、とあり、【此ノ火の事、國人の說に云、肥後ノ國の海に、松ばせの澳と云ところに、龍燈と云て今もあり、年毎の七月の末より、八月ごろまで見ゆるうちに、八月朔日の夜は殊に多し、宇土のあたりの山よりよく見わたさるゝなり、そのさま世に挑燈と云物ノ大さに見ゆる火、初メには一ツ二ツあらはれて、其やうやくに分れて、數多くなりゆきて、さかりなるほどは、幾千萬ともしられず、大かた海ノ上竪横三四里がほど、おしなべてみな火になるなり、風ふけば火すくなく、雨ふる夜は見えず、さて其火のもゆる時に、其海を往來船を、遠く見渡せば、火ノ中を行クと見ゆるを、船にてはさらに火見ゆることなく、たゞつねの如くなりとぞ、】又肥後ノ國風土記には、肥後ノ國者本與肥前ノ國合爲一國、昔崇神天皇之世、益城郡朝來名峰ニ有土蜘蛛名曰打猴頸猴二八、率徒衆百八十餘人、據於峰頂、常逆皇命不肯降服、天皇勅肥君等祖健緒組遣誅彼賊衆、健緒組奉勅到來、皆悉誅夷、便巡國裏兼察消息、乃到八代郡白髮山日晩止宿、其夜虛空有火、自然而燎、稍々降下著燒此山、健緒組見之大驚怪、行事既畢參上朝廷陳行狀奏言云々、天皇下詔曰、剪拂賊徒、頓無西寄、海上之勳誰人比之、又火從空下燒山、怪火下之國、可名火國、とありて、次にかの景行天皇の故事を擧たり、そは書紀と同じ、但し國人の對奏せる詞は、此是火國八代郡火邑、但未審火由、とありて、于時詔群臣曰、燎之火、非俗火也、火國之由、知所以然、とあり、【火ノ邑は、和名抄に、肥後ノ國八代ノ郡肥伊、是なるべし、】是等を合せて思ふに、火てふ名は、國にまれ邑にまれ、既く崇神天皇の御世に始まりしなりけり、さて此も二國に分れたり、和名鈔に、肥前【比乃美知乃久知】、肥後【比乃美知乃之利】とあり、分れたるは何の時とも知レず、書紀神功ノ卷に、火前國と見ゆ、後に火と云ことを忌て、肥ノ字には改メしなるべし、【和銅六年五月の詔に、諸國郡郷ノ名著好字とあり、

此時改まりしか、されど此記に既に肥ノ字を書れば、彼より前に改まるか、但シ中卷に火君とあれば、本はこゝも火ノ字なりけむを、後ノ人の肥に改メしにや、其例外にも見ゆ、○上に筑紫ノ島を有二面四一と云て、肥ノ國を其ノ一ッに取れり、然るに國ノ圖を考るに、肥前と肥後とは海の隔りて、地接かず、正しく二ッに分れたれば、面一ッには取がたき國形なり、故レ考るに、右に引る書紀又風土記などの、火ノ國の故事は、地ノ名に依るに、皆肥後ノ國の地なり、然れば肥ノ國と云しは、初はたゞ肥後ノ方のみにて、肥前の地は、本は筑紫ノ國の内なりしが、やゝ後に肥ノ國には屬しにやあらむ、肥前は、筑前筑後と地接きて、此と國は面一ッにも取つべき國形にて、肥後とは甚く隔れたればなり、されど此らは上ッ代のこと、さだかには辨へがたし、たゞこゝろみに驚かしおくのみなり、】さて日向の壤も、北ノ方中國ばかりは、もとは此ノ肥ノ國の内なりけむを、【肥後と日向とは、面一ッに取つべき地形なり、】やゝ後に分れて一國にはなれるなり、【其事は次にいへり】

○建日向日豐久士比泥別、名義、日向日とは、【下の日は、向ふ向ひと活く比なり、】書紀景行ノ卷に十七年三月、幸二子湯ノ縣一、遊二于丹裳小野一、時ニ東望之謂二左右一曰、是ノ國也直向二於日出ル方一、故レ號二其ノ國一曰二日向一也とある、此意を以て稱へたるなるべし、【此は日向ノ國ノ名の本なるを、子湯ノ縣は其北ノ方によりてある處なれば、上ッ代には其地も肥ノ國の域内なりしなり、】万葉十三に日向國なる、龍田ノ風ノ神ノ祭ノ詞に、朝日乃日向處とあり、又垂仁紀に人ノ名にも、倭日向武日向彥とあり、久士比は奇靈なり、【比は靈の意なること、產巢日ノ神の下にいへるが如し、】又比は夫流と活く辭にてもあるべし、書紀に、日向ノ高千穗ノ槵觸之峯、又此をも日向ノ槵日ノ高千穗ノ之峯ともあればなり、【さて此の亦ノ名も、即此ノ峰ノ名に依れるにやあらむ、されど此ノ峰の在ル處、かにかくに論ひあれば、定めがたし、其論は傳十五の四十一葉にあり、考へ見べし、】さて士比の清濁のこと、士を清比を濁ッて、志備と讀べき言なるに、士比と書るは、【士は濁音、比は清音の假字なり、】彼ノ槵觸之峰をも、此記には久士布流多氣と書るを合せて思ふに、奇を

久志備とも久志夫流ともいふときは、古へは音ノ便にて清濁互に變りて、久士比久士布流と云したるべし、かゝる例他にもあり、朝倉ノ宮ノ段ノ歌に、日影るを比賀氣流とよみ、万葉十九に、夜降にを夜具多知爾とよみ、馬並行てを馬太伎由吉弖【太は濁る假字なり】とよめるなど是なり、後ノ世の心を以てみだりに疑ふことなかれ、さて肥國と云より十三字、今は眞福寺本及一本に依れり、此ノ處舊印本及延佳本又一本などには、肥ノ國謂速日別日向ノ國謂豐久士比泥別と作り、されど如此ては、上に有面四云々とある數に合ざれば【若シ如此日向ノ國あるときは、必有面五とこそあるべきことなり、抑記中神たちの數を都言るなどにも、其數の違へるに似たることは、これかれ例もあれども、此處は指を屈て計ふるまでもあらず、五ッなることまぎるべくもあらざれば、然違ふべきことに非ず、又此記はもと彼ノ阿禮が口に誦ノ語をうつせる物なれば、物の數などは其ノ容にはうかべがたくて、誤違もありけむを、安万侶ノ朝臣はた其語を重みし守りて、私には正し改められざりしにやとも思へども、若シ然もあらむには、其由を註にもしるさるべきに、然もあらず、又後に寫し誤れる物とも見えず、古本のまゝと見ゆるをや】日向ノ國の無き方ぞ古本なるべき、然るに右の如く、日向ノ國の加はりたる本は、舊事紀に依て、後ノ人のさかしらに改めたる物ぞとこそ思はるれ、【舊事紀に右の如くあるなり、其は此記を取て記すとて、日向の無きを疑ひて、かの日向日とある亦ノ名を其として、下の日ノ字を國に改め、さの下に謂ノ字を補ひて、豐久士比泥別を、其ノ日向ノ國の亦ノ名とし、又然爲るときは、肥ノ國の亦ノ名、建ノ一字になりて足ざる故に、次の熊曾ノ國の亦ノ名に效ひて、日別ノ二字を加へ、又さては熊曾のと全ク同じき故に、建を速に改めつる物なり、凡て彼ノ書は、かくさまのさかしらいと多し、されど上の有面四とあるには心つかで、其をば改めずて、僞の顯れたるぞをかしき、然るを後ノ人、此ノ舊事紀のさかしらなることを得曉らで、日向ノ國の有ルを宜なりとして、遂に此記をさへに然改めつる、其ノ本の世には流布れるなりけり、但し速ノ字は、舊事紀舊印本には建と作れば、此ノ字は此記の古

本のまゝに取れりしを、さては熊曾ノ國の亦ノ名と同じき故に、後ノ人の速に改めつるにもあらむか、書紀ノ日決又元々集などに、晝日別とあるも、晝は建と字形似たれば、其を誤れりと見えたり、若シくは又此ノ記の古本、此ノ字はもとより速なりしを、後に建とは誤れるにもあらむ、若シ然らば速日向とは、早き朝日に向ふ意なるべし、日向ノ國に速日ノ峰と云もありと云り、】抑日向ノ國の此に入らざることは、上ッ代に其地は、なほ肥ノ國と熊曾ノ國との内にありて、未ダ別に一國には立ざりしほごの傳へなるべし、○熊曾國は曾國なり、曾と云は、もと書紀神代ノ卷に、日向ノ襲とある地にして、和名抄に、大隅ノ國囎唹ノ郡ある是なり、【唹は囎の韻を添へて二字に書るなり、木ノ國を紀伊と書ルに同じ、此例なほあまたあり、民部式に、凡ソ諸國部内ノ郡里等ノ名、並用ニ二字ヲ必取ニ嘉名ヲ一とある如く、其より以前にも此制ありしなるべし、筑前肥後などの風土記にも、球磨噌唹とかけり、】國ノ名となりてありしことは、書紀景行卷に、十二年十二月、議レ討ニ熊襲ヲ一於是天皇詔ニ群卿ニ一曰、朕聞之、襲國有ニ厚鹿文迮鹿文者ニ是兩人熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂ニ熊襲八十梟帥ニ其鋒不可當焉云々、又十三年五月、悉平ニ襲國ヲ一などあり、是レを以て襲國即チ熊曾なることをも知べし、【肥後ノ國球磨郡と云は別なり、思ひまがふべからず、又文德實錄九ノ卷に、肥後ノ國曾男神と云あり、是も別か、はた彼ノ噌唹は肥後の堺にも近くて、同所を肥後とも云るにや、さる類も古へは多し、なほこれらは、國形を知ねば定めかたし、】彼ノ梟帥どものいと建かりし故に、熊曾とは云なり、熊鰐熊鷲熊鷹なども皆、猛きを云稱なり、【熊は獸ノ中に猛き物なれば、其に准へて猛き物をも云か、はた久麻と云は、本より猛きを云ッ言なるを、熊も名に負るか、本末はしらず、】さて曾と云名ノ義は、古語拾遺に、天鈿女ノ命、古語天乃於須女、其ノ神強悍猛固、故レ以爲レ名、今ノ俗ニ強女、謂ニ之於須志ト一、此ノ縁也と見え、源氏物語帚木ノ卷に、かくおぞましくは、いみしき契ッ深くとも、絶て又見じと見て、俗語にもおぞきおそろしきなど云ッ、されば曾は此ノ於曾の約りたるにて、是も猛き意なるべし、書紀

に襲と云字をしも用ひられたるも、本ノ言於曾なる故なるべし、【書紀ノ釋に、山ノ襲ハ重ル之義也とあるは、高千穗ノ峰のここに依て、此ノ襲ノ字の意を以て說る、ひがことなり、襲は借字にて、其意を取れるに非、】又思ふに、曾は勇男のつづまりたるか、佐乎をつゞむれば曾にて、伊を略くは常なり、書紀に渠帥をもイサヲと訓り、又功をも伊佐曾と云を思ふべし、【書紀仲哀ノ御卷神依り言に、彼ノ國のことを、膂之宍國とあり、是レより其の名にもなりつと見えて、神代ノ卷に膂肉宍國自頓丘云々とあり、此ノ膂より出たるかとも思へど、景行の御世に既に熊曾建の名あれば、然にはあらず、】さて筑紫ノ島を四ッとして、其一ッを熊曾ノ國と云るは、後の日向の南ノ方半國ばかりより、大隅薩摩の地までをすべて云し、上ッ代の大名なり、【かの景行紀に、襲國とあるもこれなり、但し續紀に、和銅六年四月乙未、割ニ日向國肝坏贈於大隅始羅四郡一始置ニ大隅國ーと見え、又書紀に日向ノ襲とあれば、大隅ノ國の地は、古へは日向ノ國内にて、曾と云ふ日向の内なるに、別に熊曾を一國とせるは如何、と思ふ人も有ッべけれど、其はなほ精しからず、其故は、日向と云名は、上に引る如く、景行天皇の十七年に始まりて、そのさきはなほ肥ノ國の内の地ノ名にこそ有ッけめ、一國の大名とも聞えず、襲ノ國と云と熊襲と云る名は、同天皇の十二年に既に見えたれば、上ッ代よりの名にして、今の日向の南半より、大隅ノ國薩摩ノ國までをかけたる大名なりしを、やゝ後に至て、其ノ大名は廢て、隣國の日向と云名ぞ、其ノあたりまでの大名にはなれりける、故レ本の曾ノ國てふ名は、わづかに殘りて、其も日向の中に入て、後に一郡の名になりてありしを、和銅六年に、そのあたりの四郡を割て、一國と建られしなれば、大隅ノ國も、本は熊曾ノ國内なりしが、中ごろ日向の內には入てありしなり、さて薩摩は、もとは隼人ノ國と云り、其事は傳十六の四十一葉に云り、されど此には其ノ國を別に舉ざれば、是レも上ッ代には熊曾の中にこもり、やゝ後には日向の内に入れりしなり、續紀大寶二年の所に、筑紫七國とあるも、日向に大隅薩摩はこもれる故なり、又書紀に瓊々杵ノ尊の御陵を、日向ノ可愛ノ之山ノ陵とある、此ノ可愛は、和名抄に薩摩ノ

國頴娃ノ郡頴娃ノ郷あり、此なり、其ノ由は云は傳十七の八十六葉に委ク云り、されば是又古へは薩摩までをかけて日向と云し證なれば、尚古へ日向てふ名の無りし以前は、熊曾ノ國と云ぞ、薩摩までかけたる大名なりしこと知べし、】○建日別、此も猛きよしの名なり、○伊伎島は、万葉十五【卅五丁】に由吉能之麻と見え、和名抄にも壹岐ノ島ハ由岐とあるに因て、由岐を古言と思ふ人あれど、書紀繼體ノ卷の歌に以祇といひ、此記にも、伊ノ字をかき、壹ノ字も由の假字にあらねば、本は伊伎なること明けし、然れども續紀歌に、伊吉ノ連と云ふ姓を、目録には壹岐ノ連とかき、又かの万葉に由吉とあるなども以て思ふに、必ズ由伎とも通はし云ひし故ある名ノ義と見えたり、【何も、通はして伊伎とも云り、これも同じ例なり、】齋忌に書紀天武ノ卷に、齋忌此云踰既とある、齋忌は伊米伊波比由麻波理由々志由豆伊豆など、さまぐ＼に云言にて、伊と由と通へり、かゝれば齋忌も、古へは伊伎とも云べし、さて【若くは息長帶比賣ノ命の、韓國を征に幸行しをりなどにもや、】此島にして神祭り坐まして、齋忌のことありけむ故の名にもやあらむ、【齋忌古へは大嘗に限るべからず、】又は韓國へ渡るに、先ヅ此に舟とめて息む故に、息の島か、【これら國所ノ名は、凡て昔いさゝかの因縁を以てつけそめしが多かれば、後ノ世の空考は、理りことさらあらめ、實には當れりやあらずや、定めがたくなむ、さりとてはたひたぶるに不可知として有べきにもあらねば、人も我も心のかぎり推量言はするなり、】○天比登都柱とは、海中に離て一ツある島なればなるべし、万葉三ノ卷に、淡路島中尓立置而とよめるも、柱と云つべき由あり、神代ノ卷に、以礎馭盧島爲國中之柱ともあり、○註に訓天如天とは、阿米乃阿麻乃などはいはず、直に阿米と云を、如是は註せり、下卷淸寧ノ宮ノ段に、訓石如石ともあり、○津島、名ノ義は、万葉十五【卅一丁】に、毛母布禰乃波都流對島とよめる如く、韓國ヘ往還の舟の泊る津なる島なり、【魏志と云から書に、此島のことを對馬國とあり、こは此方にて古へより如此書るを見て取れるかとも思へど、さには非ず、彼書のいできつるは晉の世なり、そのかみ御國にかゝる假字のつかひざ

まあるべくもあらず、たゞ津島と云を、彼國にて聞キ傳へ誤ッて、かくは書る物なり、さて書紀に、やがて此文字を假字に取用て、對馬島とかゝれたり、津島の假字に對馬とかゝむは、さる例あれば、さも有ッなむを、島ノ字を添られたることこそ、いと心得ね、島島と重ねて云ッ名はあるべきことかは、淡海の海など云例とは異なるをや、敏達ノ御卷には、津島とかゝれたるところあり、是レ古への書ざまなり、】○天之狹手依比賣、名ノ義思ひ得ず、狹手彦など云人もあれば、名に負よしある言と聞ゆ、【和名抄魚取具に纚と云物もあり、万葉の哥にも見ゆ、】○伊伎津島の二島、書紀には大八洲の内に入らず、是レ潮ノ沫ノ凝ッ成者矣とあり、一書の中には、八洲の内に入れるもあり、○佐度ノ島、名ノ義は狹門か、此ノ島へ舟入る、水門のせばきにや、【凡て海に島門水門迫門など云ること多し、】なほ國形をよく尋て定むべし、此國天平十五年二月には、越後ノ國に併され、勝寶四年十一月に、又一國とせらる、續紀に見えたり、さて此島のみ亦ノ名のなきは、古へより聞えたるなるべし、【口決また元々集などに、建日別とあれど、是は舊事紀に、次ニ熊襲ノ國、謂フ建日別ト、一云佐渡ノ島とあるを取て云るひがことなれば、依るに足らず、舊事紀は、此記に佐度ノ島に亦ノ名の無キを疑ヒ、又熊襲ノ國と云は、後の九國に無き名なれば、此を佐度のことかとも思ひて、おしあてに、一云佐渡ノ島と云るなれば、例の妄り言なるを、又口決ノ一本に、建日別ともあるは、後の寫しあやまりなり、】さて書紀には、雙生ニ隱岐ノ洲與佐度ノ洲ヲ一とあり、○大倭豐秋津島、これらの號のことは、別に國號考に委曲に云へれば、此には略きつ、○天御虛空豐秋津根別、万葉五ノ卷に、久堅能阿麻能見虛喩、十ノ卷に、天之空などあり、天は右の五ノ卷なるに依て阿麻能と訓つ、さて此ノ名は、天照大御神の所知看高天ノ原になずらへて、天皇の大坐京師をも天とする故に、【万葉十三卷に、久堅之王都とよめるも此意なり、】其意もて稱しにやあらむ、【大倭も秋津島も、京方を本として云る名なればなり、】又彼ノ虛空見倭と云古語の由などにもやあらむ、【豐秋津は秋津島に依れり、根は例の尊稱なり、○上ノ件八島を生坐る序次、まづ淤能碁呂島にして御

合坐て、生始たまへる淡島は、彼島の近隣なり、次に淡路島、又その隣なり、さて西へ幸て、伊豫之二名ノ島、つぎに筑紫ノ島を生まし、北へ折て伊伎ノ島津島を生坐、東に廻て佐度ノ島を生坐、南へかへりて大倭島を生坐るなり、かくの如く其序みだりならざるに、たゞ隱伎ノ島のみ亂て筑紫の前にあることそ、いともく〳〵いふかしけれ、故レ書紀と合せて考るに、八島の次第、彼紀は六ッの異説あれども、隱伎は何れも佐度の前にあり、此記も必然あるべき物をや、【舊事紀の八島の次第は、全此記を取てかける物なるに、對馬洲次隱岐ノ洲次ニ佐渡ノ洲とあるは、よくかなへり、されど下に又別に亦ノ名どもをつらねたる次第は、此記のまゝに伊余の次にあれば、上なるは私に改めつる物と見ゆ、】さて書紀の傳々は、凡て次第も稍々も各異ありて、皆此ノ記と同じからず、○故因此八島先所生、こは故此八島叙先生坐流國那琉爾因弖と訓べし、○大八島國、この號のことも國號考にいへり、【或人問けらく、次にもなほ生坐る島々はある物を、先八島を限ッて、國號とせるはいかにぞ、答ふ、上の八島は、次第に生廻て、旋り竟て、本の淤能碁呂島の方へ復りたまふまで、一周に生坐る故なり、其ノ旨次の語に、還坐之時とあるにていちじるし、】

然後還坐之時生吉備兒島亦名謂建日方別次生小豆島亦名謂大野手上比賣次生大島亦名謂大多麻上流別自多至流以音次生女島亦名謂天一根訓天如天次生知訶島亦名謂天之忍男次生兩兒島亦名謂天兩屋自吉備兒島至天兩屋島并六島

還坐之時は、迦幣理麻斯志時爾と訓べし、こは上の八島を生廻りて、本の淤能碁呂島の方へ還り賜ふを云なり、さて次

の吉備ノ兒島より次々は、みな淡路島より西にありし、今還り給へる路にはあらねば、其は既に還り坐て、又更に西ノ方へ坐つ、幸行たり、【故レ上の八島は、限りし國ノ號にもなり、此より次なる島々は、別物となれるなり、】○吉備ノ兒島、吉備は後に三國に分る、和名抄に、備前【岐比乃美知乃久知、】備中【吉備乃美知乃奈加、】備後【吉備乃美知乃之利、】とある是なり、吉備ノ中ノ國書紀仁德ノ卷に見ゆ、【此はそのかみ既に三ッに分れてありしにや、但し此ノ後も多く吉備ノ國とのみあり、天武ノ上卷に、吉備ノ國ノ守なる人見えたるは、三國を統たる守にや、又同卷に吉備ノ太宰と云職も見ゆ、】又和銅六年に備前ノ國の六郡を分て、美作ノ國とせられたり、名は黍より出たるなるべし、【和名抄に、黍は木美とあれども、美と備は古へ常に通はしいへり、】兒島は、高津ノ宮ノ段にも見ゆ、吉備ノ國に兒の如く附る故の名なるべし、【或說に、昔百濟國ノ人兄弟三人、いまだ兒なりしとき、吾朝に來り、吉備ノ國にして、一ッの島にとゞまれり、其ノ僮幟にみな兒と云字をしるしたる故に、その島を兒島と名く、其兄弟其後三宅を姓とし、宇喜多となのれり、これ此ノ國の宇喜多ノ家の先祖なりと云るは、凡て信られぬことなり、】万葉六ノ卷に歌あり、後に備前ノ國の郡になれり、書紀欽明ノ卷に備前ノ兒島ノ郡とあり、和名抄に兒島ノ【古之末】郡是なり、さて書紀には、此ノ島大八洲の一ッに入れり、○建日方別、此ノ名日子刺肩別ノ命と申す例あれば、建日と讀、方別と讀べきか、【然らば日を濁り、方を清むべし、】されど又姓氏錄に久斯比賀多ノ命、【櫛日方ノ命とも書り、】是を書紀崇神ノ卷には、天日方奇日方ノ命とあり、【此命は、大神ノ君鴨ノ君の遠祖なり、然るに神名式に、備前ノ國邑久ノ郡に美和ノ神ノ社、上ッ道ノ郡に大神ノ神ノ社あり、赤坂ノ郡津高ノ郡兒島ノ郡に石鴨ノ神ノ社あり、これらも由あることにや、】此レに依ば日方なり、【日方の意は、水垣ノ宮ノ段櫛御方ノ命の下にいふを考へ見べし、傳廿三の三十の葉】又日方と云風もあり、万葉七廿丁に、天霧相日方吹羅之云々、○小豆島は、備前と讚岐との間の海中に、讚岐の方によりて在り、【淡路島の西、兒島ノ東なり、】續紀卅八には、備前ノ國兒島ノ郡小豆島とあり、今は讚岐【寒川郡】に屬り、此島、

書紀應神ノ卷の大御哥に見えて、上【伊余ノ二名ノ島の下ノ】に引るが如し、彼時淡道より吉備へ幸行すとて、此ノ島に遊ビ坐しことも見えたり、名ノ義未ダ思ヒ得ず、字も正字か借字か、定めがたし、○大野手比賣、名ノ意未ダ思ヒ得ず、若シくは野か、【手ノ下なる上ノ字、一本には野ノ下にあり、】○大島は、周防ノ國大島ノ郡是か、此ノ郡は離れたる島にて、今ハ八代島とも云り、上ノ國の東、安藝の嚴島の西南にあり、【長さ今ノ道八九里ばかり、横五六里ばかりなる島なり、】万葉十五ノ卷に、過大島鳴門而云々、巨禮也己能、名爾於布奈流門能、宇頭之保爾、多麻毛可流登布、安麻乎等女杼毛とよみ、【此ノ鳴門今もあり、大和ノ道行とて、周防の地と大島との間の迫門なり、潮滿たる時は、鳴ル響いと高くて、舟人のおそるゝ處なりとぞ、】國造本紀に大島ノ國ノ造とあるは、【阿岐ノ次、周防の前に載たれば、】皆此ノ大島なり、後撰集ノ戀一に、人しれず思ふ心は、大島のなるとはなしに歎くころかな、同四に、大島の水を運びし早船の云々、これらも同じ、【此ノ後撰集なる大島を、備前とするは誤なり、】又筑前ノ國宗像ノ郡神ノ湊より、今ノ道三里北の海中にも大島あり、是も神名帳に、中津宮と申すは此島にて、【傳七に出】源氏物語玉鬘ノ卷に、船人も誰を戀ふとか、大島のうらがなしげに聲の聞ゆる【河海抄に、大島筑前ノ國なり、鐘ノ御崎の迫門とあり、鐘ノ岬の西ノ方にあたれり、】とあるも、此ノ大島なり、又肥前ノ國松浦ノ郡平戸の東北の方にも大島あり、【肥前の北、壹岐ノ島の南なり、】是か、此ノ外諸國さに大島と云は多くあれども、【除けるは非じ、】此なるは右の三ノの內なるべし、書紀雄略ノ卷に、吉備ノ臣田狹の子弟君と云人、集聚百濟所貢今來才伎於大島中ニ託稱候風淹留ト見え、繼體ノ卷にも、加羅國に遣し、御使物部ノ伊勢ノ連父根、云々の由にて即還大島にとあるは、右の肥前のか筑前のか、二ツの內なるべし、又書紀に越ノ洲ノ次ニ雙ニ生ル大島とあるも、此なると同じかるべし、【異なるを伊豆の大島なりと云は、西の國々の大島どもをしらぬ者の、ひがことなり、】さて書紀にては、此島も大八洲の一ツなり、○大多麻流別、名ノ義未ダ思ヒ得ず、【若クくは多麻は玉にて流は泥の誤リ

にもあらむか、記中泥を淀に誤れる例あり、泥は稱名なり、上留産靈と云神ノ名あれども、其は留をトと訓は非なり】

○女島は日女島なるを、日ノ字の脱たるなり、【舊事紀に、まづ姫島と擧たるは、次には女島とあれば、此記の本、彼ノ書に依りし時より、日ノ字脱てぞありけむ、又日女島と云は、後にて、本は女島なりしにやとも思へど、然には非ず、又今豊後の國東ノ郡の北の海にも、肥前の五島の南の遙なる海中にも、男島女島と云ありといへども、其らにはあらず、】て此は今筑前の海中なる姫島と、肥前の名兒屋との間の海路にて、同國の唐津より、今ノ道二里許東北ノ方にありと云り、島なるべし、又豊後國國東ノ郡の東北の海にも、姫島あれども、其には非じ、攝津ノ國風土記に、比賣島松原、古、昔輕島豊阿伎羅宮御宇天皇之世、新羅國有女神、遁去其夫來、暫住筑紫國伊波比乃比賣島、乃曰此島者猶不是遠、若居此島、男神尋來、乃更遷來、停此島、故取本所住之地名、以爲島號と云り、【こは難波の比賣碁曾ノ社の神の故事にて、明ノ宮ノ段ノ末に見えたり、傳三十一の因のひらに合すべし、比賣島松原と云は、津ノ國に在て、其は高津ノ宮ノ段ノ末に見えたり、傳三十五の三ノ葉に云べし、】この伊岐比賣島と云る、即筑前國のなり、【伊岐とは、彼ノ女神新羅より來て、まづ伊岐ノ島に着、伊岐より直に此ノ島に來着ける故に云か、其は筑前又肥ノ國なるの姫島と兩ながらに、如此いひしにやあらむ、】名ノ義は、彼ノ女神の來て暫住たまひし由緒なるべし、【さて豊後ノ國の姫島も、其次々に移住たまひし故の名なるべし、又出雲ノ國島根ノ郡にも、比賣島と云あり、風土記に見ゆ、】

○天ノ一根は、上の天ノ一柱の名ノ義と同かるべし、根は稱名の許か、又島根と云ことあれば、○知訶島、書紀仲哀天皇の卷などに、血鹿島と作り、釋日、肥前國也、按風土記云、更無有此島、此島雖遠猶見知近、可謂近島、因曰値嘉島、東有一百餘近島、西有八十餘近島と云り、【此中に、何の洲中にか有けむ、】又續紀に、肥前國松浦郡値嘉島とあり、三代實録に、貞觀十八年三月、參議大宰權帥在原ノ朝臣行平ノ奏言、分肥前國松浦

郡庇羅値嘉兩鄕、更建二一郡、號上近下近、置値嘉島、件二鄕地勢曠遠、戶口殷阜、又土產所出物多奇異、加之地居海中、境隣異俗、大唐新羅人來者、本朝入唐使等、莫不經歷此島、去年或人民等申云、唐人等必先到件島、多採香藥、以加貨物、又其海濱多奇石、或鍛練得銀、或琢磨似玉云々、公卿奏議曰、分兩鄕號一島事、苟謂利公、豈明膠柱、請隨其所陳、將以改置、謹錄事狀、聽天裁、奏可、【今は文を略て引り、さて此ノ後は、又いかゞ有けむ、】和名抄にはなほ松浦ノ郡ノ鄕名に載たり、按に此島は、今の五島平戶などの島々を總稱なるべし、【或人、今筑前肥前の堺あたりより北の海中に、ちかの島と云ありといへども、それには非ず】其故は、此島歷史にも見えて、三代實錄の趣も大なる島と聞え、在所もよく叶ひ、風土記に數多くあるよし云るも、よく叶へればなり、五島平戶は、肥前ノ國の西北ノ方の海より、西ノ方へ遙に聯なりて、多くの島々あり、今も松浦ノ郡に屬り、【後に平戶と云は、かの庇羅ノ鄕より出たる名なるべし、三代實錄の文によるに、庇羅は此島にある鄕なり】〇天之忍男、名ノ義忍は上の忍許呂別の忍に同じ、式に陸奧ノ國行方ノ郡押雄神社あり、こは忍男の例なり、〇兩兒島は、此より外に古書には見えたることなし、在ノ處も詳ならず、【古今集ほのぼのと明石ノ浦の云々の哥の顯注に云、明石のおきに、はるかにほのぼのなる島とも見え侍り、ふたご島みなほし島たれか島くらかけ島家島など、うち、わたるやうに侍る云々、此ノ顯注中抄にもあり、餘材抄に云、顯昭の申されたる島々は、明石よりはゝるかに西南の方にあり、いまだよくかのあたりを見ずして、おしはかりに申されけるにやと云り、今按に、神名式によるに、家島揖保ノ郡なれば、兩兒ノ島も、明石よりは遙に西なりとも、なほ播磨ノ國にてはあるべし、されど次第を思ふに、此の兩兒ノ島は其レには非じ、なほ西ノ方筑紫の邊にぞ在ルべき、今肥前ノ國長崎の西南ノ方、祝島と云島近き海ッ路に、二子島とて、小き島二ッならびてありと云へども、其などには非じ、又或人、長門ノ國の北の海中に、二生島と云ッはありと云り。抑上の

八島、東より西へ、西より北へ東へ生もておはしつれば、此の六島も、東より西へ、西より北へ折し、東へめぐり給ふべければ、此ノ在所も由あり、さて伊邪那美ノ大神は、出雲と伯伎の堺なる比婆ノ山に葬まつるとあれば、其ノあたりの國にして神さり坐ツりと見ゆ、是も右の巡にかなへり、猶此島のこと、西海路を往來船人などに問て、よく尋ぬべし、】若くは書紀に、億岐洲と佐渡洲とを雙生たまふ、とある傳へを誤りて、別に二ノ島の名と傳へたるものか、はた書紀に雙生とあるは、此島の名の傳への異しか、若シ然らば此島、二ッある島にて、雙生たまへる故に、兩兒とは名けしにやあらむ、○天兩屋、天ノ字、上の一ッ柱ノ根の例を以て阿米と訓べし、屋の義いまだ思ひ得ず、【延佳曰、細注天兩屋島、當レ作ル兩兒島一乎、といへるはわろし、如是る所に亦ノ名を以て云ること、下にも例あり、そは自ニ志那都比古ノ神一至ニ野椎一并四神、とある是なり、野椎は鹿屋野比賣ノ神の亦ノ名なるをや、】○上件六島の序、在所さだかならぬもあれど、先ノは東より生つゝ西へ幸せり、さて西ノ海に島はしも甚多なるに、八島に次て只此ノ六島を擧たるは、故あることなるべし、又上ッ代に殊に名高きかぎりを擧たるにもあらむか、二柱ノ大神の所生坐る、必此ノ六ッには限らじとぞ思ふ、【六島みな西ノ國なり、凡て神代の故事は、多く西ノ國になむありける、】さて書紀には、大八洲の外に、別に生賜へる島は無くて、處處小島皆是潮沫凝成者矣、亦曰ニ水ノ沫ノ凝而成一也とあり、【此ノ傳へに依るときは、大八島の外の島々は、二柱ノ神ノ生たまへるには非るなり、さて處々ノ小島とあるは、必しも小さき島のみには限るべからず、大八洲の外なるを、皆凡て如此に云るなれば、其中には大なるも多くあるぞかし、されば皇國に屬る島々のみならず、諸の外ッ國とても、大きなる小きを云ハず、皆此ノ内とすべきなり、】○此八島六島の亦ノ名どもを、其ノ國御魂ノ神の名と謂は、ひがことなり、此はただに其島國を指して云る名なり、さて其名の女男ある所以は、いまだ知ッず、【國のみならず、山にも女男ありて、古倭ノ國なる三山の妻爭ひしこと、播磨ノ風土記万葉一ノ卷などに見ゆ、】○或人問けらく、二柱ノ大神の、八の兒を産如く

に、國土を生たまふといふこと甚疑はし、此は其國々の神を生たまふをいふか、又實は國々を巡りて、經營たまふを、如此言なせるにもあるべし、其故は、初ノ天神の大命にも、修理固成是多陀用幣流之國とこそ事依したまひつれ、國土を産成せとは詔はず、いかゞ、若シ此を疑ふは例のなまさかしらなる漢意にして、神の御所為の奇く靈くして、測りがたきをしらざるものなれば、論ふまでもあらず、但しかの天神の大命のことは論あり、其はまづ夜見段に男神の御言に、愛我那邇妹命、吾與汝所作之國、未作竟とあるは、既に産生はしたまひつれども、いまだうるはしく經營成竟たまはざるを詔へるなり、【經營成竟たまふは、大汝少名毘古那ノ神のことなり、】又初メの天神の大命は、漂蕩へる潮を固めて、先ヅ國土産べき基【淤能碁呂島なり、】を成より初めて、國土を産出で、うるはしく經營成固むまでをかけて詔へるにて、那久流といふは廣くして、産たまふことも其中に存るなり、かの男神の御言に、所作之國とあるは、即所生之國といふに同じきを以てしるべし、二柱ノ大神の國土を經營成たまへることは見えざれば、此ノ作は、正しく産生たまふことなるをや、【若シ又生とあるも、實はたゞ經營のことならむといはゞ、かの御身の成不合處成餘處を塞て、美斗能麻具波比したまへることなどを、委曲にいへるは、何の爲ぞや、これら經營にはあづかる關係るべきことならず、且ツ書紀には、及至産時先以淡路洲為胞と云ひ、復生隱岐洲與佐度洲など云るも、みな人の子を産如くに、生たまへる故なるをや、】

既生國竟更生神。故生神名大事忍男神。次生石土毘古神。訓石云伊波亦毘古二字以音下效此 次生石巢比賣神。次生大戸日別神。次生天之吹上男神。次生大屋毘古神。次生風木津別之忍男神。訓風云加邪訓木以音 次生海

神名大綿津見神。次生水戸神名速秋津日子神。次妹速秋津比賣神。

自大事忍男神至秋津比賣神并十神。

大事忍男神、これより速秋津比賣神まで十柱のこと、下の阿波岐原の御禊の段、又書紀ノ一書に、次掃之神號泉津事解之男云々、曰吾與汝已生國矣、奈何更求生乎云々、故還向於橘之小門而拂濯也、于時入水吹生磐土命、出水吹生大直日神、又入吹生底土命、出吹生大綾津日神、又入吹生赤土命、出吹生大地海原之諸神矣、とあると、大祓ノ祝詞に、科戸之風乃、天之八重雲乎、吹放事之如久、朝之御霧夕之御霧乎、朝風夕風乃吹掃事之如云々、遺罪波不在止、祓給比清給事乎、高山末短山之末與理、佐久那太理爾落多岐津速川能瀬爾坐須、瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如此持出往波、荒鹽之鹽乃、八百道乃、八鹽道之鹽乃、八百會爾坐須、速開都比咩止云神、持可可呑氏牟、如此久可可呑氏波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾、氣吹放氏牟、如此氣吹放氏波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩登云神、持佐須良比失氏牟、如此久失氏波、自今日始氏、罪止云布罪波不在止、云々とあるとを引合せて說べし、まづ此ノ大事忍男は、かの事解之男にあたり、石土毘古石巣比賣は、上筒之男命又磐土命に、大戸日別は、大直日神に、天之吹男は、氣吹戸主に、大屋毘古は、大綾津日神又大禍津日神に、風木津別は、底筒之男命又底土命又速佐須良比咩に、大綿津見は、三柱の綿津見ノ神に、速秋津日子速秋津比賣は、伊豆能賣神又赤土命に、【祝詞には、やがて速開都比咩とあり】あたれり、如是れば此ノ十柱ノ神は、もとかの御祓の時に成坐る神たちの、一傳なりしが、亂て此記には、彼所と此所とに重りし物なり、【故書紀には、此記の趣に載たる一書にも、右の内の上ノ七柱は見えず、是レ雜重りつることを考へて、除れつるにや、】右に引る一書の終りに、吹生大地海

原之諸神ニとあるも、此の次に、因ニ河海ニ持別而生ニ神たち、【かの海原の諸神とあるにあたる】因ニ山野ニ持別而生ニ神たち【大地の諸神にあたる】にあたりて、其次第も彼レと合へり、○大事忍男ノ神、此ノ神の事解之男にあたれると云、故は、まづ事解之男とは、女神男神の離れたまふ方ニ就て、離ニ奏ノ名なるを、其處の御言に、右に引るが如く、吾與汝已生國竟云々【又伊邪那岐ノ命神功既畢云々、又功既至矣、德亦大矣ともあり】とあれば、夫婦離賜ふこと、既に大なる事業を成竟し故なれば、此の名は、其ノ方に就て、大事と稱したらむ、されば此ノ二ノ名、いひもてゆけば一ノ意にあたれり、忍男は例の稱なり、【忍の義、上に云るが如し、万葉二十信濃ノ國埴科ノ郡の防人に、神人部ノ子忍男と云名もあり、】○石土毘古神、石巢比賣ノ神、此ノ二柱の上筒之男にあたる故は、宇波と伊波と通ひ宇都と都知と通へばなり、書紀に磐土命と磐筒とあり、【土をも都々とも訓べけれど、もし都々ならば、筒とかく此記ノ例なり】巢と都々と近し、神名帳に、土佐ノ國長岡ノ郡ニ石土ノ神ノ社あり、[illegible]天皇の御名、[illegible]部之石巢別命と申せり、さて二柱を一柱にあつる由は、此記と書紀とを合せ見るに、此には二柱なるを、彼には一柱なるたぐひ多し、【次なる速秋津日子速秋津比賣、金山毘古金山毘賣なども、書紀にはみな一柱づゝなり、又磐筒男ノ命、一ニ日磐筒男ノ命磐筒女ノ命などもあり】名の義は上筒之男の下に云べし、【傳六の七十のひら】○此ノ神ニ石ッ云伊波とは、伊志とも訓字なる故なり、○大戸日別神、此ノ神の大直毘にあたる所以は、那富を縮れば能となり、能と登とは横通ひなれば一なり、【能に通ふ登は、多く濁れり、例えれば、戸ノ字濁て讀べき可けむ、若戸ノ濁らば、日は清べし、】又戸は、名ノ字などの誤りにはあらじか、然らば、いよゝ近し、【出雲塊原ノ宮ノ段に、直富毘てふ人の名もあり、】○天之吹男神、此ノ神の氣吹戸主にあたる故は、かの御禊に、根國底之國に氣吹放てむとあればなり、山城ノ國相樂ノ郡ニ和伎坐天乃夫支賣ノ神ノ社とも式に見ゆ、○大屋毘古神、此ノ神の大禍津日にあたる由は、大綾の阿を省て大屋と云は、古語の常なり、繼體天皇の皇女若屋郎女を、書

紀には稚綾姫とかけり、【大綾をも即意富夜とよむべし、】注は例の助辭なれば、間に省きて云べし、さて此ノ綾は禍の意にて、【あやまつ、人をあやむるなどのあや、又さはることのあるを、俗にあやのあると云、又わやく者など云、これ禍のことなり、】詔もかよへり、下に木ノ國の大屋毘古ノ神といふも坐す、猶そこ【傳十の廿一三十四葉】にも云べし

○風木津別之忍男神、こは訓も名ノ意もいとく心得がたし、其由は次に云、○註、訓レ風云二加邪一、舊印本又一本には、加ノ字脫たり、今は延佳本又一本に依れり、○訓レ木以レ音、こはいと心得ず、字の誤りあるべし、【凡て註に以レ音といふは、假字なることを知ノせたる物なる故に、何れ此某字以レ音、幾字以レ音などある例なり、然るに今訓レ木以レ音とあるは、例もなく理りもなし、もし訓レ木ならば、云二云々一とこそ有ルべけれ、此註に右に誤りあること疑なし、】故レ思ノに、以音ノ二字は、云レ宜の誤りならむか、宜を音ノ字に誤れるから、云ノ字をばさかしらに以に改めつらむ、【又思ノに、加ノ字無き本もあれば、もと訓レ風云二訶邪一、木字以レ音とありけむを、訶邪ノ二字亂レて下上になれるを見て、後ノ人の訶は訓ノ字の誤なるべしとて改め、字ノ字は衍字と見て削れるかとも思へど、木ノ字ノ音を取て假字に用たること、此記はさらにも云ハず、書紀などにも例なし、又木ノ字は、本文ごめに本米太などの字の誤かとも云べけれど、風の假字に訶を用ること、此記の例に違へり、みな加是とのみ書り、されば此彼この考へは用ひがたし、又以音は云二古一の誤かとも思へど、記中に木の假字には、許を用る例にて、古ノ字書ることなし、】さて木を氣と云ことは、下の子之一木の所にくはしく云べし、宜ノ字を書るは、風木とつゞく音ノ便りに濁る故なり、【音便の濁りのまゝに注する例、此下に訓レ土云二豆知一、中卷に土雲の注に、云二具毛一などあり、】さて式に、大和ノ國高市ノ郡氣都和既神ノ社といふあり、【但ノ此社は姓氏錄に、伊我香色乎命ノ男氣津別ノ命と云あり、是などを祭れるか、いかにもあれ、氣都和氣てふ語の據なり、】姑く此ノ考に依て、加邪宜都和氣と訓り、なほも考ふべし、さて此神を速佐須良比咩にあつることも、たしかにはあらねど、持佐須良比失

氐波、罪由云罪波不在止とあると、上に科戸之風乃吹放事之如久、吹掃事之如と讀て、遺罪波不在止祓給比云々
とあると、同じことなれば、風にさすらひ失ふ意あり、さて書紀に、日我所生之國、唯有朝霧而薫滿之哉、
乃吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命是風神也とありて、風は神の氣なれば、風氣とも云べし、【氣は、
此字の音かとも聞ゆれども、なほ此方の言にて、古ヘ火氣潮氣など云り、凡て皇國言と漢文字音とたまたまに同じきもまゝ
あり、死る銅殻を馬謂阿母など、此外にもあり、これらは自然に相似たるにて、かの文字などのたぐひとは異なり、し
かるを此とくらべて、皆字音とのみおもふは、深く考へざるなり、】本は借字、津は助辭なり、さて下に別に風ノ神はあ
れども、右に云る如く、此は別なる一ッの傳のまがひ入リし物なる故に、重れるなり、又底筒之男にあつるゆゑは、筒は
と、邪宜津と、語の近ければなり、こはいとものどほけれど、しひて云なり、○海神は和多能加微と訓べし、【字ノ加
微とも訓べし】師ノ説に、海を和多と云は、渡ると云ことなり、古書に、山には越といひ、海には渡るといへり、【今云、
書紀舒明天皇の大御哥に、山こえて海わたるともなどあり】万葉一ノ巻に、對馬乃渡渡中爾などよめるを思へとあり、
此外の説はひがことなり、○大綿津見神、名ノ義師ノ説に、綿は海、津は例の助辭、見は毛知の約りたるにて、海津持て
ふ意なり、これ海を持神なればなり、下文に、因河海持別而云々、因山野持別而云々とある、持別の言を
以て知べしとあり、【書紀に保食神あり、この毛知の例をも思ふべし、又此記に、久比奢母智神、又佐比持神など云もあり、】
又師説に、綿津海など書る、綿も海も借字にて義なし、又わたつみを只海のことに云は、此神の名より轉れるなり、故
いと上代には、神ノ名の外にわたつみてふことは見えず、海をも綿云は、大津飛鳥などの御代のころよりや始りけむ、
又和多都宇美と云は、いと、後のひがことなり、延喜式などまでも、たゞ和多都美とのみあり、多を濁るもひがことなり、
綿ノ字を借、又假字もみな清音を書り、津は音便にて濁ること、山津見などの例に同じとあり、今云、これらの津は清て讀

べし、假字に清音を用ひ、又例も清て多き、】此說に依べし、津見の意は今一ツの考へもあり、そはなほ傳七ノ卷【五十五葉五十七葉】に云べし、山津見も津見も同じ、さて上の諸神の例によれば、此ノ神下なる三柱の綿津見にあたれり、又生海ノ神とあるより、改て別に見ルときは、下の三柱は別れたる神、此神は總たる神なり、大山津見ありて、下に又くさぐさの山津見あるが如し、○水戸神、水戸は【水門と書るも同じことなり、】美那斗と訓べし、【古く美斗と云訓も有て、今はたまたま地名もあるなれば、然讀むも悪きにはあらず、土左日記に、あはのみとを渡ることあり、】書紀武烈ノ卷の大御哥の之寶世を、一本に彌儺斗と有りと分注あり、又齊明ノ卷の大御哥にも、瀰儺斗と云ことあり、万葉ノ哥にも多し、【美斗とよめるは見えず、】即チ水之門の意にて、門は海の出入る戸口なり、【島門河門なども云、】書紀神代ノ卷に、神乃往三見粟門及ニ速吸名門一然此二門云々、仲哀ノ卷に、自ニ穴門一至ニ向津野大濟一爲ニ東門一以ニ名籠屋大濟一爲ニ西門一などあり、那は之に通ふ辭なり、【右の速吸名門の名を、神武ノ卷には、之と作るにて知べし、猶例多し、和名抄には湊ハ和名三奈止とあり、俗にも此字を用ふ、】○速秋津日子神、速秋津比賣神、書紀には速秋津日ノ命とて一柱なり、さて秋津日と赤土と語通ひて、清明き意なり、黄泉の穢を速に祓すてゝ、清らかに明けきをいふ名なり、【續紀ノ宣命に、明支清支直支誠之心以而云々、すべて清きをあかきといふこと、赤心など古言に例多し、】明津神といふも、意は少シ異なれど語は同じ、【又かの一書には、磐土底土赤土とならびたれば、赤土は中間にあたるべし、但し中てふ名も、本は明より轉れる物か、其由はかの大神上ツ瀬下ツ瀬をすてゝ、中ツ瀬に祓て清まはり坐しかば、其處を明瀬と云しより起て、万の物も、上と下との間を那加とはいふか、】又伊能賣にあづる故は、阿伎を切れば伊にて、その伊見も、阿伎見と同シ意なること彼處【傳六の六十一葉】にいふを合せ見よ、【大綿津見と下の三柱の綿津見とを別に見ば、是も別神とすべし、倭比賣ノ命ノ世記に、伊勢ノ瀧ノ原ノ宮は、此ノ日子神、並ノ宮は此比賣神なりといへり、】○註至ノ下に速ノ字脫しにや、

此速秋津日子速秋津比賣二神因河海持別而生神名沫那藝神（那藝二字以音下效此）次沫那美神（那美二字以音下效此）次頰那藝神次頰那美神次天之水分神（訓分云久麻理下效此）次國之水分神次天之久比奢母智神（自久以下五字以音下效此）次國之久比奢母智神（自沫那藝神至國之久比奢母智神并八神）

二神は布多婆斯羅能迦微と訓べし、○因ニ河海ニとは、まづ水戸は、河水の海へ落る所の戸口にて、【河口といふこともあり】河と海との際なるを、此ノ神一柱は其ノ河の方に倚坐、一柱は海の方に因坐てなり、さて何を河の方、何レを海の方とせむ、かの祝詞に、比賣神を、八鹽道之鹽乃八百會に坐スと云、又下の山津見野椎の例にも依て、姑く日子神は河の方に、比賣神は海の方に因坐と定むべし、河海は加波宇美と訓べし、【常には、宇美加波と云ヒなれたる故に、河海と書るをも然訓ことなれど、此は河ノ方の比古神は上に、海ノ方の比賣神は下にあり、又常に何となく宇美加波といふとも少異なればなり】○持別而とは、同シ水戸の内を、河に因れる方と、海によれる方と、二柱ノ神の別て持坐を云なり、さて持別而生とつゞきたれども、持別は此神たちの凡の上を云るにて、生にかゝれることには非ず、○沫那藝神、沫那美神、名ノ義、沫は字の如く水の沫なり、【假字は阿和なり、阿叢とかくはひがことぞ】那藝と那美と對言ること、既に伊邪那岐伊邪那美の御名の所に云り、此は其意にてはかなはぬに似たれど、彼ノ御名ノ例に依て稱じにもあらむか、但し岐と藝と異なる假字を用へるも、故あるべきにや、【此記は、同音の假字にも、別あることは前に云り、】故レ思フに書紀ノ一書に、國常立尊云々、天萬尊生沫蕩尊【沫蕩此云阿和那伎】沫蕩尊生伊弉諾尊とある、是はいと異なる

一ツノ傳なり、かくて那伎に蕩ノ字を當れたるは、平の義を取て、【詩に魯ノ道有レ蕩 などいふ蕩ノ字のこゝろなり、】水上の和たる意なるべし、【或人も然云き、】さて此に那美と對たるは、那美は水ノ上の騷ぐを云ッ言にて、波と云名もそれより出たるなるべし、【下なる八千矛ノ神の御哥に、幣都那美曾とある、此ノ那美も海のさわぐさまを云て、即チ波のうちよする意なれば、波よする礒と云むが如し、もし那美を常に云ノ波の意とするときは、寄るなど云ノ用ノ言なくては、波礒にては言たらはず、】○頰那藝ノ神、頰那美ノ神、名ノ義、頰は借字にて、訓は和名抄に、頰和名豆良とあるに依べし、万葉にも狹丹頰相など、多く都良と云に借ッて書り、さて都良は都夫良の切りたる言なり、其は下に猨田毘古神の事を云る段に、其沈ニ水ノ之都夫多都時名謂ニ都夫多都御魂一其阿和佐久時名謂ニ阿和佐久御魂一とあり、都夫良は即都夫多都音にて、其貌をも云ッなり、沫と並びたる波と同きを以て知べし、【万葉十八ノ卷に、可治能於登乃都婆良々々爾とよめるも、櫓の水にさはりて、つぶだつ音を云て、同じ言なり、又廿ノ卷に、ほりえこぐ、いつくのの、かぢの都久米、おこしばたちぬ、みをはやみかも、此ノ都久米の久は、夫の誤にて、都夫米なるべし、十八ノ卷の、つばらつ／＼にとよめると合せて知べし、つぶら／＼と鳴ルを、つぶめと云なるべし、又つぶりと沒入と云も、物の水におちいれば、つぶだつよりいふを云、】圓を都夫良と云も、其形より出たり、猶彼投【傳十六の一のひら】に云ノ言どもをも引合せ見よ、那藝那美は上に同じ、○天之水分ノ神、國之水分ノ神、名ノ義、久麻理は分配なり、即チ書紀に、分を久麻留とも訓り、神名式に、大和ノ國吉野ノ郡吉野ノ山ノ口、宇陀ノ郡宇太ノ、山ノ邊ノ郡都祁、葛上ノ郡葛木等に、各く水分ノ神ノ社あり、續紀に、文武天皇二年四月、奉レ馬ニ于吉野ノ水分ノ峰ノ神ニ一祈レ雨ヲ也、【万葉七ノ卷に、三芳野之水分山とよめるは此なり、是を美豆和氣山と訓るはひがことなり、】祈年及月次ノ祭ノ祝詞に、水分ニ坐ス皇神等能前爾白久、吉野宇陀都祁葛木ト御名者白氏云々、【水分に坐とは、水分ノ神ノ坐所なるを、即チ水分といふなり、】右の外にも、式に河内ノ國石川ノ郡建水分ノ神社、

葛津國住吉郡大水分豐浦命神社、三代實錄二に、安藝國水分天神など云あり、又丹後國與謝郡籠神社は、天ノ水分神なりと云、【又古今六帖片戀ノ題ノ哥どもに、美許母理神と多くよみ、清少納言ガ册子に、神はと云中にも、美許母理神あり、是等も水分を訛れる名か、吉野なるをも、後ノ世には然いふなり、】○天之久比奢母智神、國之久比奢母智神・名ノ義、久比奢母智は汲瓠持なり、【久比を約めて比といひ、瓠を省けり、その省ける瓠の濁音、佐へうつりて、奢となれるは、語の自然の勢なり、】古由は鎭火祭ノ祝詞に、火結神生給氏、美保止被燒氏、石隱坐氏云々、吾名妹命能所知食上津國爾、心惡子乎生置氏來奴止宣氏、返坐氏、更生子水神匏川菜埴山姫、四種物乎生給氏、此能心惡子乃心荒比留波、水匏埴山姫川菜乎持氏、鎭奉禮止、事教悟給支【書紀に天吉葛とあるも、此ノ匏のことなり、】とあり、但し彼は、火ノ神の荒ぶるを鎭めむ備に生たまふといふ一ノ傳なり、此は其のみならず、水分神と同じく、凡て萬ノ物に水を施して、功を成しむる神なり、和名抄木器ノ部に、杓、和名比佐古、唐韻云、蠡、水器也、瓢、和名奈利比佐古、瓠也、瓠匏也、匏可レ爲二飲器一者也とあり、【奈利比佐古とは、草の實になりたる杓といふことゝなり、】外宮儀式帳に、木匏廿柄、匏廿柄とあり、○註に自沫那藝神云々と云は、速秋津日子速秋津比賣二柱ノ神の生坐る神等の數を總てことわれるなり、

次生風神名志那都比古神。此神名以音。次生木神名久久能智神。此神名亦以音。次生山神名大山上津見神。次生野神名鹿屋野比賣神。亦名謂野椎神。自志那都比古神至野椎并四神。

次生、これより又伊邪那岐ノ神伊邪那美ノ神の生給ふなり、次ごは、水戸ノ神の次なり、生ごと云て、久比奢母智ノ神の次ならぬことを別てり、○風ノ神志那都比古ノ神、書紀【一書】に伊弉諾尊、曰我所生之國唯有朝霧而薫滿之哉、乃吹撥之氣化爲神、號曰級長戸邊命、【亦曰級長津彦命、】是風ノ神也とあり、【万葉二ノ巻大御呂ノ哥に神風爾伊吹惑之とよめり、】纂疏に、級長は息長といはむが如しとあり、其由は師ノ説に、此神は、大御神の御息より成り賜へば、志那都比古とは云なり、万葉ノ哥に志長鳥と云は、鳰鳥のことにて、息長鳥と云むに同じ、同廿ノ巻に、鳰保杼里能於吉奈我河波、とつゞけよめるを以て知ルべし、【此哥を沖中川と心得たるは、論にたらず、】此鳥水底に入て浮出ては、長く息づく故に、然云ひかけしならむ、息長川は近江ノ國坂田ノ郡なり、【天武紀に、近江ノ軍戰ニ息長ノ横河ニと見え、坂田ノ郡なることは、諸陵式に見ゆ、仙覺万葉釋に、息長は坂田ノ郡穴ノ郷の内にありといへり、和名抄に阿那、】彼ノ廿ノ巻なるは、河内にての哥なるを、そは近江にてよめる古哥を、河内にて宴にうたひしならむ、又河内ノ石川ノ郡の磯長も、もとおきながの略にてもあらむかとあり、【神名帳にかの坂田ノ郡に、日撫神社伊夫伎神社ならびて載り、日撫志那部語ちかし、】さて科戸之風とは、此神の御名より云て、凡ての風のことなり、【西北の風をいふとは、後ノ世のことなり、】又師ノ説に、龍田ノ風ノ神祭ノ祝詞に、此神は比古神比賣神ならび坐スことしるければ、古事記日本紀、たがひに一神脱たるべしと云ハれき、又彼ノ龍田に坐ス風ノ神を、天乃御柱ノ命、國乃御柱ノ命と謂す、此ノ御名の事は、傳七【七のひら】に云べし、○木神、書紀には木祖とあり、○久々能智神、名ノ義、久々は莖なり、和名抄木具ノ部に、莖、和名久木ニあり、莖は、字書に草木之幹也といへり、】其を久々と云るは、万葉十四に久君美良、【莖韮なり】又【同巻】九久多知【和名抄に、薹ハ久々太知、蔓菁ノ之苗也、】などなり、【俗に物の速に長る貌を、久々登と云も此意なり、【登は莖多なり、】【いさかね佰伎と云なること、これかれ見えたり、】下に久々年神、久々紀若室ノ葛根神あり、これらの久々も同じ、故レ思フに、

野椎神は、野津持神なり、と師は謂れき、【母智の母を省るなり】書紀天之石屋戸ノ段の一書に、又使三山雷者云々、野槌者、採二五百箇野薦八十玉籤一、また神武ノ御卷に、高御産巣日命を顯齋し、祭の時ノ所に、火名爲二嚴香来雷一、水名爲二嚴罔象女一、粮名爲二嚴稻魂女一、薪名爲二嚴山雷一、草名爲二嚴野椎一とあるは、皆二柱ノ大神の生坐る神の名なれば、山雷も山津見に當れり、是を以テ見れば、まことに都遅と都知と同意にて、知は持なるべし、又按に、かの海つ持山つ持は、母知を切て美と云るに、其を知と云っも例違ひ、且狹土迦具土御雷足名椎手名椎雷などの豆知、みな持しふ意とも聞えず、此等の例を熟く思ひわたすに、豆知ノ豆は例の助辭にて、知は久々能智など智と同く、尊む名にもあるべし、山雷野椎は、山之智野之智と云むが如し、○註に、并四神とは、此ノ前後の神等とも連ならず、此は伊邪那岐伊邪那美ノ大神の生坐る神なるを、他ノ神等の中間に隔たる故に、取り分て結べるなり、上の速秋津比賣の下に、并十神といへるも是に同じ、椎の下に神ノ字脫たるか、【何れの本にも無し】

此大山津見神野椎神二神因山野持別而生神名天之狹土神訓土云豆知下效此次國之狹土神次天之狹霧神次國之狹霧神次天之闇戸神次國之闇戸神次大戸惑子神訓惑云麻刀比下效此次大戸惑女神自天之狹土神至大戸惑女神并八神

野椎ノ神、凡て上に某ノ神亦ノ名謂二某ノ神一と有て、下に其ノ神の事を云っときは、其ノ亦ノ名の方を舉る、此記の例なり、○二神は布多婆斯羅と訓べし、【前の二神は、上に神と云はざる故に、布多婆斯羅能迦微と訓つるを、此は上に神とあれ

【らるれこ謂く理を畧く例よ、詔たまふをのたまふこ云たぐひ常多し、】麻理は美こ云に同じ、【極みきはまり、恐みかしこまり、屈みかゞまり同きが如し、】又万葉に山の常陰こ云るも、刀美陰にて山のたわみ低き所の陰をいふ、なほ下の戸山津見の下をも見合はすべし、さて比古比賣は例の稱なるを、惑子惑女こしも書るは、たまく語のより來たるまゝの借字のみなり、【惑の比を、古へは正しく比こ呼しなり、故比古比賣にも此字を借りて書るなり、然るを此類の比布を、伊宇の如く呼ふるは、後世の音便にて、正しからず、】書紀に、大戸之道尊大苫邊尊、亦曰大戸摩彦尊大戸摩姫尊こあるも、此こ同神は、いさゝ異なる傳なり、式に阿波國名方郡に意富門麻比賣神社あり、【三代實錄に、天香山大麻等野知神こ云も見ゆ、】○右八柱の名義、因山野持別而生こあるに就て考へ知べきなり、【上の因河海持別而生とせる神たちの名は、皆水によれるこ思ひ合すべし、】又下の八柱の山津見の名合せ見べし、【又思ふに、狹土狹霧の狹は、多く詞の上に加る辭、土も霧も闇も惑も、皆字の意にて、土より霧の發、その霧によりて闇く、闇きによりて惑ふこ云意に名づけしか、戸は所なり、俗にごにまよふこ云はこれなり、此考へやすらかに聞ゆれど、然る意もて神名に負せ奉むこといかゞ、もしさもあらば、必風神より前にあるべきことなり、又思ふに、狹土は、佐豆は、宇佐都毘古宇佐都毘古の佐知に同じ、それを佐豆こも云由は、彼所に委く云を見よ、知は例の尊稱にて、野山の佐知によれる名か、闇戸は座戸、戸惑は門眞門か、されごさては名の意おのおのはなれて、一つたぐひにあらず、必さはあるまじき物ぞ】○凡て古語は、意はいさゝやすらかにて、こともなき物から、千歳の後の世に其を解ことは、いさゝかたきわざになむ有ける、其故は、よろづの詞は、その體も意も、世々に移轉て、いたく變りきぬることなるに、然る流の末より、遙なる源をうかゞふわざなれば、その間いく瀨のよごかへだたりぬらむを、奈何か容易は心得らるべき、彼狹土の狹を、既こゝに云る如きこ、坂でふ言にのみ耳なれつる、流の末の人心には、いさも物遠くして、信られぬことに思ふめり、こゝに古學

をさへしして、川の八十隈を經のぼりて、源に至り見む時ぞ、然こそとは覺るべき、然あるものを、代々の物知り人の、書紀の神名などを說たるは、後の世の心詞を以て、直に當たる故に、ことをもなく、今ノ人の耳には、やすらかに聞ゆめれど、源にのぼりて見れば、皆非ここにて、中々に物遠くなむ、】

次生神名鳥之石楠船神。亦名謂天鳥船。次生大宜都比賣神。(此神名以音)次生火之夜藝速男神。(夜藝二字以音)亦名謂火之炫毘古神。亦名謂火之迦具土神。(迦具二字以音)因生此子美蕃登(此三字以音)見炙而病臥在。多具理邇(此四字以音)生神名金山毘古神。(訓金云加那。下效此)次金山毘賣神。次於屎成神名波邇夜須毘古神。(此神名以音)次波邇夜須毘賣神。(此神名亦以音)次於尿成神名彌都波能賣神。次和久產巢日神。此神之子謂豐宇氣毘賣神。(自宇以下四字以音)故伊邪那美神者。因生火神。遂神避坐也。(自天鳥船至豐宇氣毘賣神。并八神)

凡伊邪那岐伊邪那美二神。共所生島壹拾肆島。神參拾伍神。(是伊邪那美神未神避以前所生。唯意能碁呂島者非所生。亦蛭子與淡島不入子之例)

次生、ここ野椎ノ神の次にて、是より又伊邪那岐伊邪那美ノ神の生坐るなり、○鳥之石楠船ノ神、鳥とは、行ことの疾きを

しく此と同名なり、凡て大御とも大とも御とも云、みな同意なり、神祇官に坐、御巫の祭神八座の中の御食津神を祈年祭祝詞には、大御膳都神と云り、又文德實錄二に、河内國恩智大御食津彦命神、恩智大御食津姫命神、【こは帳に、高安郡恩智神社二座とあるこれなり、】さて上に粟國の亦名も、此と同名異神なり、一神には非ず、又下に須佐之男命の食物を乞し此、【傳九ノ八葉】此なるも一神なるべし、【彼を書紀に保食神とあるは、彼と一神にて、御名の傳への少し異なるなり、されど名義は同きこと、右に云が如し、】○火之夜藝速男神、夜字は迦の誤ならむか、亦名の炫迦具など、同じ類なるべければなり、迦藝のことは次に云べし、又夜藝ならば燒の意なるべし、【濁音の藝を書る由は、下の速の波を濁るべきを、其濁を上へ轉せる、上代の音便にて、上なる豐久士比泥別の處に委く云るが如し、考へ合すべし、然るを謂は、濁音を書るは例には非ず、かゞやきのやぎなり、と云れつれど、かゞやぎならむには、かゞここそ云べけれ、かゞを略て、やぎとのみ云べきに非ず、又かゞやきのきも、濁らむことはいかゞ、又いやと訓るは、古の假字づかひを知らぬなり、又舊事紀に火燒速男とかけるは、既に假字の清濁みだれつる世の人の作れる書なれば、藝を清音に讀て、みだりに燒とせるなれば、證とするにたらず、】速は例の稱名なり、○火之炫毘古神、炫は迦賀と訓べし、魯異記に、炫を加々也久と訓り、字書にも燿光也とも、火光也とも、明也とも注せり、【然るを舊事紀に、火々燒彦とあるに依て、延佳が、燒字に改めつるは非なり、舊事紀に信がたし、此記に本より炫と作り、又傳は炫を用ひて、木能氏理と訓れき、此もいかゞ、】○火之迦具土神、迦具は輝と云意、其は迦賀とも迦藝とも迦具とも迦宜とも活て、同じ意なり、迦藝と云る例は若櫻宮段の大御哥に、火を迦具漏肥と詠み給へる【万葉にも、香切火のもゆる荒野とあり、】是なり、迦宜は影と云是なり、さて土は、都は例の助辭、知は例の尊稱なり、【此例上に委く云り、】さて右の三ノ名は火之は、みな肥能と訓べき例なり、【木能と訓むは誤なり、凡て火を木と云は、木を許と云と同格にて、木末木

の御哥に、伊比衛惠氏許夜勢屢、万葉三【四丁】同シ命ノ御哥に、客爾臥有此旅人、【これを布志多留と訓るは非なり、】五【丁】に許夜斯怒禮、などなほ多し、記中に許夜流ともあり、又書紀【十六の】に反側、万葉【十二の四十丁】に宇知許伊布志提、などある許伊も、同言の活けるなり、【やいゆえよの通ひなり、】さて此に、在ノ字を下に添たるは、右の万葉に有ノ字あると同くて、世理てふ辭にあてゝ、書るなり、【此格万葉に多し、】○多具理邇は、書紀に嘔吐と書り、其の意は、髪を揚るを万葉【二ノ廿丁】に多氣婆奴禮、多香根者長寸妹之髪云々、又【十四】小放爾髪多久倍流などこれ、又【十四の】古麻波多具等毛、又【十二の】馬太使由吉氏、【手綱してひき上る意と聞ゆ、】などよめると同じきか、縄などをたぐると云も、搔上る意ありて同じ、嘔吐も久理も此ノ久理と同じ、【俗に嘔氣を世具理と云ひ、】兒のよだりをも久留と云、又咳をせくと云ことを、播磨ノ國のあたりにては、せきをたぐると云となり、】和名抄には、嘔吐【倍止都久、又太万比、】𠯗吐【豆太美、】とあり、【豆太美は乳吐なり、】○生神は、次の屎尿に成神とある例に依て、此ノ生をも那理世流と訓べし、○金山毘古神、金山毘賣神、名ノ義は枯槁なり、【膸は瘦病なり、】書紀に因嘔吐而病臥、とある意なり、枯と云故は、中卷ノ末に、其兒八年之間干萎病枯、とある意なり、【哀憔悴の加、償の加留留など、みな枯なり、】式に、河内ノ國大縣ノ郡金山孫神ノ社、金山孫女神ノ社、美濃ノ國不破ノ郡仲山金山彦神ノ社、【今ノ南ノ宮と申スは此なり、文德實錄一ノ卷に、美濃ノ國金山彦ノ神とあるは、此か別か、】○屎、和名抄に、糞、屎也、和名久曾、○波邇夜須毘古神、波邇夜須毘賣神、名ノ義は埴黏なり、字鏡に、埴ハ謂作泥物也、彌也、須とあり、【かくぶん尚書ノ禹貢に、厥ノ土ハ赤ノ埴墳とある埴を、古ノ訓に爾麻とあり、史記も同じ、說文に埴ハ黏土也とあり、爾夜須は令ㇾ黏なり、令ㇾ肥を許夜須といふと同格なり、】書紀神武ノ卷【戊午ノ年】に、宜ㇾ取天香山社中土ヲ以造天平瓮八十枚云々、又【己未ノ年】前年秋九月、潛取天香山之埴土ヲ以造八十平瓮、躬自齋戒、祭諸神、遂得安定區宇、故號取土之處

曰ニ埴安一【安を上の安定の文ゝ當て見るは、古への意にあらず、是も黏こいふ意なり、】是にて心得べし、さて如此御名を負せたるは、屎の形狀の、埴を泥夜志たるに似たればなり、式に大和ノ國十市ノ郡畝尾坐健土安ノ神ノ社、【畝尾は香山の畝尾にて、地ノ名こなれり、さて此ノ神ノ社ノ號に依れば、此の神ノ名は、此ノ香山なる地名より出たるに似たれざ、然にはあらじ、凡て此ノ前後の神に、地ノ名を取て名たる例なし、彼ノ地名は、返りて此ノ埴安神の鎮坐より出けむか、右の書紀の說は、異一傳にも有ルべし、凡て地名の由緣は、異說ある例多し、式に畝尾坐こいへるを以ても、土安は地名に非ず、もこ神ノ名なることを知ルべし】さて此ノ神書紀には、土神埴山姬こありて、唯一書に埴安神こあり、鎮火祭ノ祝詞にも埴山姬こあり、屎のさま山にも似たる故に、然も云るにや、【又思ふに、上にある金山に准へていはゞ、埴山は麻理病こ云意か、波こ麻こ通ふ、屎をゆばりこも云が如し、理こ爾こ通ふ、山城の蒲田井を、樺井こ式にはあり、さて麻理は屎の出るを云、下に見えたり、此レを用るこきは、波邇夜須も其意にて、夜須ハ病なり、齋宮式ノ忌詞に病稱ニ夜須美ト】式に、阿波ノ國美馬ノ郡彌都波能賣神社、波爾移麻比彌神社あり、【相禰こ禰こ誤ル、】又中ツ卷埋原ノ宮ノ段に、此ノ神ノ同名の男女あり、其は彼ノ地名よりぞ出つらむ、○上件迦具土金山波邇夜須こ云名、皆天ノ香山に由緣あり、其ノ由縁の名迦具土こ同く、又此ノ神の所殺坐る身躰に、諸の山津見神の成坐るも、山に由あり、又石屋戸ノ段に、取ニ天ノ金山之鐵ノこあるを、書紀には天ノ香山こあれは、香山こ金山こも由あり、又波邇夜須こ云ノ名の、倭の香山にあるも由あり、これらたまくに然ること、は聞えず、いかさまにも所以ありけなるゆゑに、驚かしおくなり、○屎、書紀に小便こ云意麻理ト和名抄に、屎ハ小便也由波利こあり、由は湯、麻理は屎麻理の麻理に同くて、其ノ出るを云、【書紀の訓注の麻ノ字は、婆の假字にも用ひたれば、和名抄こ照して、由婆理こもよむべけれざ、屎まるこ同きここ疑なければ、由麻理なり、ゆばりこ云は、やゝ後に轉れる言なるべし、書紀に小便こあるを、ユバリマルこ訓るは誤なり、ユマリスこ訓べし、

○俗に遺屎をよつばりといふは、夜尿なり、又馬ノ小便をばりといふ】さて上ノ件、吐も屎も尿も、皆病臥在ほどの御態なり、○彌都波能賣、書紀に、水神罔象女、罔象此云美都波とあり、又神武ノ御卷にも、水ノ名爲嚴罔象女、罔象女此云彌菟破廼迷とあり、【都波ノ字共に清音の假字なり、書紀も同じ、これを濁音に讀はわろし、又波能を能波と作るもあり、誤なり、今は延佳本又一本に依れり】名ノ義、彌は水なるべし、都波は未ダ思ヒ得ず、【前に、都波は、都夫羅なるべし、夫羅を切れば婆なり、都夫羅の意は、上の頰那藝神ノ所に云りといひし、又彌都は水、波は此レも麻理と云意か、はた早の意か、万葉十三に、石走垂水之水能早敷八師、これ波の一言を、早意に取てつゞけたり、などいひしは、皆よくもあらず、】書紀一書ノ中の亦ノ一説に、向ニ大樹ニ放ニ尿、即化ニ成巨川ニとあるは、一ツの傳へなり、さて土と水とは、穀物の成べき基なれば、先ヅ此ノ神たちの成坐るなり、又黄屎も、土を肥して、穀物を助け成ス物なれば、由あるをや、○和久產巢日神、和久は、書紀に稚ノ字を書り、凡て稚を古ヘには和久といへる多し、武烈ノ卷の歌に、思寐能和俱吾、【鮪若子なり、】繼體ノ卷の歌に、氣那能倭俱吾【毛野若子なり、】などあり、万葉十四にも、等能乃和久胡とあり、產巢日の事は上【傳三の十三葉】に出たり、さて此ノ神は、書紀一書に、軻遇突智娶ニ埴山姫ニ生ニ稚產靈ニ此ノ神頭上生ニ蠶與ニ桑ニ、臍中生ニ五穀ニとあるは、異なる傳なれども、【大宜都比賣の事と併せ考ふべし、傳九の十葉】豐宇氣毘賣ノ神の御親なるを合せて思へば、既に土と水との神たち成坐て、次に穀物の成べき產靈の神なり、和久とは、たゞ何となく稱たるか、はた穀物に由あるか、はた高御產巢日神產巢日に對て稱たるか、○豐宇氣毘賣神、豐は稱名、宇氣は既に大宜都比賣の所に云るが如し、書紀に、葦原中國有ニ保食神ニ【保食神此云宇氣母知能加微ニ】云々とある所、考へ合すべし、私記に、宇氣者食之義也、言是保ニ持食物ニ之神也と云り、又書紀に、伊弉諾ノ尊又飢時生兒號ニ倉稻魂命ニ、こは此の神の傳への異なるなり、【此記には、須佐之男ノ命の御子に、宇迦之

御魂ノ神といふあり、】大殿祭ノ祝詞に屋船豐宇氣姫命、【是ハ稻ノ靈也、】又下なる登由宇氣神の處考へ合すべし、【傳十五】又神名帳に、大和ノ國廣瀬ノ郡廣瀬ノ坐ス和加宇加賣命ノ神ノ社、【宇氣と宇迦と同じきこと、上に云るが如し、】廣瀬ノ大忌ノ祭ノ祝詞に、皇神等能御前爾白久、若宇加能賣能命登御名者白氏云々、【此祝詞の文考へ見べし、又此神を大忌ノ神と申すこと、書紀ノ天武ノ卷に見ゆ、】續紀に、寶龜九年六月、奉幣帛於廣瀬龍田二社、爲風雨調和秋稼豐稔也、神名帳に、丹後ノ國竹野ノ郡大宇加神ノ社、奈具ノ神ノ社あり、【伊勢の鎭座傳記と云書に、丹後ノ國竹野ノ郡奈具ノ社ニ坐ス豐宇賀能賣ノ神と云り、】さて上に大宜都比賣ノ神ありて、又此に重て此ノ神あるは疑はし、水分神等上に有て、又彌都波能賣ノ神あるも同じことなり、上ツ代の傳ヘ事なれば、まがひつることも有けむかし、書紀には、然重れるをきらひて、省かれつと見えて、此記にある神の異なるはいかにぞや、○火神は肥能加微と訓べし、【これも本能と訓は訛なること、上に云るが如し、】○遂の爾字は都比爾なり、記中高津ノ宮ノ段の哥に見ゆ、○神避坐也、この神てふ言は、神集神祝神逐神議などの神にて、凡て神の御上のことに附云言なり、迦牟阿賀理も同じ、【御魂の御身を去ること、思ふは誤なり、】鎭火ノ祭ノ祝詞に、國能八十國島能八十島乎生給比、八百万神等乎生給比氏、麻奈弟子爾火結神生給氏、美保止被燒氏石隱坐氏云々、○註に、毘賣の毘を、比と書るは誤なり、今は一本に從ふ、○幷八神、此數合ざるに似たり、其事次に云べし、○島壹拾肆島は、志麻登袁麻理余志麻と訓べし、餘と云べきを阿を省て、麻理と云は、古言なり、例は續紀十五に、尾張ノ連濱主てふ人、百十三歲にて、毛々知萬利止遠乃與支奈、【百餘十之翁なり、】と自歌へる是なり、○神參拾伍神、此數誰も疑ふことなり、まづ大事忍男ノ神より悉く數れば、四十柱なり、其中に速秋津日子速秋津日賣の生坐る八柱と、大山津見野椎ノ神の生坐る八柱と、豐宇氣比賣ノ神と、幷て十七柱を除けば、二十三柱なり、【延佳が、此數を合むとて云ることは誤れり、まづ八島ノ八神、六島ノ六神と云るひがことなり、島は島にて神にあらねば、此數に入べきに非ず、

若彊て入ば、伊余之二名ノ島に四神、筑紫ノ島に四神の名あれば、八島と六島の神合せて二十神なるをや、はた天ノ鳥船より和久產巢日ノ神まで七神と云るも違へり、其は九神にこそあれ、】故つら〳〵思ひ、くさ〴〵に數試に、凡て四十柱の中にて、石土毘古石巢比賣を一柱とし、速秋津日子速秋津比賣を一柱とし、大戶惑子大戶惑女を一柱とし、金山毘古金山毘賣を一柱とし、波邇夜須毘古波邇夜須毘賣を一柱として數れば、三十五柱なりけり、如此比古比賣と並ビ坐スをば、一柱として數ふることゝ、故あるべし、【此ノ比古比賣と並ビ坐ス神たち、書紀にはみな一柱づゝのみなるも、此に由あり、】然數ることは、上に、自二天ノ鳥船一至二豐宇氣毘賣神一幷八神、とあるも合り、又下ノ段に、大年ノ神ノ之子云々、幷ヲ十六神、とあるも此例にて其ノ數あへり、【但シ大事忍男より速秋津比賣まで幷セ十神といひ、天ノ狹土より大戶惑女まで幷ヲ八神といへるは、又右の例に合はず、此は比古比賣を分て數へつるなり、】○此記、數の字を、多く壹貳參肆伍陸漆捌玖ノ拾佰仟と書り、此を大字と云、公式令に、凡ソ簿帳科罪計贓過所抄牓之類、有レ數者爲二大字一、【この大ノ字を、印本に本ノ字に誤れり、】民部式に、凡諸國進レ官雜物返抄、稱二其年物一者、皆作二大字一、とあるこれなり、こは常の一二三などの字は、畫の少くてまがひやすき故に、音も義も近き字を借リて、如此書るにて、漢國よりある事なり、されど此記にしも、其を用ひたるは、何の由にか、然らずともありぬべき物をや、○例ノ字、師はこれをも例の誤ならむと云れき、

故爾伊邪那岐命詔之愛我那邇妹命乎〔那邇二字以音下效此〕謂易子之一木乎乃匍匐御枕方匍匐御足方而哭時於御淚所成神坐香山之畝尾木本名泣澤女神故其所神避之伊邪那美神者葬出雲國

與伯伎國堺比婆之山也

愛とは、【波志伎とも、宇流波志伎とも訓べけれど、】書紀ノ齊明天皇ノ大御歌に、于都俱之枳阿餓倭柯枳古弘【愛朕稚兒を
なり、】云々、と有ルに依て宇都久斯伎と訓つ、万葉三ノ五十丁大伴ノ旅人卿ノ歌に、愛人とも是を指て云り、又孝徳ノ御巻ノ
歌にも于都俱之伊母我、万葉廿ノ三十丁防人歌にも、宇都久之波々爾など讀り、○那邇妹は、書紀ノ履中ノ巻に、鳥往來羽田之
汝妹者云々、汝妹此云儺邇毛とあり、邇は伊と同韻を通はして云か、はた万葉九ノ卷三十丁に、妹名根ともあれば、
名根妹の爾伊を切て邇と云か、【白檮原ノ宮ノ段ノ那泥汝命ともあり、又万葉十七に、弟をさして奈弟乃美許等ともあり、】
○乎ノ字は夜と訓べし、須勢理毘賣の長歌【傳十一の四十四葉】に、八千矛ノ神能美許登夜云々、とある語ノ勢に似たればな
り、此夜は呼出す辭にて、余といはむが如し、如是る所に乎ノ字を用ひたる例、記中に多し、○此ノ邇ノ字、今ノ本には爾と
作り、本文に依て改つ、○易子之一木乎は、古能比登都氣爾加閉都流加母と訓べし、日代ノ宮ノ段に、吾殆見殺乎
乃云々、とある語ノ勢に似たり、一木は、私記曰、一兒、古事記及日本新抄並云謂易子之一木、古
謂木爲介、故今云神今食者、古謂之神今木矣、云々と云り、此ノ訓古を傳へて聞えたり、猶古く木を介と
云し例は、書紀景行ノ巻に、御木、木此云開、万葉廿ノ二十丁に、眞木柱を麻氣波之良とあり、又廿ノ 松ノ木を麻都能氣とあり、
【氣とは必ず乃の假字なり、】又近江の佐々木を、和名抄に篠笥ともあり、さて今子一人とあるべきを、かく詔ふ由は未ダ思
得ず、【私記に、蓋古以貴人喩於木、故謂神及貴人爲一柱一木矣、以賤人喩草、故謂天下人
民爲青人草也と云れど、此ノ説可とも所思ず、なほ別意あるべきものなり、】加毛は後ノ世に哉と云に同じ、歎なり、
さて此ノ御言は、愛み所思す妹ノ命を、一人の子に替て、神避坐せつることよ、と、惜みたまへるなり、上に詔之ト

雖詩軒、我王者、高日所知奴、〔昔かく人ノ命ゟ此ノ神に哳ッけむ由は、伊邪那美ノ神の崩ッ坐るを哀みたまへる御涙より成ッ坐る神なればか、〕是は此ノ神ノ社と聞えたり、彼ノ郡多木社とは同しきや非ずや、よく尋ぬべし、名ノ義、下に須佐之男ノ命ノここに、哳伊佐朋とあるを合せて思へば、泣伊佐波女の意か、又雨を佐米とも云は、此ノ佐波米か、〔佐波は佐と約、涙の落ること、雨の降と同じことぞ、さらしなの日記に、さふくとなきたまふと云々とある、今の世にもいふ語なり、これら涙のおつるさまを云て、即さはめきはめなるべし、〕〇出雲のことは下〔傳九の四十五葉〕に云、〇伯伎は、和名抄に伯耆〔波々岐〕神名帳に、彼國ノ川村ノ郡に波々伎神ノ社もあり、名ノ義しらず、若シ齋より出たる由などにや、〔或は此ノ伊邪那美ノ命の事によりて、ハキノ國なるべしと云るはいかゞ、〕〇堺は坂合なること、上に云るが如し、〔坂合部てふ姓も、境部ともかけり、〕〇比婆之山、婆ノ字、舊印本延佳本及ビ一本などには、波と作れど、今は眞福寺本又一本などに從へり、舊事紀又釋紀に引たるも、共に婆と作り、〔凡て此ノ波と婆とは、互に誤れる例多し、〕さて此ノ山今詳に知れず、國人などによく尋ぬべし、〔或說に、出雲ノ國秋鹿郡佐陀神ノ社是レなりといへれど、秋鹿ノ郡は伯耆の堺に非ず、出雲風土記ノ鈔に、比婆ノ山は蓋シ是レ意宇ノ郡母理ノ郷日波村ノ山也と云り、又出雲風土記に仁多ノ郡に灰火山あり、郡家ノ東南一十里と見えたれば、國ノ堺に近し、これもし火灰山にはあらぬにや、又大原ノ郡に比和社日原ノ社あり、されど此郡は國堺にはあらず、又備中ノ國賀夜郡に日羽てふ鄕、和名抄に見えたり、賀夜ノ郡のありかも知ラねど、備中備後伯伎出雲四國の堺あひ聯れば、おごろかしおくなり、又枕冊子に山はと云中に、比波乃山と云あり、是は何國なるにか、又伯耆ノ國人の物語に、今出雲ノ國の內、伯耆の堺に近き處の山間に、たわの內と云處あり、そこに伊邪那美ノ命の陵なりとて冢あり、小竹など生しければ、此ノ冢の草などをば、牛馬も喰はず、牛馬を牽來て草を飼むとすれども、此ノ冢のあたりへは牛馬よりつかず、其を去るなり、又此冢の竹を杖につきて行くときは、蛇のたぐひよりつかず、蛇の居る處へ此杖をつきた

つれば、すくみて動くこともあたはず、甚奇異きことなりと云り、なほたしかに聞まほしきことなり、】さて此を書紀一書には、葬二於紀伊國熊野之有馬村一焉とあるは、異なる一ッの傳へなり、【或人、後に木ノ國には改ノ葬りまつれるぞなどいふは、ひがことなり】又出雲と木ノ國とは、遙に隔りながら、神代にはちかく通ひ聞ゆること多し、其は下なる木ノ國ノ之大屋毘古神の【傳十の二十九葉】に委く云、○葬は、書紀に訶久志奉と訓つ、万葉二ノ卷、高市皇子尊の殯ノ宮の時、人麻呂の歌に、明日香乃、眞神之原爾、久堅能、天津御門乎、懼母、定賜而、神佐扶跡、磐隱坐止云、又鎮火祭ノ祝詞に、即此ノ伊邪那美ノ命の御事をも、美保止被燒坐石隱坐止とあれば、迦久須と云も古稱なるべし、石隱と云も、石槨の內に葬り奉るに就て云稱なり、【又書紀崇峻ノ卷に、瀲久と訓ることあり、此記中卷倭建ノ命ノ段に、后弟橘比賣海に入り坐て、御櫛の海邊に依りしを取て、作二御陵一而治置也とある、書紀神代ノ卷に奧津棄戸、万葉に於久都紀とあまたよめるなどを思へば、瀲使奉と訓むも古語ならむか、されど崇峻ノ卷なるも、凡人のこと、此中卷なるも、櫛に就て云るかの疑もあり、又奧津棄戸瀲久都紀などは異意なれば、猶書紀のなべての訓に依りつ、】又波夫流も古言なり、【波字牟流と云は、八日八夜字加、賜を字夫、など云と同じ音便なり、】されど、其は、死人を送遣ことを云稱にて、日代ノ宮ノ段に、天皇之大御葬などある葬ノ字は、然訓べけれど、【委く傳廿九の廿二葉】此は葬奉たる上に就て云なれば、波夫流とは事違り、似たることながら異なる物ぞ、【然るを後には、ただ葬ノ字にのみ依りて、混ひはてにき、凡て字の意をのみ思ては、古言に叶はぬこと、此ノ類なり、】

於是伊邪那岐命拔所御佩之十拳劒斬其子迦具土神之頸爾著其御刀前之血走就湯津石村所成神名石拆神次根拆神次

石筒之男神。三神 次著御刀本血亦走就湯津石村所成神名甕速日神。次樋速日神。次建御雷之男神。亦名建布都神。布都二字以音。下效此。亦名豐布都神。三神 次集御刀之手上血自手俣漏出所成神名訓漏云久伎。闇淤加美神。淤以下三字以音。下效此。次闇御津羽神。

上件自石拆神以下闇御津羽神以前幷八神者因御刀所生之神者也

所御佩は美波加勢流と訓べし、明ノ宮ノ段に、波加勢流多知と歌へり、佩るをはかせると云例にて、[illegible]るが、自尊む辭と聞ゆ、【上の天ノ浮橋に立の所に委く云り】さてかく用ノ言にも御と云こと、古へは記中に御寝坐、御立せなど猶多し、○十拳劔は登都加都留岐と訓べし、八拳鬚七拳脛などの例なり、【能を添て讀はわろし、又劔は多都加都留岐にてありけむ、】拳は搦にて、四ノ指を並たる長を云、下に拘字をも書り、書紀には拳字を書り、上代に手して持て、量り物の長さを量れるなり、然爲こと今も遺れり、【東言も、手して物を量るをいふなり】さて十拳は、劔身の長さを云なり、【書紀に稱之者と見ゆるは、[illegible]と云[illegible]にて、[illegible]なり、柄を都加と云は、握る故なり】書紀には九握劔、八握劔とも云ことあり、【同じことながら、是には能を添て訓べし、十拳は大方の劔の常度と見えて、何となくただ劔とてありぬべき所に、みな十拳劔と云ればなり、能と云べからず】劔の

こゝは下【都牟刈大刀ノ處、傳九ノ卅丁葉】に云べし、○頸は久比と訓べし、和名抄に、頸、久比、頭莖也とあり、【後ノ世に、頸より斬たる首を久比といふは、少し違へり、】久比は久頸美なり、【頸實を切れば斃なり、續世繼に、うなじのくぼと云ことあり、俗にもぼんのくぼといふ、】○御刀は、書紀景行ノ御卷に、御刀此云彌波迦志、とあるに依て訓べし、倭建ノ命ノ段に御佩とも書り、波迦志とは、佩を延たる言なり、さて御佩賜劍と云ことを、其ノ用ノ言を體ノ言に言爲て、即其ノ物ノ名とすることゝ、御執賜弓を御執と云に同じ、此格古も今も、万ノ物ノ名に多し、○前は、書紀に鋒と書る此なり、○血は知と訓べし、【阿世と訓は非なり、血を阿世と云は、齋宮ノ忌詞にこそあれ、常然には由なし、】○湯津石村、書紀には五百箇磐石と書り、師ノ説に、五百を約て由と云り、【今云、伊富を切れば與なれど、與と由とは殊に近ク通ふ音なれ、自を古言に由とも與とも云にてひなさる、】湯津杜湯津爪櫛なども、枝の多く齒の繁きを云、村は群ノ意なりとあり、万葉一ノ卷に、河上乃湯津磐村、又祝詞に、湯津磐村乃如塞坐て云語多し、○走は、多婆斯理と師の訓れたるぞよき、万葉十ノ卷に、我袖爾雹手走、又廿ノ卷に、霜上爾安良禮多婆之理、などあり、【俗にたばしりと云も、多ノ讀たるなり、】○石拆神、根拆神、書紀に、磐裂此云以簸娑窶、とあり、名ノ義は、式の祝詞に、磐根木根履佐久彌弖、万葉二ノ卷に、石根左久見手名積來之【又六ノ卷には、五百重山伊去割見とも、廿ノ卷には、奈美乃間乎伊由伎佐具久美ともよめり、】などあるを、或說に、人の頭の上にたゝほしあるを、しゃくみつらくと云に同じくて、岩の凸凹ある上を通り行を云なり、馬さくりとも、能の面にさくみと云あるも、同ジ詞なりと云り、此意なるべし、【源氏物語に、見童ノにこそかしきを、さくじりおよすけたることあれど、穩ならぬ意にて同じ、或說に、岩根をも履裂て行なりといふはわろし、】さて此ノ神ノ名は、石根拆と云言を二ッに分て、二柱に名けたる物なれば、根も石根の意なり、○石筒之男神、筒は借字にて都用に通ひ、【上の石土毘古の所にいへり、】其ノ都は例の之に通ふ辭、知は男の尊稱なること、上に云り、

【久々能智野椎神の下、】次の建御雷之男と云と同じさまの名なり、○御刀本、書紀には劒鐔とあり、【和名抄に、唐韻曰、鐔劒鼻也、和名都美波とあり、】今都婆と云物なり、そは即本にあれば、同じことなり、○甕速日神は、美迦波夜備と訓べし、【迦ノ下に之を添て唱るは非ること、委に傳七の五十三葉勝速日命の處に云べし、備と濁べき由も、彼に云むを待てよ、】甕は借字なり、【此字に就て云說は非なり、】凡て何速日てふ語は、みな用ノ語よりつゞく例なり、】美迦の意は、次に委に云、速日の意は、勝速日命の下に云べし、○樋速日ノ神、是も比波夜備と訓べし、【書紀に、いづれも皆熯速日と書るを、唯一熯之と書る所あれば、後の解訓に耳なれたる人の、ふと誤て之ノ字を加へたるにや、其故は、彼紀は神代ノ卷の中ノ神ノ名の文字、凡ていづくも〳〵同じさまに書て、此と彼と異なることはをさ〳〵なきをや、姓氏錄に此神の名の所に出たる、共に之ノ字あるは疑はし、】樋は例の借字なり、書紀に熯と作り、此字玉篇に、火盛熾也と注せる意なり、【易ノ説卦に、燥ノ萬物ノ者莫ノ熯ノ乎火ニとあり、書紀に、熯ハ干也と注せる所あるは、後ノ人の所為なり、又熯ハ火也とも注したるは、比と讀につきて、ひがこゝろえして書入たるなり、前後註の重なるのみならず、意ノ合ざるに背ければ、本ノ注に非ることいちじるし、】火とかゝずて、樋ノ字をしも借れるは、乾の意なればなり、出雲國風土記に樋速日子命とあるは、即此神なるべし、其由傳九【十五葉二十七葉】に云り、考ノ合すべし、○建御雷之男神、御雷を書紀には甕槌と書り、何も借字にて、美迦は伊迦に通ふ言なり、その伊迦は、嚴矛【舒明紀に此云伊箇之保虛】中日【[illegible]紀に此云伊柯之比】伊賀志御世、【祝詞】又伊迦米志伊迦志【[illegible]氏[illegible]ノ卷、おほけなくいかきひたぶる心にて、又手習ノ卷、いかきさまを人に見せむとおもひてなどあり、】などの伊迦なり、その美迦ノ通ふ例は、遷ノ却ノ祟ノ神ノ祝詞に、即此神を健雷命とあり、【美迦豆知伊迦豆知通ふ故なり、】又嚴きを美迦と云る例は、書紀ノ仁德ノ御卷の歌に、瀰箇始報、破利摩波揶摩智云々、此ノ瀰箇始報は、速待と云む枕詞にて、嚴しき潮の速きと云意のつゞけなり、【三日潮の訓

ひがことなり、】書紀に謂ゆる甕速日よ、熯を云、【愚謂こゝ云、先ッ甕と云るにて、嚴きことしらる、】甕栗も嚴栗なり、上の甕速日其外も、神及人ノ名に甕といふは、皆此意と知べし、都知は上の野椎神の下に云るが如し、【雷ノ字に付て意を思ふはひがことなり、】○建布都神、豐布都神、布都の事は、白檮原ノ宮ノ御段【傳十八の五十一葉】に云べし、式に、阿波ノ國阿波郡建布都ノ神ノ社あり、○此段書紀に異なる傳へどもあり、一書に、劔ノ鋒ノ垂血是爲ニ天ノ安河邊所在五百箇磐石一也、即此經津主ノ神ノ之祖矣、また其甕速日ノ神ハ是武甕槌ノ神ノ之祖也とも見え、又一書には、磐裂ノ神次ニ根裂ノ神兒磐筒男ノ神次ニ磐筒ノ女ノ神兒經津主ノ神【下卷本書にも、磐裂根裂神之子磐筒男磐筒女所生之子經津主ノ神】ともみえ、下卷【神代】本書に、甕速日ノ神之子熯速日ノ神、熯速日ノ神ノ子武甕槌ノ神、などと見えたり、此等の傳ノ少しづつの異にて、大旨は皆同き中に、經津主ト武甕槌とを別神としたるぞ、甚異なる傳へには有ける、後に高天ノ原より此ノ御國に天降し給ふ所にも、書紀には、經津主と武甕槌と二柱を云り、【遣出雲國詞も書紀に同じ、】此記には、彼所にも建御雷ノ一柱を云て、別に經津主てふ神はなし、其は此に建御雷の亦ノ名を、建布都とも豐布都ともあれば、彼ノ經津主も此ノ亦ノ名なること著し、猶其ノ證を云むには、彼ノ【書紀】神武ノ御卷高倉下の夢に、天照大神謂武甕雷神曰云云、時武甕雷神登謂高倉下曰、予劔號曰韴靈と云ることあり、書紀ノ神代卷の如く、武甕雷と經津主と別神ならば、其夢にも二柱共に見え給ふべきに、然もあらず、其上此劔の名をしも韴靈と云ば、決く經津主ノ神の劔なるべければ、其神こそ其夢には見え給ふべきに、さはあらで、武甕雷の手劔として授給へるは、此ノ神即經津主なる故ならずや、【かゝれば書紀は、神代ノ卷と神武ノ卷と相合ず、神武ノ卷は此記の趣と合へり、經津主てふ名は、此ノ刀より出たるなり、舊事紀に此劔の名を、布都主ノ神魂ノ刀ともあり、彼は信に足ぬ書なれど、此名もし據あらば取べし、】又出雲國造ノ神賀詞には、天ノ夷鳥ノ命ニ布都怒志命乎副天、天降遣天とありて、建御雷の見えぬも、一ッ神なればなるべし、

さて古語拾遺には、書紀ノ如ク是レを別神として、經津主ノ神をば、今ノ下總ノ國ノ香取ノ神是也といひ、武甕槌ノ神をば、今ノ常陸ノ國ノ鹿島ノ神是也と云り、【此は書紀に、齋主ノ神、今在乎東國楫取之地一也、とあるに依れるなるべし、抑此ノ齋主と云ふ神は、經津主とも武甕槌とも指て云ハざれば、推て經津主とは定めがたきを、如此定めて云るは、據あるか、又た事の意をくはしくも思はで、ふと定めたるか、おぼつかなし、續後紀九、又春日祭ノ祝詞などにも、鹿島をば建御賀豆智命、香取をば伊波比主命とのみ有て、經津主と有ルことなし、たとひ經津主とあらむにても、建御雷と一名とするに難ケなし、】かくて寶龜八年に、此ノ二宮の神位を授ケ奉リ賜へるに、鹿島は正三位、香取は正四位上なり、是レ本一ノ神なるを、鹿島には其ノ總ての御靈を祭る故に【神號をも建御雷命と申し傳へて、】位も高く、香取には別にかの齋主たる御靈を祭る故に、【神號をも伊波比主命と申シ傳へて、】位もやゝ降れるなるべし、然るを若シ是レ別神なることは、書紀の趣、經津主は大將軍、武甕槌は副將軍の如くなるは、彼ノ神位の尊卑に當らざるものをや、〇手上は多加美と訓べし、書紀に、劍頭と書て、今云鍔なり、又書紀神武ノ卷に、撫劍此云都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢とも見え、又劍柄と書て多加比と訓る處もあり、其は美を後に比と云ヒ成るなり、【風土記に、日向ノ國宮崎ノ郡高日村、昔者自レ天降神、以二御劍柄一置二於此地一因曰二劍柄村一後人改曰二高日村一也とあり、是は本ト多加美ノ村と云るを、後に多加比と訛ノつと云ことか、將本より多加比とは云つれど、劍頭の義なりしを、改メて高日とせしと云ことか、】万葉九に、燒ノ刀乃手預云々とある、この預ノ字をも、【一本に頴とあるに依ラば借字なり、】師は頭の誤として、多加美と訓れき、〇集、上に、刀の前と本とには、著血と云るに、此には言をかへて、かく集と云る故は、前と本とは直に血の著處なるを、手上は、其ノ血の傳ひ流レ來て、手に塞れて集る處なればなり、さて阿都麻流と云言には、滯る意を帶り、【あつむるをつむるとも云、他に物のとゞこほるを、つまると云も通へり、なほ都麻流と云言の意は、傳十一の五十四葉に

し、さて此神を、書紀に龗と書し、此云於箇美とあり、【龗は、字書を考るに、龍也とも注し、又靈ノ字とも通ふなり】豊後國風土記に、球珠郡球覃郷、此村有泉、昔景行天皇行幸之時、奉膳之人擬於御飲令汲泉水、即有蛇龗【謂於箇美】於是天皇勅云、必將有臭、莫令汲用、因斯名曰臭泉、因爲名、今謂球覃郷者訛也、【此ノ文、書紀ノ釋に引るに誤字多し、今は仙覺が万葉抄に引るを引り、】万葉二ノ十二に、吾岡之、於可美爾言而、令落、雪之摧之、彼所爾塵家武、これらを思ふに、此ノ神は龗にて、雨を物する神なり、書紀に高龗とも云もあり、そは山ノ上なる龍神、この闇淤加美は谷なる龍神なり、【此神に、手俣より漏出たる血の成れること、下なる闇山津見の、陰に成れることを思ふべし、手俣も陰も、山に取ては谷のごとし、】神名帳に意加美神ノ社處々見ゆ、○書に、下效此とは、此卷の末にも、二處此ノ神ノ名の出たるをいふ、○闇御津羽神、闇の意上に同じ、御津羽は、上なる彌都波能賣の如くにして、此は谷の水ノ神なり、○上件八神、すべては因御刀所生といへども、分ていはゞ、石拆根拆石筒の三柱は石村により、甕速日樋速日の二柱は火ノ神の火により、【亦石村にもよれり、石より火の出るは此由なり、】建御雷は御刀により、【下に伊都之尾羽張ノ神の子とあるを思ふべし、かくて此ノ神も亦石村にもよれり、刀の砥によりて利きは此由なり、】闇淤加美闇御津羽の二柱は血によれり、【血の成れる故に、雨と水との神なり、上の彌都波能賣の、御尿になれるに同じ、さて上ノ八神は皆石村に由あり、此二神は然らず、故著石村とはいはず、】さて劍は火に焼、又石に水そゝぎて、鍛て、その用をなす物なれば、火と石と血とによれる七柱の神等、みな建御雷の德を助成たまへるなり、故此ノ八柱の中に、建御雷ノ神ぞ後に專ラ功を立たまへるかし、

所殺迦具土神之於頭所成神名正鹿山上津見神次於胸所成

神名淤縢山津見神〈淤縢二字以音〉次於腹所成神名奧山〈上〉津見神次於陰所成神名闇山津見神。次於左手所成神名志藝山津見神〈志藝二字以音〉次於右手所成神名羽山津見神次於左足所成神名原山津見神次於右足所成神名戸山津見神〈自正鹿山津見神至戸山津見神并八神〉故所斬之刀名謂天之尾羽張亦名謂伊都之尾羽張〈伊都二字以音〉

所殺とは許呂佐延坐斯と訓べし、【佐延は作禮の古言なり、上に云り、】○頭に御加志邇と訓べし、和名抄に、首 加宇倍、頭 訓同上、一云二賀之良一とあれど、又頭ハ加之良乃加波良、髑髏ハ比止加之良なども有て、加之良と云ぞ正しき名なる、【美久志と云訓は、凡て貴人の名をば、後にも加之良とはいはで、然云あれど、久志はもと髮のことか、くしけづると云も、髮をけづるなり、さて髮をけづる具なれば、櫛をも久志とは云か、そはくしけづりと云べきを、略し然云は、たとへば庖丁がつかふ刀なれば、庖丁刀なるを、やがて其をも庖丁とのみも云、田子の持桶なれば、田子桶なるを、田子と俗の云も同じ、さて髮のある處なるゆゑに、頭をも美久志とは云か、如字倍も髮方なり、しかはあれど、櫛の名はいと古ければ、此は本にて、其を刺處なる故に、髮をも頭をもいふなるべし、いかにまれ頭をいふは古語ならじ、】○正鹿は、口決に眞坂なりと云り、【万葉に眞佐加てふ言多けれど、彼は行末のことなどに對て今まさしあたりたることを云るなれば、別なり、俗にまさかの時などいふ、其より轉れるなり、】○胸は身根の意か、【身を、古言に牟と多くいへり、】○淤縢は下處の意か、今も下る處を淤理斗と云なり、【さてかくさまに活くフリルレは、背に例をし、師は此神の名

姫島と云よし語り傳ふ、民の家も三十戸あまりあり、此ノ島の女、むかしより產に難なし、神のまもりと言ヒ傳ふ、この姫大明神は、即チ比賣碁曾社の神なるべくおぼゆ、

雨兒島

同人、今筑前ノ國遠賀ノ郡の北の海中に、島郷と云處あり、東西五里、南北一里なる島にて、二十村あり、その内に二島村と云ありて、其處に小島二ツあり、これによりて二島村とは云なり、此ノ二ツの小島いづれも、周九十間ありて、岸けはしく、いづ方よりものぼりがたし、矢篦竹多く生て、大きなる蛇すめり、長門ノ國の北の海中に、二生島ありとあるは、これを誤れるなるべし、此ノ島、海上より見れば、長門に屬るが如くなれども、長門の島にはあらず、二生と云名もたがへり、即チ二子島と云なり、と云ヒおこせたり、雨兒島これならむか、されどこはなほ決めがたし

比婆之山

澤ノ眞風、寛政六年四月に、杵築ノ大社に詣ける路次に、比婆之山を、委く尋ね來て、語りけらく、出雲ノ國能義ノ郡にて、同郡なる母理より、一里餘リ許リ西南ノ方なり、伯耆ノ國の堺にも遠からず、山は高き山にて、北ノ海など、よく見渡さるゝ處なり、かくて、山ノ上の、やゝ平なる地に、徑四五丈許リと見ゆる程冢の如く小高き處の有て、石の齋垣を造リ周らしたり、是レなむ伊邪那美ノ命の御陵と云り、前べに拜殿もあり、近き鄕々より、詣づる者常に多し、さて其ノ御冢には、松ノ木も幾株も生たり、小竹透間もなく、高く生茂れり、凡て此あたりは、近き里より、牛を多く野飼に放ちおく處なるを、此ノ御冢の篠をば、其ノ牛どもゝいさゝかも喰ことなく、又蝮蛇の此レをいたく怖るゝ事など、傳に記されたるが如し、されば詣ッたる者、蝮蛇を防がむ料に、此ノ篠を賜はりて、持還るとぞ、たわの内と云は、此山の麓なる村ノ名にて、峠内と書り、此ノ國にては、いはゆる峠を、凡て多和と云なり、又風土記ノ抄に、日波村と云る、それも此ノ山の麓にて、吾レ此ノ度、

其ノ里より登りたり、とぞ語りける、又内山ノ眞龍ガ云ク、出雲風土記仁多ノ郡に、備後ノ國惠宗ノ郡ノ堺、比布山云々とある、比布山は、比羽山にて、備後に屬るか、此ノ御坂山の麓山なるべし、御坂山の南は、惠宗ノ郡湯川なり、そこに比羽村あり、上代に御坂山を、比波山と云しなるべし、御坂山には、有リ神ノ御門一と、風土記に云へれば、なみ〳〵ならぬ山なり、國ノ堺は、古今違ヒあることなれば、上代には此ノあたりも、伯耆の堺にぞありけむと云り、これもなほよく尋ね考ふべき處なり、

古事記傳六之卷

本居宣長謹撰

神代四之卷

於是欲相見其妹伊邪那美命追往黃泉國爾自殿縢戸出向之時伊邪那岐命語詔之愛我那邇妹命吾與汝所作之國未作竟故可還爾伊邪那美命答白悔哉不速來吾者爲黃泉戸喫然愛我那勢命（那勢二字以音下效此）入來坐之事恐故欲還且具與黃泉神相論莫視我如此白而還入其殿内之間甚久難待故刺左之御美豆良（三字以音下效此）湯津津間櫛之男柱一箇取闕而燭一火入見之時宇士多加禮斗呂呂岐弖（此十字以音）於頭者大雷居於胸者火雷居於腹者黑雷居於陰者拆雷居於左手者若雷居於右手者土雷居於左足者

鳴雷居於右足者伏雷居幷八雷神成居。

欲相見は、阿比た麻久淤母富志氏と訓べし、【相ノ字は、逢い意に見べし、】〇黄泉國は、【豫美能久爾とも、豫美都久爾とも訓べし、與美津と云ことは、祝詞式に見ゆ、されごなほ、】豫母都志許賣、又書紀に余母都比羅佐可など、例多きに依て、豫母都久爾と訓つ、たゞ黄泉とのみあるは、豫美と讀べし、さて豫美は、死し人の往て居國なり、万葉九ノ卷に、遠津國黄泉乃界丹、又十ノ卷ニ雖生應合有哉、宍串呂黄泉爾將待輙云々などあり、源氏夕霧ノ卷に、よみぢのいそぎとあるは、泉路なり、【泉門と注せるは誤なり、】榮花物語音樂ノ卷に、よみづこにし侍むとあるは、黄泉にゆく罪なり、生返をよみがへると云も、黄泉より還なり【俗にも黄泉路返直路ノ障などいふ、】名ノ義は、口決に夜見土とある、土ノ字は非なれご、夜見はさも有ッぬべし、下文に燭一火とあれば、暗處と見え、又夜之食國を知ス月讀ノ命の、讀ニも御名も通ひ聞ゆればなり、さて祝詞に、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申氏とのたまひ、又御二罷姫國根之堅洲國ニと、須佐之男ノ命の詔へる【私記に、根ノ國ハ謂ニ黄泉ノ也と云、万葉五に之多敝乃使とよめるも、泉路のことなるが、下方ノ使と聞ゆ、出雲ノ國ノ風土記に、伯耆ノ國ノ郡ノ内ノ夜見島と云ことあるは、黄泉に由あることありての名なるべし、】などを見れば、下方に在ル國なりけり、さて此ノ黄泉の事、外國より來つる儒佛の書に、人の生死の理をとり〴〵に云ることごもを聞キ馴たる後ノ世の人は、佛にまれ儒にまれ、己が心の引々に、強て其方に思ひ寄すれご、皆ひがことなり、然る外國の道々の書なかりし上ツ代の心に立歸りて、唯死人の往て住國と意得べし、【或人問、死にて夜見ノ國に罷るは、此ノ身ながら往か、はた魂のみ往クか、答、此身はなきからとなりて、しるく顯國に留在れば、夜見ノ國には魂の往ッなるべし、又問、男神は火を燭して見給へば、宇士多加禮云々と云ひ、書紀ノ一書に、欲レ見ニ其ノ妹ニ乃到ニ殯斂之處一ともある

を合せて思へば、夜見ノ國に往クと云は、實にはたゞ地ノ下に藏すを云るにこそあらめ、別に其の國あるにはあらじか、答、そはたゞ例の漢意のさかしらなる一わたりの見にて、誰も然は思ふべきことなれども、まては此に其國にて有しくさぐさの事どもを傳へたる、皆虚說となるをや、凡て神代の傳說は、みな實事にて、その然有る理は、さらに人の智のよく知べきかぎりに非れば、然るさかしら心を以て思ふべきに非ず、今女神の、初に出向たまへりし時は、姑く顯國に坐し世の御形にてありて、見へ賜ひしなり、書紀に、猶如生平出迎共語とある是なり、さて男神の、火してひそかに見たまへるは、夜見ノ國の實の御形なり、かの蕃神ノ宮の註にも、かゝる類の事あり、思ひ合すべし、又到ニ殯斂之處ニとあるは、死人に逢むとしに、夜見ノ國に行クには、其骸を藏したる處より行クことなるべし、又此記に、黃泉比良坂は、出雲之伊賦夜坂と謂とあれば、還來まする路は、此地のあたりへ出賜ひしなるべし、凡てみな傳說のまゝに心得べきことなり、さて是はみな神の御うへの事にこそあれ、凡人は、此ノ世にある程の現身ながら、夜見ノ國に往見ることは無ければ、なべては何れの道より往還るなどは、定め言べきに非れども、何事も神代ノ跡を以て、物は定むることなれば、然心得てあるべきものぞ、又世に十王經と云ものに、閻魔王國、自ニ人間ノ地ニ去ルコト五百史善那、名ク無佛世界ト亦名ク預彌國ト云々と云る、此經はもとより僞經と云中にも、此邦にて作れるものなり、預彌國と云も、神典に依て作れる名なり、然るをかへりて、神典に豫美と云る名は、此經より出たることかと、疑ふ人も有なむかと思ひて、今辨へおくなり【貴きも賤きも善も惡も、死ぬればみな此ノ夜見ノ國に往ことぞ、○追往は淤比伊傳坐と訓べし、【追を于比の假字に書るは、後ノ世のひがことなり、】凡て行幸ことを、古言に伊傳坐と云り、故行幸をも、古くは伊傳麻志と云り、【万葉に行幸ノ行なとあるも、然訓べし、今ノ本の美由伎とある訓は誤なり、】又記中に、天皇ならでも幸行と多く書り、此ノ語本は、出る意に云つることも有ルべけれど、必ずしも、たゞ行賜にも來賜と云にも云り、【今の俗語にも、御出な

きるとも云を、行ここにも來ここにも用るも、同じ心ばへなり、】天智紀ノ童謠に、于智波志能、都梅能阿素弭爾、伊提麻栖古云々、伊提麻志能俱伊播云々、万葉八ノ二十丁に、闇夜有者、宇倍毛不來座、梅花、開月夜爾、伊而麻左自常屋、○目殿騰戶、この騰ノ字、舊印本又一本に、又舊事紀にも如此有て、戶を騰てと訓り、されど此訓いかにぞや聞ゆ、【戶は閉とのみあり、上と云ことは上代に見えず、延佳本又一本には、縢戶と作て、久美度と訓り、こは此ノ字說文に緘也と注し、詩ノ秦風小戎ノ篇に、竹閉緄縢などあり、又新撰字鏡に、縢ハ組也久彌とあれば、久美とは訓べけれど、なほ非なり、こゝは久美度を云べき所に非ず、久美戶のことは上に云り、】かにかくに此字は、古へより誤り來し物と見えたり、故くさぐ〜思ふに、腋戶か前戶か後戶かなどにもやあらむ、其故は、玉垣ノ宮ノ御段に掖戶あり、水垣ノ宮ノ御段の哥に、斯理都斗、麻幣都斗あり、高津ノ宮ノ御段には、前殿ノ戶後殿ノ戶ともあり、又下ノ文に、且與黃泉神相論、とあるを見れば、此は先ヅ竊に出賜ふと見ゆれば、腋戶後戶などより出賜むも、由あるをや、【前戶は論なし、】又思フに、書紀一書に、欲レ見其妹一乃到ニ殯斂之處一とあると、仲哀ノ巻に、无火殯斂此云ニ褒那之阿餓利一とあるとを合せて見れば、殯斂ノ意に騰と書るか、若シ然らば、騰殯戶を、下上に寫し誤れるなるべし、【神武ノ段に足一騰ノ宮、これは意は異なれど、騰ノ字の例なり、】又本のまゝにて殿騰戶か、されど騰戶てふことは例を見ず、意もおほつかなし、左右に思ヒ定めかなつれば、姑く此ノ一字をば遺して、三字をたゞ登能度と訓つ、さては何にまれ違ふことあらじ、【仲哀ノ段に勝騰門比賣とある、騰ノ字は無き本よろし、】殿戶てふ言は、書紀崇神ノ巻ノ歌に、彌和能等能度とあり、【三輪之殿戶なり、】猶又高津ノ宮ノ段に多く見ゆ、○出向は出迎なり、古言には迎と向とを、通ハして書る例多し、書紀一書に即ち出迎共語とあり、○語詔之は迦多良比多麻波久と訓べし、【書紀にも、共語とも語之ともあれば、此も語ノ字意ありてかけるなり、】万葉十三ノ十丁に、愛妻跡不語別之來者云々、○汝ノ字、前には那と訓つれど、此は美麻斯と訓べし、續紀九ノ十六丁宣命に、美麻

斯乃父止坐天皇乃、美麻斯爾賜志天下之業止云々、美麻斯親王乃齡乃弱爾云々、吾子美麻斯王爾云々、【此ノ美麻斯は、聖武天皇を指シて、元正天皇の詔へるなり、】又卅一ノ巻に美麻之大臣、【こは藤原ノ永手公を指て、光仁天皇の詔へるなり、】などあるに依れり、○未作竟ミとは、下に大穴牟遲與少名毘古那二柱ノ神相並、作堅此國ノたまふことある、是レ今娃背ノ神の未ダ作リ竟たまはぬ所ある故なり、相照して見べし、【万葉に竟をも盡をも、波弖と訓めれば、竟は波弖とも訓べし、】○故可還は、迦閇理麻佐泥と訓べし、麻世の世を經て佐泥と云は、古言の常の格なり、【故ノ字は讀べからず、上の未作竟を、いまだつくりをへずあればと訓る、あれば此ノ故ノ字の意あるなり、】○答白は、たゞ麻袁志多麻波久と訓べし、○憐哉は久夜志加母と訓べし、哉ノ字、書紀に御夜【神武ノ巻】とも柯倭【顯宗ノ巻】とも註あれど、なほ加母と云ぞ常なる、【加那と云ことは、奈良のころまでは見えず、】さて此は、既に黄泉戸喫し賜へることを、悔賜へる御言なり、○不速來、此ノ受弖は、悔む意ある辭なり、万葉三ノ巻に、速來而母見手益物乎、山背ノ高槻ノ村散去奚留鴨、○黄泉戸喫、書紀に、湌泉之竈此云譽母都俳遇比とあり、【此ノ俳を、火の意に見て、古來比と訓るは誤なり、此ノ字に皮皆ノ反にて、ハイの音なり、ハイの音の字をヒの假字に用ひたる例なし、珮杯背沛などの字みな、閇の假字なるを以ても知べし、哀愛をエに、開階をケに、賣昧妹をメに用ひたる同じ格なり、さればへ竈ノ字をかき、此記にも戸とあれば、閇と讀べきこと疑もなき物をや、又嘉靖ノ印本に、俳を非と作るは、誤寫なり、】閇とは即チ竈のことなり、戸ノ字を書クは、竈を本にて民ノ戸をも然云故なり、【漢國にて民家を戸と云故に、此方にても民ノ家を閇と云に、此ノ字を用るなり、さて竈を以て民ノ家をいふこと、今ノ世の言にも幾竈と云、又竈不絶るなども云めり、又民戸を煙と云も此意なり、】さて黄泉戸喫とは、黄泉國の竈にて煮炊たる物を食ふを云り、是なむ火を忌清むる事の本なりける、【然らば、今ノ世にも云ふ如く、黄泉の火を食フと云むも、あしからじかと疑フ人あるべけれど、俳も戸も比とは訓がたきこと、上に云

が如し、さて纂疏に、問、水火是天生之物、無分染淨、而神事忌水何也、曰、火雖是淨、因物而穢、故不食炊爨之物而已、とある、水火は天生の物なれば穢なしと云は、妄に理をのみ思ふ漢意なり、もし物に因て穢るとせば、黄泉の物は、炊爨の具に限らず、惣て穢れたるべきを、取分て竈をしも云は、もと其火に穢の有ゆゑならずや、後に男神の御身に著る御衣服など、穢しとて投棄たまふは、黄泉の凡ての穢なり、然るに今此には、他の物をのたまはずして、たゞ戸喫をしも詔ふは、火の穢の重き故なり、さて火に淨と穢とがあることは、如何なる所以とも測知べきにあらぬを、其理なしと思ふとるは、神の御言を信ずして、妄に己が心を信むものなり、今の代には、神事の時、又神の坐地などにこそ、火を忌事有めれど、なべて世間には、然るわざもせぬは、火の穢を云ば、愚なることゝ、さかしらがる漢意にひろごれるなり、】あなかしこ万の禍は、火の穢るゝから起るぞかし、禍の起るは、此黄泉の穢より成り坐る禍津日ノ神の靈なり、火穢るゝときは、此神こころ得て荒ぶる故に、万の禍おこるなり、神ノ道に志さむ人は、由なき漢意を捨て、よく此を思ふべきことぞ、かゝれば、民を撫世を治むには、先ッ天ノ下の火を忌清めて、神の御心を取ッ奉るべきものぞ、さて今此に如此申し給ふは、族離がたき御心は坐々して、又此ノ世に還坐さまほしくはおもほしめすものから、此ノ黄泉戸喫の穢によりて、還坐こと不能るよしなり、此ノ御言をよく味ひて、あなかしこ火の穢をなほざりにな思ひなしそ、【○書紀に、吾已湌泉之竈矣、雖然吾當寢息、とあるは、竈矣の下に文の脱たるなり、試に此記に准へて補はゞ、雖然吾業君尊、追來甚可畏、故將還焉、など云文あるべし、さて雖然吾當寢息は、此記の與黄泉神相論とあるに當れり、古本には右の如き語のありけむを、雖然と云ことの二ッ重れるによりて、寫す時まぎれて、脫しつるものならむ、さるためしよくあることなり、今ノ本のまゝにては、語の意つゞかず、いかにとも解べき由なし、然るを世々の註者たちは、いかに心得たるにか、疑ひをだにのこさぬは、いともいとみだりなることなり、】○我那勢ノ命

こは、男神の我那邇妹命と詔へるに對て、女神の男神を申したまふ稱なり、那は汝、勢は兄にて、凡ては夫婦兄弟の間のみならず、女を妹と云如く、【女を妹と云ふ例は、傳三ノ卷に委く云り、】凡て男を尊み親てよぶ稱なり、書紀に、吾夫君此云二阿我儺勢一とあり、これは此の一義に就て書る文字なり、【夫君の字は、那勢の凡ての意にはあらず、】袁祁ノ命は御兄を指て汝兄と詔ひ、【下卷に見ゆ、】又御弟の須佐之男ノ命をしも、我那勢ノ命と天照大御神は詔へり、【傳七に見ゆ、】万葉十六 丁廿 に名兒乃哉、今ノ本に那阿爾と訓るは非なり、】十四 丁三 に奈勢能古なども多くあり、吾背又吾背子なども云も同じ、【男どちも然呼こと、妹と云ふ例の如し、】○然故は阿禮許邪禮婆と訓べし、【此は故ノ字を讀はわろし、那邪婆といふに故の意こもれり、】○欲還は迦幣理那牟と訓べし、此ノ賀てふ助辭は、古ヘ哥をよく知れらむ人は自ら味ひ知べし、○且ノ字は、【此は字ノ隨に加都とも麻多とも訓てむは、上下の語ノ意に叶はず、後ノ世の文ならば、但など云べき所なり、下の天ノ尾羽張ノ神の事を云る處にも、似たる格あり、傳十四に出たり、併せ考ふべし、されど多々志と訓むは、古語のさまならず、】[illegible]と訓て語ノ意よく叶へり、さては字ノ義にも甚く違はじ、【今の語に、假に姑くすることを、先云をしても、麻阿云をしても云、この先麻阿は、苟且の意なれば、こゝの且ノ字も、押て其意に取て語意に叶へむも、いたく強事ならじ、】○具は都婆良邇となむ師の訓れし、此言は万葉十九 丁二 に、都婆良可爾今日者久良佐禰、又二十 丁十 に淺茅原曲々二物念者、【此ノ曲々を今ノ本に、トサマカウサマと訓るは、甚く誤れり、契沖のツバラ〳〵と訓るぞよき、】又十八 丁十 に、可治能於等乃都婆良々々々爾、又一 丁十 に委曲毛見管行武雄、【此委曲の訓も、今ノ本は誤れり、】又九 丁廿 に、委曲爾示賜者などあり、記中に所々ある委曲ノ字も、如此よむべし、都麻比良加と同言なり、書紀ノ舒明ノ卷に曲舉ともあり、又此の具ノ字、麻都夫佐とも訓べし、此語は八千矛ノ神の御哥【傳十一】に見ゆ、【都夫佐の都夫と、都婆良の都婆とは一ツなり、】○黄泉神は、天ツ神國ツ神などの例に、豫母都加微と訓べし、さて此ノ神は如何なる

神にか、傳へなければ知ルべきに非ず、たゞ黄泉に坐ス神等なり、【此ノ時は顯國も初の時なれば、夜見ノ國はた、此ノ伊邪那美ノ神ぞ初メノ神なるべく思はるれども、此に如此あるは、既に他神もありしなり、】○相論は阿宜都良波牟と訓べし、【相ノ字はよまず、】書紀に然訓り、【遊仙窟にも】阿宜は言擧の如し、都良布は、引づらふ丹づらふ掛づらふなどの類にて、其ノ貌を云辭なり、さて此は、上國に歸リ坐むとする事を相議りたまふを云なるべし、○莫視我は、阿袁那美多麻比曾と訓べし、鎭火祭ノ祝詞に、夜七日晝七日、吾乎奈見給比曾、吾奈妹之命、止申給比支とあり、書紀に請勿視吾矣、○殿内は登能奴知と訓べし、書紀神功ノ卷ノ歌に、腹ノ内を波羅濃知とよみ、【濃はヌの假字なり、乃字は奴と切る、】國内を万葉に久奴知とよめり、○間は、阿比陀と云むも惡からねど、なほ富杼と訓べし、然訓る例万葉【十一の十二丁】にあり、○甚は、伊登と訓べし、万葉に訓り、【すべて伊登てふ言には、甚ノ字よく叶へり、最ノ字はあたらず、】○難待は麻知加泥多麻比伎と訓べし、待かねと云語万葉に多し、迦禰には多く不得と書り、【凡て迦泥と云は、みな此ノ不得ノ字の意にて、待かねは待得ざるを云、今俗に云とは、いさゝかたがひあり、】難ノ字も意は通へり、又語も加豆と云に通へるをや、【此の難を直に加豆と訓ては惡し、】○御美豆良は、上ツ代に男の御髮にて、髮を左右へ分て、結綰たるものなり、下に天照大御神の、解ク御髮ヲ纏御美豆羅ニたまふとあるも、書紀に息長足姫ノ尊の、橿日ノ浦にして、御髮を解して、海に入リ洗ひたまひて、自ラたまふに、御髮自分レたるを、即その分れたるまゝに結て、髻としたまふことあるも、假に男ノ貌と爲たまふなり、又崇峻紀に、古俗年少兒、年十五六ノ間束髮於額、十七八ノ間分爲角子、今亦然之とある、此ノ角子即チ美豆良なり、【十七八ノ間とあるは、やゝ後のことなるべし、いと上代は、すべて男は然ありしこと、右に云が如し、○角子をあげまきと訓るは、後の稱なり、卽みづらと訓べし、】万葉【七の二十八丁】に角髮とあり、左右にあるが角の如くなる故に、かゝる稱は有ルなり、後ノ世に鬢頬と云は、此ノ美豆良を訛れる言なり、【江次第に、幼主之時垂ニ鬢頬ニ】とてかの大御神の御髮の

所ヲ以て見れば、笄にも珠を飾しなり、萬葉廿に、阿母刀自母、多麻爾母賀母夜、伊多太伎弖、美都良乃奈可爾、阿敝麻可麻久母、○刺は佐々勢流と訓べし、○湯津々間櫛【由都之と之を添て讀むは、ひがことなり、由都巣といふ例皆然り】の事は、櫛名田比賣の所【傳九の二十九葉】に云べし、○男柱は、書紀に雄柱とあり、【これをホトリバとよめるは、邊齒の意にて、中古の稱なるべし、二記共に柱とあれば、古言は然らじ】共に袁婆斯羅と訓べし、新撰字鏡に、櫛柄ハ櫛梁ノ之左右之柱、乎止古柱とあり、【大神宮年中行事に、東ノ男柱ノ西ノ砌云々、これは御殿の高欄の男柱にて、字鏡に云ると同じ】是レに准ふれば、櫛も左右の端の大なる齒を、男柱とぞ云けむ、さて此を取欠て火燭たまひしを思へば、上代の櫛ノ齒は、やゝ長かりけむことしらる、○一火、たゞ火とても有りぬべきを、一ッ火としも云るは、古燭は一ッことゝ、又いくつも燃す物なりし故に、たゞ一ッともすをば、分て然云ならへるにや、又思フに、書紀に今世ノ人夜ル忌ム一片之火ヲ、又夜ル忌ム擲レ櫛ヲ、此其縁也とある、此は後ノ人の書加へたる文と見ゆれど、【其由は、一片之火と云ことは、次に擧たる又の一書にありて、此ノ上には見えず、上にいまだ其事をもいはで、ゆくりなく此レ其ノ縁也と云べき謂レなし、】さる云ヒならはしは古くぞありけむ、其ノ忌事に一ッ火と云フなせる名目を、本へ廻して、今こゝにも然云フにも有べし、【今ノ世にも、石見ノ國などにては、神に供る燈を一ッともすことを忌て、必二口にともし、又櫛を投ることをも忌むなりと、彼ノ國人云りき、】書紀に豐玉姫の御子産ますときにも、火々出見ノ尊の、以レ櫛燃レ火視レ之こともあり○宇士は蛆ノ字を訓來れり、本草てふ書に、【李時珍云フ】蛆ハ蠅ノ之子也、凡ッ物敗臭則生レ之とあり、和名抄には、胆を波閉乃古とありて、宇士てふ訓はなし、胆と蛆とは通ふ、字鏡には蜡を宇白とあり、【蜡の宇士なるべき由はいかゞしらず】今も腐爛たる物に生る小虫を、宇士とぞいふ、○多加禮、今ノ世の語に、すべて鳥虫などの、物に多く集まるを多加留と云、【人多加理と人にも云り、又御宇士がたかるとも常に云り、】但シ其は良利留禮と活く辭なるを、【たからむた

書紀舒明ノ卷に、九年二月大星從レ東流レ西、便有レ音似レ雷、時ノ人曰二流星之音一、亦曰二地雷一云々、○鳴雷、式に主水司坐鳴雷神社、大和國添上郡鳴雷神社、高市郡氣吹雷響雷吉野大國栖御魂神社二座、○伏雷、此ノ名他に見あたらず、○并ノ字、延佳本に並と作るは非なり、○雷神は、夜久佐能伊迦豆知賀微と訓べし、上の迦具土の御身に成リ坐る八柱の山津見、及此の八種の雷神の、各成れる處と名の義とを當て、其ノ由を考るに、山津見の方はことよれるが多し、されど又心得がたきもまじれゝば、姑く默止ぬ、々雷神は、何れも思ひ得がたし、【書紀の註どもに說あれど、みな強言なり、】さて書紀一書には、雷の成れることは見えず、一書には八色雷公を云、されど此記と、成れる處と其名とも異あり、【共に古への傳へなれば、今とかく云べきならねど、猶試にいはゞ、此記には、御手も御足も、左右に別に成れりとあるを、書紀には、たゞ手又足とのみ云て、左右をいはぬはいかにぞや、手も足も名こそ一ツなれ、實は左右にある物なれば、必二柱づゝ成リ坐べきことなり、かくいふは漢意なるごとく人思ふべかめれど、たゞ理をさしおきて、實の體につきて云ぞ、いにしへの意なる、】又雷の名は、此の八種の外にも、種々他ノ書にも見ゆ、將雷の事を、陰陽と云物の理を以て、かにかくに論ふは、例の漢意にて、甚く古ヘノ傳ヘに背けり、凡て雷は此に見えたる如く、もと伊邪那美ノ大神の大御身に成リて、豫母都國より起る物なり、【甚く怒りて死し人などの、後に雷になりてなくひすること、昔も今も多きは、是ノ故ぞ、】

於是伊邪那岐命見畏而逃還之時其妹伊邪那美命言令見辱吾即遣豫母都志許賣此六字以音令追爾伊邪那岐命取黑御鬘投棄。乃生蒲子是摭食之間逃行猶追亦刺其右御美豆良之湯津津

間櫛引闕而投棄乃生笋是拔食之間逃行且後者於其八雷神副千五百之黃泉軍令追爾拔所御佩之十拳劍而於後手布伎都都（此四字以音）逃來猶追到黃泉比良（此二字以音）坂之坂本時取在其坂本桃子三箇待擊者悉逃返也爾伊邪那岐命告桃子汝如助吾於葦原中國所有宇都志伎（此四字以音）青人草之落苦瀨而患惚時可助告賜名號意富加牟豆美命（自意至美以音）

見畏は見て畏むなり、記中所々に此詞あり、又見驚見喜見感なども有て、みな古語ぞ、加志許牟はおそるゝことなり、書紀推古ノ卷の哥に、訶之胡彌弖とあり、字鏡に、悸を惶也と注し、加志古牟とも於曾留ともあり、【又同書に、怖恂を、於比由とも於豆ともあり、此も美於遲弖とも訓べし、】○逃還、逃てふ言は、朝倉ノ宮ノ段の大御哥に、阿宜褒理斯とあり、○令見辱、耻を與るを、耻見すと云は古語なり、書紀【五の八丁】にも令着耻、又【十二の六丁】慚汝などあり、此を鎭火祭ノ祝詞には、吾名妹乃命能、吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給弖とあり、○豫母都志許賣は、書紀に泉津醜女とかきて、醜女此云志許賣、一云泉津日狹女とあり、私記に、或説黃泉之鬼也と云り、【但し鬼とは、儒佛の書にいふ鬼の意には非ず、たゞ尋常の人の類ならで、おそろしき物を、世に鬼といふ是なり、】書紀欽明ノ卷に、醜鬼とあるも其ノ意なり、和名抄にはこの醜女を、鬼魅の部に載たり、さて名ノ義は、形のおそろしく見惡きを

云下文に、伊那志許米云々とあると同じ、猶彼處に言べし、○道は都邇波志豆と訓べし、【麻陀志と訓は非なり、そは尊む所へ人して物を奉る意の所に書る遺ノ字を、麻陀須と訓むより轉れる誤なり、麻陀須てふことは、傳十六、木ノ花之佐久夜毘賣の段にくはしくいふべし、】○黑御鬘、すべて加豆良に三ッの品あり、葛【蔓も同じ】と鬘と髮となり、まづ葛は、葛かづら五味忍冬など、凡て蔓草のことなり、鬘は、頭の飾に懸る物なり、【古書に、蘰とも縵とも髩とも書り、蘰は字書に見えず、縵は見えたれども鬘ノ意なし、髩は鬘のかきざまの異なるなり、】髮は、和名抄に、和名加都良、釋名云、髮少者所三以被二助其ノ髮一也と有て、俗に加毛自と云物なり、かくさまぐ＼なれども、本は一ッより轉れる名にて、草の葛より出たり、さて其ノ葛の本の名は都良にて、記中に登許呂豆良都豆良、書紀万葉に、麻左棄逗邏、和名抄に千歲藁百部など云、【これらの都良を、加豆良の畧と思ふは、本末たがへり、】忍冬を、字鏡には須比豆良とあり【拾遺集雜ノ下に、さだめなくなるなる瓜のつら見てもとよめるは、蔓に頰を云かけたるなり、今都留と云は、都良のうつれるなり、弓の弦をも、万葉に都良ともよめり、馬具の轡籠頭の都良も、草の蔓よりぞ出けむ、轡は手綱のことなり、】さて何にまれ蔓草を以て頭の飾にかくるを、髮葛と云、是レ卽チ鬘なり、さて然鬘に用るから、立かへりて草の葛をも、加豆良とは云ならむ、又髮も鬘を飾具なれば、鬘とおなじ名を負せつらむ、さて鬘は、上ッ代には女男ともに懸る物にて、蔓草を用ひしことは、石屋戸の段に眞拆をかけしを始として、日影ノ鬘など、又必しも蔓ならねど、花鬘菖蒲鬘柳ノ鬘木綿鬘などあり、【これらも加豆良と云名は、蔓草より出たるなり、】又絲などを以ても作りしにや、珠をかざること、天照大御神の御飾【宇氣比の所、】に見えたり、玉鬘と云は是レなり、【髮にも葛にも玉かづらと云は、此の玉鬘の名をうつして呼か、又たゞほめていふにもあるべし、】穴穗ノ宮ノ御段に、押木ノ玉縵と云も有て、貴き寶なりしこと見ゆ、万葉に波爾蘰と云こともあり、【蘰ノ字は、此ノ物艸にても糸にても造るゆゑに、設けたる字にや、しか此方にて作れる字

多し、縵も、本の字義にはかゝはらで、右の意もて用るなるべし、○和名抄に、花鬘を伽藍ノ具に載たれども、これももと天竺の人の頭のかざりなり、】さて此に黒とあるは、色以て云なるべけれど、何物にて何如作れりとも知がたし、【都豆良を黒葛とかけども、そは此に由なし、○此ノ黒ノ字久漏伎と訓はわろし、殊に其ノ色をことわらむこと、こゝに用なく聞ゆればなり、さればクロミカヅラと訓べし、其ノ久漏も色もて云にはあれど、如此よむときは、蔓の一種の稱となりて、古言の例にかなへばなり、】蒲子の成れるに就て思へば、此ノ蔓のさま、蒲葡葛に似て、玉を垂たるが、彼ノ實のなれる形にや似たりけむ、色の黒かりけむも、彼ノ實によしあるにや、○葉は、八千矛ノ神の御哥に、腕葉を奴岐宇弖とよみ給ひ、書紀に、吹棄此云浮枳于都屢とあるに依て、宇氏と訓べし、○蒲子、書紀には蒲萄とあり、和名抄に、紫葛ハ和名衣比加豆良、蒲萄ハ和名衣比加豆良乃美とあり、或人ノ云、此ノ物鬚ありて蝦に似たる蔓草なる故に然名くと云り、○摭は、字書に、拾也とも註し、取也とも注せり、さて比呂比は、比理比と古言に云り、万葉十五丁に、於伎都白玉比利比弖由賀奈、又十三丁和多都美能多麻伎能多麻乎云々、比里比等里、十七丁に、多麻毘比利波牟などあり、○逃行、この行ノ字は、伊傳坐と訓べし、そは必出坐ならねど、行給と云ことをも、然言は古言ぞ、○湯津々間櫛、まへには男柱を取闕とあるを、此にはたゞ引闕とあれば、【引は取とには異なる意なし、】凡ての歯の中を引闕たまふなり、又まへなるは、左の御髻なる御櫛、此なるは右のなり、○笋は、字鏡に、筍笋太加牟奈、和名抄にも、筍亦作ㇾ笋、和名太加無奈とあり、【後の物に多加宇奈とも云り、凡て牟を宇と云なす例多し、音便なり、】名の意は竹芽菜なり、【菜は、食に添て喰ノ物の凡の名なり、かゝれば笋も、菜にするときの名を、たかむなといひ、たゞには竹子と云、故に哥には竹ノ子とのみよめり、此は拔食とあれば菜なり、】櫛の歯の狀、竹ノ子の並立るに似たり、書紀に鹽土ノ老翁が、玄櫛を投しかば、五百箇竹林になれりしとあるも、此たぐひなり、○且後、この且は麻多と訓べし、○其は加能と訓べし、○千五百は、たゞ多きを大

方に云言なり、凡て其ノ多きのほどに從て、八こも五十こも、八十こも百こも百八十こも、五百こも八百こも、千こも千五百こも、八千こも万こも、八十万こも八百万こも千万こも云り、さて百を富こ云は、毛々の轉れるなり、毛こ富こ通へり、但しこは五百八百に限れり、餘は幾毛々こ云り、○黄泉軍は豫母都伊久佐こ訓べし、伊久佐こは軍士を云稱なり、書紀神武ノ卷に女軍男軍、万葉二ノ廿丁に、御軍士乎安騰毛比賜、六ノ廿丁に千萬乃軍、廿ノ三丁に須米良美久佐【皇御軍なり】などある、皆然り、凡て、戰を伊久佐こ云ることは、古ノ書には見えず、いこ後のことなり、【軍ノ字師ノ字なごを書も、其人衆を云故なり、然るに伊久佐は、射合箭こ云ことなりこ、師のいはれつるはいかゞ、戰ノ字などを伊久佐こ訓る例もなきをや、】○後手は、手を後ざまへ回して物するなり、うつほ物語に、しりへ手にしばり云々こあり、○布伎は振なり、古言に振を布久こも云し例、万葉に、草の山吹を山振こも書たり、風の吹こ云も振こ通ふ、中卷に振レ風比禮こいふあり、書紀に、背揮此云志理幣提爾布倶【此ノ倶ノ字を、今ノ本に但こかけるは、いかにこも讀がたし、決くひがごこなり、纂疏ノ本に倶こ作るを以て、倶の誤寫なることを知れり、此ノ二字相誤れる所多し、】又皇極紀に揮レ劍こもあり、○都々は牟なり、此を爲ながら彼をも爲るを云辭なり、且且の約まりたる辭、此處は雷神こ軍こ追て出來るを、防ぎ坐ス御所爲なり、されご相向て防ぎたまはず、得逃給はぬに依て、逃ながら防き坐ス、故に、後手に物し給ふなり、○黄都比良坂、書紀に、泉津平坂此云余母都比羅佐可こ見え、鎭火ノ祭ノ祝詞には、與美津枚坂こあり、此は黄泉こ顯國この堺なり、平坂こ云は、平易なる意なり、【山背にも平坂こいふ所、書紀ノ崇神ノ卷に見ゆ、】○桃子は毛々能美こ訓べし、【凡ての木草に、花をもて名つくるもあり、實をもて名ヶるもあり、幹をもて名ヶるもある中に、實を以テ名けたる梨栗柹などは、實こ云ハねご實のことになりて、梨の實柹の實こは云ハず、されば桃も其類こせば、實をもたゞ毛々こ云べし、和名抄にも菓類に收て、桃子和名毛々こ注し、其外も梨子栗子椎子など、出せり、然れども、桃は花をも賞る木な

り、又こゝの樣を思ふに、坂本なる毛々このみいひては、其ノ木のこと、聞ゆれば、なほ實と訓べきにこそ、】さて桃之實乎三取且、と師の訓れたるぞよき、【三平と云は漢文讀なり、さて師ノ云、蒲子桃子などを投あたへたまひしは、後ノ世の道饗祭の本なり、彼ノ祝詞に、根ノ國底ノ國與利麁備疎備來ム物爾云々、】○待擊は、來るものを待受て打なり、中卷に倭建ノ命の、蒜の片端を以て、足柄の坂ノ神を待打たまふとあるに同じ、古言には待間待取待攻待戰待向などゝ云ること多かり、【此は早く來むことを欲するを待といふとは異なり、たゞ來るものを向ひ承るを云なり、後の物語などにも、待云々と云語おほし、】○悉は許登碁登邇と訓べし、火遠理ノ命の大御歌に、伊毛波和須禮士余能許登碁登邇、万葉五ノ卷に、布可多衣安里能許等其等伎會倍騰毛などあり、○逃返、舊印本には坂返とあり、此も捨がたし、黃泉より返るを與美返と云如く、坂合より返るを、坂返と云古言の有けむも知がたければなり、○告桃子、この桃子はたゞ毛々と訓べし、【此をも實と云むは拙し、】告ノ字能理給波久と訓べし、【こゝは都祁と訓むも惡からぬに似たれど、なほ然は訓まじきなり、】○助吾とは、卽今此ノ桃子を以、追迫來し者共を擊退けて、難をのがれ給ふ故に詔ふなり、○葦原ノ中國は大御國の號にして、もと天ノ神の【天照大御神天之忍穗耳ノ命、】御代に、高天ノ原より云る號なり、此ノ號の事、別に國號考に委く云り、【或書に、葦牙に喩しより名る由云るは、上ッ代の意に非ず、さては原と云む、中と云こと由なし、又中ッ國と云を、漢國の人のみづからほこりて、中華中國と云と同じさまに說なすも、彼をうらやみたるひがことなり、たゞ葦原の中なる物をや、又この葦原ノ中國といふは、西ノ九州をさすと云は、高天ノ原を、大和ノ國のことぞと誤り思ふから出たる強說なり、】今此に天上ならずして夜見ノ國にして、伊邪那岐ノ命の如此詔へるは、彼ノ天上にして云ル稱を、其ノまゝ此方にても云ならへる世になりて語り傳へし語なり、【又天ッ神の御代に、天上にて語り傳へたる語にても有なむ、】○所有は阿良由流と訓べし、伊波由琉と同格の言にして、共に古言なり、【由は流に通ふ古言の格なり、此ノ阿良由流伊波由琉などを、たゞ漢籍讀の言と

のみ思ふは誤なり、凡てから云ふことに古言の遺れることも多きぞかし、】〇宇都志伎青人草、書紀に、顯見蒼生此ヲ云宇都志枳阿烏比等久佐とありて、私記に、顯見者見在之義也とあり、かゝれば宇都は現、志伎は嬉悲の類の志伎にて辭なり、書紀神武ノ巻に、顯齋此ヲ云于圖詩怡破毗、續紀十ノ宣命に、于都斯久母などあり、さて人草のことを如此詔ふは、書紀大穴牟遲ノ命の御言に、吾所治顯露事者、皇孫當治、吾將退治幽事云々、【此ノ幽事を、上ノ文には神事とかけり、同じことなり、】かく幽神事に對て、顯露事と云へるが如く、目に見えず顯ならぬ神に對て、顯たる世ノ人と云ことぞ、【中巻ノ末に、神習青人草習と云ことある、此も世ノ人を神に對へて云るなり、】雄略天皇の、葛木ノ神の形を顯して見え奉り給ふを、宇都志意美登詔へる、又同段に、万葉に空蟬【借字なり】宇都曾臣などあるも、みな顯しき身と云ことなりとある、又現心、惑現などの現、みな同言なり、青人草と云所以は、次の文に、千人死千五百人生とある意にて、草の彌益々に生茂はびこるに譬たる稱なり、青としも云るに心を著べし、【私記に、貴人を木にたとへ、賤民を草にたとふ、といふ説はひがことなり、】故此ノ稱は、神の人の利益を爲給ふこと、人の損害を爲給ふことにのみ必ず用ふ稱なり、【神の人を和徳たまふは、千五百人生る、意なり、さて損害をなすは、これに逆ひ敵むなり、故其に此ノ稱を云なり、古書どもをよく見わたして眼を著べし、予が云ことの虛からざること、自さとりなむ、〇から國に蒼生黔首など云意とは、いたく異なり、ゆめ此ノ文字に迷て、意をとりあやまることなかれ、書紀に蒼生と作れたるは、たゞたまく似たる稱の文字を取れたるのみなり、】〇苦瀬は、久留志伎勢と訓むも然ことなれど、なほ師の宇伎勢と訓れたるぞよき、瀬は、歌に、憂勢、哀勢、逢勢、如是有勢など賦これなり、この勢てふ言は、凡て竪にも横にも用ふ、竪とは時なり、長く經行時の間に、人に逢時を指て逢勢と云、此ノ條も同じ、横とは處なり、川の瀬など是なり、川に云は、上より下まで長き流の間に、濟る處を指て勢とは云ぞ、【古ヘ哥に渡瀬とある是なり、さて川に淺き處をえりて渡る

ものなれば、渡瀬は必渡る處なり、故それより轉りて必渡る處ならねど、淺き處をも瀬とは云なり、又たゞつせ早瀬なども、もとはわたりせよりぞ出つらむ、】又痛く後のことなれど、西行が哥に、此處を勢にせむと云るも、此を其處とせむと云意なり、此の苦瀬は、苦患ここに當れるを云て、縱横にわたれり、○落は沈と同じ、凡て凶にゆくを、落とも沈とも云、吉にゆくを、上るとも浮むとも云り、○患惚の惚を、惣とも揔とも作るは、みな非なり、一本又舊事紀に、外に从なぞよき、火遠理ノ命の段に、惚苦とあるも同じ、彼も此も久留志牟と訓べし、天智紀ノ童謠に、愛倶流之衞云々、阿例播倶流之衞とよめり、【惚は、憁の俗字とあり、字書に、惚恫不得志也とも、不得意貌とも、又悾惚不得志也とも注し、又悾惚とも通はし書て、窮困也迫促也苦也とも、又惘ハ痛也呻吟也ともあり、】○可助は多須祁豆余と訓べし、上の如助哉を、此へかけて見べし、今吾を助しが如くに可助と云ことなり、桃の後ノ世まで鬼魅を避るは、此ノ大詔によれり、【漢籍にしも、桃のさる功能あることを、これかれに記せるを見れば、御國のみならず、外國の末までも、此大神の大詔の驗ありけることしられていと貴し、】○意富加牟豆美は、大神之實なりと谷川氏云り、さもあるべし、【但し大神とつゞける言にはあらず、神つ實に、大てふ言を添て稱しなり、】此號は、奇功を美て、かく神とは稱へ賜ひしなり、豆美の義は、今一ッの考へもあり、其は傳七ノ卷【五十五葉五十七葉】に云べし、

最後其妹伊邪那美命身自追來焉爾千引石引塞其黃泉比良坂其石置中各對立而度事戸之時伊邪那美命言愛我那勢命爲如此者汝國之人草一日絞殺千頭爾伊邪那岐命詔愛我

もあり、【引と取とはたゞ同じことなり、上に櫛の齒を引闕とも、取闕ともあるが如し、】如是寫て、追來坐る女神を、禦留奉り給ふなり、○各對立而は、阿比牟伎多々志弖と訓べし、万葉八【四十丁】に天漢相向立而、又【同丁】河向立などあり、書紀に此を、相向而立と書る、○度事戸は、許登度袁和多須と訓べし、書紀には、建絶妻之誓と書て、絶妻之誓此云許等度と、あり、私記曰、按古事記曰度事戸矣、故今尋彼文而讀之、度者猶如言度云々、【今俗言に、人に受持しむべき事を言付るを、申渡すと云、よく似たり、引導を渡すと云はさらなり、】さて書紀に書れたる字にて、大意は聞えたれども、許登度てふ言の意は詳ならず、故按に、其誓の辭を指て云か、そは書紀一書に、盟之曰族離、又曰不負於族云々、これ即事戸の御辭にや、さて次に、次掃之神號泉津事解之男、【この解ノ字、昔より佐加と訓ども、然訓べきさだかなる證も例もなければ、登都にても有なむかし、】とあるを思ふに、事戸は事解事の約りし語にもや有む、【ことごとを二たび切れば度となる、さて碁の濁りを帯て度とは唱るなり、】如此切まるは物遠きが如くなれど、許登も登も上下に重なる故に、おのづからかくも約るべき語の勢なり、さて右の書紀の建絶妻之誓を、舊く許等度和多留と訓り、されど然訓べくは、此記に、度ノ字は下にあるべきを、上に書るは、然に非じ、此記なるをば、師は舊本の如く、許等度通和多留と訓て、夫婦同室に住しが、離て別戸に度り往意なりと云はれき、されど此の樣を思ふに、然る意とも聞えがたし、たゞ書紀の字の如く、夫婦の交を絶つ證の事と思はるゝなり、万葉十九に、王作之道爾出立往吾者、公之事跡乎負而之將去、この哥、家持ノ卿越中ノ國より京に上ル時、餞せし人に報し、別の歌なれば、此も事跡とは、離別の辭を云て、其を忘れず心に持てゆかむと讀るにや、若然らば、此の事戸と同じ言にやあらむ、但し此哥師ノ説には、事跡は即ち字の如くにて、志和邪と訓べし、この餞せし人は、國の次官なれば、公が國にての政務の事跡を、京へ持ゆきて、申シ上むとよめるなりとあり、此説に依らば、此の事戸にはさらに由なし、されどし

ぶやこ云り、○上の殺をば許呂佐那、こゝの立をば多弖々那と訓べし、其は中巻忍熊ノ王ノ哥に、迦豆伎勢那和、【潜せむ我なり、】書紀ノ崇神ノ巻ノ哥に、伊弟弖由介那、【出て行むなり、】又神功ノ巻ノ哥に、伊弉阿波那和例波、【いざ逢む我レはなり、】万葉一に去来結手名【いざ結てむなり、】又二に君爾因奈名、【君に因なむなり、】又玉藻苅手名、【苅てむなり、】これら牟と云べきを那と云、【てむをてな、なむをなゝといへり、】古語の一ッの格なり、さて如此交に詔ふは、たゞ多からむことを云にて、必しも千と千五百の数に限らむとには非ず、○千人は知比登、千五百人は知伊富比登と訓べし、凡て人の数を、比登理布多理美多理與多理など云、皆古言なれど、【高津ノ宮ノ段ノ哥に比登理、書紀仁徳ノ巻の哥に赴駄利、又夜儺利などあり、但し三人四人などの例を以ていはゞ、一人二人なるも、比登多理布多々理と云べきに、是のみ比登理布多理と云は、比登理に多を省き、布多理は、多々を約めて多と云なり、書紀神武ノ巻に、一人を毘儺利とあるも登多を約めて儺と云るなり、さて右の駄儺などの假字に依らば、何れも登多を濁るべきか、とも思はるれど、此記に比登理とあれば、此に准へて、皆常に云如く淸むべきなり、さて又さきには、書紀に五婦人をイツトリノヲムナ、五人をイトリなど訓る處あり、此ノトリを正訓とせば、箇座の切りたる言にて、一人は一座、二人は二座、三人は三座、四人は四座にて、座と云は、神に幾座と云に由あり、とも思ひしかども、此ノトリてふ訓は、一人にならひて、後に設たる言にこそあれ、】多きを云には、書紀神武ノ巻の哥に、愛瀰詩烏毘儺利、毛々那比苔【蝦夷を一人、百之人なり、】とある如く、若干比登とぞ云けむ、されば書紀に醜女八人、又垂仁ノ巻に壹佰人、などある訓も古言なるべし、○死は志邇と訓べし、書紀雄畧ノ巻ノ歌に、伊能致志儺磨志とあり、【なほ万葉にも数しらず多し、】古言なり、志爾は過去なり、須岐は志と切る、志奴留は過去るなり、【然るを、志邇は死ノ字の音とおもふは非ず、】○生は被レ産なり、世に日々に死る人よりも、生るゝが多かるは、今此ノ御言に由れり、大祓ノ詞に、國中爾成生武天之益人等と見え、又青人草と云も、此意なることゝ、上に云るが

佐問と訓み、所塞は佐夜禮理斯とよみ、此の塞坐は、佐夜理坐と訓べし、其故は、まづ始ノなるは、是を以て塞たまふ伊邪那岐ノ神に就て云なれば、佐問と訓べく、後ノ二ッは、其ノ所塞石に就て云なれば、佐波理とか佐夜理とか云べき格なり、同シ言も、人の爲と自ら然るとの差あり、さて佐波理を佐夜理とは、白檮原ノ宮ノ段の哥に、志藝波佐夜良受云々、久治良佐夜流、万葉五に、奈爾可佐夜禮留、又許良爾佐夜利奴、などあるに依て訓つ、【かゝれば此言は、やいゆえとはひふへと、二行にて活く言と見ゆれば、佐夜理は、人の爲るときは佐延と活くべけれど、然言ふ例をいまだ見あたらねば、始ノの塞は佐問と書り、こは佐波理の活けるなり、なほ下なる船戸ノ神の處にも云ことあり、】式なる御門祭ノ祝詞に、四方内外御門爾、如二湯津磐村一久塞坐豆云々、【此ノつゞきの文、下なる禍津日ノ神の處に引クを、合せ考ふべし、又祈年月次道饗などの祭の祝詞にも此文あり、】なほ下の石窓ノ神の處【傳十五の三十一葉】を考へ合すべし、黄泉戸は、即チかの比良坂を云て、書紀に泉門とある如く、黄泉國に入ル門なり、○所謂は伊波由流と訓べし、古言なり、【此は、漢籍訓にあるをのみ見馴て、古言にあらじと思ふは、中々に非なり、凡て古言の漢籍訓に遺れるも多きぞかし、伊波由留とは、所レ言と云ことなり、流々を由流と云は、古言の格なり、所レ言とは、上に云るを指て云り、又上文には言ざれども、世に言ならへるを指ていふこともあり、】○伊賦夜坂は、神名帳に、出雲ノ國意宇ノ郡揖夜ノ神ノ社【此神、三代實録十四廿にも出たり、風土記に伊布夜ノ社とかけり、】あり、此處なり、齊明紀に、五年云々、是歳命二出雲國造一修二嚴神之宮一云々、狗噛二置死人手臂於言屋ノ社一とありて、分注に、言屋此云二伊浮瑘一天子崩兆、あり、此ノ社にしも崩ノ兆の有けむこと、此ノ段と思ヒ合すべし、さて此の文に二ッの義あり、一ッには、黄泉平坂と云處は、即チ出雲の伊布夜坂のことなりと、今ノ人の云フことなり、【此レに就かば、伊賦夜坂那理登伊布とよむべきなり、】今一ッには、此ノ黄泉平坂のことを、今は出雲の伊布夜坂と名くとなり、【このときは、出雲ノ國之と云るは、いかゞに聞ゆれども、京にての言なればさも有

なれ、さて書紀に、或所謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絶之際、是之謂歟、とあるは、こざかしき後人の書加たる文にて、云に足ぬことなり、縦ひ撰者の言にもあれ、謂歟と疑へれば、古の傳には非ず、己が推度なること明らけし、然るを世の學者たちの、ひたすら如是る意を悦て、猶様々に空理を説は、皆ふること漢籍の癖なり、只此記の古傳に任て心得べし、】さて此伊賦夜坂の、黄泉平坂なることは、當時伊邪那岐神の、黄泉より還り給ひし時、此地にぞ出給ひけむ、又出雲國風土記出雲郡宇賀郷下云、北海濱有礒、自礒西方有窟戸、高廣各六尺許、窟内在穴、人不得入、不知深淺也、夢至此礒窟之邊者必死、故俗人自古至今號黄泉之坂黄泉之穴也とあり、此も伊賦夜坂とは遙に隔りて、別なれども、是も黄泉に通ふ一の道なるべし、【かゝる事を、世のさかしら人等の心には、いと怪きことゝ思ふべけれども、然思はげに聞ゆる事に、返りてそこひもなき深き理の有るものなり、其理はいかでか人はえしらむ、】

是以伊邪那岐大神詔、吾者到於伊那志許米上志許米岐此九字以音穢國而在祁理此二字以音故吾者爲御身之禊而、到坐竺紫日向之橘小門之阿波岐此三字以音原而、禊祓也、故於投棄御杖所成神名、衝立船戸神、次於投棄御帶所成神名、道之長乳齒神、次於投棄御裳所成神名、時置師神、次於投棄御衣所成神名、和豆良比能宇斯能神此神名以音次於投棄御褌所成神名、道俣神、次於投棄御冠所成

神名飽咋之宇斯能神自宇以下三字以音次於投棄左御手之手纏所成神名。奥疎神訓奥云於伎下效此訓疎云奢加留下效此次奥津那藝佐毘古神自那以下五字以音下效此次奥津甲斐辨羅神自甲以下四字以音下效此次於投棄右御手之手纏所成神名邊疎神。次邊津那藝佐毘古神。次邊津甲斐辨羅神

右件自船戸神以下邊津甲斐辨羅神以前十二神者、因脱著身之物所生神也

是以こは、上ノ件を廣く承て云なり、〇大神、爰に始メて此ノ神を大神と申せるは、故あることにや、下に大御神ともあるに效て、此も意富美迦微と訓つ、〇伊那は、辭否など、同じ言にて、此は悪み厭ふ御言なり、【書紀に、不須也と、也ノ字を添られたる、信にその意あり、姑く語を切てこゝろうべし、】〇志許米は、上の志許賣と別にて、【凡て女の假字には、賣とのみ書て、米とは書ぬ、記の例にて、一ッも混ることなし、】この米は、憂こと辛ことに逢を、憂目を見る、辛目を見るなど云目なり、【俗に云々の目にあふとも云、】故書紀に凶目と書れたり、米の下に上と注したるは、次の米岐の米と別にて、上聲に讀となり、【目は今は平聲なれども、そのかみ志許目のときは、上聲なりけむ、】志許は、志許賣の志許と一ッにて醜なり、万葉に、鬼乃益卜雄、鬼乃志許草、志許霍公鳥、鬼之四忌手、之許都於吉奈【これらの鬼ノ字を、於爾乃と訓るは非なり、こは醜ノ字の偏を略るか、又醜女の意を得て鬼とは書ヶるか、いづれにまれ志許なり、】など云る、

○偽は勢那と訓て、勢牟と云に同じ、【上に委く云り、】○日向は二ツの義あるべし、一ツには比牟加比乃と訓て、日の向ふ地を云るなり、龍田ノ風ノ神ノ祭ノ詞に、吾宮者朝日乃日向處云々、万葉十三丁に、三野之國之、高北之、八十一隣之宮爾、日向爾云々、などある如く、上ツ代には日向ふ地を賞稱たること多し、其事なほ下に、朝日之直刺國とある處【傳十五の八十五のひら】に委く云べし、されば此ノ禊したまひしも、然る地なるべし、【此時はいまだ日は無けれども、こは伊邪那岐ノ神の詔ふ御言に非れば、妨なし、此ノ地後にたまたま日向ふ處なる故に、稱へて如此は云るなり、橘と云物も、後に外ツ國より渡り参で来つる物なれども、此處の地名に負ると同じ、】此ノ考へに依るときは、筑紫とは、筑前筑後の域を云るにもあるべし、今一ツには、比牟加乃と訓て、即日向ノ國のことなるべし、さて此ノ國ノ名は、書紀推古ノ巻の大御歌に毘武伽【武は必ず牟の假字なり、】とあれば、古へは字の如く如此唱へしなり、【和名抄に比宇加とあるは、後に音便に頽れたるものなり、大和の多武ノ峯をも、後には多宇乃峯と云と同じ、此外にも、中昔よりは牟を宇と云ひなせる言多し、かく名けたる由は、景行紀に見えて、傳五ノ巻【十三葉】に引るが如し、【如此名けたる地は、元は肥ノ國の内にてありしかども、此はやゝ後に、一國の大名になれるうへを以て云るなり、】此ノ考へに依るときは、筑紫とは九國の總名なり、右の二ツの考へ何れよけむ、決めかねたれど、書紀神功ノ巻に、此を日向ノ國ノ橘ノ小門とあるにすがりて、姑く國ノ名の方に就て、比牟加とは訓り、【此ノ神功ノ巻なるも、比牟加比乃國とも訓べけれど、此はなほ國ノ名と聞ゆればなり、】○橘ノ小門、書紀火折ノ尊ノ段にも、此ノ地名見えたり、同じ處なるべし、さて日向ノ國に此ノ地名物に見えず、古へは大隅薩摩の地までかけて日向と云るを、其國々にも凡て見えず、今も聞ゆることなし、【但し日向ノ國に、今ノ現に此ノ舊跡はたしかにありと云り、然れども古書に依て舊跡を設け作ること、世に多ければ、かろがろしくは信がたし、】されば日向とある、日向ノ國のことならば、後に此地名は失つるなるべし、若シ又日向ふ地を云るならば、九國の内にて尋ぬべし、【貝原氏の説に、筑前ノ國

も云しにや、右の濯ノ字、世記には須曾と書り、○下巻ノ哥に、美那曾々久淤美能袁登賣、この曾々久も語一ッなり、】今も除服などに、海川ノ邊に出て清まはり、又許理とて水浴ることするは、みな禊の意ばへなり、【許理は川降の約まりたるなり、垢離ノ字を書クは、云にたらぬことなり、又月事の日數を畢て清まはるを、伊勢にて、かりやすぎともたやすぎとも云、此も過にはあらで、禊なるべし、】波羅比は拂なり、書紀に即チ拂濯とも書れたり、右に引る文の濯去の去ノ字、濯除の除ノ字なども其ノ義なり、又洗とも言通へり、【今俗に、物を貸たる直を出すを、拂ふとも拂をすることも云は、祓除の意にあたれり、又これを濟すと云も、令レ清の意にて、祓の義に通へり、】さて禊も祓も、常には體語にのみ言へども、本は用語にて、彼は本よりにて、禊も万葉三に、天ノ川原爾出立而、潔身而麻之乎、また六に、菅ノ根取而之努布草解除而益乎、往水丹潔而益乎【濱松ノ中納言ノ物語に、こひしさをみそげど神のうけねばや、心のうちのすゞしげもなし、】などよめり、書紀履中ノ巻に令二祓禊一ともあり、さて美曾岐は、必ス水ノ邊に出てするに限りて云り、古書皆然り、禊ノ字も其ノ意なり、波良比は、水ノ邊にてするをも、然ぬをも廣くいふ名なり、【故レ朱雀門前の大祓、又人に負する祓などを、美曾岐とはいはず、水ノ邊の禊をば、波良比とも云はつねなり、○天皇皇后齋王などに禊と云、凡人に祓と云などは、後ノ世の名目にこそさもいはめ、古ヘの本ノ義にはあらず、】さて如此禊祓給ひきと先ヅ云おきて、次に其事を細に云は、文ノ法なり、【源氏物語などに此格おほし、】○於投棄御杖は、那牙宇都流御杖邇と訓べし、御誓ノ段に、於二吹棄氣吹之狹霧一とあると同じ語勢なればなり、次々なるも皆同じ、棄を宇都琉と訓べき由は、傳七【五十葉】【十一】【三十七葉】に見、和名抄行旅ノ具に、杖和名都惠とあり、○衝立船戸神、衝立は、人の爲意ならば、都伎多都琉と訓べけれど、こは自然る意なれば、多都と訓べし、【多知とも訓べけれど、上の塞坐ス語ノ格に因て、多都とよめり、拔二十握劍一倒二植於地一などども書紀に見ゆ、船戸ノ神は、書紀には、かの度レ事戸一御詞の次に、因曰二自レ此莫一レ過、即投二其杖一、是謂二岐神一也、

岐神此云布那斗能加微とあり、亦一書には、乃投其杖曰、自此以還雷不敢來、是謂岐神とあり、【分注に、此本號曰來名戸之祖神とあるは、次に引る祝詞に依て、後ノ人の書加へたるひがことなり、本ノ號をさし置て後ノ號を舉べき由なきものをや、又祖神とは、佐閇乃加美と訓べくて書らば、さもあるべし、今の訓の如く、オホチノカミとならば、是もひがことなり、そは道祖の祖をあしく心得て、祖父の訓を、大路の意に借れる物と思へるにや、なほ又くなどのおほぢと連くべき由もなし、】道饗ノ祭ノ祝詞に、【此祭を爲たまふ所以は、今ノ義解に見ゆ、】大八衢爾湯津磐村之如久塞坐皇神等之前爾申久、八衢比古八衢比賣久那斗止御名者申弖、辭竟奉久波、根國底國與里麁備疎備來物爾、相率相口會事無弖、下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾、守奉齋奉禮止、進幣帛者云々とある、久那斗即チ此ノ神にて、布は經、久は來なり、さて中卷ノ夜受比賣の歌に、阿良多麻能、登斯賀岐布禮婆【來經者なり】云々、續紀ノ歌に波伎閇由久、【來經行なり】かく來と經とを重ても云て、同意になるなり、師説に、布那斗とは、物を隔立て、是より彼へ來ること留る意の御名なりとあり、【書紀に其心見えたり、】布と久とを合せて云ば、此處を經て來莫と云意なり、戸は處なり、此より來莫と隔留る處に坐ス神と云意なるべし、【口決に塞難なきに、此神を道祖神なりといひ、和名抄に、道祖佐倍乃加美とあり、佐倍乃加美とは、かの祝詞に、湯津磐村之如久塞坐とある意にて、塞ノ神なり、後に幸ノ神と云は、佐倍を訛れる語にて、幸を祈る意とするは附會なり、さて道祖と云文字は、漢國にて行ノ神を祖と云、又その神を旅だつ時に祭ることをも祖と云故に、此ノ佐倍ノ神に當て書ルのみなり、神ノ名の意にはいさゝか異なり、字に泥むことなかれ、又和名抄に、道神ハ多無介乃加美とあるも、同く此神なるべし、こは旅ゆく人の手向する神なれば名くるなり、】書紀に、經津主ノ神以ニ岐ノ神一爲ニ郷導一周流削平と云ことも見えたり、【郷導は美知引と訓べし、書紀武烈ノ卷ノ哥に、於[illegible]とあり、漢

備は淤夫と云用語を、体語にしたる名なり、【万葉に、帯にせると云ことを、於婆世留ともあり、さて序に見えたる如く、記中多羅志と云に、凡て帯ノ字を書れば、此も然訓べきにやとも思へど、多羅志は於備のことには非で、帯ノ弓箭など云帯ノ字の意なるべし、其故は、御弓を御執と云を、オホムタラシともあればなり、又正しく於備をたらしと云ることも見えず、又思ふに、右の武烈紀の哥に、おほきみのみおびのしつはたおすびたれとあれば、たらしは令レ垂の意にて、なほおびをさも云るか、されど決めがたし、又契沖云、俗に長きことを、長たらしといひならへるは、古語の、これるにや、帯は長き物に云りと云るは、あたらぬ説なり、】〇道乃長乳歯ノ神、道ノ字、上の道敷道反、下の道俣などの例に依らば、知と訓べけれど、此はなほ美知と訓べし、其故は万葉に、遠き道のことを、道之長手と多くよめる、長乳は即この長手にて、同言なればなり、【手は、縄手又物に鎰之手など云手なり、道の行手などもいへり、】又書紀には、道之てふ言なくて、たゞ長道磐ノ神とあれば、乳も道にて、道之長道か、万葉廿丁十に道乃長道ともあり、歯は意得がたし、【歯も磐も借字にては有べし、師ノ云、長乳歯は、紀に長道磐と書れば、かの道饗祭の詞に、磐村之如久塞り坐て功ある神にて、即かの八衢比古八衢比賣を申すなり、と云れつれど、いかゞあらむ、】御名の由は、帯の状、道の長手に似たればなるべし、【古今集に、下の帯の道はかたかたへ分るとも、行めぐりても逢むとぞ思ふ、契沖、下の帯は道の枕言にて、此の故事によれりと云り、されどこはたゞ、顯昭が云る如く、帯はかなたこなたへ分れて、前へにて又逢ことゝを以てよめりと見ゆ、六帖紐の哥に、おく山のしげりに立てまよふとも、妹かむすびしひもをとかめや、契沖云、これは紐は二ッあるものなれば、道にまよへることに解て、いづれの方にゆかむと古ふなるべしと云り、紐と帯とは同じければ、こゝに由あり、夫木抄に偶相卿、めぐりあはむ契りの末は、長乳歯の神のしるべを頼むばかりぞ、】〇御嚢、万葉廿に美毋とよめり、和名抄に、釋名ニ云、上ヲ曰レ裙ト下ヲ曰レ裳ト、和名毛とあり、抑裳は女の着る物にこそあれ、男のよそひに云ること、古書に凡て見え

ざれば、【禮服にあるは、漢のまねびなれば、いふべからず、】此に御衣の事を云るは、いさゝかいふかし、書紀には、此に御裳と御冠とのことは無し、意ありてにや、【又思ふに、和名抄に、褌和名須万之乃毛能、一云知比佐岐毛乃、唐韻ニ云ク、松ハ小褌也、漢語抄ニ云ク、松子ハ毛乃之太乃太不佐岐とある、これに褌と松と、和名を別に擧たるを思へば、松は褌の裏に著る物にて、今ノ世に云フ下帯の如き物にて、古ヘは其ノ上に褌をば著しにやあらむ、若シ然らば、松を毛乃之太乃太布佐岐と云る、毛乃之太は褌乃下の意にて、上ツ代には褌をも毛と云るにやあらむ、此ノ次に褌は別にあれども、彼は表に著たまへる御褌のことなれば、妨なし、後世にも語言名目抄に、御したも、下裳と書ク、是は御湯具の事にて、主上にては、おゆもじなど申し侍る云々とあり、下裳とは、衣は裳に著る裳ある故に、それに別むために、下と云るなるべし、】○時置師神、置ノ字は量の誤にやあらむ、然らば登伎波加志なり、又本のまゝならば、登伎淤加志と訓べし、一本又元々集に引るには量ト作り、これもいかゞ、時は解なり、置師は、立を多々志と云如く、置を延たる言なり、こは御裳を解置たまふ意の御名にや有らむ、【貫之集に、あひしりたる人の、ものへゆくに、ぬさやるとて、ゆくけふもかへらむときも、目ほこのひきもの神をいのれとぞ思ふ、とよめるひきもは引裳にて、此神か、】○御衣は、實智と云ふも古言なれど、なほ美都斯と訓べし、八千矛ノ神ノ御哥に見えたり、袴處【傳十一の三十四葉】に委く云べし、万葉にも、十ノ丁に公之御衣、又十四ノ丁に伎美我美家思などあり、○和豆良比能宇斯能神、書紀にはたゞ煩ノ神とあり、和豆良布は、物に障り滯る意なり、万葉五ノ丁に、可爾可久爾意母比和豆良比禰能尾志奈可由、【上に其さはることを云てかくいへり、】又病を云も、病にさへられて滯々しかる意なり、宇斯のことは上【傳三の九葉天之御中主ノ神の處】に云つ、さて此ノ神ノ名、御衣に由ありても聞えず、强て云ば、穢し御衣を脫棄たるは煩はしき事を脫れて、心のさはやぎたるに似たればか、【後世の哥に、無名立つるゝを、濡衣着と云も、衣に譬へたる意は似たり、さて今俗に、行遇神に行遇て煩ふと云ことあるは、此

神などにもや、此前後の神みな道路に依れり、】○御褌、和名抄に、袴ハ八賀萬とある是なり、書紀雄略ノ卷ノ哥に、多倍能婆伽摩鳴那々陛鳴絁とあり、さて字鏡に、褌裩幝ハ口大袴　志太乃波加万、和名抄に、褌ハ須万之毛能、一ニ云ク、知比佐岐毛乃などあり、如此分て呼は後のことにて、本は袴も褌もたゞ波加麻なるべし、【字には拘るべからず、此に褌ノ字を書たれども、必しも特鼻褌などの事とも定むべからず、かの雄略ノ卷ノ哥に、那々陛鳴絁とよめるを以て、表の裝束なるをも、波加麻と云ることを知べし、】○道俣神、書紀には此神なし、【船戸ノ神を岐神と書り、又猿田彦ノ神を衢ノ神とあれど、そは別なり、】かの道饗ノ祝辭にいはゆる八衢比古八衢比賣は、此神なるべし、【一神を比古比賣と分ても申し、又其二神を合せても申す例多し、此事上にいへり、】さて袴の股の分れたる所衢の如し、故此神成リ坐るなるべし、○御冠は美加賀布理と訓べし、此ノ名は万葉五【廿丁】に、麻被引加賀布利、【俗にひつかぶると、いふことなり、】又廿【十五丁】に、美許登加我布理【命を蒙るなり、】などある如く、本は加賀布留と云用言なるを、躰言にしたるなり、字鏡には、髻幘冃、加々保利、また幘ハ首服也頭巾也、比太比乃加々保利とあり、【保と布とは通フ音なり、】然るを和名抄に、冠又幞頭を加宇布利とあるは、音便に轉れる言なり、【かむゝりかむりなども云り、】さて皇國に上ツ代は冠は無りしと云説あり、【漢籍にも北史に、御國のことを記して、頭亦無レ冠、但垂ニ髮於兩耳ノ上ニ、至レ隋ニ其ノ王始テ制スレ冠ヲ云々といへり、】姑く是レに依て思ふに、證あることなむある、まづ上ツ代の首の飾を考るに、髻の玉又蘰などは固よりにて、宇受と云物あり、倭建ノ命の御歌にも見えたり、書紀に髻華と書て、髻に草木の枝、又やゝ後には、金銀など以テ作リても刺たる物なり、もし冠あらば、さる物を髻に刺べき由なし、此レを冠にも刺は、後の事にこそあらめ、本は直に髻に刺たりしこと、かの字もても知らる、又此記にも書紀にも、上古冠のことを云ることさらに見えず、【景行紀雄略紀などに衣冠と云ことあれども、そはたゞ文章のみにて、實は冠のことを云るには非ず、】如此れば、推古ノ御卷十一年始テ行フ冠位ヲとあるや、實に冠の始なりけむ、

【首服なかりしこいはず、吾御國の不足こゝに人思ふべけれど、そは例のみだりに他國をうらやむひが心なり、無も有も風儀なれば、いづれをよしこか定めむ、もし必あるべき物こいはゞ、他國にても、女は服ぬはいかにぞや、これも服ぬならはしなればこそきてあれ、女は必服まじき故あらむやは、なほいはゞ、御國には右の如く、髻華あり鬘ありて、玉をさへ飾れりしかば、冠なしとて、首ノ服は何のあかぬことかあらむ、】然有ども今こゝに、此大神の御冠を云るうへは、無こいふ論は、甚にはなすがたくなむ、【上代冠ありこせば、推古紀に始て行ことあるは、其ノ階級を始て定め給ふなり、】出雲風土記神門ノ郡に、冠山ニ云ヲ記して、大神ノ之御冠ニ在り、【此ノ大神とは、大穴牟遲ノ命を申すなり、】これらも古傳ゞ見ゆ、【後世の書に、崇神天皇の御冠の、傳はりて存しことなどあるは、論こすばかりのことにもあらず、】○飽咋之宇斯能神、書紀には御冠のことは無くて、投ニ其ノ褌ニ是謂ニ開囓ノ神ニとあり、名ノ義飽ニ、冠にまれ褌にまれ、脱たる處の口の開たる貌、咋は箇代などの久比と同じきか、【又借字ながらも、秋代などは書ずして、飽咋開囓などかけるを思へば、久比は久知の轉れるか、又口に巳成して咋こもいへるか、咋も、と口に依れる言ならむ、】神名帳に、和泉ノ國大鳥ノ郡開口ノ神ノ社あり、○手纒、書紀仁德ノ卷、田道てふ人の、蝦夷ニ戰て死し時に、時有ニ從者ニ取ニ得田道之手纒ニ與ニ其ノ妻ニ、乃抱ニ手纒ニ而縊死、万葉十五【廿三丁】長歌に、和多都美能多麻伎能多麻乎云々、三代實錄に、貞觀十二年正月十三日、軸ノ充ニ壹岐ノ島ノ冑并ニ手纒各二百具ニなどあり、和名抄には射藝ノ具に、纒ニ和名多末岐、一ニ云ニ小手也こあり、まことに後に云ニ小手の如くなる物こ聞えたり、【射藝のみの具になれるは、後の事なり、上代には常にも著る物なりき、】又是レを手結ニこも名ケしにや、万葉三【四十丁】に、丈夫乃手結我浦ニ、つゞけよめり、足なるを脚帶といへば、手なるをも然こ云けむ、【師ノ云、西宮抄に手纒足纒こならべ云る、足纒はアユヒこ訓べければ、手纒もタユヒこ訓べきことしるしこ云れき、今此に、万葉に右の如くつゞけたるは、手纒の意なれば、手纒をもやがて多由比こはなむ、物は違はず

一ツなり、然れども名は別なるべし、もし多由比ならば、此記にも手結と書くべきを、纒ノ字をかけるは、多麻伎なるゆゑなり、此記の例必然り、其上ヘ万葉十五和名抄などにも、多麻伎とあるをや、たゞ同じ物に二ツの名ありしなりけり、】又右の万葉十五なる哥に依れば、此ノ物にも玉を飾りしなり、【但しかれは、たゞ手にまける玉と云ことにて、此ノ手纒と云物のことにはあらぬにや、ともおぼゆ、されど手に玉を纒たる、其ノなほ手纒なり、】さて書紀には愛に、此ノ手纒のこと見えず、是ノ下の六柱ノ神も凡て無し、○奥疎ノ神、これより下六柱の御名は、一ツに合せて説べし、まづ左の御手纒に成る三神を奥と云ひ、右のに成る三神を邊と云、奥は海の奥、邊は海邊にて、常にも對言なり、さて左を奥に當るは、師ノ説に、万葉九に、吾妹兒者久志呂尓有奈武、左手乃吾奥手爾纒而去麻師乎とある、即チ此意なりと云れき、【今思ふに、釧は臂にまく物なれば、臂を手の奥と云意にて、左手を奥ノ手と云るには非るか、とも覺ゆれど、左右共にまくべき物に取り分て左ノ手としも云るは、左を奥として、殊に重くする意にてよめるなるべし、】此に依らば、左ノ手を奥ノ手とするなり、さて右は邊なることしるし、砌も邊の意にかなへり、【又萬の事を、まづ右ノ手して爲も、邊のこゝろばへありて、左は奥なるがごとし、】上の諸の山津見の成坐るも、左ノ手に志藝山津見、右ノ手に戸山津見なり、これもこゝの奥と邊とに合へり、さて淤伎と淤久とは同言なり、邊は端方なり、波志を約て比となり、比倍を切て閇となれるなり、【故海邊を宇那備、濱邊を波万備、岡邊を乎加備、とも古哥によめり、】疎は、古書に多く放又離ノ字などをも訓り、今ノ言にも遠ざかると云、卽チ其意なり、【佐加留と佐久留とは、自然ると、物を然するとの差あり、】さて今奢加留と註して、奢を濁るは、奥より言の連く故なり、那藝佐は、卷ノ末に波限と書り、其處【傳十七の六十五葉】に委く云べし、甲斐は間なり、山ノ間を峽と云が如し、【甲斐ノ國も、山ノ間ノ國といふことなり、】間はもと合の意にて、彼と此と合處を云るより出たり、此は疎處と波限との間の意ぞ、【祓ノ詞に、八鹽道乃鹽乃八百會と云るも、此の間の意にかなひ、合にもおのづから通へり、

なほ加比と閇比と通ふ例は、花の散かふも散相なり、又心をかはすも、合すなり、古哥に、眞玉手之玉手指更佐宿夜なと云も、指合せにて、加波之といふも又同じ言なるをおもへ】辨は方なり、羅は下に置助辭にて、例多き中にも、万葉十四[卅丁]に、與許夜麻敝呂、【横山方ろ】とよめる呂と全く同じ、さて疎は、海路にて遠なれば、甲斐辨羅は、奥と渚との間方と云意の御名なり、【師は、万葉にある哥に、奥津加伊邊津加伊と云ることあり、奥津邊津加伊の櫂にて、此ノ神ノ名は是なり、さて櫂の假字は、右の如く加伊なれば、こゝの甲ノ字は、異の誤なりとて、改められつ、されど此説はいかゞあらむ、此記と凡て假字の文字すくなくして、書紀万葉などの如く、一音に多くの字を用ひたるほどあらず、殊にその假字には、伊の一字をのみ用ひて、他ノ字を書る例なし、凡て例なき字を用ひたるは、いとまれ／＼のことなり、書紀万葉の如く、假字を廣く心得て、みだりに改むべき書にあらず、そのうへ此には、此記のもとこつゞける言には、必甲斐とかく例にもかなへれば、誤字ならぬこと明らけし、又櫂の意としては、辨羅てふ言も解難きをや】さて左ノ方の三神を各奥某といひ、右ノ方の三神を各邊津某と云て、左と右とを奥と邊とにあて、又その左なると右なるとを、各疎【奥にあたる】と渚【邊にあたる】と甲斐【間なり】とを以て三神に當たり、されば六神の御名いづれも、上に奥邊と云ると、下に疎渚甲斐と云るとは、別に離して意得べし、【もし連て見るときは、奥津那藝佐と云名など、いと意得がたくこそ】さて前の六神【飽咋ノ神以前】は陸路の神、此の六柱は海路の神なり、

於是詔之上瀬者瀬速下瀬者瀬弱而初於中瀬隨迦豆伎而滌時所成坐神名八十禍津日神[訓禍云摩賀下效此]次大禍津日神此二神者所到其穢繁國之時因汚垢而所成之神者也次爲直其禍而所成

神名神直毘神（毘字以音下效此）次大直毘神次伊豆能賣神（并三神也伊以下四字以音）次於水底滌時所成神名。底津綿上津見神。次底筒之男命。於中滌時所成神名。中津綿上津見神。次中筒之男命。於水上滌時所成神名上津綿上津見神（訓上云宇閇）次上筒之男命。

上ツ瀬下ツ瀬は、上に云る如く、橘ノ小門より川の落口なるべければ、其處の瀬々なり、遠ツ飛鳥ノ宮ノ段の哥に、賀美都勢とも斯毛都勢とも見ゆ、万葉などにも多し、○瀬速とは、流の急きを云なり、弱に對て云へれば、はげしき意を兼たり、○瀬弱とは、流レの緩なるを云なり、さて速にも弱にも、瀬てふ言を上に置るは、古言と聞ゆれば、瀬速とも勢婆夜斯と、波を濁りて一言に讀、瀬弱をもその心ばへに讀ムべし、さて弱を取りたまはぬは、あまり流レの緩處は、潔からぬ故なるべし、○詔之は能理碁知賜氏と訓べし、【のりごとしの、としを切てちと云なり、】書紀に興言曰クとあればなり、○初には、所成坐神と云へ係れる言なり、【中瀬へ係て云には非ず、】かの次國稚云々とある次の例なり、【其由は傳三之卷に委く云り、考へ合すべし、】○中瀬、凡て物の中間を中と云は、もと此ノ中ッ瀬より出たる事にて、清明と云ことならむか、【阿と那と通ふはつねなり、即此段の神名の赤土ノ命は、中筒之男なること、上にも下にも云るがごとし、】其故は、今禊したまひて、清明くなりたまふ瀬なればなり、○隨ノ字は降の誤りなるべし、【中瀬の隨にては通えず、又上に於ノ字を置たるも、隨ノ字を用ヒたる處の例に異なれば、決く誤なり、又一本に隨と作るも誤なり、降ノ字を、隨とも、草書よりり誤りつべし、此記などは、昔も草には書クまじく思はるれど、草の似たるより誤れる例も多く見ゆ、】中瀬爾淤理と訓べ

爾とあり、【これを今ノ本に、ケガシキヤドヽと訓るは、ひがことなり、】穢は斯伎の借字にて、【しけきを、古言に斯伎と云り、】醜の意なり、然由は万葉十三【十四丁】に、小屋之四忌屋爾、搔所棄破薦乎敷而、搔將折鬼之四忌手乎指易而、云々【第十六ノ巻にも篤支屋とあり、】とよめる、鬼之四忌手は、鬼乃志許草と同じ重言なれば、四忌も醜なり、さて此哥に醜屋とあるを以て、醜國とも云つべきことをさとるべし、又万葉十六【三十丁】に、世間之繁借廬爾住々而云々【今ノ本に繁を、シゲキと訓たれど、さては哥の意にかなはず、】とあるは、醜の借字に繁とかける正しき例なり、さて上には志許米岐穢國と云、こゝには其を下上にして、穢醜國と云る、たゞ同じことぞ、○汚垢は、二字を祁賀禮と訓べし、【如此よみて、垢の意は足れり、別に阿加と訓てはわろけむ、】○因ノ字は、所到の上にある意に看て、時之汚垢とつゞけて心得べし、【此方の漢文章には、かゝることつねに多し、】文のまゝに看ては、いたくことたがへり、さて此の文をよく思ふべし、世ノ中の諸の禍害をなしたまふ禍津日ノ神は、もはら此ノ夜見ノ國の穢より成坐るぞかし、あなかしこ〳〵、○之神、今ノ本に神之とあるは誤なり、一本に因て改メつ、上にも、因ニ御刀ニ所生之神者也とあればなり、○禍とは禍津日の禍にして、即穢國の汚垢を云なり、禍ノ字麻賀と訓べし、【マガレルヲと訓むはわろし、】○爲直は、那富佐牟登志弖と訓べし、【那富須は今も直なり、】直すとは、即滌ぎ清むるを云なり、【別に其事あるには非ず、されば次と云も、例の所成神に係て云言なり、さて汚穢を禍と云、清むるを直すと云よしは、下に委く云べし、然るに是を、祓を以て心の枉れるを直すことゝするは、甚く誤なり、こは麻賀流とは、たゞ物の形の枉曲をのみ云となれたる、後ノ世の意になづみて、古言の麻賀の意をえしらず、又動れば儒佛を羨て、心法を說むとする學者の癖なり、書紀に、將矯其枉而など書たまへるは、麻賀と云と那富須と云語によりて、文をつゞりたまへるものなれば、字になづむべきに非ず、凡て禊祓は、身の汚垢を清むるわざにこそあれ、心を祓ひ清むと云は、外ッ國の意にして、御國の古へさらにさることなし、もし

心を主とせば、御心之穢とこそ云べきに、さはなくて、上ノ段にも御身之穢と云、書紀にも濯‐滌身之所汚とあるはいかに、輕き方を舉て、重き方を略くべき由なきを思へ、かにかくに心法のさだは私ノ事なり、下文に、汝心之清明などゝもありて、心の清き穢きを云も、常のことなれど、穢をして心を清むと云ことはなし、又須佐之男ノ命の、我心須賀須賀斯とのたまへるも、心法の事に非ず、その由はそこにいふべし、】爲ノ字の意に用ひたるなり、【其由は首ノ巻に云り】

○神直毘ノ神、大直毘ノ神、直とは、枉直あらざるを直す意の御名なり、既に直れる意にはあらず、上に爲レ直とあるを以てさとるべし、【同言ながら、なほきなると云は、既に直れるを云、なほすは、直からざるを直からしむる爲を云て、既に直きに至れる意には非ず、然るに大直毘ノ神を、日次なさに、既に清明ニ時ノ生ノ神なりと謂へるは、かなはず、】されば此二柱は、穢より清にうつる間に成坐る神にして、直毘とは、禍を直したまふ御靈の謂なり、【毘を日ノ意とするは非なり、】御門祭ノ祝詞に、四方四角與利疎備荒備來武、天能麻我都比登云神乃言武惡事爾、相麻自許利相口會賜事無久云々、咎過在乎波、神直備大直備爾見直聞直坐氏云々、還‐却崇ノ神ノ祝詞に、神直日大直日爾直志給比氏云々とある、是等は神ノ名に取賜ひ御名を云る語にて、たゞ直し賜ふと云ことなり、【これらは此の神ノ名を申せるには非ず、彼ノ祝詞ども次の前後の語をよく見てわきまふべし、思ひまがへて神ノ名とすべからず、】直ノ毘と云ことを如此言るにて、此の神ノ名の意をも曉りてよ、又大殿祭ノ祝詞に、邪綺武事乎波、神直日ノ命大直日ノ命、聞直志見直志氏、平良氣久安良氣久所知食登白、とは此の二神を指て申せり、【倭姫ノ命ノ世記に、多賀ノ宮ノ座、豐受ノ荒魂也、伊弉那伎ノ神ノ所生ノ神、名ハ伊吹戸主、亦ノ名ハ日ノ神直日大直日ノ神ト云り、此ノ神ハ豐受ノ大神の荒魂に坐は、いかなる由にかしらねど、伊吹戸主の此神たる由は、大祓ノ詞に、過罪波不在止、祓給比清給事乎云々、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氏牟云々、これ此の穢を滌清むると同意にて、此神に當れり、凡てかの世記

何事にても凶悪きを吉善なすを云ること、今ノ世の語にても悟れ】かくて世ノ中に所有吉善事は、皆此ノ御禊より起るものなり、【日ノ神などの成坐る所、考へ合すべし】故古へには、万の吉善ことを、凡て明しとも清しとも直しとも云り、即チ此巻に汝心之清明云々、中巻に淨公民、書紀に清心明心赤心、万葉廿に安加吉許己呂、また大夫乃伎欲吉彼名乎云々、續紀宣命に、明支淨支直支誠之心以而、などあるを以テ知ルべし、【後ノ世にたゞ、阿加伎は明ノ字、伎欲伎は清ノ字淨ノ字などの意、那保伎は直ノ字の意とのみ心得るは、古ノ意にあらず】故レ黄泉の穢悪に因て、先ノ世間の諸の禍害をなしたまふ禍津日ノ神、初に成坐し、其凶悪を滌清むとして、世ノ間の諸の凶悪を吉善に直したまふ直毘ノ神、その次に成坐し、さて滌清め竟て、吉善なれる時に、伊豆能賣ノ神成坐るなり、○注に并テ三神也とあるは上の禍津日二柱は、云々而所成之神者也と、既にことわれる故に、其ノ次よりの三柱を總言なり、○次於水底、この次も、底津綿津見ノ神の成坐る次序を云なり、【伊豆能賣ノ神成坐て、さて次に水底に入て滌たまふ、と云にはあらず】○於中、こは水底水ノ上に對たれば、必ス水ノ中と有ルべき故に、延佳が水ノ字を補たるは、然ることながら、諸本にも水ノ字なきに就ては思ふに、水底水上と云は、みな古言なるに、水ノ中【みなかも同じ】と云は、凡て水ノ内を廣くいふ言にこそあれ、底と上との中間を然云る例はあらざりし故に、たゞ中とのみ云るにやあらむ、【底と上とに水をいへば、中はおのづから其中間とは聞ゆ】さて於ニ中ニと於ニ水上ニとの上に、おのおの次ノ字なきは、底中上の前後はなきに似たれども、此の事の様を思ふに、必ス底より中上と次第あるべし、○上津云々、注に、訓ニ上ヲ云ニ宇閇ニとある、これは訶美と訓むまじきが爲の注なり、宇波都と訓べし、宇閇は、上菓とつゞく言あるときは、凡て宇波と云フ例にて、書紀に、上國此ヲ云ニ羽播豆矩爾ニとあるたぐひなり、然るを今宇閇と注したるは、記中に伊都之男建踏建而とある注に、訓レ建ヲ云ニ多祁夫ニとあるに同じくて、共に言の居たる方を注したるものなり、

此三柱綿津見神者阿曇連等之祖神以伊都久神也（伊以下三字以音下效此）故阿曇連等者其綿津見神之子宇都志日金拆命之子孫也（宇都志三字以音）其底筒之男命中筒之男命上筒之男命三柱神者墨江之三前大神也

綿津見のことは、上【傳五の卅六葉】に云り、○祖神は意夜賀微と訓べし、凡て上代は、父母に限らず、幾世にても、遠祖までかけ通はして、皆たゞ意夜と云り、【其證は古書にあまた見ゆ、父母は其ノ意夜の中の一世なるが、有ヵが中に近く親き故に、殊に此稱を專ら負て、後には意夜といへば、たゞその父母のみの稱の如くなれりしなり、後ノ世のならひを以テ古ヘをな疑ひそ、】故古書には祖ノ字を意夜と訓て、親のことにも用ひたり、【意富々々遲意富遲などは、事を分て云ときの稱にて、すべては何れもみな意夜なり、】書紀には遠祖上祖本祖始祖など書て、意富都意夜と訓り、是レも古稱にて、万葉【十八】にも遠都神祖などあり、されど此記には、何れも祖とのみありて、遠祖など書ること一ッも無れば、たゞ意夜と訓ム例なり、されば上代には、某姓の本祖と云をも、たゞ祖とこそ云けむ、又子と云も、己が生るに限らず、子々孫々までかけて云稱なり、此事は後に出ツ、○以伊都久神、記中此語多し、【傳七の六十一葉二十二の二十六葉二十五の三十三葉】祝詞に、持齋波理持可々呑持佐須良比などある持と一ッにて、もてなすもてはやすなどの母弖に同じ、【是を延佳が伊呂と訓るは、甚く誤なり、】祖神登母知云々と訓べし、伊都久は齋なり、万葉十九【二丁】に、住吉爾伊都久祝之云々、又春日野爾伊都久三諸乃云々、書紀に爲天孫所祭ともあり、又記中に伊都伎奉とある【傳十二の二十六葉】と拜祭と

ある【傳十五の三十三葉】と同じ義に聞ゆれば、拜祭をも伊都伎祭と訓べし、【なほ彼處に云べし、】さて此ノ神は、官帳に筑前ノ國糟屋ノ郡志加ノ海ノ神ノ社三座【並名神大】とある是なり、【式今ノ本に、海ノ神社をウミノ神社と訓るはひがごとなり、】貞觀元年に、此神に從五位上を授奉たまへること、三代實錄に見ゆ、この御社、志賀ノ島と云に在て、今は那珂ノ郡に屬りとぞ、【志賀ノ島、福岡より海上三里なり、】書紀景行ノ卷に志我ノ神とあり、万葉七【卅二】に、千磐破金之三崎乎過鞆、吾者不忘牡鹿之須賣神、又十六に、糟屋ノ郡志賀ノ村、和名抄同郡に志訶ノ郷あり、【今ノ本訶を阿と誤れり、】書紀ノ釋に風土記を引て、糟屋ノ郡資訶ノ島、昔時氣長足姬ノ尊、幸二於新羅一之時、御船夜時來泊二此ノ島一、有二陪從名云大濱小濱者一、便勅二小濱一遣二此島一覓レ火、得早來、大濱問云近有レ家耶、小濱答云、此ノ島與二打昇濱一近相連接、殆可レ謂二同地一、因曰二近島一、今訛謂二之資訶島一とあり、此處は、万葉ノ歌などにも多く見えて、名高き地なり、【此地名、万葉にあまた所に出たる、鹿とも四可とも之加ともかき、其外古書どもに、多くは清音ノ字を用ひたれば、加を清むべきなり、今も清て呼ぶとぞ、】此外海ノ神ノ社は、播磨ノ國明石ノ郡海ノ神ノ社【名神大云々、これが式今ノ本に、タルミと訓るはひがごとなり、垂見村に坐スゆゑに、推當に訓るなるべし、もしタルミならば、垂ノ字ノ脫たるかとも思へど、臨時祭式にも三代實錄にも、たゞ海神とあれば、脫字に非ず、又海ノ一字をタルミと訓べき由もなきものをや、然ればこは、ワタツミノカミノ社と訓べきなり、此外諸國に往々に海神社とある、みな同じことなり、】對馬ノ島上ツ縣ノ郡和多都美ノ神ノ社、【名神大】下ツ縣ノ郡和多都美ノ神ノ社、【名神大】和多都美ノ神ノ社なども、式にも國史にも見ゆ、

○阿曇ノ連、阿曇は氏姓、連は加婆禰にて、【氏姓加婆禰のことは、下卷遠ツ飛鳥ノ宮ノ段に委く云、】牟良自と訓、【万葉八中臣ノ朝臣武良自、續紀九紀ノ朝臣牟良自など、人ノ名にも見ゆ、】群主の意か、【主を自と云は、宮主の如し、戸自も此レなるべし、】其ノ群の中の主と云意なり、【凡て加婆禰は、貴みて云稱なり、故レ師は崇名の約りたるなりと云り、】さ

て連ノ字を書ク故は、さだかならず、【禮記ノ王制に、十國以爲ス連、連ニ有リ帥云々、注に、合スル十國ヲ爲ス連ト、此ニ有リ帥以テ統ル之ヲ也とあり、是ヲ取れるなりと谷川氏は云き、さも有べきか、群主の意、即チかの連帥に似たり、又】万葉廿ノ巻に、多加美氣米奈良目加已蘇乃と續たるは、豊國を編と云に、かけたるなり、【阿を略く】とある師ノ說をもて思ふに、たゞ語の上の云の續けにも非ず、奈良目と云に、編連る意ある故に云るも有べし、】○其編の其ノ字は、許能と訓べし、【字は漢文の格に從てかけれども、御國の語にては、此は曾能にても許能にてもわろし、必ズ許能といふべき所なり、】○宇都志日金拆ノ命、宇都志は顯なり、【書紀神代ノ巻に、顯此云ニ于都斯ト一、此外もおほし、】日金は、式に信濃ノ國更級ノ郡氷鉋斗賣ノ神社、和名抄に同郡氷鉋、【比加奈】郷あり、【又斗女と云郷もあり、】此レより出たる御名なるべし、其故は、彼ノ國に安曇ノ郡【和名抄、信濃ノ國ノ郡名安曇ハ阿都三とあるを、今ノ本には、これ三を之にあやまれり、】もありて、其ノ郡に穗高ノ神社【名神大】式に見えて、姓氏錄に、安曇ノ宿禰ハ、海神綿積豊玉彦ノ神ノ子穗高見ノ命之後也、又安曇ノ連、綿積ノ神ノ命ノ兒高見ノ命ノ之後也、などあればなり、拆は、又彼ノ國に佐久ノ郡あり、此レによるにや、さてかく信濃ノ國に此ノ氏の由緣どもある、其ノ故は未ダ得ず、又姓氏錄に、安曇ノ連ハ于都斯奈賀ノ命ノ之後也ともあり、此記に依れば、奈賀は拆奈の寫し誤か、又式に對馬ノ上縣ノ郡に和多都美ノ御子ノ神ノ社と云もあり、さて阿曇と云名ノ由は、【阿曇と書く曇ノ字ハ、ドムの音を轉して用るなり、】書紀應神天皇三年、處々ノ海人訕哤之不ズ從ハ命ニ、則遣シテ阿曇ノ連ノ祖大濱ノ宿禰ヲ、平グ其ノ訕哤ヲ、因テ爲ス海人之宰ト、【又履中ノ巻に、詔テ曰ク、淡路ノ野嶋ノ之海人也、阿曇ノ連濱子云々、此段をも考ふべし、是レも海人を掌れる職なり、】とあるを考るに、此ノ氏は海神の子孫なるから、國の海人のことを執し故に、其ノ訕哤を平げしめ、そして其ノ宰に爲ては、いよく其ノ事を掌りつるを以て、海人の持と負せしが約りたるなるべし、【麻を略き、都母を約めて美と云なり、其例は既に前へにいへり、】かの志河の海人の名高き【書紀神功ノ巻にも見え、万葉ノ歌にも多くよめり、】も

此ノ由なるべく、又姓氏錄に、海犬養【海神綿積ノ命ノ之後也、】凡海ノ連【同神ノ男穗高見ノ命ノ之後也、】なども、海人に依れる姓なるべし、又高橋ノ朝臣と此ノ姓と、世々御膳のことに與れり、高橋の然る由ノ緒は、景行天皇ノ御世ノ故事、書紀にも姓氏錄にも見えたるを、此ノ姓のことは、如何なる由とも物に見えず、是レも海人を掌るより事起しなるべし、【海人は御饌物を取ル者なればなり、】和名抄に、筑前ノ國糟屋ノ郡に阿曇ノ鄕あり、【今本曇を雲に誤れり、】こは此ノ氏人の住し故の地名なるべし、さて此ノ氏は、連の加婆泥にてありしを、【書紀ノ卷々に出たる、みな阿曇ノ連とあり、】天武ノ卷十三年十二月戊寅朔己卯、阿曇ノ連賜ヒ姓ヲ曰フ宿禰ト、【持統ノ卷五年に詔して、祖ノ墓記を上進らしむる十八氏の内にも入れり、】さて姓氏錄に載れるは、上に引たるが如し、又阿曇ノ犬養ハ海神大和多罪ノ神ノ三世ノ孫穗己都久ノ命ノ之後也とも見えたり、【舊事紀に、天造日女命ハ阿曇ノ連等ノ祖、】○子孫は須惠と訓べし、下卷に袁祁命の、押齒ノ王ノ之末ノ奴と名告給へる、末は子孫の意なればなり、【此は實は其ノ御子にて、子孫にはあらねど、言は子孫といふことなり、書紀には御裔と書り、】是レに依て、某の子孫などあるをば、皆須惠とよむべきなり、中昔も今も然云なり、【書紀にウミノコと訓るは、子ノ孫ノ八十連屬、又生ノ兒ノ云々生ノ子ノ云々とも書り、此訓は正くは万葉廿に、宇美乃古能伊夜都藝都岐爾など有ルに依れり、されど此レは、子孫の末が末までとかけて云ときの稱にこそあれ、たゞ某ノ子孫などあるを、然訓マむはいかゞなり、凡の稱に此の如き差別あることなるを、文字だに同じければ、いづこもく同く訓るは、たゞ文字にのみ依て、古言を思はぬ故なり、同ジ字を書ケども、そのさまに依リて、古言は異ることを思ふべし、又ハツコと云訓もあれど、さだかなる證を見ず、】○筒之男、【此ノ三柱の神ノ名をツヽヲと訓ムは、書紀に筒男と書るをのみ見て、此記をも考へ合さゞるひがごとなり、】筒は都知と同シき由、上【傳五の三十三葉】に既に云り、猶此ノ次にも云を見よ、さて其ノ都は例の之に通ふ助辭、知は男の稱名なり、その例いと多し、上ノ野椎ノ神の所【傳五の四十五六葉】に云り、都知之男と連く例は、建御雷之男などの如し、

如此れば筒は借字にて、上の都は、底津中津上津と上へ屬、【綿津見の三柱の例にても知べし、】下の都は之男へ屬言なり、【後ノ人はたゞ文字にのみなづみて、同例の神ノ名をきかも、文字の異なるまゝに、得さとらぬぞかし、又都々を敬の意に取などは、例の古にもあたらぬ強言なり、】さて書紀一書に、磐土ノ命とあるは此ノ上筒、底土ノ命とあるは底筒、赤土ノ命とあるは中筒なり、【阿と那と通ふ例多し、】又上に石土毘古と云神あり、其レも此ノ上筒に當る由、彼處にも云り、彼ノ神ノ名ノ義も、此にて知べし、此等にて、筒は都男の意なることいよゝ明けし、さて上ノ八柱は某ノ神と云、此ノ三柱は命と云、此は殊なる意あるには非じ、【書紀には、綿津見三柱をも命といへり、】○上ノ件十一神のこと、上の大事忍男神ノ下十神の所【傳五の卅一葉】と考へ合すべし、○墨江之三前ノ大神、墨江は津ノ國の住吉をいへるなり、【住吉を須美與志と唱るは、後ノ世のことにて、那良のころまでは、須美能延とのみ云り、さて此記には墨江とかき、書紀万葉には、住吉と書ても須美乃延とよみ、又万葉に墨之江清ノ江須美乃延など有て、須美與志と云ることは一ツもなし、】此處に此ノ大神の鎭り坐ることは、書紀息長帶比賣ノ命西ノ國より海路を歸上り給ふ所に云、忍熊王引軍更返、屯於住吉時、皇后聞忍熊王起師以待之、命武内宿禰懷皇子、横出南海、泊于紀伊水門、皇后之船直指難波、于時皇后之船廻於海中、以不能進、更還務古水門而卜之、於是天照大神誨之曰、云々、亦表筒男中筒男底筒男三神、誨之曰吾和魂宜居大津渟中倉之長峽、便因看往來船、於是隨神教以鎭坐焉、則平得度海、と見え、攝津ノ國ノ風土記に、所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而、巡行天下、覓可住國、時到於沼名椋之長岡之前、【前者、今ノ神ノ宮ノ南ノ邊是其ノ地ナリ】乃謂、斯實可住之國、遂讃稱之、云眞住吉住吉國、乃是定神社、今俗略之直稱須美乃叡、とあり、【西の國國なるをも、同く住吉と云は、此の名を取れるなり、】和名抄、攝津國住吉ノ【須三與之】郡、神名帳此郡ニ、住吉ニ坐ス神ノ社

四座【並名神大、月次相嘗新嘗、○續紀に、延暦三年六月、叙ニ正三位住吉ノ神ニ勳三等ヲ、同年十一月、叙ス住吉ノ神ヲ從二位ニ、日本紀畧ニ、大同元年四月、攝津ノ國住吉ノ大神ニ奉レ授ニ從一位ヲ、以ニ遣唐使ノ祈ヲ一也、】とあり、四座とは私記に、稱ス四座ト者、神功皇后并ス別殿ニ賦と云り、【舊事紀には、此に、津守ノ連齋ニ祠ル住吉ニ云々とあり、是レは右の闇曇ノ連に准へて、書キ添へたるなり、津守ノ連は、火明ノ命の後なりと姓氏錄に見ゆ、さて此記に墨ノ江之津と云ヒ、右に引る書紀ノ文にも、大津云々とあれば、住吉は本より津にて、津守は此ノ津を守し由なるべし、西生ノ郡に津守ノ郷もあるは、其人の住し里ならむ、万葉十一に、住吉乃津守網引之云々、さて此ノ氏ノ、此ノ神を以伊都久由は、書紀神功ノ卷に、三神誨テ皇后ニ曰、我荒魂ヲ令レ祭ニ於穴門ノ山田ノ邑ニ也、時ニ穴門ノ直ノ之祖踐立、津守ノ連ノ之祖田裳見ノ宿禰、啓テ于皇后ニ曰云々とありて、荒魂を穴門に祠ツたまふ時に、踐立をその神主と爲たまふ由見えたれば、其後に、和魂を津ノ國に祠ツ給ふ時に、かの田裳見をば、その神主と爲たまひしなるべし、さて此人にもあれ子孫にもあれ、兼て津を守りしよりぞ、津守ノ連とは負けむ、】又式に、長門ノ國豐浦ノ郡住吉ニ坐ス荒御魂ノ神社三座、【並名神大】筑前ノ國那珂ノ郡住吉ノ神社三座、【並名神大】壹岐ノ島壹岐ノ郡、住吉ノ神社、【名神大】對馬下縣ノ郡住吉ノ神社【名神大】などあり、なほ此ノ大神の御事は、息長帶比賣ノ命ノ段にも委く云べし、三前は三座と云に同じ、中卷に伊豆志之八前ノ大神とも、文德實錄に久度古關等ノ二前乃神とも見ゆ、なほ前と云ことは、下に治ニ吾ガ前ヲとある處【傳十二の十九葉】に詳に云、

於是洗左御目時所成神名天照大御神、次洗右御目時所成神名月讀命、次洗御鼻時所成神名建速須佐之男命【須佐二字以音】

右件八十禍津日神以下速須佐之男命以前十四柱神者因

注に、於保比屢咩能武智とあるは、本はオホヒルムチなりしを、後人さかしらに咩能二字をば加へたるにや、此外何れにも、ひるめの命ひるめの神など、のみありて、ひるめのむちと云は見えず、されば大ひるむちと申せば、ムチ即メにあたれり。】一書には、號曰ニ天照大神ト一とも有リ、一書には、謂ニ大日孁ノ尊ト一とあり、万葉にも、天照日女之命とあることあり、さて此ノ大御神は、即チ今まのあたり世を御照し坐々天津日に坐々り、されば月日は、今此ノ御靈によりて、始メて成出坐セるぞかし、【此より前には、月日坐ことなし、然るを世の識者、月日は天地の初發より自然ある物とし、天照大御神月讀ノ命をば、別なりとして、説を立るは、何の書に見えたるぞ、たゞ漢籍の理に溺れたる己が私ごとにて、甚古ヘノ傳にに背けり、若月日本より坐々ば、今茲成リ出坐るは何の神とかせむ、日ノ神とあるなどをば、なほ日とは別なりと強曲ぐとも、書紀に、日月既ニ生マ、などともあるをば如何とかせむ、ひたぶるに外國の書の理説にのみ泥て、如此さだかに、成出坐る始メを記されたる、御國の正しき古ヘノ傳へを信ざるは、いみしき邪説に非や、又漢人のいはゆる陰陽の理ヲ以て万ノを説は、みな誤なりと云こと、首ノ卷にも委く云り、若實に陰陽と云ことあらませば、今此ノ大御神は、左ノ御目より成坐て、日ノ神に坐々ば、必男神に坐べきに、女神に坐々て、返リて右ノ御目より成坐る月ノ神しも、男神に坐スは如何ぞや、陰陽の説の眞ノ理にかなはぬ證は、此レにて著明ものをや、強てかの理にかなへむとて、是をも種々言曲るは、凡て論ふに足ず、こゝに私記に、此ノ陰陽の理の合辯ことを、さまざま論ひたるは、猶其ノ理を主として云るなれば、皆取ルに足ラぬことなるを、其ノ中に、漢家之風儀、與ニ日域之古事史書ノ所ト注ス皆異ナリ、更ニ難シ比擬シと云るぞ宜き説なる、凡て陰陽の理を云は、漢家の風俗なれば、御國の古傳にはかなはぬ物ぞ、又近きころ、此ノ大御神を男神なりと云人ども、これかれあれども、皆おのがわたくしの強言にて、漢の理にへつらへるものなれば、云にたらず、こゝに伊勢人龍氏が云らく、日ノ神月ノ神者、有ニ人ノ之貌身ニ帶ル光明ヲ者、非ス外典ニ説ク陰陽ノ之精ナル者ニ、佛經ニ説ク日天子月天子ナル者ニ

也、日月ニ天子、人ニ其形ヲ來ニ臨佛會ニ而聽ニ說法ヲ今時說ニ神書ニ者、日神月神、與ニ懸空ノ日月ニ爲ニ各別ト、解、未ニ聞ニ古人ノ爲ニ其說ニ、執ニ信之哉、と云り、この說、佛書に溺て、日天子月天子と云ひ、來臨佛會になど云るは、固誤にて、云にも足らねども、世人の漢籍に溺たる誤をば、能辨へたり、此人の如此、月日は陰陽の精に非ることを見得たるは、佛書に責る力なり、是に付てつら〱思ふに、世の學者の、皇國の古典の力に責て、外國の說どもの誤をえ見付ぬこそ、返々惜けれ、】○月讀ノ命、都久用美と訓べし、書紀ニ云、次生ニ月ノ神ニ、一書ニ曰、月弓ノ尊、月夜見ノ尊、月讀ノ尊、【讀も弓も借字なり、然るを直に其字につきて、御名を說なきは、例の論ふにも足らず、さて書紀の旨ごゝろえぬことゞもあり、まづ日ノ神に御名ありて、月ノ神に御名のなきはいかゞ、三ノ御名は皆一書の說なれば、本書にはあづからぬことぞ、次に月夜見と月讀とは、文字の異なるのみにて、たゞ同じ御名なるを、並擧られたるはいかに、是は漢字にかゝはる人の爲にはいはず、古書の趣をよく知らぬ人のために辨しおくなり、】御名の義、師說に、綿津見山津見などの如く、美は持にて、月夜持の意なりとあり、夜之食國を所知看す大御神に坐ませば、然も有ぬべし、故都久用美と訓べき古言の例なり、月夜をば、都久用とのみ万葉などにもよめればなり、【都伎用とあるをば、古書に見あたらず、】又黃泉ニ云名も相通ひて聞ゆ、其ノ意は今一ツの考もあり、そは天之忍穗耳ノ命の下【傳七の五十四葉】に云べし、さて此大御神も、即今天に坐まして月に坐り、月の光を、即月讀之光とも万葉によめり、さて男神に坐ますことは疑なけれど、猶いはゞ、万葉ノ歌に、月讀壯子月人壯子佐散良衣壯子、などよめるにても知べし、【倭姬ノ命ノ世記に、伊勢ノ月讀ノ宮の御形も、馬乘男形坐といへり、】書紀に、劍を拔て、保食ノ神を擊殺たまふとあるも、男神と聞えたり、さて此ノ大神を祭く御社は、式に、山城ノ國葛野ノ郡葛野ニ坐ス月讀ノ神社、【名神大、月次新嘗、此御社の起、書紀ノ顯宗天皇三年の所に見ゆ、】綴喜ノ郡月讀ノ神社、【大、月次新嘗】伊勢ノ國度會ノ郡月讀ノ宮二座、【荒御魂ノ命一座、並大、月次新嘗】月夜見ノ

神社、丹波ノ國桑田ノ郡小川ノ月ノ神ノ社、【名神大】壹岐ノ國壹岐ノ郡月讀ノ神社、【名神大、此御社は右の顯宗ノ卷の文に、壹伎ノ縣主ノ先祖云々に由れるか、】など坐り、○建速須佐之男命、建また速と申す由は、下に見えたり、須佐の事は、下に於ニ勝佐備ニ云々とある所【傳八の四のひら】に云べし、【此ノ須を、書紀に素と作れたるに依て、曾と唱へ奉りて、清少納言ガ枕册子などにも、そさのをとかけるは誕なり、古書何も須とかき、書紀に、素ノ字も、スとソと二音に用る字なるをや、凡て假字も何も、書紀の文字用に依て、古言をあやまることあまたなり、彼紀は、かにかくにまどはしきこと多ければ、熟々他の古書と合せ見て定むべきなり、】之男は、建御雷之男、筒之男などの例なり、○此に御目と御鼻を洗たまへることのみ見えて、御口と御耳とのことは見えぬは、如何ぞと云へば、御目は、黄泉の物を見坐る穢あるべく、御鼻は、嗅坐る穢あるべし、さて彼所の物喰坐ねば、御口は固り穢れざるべし、御耳には、伊邪那美ノ命の御言を聞坐、又雷の聲など觸つらめど、凡て聲には穢のなきなるべし、【後ノ世も聲の穢を云ることは見えず、漢國に、穢はしきことききつとて、耳を洗へるためしなどあるは、空理を思ひ癖なればなるべし、】されば正しく醜穢は、見と嗅とにある故なり、さて其が中に、目に見たる穢は、淺くてなごりなき故に、其より成り坐る月日の大神は、善神に坐ますを、【月ノ神を書紀に、汝是惡神と、天照大御神の詔へることもあれど、そは一事につきてのことにこそあれ、全は善キ神なり、大日孁ノ尊及月弓尊ハ、並是質性明麗云々、素盞嗚ノ尊ハ是性云々などあるにて、善と惡とはしるし、】鼻に嗅惡臭氣は、深くて其ノなごり亡がたき故に、須佐之男ノ命は惡神なり、【猶次の段に其證見えたり、考へ合すべし、】○所生者也は、上の例によれば、者は神ノ字の誤か、又は者の上に神ノ字を脱せるか、されど又本の隨にても有りなむ、さて此十四柱ノ神も、なほ伊邪那美ノ命を以て御母とす、其由は傳七之卷【二十五葉】に云べし、

且具與黄泉神相論【初葉】

此且ノ字の事、吾ガ徒尾張人稲葉ノ通邦が云、旦ノ字を誤れるなり、阿志多爾と訓べし、今夜は既に黄泉戸喫して、穢れつれば、顯國に還りがたし、夜を過して、明日黄泉神と論ひて、かへるべし、と申シ給へるなり、然るを伊邪那岐ノ命、夜の間を待かねて、うかゞひ給へるなり、諸の穢は、月日を經れば、うすらぎ清まる物なれば、此も一夜過ぬれば、黄泉戸喫の穢も、清まることわりぞ有けむ、といへり、旦ノ字の誤といへる、いとよろし、阿志多爾とも、都登米氐とも訓べし、書紀に、雖然吾當寢息とあるも、此考によりて、相照して見れば、一宿を經て、明日を待ことわりにて、よくかなへり、さて白檮原ノ宮ノ段に、高倉下云々、旦見已倉こ、これも明朝のことを旦と云り、

古事記傳七之卷

本居宣長謹撰

神代五之卷

此時伊邪那岐命大歡喜詔吾者生生子而於生終得三貴子。即其御頸珠之玉緒母由良邇（此四字以音下效此）取由良迦志而賜天照大御神而詔之汝命者所知高天原矣事依而賜也故其御頸珠名謂御倉板擧之神（訓板擧云多那）次詔月讀命汝命者所知夜之食國矣事依。也（訓食云袁須）次詔建速須佐之男命汝命者所知海原矣事依也

大歡喜、此言記中往々に見ゆ、【大歡とも歡喜ともあり、】大は伊多久と訓べし、例は万葉七卷に、大莫進とあり、【又十一ノ卷に極太ともあり、】伊多久て云言に、記中に伊多久佐夜藝弖と見ゆ、痛の意にて、即万葉に此字をも歡書り、又其ノ字をも訓り、さて如此も大ノ字、その所に依て、伊當とも訓べし、其も意は同じかれど、語の連に依て異ることぞ、【於富伊爾ノ訓は漢文讀にて、古格にあらず、】○子とは、神のみならず、上の島國をもかけて詔ふなり、始ノに淡島を、

不レ入ニ子之例ニとあるを以て知べし、〇生々は、次第にいと數多生坐るを云、行々て戀々て居々てのたぐひなり、〇於生終は、宇美乃波豆邇と訓べし、万葉九(廿丁)に、夕鹽之、滿乃登等美爾、などあると同じ語の格なり、此餘も此ノ格なほ多し、〇三貴子は、書紀一書に、日三吾欲レ生ニ御宙之珍子ーとありて、訓注に、珍此云ニ于圖ーとありて、此の三柱ノ大神成り出坐し、神武ノ卷にも、珍彥此云ニ于豆毘古ーとあり、又大殿祭ノ祝詞に、皇我宇都御子皇御孫之命とある、これらを合せて、美婆斯羅能宇豆能美古と訓べし、又玉篇に、珍ノ字に貴也と云註もあれば、字も然訓むに難もなし、さて宇豆は師ノ說に、高く嚴きことなりとあり【今ノ言に人の容兒を、宇豆高きと云も、よく叶へり、】なほ例は万葉六(廿丁)に、天皇朕、宇頭乃御手以云々、又諸ノ祝詞に、宇豆乃幣帛なども見え、【又出雲ノ風土記に、須佐之男ノ命の御事を、伊弉奈枳乃麻奈子といひ、國造ノ神賀詞にも日眞名子とあれば、貴子を麻那古と訓べきにやとも思はるれど、猶前の訓によるべし、】さて此の語ノ勢、万葉二(十一丁)に、吾者毛也安見兒得有、と云歌に似たれば、得は延多理と訓べし、〇御頸珠、古へは男女共に、玉を緒に連貫て、頭にも頸にも手足にも衣にも、凡て飾りしこと、云もさらなり、此ノ中に、火遠理命の御裝束に、御頸之璵見え、書紀に、素戔嗚尊以ニ其頸所嬰五百箇御統之瓊ー云々、高比賣命の歌に淤登多那婆多能、宇那賀世流、多麻能美須麻流云々、万葉十六(廿七丁)に、吾宇奈雅流、珠乃七條云々など有ルは、頸に懸たるなり、【うながせるもうなげるも、頸にかけたるを云り、】大神宮式にも、頸玉手玉足玉緒云々とあり、書紀安閑ノ御卷に、幡媛物ノ部ノ尾輿の瓔珞を偸て、春日ノ皇后に獻しことあり、【是レによれば、當昔頸玉に貴き品ありつと見えたり】さて頸玉は久毘多麻と訓べし、【師は美宇那多麻と訓れしかど、なほ美久毘多麻なるべし、今ノ世に、犬猫などの頸に結ふ紐を、頸玉と云も、此ノ古への名の遺れるなり、】和名抄に、頸ハ頭ノ莖ナリ也、〇母由良は、緒に貫る玉どもの動きて、相觸つゝ鳴さまを云、邇は辭なり、御誓ノ段に、奴那登母母由良爾とあるを、書紀に、素戔嗚ノ尊乃轠轤然解ニ其ノ左ノ髻ニ所

と瓊五百箇統之瓊綸、而瓊響瑲々云々、訓注に、瓊響瑲々、此云奴儺等母々由羅爾とあり、奴儺等
は、即瓊之音なり、又手玉玲瓏織経之少女、【瑲々も玲瓏も、字書に玉ノ聲也と注せり、遊仙窟に、鏘々をユラメイテと訓
り、此字も瑲々と同じ、】万葉十[四丁]に、足玉母手珠毛由良爾織機乎、又十三[三丁]に、手二纏流玉毛由良爾などあり、
又十一に玉響ともあり、又顕宗紀天皇ノ大御歌に、奴豆由良久時侍、万葉十三[二十三丁]に、小鈴文由良爾なども、鈴にも云り、万
葉廿[四十丁]に、由良久多麻能乎とよめるも同じ、【由良久の久を省るにはあらじ、何処も皆古言ニ字を用ひたり、】さて由良爾由
良を鳴をと云ことは、鳴鏡なり、由良久は鳴ると云なり、】さて右の中に万葉なるは、みな玉は瓊なるを、【是ニ上玉手玉
毛と云にて知べし、】此に書紀なるは、瓊にあらず、【訓注に瓊ノ字ニ二あるは、其ノ上の瓊は誤なり、】瓊の意
なるにや、【これと瓊を瓊と云る例は未ダ見ず、】こは猶も考ベきことぞ、○取由良迦志は、御手に執持し、振揺して、
令瑲々なり、舊事紀に〻〻の青きを、由良由良止色塩と云るも同じ、○賜は多麻比と訓べし、【タマハリテと訓は
非なり、たまはるは被賜にて、其物を受る人に就て云言なり、万葉十六に被賜とあるに、即チたまはりてなり、故に
被字を添たり、これも受る方より云り、此たまふとたまはるとの差別は、生と被生との如し、宇牟は親に云ヒ、宇麻留
は見に云言なり、又舊印本に、此賜を、タテマツリテと訓るは、中古ノ俗言にて、物語文などに、此方をも彼方を
も共に尊て云ことは、たてまつりたまふと云り、たてまつるは、受る方を尊み、たまふは授くる方を尊みて、重て云な
り、然るに此は、賜と書るは、授けたまふ伊邪那岐ノ命の方を尊みたるなり、御親なればぞかし、然るをタテマツリテと
訓るは、受たまふ天照大御神の方を尊みていふなれど、上代の格に叶はず、】凡て多麻布と云言は、此の御頸玉の故
事よりぞ出つらむ、故其ノ物を臣物とは云ナらむ、然而即此御頸玉を取リのらかして賜ふは、大歓喜し、有ガ中に
も此ノ御子を愛く貴く所思看すゆゑの御賜なり、誠に此大御神を生得たまひしには、然有けむことうべにぞありける、○汝

命は那賀美許登と訓べし、【賀は之なり、】續紀ノ宣命【十七の廿七丁】に、伊夜嗣爾奈賀御命聞看止勅夫、また武内ノ宿禰ノ歌に、大雀命を指奉て、那賀美古とよめる、此等に依れり、此ノ稱記中にいと多し、前にも云る如く、後ノ世には汝と云は、卑めたる稱なれども、上ッ代には尊む人をも云り、故命とも云るなり、白檮原ノ宮ノ段に、神沼河耳命、御兄を指て、那泥汝命とも詔ひ、式の祝詞に、倭ノ六ノ御縣の山ノ口ニ坐ス神等を指ても、汝命と詔命る文見ゆ、○高天ノ原は、前に出て云る如く、天を指て云フ、さて此ノ大御神は、今も目前天津虚空に仰ぎ見奉れば、今如此事依し賜へる大命の隨々常に天を所知看して、四海萬國を御照し坐々すこと著明し、【然るを世には、此大御神を、大和ノ國或は近江ノ國、或は豐前ノ國に都坐しつなど云説の聞ゆるは、凡て皆いみしき邪説なり、まづ此ノ邪説には、天照大神は、たゞ天皇の大祖に坐ス故に、其德を天ッ日に配て、日ノ神と申スにこそあれ、實は天ッ日を申スには非ずと思ひ、又天はたゞ氣のみにて、形體なき物なるに、此ノ國土の如く、さま〴〵の事を云るは、きはめてあるまじき理なれば、高天ノ原と云るも、たゞ皇都のことにて、その事實はみな、此ノ國土にありし物ぞと意得るより起れり、是レ皆漢籍に溺れたる、私のおしはかりの邪見なり、すべて漢人は、たゞ今日見聞事物の、尋常の理になづみて、其ノ外に測りがたき妙理のあることを知らぬを、此方の人も、ひたすら其レをよきことに思ひならひて、動れば神代の奇事どもをも、凡心の常ノ理に强て當むとするは、返々も謬れることぞかし、そが中にも、此大御神の都は、某國ぞなど云ノなるは、ことに甚しき强言なり、そも〳〵此大御神を、天ッ日と別にて、此ノ國土に坐々つとせば、かの天の石屋の段などは、いかに說なすべきぞ、當時しばらく隱り坐しゝほどだにあるものを、若シ既に崩坐シなば、況て其ノ後は、世ノ間ながく常夜なるべきに、さることなく、常に明ラけく照したまふをば、いかにとか云む、若シ又崩まさでなほ此世にましますと云ハば、人ノ代になりて後は、何處に移坐シますとかせむ、又何故に其ノ都坐しゝ國をば棄たまへるぞ、すべて〳〵心得ず、果して大和にまれ近江にま

れ坐まし、物ならば、皇御孫ノ命も、相續て其ノ都に坐まして こそ、天ノ下に所知看べきに、さる中ッ國の都をおきながら、西ノ邊の國へ降し奉りたまふは、何の由とかせむ、又書紀一書に、天照大神者可以治高天原也云々、素戔嗚尊者可以治天下也ともあるを、若高天ノ原を此ノ國土の内にありとせば、素戔嗚ノ尊天ノ下を所知看て、天照大御神は、一國の國ノ造に任したまふが如し、いと可笑こそ、然るに此ノ天ノ下とあるをも、異さまに說曲て、なほ說を立むとする者もあり、凡て世の學者、古傳說をば信ずして、己が私の識意に說曲むとするから、如此くさま〴〵かなはぬ事どものあるを、なほ強てその曲說をかまふるは、いともいともあさましきことなりかし、】○所知は斯良世と訓べし、【斯禮を延たる言なり、】又書紀に宇志波世と訓むも惡からず、なほ此詞のことは、此ノ次に有ノ曲に云べし、万葉二ノ卷に、天照ノ日女之命、天乎波、所知食登云々、書紀に云々、何不生天下之主者歟、於是、共生日ノ神、號大日孁貴、此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱、擧於天上也、【天地相去未遠とは、天地分れ成て、いまだいくばくもあらざる代なればなり、以天柱とは、師ノ云、此ノ天ノ柱は、伊邪那岐ノ大神の御息にて、風なり、龍田ノ風ノ神ノ御名を、天ノ御柱國ノ御柱ノ命と申すを合せてしるべしと云れき、まことに然るべきなり、天と地との間を支持ものは、風なればなり、】○事依は上【傳四】に見ゆ、さて天照大御神は、此ノ御事依のまにまに、天地の共無窮に高天ノ原を所知看て、天地の表裏を、くまなく御照し坐まして、天ノ下にあらゆる萬ノ國、此ノ御靈を蒙らずと云ことなければ、天地の間ッの大君主に坐々て、世に無上至尊きは、此大御神になむまし〳〵ける、【此より先に、高天ノ原に、既く五柱ノ神に坐ませども、いまだ高天ノ原を所知看と申せることなければ、君主とは申しがたし、君主はたゞ此ノ天照大御神ぞ初には坐ましける、然るを世に、天之御中主ノ神、或は國ノ之常立ノ神などをも、君主の如く說

なすは、古ヘノ傳ヘに違ヘり、然りとて又、彼神等を、人臣ノ神と申さむも非なり、君なければ、いかでか臣とはいはむ、人ノ世の意を以て、天地の始メにも、君臣の分を説むとするは、漢意のひがことなり、さて又四海萬國、此大御神の御光を蒙り、御蔭を蒙りながら其ノ初メの趣をも知らず、此ノ皇國に生坐ることをも知らずて、皇國のすぐれて尊きことをもすべて知らずてあるは、外ツ國には、すべて神代の正傳説のなき故なり、】〇賜也は、右の御頸玉を賜フなり、かく重ネて言フは、古言の常ぞ、〇御倉板擧之神、こは御祖神の賜ヒし重き御寶として、天照大御神の、御倉に藏め、その棚の上に安置奉て、崇祭たまひし故の御名なるべし、さて板擧は、書紀ノ垂仁ノ卷に、天ノ湯河板擧てふ人ノ名ありて、其にも板擧此云撝儺と見えたり、板を高く擧て、物置ク所に構る故に、如此書るならむ、新撰字鏡に、棚ハ閣也太奈、和名抄に、棚閣ハ和名多奈とあり、常にも此ノ棚ノ字を用ふ、万葉にも多那てふ言の借字に、此レを書り、【御代々々に傳ヘ坐ス三種ノ神寶の中の神璽は、此ノ御頸玉なりと云説あり、理はまことに然も聞ゆれども、非なり、其由は傳十五の二十のひらに見ゆ、】さて三柱ノ御子、とりどりに事依シたまへる中に、此ノ大御神には、高天ノ原を依し賜ふが勝れたるのみならず、別て此ノ御頸珠をしも賜へるも、又中に勝れ坐ス故なり、〇夜之食國、まづ食國とは、御孫命の所知看この天ノ下を惣て稱にして、食は、もと物を食ことなり、【書紀などに、食を美袁志須とよみ、食物を袁志物と云、万葉十二に、ヲシと云備にも、食ノ字を借りて書り、】さて物を見も聞も知も食も、みな他物を身に受入る、意同じき故に、見とも聞とも知とも食とも、相通はして云こと多くして、【その例は此次に見ゆ、】君の御國を治め有ち坐スをも、知とも食とも、【から國に食邑と云ことありて、幾千戸を食などいふも、自ら意のあへるなり、】聞看とも申すなり、これ君の御國治め有坐スは、物を見ルが如く、聞クが如く、知ルが如く、食が如く、御身に受ケ入れ有つ意あればなり、此次に所知看とあるも、知見と云ことにて同シ意なり、【其由は、下十七のひらに云り、又傳四の十八葉にいへる事をも、考ヘ合すべし、】又万葉五ノ七丁に、

大王云々企許斯遠周、久爾能云々、又十八丁に、高御座、安麻能日繼登、須賣呂伎能、可未能美許登能、伎己之乎須、久爾能麻保良爾云々、又廿丁に、伎己之米須、四方乃久爾云々、この伎己之乎須も伎己之米須も、即知看と云ことを全く同意なるを以て、知と聞と看と全く皆通はして、【物食を聞食といふも、同く通はして云なり、】國を治行たまふことに云るを曉るべし、【これに所知の義も自ら明けし、】さて食國と云る例は、輕島宮段にも見え、續紀宣命などに、食國天下とも、四方食國とも、聞看食國とも、數多あり、万葉にも多かる中に、十七卷に、須賣呂伎能乎須久爾などあり、【美祁都久爾なども、御食國とも書し、同じ文字なれど、そは大御饌に備ふる御贄物を獻る國を云て、食須國とは別なり、又此食須國を、御食國と書ることも、万葉六又十一卷に見ゆ、如此混へそ、】さて日神は晝、月神は夜を所知看て、共に高天原に坐ませば、此國土には非るを、食國と云ては如何と云に、師説に、凡て久爾と云は、界限ある義にて名けたり、東にて、垣を久泥と云も此意なり、されば須佐之男命の、天に上り騰る時に、高天原所知看天照大御神の、欲奪我國とや詔ひ、又其須佐之男命は、所知海原と有し、次に不治所命之國と、伊邪那岐命の詔へるも、本古語の所知看天下の界限を、國と云り、其名を上代へも通して、各所知界限を、如此天にまれ海にまれ、國とは云傳へしなりと曰れし、此説にて聞えたり、【續紀廿一に、食國高御原乃事とあるは、原字を國と寫誤れるなり、他の例もて知る、】さて天照大御神には、晝とは云ずて、全高天原と詔ひ、此神には、夜また食國と詔ふは、是又界限る意あり、【夜晝と對へども、晝は主なり、】書紀に、次生月神、其光彩亞日、可以配日而治、故亦送之于天と見え、一書には、月讀尊者、可以治滄海原潮之八百重也とあり、【此一書は、此記の趣と大氐同じきに、此は異なる傳へなり、】○海原、この名は古書に常見えたる中に、万葉五卷に宇奈波良、廿卷に宇奈原、十四卷に宇奈波良などあり、書紀に滄溟、万葉廿卷に、阿乎宇奈波良なども見えたり、【右の如く、万葉に波は

皆清音の假字をのみ書れば、清てよむべし、つねに濁るはいかゞ、】和名抄には、滄溟を阿乎宇三波良とあり、さて書紀には、須佐之男ノ命は、是性好殘害、故令下治根國上とも、可以治天下也ともあるは、異なる傳ともなり、

○三柱ノ御子神たちに依し賜へる處、右の如くにして、【書紀の諸書の傳へは各く異なり、まづ彼本書の旨は、天ノ下の主たるべき神を生むとて、此三柱を生坐り、然れば本は三柱共に天ノ下を所知看スべき神なり、然れども月日ノ二柱は、靈異之御兒にて、不宜久留此國とて、天上を所知めさせたまひ、須佐之男ノ命は、汝無道不可以君臨宇宙と詔て、根ノ國には逐ひ賜へり、されば始メに至貴曰尊と、書格を定めおきて、今此三柱共に、尊ノ字を用ひられしも、みな本ト天ノ下の主たるべき神に坐ス故なり、さて一書に、須佐之男ノ命を、假使汝治此國必多所殘傷云々とあれば、是も本は、此神天ノ下を治たまふべきよしなり、又一書は、大旨此記と同シきに、月讀ノ尊に、滄海原、素戔嗚ノ尊に天ノ下を依し賜ツは異なり、又一書は、須佐之男ノ命に依せる處は、此記と同じけれど、月ノ神に可以配日而知天事也と詔て、夜之食國となきは、猶異なり、こは撰者のさかしらに文を改メられしにもあるべし、さてかくさま〴〵なれども、須佐之男ノ命のは、遂に根ノ國に歸給へるは皆同じ、】此ノ國土をば遺して、徒くし給へるは如何と云に、豐葦原之水穗ノ國は、我ヵ御子之所知國なりと、後に天照大御神の詔へるを以思へば、もとより後に皇御孫ノ命の所知看すべき、深き所以ありけることなるべし、さて月日ノ神の善は天に、須佐之男ノ命の惡は、終に根ノ國に歸賜へる、その善神と惡神との、御誓の中に生坐る御子の御子の、此ノ天ノ下を永く所知看スこと、又深き所以あるべきものなり、抑神代の初メより、如此る隆契ありて、所知看し來る天皇の天日嗣にし坐シませば、天地の共常磐堅磐に、動き坐さず移ひ坐さぬも、ことわりなりけり、○人は人事を以て神代を議るを、【世の識者、神代の妙理の御所爲を識ることあたはず、此を曲て、世の凡人のうへの事に説なすは、みな漢意に溺れたるがゆゑなり、】我は神代を以て人事を知れり、いでそのおもむきを委曲に説ハ

むには、凡て世間のありさま、代々時々に、吉善事凶悪事つぎ〳〵に移りもてゆく理りは、大きなるも、小きも、【天ノ下に關かる大事より、民草の身々のうへの小事に至るまで、】悉に此ノ神代の始ノの趣に依るものなり、其ノ理りの趣は、女男ノ大神の美斗能麻具波比より始まりて、島國諸の神たちを生坐し、今如此三柱ノ貴ノ御子神に、分任し賜へるまでに皆備はれり、【此ノ間のつぎ〳〵の事どもの趣を以て、世の人ノ事の萬のことわりを知ルべきなり、】其はまづ美斗能麻具波比ありてより、國々神々を生坐るまでは、皆吉善なるを、【但し初メに女男の御言擧の先後の違へりしは、凶悪の根ざしともいはまし、】火ノ神の生坐るに因て、【火は、世ノ中の大用をなす物なることは、さらにもいはず、此神の斬られたまへる血より成生る神たちも、大功をなし給ふ、されば此ノ火ノ神の生ませるも、なほ吉善なり、】御母神の神避坐しゝは、世の凶悪事の始ノなり、【世ノ人の凶悪事に因て死ぬるは、此ノ理なり、凡て死ぬる所由は、病にまれ何にまれ、みな凶悪ぞ、さて火ノ神は、如此吉と凶とを兼たれば、此ノ神の生坐るは、吉より凶に移る際なり、火は大用をなせども、又物を亡失すことも、是レに過たるは無きも、此ノ理なり、】かくて黄泉ノ國は、かく凶悪に因て女神の移り往て、【これ正しく吉より凶に移るなり、】永く止坐國なるが故に、世間の凶悪の歸止る處にして、又世ノ間の凶悪の出來る處なり、【女神は、火ノ神を生坐るまでは、物を成す善神なるを、此ノ黄泉ノ國に入坐て、止まり坐て、悪神となり賜へり、かの汝ノ國の人草一日に千頭絞殺さむとある、これ悪神になり給へるにて、禍津日ノ神の生坐すべき根なり、】さて男神も、彼ノ國に追往て、すでに凶穢に觸たまへるは、世ノ間なべて凶悪になれるなり、【かの天照大御神の、しばらく天ノ石屋に刺隱らしゝ事、又後ノ世に天ノ下亂れに亂れし時あるなど、みな此ノ理によれり、抑男神は、物を成しに成したまひて、始終こほりて善神なり、然れども中間に、いさゝか此穢悪に觸たまへるは、世ノ中のさま、善き中にも、必いさゝかの悪きはまじらではえあらぬ趣なり、】されど男神は、速く顯國に還坐て、御禊したまふ、【是レ凶悪より吉善に移る首にして、世ノ

中に凶惡を直して、吉善事を行ふべき、人の道は此ノ理に因れり、】其時に先ヅ禍津日ノ神の成リ出坐るは、全ク彼ノ黄泉ノ國の穢惡に因れるを、【禊は、凶より吉に移ル際なるが故に、先ヅ其ノ初メには、此ノ神の成リ坐るなり、さて世ノ中に凶惡事のあるは、みな彼ノ穢惡より生れる、此ノ神の御心なり、】其ノ穢惡を祓ひ清め直して、【方に直したまふ時にあたりて、直毘ノ神成リ坐し、既に直りたる時に、伊豆能賣ノ神成リ坐せり、】此ノ三柱ノ貴ノ御子神の成リ出坐て、【然れども此ノ三柱の中にも、なほ須佐之男ノ命は、惡神にましまして、荒び傷害ひたまふは、かの伊邪那岐ノ大神の、始終善神にましませども、なほしばしは穢惡に觸たまひし理によれり、】つひに天照大御神の、高天ノ原を所知看すは、又全ク吉善に復れるにて、【さてなほ此大御神すら、須佐之男ノ命の荒びに得堪たまはで、しばらくは、障られたまふこともありしは、世ノ中に大亂大逆事も、必なくてはえあらぬ理リにて、其ノ本は皆黄泉の凶惡より出るなり、然れども大御光はつひに障られはて賜はず、ほどなく吉善に立復りて、又明らけく、無窮に世を御照シ坐まして、皇御孫ノ命、此天ノ下を所知看て、皇統は、千萬世の末までに動きたまはぬ、】これぞ此ノ世ノ間のあるべき趣なりける、【古へ今治亂吉凶うつりかはる、よろづの理リは、悉く此ノ上ノ件の趣によることなり、】されば此ノ次第の趣を熟く味ひて、世間のあるかたち何事も、吉善より凶惡を生し、【二柱ノ神、諸神を生たまへる吉善によりて、女神の神避坐マス凶惡は出來れり、何事もみなかくの如く、凶惡は吉善よりおこるものぞ、】凶惡より吉善を生しつゝ、【伊邪那岐ノ命、黄泉の穢に觸たまへる凶惡によりてこそ、御禊して月日ノ神は成リ出坐せれ、何事もみなかくの如く、吉善は凶惡よりおこるものなり、】互にうつりもてゆく理リをさとるべく、【人の生死、一日の夜晝、一年の春秋あるも、此ノ趣にて、世ノ中には吉善事のみならずて、凶惡事も無くてはえあらぬ理なり、】又然凶惡はあれども、終に吉善に勝事あたはざる理リをも知ルべく、【かの女神の、顯國の人草を、一日に千人殺したまへば、男神の一日に千五百人を生出テしめたまふこれなり、後に須佐之男ノ命の荒びたまふによりて、天照大御

神天ノ石屋に隱リませれども、ほどなく又出坐て、永ク世を御照し坐し、須佐之男ノ命は逐はれたまふも、此理なり、】又人は必凶惡を忘れて、吉善を行ふべき理リをも知べきなり、【伊邪那岐ノ命の、黄泉の穢惡を忌惡ひて、御禊したまふ是なり、後に須佐之男ノ命の、一タビ逐ハれたまふも、此ノ理なるが故なり、さて世ノ人の、凶惡を直して、吉善を爲べき道は、彼ノ御禊の理リによれることなれども、彼ノ大御神、此ノ御禊ニ因て、世ノ人に、凶惡を忘れて、吉善を行へと、教諭したまふにはあらず、其故は、彼ノ御禊も、其時にことさらに神ノ教ニよりて、爲たまふには非ず、元來産巣日ノ神の御靈によりて、おのづから黄泉の穢惡を惡しとおもほす、大御神ノ御心から爲たまへれば、世ノ人も亦其ノ如くにて、産巣日ノ神の御靈によりて、凶惡をきらひて、吉善をなすべき物と、生れたれば、誰が教ふとなけれども、おのづからそのわきためはあるものなり、然れども又其ノなすわざ、皆吉善のみもえあらず、おのづから凶惡もまじらではえあらぬ、是レはたかの大御神も、一たびは黄泉に入坐て、穢惡に觸たまひ、又三柱ノ貴ノ御子神の中にも、なほ須佐之男ノ命のまじり坐す理によれるなり、】奇しきかも、靈しきかも、妙なるかも、妙なるかも、【凡て世間古今萬事、此ノ理にもるゝことなし、】

故各隨依賜之命所知看之中速須佐之男命不知所命之國而。八拳須至于心前啼伊佐知伎也。自伊下四字以音。下效此。其泣狀者青山如枯山泣枯河海者悉泣乾是以惡神之音如狹蠅皆滿萬物之妖悉發。故伊邪那岐大御神詔速須佐之男命何由以汝不治所事依之國而哭伊佐知流爾答白僕者欲罷妣國根之堅洲國故哭爾

伊邪那岐大御神大忿怒詔然者汝不可住此國乃神夜良比爾夜良比賜也（自夜以下七字以音）故其伊邪那岐大神者坐淡海之多賀也

各は、稱德紀の詔の中に、於乃毛於乃毛とあるに依て、如此訓べし、己も己もの義なり、○賜は、たゞ祟辭なり、【賜ふと云ﾌ祟ﾒ辭のこと、師說には、そのことをよくたねらひ得るよしなり、故に自のことにも云る例多しとあり、されど今思ﾌに、是ﾊは物を賜ふより轉りたる言なるべし、其故は、奉ﾙと云も、物を献るより轉ﾘて、たゞ祟ﾒ辭にも、云々し奉ると云、この奉ﾙと賜ﾌと、全く反對なればなり、又敬ﾋ辭に、己がうへを侍候など云も、本は貴人の前に伺候するより轉り、又今の俗文に、申ｽと云ことを万ﾂに附ﾃて、云々し申ｽと云も、貴人に物を白すより轉り來れり、凡て尊卑き間の附ﾙ言は、其ﾉ實ﾉ事を云より轉り來ること、他の例みな右の如くなれば、賜ﾌも又しかることを知ﾙべし、但し己が事に賜ﾌと云る例も多し、こはいまだその解を得ず、猶考ﾌべし、強ていはゞ、今の俗に己がうへの事に、御座有申すと云こと多し、御座とは、人を尊ﾐて云言なれど、對ふ人を崇むるとては、己がうへにも、かく祟ﾒ言を附ることあり、又御見廻申、御禮を申ｽなども、己がうへに御を附くる、これみな對ふ人を敬ふ語なり、されば己がうへに賜ふと云も、このたぐひとせむか、】○命は御言なり、○隨ﾉ、續紀九ノ詔に、吾孫將知食國天下止、與佐斯奉志摩爾麻爾などあり、○所知看、此ﾉ言古書に常多し、祝詞式に、所知食ﾊ古語ニ云ニ志呂志女須ﾄとあり、万葉ﾉ歌には、之良志賣之とも處々【十八の廿丁二十の二十四丁五十丁】にあり、【志良志を志呂志と云は、所聞看を伎許志米須と云に同じ、】所知の意は、上【此ﾉ卷八葉】に云るが如し、看は見すなり、但し常に使ﾆ人見ﾆを見すと云とは異て、たゞ見を美須と云、見賜を美志賜と云、一ﾂの古言なり、【立をたゝす、立をたゝしといふ格なり、】例は万葉一廿丁に、埴安乃、堤上爾、在立之、見之賜者、【見たまへばなり、】

六ノ巻に、我大王之、見給、芳野宮者、十九ノ巻に、見賜、明米多麻比、又見之明良牟流【此外も多し、今ノ本は、古言をしらで訓を誤れる處多し】などあり、さて此ノ見之を、賣之とも通はし云るは、万葉二十ノ巻に、召賜良之、神岳乃、山之黄葉乎云々、明日毛賜、召賜万旨、【これら見之たまふにて、召はみな借字なり】十八ノ巻に、余思努乃美夜乎、安里我欲比賣須、【見すなり、右に引る六ノ巻の哥と合せてしれ】廿ノ巻に、賣之多麻比、安伎良米多麻比、又一ノ巻に、於保吉美能、賣之思野邊爾波、【これも又、右の六ノ巻十九ノ巻の哥と合せて曉べし、めし、は見し、にて、下の思は、過去ことばなり】かゝれば所知看などの看も、本は物を見ることなるを、國を治め有坐ことに通はし用る由は、上に云るが如し、万葉一ノ巻に、藤原我宇倍爾、食國乎、賣之賜牟登、二ノ巻に、吾大王乃、所聞見爲、背友乃國之などあるにて、いよゝ明けし、さて此ノ看に、食ノ字をも書には、物食と物見ると通はし云こと、是も既に上に云り、【今ノ世俗に賣志と云も、食物なる故なり、又人を召をも賣須と云も、見すより出たるべし、】又万葉二に、【所知行と書る、この行ノ字のこゝは、中巻倭建ノ命ノ段に、看行とある、彼處にいふべし、】〇所命之國は、下巻朝倉ノ宮ノ段に、吾ガ所命之事ノとあるは、漢布世賜比之事と訓べし、されば此も彼に效はゞ、漢布世賜志國と訓むか、續紀一ノ巻に、天皇命授賜比負賜布大命乎、又廿一ノ巻に、此天日嗣高座之業乎、拙劣朕爾、讓賜氏仕奉止仰賜比云々、この外にも多く見ゆ、【仰らも負せの意なり】されど此は、下にも汝不治所事依之國とあれば、許余佐志賜幣留國と訓べきなり、この國は、即海原を云、【上文にてしるべし】〇不治は、阿佐米受豆と訓むも惡からねど、なほ斯良佐受氏と訓べし、【其故は、天ノ下所知看と云は、定まりたる古言にて、御宇御宙など書たるをも、皆然訓るに、中巻より御代々々みな、坐某ノ宮ニ治天ノ下ニと書れば、其ノ治ノ字をも、必斯呂志賣須と訓べく、また】上の所知看の言を承て云べければなり、〇八拳須、夜都迦比牟と訓、八拳の意は、十拳劒の下に既に云り、なほ八束穂なども云り、何れも必しも八ツに限るに非ず、彌束にて、

たゞ長き由なり、須は鬚の本字にて、説文に面ノ毛也と注せり、【漢書ノ注には、在レ頤ニ曰レ須、在レ頬ニ曰レ髯トなどあり、】和名抄に、髭ハ口ノ上ノ鬚也、加美豆比介、鬚髯ハ頤ノ下ノ毛也、之毛豆比介と見えたり、或人、比介は鰭毛の意と云り、然在むか、又秀毛にてもあるべし、○心前は牟那佐伎と訓べし、今ノ世にも云ことなり、【天若日子のところに、高胸坂と云ることあるに依て、牟那佐加と訓ムは誤なり、彼レは別意なり、】○至は伊多流麻傳と訓む、但シ尋常に此字を如此訓ムことは、聊カ言の意異にて、此は至レ至の意にて、伊多流は心前に至るなり、麻傳は、成長坐て、如此る頃までと云ことなり、玉垣ノ宮ノ段に、本牟智別ノ御子を、八拳鬚至ルマデ于心前ニ眞事登波受とあり、此レたゞ齢の長しくなれるを云、古語なり、凡ていと上ッ代の語は、如此其となく其狀を寛舒に云て、いとも雅やかなるものなり、【然るを、勇悍ノ之異相を云など注せるは、古ヘを知ラぬ後ノ世ノ心の妄言なり、】○啼伊佐知伎、書紀には哭泣恚恨とあり、神功ノ卷に血泣、欽明ノ卷に大息涕泣などもあり、【佐を濁ルは惡し、】伎は語辭なり、さて此ノ言、此の外には、古書に定かに見えたることなし、谷川氏は、猶レ言ニ足摩而泣也、小兒ノ忿リ泣ク時有ニ此狀一と云り、さも有むか、【書紀に、恚恨ノ字を加ヘて書れたるも此意にや、又小兒の足をすりて行を、伊佐留と云も、此ノ伊佐と本同じ言にや、】上に、匍ニ匐御枕方一云々哭とある狀も似たり、【然らばかの泣澤女は、啼伊佐波女の意にや、】万葉五 四十丁に、立乎杼利、足須里佐家婢、伏仰ギ、武禰宇知奈氣吉などもあり、出雲ノ風土記に、阿遲須根高日子ノ命の、晝夜哭坐しこと見えたり、そは彼ノ神の處に引べし、○泣狀は、那伎賜佐麻と訓べし、○青山は、木草の茂りて、青々と見ゆる山を云て、沼河比賣の歌に、阿遠夜麻とあるを始め、古書に多く見ゆ、○枯山は、峬ノ字の意にて、木草の無き山を云なるべし、凡て物の無くて空きを迦良と云、その意なり、又字に依て云ハば、本ト有し木草の皆枯て、無くなりたる山か、【冬枯のころの山を云りとも聞えず、又なべての木の枯レながら植る山は有るべくもあらず、】さて迦流々は、水の涸、聲の嗄なども、乾る意にて、草木の枯るも、潤澤のなくなるなれば、

同意なり、又物の無きを遍良と云も、此意より轉たるにやあらむ、【もし然らば、初メの義もいひもて行ヶば一ッに落つめり、】さて枯を遍良といふは、難波ノ高津ノ朝に、船ノ名枯野【書紀に加良怒とあり、】などあり古言なり、さて書紀皇極ノ卷に、鞍作ノ得志が奇術を云ル中に、或使枯山變爲青山と云ることあり、○河海は宇美加波と訓べし、○乾は富志伎と訓べし、【伎は語辭なり、此言は比布富と活用けり、【布と云る例は、書紀に人ノ名に、市乾鹿文乾此ヲ云賦とあり、】來の伎久許と活く、但し、さて富貢は令乾なり、】さて書紀には、此ノ神有勇悍以安忍、且常以哭泣爲行故、令國內人民多以夭折、また此ノ神性惡、常好哭恚、國民多死、青山爲枯などあるを、此記には人民を害ひ賜ふことを云ハざるは、山海河までを云ヘば、人民を始め、万ノ物を害ひ賜ふことは、自こもれるにや、抑此神の啼給ふに因て、山海河の枯乾るは、如何なる理リにかあらむ、【泣けば、涙の出る故に、其涙のかたへ吸取られて、山海河の潤澤は、涸るにやあらむ、さて潤澤の涸るれば、万ノ物は枯傷はるゝなり、】さて此ノ神の如此るは、伊邪那美ノ命の、人草一日ニ千頭を絞リ殺さむと詔へる驗なり、此神は、妣ノ命の黄泉の汚垢の穢れるより成リ坐るが故なり、【例の漢籍にまよへる徒の、強てかの五行の説を引キ出て、此神を金ノ性の神なりと云ゞなし、其ノ金氣にて、青山ノ變枯ると云は、いと惡きものゝ、且ッは可笑し、若シ然らば、金生レ水べきに、海河を泣乾たまふは、如何か云ハむとし、】○惡神、書紀ノ神代ノ下ノ卷ニ一書、皇御孫ノ命の天降リ坐むとする處に、葦原中ノ國者、磐根木株草葉猶能言語、夜者若熛火而喧響之、晝者如五月蠅而沸騰之云々、喧響此云淤等娜比、五月蠅此ヲ云左魔倍、又た本書に、彼ノ地多有螢火光神、及蠅聲邪神、復有草木咸能言語、【ついでに云、此ノ螢火を、ホタルビと訓るは、いたくひがことなり、火ノ字にかゝはるべきことかは、又如五月蠅を、こゝには字を略きて、蠅聲とかければ、この螢火もかれになぞらふるに、如ノ字を略きたるものなれば、ホタルナスと訓べきなり、凡て螢火と書るは、漢文にこそあれ、此方にはたるびと云ことは無きなり、】とある同ジ處を、此記には、葦原ノ

中ッ國ハ者云々、於ニ此國一道速振荒振國神等之多在云々とあり、此レを合せて考るに、かの御孫ノ命の將ニ天降坐一時に、此ノ葦原ノ中ッ國の在狀を云ること、今此の狀と全同じ事なり、されば此の惡神も、阿羅夫流神と訓べきなり、【書紀の右の邪神も、又異所に邪鬼など有しも、みな阿良夫流神と訓べし、舊訓は字にかゝはりて、古言にかなはぬこと多し、】○昔は淤等那比と訓べし、【右に引る書紀の訓注に依れり、】此言中古の物語などにも多く見えて、淤登那佈とも云り、○狹蠅は、書紀の字の如く、五月ごろの蠅なり、然るを佐都伎といはで、佐とのみ云ッは、田植る農業を、凡て佐と云、その苗を佐苗、【早苗としては、早の意かなはず、】植る女を佐少女、植始むるを佐開、植終るを佐登など云が如し、さて又其ノ業する月を佐月と云ヒ、【さなへ月と心得るは、本末違へり、】其ノ頃の雨を佐亂と云なり、【亂とは、久しく雨ふるを云、源氏物語に、風雨を容レ亂と云り、又和名抄に、麥李、麥ノ秀ル時ニ熟ス、故ニ以名レ之ク、漢語抄云佐毛々とある、この佐も同じ】かゝれば、狹蠅も、田植るころの蠅と云意の稱なり、其ノ頃殊に此虫は多かる故に、名に負へるなり、○如ノ字那須と訓べし、石屋ノ段に、即チ狹蠅那須と書ケり、基登久の古言なり、上【傳三の廿一葉】にいへるが如し、○滿ノ字は、通の誤なるべし、書紀には沸騰と云ヒ、【其文上に引り、】出雲ノ國ノ造ヵ神賀ノ詞にも、晝波如五月蠅水沸支、夜波如火瓮光神在、石根木立青水沫毛事問天、荒國在利とあればなり、【水沸の水は借字なり、美那と訓べし、此記と合せて思ふに、皆てふ意なりけり、】【滿としては解えがたし、書紀ノ允恭ノ卷に、蠅散、万葉三に、五月蠅成驟騷舍人、五に五月蠅奈周佐和久兒等など見ゆ、さて涌とは、たゞ騷ぐ狀をのみ云には非で、涌出て騷を云なるべし、○萬物之妖、書紀ノ神武ノ卷に妖氣ともあり、此レは右に引る書紀に、磐根木株云々、【此事、右の神賀ノ詞、又他の祝詞どもにもあり、】とある事等に當れり、是レ物言まじき物の言は、妖性なるを云なり、唯文のまゝに意得べし、【例のさまぐ\生賢き說あれど取ラず、】さて此記に萬物とあれば、如此る事の妖ども、なほ種々有けむを、磐根云々は、其中の一ッ二ッを擧て語傳へたる古言なり、【彼レ

と此と、時は異なれども、其ノ事ノ状は全く同シきこと、上に云るが如し。】さて某皆云々、某悉云々と、二ッ事を並言に、皆と悉とを對云ること、下に山川悉動、國土皆震、また高天ノ原皆闇、葦原ノ中ッ國悉暗などあり、さて祝詞【式八の廿三丁三十五丁に、荒振神等乎、神攘々給比、神和々給弖、語問志磐根樹立草之片葉毛語止弖、とある語を味ふに、荒神を攘平しかば、此ノ妖も止しなり、此に覗ふれば、今此ノ妖の發るも、惡神の沸出騒に因てなりけり、さて須佐之男ノ命の御所行に因て、かく惡神涌出、萬ノ妖の發ること、みな其本は、黄泉の汚垢より根ざすこと、既に云るが如し、故レ道饗祭ノ祝詞に、根國底國與里、麁備疎備來物爾云々と云り、【後ノ世ノ神道者、たゞ由なき漢籍の理をのみ思ヒて、此ノ義に暗きはいかにぞや、】○何由以は、那備登加此と訓べし、書紀孝徳ノ卷ノ歌に、那爾騰柯母、于都俱之伊母我、摩陀左枳涅渠農、とあるに依れり、【凡て疑詞は、なにしかもなどてかいかにぞなど、あまたあれば、如何樣にも訓べし、今はそが中に古きによれり、又下の語ノ勢もみな似たればなり、】○伊佐知流、この知ノ字甚疑はし、其故は、万ッの活動言の中に、第三ノ音【うくすつぬふむゆるう】より流と連ねて了る、其ノ第三ノ音を、第二【いきしちにひみいりゐ】と第四【えけせてねへめえれゑ】との音に轉して、流と連くるは、悉く近キ世の俚言なり、【その例を且々云ば、荒るをあらびる、生るをいきると云、類は、第二ノ音に轉せるなり、得るをえる、受るをうける、令見るをみせる、立るをたてる、重ぬるをかさねる、留るをとめる、聞ゆるをきこえると云類は、第四ノ音に轉せるなり、】かゝれば此も、伊佐都流と云むこそ雅言なれ、知流と云るはいかゞ、【此は右の荒びるの格にて、猶云ば、落るをおちる、朽るをくちる、懲るをこりる、滿るをみちる、閉るをとぢると云が如く、皆俚言の格なり、】此差別は、今の世とても、書にかゝはりの言には、辨知て訛らず、況て中古上代の書には更なり、【されば舊印本に、この知ノ字に、都と訓を附ケたるは、自この差を人しれるゆゑなり、】若ヶ上に伊佐知とあるに效て、都を知と寫シ誤れるにもやあらむ、○僕、師ノ云、此レをも和禮と訓べし、皇朝の古ヘ

人は直き故に、虚言せねば、貴人の目やつかれなど云が如きことはなし、然るを僕と書るは、漢ぶみに倣へるなり、彼ノ國人は卑下を甚しく書けれど、皆虚言ぞと云れき、信に然ることなり、此の僕も、書紀には吾とあり、其宜し、○妣は母なり、波々と訓べし、禮記ノ曲禮に、生曰レ父曰レ母、死曰レ考曰レ妣とある意にて、此字は書るならむ、万葉にも、波波に此字書る所あり、【父母をば、加叙伊呂波と云を、古稱と心得て、古書なるを皆然訓るは如何なり、万葉などにも、凡て知々波々とのみ見え、續紀ノ宣命などにも、其婆々止在須藤原ノ夫人乎云々など、此ノ外も波々と云ることは多くて、加叙とも伊呂波とも云ることは、凡て古くは見えず、唯書紀ノ顯宗ノ卷に、鹿父てふ人ノ名有て、その注に、俗呼レ父爲ニ柯俗ニとあるのみなり、此レも正しく父を指て云る所にはあらず、又伊呂波は、遙に後の大江ノ朝綱ノ哥によめるなどばかりなり、縱有リとも、なべてのことには非ず、然を和名抄に、父ハ加俗、母ハ伊呂波、俗ニ云ニ父ヲ知々、母ヲ波々ト云るは古言を知ラずて、妄リに云るなり、但シ加俗も伊呂波も、古稱にては有べけれど、普く言し稱にはあらざりけむ、されば數多例あるに依て、知々波々と訓べきなり、】さて此ノ妣は、伊邪那美ノ命を指て白賜ふなり、抑三柱ノ貴ノ御子神などは、伊邪那岐ノ大神の御禊にこそ成リ坐つれ、伊邪那美ノ命の生坐る神等には非ぬを、妣と白シ賜ふはいかにと云に、かの御禊に成坐る神たちは、元を尋ぬれば、みな伊岐那美ノ命の黄泉の穢惡より起れるが故に、其時の十四柱ノ神たちも、猶伊邪那美ノ命を以て御母とするなり、【黄泉の穢惡と、御禊の清善とは、父と母との如し、】其中に月日ノ神などは、御禊の清き方に依リ坐て善神、此ノ須佐之男ノ命は、穢臭のなごり消難き御鼻に成リ坐て、殊に御母の方に依れる惡神なり、故レ終に其國に歸き坐つ、○根之堅洲國、根とは、下つ底に在ル故に云、【草木の根もおなじ、】底津根之國とも、祝詞に根ノ國底ノ國ともあり、【根ノ國とは出雲を云ッと云、或ヒは須佐之男ノ命の配所の名なりなど云說は、例の私の漢意なり、】堅洲國は、片隅國の意なり、そは横【東西南北など】の隅にはあらで、竪【上下】の片隅にて、下つ底の方を云なり、書紀に極

遠之根國ともあるも、下ハ遠きを云、帶中日子ノ天皇を、汝者向二一道一と、神の詔へるも、片隅へ往けと云むが如し、さて隅を須と云ふ例は、書紀に所謂天日隅ノ宮を、出雲風土記に天ノ日栖ノ宮ともあり、【栖ノ字は、古書に必ス須と訓る例なり、】又記中に天之御巣と云るも、日隅と通へり、【姓氏錄に、宗形ノ朝臣ノ祖ハ吾田片隅ノ命と云を、舊事紀には阿田賀田須ノ命とあり、此レ據ありて如此はかけるならむ、】さて此ノ根ノ國と云は、即チ黄泉國のことなり、下に須佐之男ノ命ノ所坐之根ノ堅洲國ともあり、○罷ハ、凡て麻加流とは、貴所より退去るを云、【故に去所を貴みて遠方を卑むる時に云フ言なり、万葉十八に、京より越中へ來れることを越中にて、末加利天とよめり、出意にかなへり、】參は貴所へ向ひ行を云フ【こは出る方を卑めて、向所を尊む時に言なり、】と反對なり、故ニ中古までは、此ノ辨を知て用へるを、【中昔の物語文などに、罷出と云るも叶へり、但し必しも貴所ならねど、同じほどの所にても、その對へる人を尊みて云詞には、他へ去を罷ると云、又鄙にて京へ行クを罷るとと云るなども、對へる人を尊みて謂る詞なり、】近キ代に至ては混れ、○此國、須佐之男ノ命は海原を所知看なるに、此國と詔へるは、高天ノ原又根ノ國などに對へては、海原もなほ此ノ國なれば、さもあるべし、○不可住は那須美曾と訓べし、○神夜良比爾云々、神とは、凡て神之上の事に多く附云フ詞にて、上【傳五の六十一葉】に見ゆ、夜良布は、本ト夜流を延たる言なり、【良布は流、良比は理と切る、】されど用意は聊異なるに似て、此ノ夜良比を、書紀に逐と書れたり、さてかく疊て云例は、神集々、神議々、神問々、神和々、神掃々などの如し、皆上は體語、下は用語なり、又中の備て云辭は、略ても云り、伊都之御祖使知和氏などは、此格の言なり、書紀に以神逐之理逐之ともあり、【之理の二字は、例の撰者の漢意のさかしらと見えてうるさし、古言の意に違へり、さて彼處の分注に、逐之此云波羅賦とある波ノ字は、夜の誤なるべし、】逐は今ノ俗に云フ追放なり、さて此ノ地を逐はれたまふ故に、つひに根ノ國には罷坐るなり、○故其云々、故とは、凡て上を承て云辭なれども、此などは、必しも

上の事を承て、其故と云意はあらず、此ノ格記中に多くあることなり、【師は、此上に多くの言脱つらむ、といはれしかど、然にはあらず、】○淡海は、息長帶比賣ノ命ノ段ノ哥に、阿布美とあり、和名抄に、近江ハ知加津阿不美とあるは、遠江に對へて後に云る名にして、古へも今も常には、近江と書てもたゞ阿布美と云なり、さて此は湖ある故の名にして、卽チ阿波宇美の約まりたるなり、【淡海とは、潮ならぬ淡しき海を云なり、さて其は湖の名なれば、其ノ國をば淡海ノ國とは云べけれど、淡海とのみ云ては、國ノ名には非るが如くなれども、本を以てやがて末の名にすることも、他にも常に例おほきことなり、】○多賀、式に近江ノ國犬上ノ郡多何ノ神ノ社二座と見ゆ、和名抄に田可ノ鄕あり、是レなるべし、書紀に、是ノ後伊弉諾ノ尊神功既畢、靈運當遷、是以構二幽宮於淡路之洲一、寂然長隱者矣、亦曰、伊弉諾ノ尊功既至矣、德亦大矣、於是登レ天報命、仍留二宅於日之少宮一矣、【神名帳に、淡路ノ國津名ノ郡淡路伊佐奈伎ノ神社、名神大、】とあるは、此記と合ざるに似たれども、【舊事紀に淡路之多賀と云るは、此記と書紀とを取合せたる漫事なれば、云に足ノねど、姑くたすけていはゞ、此記も本は淡路なりしを、路ノ字を海に寫し誤れるかとも疑ふべけれど、淡路に古へより多賀てふ名聞えず、近江には今に名高くて、御社も坐ませば、此記は固り淡海なり、又私記に、日之少宮ハ是レ東北ノ方ノ之地少陽ノ之宮、卽近江ノ國犬上ノ郡多賀ノ之宮、正值二此ノ方一、則是レ近江ノ之宮也と云るは、此記と強て引キ合せたるものにて非なり、東北之方少陽など云るも、古ヘノ意にあらず、日ノ少宮は、天上にあること、仍留ノ二字にて著きものをや、此ノ餘世々の註者の說ども、みな漢意にて、古へにかなへるは一ツもなし、】今此記と書紀の一ツの傳へと二ツを合せて思ふに、現御身は、終に天上なる日ノ少宮に留マリ坐まして、【書紀の亦曰の傳への如し、】淡路と多賀とは、其ノ御靈の鎭坐御社なり、然るを、構二幽宮一云々とあるは、後にかの天上の日ノ少宮に擬て、彼ノ洲に御社を建たるを、かくは語リ傳へたるなり、凡て皇御孫ノ命天降坐て後に、天上の儀に擬て、此國にも其ノ形をうつし、名をとゞむること例多し、又坐二多賀一と云ッ

も、譬へば天照大御神は、長に天上に坐ませども、伊勢の五十鈴の宮に坐すと常に申し、又大山咋の神を、此神者坐近淡海國之日枝山、亦坐葛野之松尾とも、手力男神者坐佐那縣ともある類の例にて、皆其神を拜祭御社をかくは云る、古への格なれば、淡路と多賀と處の合はざるにはあらず、【凡て神の御事を云傳へたるに、其の現身と御靈との差別あるを、たゞ同じさまに云傳へたるものなる故に、後の世に至りては、此差別をしらで、皆人の疑ふこと多し、心得おくべきことなり、】猶此外も此大神の坐す御社は、大和國添下郡、葛下郡、城上郡、津國島下郡、伊勢國度會郡、若狹國大飯郡、出雲國出雲郡などにもありて、式に載れり、○坐は麻志麻須と訓べし、凡て此言、上の麻志は坐ノ字にあたりて、居賜ふことなり、下の麻須は、附云崇辭にて、賜ふと云とたぐひなり、【さて麻須と多麻布とは、似たる崇辭なれども、其事に從て差別あり、相混べからず、中古よりしては、坐といふことをさへ止て、なべて賜ふと云なり、されど古書の訓を附るには、必この差別を辨ふべし、そは此記又古き宣命祝詞などを見て、定まれる例を考へ知べきなり、】

故於是速須佐之男命言、然者請天照大御神將罷乃參上天時山川悉動國土皆震爾天照大御神聞驚而詔我那勢命之上來由者必不善心欲奪我國耳即解御髮纏御美豆羅而乃於左右御美豆羅亦於御鬘亦於左右御手各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠而（自美至流四字以音下效此）曾毘良邇者負千入之靫（訓入云能）

理下效此自會至訓以音附五百入之靫、亦所佩伊都〔此二字以音〕之竹鞆而、弓腹振立而、堅庭者於向股踏那豆美〔三字以音〕如沫雪蹶散而、伊都〔二字以音〕之男建〔訓建云多祁夫〕蹈建而待問、何故上來、爾速須佐之男命答白、僕者無邪心、唯大御神之命以、問賜僕之哭伊佐知流之事、故白都良久〔三字以音〕、僕欲往妣國以哭、爾大御神詔、汝者不可在此國而、神夜良比夜良比賜、故以爲請將罷往之狀參上耳、無異心、爾天照大御神詔、然者汝心之清明何以知、於是速須佐之男命答白、各宇氣比而生子〔自宇以下三字以音下效此〕

請は、伊邪那岐ノ命に請奏ヒ賜フなり、故、書紀には、先ツ此事を擧て、つぎに構幽宮云々の事を果たり、然るに此には、先ツ坐淡海云々と、伊邪那岐ノ命の御事をば云終て後に、更に此事を云るは、次序亂たるに似たれど然らず、下ノ乃參上天ニ云々の事へ云續むためなり、此例記中に處々あり、○請は麻袁志弖と訓べし、【書紀ノ雄略ノ卷などにも、然訓る例あり、】○參上は麻韋能煩理坐ヌと訓べし、高津ノ宮ノ天皇ノ大御哥に麻韋久禮、【參來なり、】万葉十八【卅葉】に、麻韋弖許之【參出來なり、】など有ル例に依れり、【然るを韋を宇と云ヒ成シて、參上を麻宇能煩留、參來を麻宇久、參出を麻宇傳など云は、後に音便に轉れる言なり、今に至るまで正しく云ツは、たゞ參入のみなり、】万葉六【卅丁】に、參昇八十氏人乃云々、○

山川は山と川となり、【山の川に非ず】加も清て讀べし、○動は登余美と訓べし、万葉六廿七丁に例あり、又七廿八丁に、大海之水底豐二立浪之、十一廿丁に、居名山響動行水乃などあり、さて又六廿丁に、山裳動響、左男鹿者妻呼令響などもも見え、動々を登々呂と訓る處などもあれば、動むは、とゞろきひゞくことなり、猶此言、下八千矛ノ神ノ御哥に見ゆ、其【傳十一の十二葉】にも云べし、○國土は、山川に對へて云へれど、こゝには非ず、たゞ地を云なり、久邇都用と訓べし、【此二字を久邇と訓べき處あれど、こゝは久邇都用と訓ぞ宜き、】下に天ノ詔琴拂レ樹而地動鳴こともあり、○震は由理伎と訓べし、【伎は辭なり、】書紀に地震と見えたれば、布流とも訓ムべけれど、武烈ノ卷ノ歌に、始陀騰余瀰、那為我與釐據魔【下動地依者なり、】とあれば、由理ぞ猶古言なるらむ、【與と由とは通フ例つねおほし、】今ノ言にしも然言なり、さて此ノ所を書紀には、溟渤以之鼓盪、山岳爲之鳴呴、此則神性雄健使之然也と書れたり、○聞驚は、伎々淤杼呂迦志氐と訓べし、【伎を延へて迦志と云は、例の古言の一ツ格なり、人を令レ驚意とは異なり、】此古記中處々に見ゆ、見驚とも、又聞喜見喜などもあり、皆古語なり、○我那勢命は上に見ゆ、【こを書紀に、吾弟と書れたるは、漢文に依れるなり、】○善心は、字の隨にも訓べけれど、なほ前の宇流波斯伎心と訓れたるに從ふべし、【又此次に、汝ノ心ノ之清明とあると合せて、此も阿加伎心と訓ふべくも思はれしかど、なほ思へば、書紀にも彼所をば、備ノ之赤心汝ノ心ノ明ノ淨など、書て、こゝの善心をば、善意また好意と書ければ、もとより彼とは別言と聞えたり、】こは宇流波斯伎は、書紀ノ神代ノ下卷に、友善とある【此記には愛友とあり、】善ノ字の意にて、【漢籍にても、かくさまの善ノ字は、古へよりウルハシと訓り、】人の交の睦まかにて、異心なきを云り、○我國とは、高天ノ原を詔ふなり、【其由上に見ゆ、】○奪、万葉五廿九丁に有斐比弖しふ言見えたり、さて此ノ句、我國袁奪牟登淤母富須尓許曾と訓べし、耳ノ字を許曾にあてゝ、訓む由は、首ノ卷【六十三葉】に云り、さて例に引ツは畏けれど、書紀神武ノ卷に、長髓彥聞レ之曰、夫天神子等所二以來一者、必將レ奪二我

國云々、とある語の樣とも似たり、○御髮は美加美と訓べし、【古書に美久志と訓るを附たり、中古の書にも、おほむぐしと云ひ、今もおぐしと云、されど此は櫛より轉れる後の稱なるべし、此事上にも論ひおきつ、】さて上代の女の髮の樣は、師の万葉の註に委く見えたり、然るに今こゝに解と有るを、書紀には結髮とある、解と結と大違へるに似たり、故猶考ふに、まづ凡て女は、年長て髮あぐるは、上代よりの儀なるに、飛鳥淨御原宮御宇十一年の詔に、自今以後男女悉結髮、とあるを思ふに、上つ代に結と云しは、本を一つにあつめ擧て結て、其末は後へ垂たりけむを、後の詔に結とあるは、頭上に結綰て、髻と成を云つるべし、【髻とは、一つに綰たるを云なり、かの男の二つに分けたる美豆良とは異なり、】さて同十三年には、女年四十以上、髮之結不結任意也とありて、又十五年の詔に、婦女垂髮于背猶如故とあるは、又かの上つ代よりの風の如くせよとなり、故に此十五年の詔の以後の万葉の哥にも、髮あぐることを多くよめるは、かの本を結ことにて、末は垂なれば、後の詔に違ふことなし、さて此に解とあるは、かの本を結たる所を解なり、【神功皇后の、解髮とあるも是なり、然るを或說に、此の解の字を和氣と訓て、三山冠の形をまねばせ給ふなりといへるは、強說なり、】書紀に結とあるは、末の垂たるを擧てなり、かゝれば言は異れども、實は同事にて、違へるには非ず、【此事よくせずは、人の思ひ惑ふべきものぞ、】○御美豆良のことは、上【傳六の十一葉】に見ゆ、男の髮の樣なり、○纒は麻加志と訓べし、【使を纒に加志と云は例の古言、】御髮を分結て、美豆良になしたまふを云なり、さて是より蹈建而と云までは、假に丈夫の御裝束を爲賜ふなり、【但し玉を纒は、男に限れることにはあらず、女裝を備にもあらず、此は尊く嚴なる御貌を示したまはむ料に、故に美き玉どもを、こゝら纒持せるなるべし、】○御鬘も既に上に見ゆ【傳六の十九葉】○御手に玉を纒ことは、上の御頸珠の處にも云り、なほ書紀仁德の御卷に、雌鳥皇女の手玉、かくれなき良玉なりしこと見え、万葉三【四十丁】に、泊瀨越女我手ニ纒在玉者云々ともあり、○各は毛呂と訓べ

し、◯八尺勾璁、八尺と云事、くさ〴〵思ひめぐらせども、未思得ず、猶よく考ふべきなり、【賢木など云名、榮ゆる意にて云なれば、此も彌榮の意ならむかとも思へど、樹などは生たる物なれば榮ゆと云べきを、玉などは、榮ゆく物にあらねば、然は云がたからむか、又同じ言ながら、榮ゆく意にはあらで、盛なる意にて、彌盛と云るかとも思へど、玉などの如き物を、然云る例なければ、なほいかゞ、又さきには、枕册子に、牌より右朝をはかり奉むとて、種々の試ごとせし事を云る中に、七曲にわたかまりたる玉の、中通りて、左右に口開たるが、小きを献て、此に緒とほして賜はむ云々とある、此故事は漢籍より出たることにて、固り信難かれど、然る形状したる玉のあるから、如此る事をも云傳へたるなれば、八尺勾璁も、然る形状なるをぞ云けむ、八尺とは、右の如くに曲り旋れるを、直に引延たらむ長さを思ひて云なり、七曲も旋れらむは、信に八尺も有ぬべし、と云しかど、後に思へば、此考へもわろかりき、又八坂にて、玉を出す地名なりと云、又玉を貫く緒の長さ八尺なりなど云説ども、みなわろし、】勾璁は曲れる玉なり、細く長き玉の、やゝ曲れる【兩端の曲れる處に孔あり、是緒を通せしところなるべし、】を、今もをり〳〵地ノ下より掘出ることあり、此古の勾玉なるべしと云人あり、然もあるべし、上代に、然曲りたるを、殊に貴みし故に、八尺勾玉と云稱はあるなり、書紀仲哀ノ卷に、天皇如八尺瓊乃勾以曲妙御宇とあるも、勾りたる状の妙なるを美て、譬としたり、【此文に就て、勾玉てふ名を、曲妙の義とするは、事違へり、曲字にこだはる意もあらめ、眞賀と云ふに、いかで其意あらむ、凡て漢字にすがりて、古言の意を思ふ輩は、つねに此ひがことあり、但たゞ妙とは書ずして、曲妙としも書れたる、書紀の撰者の意は、曲玉の曲字を思ひよせられたるならむ、これら甚く古意に害あることなり、古へに昧き輩は迷ふべし、凡て書紀には、如此き人惑し多し、】さて書紀には、いづこも八坂瓊とあり、瑞八坂瓊とも
あり、【美豆は、みづ〳〵しきを云なり、瑞字になづむべからず、】垂仁ノ卷には、狢の腹に八尺瓊勾玉の有しことも見

えたり、○五百津は、たゞ數の多きを云、津は一二の都なり、【百の假字は富なり、袁とかくは非なり、】○美須麻流は、書紀に御統と書て、此云美須磨屢とあり、纂疏に、以緒貫穿總括之也とある意にて、即須夫流と語通へり、【志麻志麻流なども、本同言の轉れたるなるべし、又谷川氏の云、和名抄に、昴星をすばるとあるは、彼星の形勢の、此御統に似たる故の名なるべし、又天門冬をすまろぐさと云も、葉の細にあつまれるが似たればか、竟宴歌には、御統をも、すばるの玉と云りといへり、】記中の高比賣命歌に、多麻能美須麻流、美須麻流邇、【邇は瓊なり、】万葉十八卷に、思良多麻能、伊保都々度比乎、手爾牟須妣など詠るも、同物なり、集と云るも、即統の意なり、○纏持、持はたゞ佩たまふを云なり、○曾毘良は背平なり、書紀に背と書り、【今世せなかと云は、少し異なり、せなかは背中の意にて、和名抄に脊を訓るぞあたれる、】○千入、書紀には千箭と書て、此云知能梨とあり、和名抄に、箙、箭竹名也、和名乃とあり、大神宮式神寶料にも、箆一千一百五十株と見ゆ、かゝれば、千箆入の意なり、五百入も准へて知べし、【伊は略く例常多し、】千と云ひ五百と云は、其量なり、されど必千と五百と入べきに非ず、唯多く入由なり、○靭は、盛箭室と字書に見ゆ、書紀推古卷に、靭此云由岐、【和名抄同、】記中御孫命御天降段に、天石靭と云も見え、孝德紀に金靭も見えたり、大神宮式神寶中に、姫靭二十四枚、【長各二尺四寸、上廣六寸、下廣四寸五分、矢刺口方二寸九分、以檜作之、以錦結表、以緋帛着裏、着緒四處、並用紫革、長各一丈、廣一寸三分、】箭四百八十隻、【以烏羽作之、】蒲靭二十枚、【長各二尺、上廣四寸五分、下廣四寸、以檜作之、編蒲着表、以鹿皮着頂、以丹畫裏、着緒四處、並用紫革、長各二尺、廣一寸、】箭一千隻、【以烏羽作之、】革靭二十四枚、【長各二尺八寸、上廣四寸五分、下廣三寸八分、以調布結之、塗黑漆、着緒四處、並用紫革、長各一尺、廣一寸、】箭七百六十八隻、【以

著羽作之、】とあり、此にし其、製靫者の、儀式帳にも右の三種靫見ゆ、【字鏡には、靫也奈久比とあり、和名抄には、別に箙を夜奈久比と注せり、】さて靫の作るを編と云しにや、貞觀儀式【延喜式にも】に、靫ノ者靫編氏造レ之と見え、姓氏錄に靫編首てふ姓もあり、○負と云、附と云言は、負は上と負ふなり、附は傍に添附る意なり、此記は凡しかゝるところ古言を守りて書り、心をつくべし、【諸本に、附の上に、此良通ニ四字あるは、衍なり、故レ延佳本に此四字無きに依れり、又傍に、附字有入ニ靫の六字あるべしといはれしは、返ニおもふし、】万葉二十に、梓弓靫取負而又九巻にも見え、其外にも、靫取良男佐、由佐里比邇比氏とも見えたり、【和名抄に、近衛府兵衛府衛門府を、由介比乃豆加佐とあるは、靫負と書て、由佐於比と約めたる稱なり、今是を由佐門と云は誤なり、】○伊都、書紀に稜威と書て、此ヲ云伊都とあり、【稜ノ字は、漢書に威稜憺乎鄰國注に神靈之威曰稜とあり、此ノ意にてぞかゝれけむ、文選に稜威ともあり、】此は伊知速の伊知と同言にて、知波夜夫の知も是なり、此等の詞の意は、冠辭考に【ちはやぶるの條】委く見ゆ、さて此言の例は、伊都之男建、伊都能知和岐、稜威之噴讓などなり、【これら皆事に云るに、此には物に云る、其例は未見あたらず、】さて都は清音にて、書紀にも同く此字を用ひられ、其餘も皆清音の假字を用ひたれば、濁るは非なり、【祝詞式に頭ノ字を書るは、そのころ既に清濁を混れるにや、】又竹ノ字を書る伊豆と混へて、一ツに意得るも誤なり、【此事上に云り、】○竹鞆、鞆は、大神宮式神寶ノ中に、鞆二十四枚、【以鹿皮縫之、胡粉塗、以墨畫之、】納檜麻笥一合、徑一尺六寸五分、深一尺四寸五分、若緒一處、用紫革、長各一尺七寸、廣二分、】兵庫寮式に、熊革一條、鞆ノ料、【長サ九寸、廣サ五寸、】牛革一條、鞆手ノ料、【長サ五寸、廣サ二寸、】と見ゆ、これは天皇御射の料なり、【西宮記に云、天皇欲御射時、侍臣一人、使御座南方、奉御鞆一張、御弓一、又持御矢、とあり、持統紀七年、親王以下諸臣、各備具ニ兵器の中にも、鞆一枚とあり、そのころまでは、なべて用ひしこと、見ゆ、】大神

宮儀式帳に、五十鈴ノ宮地ノこと云、弓矢鞆ノ音不聞國と見え、万葉一二十八丁に、大夫之鞆之音爲奈利云々、七二十六丁に、大夫乃手二卷持在鞆之浦回乎【こは地ノ名に云かけたるなり、】などもあり、師ノ云、鞆は、射るに、左ノ臂に着ける物にして、形は古き和名抄にも見え、着けたる樣は、古キ畫に見ゆと云り、【猶此物のこと、谷川氏書紀ノ註にも委く云り、】さて此は何の料に着る物ぞと云に、古歌などにも鞆にはみな、音を云るを思へば、此ノ物に弓弦の觸て、鳴る音を高からしめむためなり、音を以て威すこと、かの鳴鏑なども同じ、【然るを師は、决をおさへ、弓弦を避る物なり、故に弦のあたる音あるなりと云れつる、己もさきにはさることゝ思ひしを、後によく思へば、然には非ず、近きころ伊勢貞丈も、音のためなりと云り、その考へに、或以爲鞆ハ是避弦之具也、是着手和名抄ノ韝字ノ注者而非也、夫弦ノ觸腕者ハ、拙射之一癖也、何ゾ有ン設其具乎と云り、まことにさることなり、】さて此物を作るをば、張と云しにや、續紀十八に、其ノ工人を鞆張と云り、備後ノ國世羅ノ郡に、然鞆ノ名も見えたり、【和名抄に、鞆ノ字を止毛とせるはあたらず、又書紀應神ノ卷に、上古ノ時俗、號鞆謂褒武多とあるも、傳への誤なり、其由は彼ノ天皇の段にいふべし、又書紀に、加良と訓を付たるは、柄ノ字と思ひまがへつるにや、とまれかくまれひがことなり、】竹は借字にて、書紀の字の如く、高の意にして、鳴音の高きをいふなり、抑鞆は音物の省りたる名にて、【物の能を畧くは、作物所をつくもどころといふ類ひ、又於を畧くは常なり、】竹鞆は高音物なり、○所取佩は、登理波婆斯氐と訓べし、所ノ字は、所御佩十拳劍【上に見ゆ】などの所ノ字の格なり、【然るを延佳が、さかしらに帶ノ字に改めしは非なり、】書紀には臂着とあるを、此記には處を云へねど、取佩と云ても、言は足れり、【書紀應神ノ卷に、負鞆とあるも、佩意なるべし、背に負物には非ればなり、】○弓腹、書紀には弓彇とあり、【神武ノ卷に皇弓ノ弭ともあり、字書に弭ハ弓ノ梢末也と注し、彇ハ弭頭也と注し、和名抄に由美波數とあり、】萬葉十三二十八丁に、梓弓弓腹振起云々、【これをユズヱと訓るは誤なり、】又十一二十丁に、梓弓末之腹野とよめる

は、【振山を、未通女子之袖振山、奈良里を、舊衣着楢里ともある例にて、】末之と云るまでは序にて、腹野ぞ地ノ名には有ルべき、【末之腹野と云名所は、いかにぞや聞ゆ、】これ弓ノ末に腹と稱くる處の有し故に、末之腹とは連けたるなり、又三丁廿に、大夫之弓上振起射都流矢乎、七丁三にも見ゆ、【此等に依らば、此も由波受又は由受惠と訓べきに似たれど、腹ノ字を書るを思ふに、然には非ず、弓上をユズヱと訓るは、義訓なれば、彼ノをもユハラとも訓べし、】○振立、万葉十九丁卌に、梓弓須惠布理於許之とあり、【これに依らば、かの三ノ又十三なるの振起をも、如此も訓べし、されど此に立と書レれば、なほ多知なるべし、】○堅庭は、たゞ堅き地を云なり、【某場と云ごとくに、場を婆と訓むは、庭ノ轉れる言なり、大庭をも意富婆と云り、されば今こゝの庭も、俗言に其場所と云に同じきなり、】○向股、和名抄に股ハ毛々とあり、私記に、兩股是並相向、故云向股耳とあり、祈年祭ノ祝詞に、手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氏と見ゆ、【此語廣瀬ノ大忌ノ祭ノ祝詞にもあり、】字鏡に、膝ハ脛腹也古牟良、又牟加波支【拾遺集物ノ名にも、行縢を隱して、向脛とよめり、運歩抄に、むかはぎは、凡ッ人のむかひすねと云ことをよめることにや、】とも見ゆ、何れも古言なり、○蹈那豆美、倭建命ノ段ノ歌に、阿佐士怒波良、許斯那豆牟【淺篠原腰なづむなり、】云々、又入其海鹽而那豆美行時歌曰、宇美賀由氣婆、許斯那豆牟云々、【海行者腰なづむなり、】書紀仁徳ノ巻ノ大御歌に、那珥波譬苔、須儒赴泥苔羅齊、許辭那豆瀰、曾能赴泥苔羅齊、於朋瀰赴泥苔禮、万葉十三丁廿に、夏草乎腰爾莫積云々、これらの許斯那豆牟は、篠原又海水又夏草に、腰まで沒を云り、されば此は、御足を堅キ地に蹈入て、御股まで地に沒を云て、甚も御力剛く、勇健坐ますさまなり、書紀には、蹈堅庭而陷股と書れたり、【此は漢文にて古言を註したるが如し、この陷ノ字を、私記に、或說に奴岐と訓る由シを云て、言蹈貫堅庭至于二股也とあり、奴岐の訓はいかゞなれど、此註にて此處の意は聞えたり、那豆牟てふ言、万葉に猶多かり、そが中に、意を轉して、難澁るかたに云るもあり、彼ノ倭建ノ命の下に引べし、○此は天上の事なるに、堅

庭云々とは如何と疑ふ人あれど、凡て神代の天上の事を云る、皆此ノ國のさまと異ならず、山川又井なども在れば、何かこれをしも疑はむ、】○沫雪はたゞ雪のことなり、万葉に數しらず多くよめる皆然り、其ノさまの沫に似たる故に云なり、【山川のたぎつせなどの沫は、まことに雪と似たるものにて、古哥にもさるよしよめり、後ノ世に、春の消易きを以て別て淡雪と云ならへるは、淡しき雪と心得たるより起れるにや、沫は阿和、淡は阿波にて、音も異に、又万葉に沫雪とよめる、皆常の雪にて、冬をむねとよめるをや、又霰をも云と云說もあれど、さらに古への哥どもに叶はず、甚謬なり、】源氏物語【行幸ノ卷】に、御心をしづめてこそ、堅き巖も、沫雪に成シ賜ふべき御氣色なれば、と書るは、此の故事なり、○蹶散、書紀に、蹶散、此云俱穢簸邏々箇須とあり、蹶を久惠と云る例は、書紀垂仁ノ卷人ノ名に當麻ノ蹶速と云あり、【又皇極ノ卷に打レ毱、和名抄に、蹴鞠ハ末利古由などもあれば、古の活用違へり、右の訓注に俱穢とあれば、和韋宇惠にて活用言にて、久字こそ云べけれ、植う、居すうなどの格なり、○字音の蹶をば、久惠と云ること多し、法華經をほくゑ經、眷屬をくゑむぞく、源氏をぐゑむじといへる類なり、】散は字の意なり、新撰字鏡に、𩗗ハ波良介志、又知留、漢籍尙書【禹貢】に厥ノ土ハ墳、万葉廿 卅丁 に、安麻乎夫禰波良々爾宇伎弖、これは物は別なれど、言の意は皆同じ、【凡て波良波良富呂富呂など云言も、皆同言なるべし、万葉十九に、天雲乎富呂爾布美安多之鳴神毛とあるは、別意ならむか、】堅庭の土を蹶散して、雪の如く摧散を云なり、万葉二 十三丁 に、雪之摧之彼所爾摩家武、○男建、白檮原ノ宮ノ段に、五瀨ノ命の、傷ニ男建而崩ともあり、書紀には、雄誥 此云乎多稽眉 とあり、【神武ノ卷景行ノ卷などにも此言あり、】万葉九 卅丁 に牙喫建怒而、十一 二丁 に、大夫乃思多鷄備弖などもあり、遷却崇神ノ祝詞に、荒備給比健備給事無志氐とあるは、健ぶるを云なるべし、○蹈建而、書紀神代ノ下ッ卷に、放レ火焚レ室、其ノ火ノ初明ノ時、蹈ニ誥出兒自言云々、又雄畧ノ卷に、津麻呂聞レ之蹈叱曰云々、さて纏ニ御美豆羅一而と云るより此まで、而てふ辭六ッ疊れり、今ノ讀には煩きに似たれど、古文の

格なり、次の天石屋の段などには、猶多く重ね云り、○待問、万葉七丁十に、平城在人之待問者如何、十七丁十に、安我麻知刀敷牟、○邪心は、佐多那伎心と訓べし、こゝを書紀には、黒心とも悪心ともあり、○大御神は伊邪那岐ノ大御神なり、御兄弟の間にて、共に御父なる故に、たゞに如此は白したまふなるべし、○命は御言なり、○白都良久は、白都良の流を延て良久と云、伊布を伊波久、麻字須を麻手佐久と云に同じ、續紀四丁二に、天皇乃詔旨良羅久云々、答曰豆羅久、又九丁十七に、勅賜部麻都良久なども見ゆ、○異夜良比云々、此の下に續て云辭なき例も多し、書紀に、神祝々之此云加武保佐根保佐根などと、此記に、伊都能知和伎知和岐弖とも見ゆ、○以爲は淤毛比弖と訓べし、記中例多し、○異心は氣志伎心と訓べし、万葉十四に、家思吉己許呂乎安我毛波奈久爾、又十五ノ巻にも、此ノ如ク連たる哥二ッある、一ッは異情と書り、【彼をばアタシ心と訓るを附たれど、例に依て此をも氣志伎心と訓べし、】此の異心の訓も、相照して知べし、さて始メに無ニ邪心一と白して、又こゝにかく無ニ異心一と白したまふは、今言つる事の由の外に、別意趣はなしとなり、○清明は、万葉廿に、加久佐波奴、安加吉己許呂乎、十五に、安我己許呂、安可志能宇良爾、などあるに依て、二字合て阿加伎と訓べし、續紀一に、明支淨支直支誠之心以而云々、又九に、清支明支正支直支心以云々、又十に、淨伎明心乎持弖なども有り、【是らに依らば、此をも佐夜伎阿加伎とも訓べし、】書紀に、以何明爾之赤心とも、清心とも、また汝ノ心ノ明淨とも見え、仲哀ノ巻に、汝聡爲有ニ明心一、以奉ニ來、欽達ノ巻に、用ニ清明心一事ニ奉天闕一なども見えたり、【これらも皆同じく、阿加伎心とも訓べし、明きは即清きことにて、意はひとし、万葉一に、今夜乃月夜清明己曾とあるをも、師は、阿伎良氣久己曾となむ訓れし、まことにすみあかくといふ言は、いかにぞやおぼゆ、】万葉十三丁十九に、吾情清隅之池之ともあり、○各は、此は淤能母淤能母と訓べし、續紀廿八丁廿一宣命に、於乃毛於乃毛と見えたり、己も己もと云意なり、○宇氣比、書紀に、誓約とも誓とも書て、誓約之中此ヲ云ニ宇氣譬能美儺箇一ともあり、

宇氣比と云言は、此卷の末、中ッ卷にも見えたり、龍田ノ風ノ神ノ祭ノ祝詞に、云々止宇氣比賜支、万葉四【廿五丁】に、得飼飯而雖宿、夢爾不所所來、十一【八丁】に、妹相、受日鶴鴨、書紀神功ノ卷に、祈狩此云于氣比餓利、などもあり、見集めて其事の樣は知べし、○生子は、御子宇麻那と訓べし、那は牟と云に同じ意の古言なること、前に云るがごとし

故爾各中置天安河而宇氣布時天照大御神先乞度建速須佐之男命所佩十拳劒打折三段而奴那登母母由良爾【此八字以音下效此】振滌天之眞名井而佐賀美爾迦美而【自佐下六字以音下效此】於吹棄氣吹之狹霧所成神御名多紀理毘賣命【此神名以音】亦御名謂奧津島比賣命次市寸島【上】比賣命亦御名謂狹依毘賣命次多岐都比賣命【三柱此神名以音】速須佐之男命乞度天照大神所纒左御美豆良八尺勾璁之五百津之美須麻流珠而奴那登母母由良爾振滌天之眞名井而佐賀美邇迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命亦乞度所纒右御美豆良之珠而佐賀美邇迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名天之菩卑能命【自菩下三字以音】亦乞

度所纏御鬘之珠而佐賀美邇迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名天津日子根命又乞度所纏左御手之珠而佐賀美邇迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名活津日子根命亦乞度所纏右御手之珠而佐賀美邇迦美而於吹棄氣吹之狹霧所成神御名熊野久須毘命 并五柱自久下三字以音

各は、宇氣布へ係て心得べし、たがひにと云むが如し、【源氏物語若菜ノ上に、おの〳〵はまたなく契りおきてければと云、これも互にの意なり、】○天安河は、安ノ下に之ノ字を加へても書り、阿米能夜須能迦波と訓べし、天上にある河なり名ノ義は、古語拾遺に天ノ八湍ノ河原ともあれば、彌瀬之河にや、【書紀に天ノ八十ノ河中とあるも、同シ河と聞ゆ、須と世と曾と皆通ふ音なり、神代の天上の故事を云る、皆此河ノ名を云て、他河ノ名は見えざれば、是レは一ッの河ノ名にはあらで、たゞ流のいくすぢもありて、大きなる河を云なるべし、】万葉十廿丁に、天ノ漢安ノ川原乃、十八丁に安麻泥良須、可未能御代欲里、夜洲能河波、奈加尓敝太弖々、牟可比太知、【こは七夕ノ哥なれど、語のつゞきは、此の故事を思へるにや、】十廿丁に、天ノ漢安ノ渡ともよめり、【凡て万葉に賦るは、皆七夕の哥なり、其は漢國にて云ことなるを、御國にも效て、彼集よりの哥にも多くよめる、其ノ棚機女又安ノ河など云名に、此方の古への傳へを取て、引合せたるものなり、】近江ノ國にミ安河と云あり、【天武紀より見ゆ、そは天上なる名を移せるか、又彼レは部ノ名より出て別か、】此時に成リ坐る神ノ名の日子根と、彼ノ國の地名にあり、○中置は、中間に隔つるなり、万葉十一八丁に、紅之襴引道乎中置而云々、一云ニ須蘇

衝河子ノ所佩は、上の例に依て、御を添へて、美波加世流と訓べし、○乞度は、乞取と云むが如し、即チ書紀には、索取乞取などと書り、度とは、今は人にやるをのみ云へど、古へは此方へ取をも云しなり、○三段、段を佐陀と訓は、和名抄に、筑前ノ國鞍手ノ郡新分ノ郷比岐多とあり、此ノ分ノ字を岐多と云に同じ、豐後ノ大分ノ郡も、本はおほきだなり、景行紀に、碩田と云をも於保岐陀と訓注あり、さて三段に折たまへる故に、三柱ノ神生り坐るなるべし、○奴那登母々由良爾、書紀に瓊響瑲々と書れて、此事は前に云り、さて此ノ語に疑はしきことあり、此次に須佐之男ノ命の、天照大御神の玉を乞度し、滌ぎたまふ處に如此云るは、かの玉に就てなるを、此は玉に非ず、劍を云ノ處なるに、如此あるは如何ぞや、次なると上下の文の同じき故に、まがへて此にも云傳へしにや、【もし劍に飾れる玉の音かとも思へど、そは物遠し、又振滌たまふによりて、御手に纏せる玉の、搖し鳴ル音とやいはむか、もし然らば次なるも、別に須佐之男ノ命の御手にまかせる玉の音とすべきか、されど彼は正しく滌ぎたまふ玉の音なれば、同じ語の此と彼と別ことなるべくもあらぬをや、かにかくに此は誤と見ゆ、】書紀ノ一書に此ノ語あるは、たゞ須佐之男ノ命の、玉を滌ぎたまふ方にのみありて、天照大御神の方には見えず、○天之眞名井、書紀ノ一書に、天ノ渟名井ともあるを合せて思ふに、眞渟名井を約たる【奴那を切て奴となる、】名にて、眞は美稱、【眞水を云など云る説は、例のいとうるさし、】渟は凡て水ノ溜たる所を云、【沼と同じ、】名は借字にて之なり、【之を那と云る例多し、】されば此はたゞ井を褒て云る稱にて、一ツの井の名には非ず、故レ書紀に、號天ノ眞名井三處とも有ぞかし、又此ノ井は、即チ安ノ河瀬の中にて、井と云べき所を指て云るにて、別に常ニ其井ありしには非ず、【書紀に、此ノ井を云る傳へには河を云ず、河を云る傳へには此井を云ざるも、此故にや、】[illegible]天ノ安ノ河、と云、おきて、今此に如此言には、別に非ること明けし、凡て古へには、泉にまれ川にまれ、用る水を汲處を井と云り、さて丹後ノ國丹波ノ郡比沼ノ眞奈井ノ神社、出雲ノ國意宇ノ郡眞名井ノ神社あり、官ノ帳に見ゆ、○佐賀美云々、書紀に、囓然咀嚼

此ノ云ニ佐我彌爾加武とあり、玉篇に齰ハ齧ニ堅キ聲と注せり、かゝれば噛齰を約て、佐賀美とは云なり、【志加美を切ば佐なり、其を略く、】堅キ物を噛めば、口の鳴ル聲なり、○吹棄云々、書紀に吹棄氣噴之狹霧、此ヲ云ニ浮枳于都屢伊浮岐能佐擬理ニとあるに依て訓べし、棄を宇都流と訓る例は、八千矛ノ神ノ御哥に見ゆ、○氣吹は息吹なり、【伊とは息を云ふ、即息なり、】大祓ノ詞に、氣吹戸坐ス氣吹戸主ト云神、根ノ國底之國ニ氣吹放チ、式に、近江ノ國栗田ノ郡、美濃ノ國不破ノ郡などに、伊夫伎ノ神社と申すもあり、○狹霧、狹は眞と同意の言なり、佐牡鹿を眞男鹿とも云るにて知べし、又佐夜中は眞夜中、佐喚子は眞喚子と云に同じ、【此ノ餘も、佐某と云ことすべて、皆同じ、】又地名に佐檜前など云は、眞熊野など云と通ひて聞ゆるを、さて眞熊野を御熊野とも云て、眞と御と通へるに、大祓ノ詞に、朝之御霧夕之御霧とあるを以て、狹霧は眞霧なることを知べし、上ノ息を霧と云る例は、万葉五ノ卷に、大野山紀利多知和多流、和何那宜久於伎蘇乃可是爾、紀利多知和多流、【於伎は息なり、】十五ノ卷に、伎美我由久宇美邊乃夜杼爾奇里多々婆、安我多知奈氣久伊伎等之理麻勢、書紀雄略ノ卷に、猪鹿多有云々、呼吸氣息似於朝霧なども有り、○多紀理毘賣ノ命、書紀の田心姬ニ當れり、【紀と心と通音、】ただ一書に田霧姬ノ命とはあり、さて亦ノ御名は、下文に此ノ神は胸形之奧津宮ニ坐スとあれば、此ノ由なるべし、式に近江ノ國蒲生ノ郡奧津島神社あり、【三代實錄にも見ゆ、】是も此ノ神にや、○市寸島比賣ノ命、式に安藝ノ國佐伯ノ郡伊都伎島ノ神社、【三代實錄にも見ゆ、】即嚴島なり、是も此ノ神なるべし、嚴島などにも然あり、○多岐都比賣ノ命、右ノ三柱の御名ノ義、まづ多紀理と多岐都とは、河ノ早瀨の状を云ル言なれば、安ノ河に依れる御名にや、さて例ノ奧津島比賣を亦ノ御名とする例によらば、次ノ狹依毘賣ノ命亦ノ御名市寸島比賣ノ命なるべし、【此事下に考へあり、】さて狹依は眞宜しい意の稱名、市寸はいつくしなり、【此御名は、前後の二柱の御名の例とは違す、】さて多紀理と多岐都とは、全意も言も同きを、二柱の御名とせむこといかゞ、と云疑も有りぬべけれど、次の五男神の御名の例も、皆然なれば、疑ふべからず、【又

多岐理の岐も、多岐都と同ク濁る例なれば、岐ノ字を書べきに、清音の紀ノ字を書き、又書紀に田心とあるなどを合せて思ふに、別意ありげにも聞ゆれど、猶上に云る意なるべし、さて此ノ三神の御名を、心の動靜を以て說るなどは、さらに由なし、田心姫と書る文字よりおもひよれるにや、あなをかし、】さて此ノ三柱ノ御事、書紀の諸ノ傳へを考るに、次第みな異に、或は瀛津島姫別に有て、市杵島姫無く、又は瀛津島姫亦ノ名ハ市杵島姫などありて、多紀理毘賣の亦ノ名奥津島比賣と云說は見えず、又狹依毘賣と申す名も、凡て見えざるなり、又彼紀には、市杵島姫遠瀛に坐、田心姫中瀛に坐スとあるも此記と異なり、故思ふに、此記も、多紀理毘賣と市寸島比賣とを置替て、市寸島比賣ノ命亦ノ御名ハ奥津島比賣命、次ニ多紀理毘賣ノ命亦ノ御名ハ狹依毘賣ノ命云々とするときは、彼ノ諸ノ傳へと皆合へり、されど此記も、後に誤ておかへつるものとは見えず、元より傳への異なりしなるべし、○正勝云々、正勝は、書紀に正哉と書るを合せて、此レも彼レも麻佐加と訓べし、哉を加と訓むは固ヨリ論なし、【書紀にマサヤと云訓を附ケたるはひがことなり、】勝を加と訓む由ノは、此記に正鹿山津見とある神を、書紀には正勝山祇と書り、此ノ勝も彼レ此レ相照シて加と訓べし、【かの訓注に、正勝此ヲ云二麻佐柯豫二とあるを、江家ノ本に豫ノ字なしと云り、其本ぞよろしかるべき、】此モ同シ例なり、さて言の意は、書紀の字の如くにて、正シき哉と云むが如し、【又此記は、字の如く正しく勝ぬと云意にてもあらむか、さらば麻佐加都と訓べし、されど書紀と合せてこそ前の義ぞよけむ、】吾勝は、下文に自我勝云而とある意なり、書紀ノ一書に、便化ニ生男一矣、則稱之曰ニ正哉吾勝ト、故因名之曰ニ云々ニとも見ゆ、勝速日は加知波夜備と訓べし、【古葉ノ中の加知乃波夜比と訓るは、古言のふりをもえわきまへ知ラぬものぞ、】下文に於テ勝佐備ニ云々とあると同ノ意にて、【佐備のことは、彼處に委く云を合せ見よ、】速は、疾く烈く猛き意、日は夫流とも活て、其ノ狀を云辭にて、速日は、即チ知波夜夫流の波夜夫流と同ジ言なり、上の甕速日樋速日、又饒速日など皆同じ、【日ノ字に就ていふ說などは、例の古言を知ラぬ強言なり、】忍穗耳は、大々耳に

て美稱なり、忍の大なることは、上の忍許呂別の所【傳五の六葉】に云り、穗も大なり、大の意を省て富とのみいへる例多し、中にも書紀に三穗之碕とある地名を、此記には御大之前と書るなど、此によく合へり、【邇々藝ノ命より御次々三御代の大御名は、みな稻穗を以て、稱奉れゝば、其一ッ例として、此ノ御名をも、字の如く、稻穗とせむもさることなれども、彼ノ三御代の御名は、天降坐て後、此ノ水穗ノ國を所知看せるうへにて、稱ヘ奉れるものなり、故に、稻穗に依ッるを、此ノ尊は此ノ土には降ッ坐ざれば、御趣異なり、かの書紀なる齋庭之穗の言命も、邇々藝ノ命の御段に係れるをも思ふべし、次なる三御代の御名の事は、彼處々にいへるを見て知べし、】耳は尊ッ稱なり、【耳ノ字はもとより借字、】下に布帝耳ノ神と云あり、又神武天皇の御子たちに、某耳と申すも多く、其外の人ノ名にも多かる、皆同じことなり、さて書紀一書に、忍穗根ノ尊【忍骨とも書り、】ともある、穗は右に同く、根も耳と云と同き尊稱にて、某根と云例は殊に多し、上の阿夜訶志古泥ノ神の所【傳三の四十五葉】に云り、卽ッ次の彦根の根も同じ、さて伊邪河ノ宮ノ段なる神大根ノ王【開化天皇の御孫なり、】を、書紀には神骨とあり、此ノ例にて忍穗根は忍大根なることを知ッべく、又穗耳の大耳なることもいよ〳〵明けし、なほいはゞ、書紀神代ノ下ノ卷には、勝速日ノ尊見天ノ大耳ノ尊とも有ッを以て、思ひ定むべし、【こは忍て云言を畧て、天之穗耳ノ命と云むに同じ、又尊見は、尊み視みて云るなり、尊ノ字と云には非ず、凡て此ノ神の御名、舊説皆誤れり、他の例をよく〳〵考へ合せて、古への意言をば尋ぬべきものぞ、】さて耳てふ尊稱の意は、美は比に通ひて、かの産靈などの靈なるを、【産靈の意は、傳三の十三葉に云り、】靈々と重ねたるものなり、開化天皇の大御名大毘々ノ命と申す是なり、此ノ名を書紀には太日々ノ尊とありて、垂仁ノ卷に太耳と云人ノ名もあるを以て、日々と耳と同じきことを知べし、又明ノ宮ノ段なる前津見てふ人ノ名を、書紀には前津耳とある【又水垣ノ宮ノ段に、陶津耳とあるを、舊事紀には大陶祇と云るも、據あるなるべし、】を以て、耳と云は美を二ッ重ねたるにて、見と云は、其を一ッ畧けるものなることを知べし、神ノ名人ノ名に某見と云が多き

は、皆是レにて、水垣ノ宮ノ段に岐比佐都美、書紀に武茅渟祇などある名の都美も、津耳の畧なり、【是レを以て見れば、山津見綿津見大加牟豆美なども、同じく津耳にてもあらむか、又月夜見の見も耳ならむか、】さて耳と日々と通はし云例は、て、かの津見も津日と通へること、禍津日神庭高津日ノ神などにて知べし、又某須美と云名と、某須毘と云と通ふこと、次に見えたり、右の名どもを考へ合せて、耳の靈々なることをさとるべし、さて山城ノ國ノ風土記に、宇治ノ郡木幡ノ社ノ名に、天ノ忍穗根ノ尊、【式には、彼ノ郡ニ許波多ノ神社載れり、】又式に、豐前ノ國田川ノ郡忍骨ノ神社、【續後紀六に、此社の御山のこと見ゆ、】土左ノ國香美ノ郡天ノ忍穗別ノ神社【別も耳根の類の尊稱なり、】などあり、伊勢ノ外宮に忍穗井と云井の名もあり、○是より下何れも、八尺ノ勾璁之云々、奴那登母云々など云語なきは、上に讓て文を畧けるなり、○天之菩卑能命、【能ノ字を添たることこゝめづらし、】此レも本ッ右の穗耳と同言にて、菩は大なり、卑は美と通ひて、その美は右に云る耳の畧なり、さてしか菩卑も穗耳と同くば吾勝ノ命と御兄弟御名の同きは如何と云に、上の三女神の中の多紀理と多岐都も同ジ意言なる如く、又書紀に、次の熊野久須毘ノ命を、忍蹈ノ命ともあるは、忍穗耳と正しく同言なる例なり、かゝれば御兄弟たちの御名も、たゞいさゝかのけぢめを以ァ分ヶ奉りしものぞ、【延喜六年日本紀竟宴、得ニ天ノ穗日ノ命ニ矢田部ノ公望、阿麻能保比、俄彌農美飫野彌夜、耶佐賀珥、伊朋津儒波屢濃、多麻等胡曾枳計、】神名帳、山城ノ國宇治ノ郡、因幡ノ國高草ノ郡、出雲ノ國能義ノ郡などに、天ノ穗日ノ命ノ神社あり、出雲ノ風土記に、天乃夫比ノ命とあるも、此神なるべし、○御鬘は、舊印本に右ノ御美豆良とあるを、延佳が御廻豆良と改めつるは宜し、但シ上文に御美豆良は假字に、御鬘は正字に書り、【黄泉ノ段も然り、】此も正しく上を承たる所なれば、上文の隨に書くべきことなり、故レ今又改めつ、【豆良ノ二字、舊に依むもさることなれど、こは廻ノ字一ッを誤れるには非ず、上文とまがひて、惣て誤れるものなれば、字に拘るべきにはあらず、又一本に、右ノ御手と作るもひがことなり、其は下にあればなり、】○天津日子根ノ命、名義ことなることなし、根は尊

稱、上に云るが如し、伊勢ノ國桑名ノ郡多度ノ神社は、此神なりとぞ、【姓氏錄、桑名ノ首は天津彦根ノ命ノ男天ノ久之比乃命ノ之後也とあり、又此神近江ノ國に由あることは下文に蒲生ノ稻寸の祖と見え、姓氏錄に、犬上ノ縣主は天津彦根ノ命ノ之後也とある、これらかの國の地ノ名なり、又伊邪河ノ宮ノ段なる、天ノ御影ノ神の下考ふべし、傳二十二の六十一の葉】○活津日子根ノ命、凡て上代神又人ノ名にも、又さらでも、活といふ言多く見ゆ、地ノ名に生國あり、【津ノ國なり、】出雲ノ國造ノ神賀ノ詞に、今日能生日能足日といひ、神祇官に坐ス八神ノ中にも、生產日足產日と並び、座摩ノ御巫ノ祭ル神ノ中にも、生井ノ神福井ノ神とも並べり、是を以て思ふに、神代ノ神とも連ねて、生活の字の意にて、さきと同言なるを以て、美稱つるなるべし、【近江ノ國蒲生ノ郡彦根ノ神社と申すは、此神なりといへり、】○熊野久須毘ノ命、熊野は地名なり、出雲ノ國意宇ノ郡の熊野なるべし、【此ノ熊野の事は、傳九の四十二葉に委く云り、】久須毘は、久志須毘の約まるなり、【志須を切れば須なり、】さの久志は奇靈なり、【書紀に、奇魂此云倶斯美擁陀磨、また奇稻田姫、また奇ノ言なとあり、また續紀廿七に、久須之久奇事乎云々ともあれば、今も直に久須を奇とせむもあしからねど、某須毘と云例を思へば、なほ久志須毘の約れるなり、】須毘は、書紀に、熊野大隅ノ命とも忍隅ノ命とも有て、隅と同じ、なほ須美の例は、水垣ノ宮ノ段に[illegible]見ノ命、伊邪河ノ宮ノ段に比古由牟須美ノ命などもありて、某產巢日ノ神といふ巢日と通ひて、美は耳の略なること、忍穗耳ノ命の所に云るがごとし、此ノ御名書紀には、熊野忍蹈ノ命ともあり、式に出雲ノ國[illegible]ノ郡志[illegible]美ノ神社あるは、此ノ忍の意を略ける神號なるべし、○幷五柱、此ノ三字諸本皆大字にて、調注の下にあり、今ノ前後を考るに、此ノ例みな細注にかけり、又伊豆能賣ノ神多岐都比賣ノ命などの下に註せる、皆調注の上にあり、故今は例の隨に書つ、

於是、天照大御神告速須佐之男命、是後所生五柱男子者、物實

因我物所成故自吾子也先所生之三柱女子者物實因汝物所成故乃汝子也如此詔別也

是後云々、これは是と、輕く讀切べし、是後と連讀べからず、是とは、五男三女を惣て指御言なればなり、○所生は阿禮麻世流と訓べし、阿禮坐てふことは、中卷橿原ノ朝ノ段に見えたり、彼處【傳二十の三十五葉】に委く云べし、さて此の御言は、汝所生吾所生とあるべきことなるに、然はあらで、たゞ後先とあることは故あり、まづ書紀の旨は、素戔嗚ノ尊の御言に、如吾所生是女者云々、若是男者云々とも、日ノ神ノ所生三女神云々、素戔嗚ノ尊ノ所生之兒皆已男矣ともありて、三女神は、天照大御神の生坐る御子、五男神は、須佐之男ノ命の生坐る御子と、本より分れたり、然るに此記の旨は、誓の間に一連に生坐て、三女五男共に、大御神と須佐之男ノ命との御子にて、此は大御神の御子、此は須佐之男ノ命の御子と云分は本あらず、此の詔に、たゞ先後を以て詔ふは此ノ故なり、なほ此事下にも次々いふを見べし、さて後に生坐る方を先ッ詔ひ、先に生坐る方を次に詔ふは、物實の尊卑を以てなり、【御自詔御言なるから如此り、大御神の尊こと知べし、】○男子女子は、比古美古比賣美古と訓べし、【比古美古は、子てふ言重なるに似たれど、くるしからず、舊[illegible]、また比古賀微比賣賀微など訓れど、よろしとも所思ず、】書紀孝元ノ卷に、生二男一女、また垂仁ノ卷に生三男、これら男女を然訓るに依れり、○物實は毛能邪泥と訓べし、書紀には物根とあり、佐泥と多泥とは、其ノ物も名も通へり、後ノ世にも人の母を云には某ノ腹、父を云には某ノ種と云、本草の種子も同じ、此も其意なり、【谷川氏が、五男神は、物實日ノ神の物なれば、日ノ神は父の如く、須佐之男ノ命は母の如しと云るは、さることなり、○書紀集解ノ卷に、倭ノ國ノ之物實云々、物實此ヲ云望能志呂とあるは、別事なり、祝詞などに禮代と云ひ、今商人のしろものと云

などは此ノ實なり、實基本記に、富ノ物代と云こと も見ゆ、】○我物とは、彼ノ美須麻流ノ珠を詔ふなり、○自吾子也、この自は、下文に自我勝とある自に同じ、かしこに說あり、【傳八の三葉、】○汝物は十拳劒なり、○詔別賜とは、五男三女渾て一ッに、大御神と須佐之男ノ命との御子にて、本は何れが何れの御子と云別は無きを、今始ノて物實を尋て、如此別たまふなり、此ヒ此記の旨にして、書紀と異なり、猶下文にも其由見えたり、詔別と云語は、中卷明ノ宮ノ段にもあり、【或人、書紀は更にも云ず、此記にても、三女は大御神の成シたまひ、五男は須佐之男ノ命の成シたまへれば、本より其ノ御子御子とは別れて聞ゆ、又正勝吾勝と申す御名も、須佐之男ノ命に依れるものを、本其ノ別なしと云は如何、と疑ふに答へけらく、書紀の旨は、吹成たまふ主に就て、其御子と別たるもの、此記の旨は、一誓の間に、次々成たまふ故に、一ッに渾たるものにて、吹成たまふ主には拘はらざるなり、吾勝てふ御名は、吹成たまふ主に就て負せ奉しものぞ、又或人、此ノ誓はたゞ、須佐之男ノ命の御心の清明を顯むためなるに、大御神も諸共に宇氣比賜は如何と問ノに答へけらく、此事後世の心を以て見れば、疑はしけれど、上ッ代には如是る類の誓は、凡て其ノ疑ふ人も、疑はるゝ人と共に誓ふは、定れる事にぞ有けむかし、或說に、此誓は、全皇嗣を主としたまふなり、故日ノ神も共に誓ひたまふなりと云は、意得ず、若シ然らば此段は、凡て方便を以て假に種々の相を現はし示す、佛經の事に異ならず、凡て神の御うへに、さるわざはなきことなり、大御神の、須佐之男ノ命を疑ひたまふも、本より眞實なれば、此誓に天津日嗣所知看すべき御子の生坐むことを、豫にいかでか知看さむ、そのうへ誓ヒて御子を生むと申したまふも、須佐之男ノ命の請申したまへることにて、大御神の御心より出しことにもあらざる物をや、但し此ノ御誓に、皇太子の生ませることは、深き所由ありて、本より然あるべく定まりつらめど、其は大御神の御心にも、豫ては知しめさぬことなり、凡て神は佛てふ物とは異なるものぞ、又或說に、三女五男は、此時大御神と須佐之男ノ命と、御交合坐て生たまへる御子なりと云ヒ、又須佐之男ノ命別婦に御合て生

たまへるなりと云は、皆非なり、漢意の穢言なり、明けき古への傳へ言を信ずして、己が私の推測は何事ぞ、必夫婦交合ざれば、子は成出ずと思ふは、神の道の奇靈を思はで、尋常の理に迷へるなり、又三女は、天照大御神の心化にて、無形の物、五男は、須佐之男命の身化にて、有形の物なりと云も、例の漢心の言なり、凡て心化身化などゝ云ふことを名目を設て、神に分をなすは、古にさらに無きことにして、後の世の私事ぞ、此の三女を無形と申すも、それに其神なども、いともく其事跡の傳はらぬを以て然云ことか、されど大國主神の、多紀理毘賣命に娶坐る事もあるをば、如何とかせむ、又五男神の中にも、事跡は傳はらぬもあるものをや、凡て此三女五男神の御事を云は、世々にさまぐ\の僻説多かし、】

故其先所生之神多紀理毘賣命者坐胸形之奥津宮次市寸島比賣命者坐胸形之中津宮次田寸津比賣命者坐胸形之邊津宮此三柱神者胸形君等之以伊都久三前大神者也

先とは、次の二女神に對へて云に非ず、後に所生五柱に對へて、三女神を總云なり、神も同じ、○胸形は、和名抄に、筑前國宗像【牟奈加多】郡これなり、名義は彼國風土記に、宗像大神自天降居埼門山之時、以青蕤玉置奥宮之表、以八尺紫蕤玉置中宮之表、以八咫鏡置邊宮之表、以此三表成神體之形、納置三宮、即隱之、因曰身形郡、後人改曰宗像、とあり、○奥津宮、書紀には、市杵島姫命是居于遠瀛者也とあり、此記と違へり、後社に傳ふる説は、此記の如し、さて此奥宮は、今奥島と云島にて、大島の西北四十八里【或三十里とも、五十餘里ともいへり、皆今の道程なり、】なりとぞ、又興賀島ともいふと云り、【或説に、和名抄に、

宗像ノ郡ノ次に遠賀ノ郡あり是か、其郡にも宗像と云郷も見ゆ、されど彼國の地理を知ねば、此はいかゞあらむ知ね
ど、記しおくなり、】○中津宮、書紀には、田心姫ノ命是居于中瀛者也と云、社ノ説には、湍津島姫ノ命此に坐すと云
り、此記と違へり、さて此ノ處は、今大島と云【又中津ノ島ともいふとも云り、】島にて、神ノ湊と云處より三里北の海中
に在とぞ、【又田島より北三里とも云り、】○邊津宮、書紀に海濱とあり、坐ス神は此記と同じ、社ノ説には、市杵島姫ノ命
此に坐スと云り、さて此處は、今田島と云とぞ、【或人ノ云ク、今の宗像ノ宮は、田島とは一里半ばかり隔れり、】或は此ノ御
社、古へは神ノ湊と云海邊に坐ししを、後に今ノ地に移されりとも云り、信に然らば、古への邊津宮は神ノ湊にて、【名も由
有てきこゆ、】今の田島の地には非るなりけり、猶よく尋ぬべし、さて奥中瀛とは、其在所を以て名けしなり、【○右三
所ノ宮の事、宗像ノ社記の説に、奥津島は、祭ル神田心姫を主として、中に坐す、左ニ市杵島姫、右ニ湍津姫とす、是ハ奥津島ノ
社家の傳説なり、又田島にも別に、奥ツ島ノ神大島ノ神をも祭れる社あり、其ノ奥ツ島ノ社の神座は、中を市杵島姫として主とし
て、左を田心姫右を湍津姫とす、さて奥津島は、今は奥ノ之島と云て、大島より北ノ方、海中四十八里にして、島のめぐり一里
あり、人家なし、社は西南に向て立たまふ、山ノ下平地の高き所なり、今社人一人大島に住て、河野氏にて、一の甲斐
と稱ふ、中津宮は、祭ル神湍津姫ヲ主とし、中に坐す、左ニ田心姫、右ニ市杵島姫とす、此島今は大島と云て、神ノ湊の海濱
より三里北の海中にあり、島のめぐり三里、人家多くあり、社人二人河野氏にて、二ノ甲斐といふ、邊津宮は、祭ル神田
心姫を主として、中に坐す、左ニ湍津姫右ニ市杵島姫とす、此社田島村にあり、社は西北に向ひ立たまふ、古ヘは神ノ湊の東六
町にあり、今も其跡を、神の幸屋敷と云て、田島より半里許へだたれり、後深草ノ天皇ノ建長ノ年中、大宮司長氏の時、神
ノ告によりて、田島に遷し奉ると云傳ふ、昔ハ大宮司は田島に居住たりしを、天正ノ年中に滅亡ひて、其後いつかに廢れる
は、三所の社人合せて十三人なり、其ノ内十一人は田島の社職にて、其ノ内二家は、大宮司の子孫にて、深田氏二家、當氏

一家これなり、十三人の內、二人は大島に住て、其內一人は中津宮、一人は邊津宮の祝人なり、と云り、】○胷形ノ君、姓氏錄【右京神別】に、宗形ノ朝臣ハ大神ノ朝臣ト同ジ祖、吾田片隅ノ命ノ之後也、【大神ノ朝臣は、素佐能雄ノ命ノ六世ノ孫、大國主ノ之後也とあり、】又【河內國神別】宗形ノ君ハ大國主ノ命ノ六世ノ孫、吾田片隅ノ命ノ之後也と見ゆ、もと君の加婆禰なりしを、天武紀に、十三年十一月戊申朔、胸方ノ君賜ヒ姓ヲ曰朝臣とあり、さて此ノ三神を、此ノ氏ノ人の齋祭所以は、舊事紀を考るに、【彼書は取ッに足ラねども、此段などは、取ルべき由あること、首ノ巻に斷れり、】大巳貴ノ命、【卽チ大國主なり】宗像ノ奧津島ニ坐ス神田心姬ノ命に娶て、味鉏高彥根ノ神を生ミ、又邊津宮ニ坐ス高津姬ノ神に娶て、都味齒八重事代主ノ神を生ミ賜ふ、此ノ事代主ノ神、化テ爲八尋熊鰐ト、通フ三島ノ溝杭ノ女活玉依姬ニ生ミ天日方奇日方命ヲ、此ノ神の五世ノ孫、阿田賀田須ノ命なり、【かゝれば吾田片隅は、大國主ノ神ノ七世ノ孫なり、姓氏錄と一世ノ異あり、又この活玉依姬に通ひたまひし故事は、此記姓氏錄などには、大國主のことゝせり、此事委く神武崇神ノ段に見ゆ、されど事代主の事とするも、一ッの傳へなり、書紀神代ノ巻にも、又曰、事代主ノ神、化テ爲八尋熊鰐ト、通フ三島ノ溝樴姬ニ而生見云々とあり、】かゝれば此ノ邊津宮ニ坐ス神、事代主ノ命の御母にて、此ノ姓の遠祖母神に坐せばなるべし、【此記には、大國主ノ神、娶テ坐ス胷形ノ奧津宮ニ神、多紀理毘賣ノ命ニ生ミ子阿遲鉏高日子根ノ神ヲ、亦娶テ神屋楯比賣ノ命ニ生ミ子事代主ノ神ヲとあれど、これはた舊事紀の趣も、一ッの傳へなるべし、其ノうへ奧津宮に坐ス神に娶て生たまへる、阿遲鉏高日子根は、迦毛ノ大御神と申す、此ノ大御神をも、同祖の賀茂ノ朝臣の奉齋ること、姓氏錄に見ゆ、又大神ノ朝臣も同祖にて、大三輪ノ大神を奉祭る、是レらもかたがた由あることなり、或說に、此ノ大國主ノ神の、多紀理毘賣多岐都比賣に娶坐と云ことを信ずして、こは其ノ齋女を娶るなりと云は、さらに由なき私の妄說なり、無形の神をなど云、後ノ世の謬說を守りて、かゝることはいふにや、】さて宗形ノ朝臣鳥麻呂てふ人、宗形ノ郡ノ大領にて、宗形ノ神主たること、續紀十十三に見え、【大領たることはなほ巻々に見ゆ、】て、然る

例なりしを、延暦十九年十二月ノ勅に、彼ノ郡ノ大領として、其ノ神主を兼帶ることを停められしこと、又此ノ神主の任、六年に限りて相替ることなど、後紀に見えたり、○三前ノ大神、神名帳に、筑前ノ國宗像ノ郡宗像ノ神社三座【並大名神】とあり、此ノ神の御事、書紀垂仁ノ巻雄略ノ巻などにも出、又履中ノ巻に、於二筑紫一所居三神とあるも是なり、三代實錄十七ノ貞觀十二年二月、奉幣告文に、大帶日姬の彼ノ新羅ノ人を降伏賜ひし時に、此ノ大神相共に力を加へ賜ひし由あり、此事此記又書紀には見えず、さて式に、大和ノ國城ノ上ノ郡宗像ノ神ノ社三座、【類聚三代格に、宗像ノ神坐二城上ノ郡登美山一とある此なり、】尾張ノ國中島ノ郡宗形ノ神社、下野ノ國寒川ノ郡胸形ノ神社、伯耆ノ國會見ノ郡胸形ノ神社、備前ノ國赤坂ノ郡鴨ノ神社宗形ノ神社、津高ノ郡鴨ノ神社宗形ノ神社【鴨ノ神社の此前に由縁あること、右に云る如し、】あり、又三代實錄二に、太政大臣【藤原ノ良房公】の東京一條ノ第に、此三神ノ社有て、正二位を授ヶ奉りしことも見えたり、

故此後所生五柱子之中天菩比命之子建比良鳥命。此出雲國造。无邪志國造。上菟上國造。下菟上國造。伊自牟國造。津島縣直。遠江國造等之祖也。**次天津日子根命者。**凡川內國造。額田部湯坐連。木國造。倭田中直。山代國造。馬來田國造。道尻岐閇國造。周芳國造。倭淹知造。高市縣主。蒲生稻寸。三枝部造等之祖也。

建比良鳥ノ命、こゝに天ノ菩比ノ命の子とのみ擧ずして、此ノ神をも擧て、其ノ子孫を出せるは、此ノ神功ありて、御名高ければなり、さて此ノ御名、武夷鳥とも、天夷鳥とも、天日照とも書紀に有て、何れも此命なるを、此記にのみ比良とあり、夷と良とは橫ニ通ふ音なり、【歎辭の阿那を阿良といふも此例なり】名ノ意は、此ノ神天より降りて、邊鄙を平けたまひし功を美て、夷照と稱しなるべし、【照を登理と云る例は、万葉十四に、日之照者を、比賀刀禮婆とあり、】日名照額田毘道男云

云こふ神ノ名【傳十一に出ッ】も思ひ合すべし、彼ノ功のことは次に見ゆ、式に、因幡ノ國高草ノ郡天ノ穗日ノ命ノ神社、天日名鳥ノ命ノ神社、出雲ノ國出雲ノ郡阿麻能比奈等理ノ神社あり、文德實錄に、河内ノ國天ノ夷鳥ノ命ノ神見ゆ、【此ノ神社は、志紀ノ郡道明寺村に在リと云り、道明寺は、一名土師寺とも云り、即チ土師ノ郷これなりといへり、又姓氏錄河内ノ國ノ神別に出雲ノ臣あり】なほ此ノ神の事、傳十三【十二葉より十五葉】に云べし、考へ合せてしよ、○出雲ノ國ノ造、まづ天ノ菩比ノ命ノ、此葦原ノ中ッ國を言向に天降リて、出雲に留リ坐つる由は、末にも書紀にも見え、又書紀に、高皇産靈ノ尊ノ勅ニ大己貴ノ神ニ曰云々、汝應レ住天日隅宮者、今當ニ供造一云々、又當ニ主ル汝ガ祭祀ニ者、天ノ穗日ノ命是也、【此レ出雲ノ國造、又大社の神主たる起なり】同紀に、天ノ穗日ノ命ハ、是レ出雲ノ臣土師ノ連等ガ祖也、【土師ノ連は、出雲ノ臣より出、後に菅原秋篠大江などは、此ノ土師ノ連より出たり、】また此ノ國ノ造ガ神賀ノ詞に、出雲ノ臣等ガ我遠祖天ノ穗比ノ命ヲ、國体見爾遣ス時爾、云々、己命ノ兒天夷鳥命爾、布都怒志命乎副天、天降遣天、荒布留神等乎撥平氣、國作之大神乎毛媚鎭天、大八嶋國現事顯事、令ニ事避一支、【國作大神とは、大己貴ノ命を云、】書紀崇神ノ卷、六十年、詔ニ群臣ニ曰、武日照ノ命、【一云武夷鳥、又云天夷鳥、】從ニ天將來神寶、藏ニ于出雲ノ大神ノ宮ニ、是レ欲レ見焉云々、當是時出雲ノ臣之遠祖出雲振根、主ニ于神寶ニ云々、其ノ弟飯入根則被ニ皇命ヲ、以ニ神寶ヲ付テ弟甘美韓日狹與ニ子鸕濡渟ニ而貢上、【天長七年、大極殿にて、此ノ國造ノ獻れる古傳ノ神寶を覽給ひしこと、後紀に見ゆ、】國造本紀に、出雲ノ國ノ造ハ、瑞籬ノ朝、以ニ天ノ穗日ノ命ノ十一世ノ孫、宇迦都久怒ヲ定ニ賜フ國ノ造ニと見ゆ、姓氏錄に、出雲ノ宿禰ハ、天ノ穗日ノ命ノ子、天ノ夷鳥ノ命ノ之後也、また出雲ハ、天ノ穗日ノ命ノ五世ノ孫、久志和都ノ命之後也、また出雲ノ臣ハ、天ノ穗日ノ命ノ十二ノ世ノ孫、鸕濡渟ノ命ノ之後也、【此ノ外も山城河内にも、出雲ノ臣見ゆ、】續紀に、延暦十年九月、近衛將監正六位下出雲ノ臣祖人言ス、臣等本系、出ニ自天ノ穗日ノ命ニ云々、於ニ是ニ賜ニ姓ヲ宿禰ヲとあり、其ノ後朝臣に爲しにや、續後紀七ノ丁、八ノ丁などに其人見ゆ、抑此ノ姓のもとは臣の

る、此レはもと武藏ノ國入間ノ郡の人どもにて、物部ノ直なりしを、入間ノ宿禰になされしこと、續紀に見ゆ、もと此國造より出し姓なるべし、彼ノ郡に出雲ノ伊波比ノ神社といふも式に見ゆ】とあり、書紀安閑ノ卷に、武藏ノ國ノ造笠原ノ直使主てふ人見え、續紀廿八に、此ノ國ノ人大部ノ直不破麻呂てふ人、武藏ノ宿禰と云姓を賜はり、國ノ造となれること見え、延暦十四年武藏ノ國足立ノ郡ノ大領武藏ノ宿禰弟總ノ爲ニ國ノ造ト、類聚國史に見ゆ、此レ等は本より別姓か、はた後に分れたる姓か、尋ぬべし、【埼玉ノ郡に笠原ノ鄕は和名抄に見ゆ、】○上菟上ノ國ノ造、和名抄に、上總ノ國海上ノ【宇奈加美】郡、これなり、【奈は之の意なる故に、菟に讀附て、菟上とかけり、】万葉十四上總ノ國ノ哥に、奈都素披久、宇奈加美我多能云々【七ノ卷にもよめり】とよめり、國造本紀に、上ッ海上ノ國ノ造ハ、志賀ノ高穴穗ノ朝ニ、天ノ穗日ノ命ノ八世ノ孫忍立化多比ノ命ヲ定ニ賜ノ國造ト【此ノ人ノ名誤字有ベし、】と見ゆ、○下菟上ノ國ノ造、和名抄に、下總ノ國海上ノ【宇奈加美】郡、これなり、万葉九【二十丁】に、海上之、出津於指而、君之已曽歸者とあるは、此ノ海上なり、國造本紀に、下ッ海上ノ國ノ造ハ、輕嶋ノ豐明ノ朝ノ御世、上ノ海上ノ國ノ造ノ祖孫ノ部伎ノ直ヲ定ニ賜ノ國造ト、とあり、万葉廿【三十丁】下總ノ國ノ防人に、助丁海上ノ郡海上ノ國ノ造他田ノ日奉ノ直得大理見え、續紀卅一に、海上ノ國ノ造他田ノ日奉ノ直德刀自、三代實錄四十七【十四丁】に、下總ノ國海上ノ郡ノ大領外正六位上海上ノ國造他田ノ日奉ノ直春岳【今本に、海上の上ノ字を脫せり、此字古本にあり、又他ノ字を池に誤れり、】あり、此は別姓にや、さてかゝる類をも國と云るは、古ヘは凡て道ノ奧ノ石城ノ國、常道ノ仲ノ國【中卷に見ゆ】なども云る如く、國ノ中なる地ノ小名をも、同く國と云しを、郡とせられしは、やゝ後のことなり、さて郡となりて後にも、舊ノ名なれつるまゝに、猶ここに依ては國とも云しこと、吉野ノ國難波ノ國初瀨ノ國などのたぐひなり、【此ノ二ッの菟上を、延佳ヵ本に、上菟毛下菟毛とあるは、古ヘをしらぬ者の、さかしらに改めつるにて、いふにも足ぬことぞ、】○伊自牟ノ國ノ造、國造本紀に、伊甚ノ國ノ造ハ、志賀ノ高穴穗ノ朝ノ御世ニ、安房ノ國ノ造ノ祖伊許保止ノ命ノ孫伊己侶止ノ直ヲ定ニ賜ノ國ノ造ト【阿波ノ國造ハ、天ノ穗日ノ命ノ八世ノ孫彌都侶岐ノ命ノ孫

大伴ノ直大瀧ヲ定ニ賜ヒ國造ニとあり、阿波印ノ安房なり、】書紀安閑ノ卷、元年四月、伊甚ノ國ノ造稚子ノ直等、云々の罪ありて、爲ニ皇后ニ獻ニ伊甚ノ屯倉ヲ贖フ罪ヲ、因テ定ニ伊甚ノ屯倉ヲ、今分ニ爲シ郡ト、屬ク上總ノ國ニとも見ゆ、即和名抄に、上總ノ國夷灊ノ【伊志美】郡とある此レなり、【常陸ノ國茨城ノ郡夷針あり、式に夷針ノ神社もあり、此レも伊自牟と訓ムべくおぼゆ、】○津島ノ縣ノ直、縣は和名抄に、對馬島上ノ縣ノ【加美豆阿加多】郡下ノ縣ノ郡、これなり、【上下と分れたるは後のことにて、元はたゞ縣とぞ云けむ、】國造本紀に、津島ノ縣ノ直、橿原ノ朝ノ御世、高魂ノ尊ノ五世ノ孫建弭己己ノ命改テ爲ニ直ト、とあり、此ノ建弭己己は、建許呂ノ命のことなるべし、【己々は己呂の誤なるらむ、】其ノ故は、同紀に師長ノ國ノ造、茨城ノ國ノ造ノ祖建許呂ノ命云々、須惠ノ國ノ造ハ、茨城ノ國ノ造ノ祖建許呂ノ命云々、馬來田ノ國ノ造云々【下に引】とも云る、其ノ茨城ノ國ノ造は、同紀に輕島ノ豐明ノ朝ノ御世、天津彦根ノ命ノ孫筑紫刀禰ヲ定ニ賜フ國造ニ【時代を考るに、筑紫ノ刀禰は、建許呂ノ命の子などにや、】といひ、書紀に、天津彦根ノ命ハ、此レ茨城ノ國ノ造額田部ノ連等ガ祖也、常陸ノ國ノ風土記に、茨城ノ國ノ造ノ初祖多祁許呂ノ命、仕ニ息長帶比賣ノ天皇ノ之朝ニ、姓氏錄に、茨木ノ造ハ、天津彦ノ命ノ之後也、また天津彦根ノ命ノ十二世ノ孫建許呂ノ命などあるを、此記に此ノ縣ノ直を、天ノ菩比ノ命の子孫とするをも、合せて思ふべし、凡て連ノ祖などの事は、御兄弟の御裔、互に傳への混へる例、氏々に多ければなり、【右の書どもを合せて思へば、國造本紀に、橿原ノ朝といひ、高魂云々とあるは、誤とこそおぼゆれ、又改テ爲ニ直トと云るも、疑はしき書ざまなり、】書紀顯宗ノ卷に、對馬ノ下ノ縣ノ直見ゆ、○遠江ノ國ノ造、師ノ說に、此記に、國ノ名を遠江など二字に約て書るは、後ノ人の爲なり、其は後に定まりしことなれば、此記には、必ず遠淡海など、有ルべきわざなりと云れき、今考るに、此記は、凡て國地名、或は一字二字にも書、又三字に書るも、多くは後に定れる字と異なり、此レ古への書法なり、然るに遠江など、後ノ文字の如く書る所も稀にあるは、淡海と書ると准へて思ふに、信に後ノ人の改めしこととは見えたり、抑國郡鄕ノ名の字のこと、和銅六年ノ詔に、畿內七道諸ノ國郡鄕ノ名著ニ好字ヲと見え、出雲風土記などに、

神龜三年に郡郷ノ名ハ文字を多く改めしこと見え、民部式に、凡諸國部内ノ郡里等ノ名、並用二二字一、必取二嘉名一と見ゆ、此レ等皆此記より後のことなり、されどかの和銅六年よりや、前にも、國ノ名などはかつ〴〵文字を擇び、又二字に約められしこと有リしも知リがたければ、遠江なども、決て後ノ人の爲こも定めがたくもあれば、今は舊の如くておきぬ、されど古への書紀は、必ス師ノ説の如く有リしことぞかし、【凡て地名の字を擇むにつきては、正しく其名にあたるは得がたき故に、近キ字音を取て、牟邪志に武藏、須流賀に駿河など、、邪志にザウの音を用ひ、須流にスンの音を用ひたる類いと多し、又必二字に約むるに付ては、いよ〳〵得がたき故に、強て字を略きて、上毛野下毛野を、上野下野と書ッたぐひもいと多く、みな准へて知べし、此義を得知ラぬ人、國郡ノ名に就て疑ヒを、おこすこと、世に多し、故レ今ついでにくはしくいふ、】和名抄に、遠江【止保太阿不三】とあるは、阿ノ字衍なり、登保都阿布美を約むれば、登保多布美、【都阿を約めて多なり、】なり、【今ノ人も然云ぞ、】万葉十四丁十五に等保都安布美、同二十丁十六に等保多保美などもあり、さて此國には、古ヘ淡海を以テ、此ノ名を負り、近江ノ國は京に近きに對へて、遠とは云なり、【さて又此遠ツ淡海ノ名あるに對へて、近江をば、淡海とは云なり、】さて其ノ湖は、明應のころ甚地震て地断て、南の海に連きしとなり、【其ノ断たる所を今切と云、】式に、磐田ノ郡淡海國玉ノ神社、濱名ノ郡猪ノ鼻湖ノ神社などあり、國造本紀に、遠ツ淡海ノ國ノ造、志賀ノ高穴穗ノ朝ニ、以二物部ノ連ノ祖伊香色雄ノ命ノ兒印岐美ノ命ヲ一定二賜ノ國造一とあるは、此に合ず、此他未ダ考へ得ず、○凡河内ノ國ノ造、御河内ノ國なり、和名抄に河内【加不知】とあり、【加波不知の波ノ字を約めて布なり、○今加波知といふは非なり、】凡は、書紀安閑ノ卷推古ノ卷などには、大河内とも書て、大の意なり、名ノ義は、倭の京にて、山代大河【淀河なり】の此方にある國なればなり、本ト大河内と云しを、諸ノ國ノ名必二字に定められしより、大をば除つらむ、さて大とかゝずて、凡と書ッは、意富と云て意不志といひならへる故なるべし、凡の假字は、和名抄に綱ノ名【丹波ノ國加佐ノ郡】に、凡海を於布之安万とあるに依ルべし、

ら】に云むとす、【此レを由邪と訓ムは、例の妄事なり、】さて右の如く、たゞ額田部ノ連ともあれば、此ノ湯坐ノ連は、其ノ氏人の中に、湯坐の事の由に付て、別に賜はりし姓なるべし、さて後に其ノ湯坐ノ連の方榮えて廣かりける故に、此記には其を擧、【此ノ姓の人は、孝徳紀孝謙紀仁明紀などにも見えたるを、たゞ額田部ノ連の人は凡て見えず、】書紀には本を擧たるなるべし、さて書紀顯宗ノ巻に、倭ノ國山ノ邊ノ郡額田ノ邑、和名抄に、平群ノ郡額田【奴加多、○今此郡に額田部と云村あり是レか、】河内ノ國河内ノ郡額田などあり、これらは姓氏錄の說の如くば、此姓より出たる地名にや、猶尋ぬべし、【凡て姓又人ノ名より出たる地名か、地名より出たる姓人ノ名か、疑はしきが多し、】又神名式に、伊勢ノ國桑名ノ郡額田ノ神社あり、同郡多度ノ神は、この天津日子根ノ命なれば、此ノ社も此ノ姓によしあるべし、又類聚國史に、額田ノ國ノ造と云姓の人もあり、此レは同姓か異姓か、猶考ノべし、○木國造、國ノ名ノ義字の如し、其由下に見ゆ、【傳十の二十八九葉】即チ紀伊なり、されども此神の此ノ國ノ造ノ祖たること、他の古書どもに見えず、國造本紀には、紀伊ノ國ノ造、橿原ノ朝ノ御世ニ、神皇産靈ノ命ノ五世ノ孫天ノ道根ノ命ヲ定二賜フ國ノ造一といひ、姓氏錄にも、紀直、神魂ノ命ノ五世ノ孫天ノ道根ノ命ノ之後也、とあり紀ノ直、神魂ノ命ノ子御食持ノ命ノ之後也などあり、故レ思ふに、此は茨木の茨ノ字を後に脫したるなるべし、此ノ神茨城ノ國ノ造ノ祖なることは、右の津島ノ縣ノ直の下に引る諸書の如し、其ノ上書紀に、此神の子孫たゞ一姓のみを擧たる所にたに、此ノ茨城は其一つなるを、況て此記には、數多の氏々を連ね擧たる中に、漏べくも所思ず、故レ今宇婆良紀と訓つ、【和名抄には牟婆良岐とあれども、本は宇婆良なるべし、梅馬などをも、後には牟米牟麻と云たぐひにて、此レも後に牟とはなれるなり、和名抄に、蘡薁を於保宇波良とあり、】茨木は、和名抄に、常陸ノ國茨城ノ【牟波良岐】郡、これなり、○倭ノ田中直、處は高市ノ郡にも添ノ下ノ郡にも、今田中村あり、此ノ内なるべし、書紀舒明ノ巻八年の所に、田中ノ宮とあるも、三代實錄十又十四ノ巻に、大和ノ國田中ノ神と云あるも、同シ地なるべし、神樂哥に、殖槻や田中の杜とあるは、添ノ下ノ郡なりと

云り、さて此姓のことは、他書に見えたらず、〇山代國造、名義は、書紀に山背と書る字の意【うしろのうを省く、】なるべし、此ノ國は、大和ノ國の北ノ方の山の後になればなり、延暦十三年十一月ノ詔に、此ノ國山河襟帶、自然ニ作ス城ヲ、因テ斯ノ形勝ニ、可シ制ス新號ヲ、宜ク改メテ山背ノ國ヲ爲ス山城ノ國ト云々、と紀略に見ゆ、さて書紀に、天津彦根ノ命ハ、是レ凡河内ノ直、山背ノ直等ガ祖也とあり、もと直の姓なりしを、天武紀に、十二年九月、山背ノ直、賜ヒテ姓ヲ曰フ連ト、十四年六月、山背ノ連賜ヒテ姓ヲ曰フ忌寸ト、とあり、姓氏録に、山背ノ忌寸、天都比古禰ノ命ノ子天麻比止都禰ノ命之後也、國造本紀に、山代ノ國造、以テ天ノ目一ノ命ノ子山代ノ日子ノ命ヲ、爲ス國造ト、續紀に、山背ノ國造外從八位上山背ノ忌寸品遲、云々と見え、續後紀に、天長十年、山城ノ國ノ人山代ノ忌寸淨足、國雄五百川等八人、改テ忌寸ヲ賜フ宿禰ヲ、淨足ハ天津彦根ノ命之苗裔也、〇馬來田ノ國ノ造、和名抄に、上總ノ國望陀ノ【末宇太】郡とあるこれなり、万葉十四ノ上總ノ國ノ歌に、宇麻具多能禰呂とよめる地なり、【末宇太とは、後に訛れる唱へなり、】書紀廿八ノ卷に、大伴ノ連馬來田といふ人ノ名を、廿九ノ卷には望多と作り、【かゝればこゝに、望多と書るをも、宇麻具多と唱へしこと知べし、】繼體天皇の御子に、馬來田ノ皇女と申すも有リ、書紀に見ゆ、國造本紀に、馬來田ノ國造、志賀ノ高穴穂ノ朝ノ御世、茨城ノ國造ノ祖天津彦根ノ命ノ子深河意彌ノ命、定賜フ國造ト、〇道ノ尻ノ岐閉ノ國ノ造、國造本紀に、道ノ口ノ岐閉ノ國造、軽島ノ豊明ノ朝ノ御世、建許呂ノ命ノ兒宇佐比乃禰、定賜フ國造ト、【これは道ノ奥ノ菊多ノ國ノ造の次、阿尺ノ國ノ造の上に舉たり、】また岐閉ノ國ノ造ノ祖兄多毛比ノ命【此ノ命ハ牟邪志ノ國造ニ前に見ゆ、】などあり、此ノ地名、陸奥に在ように聞ゆれども、物に見えず、又道ノ尻と云べき國をも考るにも、凡て見えず、又國造本紀には、道ノ口とあるも疑はし、万葉十四ノ下遠江ノ國ノ哥に、伎倍と云地を詠れども、彼國は道ノ尻と云べき由なし、道ノ口道ノ尻のことは、黒田ノ朝ノ段、【傳廿一の四十ひら】に出、〇周芳ノ國ノ造、【書紀ノ卷々にも、芳ノ字をかけり、】師は須波と訓れき、信に万葉などには、芳は波の假字に用ひ、又須波字と云むよりは、古言の体なり、されど此國ノ名を、正しく然云る例を未ダ見ず、【万葉四に、周防

在穆國山平とよめるを、額波當流か、額波宇那流か、定めがたし、】和名抄にも周防【額波宇】とある故に、今も然訓つ、名ノ義いまだ考ヘ得ず、國造本紀に、周防ノ國ノ造ハ、輕島ノ豐明ノ朝ニ、茨城ノ國造ノ同祖、加米乃意美ヲ、定ニ賜國造一とあり、○倭淹知ノ造、淹知の訓は阿牟知なるべし、【和名抄、伊勢ノ國ノ郡に、奄藝ハ阿武義、陸奥ノ國周吉ノ郡奄可ハ安萬牟加などある例によりて、阿牟知と訓べし、】今山ノ邊ノ郡に淹治と云村あり、此ならむべし、【今あうぢと唱ふるは、伊勢の奄藝ノ郡なども、俊頼ノ集に、あふぎの郡とありて、音に屬によせてよめり、これ同例なり、】又書紀に、大倭ノ國十市ノ郡奄知部と云あり、續紀廿五ノ又卅六に、豐野ノ眞人奄智と云人ノ名も見ゆ、さて姓氏錄【左京神別】に、奄智ノ造、額田部ノ湯坐ノ連ト同祖、また大和ノ國ノ神別に、奄知ノ造、天津彦根ノ命ノ十四世ノ孫、建凝ノ命ノ後也とあり、類聚國史、弘仁十年二月、叙位に、奄智ノ造吉備麻呂と云人見ゆ、○高市ノ縣主、和名抄に、大和ノ國高市ノ【多介知】郡、これなり、此名の事は、朝倉ノ宮ノ段ノ大后の御哥に、多氣知とある下【傳四十二の三十九葉】に委く云べし、姓氏錄に、高市ノ連ハ、額田部ノ同祖、天津彦根ノ命ノ三世ノ孫、彦伊賀都ノ命ノ之後也、また高市ノ縣主ハ、天津彦根ノ命ノ十二世ノ孫、建許呂ノ命ノ之後也と見ゆ、書紀天武ノ卷に高市ノ郡ノ大領高市ノ縣主許梅と云人あり、同卷に、十二年冬十月、高市ノ縣主ニ賜ニ姓ヲ曰ニ連ト、○蒲生ノ稻寸、和名抄に、近江ノ國蒲生【加万不】郡、これなり、名ノ義は、いと上ッ代に蒲の多く生たりし地なりしにや、【蓬生淺茅生などの類なり、】此姓のことは、他書に未ダ見あたらず、【神名式に、近江ノ國蒲生ノ郡菅田ノ神社ありて、姓氏錄に、菅田ノ首ハ、天ノ久斯麻比止都ノ命ノ之後也とあり、麻比止都ノ命は、天津彦根ノ命の子と同書に見えて、上に引り、】○三枝部ノ造、姓氏錄に、三枝部ノ連ハ、額田部ノ湯坐ノ連ノ同祖、顯宗天皇ノ御世、喚ニ集諸氏ノ人等ヲ賜ニ饗醮ヲ、于時三莖ノ之草生ニ於宮ノ庭ニ、採テ以奉レ獻ル、仍テ賜ニ姓ヲ三枝部ノ造、また三枝部ノ連ハ、額田部ノ湯坐ノ連ノ同祖、天津彦根ノ命ノ十四世ノ孫、建許呂ノ命ノ之後也、顯宗天皇ノ御世、諸氏ニ賜ニ饗醮ヲ、于時宮ノ庭ニ有ニ三莖草一獻ル之、因テ賜ニ姓ヲ三枝部ノ造一とあり、書紀ノ顯宗ノ卷に、三年四月丙辰ノ朔戊辰、置ニ福草部ヲ、

云こ此となり、此等名の本の意は一ッにおつめれども、造は、天皇に對へて臣の意なる故に、其ノ部の上たる人を云、御奴こは、下に付ク者を云なれば、用ふる所に至りては、甚異なり、さて國ノ造を、國ノ宮ノ司こ云意こする說は、大雜ニなり、又師は、國ノ造を久備都許こ訓て、其ノ說に、國造は、其ノ國を草創し意にて、即チ造こ云なり、又たゞの造は、宮を造れる功に因れる尸なり、こ云れつれご、わろし、今考るに、書紀なごに、多くは久備能美夜都許こ訓ミ、又久備都許こ訓る所も稀にはあり、造ノ字に就て思へば、此ノ師ノ說當れるに似たれごも、造も、宮を造れる功に因れること、未ダ其ノ證を見ず、孝德紀に、進調賦時、其臣連伴造國造等、先ヅ自ラ收斂、然後ニ分チ進、修治宮殿云々、なご云ることあれご、此は別事なり、さて若シ造作る意ならば、國造の例にて、美夜都古も宮造こ書クべきことなるに、然書ることなし、造ノ字のみにては、宮を造ることには取リがたし、そのうへ右に引る書紀に、國ノ造伴ノ造こ並へ云ヒ、又これを二ノ造こもあるを、一ッなばミヤツコ、一ッなばたゞツコこ訓ミの變るべき由なきをや、】されば天皇の御臣こして、【書紀推古ノ巻に、國ノ司國ノ造云々、所任官司、皆ナ是レ王ノ臣、】其ノ國々を治ムる人を、國ノ御臣こ云ヒ、各其ノ部々を掌る人を、伴ノ御臣こは云なり、さて造ノ字を書ク所由は未タ思ヒ得ず、漢國秦ノ官に、大良造【大上造こも云】こ云あり、又北史に、新羅ノ國ノ官十七等の中の第十七を、造位こ云こいへり、此ニ等に由有て書キ始メたるか、猶考ふべし、さて國造は、上ッ代には、職にて即チ加婆禰なりしを、やゝ後には、加婆禰は別に有て、其ノ氏の中に國造あり、【那良のころに至ては、其氏人の中にて、國造を任したまふが常なり、然るに其ノ國ノ造こ云姓を賜ひしことも、續紀卅三ノ卅二葉などに見えたり、又大寶二年には、諸國ノ國造の氏を定めて、國造記に載られしことも、同書に見え、又陸奥ノ國に、大國造國造こ、並ヘ任せられしことも、同廿八ノ巻に見ゆ、】さて國々に宰を置れて後、【古ヘ國造は、世々傳て其國を治めたる、漢國の古への、封建の制こ云ものに似たり、然るに孝德天皇の御世より、彼國の郡縣の制こ云をまねびて、京より國ノ司をかはるがへ

に遣て、國々を治めしめ賜ふことに爲れり、其より前にも、宰と云者は有つれども、毎國に必定めて置れたるは、彼ノ御代よりなり、】國造は國司の下に立て、多くは郡領などに任れり、さて漸々に衰ゆきて、後ノ世には遂に國々の國造絶て、今ノ世まで其名の殘れるは、出雲さては紀ノ國などのみなり、直は、書紀に阿多比延と訓る所ある、【皇極ノ巻に長ノ直とあり、】と、和名抄和泉ノ國和泉ノ郡の郷ノ名に、山直【也末多倍】とあるとを合せて、阿多閇と訓べし、【かの阿多比延の比延を切めて、閇と云なり、山直は、山の末に阿ノ前ある故に、阿を略きて多閇なり、】名ノ義未タ考へ得ず、延は兄なるべし、【直ノ字は借字なり、續紀廿八に、庚午ノ年ノ籍に、直ノ姓に、費ノ字を書れたりしこともありしよし見ゆ、】姓氏録に、直者言ニ君也とあるは、宣汝爲ニ君首ニ之とある詔に就て註せるなり、此ノ尸も、凡て國々の處々にある姓に附たれば、其ノ處の君たる意にてはあるなり、連は、前【傳六の六十八葉】に見ゆ、大氏諸の姓の中に、臣と連とは、京のあたりに住居て、殊に親く朝廷に仕奉る氏々の尸なり、【書紀雄略ノ巻ノ遺詔に、臣連伴ノ造毎日朝參、國ノ司郡ノ司、隨時朝集とあるを、臣連伴ノ造は、京近く住居故なり、】さて造は、其ノ部の品類によりて、京のあたりに在こと、國々に在こと有べし、又國ノ造君直縣主稻寸【寸を置とも書り】などは、皆國々に在て、其處々を治むる氏人の尸なり、【臣連國ノ造伴ノ造、とすべて云ときは、君直縣主稻置のたぐひもみな、國ノ造ノ中にこめたるべし、】其中に、君は卑からぬと見えて、陸鶴ノ國ノ造の姓を貶て、稻置になされしことなど、書紀允恭ノ巻に見ゆ、縣主は、即チ其縣々の主なり、縣のことは、中巻志賀ノ高穴穗ノ宮ノ段に出づ、【傳二十九の五十九葉】○稻寸は、多くは、稻置と書り、【置は、於伎の於を省て取れり、田荘を置などの例なり、】何れも借字なるべし、名ノ義いまだ思ヒ得ず、伎は君なるべし、書紀成務ノ巻五年、國郡に立ニ造長ヲ縣邑置ニ稻置ヲ、また孝德ノ巻に、國ノ造伴ノ造縣ノ稻置なども見え、さて然國々に在て、其ノ趣相似たる中にも、國ノ造縣主君直稻寸なども、色々に分れたること、其ノ所由も高下も、今ことごとく委回には

辨へがたし、【續紀に、天平寶字三年冬十月辛丑、天下ノ諸姓、著ル君ノ字ヲ者、換ルニ以テス公ノ字ヲとある、此レよりして、君ノ姓みな公ノ字をかけり、】又右の外にも、なほ色々の尸あり、其ノ出たる處に云べし、又氏姓の惣てのことは、下ツ卷遠ツ飛鳥ノ朝ノ段【傳三十八の二十ノ葉】に云べし、〇此出雲ノ國ノ造より、三枝部ノ造等之祖也と云まで、細字には書たれども、註の例には非ず、本文なり、記中凡て、如此子孫の氏々を擧たる所はみな然なり、

古事記傳八之卷

本居宣長謹撰

神代六之卷

爾速須佐之男命白于天照大御神我心清明故我所生之子得手弱女因此言者自我勝云而於勝佐備（此二字以音）離天照大御神之營田之阿（此阿字以音）埋其溝亦其於聞看大嘗之殿屎麻理（此二字以音）散故雖然爲天照大御神者登賀米受而告如屎醉而吐散登許曾（此三字以音）我那勢之命爲如此又離田之阿埋溝者地矣阿多良斯登許曾（自曾以下七字以音）我那勢之命爲如此登（此一字以音）詔雖直猶其惡態不止而轉。天照大御神坐忌服屋而令織神御衣之時穿其服屋之頂逆剝天斑馬剝而所墮入時天衣織女見驚而於梭衝陰上而死（訓陰上云富登）

故於是天照大御神見畏、閉天石屋戸而、刺許母理（此三字以音）坐也

手弱女、万葉十五卷に、多和也女とあり、此に依て訓べし、和也は弱と通ふ、中卷倭建ノ命ノ御歌に、多和夜賀比那と有るも、手弱腕なり、万葉三卷四十五丁に、石戸破手力毛欲得、手弱寸女有者、爲便乃不知苦とよめる如く、男を大夫と云に對ひて、女は手弱意の稱なり、和名抄には、手弱女八太乎夜米とあり、書紀万葉などにも如此訓を付たれど、こは稍後に訛れるなるべし、万葉六卷に弱女、又十三卷に手弱女、これらの訓ぞよき、○吾者は、麻袁佐婆と訓べし、今ノ世人の語にも、如此る所に如此言ことあり、○自は、即といふに近し、上文にも自吾子也、乃汝ノ子也と、同意の言をかく乃とも云り、共にもとよりと云むが如し、下文に天ノ原自闇、また自得照明などある自も又同じ、○我勝、書紀に、故素戔嗚命既得勝驗とあり、但し彼ノ紀には、男子を生たまふを以て、心の清明しとせるを、今は如此女子を得たまふを以て、其驗とし、我勝と白たまふは、傳への意の異なるなり、上にも云るが如く、此ノ男女の御子の旨、すべて書紀と異なり、抑女子を得給ふを以て、御心の清明驗とする故は、まづ天照大御神は高天ノ原を所知看ば、上に立て專ラと事を執大丈夫の如く、此ノ命は、所逐て根ノ國に退坐ス御身なれば、手弱女の男に從ヒ下に在ルが如くなるべき理ナればなり、故レ今女子を得給ふは其ノ理に叶ヒて、天照大御神に服ひ給ヒて、仇敵ふ御心なく、高天ノ原を奪はむの御心なき驗とされるなり、故レ此ノ所には唯女子と云はずして、【上には女子とあり】手弱女としも云るも、其意ぞかし、【凡て益荒男手弱女とは、たゞ何となく男女をいふ稱には非ず、みな右の意にて、強きこと弱きことを云フことの稱なり、書紀万葉などに心を付ケて見よ、古へはかゝる名稱みだりならずかし、○於勝佐備、師說に、進むことを須佐備と云、又それを約て佐備とも云り、【須佐を反せば佐なり、】今此ノ御誓に勝チ給へる御心の進める勢ヒに荒び給ふを勝佐備と云て、進み荒ぶる意な

りとあり、【又云、万葉一に感傷近江ノ舊都一哥に、樂浪乃國都美神乃浦佐備而荒有京見者悲毛、これも國御神の心すさびて、國の亂を起し、都を荒せりとよめるなり、今云、此哥舊き說どもは誤れり、】猶此ノ佐備須佐備てふ言、是より種種に轉し用ることなど、委曲に彼ノ万葉ノ考に書されたり、さて須佐之男と申ス御名も此意なり、【故レ或書に進雄とかけり、】後ノ世に物の進み荒きを須佐夫と云ることと多し、○一段ノ内に、天照大御神と申す御名を幾度も擧たること、此段又前にも後にも多し、これもしよのつねの文の例以ていはゞ、始メに一ツを然申して、次々はたゞ大御神とのみあるべきを、度毎に天照大御神とあるは、煩はしきに似たれども、これぞ古文の格なるべき、○營田は美都久陀と訓べし、營ニ下田ニ營ニ高田ヲなど卷ノ末に見ゆ、孝德紀〔卷十〕にも營ニ田ヲとあり、和名抄に佃ハ豆久太とあり、さて此ノ御田、書紀には、天ノ狹田長田天ノ垣田天ノ安田天ノ平田天ノ邑幷田ナどと云名あり、○阿は畔なり、和名抄には、畔ハ田界也、和名久呂、一云阿世とあれども、古へは阿とのみ云り、【阿世は、もと畔背の意なり、】萬葉集に、この阿をはるときになるまで苗代のあをだにいまだつくらざりけり、書紀に、毀ニ其ノ畔ヲ、毀此ヲ云ニ波那ツ、古語拾遺に、毀ツ畔ヲ古語阿波那知とあり、○埋其溝、書紀に、塡ニ渠とも埋ニ溝ともあり、埋は字ノ鏡に采とも訓べけれど、古語拾遺に美曾宇女とあるに依れり、【其ノ字も讀べからず、】和名抄に、釋名ニ云、田間ノ之水曰ニ溝ト、和名美曾、渠ハ同ク上ト云ニ、又畎ハ田ノ中ノ渠也、和名太美曾ともあり、さて畔を離は、其田にたくはへたる水を涸し、又水の多かる時は、外より漫に入て、溢さむ爲の態なり、【田ノ界を混さむの爲なりと云は非ず、書紀に、此の種々の惡行どもを、春と秋とに分ちて云る中に、此は春の事とするも、水のためなればなり、又須佐之男ノ命の御田の惡きを云、とて、川依田口鋭田などは有れども、水に付たる名なるを思ふべし、】溝を埋るは、水を引するを妨むためなり、此ノ餘になほ重播種子廢渠槽埒鑱伏馬などいふこと、書紀又大祓ノ祝詞古語拾遺などには見えたり、今は略て擧たる傳へなるべし、【中卷神功ノ段國之大祓の所にも、阿離溝埋の二ツのみ見ゆ、】○大嘗、書紀には

新嘗ともあり、同じことなり、續紀廿六ノ丁には大新嘗ともあり、何れも意富爾閇と訓べし、【書紀廿九ノ四ノ丁大嘗、又十一丁新嘗とあり、これらの訓よろしきなり、古今集廿ノ卷に、御代々々の意富爾倍之哥とある、即ち大嘗にて、爾閇を音便に爾倍と云ならせるなり、凡て言の中にある爾は、爾と云ならす例多し、さて爾と云に引れて倍と濁るも音便なり、】爾閇は新饗の約りたる【爾比を切れば爾なり、阿は略く例常なり、】にて、新稻を以て饗するを云フ名なり、其は万葉十四下總ノ國ノ哥に、爾保杼里能可豆思加和世乎爾倍須登毛曾能可奈之伎乎刀爾多氏米也母、【顯昭ガ袖中抄十六に、可豆思可和世とは、下總ノ國に葛飾と云處あり、其處の早稻を云なり、爾倍須登毛とは、田舍に始めて早稻を刈て物して、里隣の者集りて食なば、爾倍すと云なり云々と云り、】哥ノ意は、かの爾倍をする節は、いみしく齋ミ愼て、門をも閉て外人をかたく入ざす、されどもかなしく思ふ男の來なば、門外に立せてはおきたらじ、内へ入れておかむ、と志シのせめて深きよしをよめるなり、書紀に齋庭ノ穗とあるも、新嘗はいみしく齋ミ愼むゆゑにいふなり、家持ノ家集と云物に、我宿の早田かりあげて爾倍すとも君が使をたゞにはやらじとあるは、右の哥をなほしたるものなり、】と詠る如く、元は朝家のみならず、下々までもすべて爲る事なり、又後ノ世にはもはら神に祭る事とのみ思ヘめれど、然に非ず、神にも奉り、人にも饗ヘ自も食ふなり、【贄苞苴牲なども、本ト此ノ新饗より轉れる名なり、】かゝれば今ノ大御神の聞シ食大嘗も、此ノ意を以て見べし、【たゞ後ノ世の朝家の大嘗祭新嘗祭の事をのみ思ふは、古意に非ず、】大てふ言を添たるは尊みてなり、故ノ後に朝家にし給ふ爾閇を、大嘗とは申すぞかし、さて嘗ノ字をしも書クゆゑは、漢國にて秋ノ祭を嘗と云フを借れるなり、【こはしばらく朝家の爾閇に付ても借りたる字なり、必しも此字になづむべからず、又大嘗新嘗は十一月に行はせ給ふことなれども、秋に依る事なる故に、此字をば書なり、】又新嘗とも書る新ノ字は、本の新饗の意を取て加へつるなり、【漢籍にも嘗ハ新ヲと云ことは見ゆ、】さて此ノ新嘗を、書紀に、爾波能阿比【新ノ饗なり、私記に會ノ義とするも、由なきにはあらねど、猶饗の轉れるな

り、】とも、爾波那比【上に同じ、能阿を約れば那なり、】とも、爾波那閇【上に同じ】とも、爾比那米【上に同じ、閇と米と通ふ】とも爾比閇【上に同じ、阿を略】とも、爾波比【上に同じ】とも、さまぐ\に訓みな附たれども、皆正しからず、【又嘗ノ字ナムルとも訓ゆゑに、ニヒナメと云こと、思ひまがふることなかれ、】此記下巻朝倉ノ宮ノ段婇が歌、又大后ノ御歌に、爾比那閇夜【新嘗屋なり】とあるを、正しき訓の據とすべし、那閇は之饗の約りたるなり、又阿と那と通はしいふ例多ければ、直に新饗にても有りぬべし、】然万葉十四ノ東歌に、多禮曾許能屋能戸於曾夫流爾布奈未爾和我世乎夜里提伊波布許能戸乎、【爾布那美の美は、米の誤りか、とまれかくまれ爾比那閇を、東詞にかく云るなり、上野國の新田郡も、和名抄には爾布太としるせり、さて哥の意は、かの新嘗をする時へ夫をやりて、婦の家に留り居てものいみするなり、人の許へ爾倍にゆきたるあとにても、家の戸をさして慎みとふこと、見ゆ、さる時に來て戸を押て問などするは誰ぞと咎めたるなり、】この爾布奈未は爾比那閇の東言にて、上に引る下總ノ歌の爾倍と、全同じ事と聞ゆるを以て、爾閇は新饗の約言なるを知べし、さて新嘗は、朝家のに就て書る文字なれば、大てふ言を添て、大爾比那閇とか、大嘗閇とか申すべきことなり、【又神嘗は、古書に加牟爾閇と訓み付たることなき、加牟奈米と訓はわろし、相嘗は、阿比爾閇と云、公事根源に見ゆ、爾閇を牟弁と云となせること、大嘗に同じければ、是も宜きなり、阿比那米と云はこれもひがことなり、凡てこれらも、名の本の意を知ずして、みだりに訓る故に、まぎれて誤ることゞもぞかし、□書紀に、天稚彦新嘗休臥と有るは、爾比那閇は上下なべてするわざなることと、上に云如くなれば、天稚彦もしつるなり、新嘗ノ字は姑く借たるのみぞ、然るを此ノ神嘗ヲ朝家之儀ノと云る説は、古へに昧し、皇極紀に、天皇御ス新嘗ヲ、是ノ日皇太子大臣各自ラ新嘗と有なども見えたり、】さて後ノ世には、践祚大嘗を大嘗と云ひ、毎年のを新嘗と分て云へども、古へは通し云て同事なり、されば書紀清寧ノ巻に同度のを、始メには大嘗、後には新嘗と書き、又皇極天皇ノ践祚ノ大嘗をも、新嘗と書き、

曾那須波と訓べし、下の埋ㇾ溝者とあるに准へば、屎ノ下にも者ノ字あるべくこそ、さて如此詔ふ意は、屎の如く見るは、屎には非ず、酒に醉て吐散つる物ぞとなり、こは屎なることは知看ながら、屎にあらぬさまに詔ひなせるなり、抑ヾ醉て吐ヶは、已こそ得ゝ、處をも擇あへぬことあり、又屎よりは穢ヾと淺き故に、かく詔直し給ヮは、御思愛の深きぞかし、○登許曾は、語辭なり、次なるも同じ、○舊如此は、加久志都良米と訓べし、良米は良牟と同くて、推度辭なり、此は必ず此辭を添附べき語ノ勢ぞ、【記中かゝる助辭をば、多くは略ける例なり、】○登余阿多良斯登、古書どもに、借ノ字を阿多良斯と訓り、大雀ノ天皇ノ御歌に、阿多良須賀波良、書紀雄略ノ卷ノ[illegible]ノ歌に、阿拕羅陀倶彌播夜、又[illegible]ノ歌阿拕羅斯枳偉儺謎[illegible]陀倶彌[illegible]云々、阿拕羅[illegible]、万葉十[illegible]に、思乘地安多良思なと猶多し、此ノ御言は田になるべき地を費して畔を作り、溝を埋て置ヶは、可惜ことぞと思ほして、畔をも毀ち溝をも、埋て、其地をも皆田に爲むとの所爲にこそ有めと云意なり、此レら惡を善に詔直し給ひこと右に同じ、ここに我那勢之命と詔ふに、弟命を視愛み所思看御心の程見えて、甚も有リがたくこそ、○詔雖直は、能理那富須杼母と訓べし、祝詞に、神直日大直日【式八の廿丁廿一丁】など有ヮと同格にて、惡事を善に云成給ふなり、凡て惡きを善きを直と云ること、前に出るも思ヘ合すべし、○猶は、宇多豆河理と訓べし、是は本より有リことの愈進て、殊に甚しくなるを云言なり、万葉十二[illegible]に、何時奈毛、不戀有登者、雖不有得田直比來、戀之繁毋、又廿[illegible]に、秋等伊[illegible]要、許己呂伊多伎、宇多豆家爾、花爾[illegible]蘇倍豆、見麻久保里香聞、【又十の十二丁十一の十丁にも此言あり、間て見るべし、源氏物語ノ卷に、世ノ上の[illegible]のことを、うたて所せうもあるかな、いかにおひやらむとすらむと云ヒ、同卷に、年ごろあはれと思ひきこえつるは、かたはしにもあらざりけり、人の心こそうたてあるものはあれ云々、これらもいよゝ進みて甚しくなる意なり、】此等にて心得べし、轉ノ字を書ヶは、轉り進む意を取ルなるべし、さて下卷穴穗ノ朝ノ段に、宇多弖物云王子、書紀に、武烈天皇の御所行を云所に、設ニ奇偉之戲一など有ルは、右

の意よりうつりて、平穏に尋常ならで、奇僻く善からぬ意と聞ゆ、貫之集に、蟻通神のことを、宇多丑有神也と云るも是なり、古今集に、あはれてふ言こそうたて、世中をおもひはなれぬほだしなりけれ、又落と見て可作物を梅ノ花、宇多丑ノ袖に留往、これも形見こそ今は仇なれと詠る如くにて同意なり、【菅家万葉に、此哥の宇多丑を、別様と書れたるは物遠し、春記に、瀧口定清去夜不得盗人太以別様也とあり、此ノ別様もウタテシとよむべきなり、中古に此字を書ならへるなるべし】又俗に、笑止なると云つと同意を、宇多丑伎とも云も、此レよりうつれるなり、又古今集俳諧に、花と見て折むとすれば女郎花、宇多多あるさまの名にこそ有けれ、此ノ宇多多も同言にて、意も右に同じ、【女郎と云名にはゞかりて、尋常の花とはたがひて、折ならんをあやしくよからず思ふよしなり、】故レ此ノ韓ノ字をも常には宇を借て謂り、さて此に韓と云ておきて、此ノ次に其ノうへにてある所行を云り、○此ノ段に論べきことあり、須佐之男ノ命既に御誓に依て、御心の清明こと顕れ、我勝と詔ひ、天照大御神も許諾たまへれば、【書紀に、於是日神方知素戔嗚尊固無悪意と云ひ、又故日神方知素戔嗚尊元有赤心といへり、】此時既に御心の清明こと疑なし、然るに忽又かくの如く、天照大御神の御爲に種々の悪事を爲給は如何ぞや、此ノ趣キ書紀の傳へども、皆同じことなるに、古来誰者心を著ざるにや、如何とも論ならは意なりけり、余は甚心得ぬことにこそ思へ、故レ抜に、書紀ノ中ノ一ノ傳に、右の種々の悪事始に有て、さて石屋の事より、此神に祓除を科て逐し事ありて、後に天照大御神に相見給へむとして、高天ノ原に上り給て、かの御誓約の事あり、此ノ次第こそまことに然るべく思はるれ、此ニ依て思ふに、此記及書紀ノ諸ノ傳へは、事の次第の前ノ後と亂つる物か、其由は、初メに伊邪那岐ノ大御神に逐はれ給ひて、解除の後に諸神に逐はれ給こと、事状の似たる故に、後ノ度ノ次に有りし事を、誤りて初ノ度ノ次に云レ傳へしなるべし、此は彼ノ書紀ノ一書に質て云なり、又其ノ此事の趣を立ていはゞ、御誓の時は實に御心清明かりしかども、勝に驕給へる御心おこりに依て、又

しも本性の惡心は起しにや、【此記には、於勝佐備と云ことあれば、如此も云つべし、書紀にはさる言もなくて、是ノ後素戔嗚尊之所行也甚無状と書出せる、あまりゆくりなく俄に聞ゆ、清心何故に急にかはりて如是るにか、】○忌服屋は、伊美波多屋と訓べし、【忌を伊牟と訓は非なり、凡て忌來と云たぐひ、みな伊美と假名を付べし、さて日に伊牟と聞ゆる如く讀は、おのづからの音便なり、】書紀には齋服殿とあり、忌と云は、神御衣を織所なる故に、寓ノ之齋憚の爲なり、齋斧齋鉏齋柱なども同ジ、○神御衣は、神能美氣志と訓べけれど、是は加牟美曾と訓べし、神に獻給ふ御衣なり、【此ノ大御神の祭り給ふ神を、天ノ神とも云説は非ず、然るをその天ノ神を、天ノ日のことゝいひ、又日ノ心神の齋たまふなど云説は、例の論に足ず、】さて此は大御神の御手自織たまふと云には非ず、衣織女をして織しめ給ふなり、【書紀と同じことなり、然るを、御手づから織たまふと云説は誤なり、文に心を付て見よかし、】さて御自ラ其服屋に坐て、事を看行すは、神事を重くし給ふ故ならむか、又さらでも自ラも行て看行すべし、○頂は、白檮原ノ宮ノ段にも、降ニ此ノ刀ヲ状者、穿ニ高倉下之倉頂ニ自其墮入とありて、共に棟なり、和名鈔に、棟唐韻之桴和名無禰、字鏡に、櫨撲上横頭、音也、棟也、牟禰とあり、【櫨は、唐韻に、屋脊也と注せり、】穿は、書紀神武ノ巻に、穿邑此云ニ宇介知能務羅ト とあるに依て訓べし、【書紀に介は加の假字にのみ用ひたり、氣とよむはひがことなり、】○天斑馬、和名抄に、駁馬俗云布知無万、説文云、駁不純色馬也、【布知を、俗云とあれども、俗稱にはあらじ、】また驄馬、爾雅注ニ云、門骸皆白ヲ驄ト、俗云阿之布知と云り、後世には夫知と濁て云ども、凡て首を濁ることは古へは無ければ、布を清むべし、今ノ世にも清て云ふ處も有ことなり、さて馬は、宇麻、古麻は【万葉十四に古宇馬ともよめり、】駒にて、馬ノ子なりと和名抄にも云へれど、古へは馬を古麻と多く云り、今も然訓べし、書紀には郎斑駒と書れたり、さて御國には本ト牛馬はなかりしを、百濟國より渡し奉たる物ぞと云説あれども、【後漢書にも御國には牛馬なしと云り、】

此にかくある上へに、八千矛ノ神の所にも御馬のこと見え、保食神の頂に化ニ爲ル牛馬ことも書紀に見えたるをや、【此斑馬は鹿を云なご云るは、云に足ず、】○逆剝剝、書紀に生剝ともあり、中卷神功ノ段に、生剝逆剝と重ネ云へり、【其事は彼所にいふべし、】逆剝は尾の方より逆に皮を剝なり、○所ノ墮ノ二字、淤登志と訓べし、こは令ニ墮シと書クべきことなれども、万葉などにも、令ノ字を書クべきに所ノ字を書る例多し、書紀には、穿ニ殿ノ甍ヲ而投納ルとあり、○上ノ件種々の悪事の中、中卷神功ノ段の國之大祓の所に出ツ、猶そこにもいふべし、○天衣織女は、【衣ノ字一本には服と作り、】阿米能美曾於理賣と訓べし、○梭、和名抄織機ノ具に、通俗文ニ云、受ク緯ヲ曰フ筟ト、【和名比】亦謂ニ之梭ト、今按ニ筟ハ杼ノ字也、説文ニ云、杼ハ者機ノ之持ツ緯ヲ者也と見え、字鏡に、杼柠緯織比伊とあり、【書紀ノ今ノ本に、加比と訓るは誤なり、こは御梭ノ意に古本にアヒと訓を付たるを、アはカの誤ならむと心得て、後ノ人のさかしらに改メしなり、昔の訓にミをアと作ケる例書紀に多し、心得おくべし、】○死は、美宇世伎と訓べし、遷却祟神祝詞に、高津鳥ノ殃、依ニ立處ニ身亡とあり、書紀崇神ノ卷に、倭迹々姫命箸撞レ陰而薨とある、似たることなり、さて此所書紀には、天照大神驚動以レ梭傷レ身とも、稚日女尊織ニ神之御服ヲ一也云々乃驚テ而墮ニ機ニ以ニ所ノ持梭ヲ傷レ體而神退矣とも見ゆ、○見畏とは、荒き所行を見て畏懼て、天ノ石屋に隱坐スなり、書紀の意と異なり、【書紀には、由レ此發慍云々と有、】○天石屋戸は、必しも實の岩窟には非じ、石とはたゞ堅固を云るにて、天之石位天之石靫天ノ磐船などの類にて、たゞ尋常の殿をかく云るなるべし、書紀に瓊々杵ノ尊の天降坐ス處にも、引ニ開キ天ノ磐戸ヲとあるも、よのつねの殿戸をかく云り、【豐石窓櫛石窓も、石はたゞ堅きことにて、たゞの眞門なり、大祓ノ詞に、天津神波天ノ磐戸乎押披氏云云と云るを思べし、天ツ神いつも岩窟におはすべきに非ず、又倭姫命世記に天ノ磐戸乃鑰預賜利弖とあるも、神ノ宮ノ戸を云り、或説に、石屋などの石は、祝といふことなりと云は非なり、】書紀に岩窟とある文字に拘るべからず、さて万葉十二

に、屋戸閇勿勤、ことは屋之戸を屋戸と云る例なり、又三【卅】に、石室戸ともあり、○閇、舊印本延佳本共に閉と作るは誤なり、今は一本に依つ、さて此は多氐々と訓べし、万葉三【廿】に、豐國乃鏡山之石戸立隱爾計良思、この立も閉を云り、今ノ世にも云フ言なり、さて閉を立と云所由は、師説に、上ツ代には戸を常に傍に取退置て、閉むとては其を持來て立塞ゆゑなりと云れき、【後世の遣戸は此を便よくしなしたる物なるべし、耕戸は上代よりあり、○今俗に戸障子の類を建具といへり、】○刺は、閉たる戸に物を刺て固むるを云、万葉十八【卅】に、門立而戸毛閇而有乎、とも門立而戸者雖闔、これにては都留と作賀との差あることを知べし、万葉廿【】に、久留留爾久枳作之加多米等之、【久留は戸の樞なり、久枳は釘なり、加多米等之は固めてしなり、】又十六【卅五】に、櫃爾鏁刺藏而師、【和名抄に鏁子を藏乃賀岐とあれども、加岐には非ず、今ジヤウと云物なり、故レ今ノ本に鄰ウ字と訓を付たり、されど師は右の世ノ意の言に依て久岐と訓れき、信にし古へに鏁をも然云つらむ、】書紀清寧ノ卷に、鏁閇外門云々、和名抄に、扃【度佐之】、【此も戸を刺固なる物なるゆゑの名なり、】○閇用理は隱なり、さて此ノ石屋戸に隱坐るを、神避坐すと云るなりと云は、例の漢意の推度にて、いみしき僻説なり、【もし日ノ神崩りましまさば、此ノ世は滅ぶべし、あなかしこあなかしこ、】

爾高天原皆暗葦原中國悉闇因此而常夜往於是萬神之聲者狹蠅那須【此二字以音】皆滿萬妖悉發是以八百萬神於天安之河原神集集而【訓集云都度比】高御產巣日神之子思金神令思【訓金云加尼】而集常世長鳴鳥令鳴而取天安河之河上之天堅石取天金山之鐵而求

鍛人天津麻羅而（麻羅二字以音）科伊斯許理度賣命（自伊下六字以音）令作鏡科玉祖命令作八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠而召天兒屋命布刀玉命（布刀二字以音下效此）而內拔天香山之眞男鹿之肩拔而取天香山之天波波迦（此三字以音木名）而令占合麻迦那波而（自麻下四字以音）天香山之五百津眞賢木矣根許士爾許士而（自許下五字以音）於上枝取著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉於中枝取繫八尺鏡（訓八尺云八阿多）於下枝取垂白丹寸手青丹寸手而（訓垂云志殿）此種種物者布刀玉命布刀御幣登取持而天兒屋命布刀詔戶言禱白而天手力男神隱立戶掖而天宇受賣命手次繫天香山之天之日影而爲鬘天之眞拆而手草結天香山之小竹葉而（訓小竹云佐佐）於天之石屋戶伏汙氣（此二字以音）而蹈登杼呂許志（此五字以音）爲神懸而掛出胷乳裳緒忍垂於番登也爾高天原動而八百萬神共咲

常夜往は、登許用由久と訓べし、【登許也未と云こども万葉十五などにあれど、こゝは然訓むはひがことなり、】常夜とは、常に夜のみにて晝なきを云り、往とは、凡て年月日時の經往を云、こゝは晝の無て、たゞ夜のみにて時を經行なり、万葉四【四十丁】に、相夜不相夜二走良武、【相夜行と不相夜行と二ッなり、】また【廿丁】空蟬乃代也毛二行、【人ノ世は死て又二度は經行ぬ世といふなり、】七【四十丁】に、世間者信二代者不往有之、【上に同じ】九【丁】に、常之陪爾夏冬往哉、【これ正しく此と同じ】十【四十丁】に、一年二遍不行秋山乎、後撰集、やよひに閏月ある年云云貫之、あまりさへ有て行べき年だにも云々、是等の行にて心得べし、【舊事紀に往ニ常世ノ國ニと云るは、この往てふ言を心得かねて、妄に云るひがことなり、】書紀神功ノ卷に、晝暗如夜已經多日、時人曰常夜行之也と云、こゝも見ゆ、さて書紀には此を、故六合之内常闇而、不知晝夜之相代、とも、於是天ノ下恒闇、無復晝夜之殊、ともあり、【或人此事を疑て、天ッ日は二ッなきを、此時吾邦のみ常闇にて、他國にはさもあらざりしは如何と云は、殊に愚なる疑なり、他國にこのこと無りしは、何を以てしれるにか、漢籍に所見ことなきを以ヶ云にや、抑ヶ此時は彼國の何の代にあたれりと思ふにか、はるかに上ッ代のことなれば、有無知べきに非ず、されど日ノ神の隱坐るなれば、萬國共に常闇なりしこと疑ひなし、】○萬神、こゝと同事の前にも有しには、悪神とあり、此も然あるべきことなり、萬ノ字は誤ってにはあらじか、とまれかくまれ悪神をいふなり、聲は、淤登那比と訓べし、其由上【傳七の二十一葉】にいへり、○皆滿は、諸本共に皆ノ字なし、寫し脱せるなり、今は上の例、又他の皆云々悉云々と對へ言る例、みな同きに依て補つ、滿は涌を誤れることも、上に云が如し、抑かゝる妖の又しも發るは、黄泉の穢のなごりに依る可、佐之男ノ命の荒び坐て、御禊して清明きに成坐る天照大御神の隱坐ス故なり、此ヶに就ても、世の明光の貴きのみならず、万ノ妖のひたぶるに發らぬも、全此ノ大御神の照したまふ、御德なることを仰ぎ、又穢のつゝしむべきことを思へ、【万の妖禍は穢よりおこるぞ

かし、】○八百万は、數の多き千梅を云り、万葉には八百万千万神とも言り、○神集集而、此言の例は下に出ッ、そこ
【傳十三の八葉】に引べし、さて此は誰神の命ともなく、たゞ己自集へる故に、都度比と訓り、下の例を以て思ふに、此も
高御産巣日ノ神の命以てとあるべきここなるに、然らぬ【書紀の傳へども、皆同じ、】は所由有ることなるべし、【書紀にたゞ
一書に、會二八十万神於天ノ高市一而問レ之とあるは、他神の命にて集はせたる書さまなれば、都度閇且と訓べし、
都度比は自ラ集フなり、都度閇はツドハ。セのハセ。を切てヘと云なり、然れども彼處にも何レノ神の命といふことは見えず、
古語拾遺に、高皇産靈ノ尊會二八十万神一と云るは、中々に疑はし、こは下の例に依て推當に書るなるべし、】○
思金ノ神、名義は書紀に、時有二高皇産靈ノ尊之息思兼ノ神者一有二思慮之智一と有て、思は、万葉三〔卅〕に、
歎思辭思爲師と云る思ヒにて、思慮なり、金は兼にて、數人ノ思ヒ慮る智を、一ノ心に兼持る意なり、故ニ國造本紀
には、八意思金ノ命ともあり、○令レ思而、万葉十五〔丗〕に、於毛波之米都追とあり、書紀に、故ニ思兼ノ神深ク謀リ遠ク慮
とあり、此レより下天ノ宇受賣ノ命云々までの種々の事、皆此ノ神の思ヒ謀リしなり、【延喜六年日本紀竟宴ノ歌ニ、於
毛比加禰乃波加利古度乎勢佐利勢波、安万能伊波度波比羅氣佐良万之、】○常世長鳴鳥とは鶏をいふ、常世は常夜にて、
常世とは本より別なり、されど言の同きまゝに通はして、字には拘ず書るは古への常なり、こは今かく常夜往時に集へ
鳴せし鳥なるをもて、後に負し稱なるを、其始へ廻して如此云るなり、思金ノ神をも下に常世思金ノ神とあり、これも此ノ
時に出て謀ごちし神なる故の稱なると同き例ぞ、【此とを常世ノ國のこと、一ッに思ひ混るは誤なり、その常世ノ國のこと
は、下少名毘古那ノ神ノ段に委くいふべし、此にはさらに由なきことぞ、】長鳴とは、凡て鶏は他鳥よりも鳴ク聲の絶て
長き物なる故にいふなり、【から書にも長鳴鶏と云て見えたれど、そはなべての鶏を云にあらねば、今と同じからず、】書
紀にすなはち使二其長鳴一とあり、さて此に此ノ鳥を鳴せつる所以は、下に説を待て見よ、○河上は、書紀神明ノ卷に、

甘檮ノ丘東之川上云云、川上此云箇播羅、この訓に倣べし、【かはかみには非ず、】○堅石、書紀雄畧ノ巻人ノ
名に、堅磐とあるを、此云柯陀之波と見え、和名抄筑前ノ國穂波ノ郡の郷名に、堅磐ハ加多之方【方を今本に萬と
あるは、万にあやまれるなり、】とあり、此訓に依べし、【後世の言ならば、加多伊波と云べきを、かく云は古言の一格
なり、志はウマシミチなどのシと同くて、堅に附る語辭、波は伊波の伊を畧ケるなり、】此ノ名中巻にも出づ、さて今此
石を取ルは、和名抄鍛冶ノ具に、鐵碪ハ加奈之岐とあり、【今かなとこと云物なり、】此料なるべし、○天金山は、金を取ル
故の名なり、○鐵は、黒金なれども、たゞ加尼と訓べし、加尼は諸ノ金の惣名なれば、何にも亘れり、此も古言にはたゞ加
尼と云傳へしを、此記に鐵と書るは、其品を知せたるなり、【此に今取れるは、必黒金なるべき由は下に論ふ、】書紀に、
採天香山之金とあるは、古言のまゝに書るなり、【黄金なりと云はひがことなり、此も品は銅鐵なるべし、○香
山は傳への異なるなり、】○鍛人は、加奴知と訓べし、字鏡に鑷ハ加奴知とあり、書紀天武ノ巻に田中ノ臣鍛師と見え、又綏
靖ノ巻にも此訓見ゆ、【次に引り】金打を約めたる名なり、【温字は奴と切】後に加遅と云も、此ノ加奴知の約たるぞ、【和
名抄に、鍛冶の字音を訛て、俗に鍛冶と云よし云るは、中々に誤なり、又師は、鍛人を加多志と訓て、加遅もその約り
たるなりと云れき、されど加多志は鍛師の義なれば、鑄物師のことにて、鍛冶とはいさゝか別なり、書紀垂仁ノ巻に鍛地
とあれど、こは土物を作る處をいへれば別なり、又三代實錄十八に加太之とあるも、鐵を鑄ることなり、】書紀に、治
工作金者など書るを、加那陀久美と訓を附たれど、古名にあらじ、○天津麻羅、書紀綏靖ノ巻に、倭鍛部天津眞浦、
造眞麛鏃、舊事紀饒速日ノ命の天降ル御供の神の中に、倭鍛師等祖天津眞浦、また物ノ部ノ造等祖天津麻良、この麻良
は別神なるか、眞浦は同神と聞ゆれど、綏靖の御代に出たるはいと疑はし、故思フに、次の伊斯許理度賣玉祖などの
例に依ラば、此ニも科とあるべきに、求とあるは、麻羅は一神の名には非で、鍛人の通名などにや、此ノ名のみは神とも

命とも云ハぬをも思フべし、姓氏錄に、大庭ノ造ハ神魂ノ命八世ノ孫天津麻良ノ命ノ之後也とあり、又饒速日命十一世ノ孫麻羅ノ宿禰と云人も見ゆ、○求は麻岐弖と訓べし、此もとむるの古言なり、下ノ八千矛ノ神の御哥に見ゆ、麻岐斯許と云る、ここに鏡をば伊斯許理度賣ノ命に作らしむとあれば、此ノ麻羅を求たるは、何物を造ッしめむとてにか、甚も心得難し、【古語拾遺に、令天ノ日鷲ノ神以津咋見ノ神穀ノ木種殖之以作白和幣とあるが如き例とも見えず、又麻羅を鍛人ノ通名と見て、伊斯許理度賣即チ其神とせむか、されど此ノ文のさま、さる意とも見えず、】故レ考るに、書紀に、一書曰、宜圖造彼神之象而奉招禱也、故即以石凝姥爲冶工採天香山之金以作日矛、又全剝眞名鹿之皮以作天羽鞴、用此奉造之神是即紀伊國所坐日前神也、【日矛は矛の名なるを、舊事記に鏡と爲て、令鑄造日矛、此鏡少不合意云々と云るは、いたくひがことなり、これは圖造彼神之象とあれば、矛にては叶はず、必鏡ならむと思へるから、かの古語拾遺に、令鑄日像之鏡、初度所鑄少不合意とあるを引合せて、強て此ノ日矛に、當たる僞說なり、然るを古來諸說みな此ノ舊事紀を信じて、鏡と定めたるはいかにぞや、そもそも鏡を矛とはいかでか云む、凡て古へにさることはなき物をや、然るに日ノ神の御像を造るとありて、此ノ矛を造れるは如何と云に、日の御像は、又全剝云々神ノ象とある是なり、こは鏡なること論なし、さて日矛もその同時に同山の金を採て同神の造りし故に、一ノ所に並て云るなり、なほ然る所由は、かの紀ノ國名草ノ郡に日ノ前ノ神社國懸ノ神社と同地に並て鎭座す、或說に、以日御像爲日前大神、以日矛爲國懸大神と云り、かゝれば此兩大神の御社も、一ノ所に並び坐す故に、その日ノ御像ノ鏡を造れる所に、日矛をも並へて一つに擧たるは、かたがた由あることなり、されば是即紀伊ノ國ニ所坐日ノ前ノ神也とは、國懸をも兼て云るなるべし、今ノ時も兩社を合せて日前ノ宮と申すなり、】とあるを合せて思ふに、彼レは矛と鏡と共に石凝姥に造らせ、此記は矛をば別に此ノ天津麻羅に造らせたりといふ傳なるべく

や、然らば此ノ名の下に、矛を作らしむることの有りしが、脱たるなるべし、【如此く見るときは、此記も書紀も共に明らかなり、】下文に鏡を用たることは見えて、矛を用たることは、此記には見えざれども、書紀に、天ノ鈿女ノ命則手ニ持茅纏之矟云云、古語拾遺に、令手置帆負彦狭知二神云云兼作御笠及矛楯、令天ノ目一箇ノ神ヲ作雑刀斧及鐵鐸ヲ【古語佐那伎】とありて、次に天ノ鈿女ノ命云云手ニ持著鐸之矛ヲ、而於石窟戸ノ前ニ覆誓槽ヲ云云、【書紀に所謂ル日矛も此ノ料に造れるなるべし、されば右に引る或說に、國懸ノ大神の相殿に天ノ鈿女ノ命坐すと云り、所由あることなりけり、かゝれば日矛ともいひ、茅纏之矟ともいひ、著鐸之矛とも云るは、たゞ名の傳への異なるのみにて、實は一ッにて、此鈿女ノ命の持る矛なり、神樂ノ取物にも鉾あり、哥に、此ホコはいづこの矛ぞ、天に坐すとよをか姫の宮の御矛ぞ、】とあれば、矛をも持ることと明けし、此記には其を畧るなり、【此條も此記と書紀と拾遺とを比べ見るに、此時の種々の物、詳と畧とたがひにあり、又其物を造れることを前に云て、用たることをば畧ける例も、拾遺にこれかれ見ゆ、】されば其料の矛をぞ今ノ麻羅に造らせけむ、【此矛は他ノ雑物の並にあらず、玉鏡にならびて、殊に貴き寶なる由ありけるなるべし、其故は古語拾遺皇孫ノ命に神寶を授たまふ所に、以八咫鏡及草薙ノ劍ノ二種ノ神寶ヲ授賜テ皇孫ニ永ク爲天璽ト矛玉自從ッとあるは、三種の神器の一ッの傳へなり、さて此鏡も玉も此ノ石屋戸の時の物なれば、矛と云も此時の矛なること知し、さて三種の寶と並へて如此言、又後までも日ノ前國懸と並び坐ス神ノ御靈なれば、おぼろけの物ならめや、故レ今此を造れることを云るならむ、】矛の料なる故に、其ノ加尼にも鐵ノ字は書るなるべし、【鏡ならば鐵とは書じ、】又堅石も矛を打料とこそ聞ゆれ、○伊斯許理度賣命、書紀に石凝姥此云伊之居梨度咩と見ゆ、又一書に、使鏡作部ノ遠祖天糠戸者造ラ鏡ヲとも、鏡作ノ遠祖天拔戸ノ兒石凝戸邊所作八咫鏡ともあり、【已は石ノ字の誤なり、】古語拾遺に、令石凝姥ノ神ヲ【天ノ糠戸ノ命ノ之子鏡作ノ遠祖也】取天ノ香山ノ銅ヲ以テ鑄日

像之鏡ヲとあり、なほ此神のことは、下【傳十五の巻】に見ゆ、さてこの造りし鏡は、即下文なる八尺鏡なり、古語拾遺に、初度所鑄少不合意、【是紀伊ノ國日ノ前ノ神也】次度所鑄其狀美麗【是伊勢ノ大神也】かゝれば此時初後二面の御鏡あり、【是レを以て見れば、かの書紀一書に、日矛と日ノ神の御像ノ鏡とを造れることを云て、是レ日前ノ神也とあるは、初ノ度のみを云て、次ノ度のをば略るなり、凡て彼ノ一書々々は、事を略て書る例多けれども、此ノ略は宜くも思はれず、まぎらはしきなり、故に日矛を初度の鏡に當るがごときひがことも出來しなり、若シ又かれは拾遺の説とは異にて、たゞ一度なりとせば、伊勢ノ大神をば何れの鏡とかせむ、日前ノ神也とあらうへは、次に伊勢ノ大神の御鏡あるべきこと疑ひなき物をや、然るを初メの不合意ニ方を擧て、次の美麗にして貴きかたを略けるはいかにぞや、されば此事は、拾遺の傳へぞ明らかにして宜くは有ける、さて此ノ初度の鏡も、かの日矛と共に三種の神寶に添へて、後に皇孫ノ命へ授け賜ひしなるべし、其故は右に引る拾遺の文に、矛玉自從とある、矛は日矛なるが、此ノ鏡もそれと同シ時にいできし、後にも同地に鎭坐せばなり、さて御代々々天皇の同シ御殿にましまし、水垣ノ朝に至て、天照大御神の御靈八咫鏡草薙ノ劒をば、豐鋤入日女ノ命に離奉りたまひて、鎭り坐スべき地を求ありきたまふ時に、紀ノ國の名草濱ノ宮に三年がほど齋奉りたまひしことを、倭姫ノ命ノ世記に見ゆ、此時までかの日矛も初度ノ鏡も共に、天照大御神の御靈に附ヶ添へて齋奉りしを、此ノ名草濱ノ宮に右の二ッをば留め奉て、永く彼地に鎭り坐サしめたまひしなるべし、此レ日ノ前國懸ノ二大神なり、【然るを此記などには、其ノ鑄改めつる細き事をば云ハざるにこそあれ、傳への異なるには非ず、さて此ノ拾遺の説に付て、此神の名を思ふに、鑄重の義ならむか、【凡て事の重なるを志伎留と云、重播種子重浪などの類これなり、頻ノ字を書もこの意なり、】重を斯許理とも云る例は、万葉十二丁四に、思咲八更々思許理來目八面【重將來哉なり】とよめり、度賣は老女を云稱と見えて、書紀に姥と書り、【此ノ字字書に老母也と有】例は記中に、春日建國勝戸賣、沙本大闇見戸賣、志理都紀斗賣などあ

り、又戸邊とも通はし云こと、書紀の已凝戸邊にて知べし、戸邊の例は、中卷【苅幡戸弁の所】に云べし、【和名抄に、今呼ビ母ヲ爲ス太宇女ト、とあるは、こゝの斗賣の轉れるにはあらじか、又處女は小姥の意か、】○科はもと令レ負の意にて、仰ス命も同言なり、【科ノ字をよむは、人々に事の品科を分ていひつくる意なり、】○鏡の名ノ義は、炫見なり、○玉祖ノ命、訓は和名抄河内ノ國高安ノ郡、又周防ノ國佐波ノ郡なる郷名の玉祖を、共に多末乃於也とあると、書紀に玉ノ屋ノ命と書ることを合せて、多麻ノ夜と訓なり、【於を省くは常なる中に、此は乃に續ける音あればさらなり、故書紀には屋ノ字を書り、さるを此記でも見合せて多麻夜と訓るは誤なり、】名ノ義は字の如し、さて此を書紀一書には、玉作部ノ遠祖豐玉者造ル玉ヲとも、又一書には、玉作ノ遠祖伊弉諾ノ尊ノ兒天ノ明玉ノ所作ル八坂瓊ともあり、【姓氏錄に、高魂ノ命ノ孫天ノ明玉ノ命とあり、】古語拾遺には櫛明玉ノ神とあり、【舊名稱書と云物に、櫛明玉ノ命ハ高皇產靈ノ神ノ女栲幡千々姬ノ命之妹也と云る、此神を女とせることいかゞ、】是等皆此神の一名なるべし、其故は、皇孫ノ命ノ天降リ坐ス時の五部の祖神は、みな此ノ段の神なるに、書紀にも彼所には玉ノ屋ノ命とあればなり、なほ此神のことは、彼ノ段【傳十五ノ卷】に云べし、拾遺に神武天皇ノ御代の所に云、櫛明玉ノ命之孫、造ル御祈玉ヲ【古語ニ美保伎玉ト云フ】其ノ裔今在リ出雲ノ國ニ、毎年與ニ調物一共ニ貢-進ル其ノ玉ヲ【此事も彼ノ段に委く云む、】○天兒屋ノ命、名ノ義は、招轂泥か、招は書紀に奉招禱とある是なり、此ノ招禱を乎伎と訓べき由は、皇孫天降坐時に彼ノ遠岐斯玉鏡云々、とある處【傳十五の卷】に云を見よ、さて此ノ神今布刀詔戸言白て、大御神を招禱奉りたまひし故に、此ノ名を負坐るなるべし、【招ノ字を略き、伎於を切して古と云、】祖は玉祖と同意、泥は稱名にて、例嘆に多し、【既に上に云り、】なほ此神のこと、下【傳十五】に委く云べし、○但ノ書には、多くは兒屋根と根ノ字を添て書るを、此記書紀などには此字無く、又泥は稱名にて、稱ノ名は略ても云る例これかれあれなことを思へば、根ノ字なきをば、古夜と訓べきかとも思へど、屋を夜泥と云こと、今の俗語にもみな云す、万葉四ノ卷など

にもあれば、なほ古夜泥と訓べし、】〇布刀玉命、玉を以て御名に負し所由未思ひ得ず、大神宮式に、著木綿賢木是名太玉串【書紀に、五百箇眞坂樹ノ八十玉籤とも有、】とあり、今此神は、巨鏡和幣を著たる眞賢木を取ッ持たまへば、若くは此ノ太玉串の意にもや有む、さて玉串の名は手向串なるべし、【余氣を切れば米なれども、多米串といへば、自ら多麻串とも聞ゆる故に、玉ノ字は借て書つらむ、】されば其の串を省て、太手向命とも云ヒつべき物ぞ、【布刀御幣登取持而とあれば、太手向とも云べし、】なほ此神のことも下【傳十五】に云べし、〇天香山、中卷倭建ノ命ノ段の哥に、阿米能迦具夜麻とあり、此レに依て訓べし、前に出たる香山は大和ノ國なるを云、此のは天上なるを云れば、別なり、さて、伊邪那美ノ神ノ神避坐處に、金山毘古金山毘賣、波邇夜須毘古波邇夜須毘賣ありて、次にかの大和の香山のこと見ゆ、然るに彼ノ香山に埴安てふ地名あり、此に金山の名あり、彼レ此レを合せて思ふに、本此ノ山の名は彼ノ迦具土神に由あるにや、猶熟考ふべし、〇眞男鹿、書紀に眞名鹿ともあり、眞は稱辭なり、又書紀顯宗ノ卷に、牡鹿此ヲ云左鳴子加とあり て、佐袁鹿てふ名は常に多く云めれど、眞男鹿と云るは、他には見ず、【故レ思ッに、佐衣佐鑑佐夜佐寐など、多く付ヶ云ッ佐は、眞と通ふなるべし、地名にも佐檜隈とも眞熊野とも云る、通ひて聞ゆるをや、】〇肩、和名抄に、肩ハ加太、胛骨ハ加太乃保禰とあり、肩を拔とは、其骨を拔取を云なり、〇内拔、内は借字にて、書紀に全剝此ヲ云宇都播伎とある全と同じ、俗に圓にと云意なり、全に骨を拔き、全に皮を剝ば、中の空虛になる意にて、宇都とは云なり、下に内剝鵜ノ皮剝ともあり、〇波波迦、今ノ本はみな婆々迦と作れども、言の首を濁る例なければ、必ズ波ノ字なるべし、故レ今は舊事紀に波々と作るに從ヒつ、【此ノ餘にも、波と婆とは互に寫し誤れる所多し、〇後世平假名の書どもには、多く波和加と書り、此も口にはさもよむべし、】和名抄に、朱櫻ハ波々加、一云邇波佐久良、又木具部に、樺木ノ皮名可以爲炬者也、和名加波、又云加仁波、今櫻ノ皮有之と見え、万葉六 十八丁 に、櫻皮纏作流舟とよみ、古今集物ノ名にも、迦爾婆

櫻あり、【源氏物語などに加波櫻といふもこれなり、】これらを合せて思ふに、此ノ木の本ノ名は波々迦にて、迦爾婆は皮ノ名なり、【加婆は加爾婆の約りたるなり、】さて皮を専ら用るから、迦爾波櫻と木の名にもなれるなり、かゝれば和名抄に迦波佐久良とあるは、今ノ本加ノ字の脱たること著し、【古今集かにばざくらの註に、朱櫻とかけりと顯昭が云る、よくかなへり、然るを契沖が、和名抄を引てこれを誤りなりと云るは、返てひがことなり、】さて此に此ノ木を取るは、皮を燃して、彼ノ鹿ノ肩骨を灼む料なり、【からぶみ爾雅に云るのに、樺皮燭之、號燃面其爛也といへり、】【後ノ世まで此レを用らること見えて、臨時祭式に、凡年中御卜料、波婆加木皮者、仰大和國有封社令採進之、【齋宮式にも、波々可五枚と見ゆ、】とあり、【和名抄に、大和ノ國笛吹ノ社より奉るとあり、此社は忍海ノ郡笛吹山にあり、】○占合、合ノ字は一本に依れり、【舊本に令と作るは誤れるなり、延佳本に此字無きは、さかしらに刪りしなるべし、】前にも卜相と書き、書紀にも卜合と書る例あればなり、さて占合二字を宇良閇と訓べし、其は卜合ノ合の意なること、上【傳四の卅九葉】に委く云るがごとし、○麻迦那波令は、書紀神代ノ巻に、擲、欽明ノ巻に、擲、古擬射と見え、新撰字鏡に、擬は度也度也、萬加奈布とあり、字書に、擬は揣度り且ツ待也と注せり、今も此意なり、【今ノ世の俗に、万ノ事をふさねて執り行フをも、又用脚を給をもまかなふと云は、意のうつれるなり、】さて上ツ代の卜は、凡て右の如く鹿の肩骨を用られたり、龜を用るは、漢ノ國を學べる後のことなり、【書紀崇神ノ巻に、命神龜云云とあるは、たゞ文章に書るのみにて、實は是も鹿を用たるべし、卜部氏もと壹岐ノ國より出つれば、彼ノ氏人ぞ韓國より龜ノ卜は傳へけむ、欽明天皇十四年、百濟に卜書暦本などを献らしめたまひしことも、書紀に見ゆ、このころよりや、漢ざまの卜を用ひられけむ、然るに書紀の釋に、龜兆傳と云書を引て、龜卜の神代よりありし事の趣をこと〴〵しく云へれど、彼ノ書は、古へより傳はれる鹿の卜を廢て、龜卜をあまねく世に用ひしめむために作れる虚言にて、古書に非る

ここ著しさて遂に鹿は、廢て、もはら龜をのみ用らるゝ、ここになれるは、いとも哀きわざならかし、式などにもトノ料には龜甲のみ見えて、鹿骨は凡て見えず、そのかみ既く絶けるなるべし、さて龜になりても、波々迦をば昔の如く用しと見ゆ】万葉十四丁ヒに、武藏野爾宇良敝可多也伎云云、【彼國豊島ノ郡に古方と云鄕ノ名も和名抄に見ゆ、○可多也伎は肩灼なり、】かゝれば鄙にはやゝ後までも、鹿ノトの殘れるにや、又十五丁二十に、由吉能安末能保都手乃宇良敝乎可多夜伎弖云云、【保都手は、太古の太と同じ、此哥は、雪ノ連宅滿が死を傷て、壹岐ノ島にてよめるなれば、彼ノ漢國ノ傳への龜トなるべきか、然らば可多也伎は、二首ともに肩にはあらで、兆の意かとも思はるれども、此哥は、其時に見くトをしたるさまには聞えず、此島はトに名高きゆゑに、たゞ設てかくよめりと聞ゆれば、古への鹿の肩灼のトの詞を以て云るなるべし、こは龜トになりて後も、云となれたるまゝに、なほ肩灼と云詞をぞなべて用ひけむ、又兆を加多と云も、象の意にはあらで、本は肩より出し名なるもしるべからず、】さて此段のト合は、思金ノ神の謀て思ひ得たる種々の事の可否を、先卜問て、後に定メ行ハむとなるべし、凡て上ッ代は万ッの事みな然有き、○五百津眞賢木、五百津は枝の繁きを云て、一木の上のことなり、【五百株と云は非なり、布刀玉ノ命の取持とあるにも叶はず】書紀神代ノ卷に、五百箇眞賢木と有ルにて曉べし、湯津楓の湯津も同じ、【その由は彼處に云べし、又上の湯津石村の所にもいひき】又下卷に百枝槻、書紀に百枝杵樹などもある類なり、眞賢木、書紀には眞坂樹と書り、共に借字なり、仙覺ヵ万葉ノ解に、榮たる樹と云なりといへり、師ノ說に、こはもと一ッの樹の名にはあらで、たゞ常葉なる木を、神事公事に讃稱て眞榮樹といひしなり、そが中にとり分て鏡幣をかけ、髻華にさしなどせしは橿なり、後世さかきと云物に非ずと云れき、【なほくはしく冠辭考まさきづらの條に見ゆ、】新撰字鏡には、杜ハ毛利、又佐加木、また龍眼ハ佐加木、また榊梶梍三字佐加木とあり、榊ノ字は日本後紀【十六】にも見えたり、和名抄にも、漢語抄ニ龍眼木ハ佐加木、今按龍眼ハ者其ノ子名也とあり、【此レは後世

のうかきにあてたるべけれど、おぼつかなし、まして上代のにはかなはず、】○根許士爾許士而、書紀に、掘こじとあり、又神武巻に、拔取、景行巻に、拔などもあり、拾遺には、古語佐爾居自能爾居自と見ゆ、万葉八【十四丁】に、去年春伊許自而植之吾屋外之若樹梅者花咲爾家里、【拾遺集には、去年根こじて植しと直して入れり、】古今六帖に、秋ノ野は根許士にこじて持去とも、巖の種は遺しておはせぬなさよみて、根ながらに掘取を云、俗にいふ根引にするなり、【物をこじるとと云俗語も、是よりぞ出つらむ、】○上枝、中枝、下枝は、舒明天皇ノ御歌、又長谷朝倉ノ宮ノ段ノ三重ノ婇ノ歌に、本都延、那加都延、志豆延とあるに依て訓べし、【下枝は、彼ノ婇が歌ノ中にふたび出たる、一ッは志豆延といひ、一ッは志毛都延といへり、今は此彼多きによれり、又万葉などにも、本都延志豆延とよくあり、】此ノ枝の上中下に就て、篤し物の尊卑を言はば、煩は言痛し、たゞ尊卑を由なくても、玉に上、鏡は中、和幣は下に著て宜しかるべき物のさまなり、【中を尊ぶなど云説は、殊に漢意にへつらひたる強言なり、】○取著、万葉三【廿丁】に、奥山乃賢木之枝爾白香付木綿取付而、又十七【卅丁】に、之良奴里能鈴取付而などもあり、○八尺鏡、延佳が、尺當作咫と云るぞ宜き、こは決く字の誤れるものなり、まづ尺とあるを強て助ていはば、八寸を咫と云、十寸を尺と云は常なれども、周ノ尺は八寸と云こともあり、又常に咫尺とも連ね言て、相近かる字なれば、此記には佐加にも阿多にも、尺ノ字を通ハし用て、此に阿多と訓せるを、佐加と訛るも、故なきことにはあらざれど、猶よく思ふに然には非ず、何の古書にも、阿多には咫ノ字をのみ書て、尺と書る例なく、此記にも即チ日代宮ノ朝ノ段に、八咫烏と書れば、此も必ず咫ノ字なるべき物ぞ、さて註に八尺とあるも、本は咫ノ一字なりけむを、本文の誤れるより、後人のさかしらに改めつるか、又本文と共に誤れるにもあるべし、八阿多の八ノ字は、上を八尺とするから、是もさかしらに加へつる後人の竄なり、決て削べし、凡て訓ノ註に、字ノ訓を用たる例なく、又八を八と註すべき謂なければ、こは上下共にひがことなること、相照しても知るべし、かゝれば此註は、訓咫

云ニ阿多ニとあるべきなり、さて此名を、古來夜多能鏡と訓めれども、かゝる稱の古への例、凡て之を添ねば、夜多加賀美と訓べし、【かの八咫烏の例をも思べし、】註に阿多とあるを、阿を省は如何と云に、高天原の天をも、云ニ阿麻ニと註せれども、なほ麻と訓むと同格なり、【一ッ離チて言フときは、天は阿麻、咫は阿多なる故に、然註したるなり、されど高天八咫と連ネ言フときは、高にも八にも阿の韻ある故に、自ら多加麻夜多といはるゝなりけり、】さて此ノ八咫の義を、古來とりどりに、說れども、皆かなへりとは聞えず、【まづ咫を八寸として、八咫は六尺四寸、これ周の度にして、徑り二尺一寸余なりと云は、釋に論ひたる如く、伊勢ノ神宮の御樋代の度にかなはず、又たゞ八寸と見れば、八てふ言由なし、神道八を尊ぶなど云めれども、由もなきことを漫に加ふべきに非ず、古へ凡てさることなし、又女神の御手の長さなど云は、漢字の註に依れる、例のひがことなり、又八は七八の八に非ず、例の彌の意にして、つゞめて二八一尺六寸にしてと、周を以て名くべきに非れば、なほかの御樋代にかなはず、又師ノ說に、八咫は、人の大指と中ノ指を張を咫といひ、其一咫は八寸ある故に、八あたとも云て、八は咫八ッの謂には非ず、凡て古書に數を云に、正しきあり、大むねあり、又同じ咫にも、一咫の中に八きだ七きだ有ルを云フと、一咫づゝ多の數を云とあり、其書をかける人の心々なりしなりとあれど、一咫は八寸ある故に八あたと云と云ハれたるは心得ず、若シ然らば、直に八寸とか咫とか云べきを、いかでかわづらはしく重ね云む、凡て物の度量を云に、さる例も理りもなきことなり、又その書をかける人の心々なりとあるも心得ず、文字こそ他國のを借れる物なれは、人の心々にて、古書にはさまざまに書れ、物の度量の稱などは、古へより云來るまゝに記せることなれば、書によりてかはるべきに非ず、されば人の心々とあるは、文字のことか、然らば七きだの阿多には七咫、八きだの阿多には八咫と書りとも、訓はいづれもたゞ阿多とこそ云べけれ、然れども夜多といふ古言動かざれば、右の師ノ說は用ひがたくこそ、】故レ今考るに、八咫は借字にて、【古へ物を度量るに、咫といふ名あり、又八は何の

數にも、彌の意にて常に云ふことなれば、八咫と云こども物に多かりける故に、其字を借れるなり、さるは後ノ世人の心にては、まぎらはしきに似たれども、常夜に常世の字を借れるたぐひにて、古へより借りて書來れるまゝに、此記にも書紀にも然かけるなり、】八頭の意なるべし、其ノ據は、倭姫ノ命ノ世記に、此ノ御鏡のことを云る處に、謂二八咫一者八頭也、また御鎮座傳記にも、【寶基本記にも】八咫古語八頭也、八頭花崎八葉ノ形也、中臺ハ圓形ノ座也と云る是なり、【此書どもは多くは信がたけれど、此らは妄語とは聞えず、古き傳說ありけるならむ、或人、鎮座傳記などに八葉中臺など云るは、佛書を附會したる言にて、取にたらずと云り、今おもふに、まことに彼書どもは附會甚多し、この八葉中臺も佛書の語なり、然れども、もとより八頭花崎ノ御鏡なりといふ傳へのありしに付て、佛書を引キ當たる者なり、まことに古き鏡にさる形したるがあるなり、】さて八頭を夜多と云に二の說あり、一には、書紀ノ釋に天德ノ御記を引て云ク、內裏燒亡ノ之時、內侍所ノ神鏡不レ燒損セ、其ノ鏡ノ徑八寸許リ、頭ニ雖レ有二小瑕一、專ラ無レ損とありて、頭ノ字波多と讀べしと云り、此を思ふに、頭とあるは、かの八頭の頭なるべし、【たゞ圓き鏡ならば、頭とはいふべからず、又はしならば端とあるべきなり、】又かの御記のつゞきの文に、圓規并蒂等甚分明ナリとあるを、圓規はかの中臺ノ圓形とある處を云るなるべし、さて頭を波多と讀べしと云る、さもあるべし、魚の鰭と同意にて、かの花崎する所を然云べし、かゝれば夜波多を約て夜多とは云なり、【此記の注に云阿多とあるは、咫ノ字を借るにつきて、其ノ本語を注せるなり、されどもこれも八咫とつゞけば夜多なれば妨げなし、】二には、頭は阿多麻の意なり、【和名抄に頭ハ和名阿太万とあれば、あたまは頭の內にて一所の名と見ゆれど、今ノ世の言には頭をいへば、古へもさもいひけむ、】其故は、白檮原ノ宮ノ段の八咫烏も借字にて、此と同じく、頭の八ツある鳥なるべければなり、【此鳥はかの八俣遠呂智の八頭八尾ありし類なり、八は必しも七八の八ならずとも、幾つもあるを云べし、】さて此記ノ序、又姓氏錄に、これを大鳥と云へれば、なほ八咫の義然るべしとも云

べけれど、八寸ならば殊に小鳥なり、もし又咫八ツの意とせば、御鏡の度かなはず、此レと彼レと同言にて、義の異なるべき謂なければなり、されば古ヘより八咫の字を借て書来れるに就て、姑ク字面によりて大鳥とは書つるか、又頭の八ツあらむには、本より尋常の鳥ならばいと大きにも有べければ、名によらずとも、などか大とは云ハざらむ、又大きなるのみにては、八咫てふ名を負べきにあらず、鏡などは大小種々ある物なれば、其ノ度を以て名ッけむもさることなるを、鳥などは、大小くさぐ〵ある物ならぬに、度を以て名ッくべきにあらぬを思ヘ、大キなるのみならば、たゞ大鳥とこそいはめ、又書紀に、頭八咫烏と頭ノ字を添てかゝれたるは、頭の大き八咫と云意を顕さむためとも云べけれど、全體をおきて、頭の大さを以て名ッけむこと有べくもあらず、此レは古ヘより八咫の字を借て書つたへたるを、そのまゝに書ながら、頭の八ツありし鳥なりといふ傳への有りし故に、その由を顕さむために、此字をば添へられたるなるべし、かゝれば是も返りて八頭なる一ツの證とすべし、】右の二ツの意、いづれかよけむ、人擇ビ取リねかし、さて此御鏡を、書紀に眞經津鏡ともあるは、眞太鏡なり、【太は稱辭にて、布都とも通はし云る例多し、此ノ經津をもとりぐ〵に漢意以て説けれど、皆例のいふにたらず、】○白丹寸手、書紀に白和幣とありて、和幣此云二尼枳底一と見ゆ、底は多閇の約マりたる言にて、即チ爾岐多閇なり、爾岐は即チ和ノ字又熟ノ字などを訓り、多閇は師ノ説に、絹布の類を總云名なりとあり、【此事冠辭考白多閇の條に見ゆ、又此次にも云り、絹の切を佐伊弖と云は、裂多閇なり、又俗にいふ古手は、古多閇なり、これらみな多閇をつゞめて弖といふ例ぞ、】されば幣ノ字を書は、神に奉る方に付キてのことにて、此物の本ノ義には非ず、書紀に、下枝懸二白粟國忌部遠祖天ノ日鷲所レ作木綿一と見え、古語拾遺に、令下天ノ日鷲神以二津咋見神一穀ノ木種殖之以作中白和幣上【是レ木綿也、已上二ツノ物一夜ニ蕃茂也とあり、二ツノ物とは麻と二ツなり、又神武天皇の御代の事ども云る處に、穀ノ木所レ生故謂二之結城郡一とあり、是レ下總ノ國の郡ノ名なり、】豐後ノ風土記に、速見ノ郡柚富ノ郷ハ此ノ

郷之中楮樹多生、常取楮皮以造木綿、因曰柚富郷、また寶基本記にも、謂以穀木作白和幣名號木綿とかゝれば白爾岐豆は木綿のこと、木綿は穀の木の皮以て織れる布にて、古へはあまねく用ひたりし物なり、【此を布にすることは漢籍にも見えたり、和名抄に、穀ハ加知ノ木ノ名也と云ひ、字鏡にも、穀ハ楮也加知乃木とあり、さて布にせしことはいと古へのことにて、やゝ降りてはたゞ紙にのみして、布にすることは絶つと見えし、和名抄にも穀紙は見えて、布のことは見えず、さて師はこの穀の字を、やがて由布と訓れき、されど由布にはたゞ木綿の字をのみ用たり、和名抄祭祀具に、本草注云、木綿折之多白絲者也、和名由布と見え、又木部に、杜仲、陶隱居本草注云、杜仲一名木綿、折之多白絲者也、和名波比末由美と見ゆ、此に依て思へば、古へより由布に木綿の字を用るは、杜仲の一名を取れるなり、されど其は穀を、杜仲と思ひ誤れるにて、實に杜仲を用ひたるには非ず、然らば和名抄にも祭祀具には、穀をも舉て和名由布と記すべきことなるに、木綿と舉たるは、古へより世にあまねく用ゐる字を出せるのみにて、實に杜仲なりとするには非ず、故に同陶氏が説を引ながら、彼處には杜仲の字をも波比麻由美の名をも舉ず、そは別に木部に出せり、そのかみ既に杜仲をば由布には用ひざりしこと知べし、さて又杜仲の外に、別に木綿と云木大小二種あり、その小きは近代に弘れる紀和多のことなり、大なるも共に實の中に白綿あるを採て布にはするものなり、されば此らも又由布とはいたく異なり、字の同きを以て思ひ混ふべからず、】其は殊に白き物なる故に、白多閇とも【古書などに白多閇と多くよめるも、もはら此布なり、白たへの麻衣、又白たへの衣などもあれど、そはたまさかのことなり、】白由布とも、白爾岐弖とも云たり、【又古書に、栲衾栲綱栲繩栲領巾など多くある栲も、右に引る豐後風土記に依て同物なり、故万葉に白栲とも書き、又万の白き物に、栲衾栲角乃など枕詞にも云り、角は綱なりと師は云れ、或人は栲の布なりと云り、さて栲の字は、楮を草書より誤りつと、師はいはれつれど、楮の字を書る

例なければいかゞ、此はなほ別に和字ならむ、】○青丹寸手、書紀に青和幣と書り、古語拾遺に、令長白羽神【伊勢國麻續祖、今俗衣服謂之白羽、此緣也、】種麻以爲青和幣【古語爾伎氐】とあり、【かくて青和幣をば長白羽にて、白和幣をば天日鷲にと、二神に分て云へれども、末に神武天皇御代事を云る處には、天日鷲命之孫造木綿及麻并織布、仍令天富命率日鷲命之孫、求肥饒地遣阿波國殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年貢木綿麻布及種々物、所以郡名爲麻殖之緣也 云云と云ひ、式に阿波國麻殖郡忌部神社、或號麻殖神、或號天日鷲神とあれば、青和幣をも共に日鷲命の掌りて作りしこと知られたり、されば以津咋見神と云と云る如く、麻をも以長白羽神同、天日鷲命の掌り作らせたるなるべし、其證なほ次にも云べし、さて麻を袁と云は緒の意にて、緒を云名なれば、木と麻とにはかぎらず、されば麻殖郡てふ名も、麻のみならず穀をも殖たるにもわたれり、字に泥むべからず、】麻は木綿に比れば稍青き故に、青和幣と云なり、さて書紀に、下枝懸以木綿【全文上に引り】といひ、又【神代下卷】天日鷲神爲作木綿者などいへるは、此記などと彼此と合せて思ふに、白和幣のみにはあらで、必青和幣も具ふべければ、如此云ことは、穀と麻と二種を凡ても木綿と云りと見ゆ、【これ又二種共に天日鷲神の作れる證ともすべし、】なほ又式などに、其料物を擧たる所には、木綿と麻とを出せるに、其を用る所には、たゞ木綿のことのみ云て、麻のことは見えぬが多きも、二種を合せて木綿と稱故なりけり、【凡て榊に木綿を付などいへるは、二種を合せての名なり、】さて白和幣青和幣共に、織たる布をも云ひ、【万葉に木綿疊手向などあるは、必織たる布ときこゆ、】又未織はせで、たゞ糸にしたるまゝなるをも用たりと見ゆ、故古書に木綿をば作と云て、【作と書て波具とよめり、剝なり、】織とは云ず、【もし布ならば、倭文織などの如く、織とあるべきことなり、】又式などに、布若干端木綿若干斤麻若干斤と、布の外に擧げ、端などはなくて、斤とあるも、糸ながら用

る證なり、【かゝれば木綿手次木綿鬘なども、糸のまゝなるべし、】されば今賢木に垂たるも是なり、【麻も常には未タ織ざるを云へども、又其布をも同じく麻衣など云る如く、木綿も然なり、されば總名の多閇も、織たる未タ織ざる通はし云べきか、】又神に手向る奴佐【幣又幣帛など書く】も、絹布をも云ヒ、未タ織ざる木綿麻をも云り、【麻と書クは、種々の中の一ツに就てなり、又後世に紙を用るは、木綿の代りなり、】○取垂、書紀皇極ノ巻に、折取枝葉懸掛木綿云云、万葉六巻に、木綿取之持而、また九ノ巻に、齋戸爾木綿取四手而忌日管、延喜六年日本紀ノ竟宴ニ得ニ太玉ノ命ヲ物部ノ安興ガ哥に、比佐各多能阿麻乃流閇乎伊能智度會多母伯恵々須奴佐流志天気留などあり、垂を志殿と謂ふは、志陀體を約たる言なり、【陀體は殿ノ切】書紀孝德ノ巻に、垂此云之娜屢、万葉十に垂柳、十一に四垂尾など有ル以知べし、志陀留に繁垂の意なり、【万葉に竹玉乎繁爾貫垂などあり、】さて此ノ垂てふ言、多理多流など云は自然なり、多體、多流々などは物を然するなり、【多體は令垂、多流々は令垂なり、凡て活言には皆此ノ差別あることぞ、】されば志陀理とも志陀禮とをも、此ノ意を以て別べし【右の御叉尾などは、自垂物なる故に志陀理と云、】此は物を垂らせたるなれば、志陀禮を約て志殿と云なり、【後ノ世に四手と云物に、此ノ用語の体ノ語にして名とせるなり、】採物ノ哥に、賢木葉に木綿取垂て誰代にか神の御前に齋ひそめけむ、【二の句、拾遺集には、ゆふしでかけてとあり、】拾遺集に、石ノ上ふるや壯士の大刀もがな組の緒垂て宮路通む、○此種々物、書紀景行ノ巻に、爰有女人曰神夏磯媛、臨天皇之使者、則拔磯津山賢木、以上枝挂八握劒、中枝挂八咫鏡、下枝挂八尺瓊、亦素幡樹于船舳、參向而云云、仲哀ノ巻に、時岡縣主祖熊鰐聞天皇之車駕、豫拔取五百枝賢木、以立九尋船之舳、而上枝挂白銅鏡、中枝挂十握劒、下枝挂八尺瓊、參迎云云、また筑紫ノ伊覩縣主ノ祖五十迹手聞天皇之行、拔取五百枝賢木、立于船之舳艫、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下

枝ニ掛ニ十握劍一、參迎于穴門引島一而獻、因以奏言、臣敢所三以獻ニ是物一者、天皇如ニ八尺瓊之勾一以曲妙御宇、且如ニ白銅鏡一以分明看ニ行山川海原一、乃提ニ是十握劍一平ニ天下一矣、これも此段の故事に依る古への禮儀なり、然るに和幣を略きて劍あるは、朝家の三種の神寶になぞへるなりけむ、【凡三種の中の二種を、此段の物なり、】されど彼ノ五十迹手が奏せる言は、三種ノ寶の本ノ義にも非ず、【其由は後に云べし、】況て此段の物を、彼ノ意となど思ひまがへそ、【此段の和幣をも、即劍の意ぞなど云説は、痛く強言なり、又神功ノ巻に、皇后召ニ武内宿禰ニ捧ニ劍鏡一令ヲ禱ニ祈神祇一とあるたぐひも、鏡は此段の古事に依て奉るなるべし、劍を神に奉ることは、垂仁天皇ノ廿七年の紀に其ノ起リ見えて、彼ノ三種ノ寶とは又別意なり、】さて中昔までも、人に物を贈るに、多く木草の枝につけたりしも、此ノ段の神の枝につけたる故事より起れることなるべし、○布刀御幣、和名抄に幣ハ美天久良、靈異記に幣帛ハ美天久良などあり、布刀は稱辭なり、又宇豆乃幣帛、大幣帛、伊都幣帛、安幣帛、乃里幣帛などゝも云り、美天久良は、何物にまれ神に獻る物の總名なり、諸ノ祝詞などを見て知べし、名ノ義は、まづ古へ神に獻る物及人に贈りなどする物を、凡て久良と云こと見ゆ、【後ノ世の語に、人に物を與ふるを久流と云も、是レより出たることなるべし、】そは此ノ次ノ段に、千位置戸とある位、【位は借字なり、なほ此事は傳九ノ巻の始メに委く云べし、】又貞觀儀式大嘗祭ノ條に、倉代十輿、【代は實にて即チ其物を云、】續後紀一に、國造出雲ノ豐持等奏ニ神壽一、拜獻ニ白馬一疋、生雉一翼、高机四前、倉代物五十荷一、【此ノ國造神壽古事を奏ス時、白馬鵠とともに劍鏡をも獻りし例、神龜三年ノ紀に見え、又五種ノ神寶ノ物を獻りし例、天長七年ノ紀に見え、又彼ノ神賀詞に、白馬白鵠の外に、玉横刀鏡などを獻るとしあれば、此ノ倉代ノ物とは、かゝるくさ〴〵の物をすべいふなり、】などある倉これなり、【倉ノ字も借ノ字なり、】さて美弖は御手なり、即此に取持てとある如ク、手に取持て獻る意にて云り、又弖は多牟氣の切りたるにて、御手向久良の意にてもあるべし、太玉ノ命の名ノ義と思ヒ合すべし、

【いづれにまれ御は下の久良に係るなり、手又手向に附たる辭には非ず、又は後に天皇の御手づから神に献りたまふ物を、御手久良とはいひならへる、其名を始めへもめぐらして、此ノ段にも然云るにもあるべし、御手向も同じ、】且の意は、右の二ツ何れならむ、いまだ思ひ定めずなむ、【師ノ説には、充座の意として、万ノ物を置座に充て奉るを云とあれども、さては賢木の枝に著たるにかなはず、且ここに御字を添て書るにもかなはざるをや、】蜻蛉日記に覓豆具良一夾二夾とあるは、絹布などを串に夾て奉るを云なり、【大神宮年中行事に、寮ノ幣ハ者長ヶ串ニ用紙ヲ挟ム也、】○登取持而、登は辭なり、凡て御幣を取持ことは、此ノ時の例の随に、後の御代々々まで、忌部氏の職掌なり、次に引る書どもにあまねく見ゆ、又書紀神代ノ下ノ巻に、乃使ム太玉命以テ弱肩ニ被ケ太手繦ヲ而代リ御手ニ以テ祭ル此ノ神ヲ者、始メ起ル於此ニ矣、【此ノ神とは大物主ノ神なり、又代御手とは、御孫ノ命に代り奉て御幣を取持つを云なり、御手と云に心を付べし、たゞ代リて祭ルとのみ見ては精しからず、】又祈年月次大嘗等ノ祭ノ祝詞ノ頒別にも、忌部能弱肩爾太多須支取掛氏、持由麻波利仕奉禮留幣帛乎、神主祝部等受賜氏、事不過捧持奉登宣と見ゆ、諸の御幣を造り備ることも、此ノ氏の職なり、書紀に、忌部ノ遠祖太玉者造リ幣ヲ云々、古語拾遺に、宜シ令ム太玉ノ神率テ諸部ノ神ヲ造ラ和幣ヲ、【これは和幣とは書たれど、諸ノ物を云り、丹寸手に限らず、】また令ム天富命ヲ率テ日鷲命ノ之孫ヲ云々、殖ヱ穀麻ヲ種ヲ云々、天富命更ニ云々、分ニ阿波斎部ヲ率テ往東土ニ播殖麻穀ヲ云々、【天富ノ命は布刀玉ノ命の孫なり、】また令ム天富命ヲ率テ諸部ヲ供ニ作諸氏々ヲ造作大幣ヲ、四時祭式に、祈年祭云々、前ツ祭十五日、充テ忌部八人木工一人ヲ、令ム造ラ供ニ神調度ヲ、など見えたり、○布刀詔戸言、万葉十七ノ巻に、奈加等美乃敷刀能里等其等伊比波良倍、書紀に、乃使ム天児屋命ヲ掌ル其解除之太諄辭而宣之、此ヲ云布斗能理斗、大祓ノ詞に、大中臣天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮、これらは祓除に宣を云り、又月次祭ノ祝詞に、天照ス坐ス皇大神乃大前爾申シ進留天津祝詞乃太祝詞乎、鎮火祭祝詞に云々、如ク横山ノ置

高成氏、天津祝詞乃太祝詞事以氏稱辭竟奉久止申などあるぞ、此の祝詞の趣なる、名ノ義は宣説言なるべし、能流は、必しも貴人の命ならでも、人に物を言聞するを云、【彼ノ大祓ノ詞に、大中臣に宣と云るが如し、その外にも例いとおほかり】説は、書紀に太諄辭と書る諄ノ字【説文に告曉之熟也といへり】の意なり、久度久と云言も、此ノのりとごとの意に近し、俊頼ノ哥に、はじめなき罪のつもりのかなしさをぬかのこゑぐくごきつるかな、【師ノ説に、高御産巣日命の詔賜し、御言を承て、今兒屋ノ命の宣申すなれば、詔賜言なり、多弁を約むれば且なるを、刀と轉し云りとあり、此説はいかゞ、凡て此段の事は、上に云る如く、彼ノ神の命に依るに非ず、又假令その命にもあれ、然らば高木ノ神ノ命以禱白とあるべきなり、他時の例みな然あり、たしかに彼神の命を承て宣處にも、其を詔戸言と云る例なし】さて能理斗と常に云は、言を略けるなり、【祝詞ノ字を書くことを、師は此言の本ノ意に非す、末なりと云れつれど、そは詔賜とこゝろえられたる故なり、此の事を、以神祝祝之とも書紀にあれば、彼ノ字本ノ意に叶はずとも云がたし、説文に、祝祭主レ贊レ詞者ノなどあるは、此の義にかなへり、さて能理斗を、能都斗又能斗などいふは訛なり】式に、左京二條太詔戸命ノ神社、大和ノ國添上ノ郡太詔詞神社、對馬上縣ノ郡能理刀神社、下縣ノ郡太祝詞神社あり、○禱白而、此ノ語此ノ卷ノ末又中卷などにも見えたり、泥疑麻袁志且と訓べし、禱ノ字、本岐とも能美とも訓る、是等の言を古書に考るに、本其は、祝壽方に云、能弁は乞祈方に云、泥具は右の二方を兼たる言なり、さて今禱白せる詔戸は、何事を申せるぞと云に、書紀に、時ニ中臣ノ遠ツ祖天ノ兒屋ノ命則以神祝祝之、また廣厚稱辭祈啓焉と見え、又此記に餘に禱白とある事の例、又諸ノ祭ノ祝詞に、稱辭竟奉とあるなどを集て思ふに、かの布刀玉ノ命の取持る種々の御幣物を讃稱たる辭なるべし、【諸祭ノ祝詞の例を見るべし、その幣帛を品々いひ擧て、天津祝詞の太祝詞言を以稱辭竟奉ルとあり、これその幣帛を讃稱る由なり、式に載る祝詞どもは、やゝ後に作れる文なれども、其ノ趣は上古より傳はれる祝詞の格に

從ふものぞ、】故、神祝禱白なども云り、さてしか稱賛白も、大御神の出坐むことを乞願ふ意にて爲ることなる故に、禱と云、所啓と云、致其祈禱なども書紀にあり、さればこゝの禱ノ字は、賛稱る意と乞祈意とを兼たれば、泥疑とは訓り、下に獻天御饗之時禱白而とあるも、此と全同じ趣なり、思ひ合すべし、猶泥疑てふ言は、中ッ卷日代ノ宮ノ段に出たり、其【傳廿七の四葉】に委く云べし、【神に仕奉る人を禰宜と云ひ、又泥疑とも云るも是なり、又願も本ト泥具を延たる言なり、】さて此ノ時に禱白せる辭は、祝詞の始にて、いとも古文にて麗美かりけむを、此に載ず、世に傳はらぬは、甚々惜きわざなりかし、【世々の學者此段を說に、たゞ諸神の心の歡びけりしことをのみ云て、辭のことをば等閑にし、凡て古言を輕き物とも思ひたるは、いたく道の意に背けり、】書紀に、此ノ處を、厚く稱辭を聞しめして、大御神の曰、頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也、乃細開磐戸而窺とあるを見るべし、もはら言辭に感たまふにあらずや、言靈の幸ふ國、言靈の助る國と云る古語も、思ひ合されていとたふとし、さて古語拾遺に、云云令太玉命捧持稱讚、亦令天兒屋命相副祈禱、また神武ノ御世ノ段に、立靈畤於鳥見山中天富ノ命陳幣祝詞禋祀皇天とあるは、心得ぬことあり、【この稱讚を、太玉ノ命の事とし、祝詞を、天富ノ命の事とせるは、齋部氏の强言なり、凡て幣帛を執は忌部、祝詞白は中臣の職にて、神代より後まで定まれる物をや、抑中臣と忌部とは、此ノ段に見えたる如く、相並べる氏なるに、中古より中臣こよなく榮え、忌部はいたく衰へたることを憂へたるが、彼ノ書の主意なる故に、やゝもすれば中臣ノ神を貶して、忌部ノ神を擧ること、實に過たること多ぞかし、】書紀神功ノ卷に、皇后選吉日入齋宮親爲神主、則命武内宿禰令撫琴、喚中臣烏賊津使主爲審神者、因以千繒高繒置琴頭尾、而請曰云云、これも此ノ儀式をまなびたる者なり、又持統ノ卷に、四年春正月朔、物部麻呂朝臣樹大盾、神祇伯中臣大嶋朝臣讀天神壽詞、畢、忌部宿禰色夫知

奉上神璽劍鏡於皇后、皇后卽天皇位、【これ古への卽位の儀式なり、劍鏡を奉は、卽幣帛を取持と同意なり、此御鏡は、卽此段に太玉命の取持たまへる物なる由縁を以て、忌部これを奉るなりけり、】神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、【義解曰、以神代之古事、爲萬壽之寶詞也、】忌部上神璽之鏡劍、とある是なり、又持統紀卷に、五年十一月戊辰大嘗、神祇伯中臣朝臣大島讀天神壽詞、と見え、踐祚大嘗祭式に、神祇官中臣執賢木副笏、入自南門、就版位、跪奏天神之壽詞、忌部入奉神璽之鏡劍、訖退出、【此事江次第にも見えて、近代無此事、長元忌部爲賀奉仕之とあり、式の入奉の奉字を、今本に奏に誤れり、今は江次第を以て改む、】とあり、中臣壽詞と云物、藤原頼長公の台記の大嘗會の別記に載り、又神祇令に、諸祭神祇官中臣宣祝詞、忌部班幣帛、【義解曰、其中臣忌部者、當司及諸司中取用之、】とあり、當司は神祇官なり、】貞觀儀式祈年祭に、中臣進就庭座讀祝詞、讀訖退出云云、忌部二人進夾案立、監頒幣事、【四時祭式も同、】月次祭の祝詞に、云々乎如海山置足成天、大中臣太玉串爾隱侍天云云稱申事乎云云、神嘗祭に、九月之神嘗乃大幣帛乎、某官某位某王中臣某官某位某姓名乎爲使氏、忌部弱肩爾太襁取懸、持齋波理令捧持氏進給布御命乎申給久止申、また云々乎如横山久置足成天、大中臣太玉串爾隱侍天云云天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎などあり、祝詞式に、凡祭祀祝詞者、御殿御門等祭齋部氏祝詞、以外諸祭中臣氏祝詞とあるは、師の説に、大殿を守り坐大宮賣命、御門を守り坐豐磐間戸命櫛磐間戸命、此三柱は太玉命の子に坐す故に、此二祭には齋部氏祝詞申すなりとあり、古語拾遺神武段に、天富命率諸齋部捧持天璽鏡劍、奉安正殿、幷懸瓊玉陳其幣物、殿祭祝詞、【其祝詞文在於別卷、】次祭宮門、【其祝詞亦在於別卷、】○天手力男神、

堀川百首に【顯仲ノ朝臣ノ哥に、露かゝらねごかるゝよもなしこよめるも此ノ由にこそ】万葉十八新嘗會ノ宴に、足日木乃夜麻之多日影可豆良家流宇倍爾也左良爾梅乎之奴波牟こあり、又十四に、夜麻可都良加氣麻之波爾母衣可多伎可氣乎、これに加氣こよめるも蘿なり、【二に、山蘰影爾所見乍こあるも、山蘿を枕言こして、影は蘿の意につゞけたること、この十四の哥にて知べし、今ノ本には、山ノ字を玉に誤れり、十三に、雲聚山蔭こよめるも、鈿に垂たる蘿なり、此ノ山ノ字をも玉に誤れり、此ノ外にも山を玉に誤れる例なほ多し】○手次繫は、多須伎爾加氣こ訓べし、書紀には、手繦こ書て此云多須枳こあり、【繦ノ字は多須伎にあたらず、其故はまづ古への手次と、今ノ世に賤人のかくるこ全く同じ物にて、書紀允恭ノ卷盟神探湯ノ處にも、諸人各著木綿手繦而赴釜探湯などあり、然ルに繦は負兒衣こ見えて、多須伎の意なし、字鏡に、繦負兒帶也須支、また繦束小兒背帶須支こあり、是レに依て思ふに、兒を負ノ帶を須支こ云を本にて、袖をかゝげる帶をも、手よりかくる物なれば、手須伎こは云なるべし、故レ書紀には手ノ字を添へて、多須伎に此字を用られつらむ】和名抄に、本朝式云、襷襅各一條、襷ハ多須岐、襅ハ知波夜、今按未詳こ見え、【襷は袖を擧る由の倭字なるべし】万葉には此こ同く手次このみ書ケり、次ノ字を書ケは、次を古言に須伎こも云ヘればなり、【天武紀に、次此云須岐こ見え、中昔の物語などにも、すぎ〳〵などあまた見ゆ】さて此に手次に蘿を用ひたるは、ここ、書紀も古語拾遺も皆同じことなり、かくて後ノ世まで、神事は全ラ此段の故事に因て、萬ッを用らるゝことなるに、後には日蔭手次こいふことは、凡て物に見えず、手次にはたゞ木綿を用らる、【木綿手次は、かの允恭ノ卷に始て見え、後ノ世は常のことなり、○口決にいへる木綿手次の說ひがことなり】日蔭は便あしき故にや、又日蔭にて爲るをも、古ヘは木綿手次こ呼ノにや、疑はし、【上に云る如く、穀こ麻こ二種を兼ても、木綿こ云る例もあれば、由布はもこ神事の物の惣名にてもあらむかし】○眞折、【これにのみ天之香山之こいはぬは、たゞ文を畧けるのみなり、是も同く彼山のなる

ことしるし、】古語拾遺には眞賢木と書り、【書紀に、以眞坂樹爲鬘とあるは、もとよりさる傳へにても有べけれど、坂樹を鬘にせむこといかにぞやおぼゆ、是は名の似たるよりまぎれつるなるべし、凡て鬘とは長く垂る物を云て、挿頭鈿などとはいさゝか別あり、それに付て、この坂樹を助けむとて、種々說あれど、みな強言なり、】書紀纏向ノ卷ノ歌に、磨左棄逗囉とあり、此物のことは、師の冠辭考に委く見えたり、古今集採物ノ哥に、みやまには霰降らし外山なる眞拆の葛色付にけり、さて此ノ段に如此、鬘には眞拆を用ひ、蘿をば手次にしたりとあれども、後には万葉延喜式其ノ餘の書にも、もはら日蔭ノ鬘のみありて、卽眞拆ノ鬘と云ことは見えざるは疑なし、【哥などにまさきのかづらとよめるは、蔓草なるゆゑなり、頭に垂る、蘰を云にあらず、】故レ今按ルに、造酒式大嘗祭供神料ノ物ノ中に、眞前葛日蔭山孫組各二擔と見えたるに、【山孫組も名の樣を思ふに、松蘿の類にて、此レも鬘にせし物と見ゆ、或說に、佐流乎加世は日蔭とは別にて、此物のことなり、故に和名抄にも別に擧たりと云は誤なり、佐流乎加世は卽日蔭のことにて、山孫組は別に一種なり、和名抄に蘿を比加介、松蘿を佐流乎加世と別に擧たるは、松蘿の訓は世間に呼名、蘿の訓は私記に依て別物と心得たるなり、されど蘿ハ女蘿也と云て、松蘿ハ一名女蘿と云ハれば、一物たること明けし、】大嘗祭にはたゞ日蔭ノ鬘とのみ見えて、餘の二物の鬘は見えず、又和名抄ノ祭祀ノ具にも、たゞ蘿鬘のみ出せるは、彼ノ三ツノ物共に、鬘に爲てはみな日蔭ノ鬘と呼しなるべし、かゝれば眞拆も鬘に用ひざるには非ず、伊勢外宮ノ儀式帳にも、眞佐支乃鬘をすること、二處に見え、古今集採物ノ哥に、卷向の穴師の山の山人と人も見るがに山鬘せよ、此レを奧義抄に、神樂するには、眞前の葛にて頭を結なり、それを山鬘とは云、と註せり、【江次第鎭魂祭ノ處に、上宮鬘木綿給ヘ、丞獻ス上卿ニ、上卿取レ之結フ冠ノ頭ニ云云、史生分ツ諸司ニとあり、奧義抄には眞前とあるを、此レには木綿とあるは、眞前をも木綿をも用るか、又は眞前を用ひても、例の木綿と呼か、】又師ノ說には、此記も書紀も、もとは眞拆を手次とし、日影を鬘としてとありけ

るを、後に誤て、右の如く日影を手次に、眞拆を鬘にとは書るなり、眞拆は長く強き物なれば、手次とすべく、日影は弱き物なれば、手次には堪べからずとあり、此說まことにさることなり、但し眞拆の手次といふこと、凡て古書に見えたることなければ、此はなほ疑はし、【これはた眞拆の手次をも、例の木綿手次と呼しにや、】日影を鬘とせしことは、あまねく古書に見えたれば、疑ひなし、さて近代に、白糸又は青糸を組て、冠の左右に垂るを日蔭ノ鬘と云は、彼ノ物共に代用ゐるなり、さて此ノ名ノ義は、天皇の大殿を稱て、天之御蔭日之御蔭と隱坐ますと申す、【こは天を蔽ひ隔て、日の光を蔽ひ隔つる蔭といふ意なり、】如く、此ノ鬘を頭より垂るゝも、本は日ノ光のえほゆきを指隔つる料なる故に、日蔭とはいふなり、其由は下にいへり、【師ノ說に、蘿は雜木が中にある古木の、日も風もあたらぬ枝に生るゆゑに、山下日影といふとあるはいかゞ、】されば此ノ名は本は眞拆にまれ、松蘿にまれ、鬘にしたる時の名なるが、後に松蘿一種の名にもなれるなり、【凡て總名なるが、其中の一種の名にもなれる例多し、】○小竹葉は佐々婆と訓べし、下卷輕ノ太子の御歌に見ゆ、万葉十四に、にも佐左葉とよみ、今ノ世にも然云り、さて万葉集に、佐々那美、【下の佐を濁るは誤なり、】といふに神樂聲浪と書る、【又神樂浪とも樂浪ともかけり、】和名抄に但馬ノ國氣多ノ郡ノ郷名に、樂前と書て佐々乃久万とよめるもあり、】こ此の故事に因て、神樂には小竹葉を用ひ、其を打振音の、佐阿佐阿と鳴に就て、人等も同シく音を和せて、佐阿佐阿と云ける故なるべし、【猿樂の翁物に、さつ〳〵の聲ぞ樂むと云も、松風の颯々と云音より、是レに云ヒかけたるなり、】又竹ノ葉の名を佐々と負るも、此ノ音よりぞ出つらむ、【細小の意以て名づけしには非ず、小竹と書る小ノ字は、幹の小きを云るにて別なり、】神樂歌ノ古本韓神ノ大宮淺間云々の處に、本方安以佐々々、末方安以佐々々々と云ことあり、是も佐々佐々と唱へたるか、又は佐阿佐阿を約め書るか、何にまれかの小竹葉の音に和せたる聲より出つることなるべし、古語拾遺には、以テ竹ノ葉飫憩木ノ葉ヲ爲ス手草ニ【今多久佐】とありて、飫憩ハ是レ竹葉之調也と云り、【此ノ飫憩の一ことい

こ疑はし、まづ神樂哥ノ古本に、於介こ唱ることは處々に見えたれば、此ノ言は古ヘノ傳ヘなるべし、然れごもこれを木ノ名こせるは心得ず、さる木は古ヘも今もいまだ聞ず、或說に賢木なりごも、檜なりごもいへご、みなおしはかりの妄說にて、其證なし、又木ノ葉を振ッ音の、オケこ鳴ルべき謂なし、されば此レを木ノ名こするは、かの小竹葉の音の佐佐よりまぎれつるひがごこなるべし、凡て同ジ處に云ル阿波禮於茂志呂多能志などの說も、みな古言の意に非ず、やゝ後ノ人の附會なるを辨へずして記せるものなり、故レ思フに於介こは、次に見えたる汙氣のことを、神樂にかく唱へしを、木ノ名こ誤れるなるべし、佐夜憩ャ竹葉之聲也こ云るは、さやノヽこ鳴ル聲より出たる言ヘれば、さもあるべし】○手草結は多傳佐爾由比而こ訓べし、【拾遺に、手草十ノ多久佐こあるも、今ノ字は心得ず、】結こは數枝を合せて、本を結束ぬるなり、さて持こ云ハねご、手草てふ名にて、持りこは自ら聞ゆ、かゝる所古文なり、心を着べし、採物ノ哥に、水垣の神の御代より小竹の葉をたぶさに執て遊けらしも、【手草を多夫佐こ讀ひ誤れるなるべし】○於天之石屋戶この前の種々の事も、皆この石屋戶にてする事なるに、此の始てかく云るは、前の事共は神たちの身に付て爲態、この汙氣は正しく其ノ處に設ヶ置ク物なれば、此に至て其ノ處をば云べき勢なり、さて此に云るが、自ら前へも後へもわたりて聞ゆるは、又古文なり、【後ノ世の文ならばまづ始メに云おくべきものをや】○伏汙氣而は宇氣布勢而こ訓べし、書紀には覆槽置こ書て、覆槽此ヲ云于該ト こあり、【此ノ書キまは、置ノ字が伏こ云にあたれり、覆ノ字は汙氣の形を云る字なり、思ひまごふことなかれ、又萬葉國史には、此ヲ云于該布西ト こあり、】是は此ノ物の上に立て舞に、踏て響あらせむ爲に、【踏こゞろこしこ云にてしるべし】中を空虛に設たる器にて、形狀の桶の如くなる故に、名ノ義は空桶なり、【或人、今東にて、物に水を湛て、其ノ上に空桶をうつぶせてたゝけば、鼓のごこ鳴ル、これを宇氣こ云こ云り、此レに依らば浮の意こも云べけれご、此なるは上に立て舞つゝふれば、水に浮たるべくもあらず、彼レは響キ鳴ルことの此レに似たるより、同く宇氣こは云ならむ、

又書紀に覆槽とかゝれたるに付て、以馬槽覆之と註せられたるは誤なり、こゝは馬槽にまれ酒槽にまれ、假りて覆用たるには非ず、本より別に設ケたる一ッの器なり、されど正しく塡べき漢字のなき故に、その形狀によりて、覆槽とは書るぞかし、後の書に宇氣槽と云るも、槽に似たる故に然云となせるものなり、然るを古語拾遺に、覆誓槽と書て、古語宇氣布禰とあるは、後につけたる名を古語と意得たるなり、誓ノ字を加へて約誓之意と云るも、甚誤なり、又書紀ノ纂疏ノ本に、宇該布禰とあるも、布禰は此ノ拾遺に依て、さかしらに加へられたるひがことゝ見ゆ、】さて此物、後世鎮魂祭ノ儀に遺れり、鎮魂に此段の儀を用らるゝは、日神のこもり坐るを招まつりしこゝろばへを以て、遊散する魂を招きしづむるなるべし、】貞觀儀式に、大藏錄以安藝木綿二枚實於筥中進置伯前御巫覆宇氣槽立其上以桙撞槽毎一度畢伯結木綿訖、御巫舞訖、次諸御巫猿女舞畢、江次第に、次御巫衝宇氣【衝宇氣神遊儀也、以賢木衝槽上也、結糸自一至十云云】四時祭式ノ鎮ノ祭ノ料ノ物に、宇氣槽一隻とあり、○踏登杼呂許志は令動響なり、【加志と云べきを許志と云るは、所知看所聞看を、シロシメシキコシメシといふと同く、一音になり、】万葉六ノ卷に、由久敝鳴響爾、又十ノ卷宮動々爾、十一ノ卷に、馬音之跡杼呂毛爲者、又四卷瀧毛響動、十四ノ卷に、伊波毛等杼呂爾於都流美豆、古今集に、天の原ふみとゞろかし鳴神も云云、源氏夕皃卷に、こほ〳〵と鳴神よりもおどろ〳〵しくふみとゞろかすからうすのおとも云々、などあり、書紀には鼓とも見ゆ、【迹驚岡などあるは借字なり、】こゝは汗氣を蹈て鳴しむるを云り、【後ノ世に神事に大鼓をうつは、此ノ音のまねびにやあらむ、】○爲神懸而、書紀には顯神明之憑談、此云歌牟鵝可梨とあり、又崇神ノ卷に、神明憑倭迹々日百襲姬命曰云々、顯宗ノ卷に、月ノ神着人謂之曰云々、天武ノ卷に、高市ノ縣主許梅儵忽口閉而不能言也、三日之後方着神以言云々、又記則黙然などあり、又仲哀記訶志比ノ宮ノ段に、於是大后歸神言教覺詔者云々とあるも同じ、皆俗に所謂託宣なり、但シ此より

は正しく某々の神の有べき事を告覺し給ふなるを、今此ノ段の神懸は、物の著て正心を失へる狀に、えも云ぬ劇戲言を
云て、俳優をなすを云なり、【正心にては其人の得言まじきことを、つゝまずいふを、神懸とは云なり、今俗に着物の
したる如くくちばしるといふ狀なり、】次ノ文と合せて其意を曉べし、【古語拾遺には此語なくて、たゞ巧作俳優相與歌
舞とのみあるは、神懸も俳優の中なる故なり、書紀に巧作俳優亦云々、顯神明憑談とあるは、俳優と別にしたる書ざま
なり、されど手ニ持チ茅纏之矟ヲと云ると、竝ニ取ッ樹ヲ爲ニ鑿ト、且ハ竈ヲ爲ニ手ノ繦トと云るとは、たゞ一連の事と聞えたれば、
實は別事に非ること明けし、然れば別事のごとくあるは、書ざまのあしきなり、拾遺はこれを心得てかけるものなり、
學者よく味ひみよかし、】諸註の説皆此段の意にかなはず、【口決には祈禱申ス也といひ、纂疏には讀ス日神之至德ヲ
也といひ、或は日神の出坐むことを祈る言なりといひ、或は八百万ノ神の樂こゝろよく戲るなりなど云る、みなひがごと
なり、もしこれらの説の如くは兒屋ノ命の祝詞にこそ申したまふべけれ、又八百万ノ神は現に其庭に集へるものを、いか
でか他に憑ることあらむ、】只私記に、此ノ神明之憑談ハ、與他處ノ爲少異ナリ也、諸神欲ス令日ノ神ヲ深ク見レ奇ナル物ヲ故、
俳優万態云々、然則是假ニ爲ス之ノ言耳タリ、必有ニ神ノ所ニ託ル也、と云るぞよろしき、【たゞ易々と輕く見るべきこ
とも、重くことたく説なすは、後世漢意にへつらふ識者の病なり、凡て此ノ宇受賣ノ命の事態は、前後みな俳優なるこ
とをなど思はぬぞ、】○而ノ字、上の神集々而とあるより是まで、合せて二十あり、其中に、某を云々而後某を云々すと
いふには非で、たゞ種々事を並べ擧ぐとて云へる辭なる多し、古文の格なり、【前の宇氣比の段にもいへり、】○右の種
種の事の外に、書紀には、持チ茅纏之矟ヲこと、火處燒こと、【拾遺には庭火擧とあり】など見え、拾遺には、なほ種
種ノ物を造リ備へしことも見えたり、神樂ノ取ッ物にも種々あり、凡て後世神事にあることは、大氏此時の神遊の事態の遺
れるなれば、なほさまざまの事は有けむを、此記にも書紀にも、多く畧てぞ傳はりつらむ、○胸乳とは、上ツ代にたゞ知

このみ云フは、人ノ身に在ル乳に限らず、他の物にも多く有ルが惣ての名にし、【今ノ世にも幕などには此名遺れり、】胸と云ざれば混ふ、故にやあらむ、○掛出は加伎伊傳と訓べし、加伎は掻ノ字の意にて、凡て手してするわざに附て云フ辭なり、さて古へは掛を加伎とも云りと見ゆ、故レ此ノ字を借て書るなり、明ノ宮ノ段に、掛出其骨とあるも同じ、又万葉九丁に、懸佩之小劔取佩、これもカキと訓べきなり、さて此ノ出は、伊陀志と訓べき理リ【伊傳は自出るなり、伊陀志は物を出すなり、】なれども、伊傳と云ならへり、書紀武烈ノ卷ノ哥にも、阿娑理能那とよめり、【此レも求り出すなると云意なり、】その外中古の雅言にもみなかく云り、さて乳は婦人の人に見らるゝことを恥て、いたく隠す物なるを、【今ノ世にも、婦人の乳を人に見することを、深く恥る國あるなり、】故に掻出て見するは、正心を失ひて、物に狂ふ状をなすなり、【これ即チ神懸りの状なり、】○裳緒は毛比毛と訓べし、【書紀の訓に依れり、】裳を着る紐なり、○忍は、輕く附て云フ辭には非ず、抑へ下すなり、此ノ態も乳を出すと同じ意ばへなり、さて書紀にも拾遺にも、此には此ノ事ども見えず、たゞ巧作俳優とのみ有て、猿田毘古ノ神の段になむ、天ノ鈿女乃露其胸乳抑裳帶於臍下而笑噱向立とは見えたる、【抑ノ字を、拾遺には押下と作り、】かくて此記には、又彼所には此事なし、傳への異なるなり、凡て其ノ神の、人に恥ずしかゝる態どもを爲るぞ、宇受賣の名に負る強悍にありける、沙石集と云物に、和泉式部が、貴布禰ノ社に祈ごとしけることを云る所に云、年たけたるみこ、赤幣たて並へたるめぐりを、さまぐ\に作法して、鼓をうち前をかき上て、たゝきて三返めぐりて、是躰にせさせ賜へと云に、和泉式部面うち赤めて云々、千早振神の見ル目も恥かしや身を思ふとて身をや捨べき此ノ巫がせし態、ことの態の遺れるなるべし、○動而は由須理弖と訓べきか、万葉七丁に、大海之礒本由須理立波之とあると、同卷十八に、大海之水底豊三立浪之とあると、各同意に聞ゆ、かくて此ノ動ノ字、登余具と訓ば、由須理と訓むも何事か有む、又物語書などに、世ノ中ゆすりてなど、多く云り、此は響てと云フに聞ゆるを、此

も其意を帶て聞ゆればなり、おちくぼの物語に、物見る人々にゆすりてわらはるとあるは、全此と同じ、【又登余美弖と訓むも惡からず、】○咲ノ字、此は宇受賣ノ命の俳優を觀て、をかしさに笑なれば、和良布と訓べし、【惠良具と訓ムはわろし、】其由は次の歡喜咲樂とある處に斷れり、【拾遺に、相與哥ヒ舞ヒと云ひ、又群神何ニ由テ如此哥樂ト云るを見れば、此も咲ノ字は書つれども、哥ヒ舞ヒなどする意にて、惠良具と訓べきに似たれども、此の文のさまは然には非ずかし、】

於是天照大御神以爲怪細開天石屋戸而内告者因吾隱坐而以爲天原自闇亦葦原中國皆闇矣何由以天宇受賣者爲樂。亦八百萬神諸咲。爾天宇受賣白言益汝命而貴神坐故歡喜咲樂。如此言之間天兒屋命布刀玉命指出其鏡示奉天照大御神之時天照大御神逾思奇而稍自戸出而臨坐之時其所隱立之天手力男神取其御手引出即布刀玉命以尻久米（此二字以音）繩控度其御後方白言從此以内不得還入故天照大御神出坐之時高天原及葦原中國自得照明。

細開、は本曾米爾比良伎弖と訓べし、書紀の訓も然り、此ノ米は、所見の切りたる辭なり、【拾遺集物ノ名に、つばくら

めを隠って、難波津は闇目にのみぞ云々とよめる目も是に同じ、】○內告、此上に自ノ字必ス有ルべきことなり、而ノ字其ノ誤ノか、はた其ノ下に有りし、脱たるかなるべし、下沼河比賣ノ段に、未開戸自內歌曰とあるに似たる文なり、內興理能理明聞留波と訓べし、○自闇、この自は上の自我勝云とある自に同じ、其ノ意彼に云り、下に自得照明とある自も是なり、○皆闇は美那久良祁牟と訓べし、古言なり、此ノ祁牟は、加良牟と云に同じ、【例は古き歌にいと多し、】○以爲は淤母布乎と訓べし、此ノ乎は爾と云むが如し、下なる矣ノ字、即チ此ノ乎てふ辭に當れり、○何由以ノ三字を那杼弖と訓むべし、○樂は阿曾毘と訓べし、凡て樂は、和名抄に、雅樂寮ハ宇多麻比乃豆加佐と見え、書紀顯宗ノ卷に、奏樂などある訓、宜しく聞ゆれども、なほ思ふに、阿曾毘と訓むぞよけむ、後ノ世にも此段の樂を即チ神遊と云り、【古今集に見ゆ、】おちくぼの物語には、樂をあそびがくと重ねても云り、此事なほ委くは、訶志比ノ段に、猶阿蘇婆勢其ノ大御琴一とある處にいふべし、【又阿曾夫てふこと、下ノ天若日子の喪ノ段にも出て、ここにも云り、さて書紀に咍樂とあるは、鈿女ノ命を擧て諸神をかね、拾遺に歌樂とあるは、群神を擧て鈿女ノ命をこめたり、此記には宇受賣ノ命と諸神とを並べ擧たり、引合せ見るべし、】さて書紀一書に、於是天ノ兒屋ノ命云々、日ノ神聞之曰頃者人雖二多ク請一未レ有二若此言之麗美一者也、乃細二開磐戸一而窺之ともあり、○益は麻佐理弖と訓べし、万葉に然訓る例多し、持統紀に、衆藝ノ史益といふ人ノ名をもマサルと訓をつけたり、此は勝ノ字の意なり、【麻佐留は益を延へたるにて、本同言なり、故益ノ字を通はして此にはかけり、】○歡喜咲の三字を惠良岐とよみ、樂ノ字を阿蘇夫と訓べし、【上の樂に爲とあれば躰言なり、此は其を用言にいへるにて、意はおなじ、】惠良具とは咲ニ榮エ樂むを云、續紀廿六大嘗祭ノ豐ノ明りの詔に、黑紀白紀能御酒乎、赤丹乃保仁多末倍惠良伎云云、又卅の詔にも、黑紀白紀乃御酒食倍惠良伎云云と見え、万葉十九に、豐宴見爲今日者云々、千年保伎保伎吉等餘毛之惠良々々爾仕奉乎見之貴佐などあり、書紀に、咍樂とあるをも訓、又雄畧ノ卷に歡

喜盈懷ともあり、【今此記に、上なるはたゞ咲ノ字のみを書るは、和良布と訓つ、さて此には歡喜ノ字を加へたるは、惠良具と訓べきなり、上なるは俳優のをかしきを笑ふなり、ゑらぐに非ず、次なるはゑらぐとてもありぬべけれど、なほ咲ノ字なればわらふなり、さてこゝは宇受賣ノ命の謀て申す詞にて、上ノ俳優と諸神の咲とを合せて、眞實におもしろく樂みあそぶさまにいひなせるなり、故ㇾ歡喜ノ二字を加へたり、心をつくべし、】○其鏡は、即ㇾ上文の賢木に懸たる八咫鏡なり、○示奉は美世麻都流と訓べし、書紀顯宗ノ卷孝德ノ卷などに奉ㇾ示【神武神功仁德などの卷にも、示ノ字を美須とよめり、】とあり、さて此の示ノ字、舊印本に備と作、延佳本には亦と作る、皆誤なり、今は一本に依り、【舊事紀に奉示とあるも、此記の古本に示奉とありしを取て、字を下上に置替たるなるべし、】さて此ノ御鏡を見せ奉れるからに、【如此日ノ神の御光りうつりて、全等同く照かゞやくを以て、汝命に勝て貴神とは、即ㇾ此ノ御鏡を申シなせるものなり、【此ノ御鏡は日爲るはいと淺はかなるに似たれども、上ッ代の意なり、後ノ世のなまさかしき心を以て疑ふことなかれ、さて此ノ御鏡を、益ㇾ貴像ノ鏡と申シて、日ノ神の御像を模し、又其御光りのうつれるを以て言ノなれに、汝命と等しき神とこそ申すべきを、と云るは、甚しく云となせるものなり、】かの日陰蘰をしたるも、【上に此ノ蘰を頭より垂るゝは、日ノ光のまばゆきをさし隔つる料なりと云ることと、此におもひ合すべし、】鶏を鳴せたるも、皆此ノ貴神坐て世を照したまふことと、日ノ神に同きよしを示したるものなり、【舊蹟の說などひがことなり、】拾遺云、太玉ノ命以廣厚稱詞啓曰、吾之所捧寶鏡明麗恰如汝命、乞開戸而御覽焉云々、書紀云、於是日神方開磐戸而出焉、是時以鏡入其石窟一者、觸戸小瑕、其瑕於今猶存、此乃伊勢崇秘之大神也、○遂思奇而とは、此ノ御鏡の己命と等く照り明けきを御覽て、實に宇受賣の申せる如く、貴き神坐すことよと、奇み御思なり、上に以爲怪とあるを承て、遂とは云なり、○稍は、今ノ世の言に漸々にと云意なり、○臨は、字鏡に、闚を宇加々不又乃曾志とある如く、能

曾久と同じ、今思フには能曾牟と能曾久とは、意異なるが如くなれど、中務ヵ家ノ集に、池にのぞきたる松に藤かゝれりと云ひ、源氏椎ヵ本ノ卷にも、水にのぞきたる廊に云々、などあり、此レらは臨を能曾久と云ヒ、今は能曾伎坐を臨坐とあれば、相通ハして本ト同言なりけり、但シ此は自レ戸出而とあれば、物の間などより闚くとは少シ異にて、たゞ事の情狀をうかゞひ見る意なり、○天ノ手力男ノ神、この天ノ字舊印本には無し、下に二處出たるにも、共に此ノ字なければ、無キもあしからず、【師は、立ノ字の下なる之ノ字を、天の誤ぞと云れき、されど之ノ字もあるぞよき、】○取二其御手一この取ノ字を舊く多麻波理と訓り、書紀には奉承と書る、其をも然訓り、されど此ノ訓は後ノ世の語つきなれば、なほ字の隨に登理弖と訓べし、○引出、書紀に引而奉レ出と書り、又一書には、天手力雄ノ神侍二磐戸側一則引開之者云々【拾遺にもかくあり】とあり、此にて此ノ神の名ノ義あらはれたり、戸を引開むには本よりのこと、御手を取て引出シ奉むにも、手力の優たらむ神を充べきわざなりかし、【延喜六年日本紀竟宴、阿刀ノ春海ノ哥に、止己也美世多乃支美古止奈利介留波安女多知加良乎多須介安利介利】○尻久米繩は、今いふ志米繩なり、【約むればおのづから理久は略て、志米とはいはるゝなり、又思フに、志米は標繩などの標の意か、然らば尻久米と物は一ツにて、名は別なるか、但シ標も本はこの尻久米より出たる言にや、然らば活用て志牟ともいふは、やゝ後のことか、】土佐日記に、こへのかどのしりくめなはとあり、尻は藁の本をいひ、久米は許米にて、【許母理を久美と云ること、師の冠辭考さす竹の條にくはしく見ゆ、然れば其例にて、許米をも久米といふべきこと疑ひなし、】藁の尻を斷去ずて、さながら許米置たる繩なり、【許米とは、枕册子に、牟久呂許米などある許米にて、俗に東具留米といふ是なり、具ノ字の意に近し、】書紀に、端出之繩と作て、此ヲ云二斯梨倶梅儺波一【此下に、亦云二左繩一とある四字は、後ノ人の加へたるべし、】とあるにて知べし、端出とは、斷ざる藁の尻の出たる由にて、即チ後世の志米繩の狀なり、【此繩にもくさ〴〵理を云ヘる說あれど、みな例のひがことなり、和名抄に、顔

氏寗訓の注連ノ字を擧て、之利久倍奈波といへれど、よく當れりとも所思ず、】又師ノ説には、尻は後方の意、久米は限目にて、今天照大御神の御後方に引わたしたる限リ目の繩なる意なりとあるも、さることなり、いづれならむ決めがたし、さて拾遺には、爰令天手力雄神引啓其扉遷坐新殿、則天兒屋命太玉命以日御綱【今ノ斯利久迷繩、是レ日影之像也】廻懸其殿云々とあり、日ノ御綱は一名なるべし、【されど日影之像と云るは附會の説なり、藁の尻の出たるを以て如此さまにいひなせる、さらに上代の意にかなはず、】○御後方は美斯理幣と訓べし、書紀齊明ノ巻【蝦夷ノ地名】に、後方羊蹄此云斯梨蔽之、萬葉二十【廿六丁】に、等能々志利弊などあり、即チ目方に對たる名にて、尻方の意なり、○控度、如此爲ノ所由は次の語にて知らる、後ノ世に神事に引直すも同意にて、隔をなせるなり、○以内の以ノ字は、以上以下などの以なり、讀べからず、○不得還入は、那加幣理伊理麻志都と訓べし、不得ノ字は漢文に、云々することなかれと禁止意に用ふ語なり、【俗に那良奴と云フ言此ノ字にかなへり、○得は、復ノ字なるべしと延佳が云るは、書紀に勿復還幸とあるを思ひてなるべし、されど不得にてよく通ゆ、】○自得照明、この得ノ字ぞ復の誤にもあらむ、もし本のまゝならば讀まじき字なり、たゞ淤能豆加良弖理阿加理伎と訓べし、

古事記傳九之卷

本居宣長謹撰

神代七之卷

於是八百萬神共議而於速須佐之男命負千位置戸亦切鬚及手足爪令拔而神夜良比夜良比岐

共議、これは天照大御神又高御産巣日ノ神の命を受て爲るに非ず、神たち集て議りたまふなり、そは深き所以ぞ有けむ、【書紀古語拾遺などの旨もおなじ】○負千位置戸、これ解除を科するを云、即チ書紀に、科二千座置戸之解除一とあり、凡こゝ波良比に二ッあり、其ノ一ッは、伊邪那岐ノ大神の阿波岐原の禊祓の如し、一ッは此の解除の如し、是レ罪犯ある人に科せて、物【祓具と云、書紀に見えたり、天武ノ卷には、此レを祓柱とかけり】を出し贖するなり、かゝれば其ノ事も意も二ッ別なるに似たれど、本は一ッなり、書紀ノ履中ノ卷に、車持君に罪有て、負二悪解除善解除一而出二於長渚崎一令二祓禊一とあるを以テ見れば、犯ノある者の波良比も、水ノ邊に出て祓禊けり、是レ罪犯ごと穢も同じければなり、大祓ノ詞に、伴男能八十伴男乎始氏、官々爾仕奉留人等乃、過犯家牟雜々罪乎、今年六月晦之大祓爾、祓給清給云々、速川能瀬坐須瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武云々、四國卜部等、大川道爾持退出氐祓却止宣、この文を思ふべし、罪犯を

解除るも、穢汚を清むる禊と全同じ、【穢レは即チ罪り、罪は即チ穢レなること、前の阿波岐原の段に云ること、併セ考フべし、又穢レをも逼はして罪と云ること、中卷神功ノ段、國之大祓の所にくはしくいふべし、】さて罪あるにも穢あるにも、其ノ重さ輕さに隨て、同シく波良閇するは、上ツ代の法なり、【然るを漢國の制をのみもはらならひ用ヒらるゝ世になりて、上代のならはしは、何事もかはりて、此の波良閇の法もすたれゆきつるなり、】然はあれど中昔までも神事に付たることには、猶此ノ法をもちひられて、大上中下品々の祓ありしこと、古書どもに見ゆ、【そは中卷神功ノ段、國之大祓の處に委くいふべし、】さて其ノ祓具を出さしむることは、今考フるに二ツノ義あり、一ツには、其ノ祓に用ふる色々の物を科せて出さしむるなり、書紀に祓具と書れたる、具ノ字を思ふべし、又以レ唾爲ニ白和幣一云々とあるも、祓に用る物に取れり、又雄略卷に、齒田根ノ命罪ありて、以ニ馬八匹大刀八口一祓ニ除罪過一とあり、【馬大刀を祓に用ることは、大祓の詞に、高天ノ原爾耳振リ立テ聞ク物止、馬牽キ立テ氏と見え、又東文ノ忌寸部獻ル二横刀一時ノ呪云々、神祇令にも、上ニ祓ノ刀一とあり、此外古書どもに見ゆ、文ノ忌寸の獻る例になれるは、所由あるべし、古語拾遺にも說あり、されど大刀を用ることは、そのもとは、此氏のあづかれることにはあらじ、抑馬を用る所以は、耳振立聞物止と有ル如く、神たちの、その祓を速に聞シ召シ受ケたまふと云フ意なること、上文に、云々搔別氏所聞食武、とあると合せて知らる、此レに准へて思ふに、大刀は罪穢を斷絶意に用るにや、此外用る種々の物も、其名又は其形、又は其物の用などにつきて、意を取ること多かるべし、】又延暦廿年五月の太政官符【日本後紀類聚三代格令ノ集解などに出づ、】に、定ニ准レ犯科レ祓例一事、一ツ大祓ノ料物廿八種云々、一ツ上祓ノ料物廿六種云々、一ツ中祓ノ料物廿二種云々、一ツ下祓ノ料物廿二種云々とある、その種々ノ物みな祓の料ノ物にて、罪穢の重サ輕サにまかせて、科する品なるを以て、思ひ定むべし、一ツには、彼ノ阿波岐原の禊祓の時に、御身に着たる物等を、盡に投棄たまへりし如くに、罪犯ある者も、身の穢たるなれば、其身に所有物も皆穢レたるを、拂ひ棄る意にて出すなり、

故後ノ世までも、祓に用る種々ノ物は、終にみな水に流し却なり、【なほ下に云べし、かゝれば祓具を科するは、もと右の二ツの意なるを、異國の贖刑と一ツ意に説成は、いとも古ヘノ意に非ず、書紀孝徳ノ巻に、復有下被レ役之民路頭ニ炊ク飯、於是路頭之家乃謂之曰、何故任情炊飯余路、強使祓除、復有百姓就他借甑炊飯、其ノ甑觸物而覆、於是甑主乃使祓除、如是等類、愚俗所染、今悉除断、勿使復爲、これは其ノ祓ヘつ物を取て、己が利にせし事と聞ゆ、さはやゝ世くだりて、本ノ意を失へる、民間のならはしにぞ有けむ、】千位は、書紀に千座と作り、私記に、座者是置物之名也と見えて、其ノ祓ツ物を置ク物【案にでも何にてもあるべし、】をいふ、人の座處を久良と云も同意なり、故此記には位ノ字を書り、千は其ノ數なり、犯ノの重き輕きの任に、祓も重き輕き有て、祓具も多き少き品あるを、此には極て重ければ、極めて多きを、千とは云なり、【後ノ世に四座置八座置など云名目の遺れるを以見れば、幾位と云て、祓めしなを定めしなり、】置とは、其物を排出て、祓する處に置く意より云るなり、万葉に、置幣とも奴佐於伎使とも見え、大祓ノ詞に、大中臣天津金木乎本打切末打断氏、千座置座爾置足波志氏とあり、【師ノ説に、金木と書るは借字にて、是とは祓物を置べき置座に作る料の榻をいふなり、此ノ金木を置座に置つごと聞ゆれども、然にはあらず、文ノ意に、金木を本末打切て、千座ノ置座に造て、置足はしといふなりと見ゆ、今思ふに、此説まことによし、置べき種々ノ物をば、略ていはず、其ノ置座をのみ云ること、此と同じ、一説に、金木を判其とするは、甚誤なり、臨時祭式に、凡新年月次神今食新嘗等ノ祭ノ料ノ置座ノ木【本ノ木に、クラオキノキと訓るは誤なり、】とあるは、置ノ座に造る料の木をいふ、【こは神に供奉らるゝ料なり、】さて其ノ置座に、四座置八座置と云品あり、木工寮式に、四座置八座置、以木爲之、長者二尺四寸、短者一尺二寸、各以八枚爲束、名稱八座置、長短各以四枚爲束、名稱四座置と見ゆ、【四時祭式齋宮式大嘗祭式などにも、祭ノ料ノ物の中に、此名見ゆ、】今考るに、置座とは、祓ツ物を居置く座なる

故の名にて、四座置八座置も、木トは四座の置物八座の置物と云ことにて、その置座の數以て云たるなれば、一種の物の名に非ず、【然るをや、後になりては、其名のみ古へにて、物のさまは變れりと見ゆ、其故は式に祭ノ料ノ物の中に載るを見るに、他の雜々の物を居置べき料とは見えず、たゞ別に一種の物と見え、又右に引る木工寮式に云るも、物を居置べき物の狀に非ず、然れば延喜の頃のは、たゞ象ばかりなりけり、但シ右に引る祓ノ詞に、天津金木乎云々とあれば、上代の置座も、木工式に云る如くなる小木を連て結造れる物なるべし、今ノ世にもある御笥などのさまにても推量らる、然れば後ノ世のも、かの置座に造るべき木を束ねて、やがてそれを置座と稱ひ、その木の數を以て、かの座の數にかへて、四座置八座置とは云なりけり、又ほかの祓ノ詞に、天津金木乎云々とあるも、後ノ世の象ばかりの置座を造ることか、とも思はるれど、其は然にはあらじ、彼ノ全文は、やゝ後に定めつる物ながら、詞はみな古へのを用ひたればなり、】戸トは、處の意と誰も心得て有めれど、さては負と云むこと叶はず、こは中卷ノ末、伊豆志袁登賣ノ神に、兄弟の男のよばひける事云る段に、令レ詛言ニ云々如此令レ詛、置ニ於烟上ニ云々、即チ令レ返ニ其詛戸ニとあるも、其詛事に用ひたる種々ノ物を指て、詛戸と云へれば、此も置座に置く祓具を指て、戸とは云なり、然れば千位の置物と云むが如し、【師は、此ノ戸を辨とも訓れき、されど然訓べき明けき證なければ、舊に依て斗と訓べし、また千位代と、之をそへてよむはわろし、】○切レ鬚、和名抄に、說文ニ云、髭ハ口ノ上ノ鬚也、鬚髯ハ頤ノ下ノ毛也、髭和名加美豆比介、鬚髯和名之毛豆比介とあれど、此ノは口の上下の差別なく、たゞ比宜なり、さてこれを書紀には、拔レ髮とあり、【古語拾遺もおなじ、】傳への異なるなり、何レにても同シ類ヒの物なれば、意は同じ、○手足ノ爪、此下に手肢と訓付べし、【上の及ノ字は讀べからず、その手肢にあたれり、】和名抄に、四聲字苑ニ云、爪ハ手足ノ指ノ上ノ甲、和名豆女、さて此事書紀ノ一書には、責ニ其祓具ニ、是以有ニ手端吉棄物、足端凶棄物、亦以レ唾爲ニ白和幣ト、以レ洟爲ニ青和幣ト、用テ此解除、【この吉凶棄物は、いはゆる善惡祓除の事の本

なり、然れども善悪祓の事は、其儀を記せる物なければ、如何なるを善、如何なるを悪と知がたし、吉ハ招レ福ヲ、凶ハ禳レ禍ヲ
なりと云は、後ノ人の例の推當の謬なり、若シ然らば、上に引る車持ノ君の善悪ノ祓除は、いかに解べきぞ、犯ある人の爲
に福を招くことあるべきかは、右に引る延暦廿年の官符の中にも、承前神事、有レ犯科レ祓贖レ罪、善悪二ノ祓、重キ科スニ一人ニ一
云々とあるも、車持ノ君のことに同じ、】又一書には、以二手ノ爪一爲二吉爪棄物一、以二足ノ爪一爲二凶爪棄物一なとあると合せて
考るに、是レも祓具なれば、上に云る二ツの意を以テ解べし、こゝには、此祓は極メて重き祓なる故に、祓物も極メて多く千位
を徴るなれば、須佐之男ノ命の所有る物の限りを取ても、猶足ざる故に、其ノ御身に生たる鬚鬚爪までを取て、祓の料ノ
物に用るなり、【白和幣青和幣とすとあるにて、祓ノ料なるをしるべし、】一には、所有る物も穢れたれば、拂ひ棄る意なるが、
輕き犯は穢レ淺き故に、少シの物を出して棄て清まるを、是レは犯重くして、極メて深き穢レなれば、所有る物をみながら棄
ても、なほ清まりはてざる故に、其ノ御身に生たる物までを、拂ひ棄て清むるなり、【されば棄ツる物にみな穢垢なる故に、
伎羅比物といひ、棄物と書れたるも此意なり、後ノ世に人形を造て流すも、穢れたる身躰を行、さながら棄て、清きに
かふる意なり、かゝれば此鬚を切り爪を拔ツ事は、右の二ツの意なるを、纂疏に、肉刑之始也とのたまひて、昔人を刑と心
得るは違へり、刑とは其義異なるをや、此記には、負二千位置戸一の下に亦ノ字を置て、此事をいへれば、祓にはあらで、
是レは又別事なるに似たれども、さにはあらず、千位置戸の所にも、祓とはいはざれば、上は祓、下は別事と分つべき由
なし、令レ拔と云までをすべて祓にふれることゝ、書紀と合せてしるべし、】○神夜良比夜良比岐、此言前【傳七の二十六葉、
四の十三葉、】に見ゆ、延佳本には、上の比の下に爾ノ字あり、こはあるもなきもあしからず、岐は語辭なり、

又食物乞大氣津比賣神爾大氣都比賣自鼻口及尻種種味物

取出而種種作具而進時速須佐之男命立伺其態。爲穢汚而奉進。乃殺其大宜津比賣神故所殺神於身生物者於頭生蠶於二目生稻種於二耳生粟於鼻生小豆於陰生麥於尻生大豆故是神產巢日御祖命令取茲成種

書紀一書に、雨ふりて宿をこひ給ふに、衆神宿かさで、甚く苦つゝ、降給ふ事あり、此にも又ノ字の上に、然る類の事有けむが、脱たるなるべし、師の云れつる、信に然るべし、こは阿禮が空に誦る時に、既く脱しけるか、必ず所逐たまひて後の事、此ノ上に別に有らでは、又と云ることいかにぞや聞ゆ、若シ始めより今ノ本の如くならば、又ノ字は、故なども有べき所ぞ、【此ノ段の此處にあるが、不審しき由は、なほもあり、そは下に云を見よ、】○食物は多志毛能と訓べし、大氣津比賣ノ神【津ノ字一本に都と作るは、次なると同じければ、宜しけれども、又次には宜津ともあれば、此も津にてもあしからず、】は、上【傳五の五十三葉】に出て云るが如く、食物の神に坐すが故に乞給ふなり、さて此事書紀には、天照大神在於天上曰、聞葦原中國有保食神、宜爾月夜見尊就候之、月夜見尊受勅而降已、到于保食神許、保食神乃云々と有て、其ノ様大氐此と同じきを、天照大御神の命以テ、月夜見ノ命の使にいでまさせるは、傳への異なるなり、されど保食ノ神大氣津比賣は、一ッ神なるべき由、上に云るがごとし、【此事によりて今つらつら思ふに、もと月夜見ノ命と須佐之男ノ命とは、一ッ神かと思はるゝこと多し、まづ月夜見の夜見は黄泉にて、須佐之男ノ命の就歸たまへる國ノ名なり、根ノ國は即チ黄泉のことなる由は、既に上に云るが如し、晝夜を日と云へば、晝は此ノ世、

夜は黄泉なれば、夜食國も由あり、又此記に、須佐之男ノ命に、海原を治せと事依したまへると、書紀一書に、月夜見ノ命に、滄海原潮之八百重を治せとあるとを、思ひ合すべし、又こゝの須佐之男ノ命の、大宜都比賣ノ神を殺し給へるを、書紀には月夜見ノ命として、天照大神怒甚之、曰汝是惡神、不須相見、乃與一日一夜隔離而住とあるも、須佐之男ノ命めきて聞ゆるをや、然れども諸の古書に、此を一ツ神としたる傳へはなくして、みな別神としたるは、全一ツ神の如くにして、なほ別神に坐は、深き所以あることなるべし、今たやすく云べきにあらず、】○鼻、和名抄に鼻ハ和名波奈、○尻、同書に尻ハ和名之利とあり、此ノ如く訓べし、【尻を古書に凡て加久禮と訓るは、之理てふ言を俚しと思ひて、嫌へるものなり、そは皇の大前にして、書紀などを讀奉る時に、忌はしき言詞などをばよけて、あるは異さまに讀直し、あるは漏してよまずなどありし例なり、信にさることも然あるべけれ、本にさへ其ノ訓をつけむことは、いかゞなり、之理てふ言も、古ははつゝまであまたいひき、尻ノ字は、尻久米繩など其ノ餘も、みな之理と云に用ひたれば、異さまの訓あるべからず、】書紀には、保食ノ神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海、則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山、則毛麁毛柔亦自口出とありて、鼻尻より出ることは見えず、○味物は多米都世能と訓べし、中昔、宮ノ役の末に、種々之珍味とあるも、如此よむべし、其ノ故は、貞觀儀式ノ大嘗祭ノ儀に、辨大夫入自儀鸞門、就版跪奏主基國ノ所獻多米都物色目、【江次第にもかくあり、南國は、悠紀主基ノ兩國を云、】とありて、其ノ詞に、御酒百代佳物、多米都物ノ雜ノ菓子飯などの色目見え、又大多米津酒大多米酒波多米御酒多年米大多米院と見え、延喜式にも、多明ノ米多米ノ酒多明酒屋多明ノ料理屋など、見えたればなり、【但ノ如此く大嘗祭の所にのみ多く出て、他には一ツも見えねば、彼ノ祭に供神物に限れる名目かとも聞ゆれど、さに非ず、】古へに凡て美味飮食を云る名なり、【凡て上代の事は、物ノ名も何も、神事にのこれる例なれば、此ノ名目もたま〱大嘗にのみのこれるなり、】姓氏錄ノ多米ノ連ノ條に、成務天皇ノ御世、仕奉炊ノ職、賜多米ノ連也、又多米ノ

宿禰ノ條に、成務天皇ノ御世、仕ニ奉ル大炊ノ寮ニ、御飯香美、特ニ賜ニ嘉名ヲ一とあるを以て知ルべし、【供ル神ニ物に限らざること、此にて明ラけし、書紀の甜酒も、本の訓は多米邪祁なりけむを、後ノ人のさかしらに、字音と心得て、多武とはよみなしつらむ】○種々は、上なるは取リ出テつる物の品、下なるは、其を御饌物に作リ調たる品の多きを云り、陰陽寮式儺祭ノ文に、海山能種々ノ味物乎給氏、○作具は、都久理曾那閇と訓べし、大神宮儀式帳に、種々ノ味物備ニ備仕奉、祈年祭ノ祝詞に、種々ノ色物乎備ニ奉ニ氏、書紀ノ顕宗ノ巻に、辨ニ新嘗供物一など見ゆ、曾那布とは、不足ことなく齊ふるを云、万葉十二に、手寸十名相云々、【俗言に、神に物供るを曾那布留と云も、備具て供る意なり、又万葉十に、供養をソナヘと訓ることとあるは誤にや、師は多米氣とよまれき、】書紀には此を、夫ノ品物悉ニ備ニ貯之百ノ机ニ而饗之とあり、○立伺とは、隠立て、物の隙などより窺ひ觀たまふなり、水垣ノ朝ノ段ノ歌に、宇迦々波久斯良爾とよめり、○穢汚而、【汚を一本に汗と作り、同字なり、】とは、書紀に、月夜見ノ尊忿然作色、曰ニ穢哉鄙矣、寧可以口吐之物敢養我乎一とある意なり、而ノ字は、物ノ字を誤れるなるべし、故レ伎多那伎毛乃多弖麻都流登淤母富志弖と訓つ、必然あるべき所なり、【もし而ノ字ならば、キタナクシテタテマツルトオモホシテと訓べし、されどさては穏ならぬ文なり、】爲ノ字は、何れにしても淤母富志弖と訓べし、○殺は、既に解除し給ひしかども、なほ悪御心の、清まりはてぬなるべし、されど此ノ神を殺し給へるから、種々穀などの成出つるは、善は悪よりきざす理、かの黄泉の穢レを祓ひ給ふとて、天照大御神などの如き善神の、成リ坐るにおなじ、○所殺神於身は、殺佐延賜幣琉神之身邇と訓べし、【於ノ字は、所殺の上にある意なり、】○生物者は、那禮琉物波と訓べし、○蠶、和名抄に、蠶和名加比古、○稻種、五品の中に、此レのみ種と云るは、いかにと云に、まづ下に成ル種トとあるを以見るに、此に生れるは、五品ながら其ノ實なり、然るに餘の四品は、種と云ハねど、おのづから實のことなるを、稻は伊禰とのみ云ては、穂に在ル時の名にして、實とは聞えず、莖ながら生たる如

聞えて、まぎらはしければなり、【此レを以ても、古書のたゞはぎりならざりしことを知れ、】○粟小豆麥大豆、和名抄に、粟ハ和名阿波、小豆ハ本草ニ云、赤小豆和名阿加安豆木、【こはたゞ阿豆伎なるを、黄小豆綠小豆など云漢名あるに就て、後に色を分ヶ云ヶ名なり、】麥ハ和名牟岐、大豆ハ和名萬米とあり、○尻ノ上なる於ノ字、舊印本に麥ノ上に有ルは誤なり、今は一本に依れり、【延佳も改め置き、】○右六品の中に、食フべき物五品は、皆竅に生リ、蠶ノ一品は、竅ならぬ處に生れること、所由あるべし、又口に生る物無きもゆゑあるにや、書紀には、頂ノ化ニ爲ル牛馬ト、顱ノ上ニ生リ粟、眉ノ上ニ生リ繭、眼ノ中ニ生レ稗、腹ノ中ニ生リ稻、陰ニ生ル麥及大豆小豆とあり、又稚産靈ノ神ノ頭ノ上ニ生リ蠶與ト桑、臍ノ中ニ生ル五穀とあることもあり、是レも一ッ事の、傳への異なるなるべし、【是ノ事を書紀の註どもに、如此身躰に生ると云るは、假の言にして、實は其ノ物々に宜き土地に殖なすことゝなせるは、みな例のなまさかしき、推量の私事にて、いたく古ノ傳への意にそむけり、又生る物と其ノ處とを合せて、然る由を云るも、眉に繭の生るを云る外は、みなあたらず、牽言なり、凡てなにごとも、強ていへば、如何さまにもいはるゝものぞ、】○神産巢日御祖ノ命は、即チ始メに見えたる神産巢日ノ神なり、然るを此にも下處々にも、御祖ノ命としも申せるは、産靈の御德によれる御稱なるべし、○令ノ取ラ茲ノ、令ノ字、舊事紀ノ舊印本には合と作り、それも悪からず、此記の古本然ありしを取れるにや、○成種は、多泥登那須と訓べし、書紀には、天熊ノ大人悉取持去而奉進之とあり、さて天照大御神喜之曰、是物者、則顯見蒼生、可食而活之也、乃以ニ粟稗麥豆ヲ爲ニ陸田種子ト、以レ稻爲ニ水田種子ト、又因定ニ天邑君ヲ、即以ニ其稻種ヲ始殖ニ于天ノ狹田及長田ニ、其ノ秋垂穎八握莫々然、甚快也とあり、此は、成レ種と云に、其ノ意こもれり、

故所避追而降出雲國之肥上河上在鳥髮地此時箸從其河流

下於、是須佐之男命以爲人有其河上而尋覓上往、者老夫與老女二人在而童女置中而泣爾問賜之汝等者誰故其老夫答言僕者國神大山上津見神之子焉僕名謂足上名椎妻名謂手上名椎女名謂櫛名田比賣亦問汝哭由者何答白言我之女者自本在八稚女是高志之八俣遠呂智此三字以音每年來喫今其可來時故泣爾問其形如何答白彼目如赤加賀智而身一有八頭八尾。亦其身生蘿及檜榲其長度谿八谷峽八尾而見其腹者悉常血爛也。此謂赤加賀知者今酸醬者也。爾速須佐之男命詔其老夫是汝之女者奉於吾哉答白恐亦不覺御名爾答詔吾者天照大御神之伊呂勢者也自伊下三字以音故今自天降坐也爾足名椎手名椎神白然坐者恐立奉。

所避追而は、夜良波延弖と訓べし、抑此ノ語は、必上の神夜良比夜良比岐の下に續て有ルべきことなり、若ノ此處にあら

ば、故下に速須佐之男ノ命者と云ことあるべし、然らざれば、神産巣日ノ神の遣追れ給ふことと聞ゆるなり、かゝれば大宜都比賣ノ神の御事の、此ノ上に出たるは、左右に疑はしくなむ、【かの始ノの又ノ字なども思ひ合すべし、】○肥は地名なり、和名抄に、出雲ノ國大原ノ郡斐伊、【今ノ本伊を中と誤る、】神名式に、同郡に斐伊ノ神社もあり、彼ノ國ノ風土記に、大原ノ郡斐伊ノ郷屬郡家、樋速日子ノ命坐此ノ處ニ、故云樋、神龜三年改字斐伊ト【式に斐伊ノ社ニ坐ス斐伊波夜比古ノ神社、】とあり、是よりの河にも名けつるなり、樋速日子ノ命は、即チ上に見えたる樋速日ノ神なり、下に云ることとあり、考へ合すべし、○河上は、加波乃弁と訓むも悪からねど、此は加波加美なるべし、其故は同風土記に、出雲ノ大川、源ハ自リ伯耆ト與出雲二國ノ堺鳥上山一流レ、出テ仁多ノ郡横田ノ村ニ、即チ經テ横田三處三澤布勢等ノ四郷ヲ出ニ大原ノ郡ノ堺引沼ノ村ニ、即チ經テ來次斐伊屋代神原等ノ四郷ヲ出ニ出雲ノ郡ノ堺多義ノ村ニ、經テ河内出雲ノ二郷ヲ北ニ流レ、更ニ折レ西ニ流レ、即チ經テ伊努杵築ノ二郷ヲ入ル神門ノ水海ニ、此レ則チ所謂斐伊ノ河ノ下也云々、自リ河口至ル河上ノ横田ノ村ニ之間、五郡ノ百姓便レ河ニ而居ル、【此ノ大河の下、古へは神門ノ水海に流レ入りしを、寛永のころ大水出たりし時より、流レかはりて、今は伊努ノ郷より東ノ方へ流れて、國中の入海に入るとなり、さて此ノ入海は、國中を東より西へ遠く入たる海にて、昔は潮海なりしを、肥ノ大河の流レ入ル故に、その河水に衝れて、今は潮入らず、淡海なりとぞ、】また仁多ノ郡室原川、源出ニ郡家ノ東南卅五里鳥上山ニ北ニ流ル、所謂斐伊ノ大河ノ上也、また同郡横田川、源出ニ郡家ノ東南卅六里室原山ニ北ニ流ル、此レ則チ斐伊ノ大河ノ上ナリなどあるを見れば、鳥髪は此ノ源なればなり、万葉五卷に、許能可波加美爾、また十四卷に、可波加美能などあり、【此はかはかみてふ言の證なり、】○在は那流と訓べし、字も辭も万葉などに例多し、備阿流は切りたる辭なり、さて此ノ字を、諸ノ本に名と作るは誤なり、今は一本によれり、書紀に、簸川上所在鳥上之峯と有るをも合せ見よ、○鳥髪ノ地は、又彼ノ風土記に、仁多ノ郡鳥上山、郡家ノ東南三十五里、伯耆ト與出雲之堺ナリと見え、右に引る處にも見えたるが如し、【此山、今俗には船通山と云、此山の東に室原

山あり、其間を越れば、伯耆國日野郡に至るとぞ、】さて地名の下に、之地と云例は、下に須賀地、また書紀に曾尸茂梨之處とあり、是登許呂と訓べき證にてもあり、さて此を書紀に、下到於安藝國可愛之川上といふ傳もあり、○此時は、【字のまゝに訓むもあしからねど、】許能袁理志母とよむべし、○箸、和名抄に、唐韻云、筯匙也、字亦作箸、和名波之、○從其河は、今の語ならば、從其河上と云べきを、如此云るは古語のさまなり、從は裏の意ぞ、姓氏錄【佐伯直條】に、于時青菜葉、自岡邊川流下、天皇詔、應川上有人也云々、書紀繼体卷の歌に、簸都細能哿婆庾那峨例俱屢などある、みな同じことなり、又万葉に霍公鳥などの哥に、從此鳴度と多くよめるも、此よりと云意にはあらず、こゝを鳴わたると云意なり、【古今集春下、清原深養父哥の詞書に、山川より花の流れけるをよめる、又源氏須磨卷に、おきより舟どものうたひのゝしりてこぎゆくなど云々、これらもみな同じことなり、然るを舊事紀に、さかしらに上字を加へて、從河上と書るは、なかなかにわろし、さてこは、從其河箸流下とあるべきを、先上に箸とあるは、何とかや漢文に近きこゝちす、されど此は思定難ければ、姑く文のまゝに訓つ、】書紀には、時聞川上有啼哭之聲故尋聲覓往者とあり、○須佐之男命、此御名前後みな速字あるを、此にのみ無きは脫たるか、○人有其河上、こは決て其河加美爾人有祁理登と訓べし、【人を始に讀むは、漢文のさまなり、】祁理は、推度て定むる意の處に用ることと多し、○尋覓二字を麻岐と訓べし、○往者は伊傳坐志加婆と訓べし、○老夫は意伎那と訓べし、和名抄に、翁孫愐切韻云、老人也、和名於岐奈、【又古老於岐奈比止、耆宿布流於木奈ともあり、書紀に老公老夫長老など、みな於伎那と訓り、】○老女は意美那と訓べし、新撰字鏡に、娍於彌奈とあり、【娍は字書に見えず、字のさまを思に、老女の意の和字なるべし、】續紀十三に、紀朝臣意美那と云婦人の名も見ゆ、抑老女を意美那と云は、少きを袁美那と云と對て、大と小とを以て、老と少とを別てる稱なり、【又伊邪那岐伊邪那美などの御名の例を思ふに、意伎那意美那は、伎

と美とを以て男女を別てる稱なるべし、】さて和名抄に、説文ニ云、嫗ハ老女之稱也、和名於無奈と見え、書紀に老婆老嫗老女、【かの續紀十三なる紀ノ朝臣意美那をも、同紀五には意那とあり、又家原ノ音那と云も同卷に見ゆ、土佐日記に、おきなおむなと云るも、老た老女の意なり、然るを註に、翁なる女と云るは誤なり、】又万葉に嫗、靈異記に、嫗ハ於于那など見えたるは、中古よりして、美を音便に牟とも宇とも云ひなせるものなり、これ又袁美那をも後には、袁牟那とも袁宇那とも云と同例なり、【意と袁とを以て、老少を別つことは、祖父母を意知意婆と云ひ、親の兄弟を袁用袁婆と云たぐひなり、然るに後世、意袁の假字亂れてより、是らもすべて分れずなりにたり、又嫗は万葉に據ありとて、老女は於與那と訓べし、和名抄の於無奈も然は與の誤ならむ、と云れつれど、心得ず、凡て於與那と云ことの、物に見えたることなし、】

○童女は袁登賣と訓べし、袁登賣のことは、上【傳四の廿九葉】に見ゆ、【こゝに童女と書るは、いまだ成長らぬごと聞ゆれど、下卷に婚ニ是ノ童女ニといふこともあれば、こゝもむげにいときなきにはあらじ、】書紀に少女幼女幼婦、万葉六に、漁童女など見え、和名抄に、小女和名乎止米、童女同上ともあれば、童なるをも、袁登賣と云なり、【又和名抄に、童女ハ女乃和良倍、書紀五に童女ともあれど、さは訓べからず、又和名抄に、信濃ノ國の郷ノ名に、童女と書て、乎無奈と云るもあり、】又宇那韋とも訓べし、和名抄【人倫ノ部老幼類】に、髫髪和名宇奈為、万葉十六に、童女波奈理などあればなり、【髪を以て稱ぶこと、總角目刺などのごとし、今ノ世にも童男を前髪と稱ふ、】○置中而は那加爾淤岐弖と訓べし、万葉十一に、人ノ雖ノ未通女見居、守山邊柄云々、書紀には、中ニ間ニ置ニ少女ヲ撫而哭之とあり、○泣は那久那理と訓べし、此ノ那理は、古文の辭づかひをよく知れる人、わきまへてむ、下の哭を、久布那流と訓るも同じ、【凡てかゝる那理那流は、見聞物のうへを、他より言ときに添る辭なり、こゝは老夫老女のうへを、須佐之男ノ命の見たまふ方より言、下の哭は、遠呂智がうへを、老夫の見る方より言なり、此辭中古の物語文などにもいとおほかれど、なほざりに見る故に、心をつくる

人なし、】○誰は多禮曾と訓べし、【是を多曾と訓はわろし、己を於乃、我を和、汝を那と云例に、多禮を多といはんは、たがへることなれど、曾は必ス濁ルべきを、清は心得ず、】○僕者は阿波と訓べし、【凡て自稱ことの僕ノ字を夜都加禮と訓は、後ノ世の文にはさも有ルべけれど、上代にはさる言なし、たゞ阿禮於能禮といひしなり、】書紀には吾と書れ、此記にも我之女、下にはあるぞ、古言のまゝなる、【僕と書る字は、漢文の格に依れるなり、】○國神、こは大山津見ノ神に係りて聞ゆれども、【子の下に助字をおきて、此ノ下にはおかず、又下に更に僕名と云るなどを思へば、大山津見へ係りて聞ゆれども、】書紀に吾是國神號脚摩乳と見え、又記中に僕者國ノ神、名ハ猿田毘古ノ神、又僕者國ッ神名謂井氷鹿などある例に依るに、自云るなり、されば此にてしばらく讀絶べし、さて國ノ神とは、高天ノ原に坐ス神を、天ッ神と申す【此事傳三の三十一葉左十葉】に對て、此國なる神を云なり、【神祇令ノ義解に見えたる天ノ神地ノ祇は、疑ひあり、】但ッ何事も此國にて言ことなる故に、天ッ神とは申せども、國ッ神とは徒には言ず、【卷ノ首に、五柱ノ天神をば、別天神とあれども、其次に此國に成リ坐る七代ノ神をば、たゞ神世七代と云て、國ッ神ノ世とは云ハず、是レその意ぞ、】國ッ神とは、たゞ天ッ神に對ふることのみ云稱なり、此も天より降リ來リ坐セる神に對て申す言なり、【右に引る猿田毘古ノ神も然り、又邇々藝ノ命の詔に、必ス國ッ神ノ子ナレバとあるも、天ッ神の御子ならじの意なればなり、】中卷白檮原ノ朝ノ段に云るは、いさゝか異なり、そはそこに云べし、○大山津見ノ神、上【傳五の四十四葉】に出ッ、書紀には、此に此神の子なることは見えず、○足名椎手名椎は、櫛名田比賣を撫愛しみつる由の名にて、足撫豆知手撫豆知の約りたるなり、【豆豆を切れば豆なり、】されば是は、比賣の須佐之男ノ命の御妃に爲給ヒて後に、御親を思て稱へしものぞ、【然いざれば、子を愛みつる由を、本より親の名に負べき由なし、然らば今此に僕名と云て名告つるは、前後違へるに似たれど、凡て後を以ッ始メへも同じく言ッは、古傳の常なれば妨なし、】さて足と手とを分て、父母に當たるには意なし、【石根拆と云ことを分て、石拆ノ神根拆ノ神と云

如く、足手撫と云ことを分て、負たるのみなり、但足ノ父に負たるは、古は手足とはいはで、足手とぞいひけむ、今も足手纒などは、足を先にいふあり、】書紀ノ一ノ傳へには、足摩手摩と云を、父一人の名ともせり、椎は、【借字】野椎などの如く、某豆知と云例あまたありて、上【傳五の四十五葉】に云る如く、豆は之に通ふ辭、知は稱名なり、【書紀に摩乳と書る文字になづみて、知を乳養の意とするは、例をもかへず、古言ノ体をも知ぬひがことなり、乳養を乳とのみ云て聞えむ物かは、又父に乳養を只て名けむものかは、】○妻名、女名、上に此ノ老女は妻なり、童女は女なりと申せる言なければ、自妻子としらるゝ故に、直に如此は申せるなり、【書紀にも、女には、此ノ童女ハ是吾ガ兒也と云ことありて、次に其名を云へれど、妻にはさる言なくて、此記のごと直に我妻號と云り、】○櫛名田比賣、櫛は【借字】書紀に奇と作て、美稱なり、例は記中に、櫛八玉ノ神櫛石窓ノ神櫛御方ノ命など、猶多かり、名田は稻田にて地ノ名なり、【其由は下に云、】然るを久志より連く故に、志に伊の響有て、自名田と云るゝなり、書紀には奇稻田媛と書れたり、【是もクシナダヒメと師の訓れつるぞ古言なる、】又一書には、たゞ稻田媛ともあり、【是は伊那陀と訓べきなり、】又眞髪觸奇稻田媛ともあり、こは枕詞を置るなり、【此事は師の冠辭考に見ゆ、】神名帳に、山城ノ國相樂ノ郡綺ノ原ノ坐ス健伊那太比賣ノ神ノ社、能登ノ國能登ノ郡久志伊奈太伎比賣ノ神ノ社あり、出雲風土記に、久志伊奈太美等與麻奴良比賣ノ命と云もあり、【こは誤字などあるべし、】○日本、こは常に聞と云とは聊異にして、俗言に元來と云意なり、○八稚女は夜袁登賣と訓べし、書紀に、往時吾兒有二八箇少女一と書れつれども、八は例のたゞ多きを云るにて、幾人も有し意なるべし、白檮原ノ宮ノ段に七媛女、日代ノ宮ノ段に二孃子などもあり、○在ノ字は、延佳本には有と作り、信に然るべけれど、此方ノ古書には、通用ひたり、○高志は地ノ名なり、和名抄に、出雲ノ國神門ノ郡古志とある是なり、名ノ義は風土記に、古志ノ郷、即屬ニ郡家ニ伊弉彌ノ命ノ之時、以日淵川築ニ造池ニ之、爾時古志ノ國等到來而爲レ堤、即宿居之所、故云ニ古志ニ也、【伊弉彌ノ

命はいかなる神にか、疑がはし、又吉志國ノ下に、人ノ字脱たるか、】また同郡狹結ノ驛ハ、吉志ノ國ノ佐與布云人來居之、故ニ云二最邑一、其ノ所ニ以ハ來居ル者、說如ニ吉志ノ鄕ノ一也ともあれど、此說疑ひあり、猶下ノ八千矛ノ神の段に云べし、コの假字に高と書る例、中卷にもあり、【傳首ノ卷に云り、】〇八俣遠呂智、【八俣之と之を添へて訓はわろし、上の八尋殿十拳劔ハ咫鏡などの處々に云るがごとし、】八俣は、次に身一ニ有ニ八頭ハ尾一と云るこれなり、即書紀に、頭尾各々有ニ八岐一とあり、遠呂智は、書紀に大蛇と書り、和名抄に、蛇ハ和名倍美、一ハ云ク久知奈波、日本紀ノ私記ニ云ク乎呂知とあり、【今ノ俗には、小く尋常なるを、久知奈波と云、やゝ大きなるを幣毘と云、なほ大きなるを宇波婆美と云、きはめて大なるを蛇と云なり、遠呂智とは、俗に蛇と云ばかりなるをぞ云けむ、】名ノ義尾於呂智にて、尾のおそろしきを云なるべし、於呂は、棘、【字鏡に、蔽ハ於止呂】蕀など、同言なり、さてその於は、遠の韻にある故に省り、【和泉ノ國ノ鄕名呼唹、大隅ノ國ノ鄕名囎唹など、皆遠の韻に於を添へたり、】又遠杼は遠と切ればなり、そも〳〵此蛇は、上なき靈劔を、尾中にしも、含持れば、其威靈にて、餘所よりも尾は殊に、いかめしくおそろしかりけむ、故尾を以て名に負せしなるべし、智は例の稱名なり、【上に多し、】書紀に、汝是可畏之神と見え、又欽明ノ卷に、虎をも威神と云ることもある如く、かゝる物をも稱て智とは云るなり、蛟などの智も同じ、〇來喫は伎弖久布那流と訓べし、出雲風土記に、神門ノ郡に惠食ノ池と云あり、【こは何の由にて名しにかしらねど、言の同じきまゝに引出つ、】〇日決に、大蛇呑二八鬼一而乞公不レ去二其地一不レ畏ニ大蛇一任二天命一と云るは、何事ぞ、凡てかく漢めきたる意は、上代にさらに無きことなり、】〇今其の其ノ字、本どもに且と作り、【もし且ノ字ならば、亦多と訓べし、】今は眞福寺本及一本に依れり、其とは、上の遠呂智を指て云言なり、【漢文に云其とは、皆異なり、】〇赤加賀智、書紀に、赤酸醬と書て此ヲ云二阿箇箇鵝知一とあり、和名抄には、酸醬ハ和名保保都岐と云り、名ノ意は赤輝都美にて、都美を切て智と云なり、字鏡に、酸醬ハ加我彌吾、又奴加豆支とあり、【吾は誤

字か】加我彌は赫實なり、【和名抄に、蟒蛇ハ夜万加加知と云物もあり、】書紀に猿田毘古ノ神のことをも、眼ハ如二八咫鏡一而絶然似二赤酸醬一也とあり、○八頭八尾は、師の加志良夜都袁夜都と訓れつれど、皇國の物言なる、○蘿は許都なり、万葉に多く此字を書ケり、和名抄に、陸詞ガ切韻ニ云、昔ハ水衣也、和名古介とあり、【谷川氏云、許都は木毛なり、】蘿は別に出して、女蘿也比加介、女蘿ハ万豆乃古介などあれど、此の蘿は、たゞ許都に用ひたるなり、○檜ハ字鏡に檜ハ比、和名抄にも和名非とあり、○榲、諸本榲と作、今は延佳本に依れり、抑古書どもに、須疑に此字を用ひ、或は相とも多く作り、書紀顯宗ノ卷に、振之神榲、榲此ヲ云二須擬一と見え、出雲風土記に、杉字或ハ作レ相と見え、万葉などにも、杉相ともに用ひたり、和名抄に、杉和名須木、今按俗ニ用二榲ノ字一非ナリ也、榲ハ柱也、見二唐韻一とあれど、漢籍にも集韻に、榲音温杉也と云り、【此は宋ノ代の書なれども、古き據ぞありけむ、】さて相を榲と作くは、常のことなり、相は榲を誤れるものなるべし、さて須岐は進木なり、此木かにはらへははびこらず、たゞに上へすゝみ上る木なればなり、直木とするはわろし、直をすぐと云こと、古へにあらず、】さて此を書紀には、松-栢生二於背-上一とあり、○長は那賀佐と訓べし、【大き廣さ長さなど云格の辭は、奈良までには正しくは見あたらねども、然言ではえあらぬ辭なれば、如此訓つ、此ヒを多氣と訓るはかなはず、多氣は高にて、人又木草など、立る物に云ことなり、蛇などは横に長き物にこそあれ、高く立ッ物にはあらねば、多氣と云べき由なし、】○峽は袁と訓べきこと、谿八谷の例にて明し、尾に此ノ字を書る例は、書紀懿德ノ卷に曲峽ノ宮、神功ノ卷に活田長峽ノ國などあり、【峽は和名抄に、峽ハ山-間ノ陝キ處也、俗ニ云山乃加比、とある如くなれば、尾には非ず、但し荊州記に、三-峽七百里ノ中、兩-岸連山無二斷處一など云る、彼ノ山の長く連なれるさまを取て、尾に用ひたるにや、】書紀には、蔓二延於八丘八谷之間一と書れたり、【此餘も尾には、畝丘頓丘など、書紀には多く丘ノ字をかけり、】なほ山の尾の事は、下卷朝倉ノ宮ノ段【傳四十二の八葉】に委く云べし、○黒常は許登碁登爾伊都母、○血爛は、知

阿延多陀禮多理と訓べし、書紀には此事なし、○註に此謂云々、記中に如此き註の例は、下巻遠飛鳥ノ朝ノ段、夜麻多卑の註と、此とのみなり、○是汝之女者は、許禮汝之女那良婆と訓べし、是とは、童女を直に指て詔ふ御言なり、○奉は、字のまゝに多々萬都良牟夜と訓べし、【稍く久禮牟夜と訓り、書紀も同じ、其は皆に奉ると云むは、いかゞと思へる故に訓なれども、上代には、貴人は自のうへをも、尊みて詔ふこそつねなり、後ノ世の心を以て疑ふべきにあらず、久流と云言も、土佐日記うつほ物語などにも見えて、やゝ古けれども、なほ然は訓べきにあらず、】○恐亦は加志許氣禮杼と訓べし、速に諾すべきなれども、と云意の言なり、【師は、亦ノ上に然ノ字脱たるべしとて、カシコシ、カレドモと訓れき、此もさることなれど、なほ本のまゝにて宜し、】かゝる處に恐と云言の意は、次に云を合せ考ふべし、○不覺御名は、御名表志良受と訓べし、是はいかなる御方かも知らず、と云意なるべし、【又上古には、女を嫁するには、必その男の名告を聞ならひかとも思へど、御答に御名告なければ、上の意なるべし、】書紀には此言なくて、たゞ隨勅奉矣とあり、○伊呂勢、中巻下巻には伊呂兄と書り、同母兄を云なり、伊呂とは、本愛しみ親しみて云言なり、此事中巻淳穴ノ宮ノ段、常根津日子伊呂泥ノ命の下【傳廿一の十のひら】に委く云り、考ふべし、【師ノ說に、伊呂は家等にて、万葉十四東歌に、伊波呂と云るこれなり、さて同母の子は、母と共に同家に在ル故に、伊呂母伊呂兄伊呂弟伊呂姉と云なりとあり、是もさる古への意をよく得られたるものと、ときには思ひしかど、非ざりけり、】さて此ノ命は、御弟なれども、男命なる故に、兄と詔ふなり、其由は上【傳六の九葉】に云り、上に天照大御神の大御言にも、我那勢ノ命とあり、○恐立奉は、下に天ノ尾羽張ノ神の答に、恐之仕奉と見え、又事代主ノ神の語にも、恐之此ノ國ハ者立奉天ツ神ノ之御子ニと見え、又下巻穴穗ノ宮ノ段に、恐隨大命奉進などあると、同シ語ノ格なり、恐は訶志許斯と訓べし、速に諾して承る詞なり、【今ノ世ノ言に、承諾するを加志許萬理申多といひ、奉リ畏レ候などと書ッも、此より出たる言にて、全同ジ事なり、又此

は書紀仁德ノ卷播磨ノ速待が歌に、伽之古俱等望、阿例揶始儺破務、とあるによく似たる趣なれば、加志許久斗毛と訓べきかとも思へり、其は賤ノ女を奉むは、恐くともなり、然れども猶前の方に依るべし、】古本に多氐麻都良牟と訓べし、如此書る例は、右に引る事代主ノ神の言、又木花之佐久夜毘賣ノ段にもあり、古ノ字を添たる故は、まづ多都とばかりも、物を獻ること、麻都流とばかりも獻ることにて、多氐麻都流と云は、本其ノ二ツを重ねたる言なり、又獻るを麻陀須と云ることもあり、其を多氐麻陀須とも云て、その多氐も同じ、【多氐麻陀須は、こゝは、傳十六ノ二のひらに委く云を考へ合すべし、】さて奉ノ字は、多氐麻都流とも訓ども、又常に麻都流とばかりにも用る故に、かく古ノ字を添へても書るなり、さて獻るを立とばかり云るは、大神宮儀式帳【六月十七日ノ夜御食直會ノ歌に、】佐古久志侶伊須々乃宮仁御氣立止云々、【御食奉ることなり、】これなり、【又万葉一に、山神乃奉御調等、六に、宮柱太敷奉などある、此ノ二ツの訓は、誤りとは見ゆれど、奉ノを多都ともいふことの有しから、古くかく訓るなれば、これらも一ツの證とはすべくなむ、】

爾速須佐之男命乃於湯津爪櫛取成其童女而刺御美豆良告其足名椎手名椎神汝等釀八鹽折之酒且作迴垣於其垣作八門每門結八佐受岐此三字以音每其佐受岐置酒船而每船盛其八鹽折酒而待故隨告而如此設備待之時其八俣遠呂智信如言來。乃每船垂入己頭飲其酒於是飲醉死由伏寢爾速須佐之男命。

拔其所御佩之十拳劔、切散其蛇者、肥河變血而流。故切其中尾時、御刀之刃毀。爾思怪以御刀之前刺割而見者、在都牟刈之大刀。故取此大刀、思異物而、白上於天照大御神也。是者草那藝之大刀也。那藝二字以音

於湯津爪櫛取成其童女は、其童女ヲ湯津爪櫛ニ取成シテと訓べし、湯津は、上湯津石村の下【傳五の七十一葉】に云るが如し、【清潔の義、又は木ノ名など云は、あたらず、】爪は、【借字】加都麻の上を略けるなり、加都麻は堅津間にて、【多部を切むれば都となる、】櫛の歯のしげくて、間の堅くせまれるを云り、无間勝間小船の勝間も此意なり、猶彼處【傳十七の十二葉】に委く云べし、【古への櫛は、爪の形したりとも、其櫛の意なりともいふは誤なり、】櫛は、木と串と同名なり、黄泉ノ段に火を燭し賜ふを思へば、上代の櫛の歯は、やゝ長かりしかば、串と同シ類とぞかし、取成とは、取はたゞ輕く添へたる辭とも云べけれど、こは手に執て為るを云なり、さて此は、下に令取其ノ御手者、即取成立氷、亦取成劔刄とあると同くて、此物を變化て彼ノ物に為なり、書紀に、立化奇稲田姫為湯津爪櫛而挿於御髻と書れたる、化ノ字にて明し、【古來此ノ立化ノ二字を、タチナガラと訓るはあたらず、立ノ一字をこそ訓べし、さて化ノ字と下なる為ノ字とを合せて、とりなしと云言に當れり、】然れば是は、比賣の身躰を櫛に變化て、須佐之男ノ命の、己命の御美豆良に刺給ふなり、【然るに中古より異説ありて、稲田姫の處女なるよそひを化て、櫛を其髻にさして、須佐之男ノ命の、御妻にしたまふなりといひ、或は須佐之男ノ命の、稲田姫の形に化て、櫛を為て御髻にさしたまふなりと云は、みなひがことなり、】

さて如此く爲賜ふ所以は、いかなるにか知りがたし、清輔ノ奥義抄に、櫛に取成て、蛇に見せじとし賜けるにや、爪櫛には、悪鬼のおづる物にて侍るにこそ、同紀にも、醜女に追れて、逃るにすべなくて、懐より爪櫛をとり出て打まく、其時醜女追きして返りぬ、と云ることもありと云り、【但しおぢて退きしたりとは見えず、】如此る由にもや有らむ、○御美豆良は上【傳六の十一葉】に出づ、○八鹽折之酒、書紀に八醞酒と書り、醞は釀酒也とも、久ク釀也とも、字書に注せり、又和名抄に、説文ニ云、酎ハ三重釀酒也、【漢語抄ニ云、豆久利加信世流佐介、】西京雜記ニ云、正月旦作酒、八月ニ成ル、名ヲ曰フ酎酒ト、一名ハ九醞とあり、さて此を夜志本袁理と云所由は、私記に、或説ニ、一度ビ醞熟シ、絞リ取テ其ノ汁ヲ、乃チ棄テ其ノ糟ヲ、更ニ用テ其酒ヲ、爲ス汁ト、亦更ニ釀ス之ヲ、如此スルコト八度、是レ爲ス純醲之酒ト也、謂フ之ヲ醞ト者、因テ其汁ヲ八度絞返ス故也、今ノ世ニ亦謂フ一度ヲ便チ爲ス一醞ト也、謂フ之ヲ折ト者、以テ其ノ八度折返スヲ故也、是レ古老之説也と云り、此説大かた宜しかるべし、八度折返とは、古何事にまれ回復す物するを、折と云るにや、物語文に折返し歌ふことあり、【こは折から折節其折彼折などいふ折とは同じ、】又よりよりのよりも同言なり、一度二度を、一トより二タよりと云は、此の折と全ク同じ、】又酒折、池酒折ノ宮など云もあるを思へば、折は酒を造るに殊に云言なるべし、さて新撰字鏡に、醲ハ志保留とあり、【醲は、醲ノ俗字と見ゆ、さて醲は、説文に厚酒也と注せり、】此に依らば、厚酒を造るを志保留とは云るにや、志保留は即チ志本袁留の切まりたる言にて、幾度も折返し釀意なるべし、【さて物を絞ると云も、此より出たること、又物ノ色を染る度數を一しほ二しほと云も、本ト同意にて、其は理を略る言ならむ、】さて志本とは、【酒を造るにも色を染るにも】其ノ汁を云フ名にやあらむ、【潮も、かの伊邪那岐ノ大神の段に、鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴シテとある古言によれば、凝固まるべき汁の意なり、さて食ノ鹽は、潮より出たる名なり、】又八鹽折之紐小刀と云もあり、其は玉垣ノ宮の段【傳廿四の三十一葉】に云べし、○釀は、酒を造るを云、古歌にこれかれ見ゆ、字鏡に、釀ハ造ル酒ヲ也、佐介加牟と注せり、【此ノ加牟を、口にて咬咀テ作る故なりと云

は、おしあてのひがことなり、加牟は、和名抄に、麴を加無太知とあるは、かびたちにて、俗に花の付クと云これなり、されば酒も、かびだたせて作る意にて、加牟とは云なり、故に加毛須とも云り、】○垣は限なり、○作廻は、師の作毋登本志と訓れたるに從ふべし、毋登本志は、毋登本良志米なり、毋登本留は、即チ廻ることなり、万葉十九【廿丁】に、大殿之此廻之【云々】、また大殿乃此毋等保理能、なほ此ノ言、白檮原ノ宮ノ段の歌に出ツ、【傳十九の四十五葉】○每ニ門結八云々とは、門每に一ッづゝにて、八門なれば、合せて八ッ結を云、【一門每に八ッづゝ、合せて六十四にはあらず、】古文には此言にて、ほのかに通せたること多し、【大祓ノ詞に、天津金木を本打切末打斷て、千座置座に云々と云るも、打斷ての下に、置座に作りと云言を省て、然聞せたるに同じ、此も每ニ門結ニ佐受岐ヲ一ッ一ッ門ニ作ッて八ッ佐受岐と云ては、言重なる故に、省て然聞せたるものぞ、】よくせずばまぎれぬべし、さて八稚女ハ俣八頭八尾八谷八尾ノ八重折八門、いづれもたしかに七ッ八ツの八には非で、本はたゞ多きを云るなるべし、○佐受岐は、書紀に、作ニ假庪八間ニと書て、假庪此ヲ云ニ佐受岐ト、とあり、庪は閣也と字書に見え、又所ニ以藏ニ食物ヲとも見ゆ、和名抄ノ古本に、類聚國史ニ云、假庪此間ニ云ニ佐受岐ト、今案ニ假ニ構ニ棚ヲ內ニ庪ノ之名也とあり、此らは字に就て云るのみなり、佐受岐は、後ノ世に物見る料に構ふる、佐自佐と云物即是なり、【さじきは、即さずきの轉なり、書紀ノ釋に、今ノ世ニ棧敷ト云リ、棧敷の字は、おしあてに作れるものなるを、其ノ字に依て、さむじきと唱るは、いたくひがことなり、さじきてふ名は、物語文におほく見ゆ、】書紀神功ノ卷に斫解ニ此に、二王各居ニ假庪ニ、赤猪忽出之登ニ假庪ニ、また雄畧ノ卷に、張ニ大幕ノ四ツ、於ニ木ノ畳ニ假庪上ニ以ニ火ヲ燒死ニともみえたり、○置ニ酒船ニ而、書紀に、各置ニ一口槽ヲ、盛ニ酒ヲ以テ待ツ之也とあり、○隨ニ告而、如此云々、而ニ待而ノ意なり、さて此處は、如此ノ二字其れる如く聞ゆれども、【師は、此ノ二字を志加と訓れつれど、然訓べき處に非ず、】凡て如此と言斷ては、上に云々とある事を承て云辭なれば、此も隨ニ告ツるごとく云と終へて、此辭を置クべきを、此は然云と切ては宜しからざる

故に、而と云て、【此記の例として、隨と云る處は、いづれも必下に而ノ字を置り、そは多くはまに〳〵と訓て、而ノ字は讀まじきなり、然るを此は、そのなべての例とは異りて用ゆるなり、】下に續たれども、斷たる意にて、如此とは云るなり、これ古文のさまなり、而を付とすべし、此ノ字まで一句は、專ラ足名椎手名椎に係り、如此設備待と云は、兼て須佐之男ノ命にも係れり、其故は、信如言と云は、須佐之男ノ命の御心にて云ればなり、かゝれば此ノ處は、語は斷されども、事の轉る處なる故に、如此とは云るなり、【古今集序に、難波津の哥は、帝の御始なり、淺香山の言ノ葉は采女のたはぶれよりよみて、此二哥は云々、此に讀てと云て、此ノ二哥はと、轉てつゞけたる文勢、此と似たり、】○信如ノ言とは、翁に老夫が、今其可來時にと云し如くなり、書紀に、至期果有大蛇と云々とあり、【されど彼紀には、此處にて大蛇の形狀を云ければ、此も、蛇の形狀の、言し如くなりと云意もこもるべし、】○已頭、書紀に頭各一槽飮醉而【各ノ下に低ノ字など脱たるべし、今ノ本のまゝにては聞えず、各ノ一槽ノ酒を飮盡す意とするは強説なり、】とある、頭各と合せて思ふに、已ノ字は於能賀於能賀と訓べし、【こゝは於能賀と云べき處にはあらず、】八ノ頭各なり、前にも云る如く、各は已々にて、卽續紀廿六に、於乃毛於乃毛とあり、○垂入ノ二字、多々理と訓べし、○死由ノ二字は、決く誤れるものなり、眞福寺ノ本には、死由と一字に作り、故思ふに皆ノ一字なるべし、皆とは八ノ頭皆なり、○所御佩之十拳劍、此劍の事、書紀一書に、其ノ斷蛇ノ劍ノ號曰蛇之麁正、此今在石上也、又一書には、以蛇韓鋤之劍斬云々、其ノ斷蛇之劍ハ、今在吉備ノ神部ノ許也、又一書には、以天ノ蠅斫之劍斬とあり、古語拾遺には、以天ノ十拳劍斬とありて、其名天ノ羽々斬、今在石上ノ神ノ宮と注せり、【石上は、一書に吉備ノ神部ノ許とあるから、備前ノ國赤坂ノ郡石上布都之魂ノ神社これなりと云り、まことに一わたりは誰も然思はるれど、よく思へばさにあらず、其故は、さしも名高き倭なるをおきて、吉備なるを、たゞに石上とは云てむや、若吉備のならば、かならず吉備ノ石上など、ことさら云べけれ、されば猶倭の石

上なるべし、さて推度ていはゞ、書紀崇神ノ卷六十年に、矢田部ノ造ノ遠祖武諸隅を御使として、出雲ノ大神ノ宮に藏れる神寶を、召上て見たまふことあり、矢田部ノ造は、姓氏錄によるに、物部氏の別レなり、さて垂仁ノ卷廿六年に、物部ノ十千根ノ大連に詔シ、出雲の神寶を檢挍しめ、仍て神寶を掌らしむ、又八十七年の文に、同人石上の神寶を掌ることゝ見ゆ、然れば此ノ須佐之男ノ命の御劔、出雲ノ神宮に藏れりしを、右の崇神垂仁の御時など、餘の神寶と共に、京に召上ゲたまひて、其時よりや石上には納められたりけむ、此ノ石上には、なほ種々の神寶を納められしことゝ、垂仁ノ御卷に見えたり、さて後に所以ありて、備前ノ國へ遷し奉しなるべし、其時倭の本ノ宮の名を取て、かしこをも、石上布都ノ御魂ノ神社とは申すならむ、いかにまれ、石上布都ノ魂と云名は、必倭のより出たることゝ明きをや、かゝれば書紀又拾遺に、在ニ石上ニと云るは、初ノ倭に坐マし時の傳へ、在ニ吉備ニと云るは、遷りたまひて後の傳へ說なるべし、然るに備前の石上ノ社ノ傳說には、神劔は昔大倭の石上へ遷し奉て、此ノ社には坐まさずと云り、いかゞあらむ、又此劔在ニ吉備ニとあるにつきて、須佐之男ノ命の蛇を斬たまひしも、實は備前ノ國なり、故に簸ノ川といふも備前にあり、出雲の斐ノ川にはあらずと云說もあれど、信られず、】○切散は佐理波布理と訓べし、水垣ノ宮ノ段に、斬ニ波布理其ノ軍士一と有ルに依れり、委くは彼處【傳廿三の八十一葉】に云べし、書紀には寸斬とあり、○變血は用邇那理弖と訓べし、書紀には此事見えず、仁德ノ卷六十七年、笠ノ臣ノ祖縣守が、備中ノ國ノ川嶋川の派なる大虬を斬る處にぞ、河水變レ血と見えたる、【變をカヘヌと訓るは、かへりぬなり、かへるとは、色のかはるをいふ、】○中ノ尾とは、八ノ尾なれば、端なる中なるあるなり、○御刀は、即右の十拳劔なり、○刄毀、毀は迦祁と訓べし、佐は語ノ辭なり、尾ノ中に劔ある故に、其に觸て刄の毀つるなり、○都牟刈之大刀、【刈を佐と訓るは由なし、又羽と作る本も誤なり、】書紀にはたゞ劔、また神劔とのみあり、都牟賀理とは、物を利ノ截斷貌を云古言にて、今ノ世ノ語に、豆加理又須間理なども云即是なり、大神宮ノ神寶に、須我流横刀と云あるを、【式又儀式帳などに見ゆ、】須我

利劒とも云り、又式に、出雲ノ國出雲ノ郡都我利ノ神社と云あり、是等も同言なり、さて都流岐と云も、此ノ都牟賀理の約りたる名【賀理は岐と切り、牟と流と通ふ】なれば、都牟刈之大刀は、劒之太刀といふに同じ、【師の冠辭考つるぎだちの條に、此ノ事見えたれども、其說まぎらはしく、又たがへることもあり、其は都牟刈は尖りたる意と云ながら、又刈は葉刈草薙など云て、物を刈斷ことなりと云れたるはいかゞ、今思ふに、尖りたる意にはあらず、又大葉刈草薙などは、刀の利きを云る名なれども、大葉刈の刈は、木草の葉を刈斷を云たるなれば、都牟刈の刈とは異なり、都牟賀理は利く截斷殺を云言なれば、刈は借字なり、此ノわきためよくせずば混ひぬべし、】大刀は、師の考に、斷の意にて名けたりと云れたるが如し、物を斷具なればなり、さて古書には、多知とも都流岐とも、たゞ同物を通はし云り、【都流岐は、右に云る如く、物を利く斷切るさまを云言なれば、正しくは都流岐能多知と云を、略きて都流岐とのみも云なり、然れば精しく分ていふときは、多知はなべての名、都流岐は其用を稱たる名なり、】又字も、劒とも大刀とも刀とも横刀とも通はし書て、差別なし、【然るを和名抄に、四聲字苑ニ云、似劒ニ而一刃曰刀ト、似刀ニ而兩刃曰劒ト、また屬鏤、文選ノ讀豆流岐と云るは、漢國のさだなり、此レに依て、劒をばかならず都流岐とよみ、多知には必大刀と書こと、心得るは、後世のことなり、さて師の、古へのは皆諸刃なり、片刃なるは後の物ぞと云れしは、信にさることなり、但シ上代にも、小刀には片刃なるも有つとおぼしきこともあり、玉垣ノ朝ノ段に、紐小刀とあるは、必比毛賀多那と訓べきなり、書紀にも七首と書て、然よめり、その加多那てふ名は、片刃か片薙かの義と聞ゆ、然れば上代にも、小刀には片刃なるもありて、其を加多那とは云しなるべし、和名抄にも、大刀ハ和名太刀、小刀ハ加太奈、又刻鏤具にも、刀子ハ賀太奈とあり、然るを片刃なるが便よき故に、いつとなく後には、大刀をも凡て片刃にすることにはなれりけむ、天智紀三年、大氏ノ之氏上ニ賜ニ大刀ヲ、小氏ノ之氏上ニ賜ニ小刀ヲとあり、これらの小刀は、諸刃なりしか片刃なりしか、知かたし、又武烈紀ノ歌に、飫裒陀掇こ

あるに、大刀の中にて大きなるをいふなるべし、】○故取此大刀、舊印本又一本には、此五字無し、今は眞福寺本又延佳本に依れり、○思二異物一而白上云々、書紀に是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也、【古語拾遺も同】又一書に、此不可以吾私用也、乃遣五世孫天之葺根神上奉於天、とあり、【たゞ天神といひ、又天と云るは、正しく天照大御神に獻りたまふには非ずと聞ゆめれど、此大刀後に御孫ノ命に授け賜へれば、天照大御神の御許に納れりしこと明らし、】又一書に、此ノ劍昔シ在二素盞ノ鳴ノ尊ノ許一とあるは心得ず、白上は、此ノ大刀を得給ひつる事のあるかたちを白して、獻りたまふなり、【此は自高天ノ原に參上てにはあらず、人を使はして獻りたまふなり、白と云る言、おのづから然聞ゆ、】上とは、此ノ國より高天ノ原に上るを以ていふなり、そもそも此大刀の事、始メに伊邪那岐ノ大神の、迦具土ノ神を斬リ給ひし、御刀に着る血の成れる樋速日ノ神、斐伊ノ郷に作給ひて、其ノ斐伊ノ川上にして、今如此大蛇を斬リ給ひて、其ノ川血に變て流れしと云ひ、その尾ノ中より、又此ノ都牟刈ノ劍を得給へることこそ、此彼深き由縁あるらむかな、【さて又かの樋速日ノ神と同く成リ坐る、建御雷ノ神の御大刀、石ノ上に鎮リ坐せば、此の須佐之男ノ命の御大刀も、同く石ノ上に坐ノしも、又由縁有けり、】○草那藝之大刀、大刀は、下に出たるには皆劍と作り、同じことなり、書紀にも、草薙劍此ヲ云二俱娑那伎能都留伎一とあり、さて此に如此云るは、後ノ名を擧て知らせたるものなり、書紀に、此所謂草薙ノ劍也、一書曰、本ノ名ハ天ノ叢雲ノ劍、蓋シ大蛇ノ所居之上、常ニ有二雲氣一故ニ以名歟、至二日本武ノ皇子一改メ名ヲ曰二草薙ノ劍一矣とあり、なほ此ノ大刀の事、倭建ノ命の段にいふべし、【傳の二十七の四十六葉又五十六葉又十九の二十三葉又二十八の十九葉】

故是以其速須佐之男命宮可造作之地求出雲國爾到坐須賀（此二字以音下效此）**地而詔之吾來此地我御心須賀須賀斯而其地作宮坐。**

故其地者於今云須賀也茲大神初作須賀宮之時自其地雲立騰爾作御歌其歌曰夜久毛多都伊豆毛夜幣賀岐都麻碁微爾。夜幣賀岐都久流曾能夜幣賀岐袁於是喚其足名椎神告言汝者任我宮之首且負名號稲田宮主須賀之八耳神

是以とは、櫛名田比賣を得給へることを承て云り、宮造ッる事に係れり、○宮可作造之地、【宮ノ字は作ノ字の下にある意に見べし】宮は御宅なり、さて此ノ宮造ルは、今ノ櫛名田ノ日女に御合坐む料なり、書紀に、然後行覓將婚之處とある、即此の文に當るを以知べし、凡て上ッ代に、婚姻するには、先ッ其ノ屋を造りしこと、見ゆ、かの伊邪那岐伊邪那美ノ大神の御時にも、先ッ八尋殿を見立賜ひしこと、思ヒ合すべし、出雲國風土記にも、神門ノ郡八野ノ郷を、八野若日女ノ命坐之、爾時所造天下大神大穴持ノ命、將娶給爲而、令造屋給、故云八野と云り、○須賀ノ地、書紀に、遂到出雲ノ之清地焉と有て、清地此云素鵝と註せり、【註の地ノ字は衍なるべし】○我御心須賀須賀斯、【これを須々賀々斯と作る本あり、古への書格なり】書紀に、乃言曰、吾心清淨之とあり、此言の意は、濯々斯伎なり、【すゞを、すゝがしきと云は、さわぐをさわがしき、もごくをもごかしきと云と、同格の語づかひなり、○源氏物語などに、須賀須賀と云言多し、それは滯なく、速に事の行くを云へれば、此とは本より別意か、又垢なく清きと、滯ることなきと似たれば、本は一ッ意か、なほ此事は、中巻明ノ宮ノ段に、須久須久登と云る言の處に、委く云ヘてむ】今此ノ地に來坐つれば、御心ちの、洗濯たる如く、潔く所思給ふなり、今ノ世の言に、心の清ると云に同じ、出雲風土記に、意宇ノ郡安來ノ郷、神

須佐乃男命、天避立廻坐之、爾時來坐此處而詔、吾御心者安平成詔、故云安來也、とあると合せて見べし、處は異なれども、事のさま全同きを以て、古ヘノ傳への意を准て知べし、安平成も、心の落着意なれば、心の清と云と同じきをや、【然れば此レによれば、此時の自所思御こゝろを云るにて、俗に云フ心持なり、全体の御心の善悪のさだには非ず、然るを穢悪心性亡して、清淨善心に變化たまふ意とするは、くはしからぬことなり、凡て漢意に溺れたる學者のくせとして、やゝもすれば萬の事を、儒佛の心法に説なさむとするから、此の御言などを執て、心の祓除などゝ云なるは、痛く強言なり、又國記に、秋鹿ノ郡多太ノ郷ハ須佐能乎ノ命ノ御子衝杵等乎而留比古ノ命、國巡行坐時、至リ坐此處ニ詔ク、吾ガ御心照明正直成、吾者此處ニ靜將坐詔テ而靜坐ス、故云フ多太ト、とあるも、似たることゝなり、】抑く前に既に御身の鬚爪などまでを拔て、祓たまひしかども、なほ穢レの盡終ざりしにや、其ノ後しも大宜都比賣ノ神をゆくりなく殺シ給ふ悪行あり、【然れども此神の御身に種々ノ物の成リて、世の大キなる利を得つるは、祓除の功徳にて、悪事の中より、はや善事の始れるなり、】さて後に大蛇を斬て、無上靈劔を得て獻り給へる、此ノ功たぐひなきに因リて、【蛇を殺して、民の害を除きたまふを以て、功とするはあたらず、其ばかりの事は、此ノ神の御上にとりては、何ばかりの功にもあらじをや、】以往の穢レは、皆盡はてニる故に、今自ら御心も清々しく爲て所思めすなるべし、さて來ニ此地ニと、其地に係て云るは、此地に又深き所以あるべし、そは凡心には測がたし、そもそも此地は、櫛名田比賣に御婚坐て、其生の御子孫、天ノ下に大キなる功積を立給ふべき始メの地なれば、此處に來坐て、御心すがすがしくおぼしけむも、宜にぞありける、○作レ宮坐、この坐ノ字は、上の到坐の坐とは異にして、住居たまふと云意なれば、麻志々々氣流と訓べし、【上の麻志は住居なり、下の麻志は崇辭なり、さて下に祁流と云ことを添へたるは、語の勢によれり、其は祁理と云はずして、祁流としも云ことは、上の其地を、曾許爾那母と訓る、那母の結辭なり、凡て文章は、如レ此ノ上下相と應ふ辭の格あることなるを、後ノ世人の文は、みな亂

て、辭のくさりを知れる人すべてなし、近きころ文章にほこる人あれど、猶これを知らず、】但シ此ノ命は、根ノ國に罷たまふべきなれば、【書紀に、遂ニ就ニ於根ノ國一矣とあり、此記には、此には此ノ事をいひもらしたれども、下文に至て、根之堅洲國に坐ス事見えたり、】現御身の、永く此ノ地に住給ふべきならねば、坐こは、たゞ御靈の留し、熊野ノ神ノ宮に鎭坐ここを、後より云る語なるべし、【其山はなほ次に云、】○於レ今云ニ須賀一也、此ノ地は、出雲風土記を細に考るに、まづ大原ノ郡須我山、郡家ノ東北一十九里一百八十步、須我ノ小川、源出ニ須我山一とも見えて、【又同郡御室山、郡家ノ東北一十九里一百八十步、神須佐乃乎ノ命、御室令レ造給テ所レ宿、故云ニ御室一とも見ゆ、此ノ御室は、須賀ノ宮とは別に造り給ひしか、又須我山も此ノ山も共に郡家ノ東北一十九里一百八十步とあれば、相近き處なれば、須賀ノ宮のことを、如此傳へたるか、又同郡ニ須我ノ社も見ゆ、】又意宇郡野代川、源出ニ郡家ノ正南一十八里須我山一ともある、此ノ須我山も、卽チ右の大原ノ郡なるを云なり、【須我山は、大原意宇二郡にわたりて、其堺にあり、】さて同郡熊野山、郡家ノ正南一十八里、所謂熊野ノ大神ノ之社坐スと見ゆ、かゝれば、須我山熊野山は、相並べる處なれば、【共に郡家ノ正南十八里とあればなり、】熊野ノ神宮ぞ、卽チ此ノ須賀ノ宮處なるべき、故思ふに、久麻野は隱野の義にして、【久麻ト許母理と通ふことは、傳三の三十六葉に云るが如し、】御歌詞の都麻碁微の由なるべし、【或說に、須賀ノ宮地は、出雲ノ郡出雲ノ鄕にして、式ニ出雲ノ神社とある是なりと云り、伊豆毛夜弊賀岐と云御詞によれば、信に此說も由なきに非ず、然れども、風土記に現に山川社などの名に須我と見え、又御室山の傳說、又熊野ノ御社など、彼レ此レを思ふに、猶上の考へに依るべし、又杵築ノ大社のあたりに、今其ノ跡と云處、又八雲山などと云あるは、後ノ世の作ル事なり、】さて此ノ神宮は、式に意宇ノ郡熊野ニ坐ス神ノ社【名神大】とある是なり、【風土記に、熊野ノ大社とあり、文德實錄三、仁壽元年九月、出雲ノ國熊野杵築兩大神、並ニ加ニ從三位一三代實錄貞觀元年正月、奉レ授ニ正三位一、五月授ニ從二位一、九年四月授ニ正二位一、】さて此ノ社の、須佐之男ノ命に坐ことは、國ノ造ノ神賀ノ

詞に、出雲ノ國乃青垣山ノ内爾、下津石根爾宮柱太敷立氏、高天ノ原爾千木高知坐須、伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命、風土記にも、伊弉奈枳乃麻奈子坐、熊野加武呂乃命とあり、【伊邪那岐ノ命の御子はあまたある中にも、天照大御神月讀ノ命須佐之男ノ命は、ここに御愛子に坐スこと、上に見えたり、日は、日子日女の日に同じ、加夫呂伎とは、大名持ノ命の御祖なるゆゑに、出雲ノ國にては、殊に如此申せるなり、櫛御氣野ノ命と申す御名は、他神の如く思ふ人あるべけれど、さにあらず、こは須佐之男ノ命の、熊野ノ宮に鎭坐ス御靈を、殊に稱申せる御名なるべし、その例は、同神賀ノ詞に、大穴持ノ命の事を、倭ノ大物主櫛𤭖玉ノ命登名乎稱天とあり、此名も他には見えぬを思ふべし、式に熊野と同郡に、久志美氣濃ノ神社と云も別にあるは、熊野ノ神を、又別に祠れるなるべし、さて舊事紀に、此ノ須佐之男ノ命を、坐ス熊野杵築ノ神宮と云るは、例の妄說なり、又師の祝詞考に、熊野ノ神社を、穗日ノ命の御子健三熊ノ命とせられしは、熊と云名に依リてのことなれど、誤なり、さてはかなはぬこと多し、伊射那伎乃日眞名子と云ヒ、又かの神賀ノ詞のみならず、文德實錄三代實錄などにも、熊野は先、杵築は後にあげ、又動位も、杵築は一等降れり、これらかの健三熊ノ命にてかなふべきかは、須佐之男ノ命に坐スこと、うたがひなきものなり、】○茲大神、こゝに始メて大神と申せり、【下皆同】伊邪那岐ノ命をも、黃泉ノ段の次よりは、大神と申せり、共に故あることなるべし、さて此は、熊野ノ宮に鎭リ坐スところを指て申せるなり、【若シ然らずば、更めて茲ノ大神と云べきに非ず、】於レ今云二須賀一と云て、其ノ須賀ノ宮に鎭リ坐ス茲ノ大神と云フ意、おのづからあらはなり、【須賀と熊野とは、本一ツなりしが、やゝ後には、その須賀てふ名は、近きわたりの山川にのこり、熊野てふ名は、神宮にのこりて、つひに別なるが如くなれるなり、さてかの熊野久須毘ノ命も、此ノ地ノ名より出たる御名なるべし、そは彼ノ命も、此ノ熊野に住たまひしなるべし、】○初作は、都久理波自米多麻比と訓てもありぬべし、されど茲ノ大神は、此ノ宮に鎭リ坐スところを後より云て、是より立チ返リて、其ノ初をいふなれば、初ノ字をも、別に波自米と訓べし、○雲立騰、

是レは此ノ地に宮造リ婚坐てし吉かるべき瑞なりしか、又何の雲とも無れば、【古今集序ノ小注に、八色の雲の立ツを見てと云るは、御哥ノ詞に依て云る妄説なり、】たゞ尋常の雲にて、何となく立しにても有むかし、此事書紀には見えず、御歌をも或云として載られたる、○作御歌は、美宇多余美斯賜と訓べし、書紀神武ノ御卷に、爲ニ御謠一之、謠此ヲ云ニ宇多預彌一とあり、枕册子にも、うたよみしておこせたるとあり、今ノ世にも、女童の語に云ことなり、さて宇多と云名、又余牟と云ことの由などは、予別に委き説あり、言長ければ此には畧つ、○其歌曰は、曾能美宇多波と訓べし、【曰ノ字は、漢文の格以て書るものにて、古語にかなはねば、讀むべからず、何處も何處も然なり、】○夜久毛多都は、彌雲起にて、彼ノ雲の立チ騰るを、打見給へる隨に詔へる御詞なり、夜は彌にて、幾重も立疊なる意ぞ、○伊豆毛夜幣賀岐、伊豆毛は出雲にて、伊傳久毛の傳久を約て、豆となれるなり、【此は國ノ名には非ず、たゞ出たる雲を云ことなり、】夜幣賀岐は彌重垣にて、幾重もあるを云フ、但し此は、實の垣を云には非ず、八重雲の立チ出るを、垣とは云ヒ成シ給へるなり、雲霧は、彼方此方を隔つること垣に似たり、【上の夜久毛の夜を承て、此ノ夜幣賀岐の夜をば見べし、○契沖は、此レを宮ノ垣の速に出来ること、雲の如くなるによそふと云、師も、須賀ノ宮造リたまふを云と云ハれつれど、今よく思ふに、さには非ず、たゞ雲をかく詔へるまでなり、又師ノ説に、出雲は本より國ノ名、夜久毛多都は、其ノ冠辭なり、その故は、八雲多知出と直につゞけずして、多都と唱へ畢て、さて次の言をいふ、例の冠辭の樣なればなりと云ハれしも、一わたりさることなれど、然には非じ、多知伊豆とつゞけずして、多都と先ツ言ヒ切リたるは、其時見たまへるまゝに、八雲の立ツよと、先ツ言ヒ出ア給へるなり、さて其雲のさまを、八重の垣を成りとのたまへり、】さて此ノ御歌ノ詞より起りて、國ノ名を出雲と負り、【さるから八雲立ツと云も、其ノ枕詞とはなれるなり、】風土記に、所ニ以號ニ出雲一者、八束水臣津野ノ命ノ詔、八雲立ト詔之故、云ニ八雲立出雲一、また八束水臣津野ノ命ノ詔ハク、八雲立ツ出雲ノ國ハ者云々とあるは、臣津野ノ命は、此の御歌ノ詞に因て、後に詔へるなり、

須佐之男ノ命の、八雲立ッ出雲ノ國と詔へる此ノ國はと云意なり、【よく〳〵文義を味ひて知べし、】さて臣津野ノ命の如此詔へるによりて、遂に國ノ名にはなれるなり、【臣津野ノ命は、須佐之男ノ命の四世の御孫にて、次に出たり、さて諸國の例に依に、鄕ノ名を取て郡ノ名とし、郡ノ名を國ノ名とせるが多ければ、此國も、出雲ノ郡出雲ノ鄕あれば、始ノは此ノ鄕より出たる國ノ名なるべし、其は彼ノ臣津野ノ命の、八雲立出雲ノ國ハ者と詔へるは、廣く一國を指てなれども、然詔へりしは、出雲ノ郡出雲ノ鄕のあたりにての事なりし故に、先ッ其處の名に負へるが、後に大名にもなれるなり、彼ノ文は意宇ノ郡ノ條、臣津野ノ命の、出雲ノ國を修理たまふ事を云る處に出たる、其ノ修理たまへるさま、先ッ出雲ノ郡のあたりより修理初めて、意宇ノ郡の方にて、修理竟たまへる趣なるを、かの八雲立出雲ノ國ハ者と詔へるは、修理初めむとし賜ふときの言なれば、其ノ詔ひし地は、必出雲ノ郡なり、抑出雲てふ國ノ名の事、初ノ須佐之男ノ命の詠たまへりし御哥は、須賀ノ宮にての事なるに、出雲と云郡鄕は、遙に離りて、他處にあること、己も初メはいと疑はしかりしを、熟く細に考れば、右の如くにて、疑もなく明らかなるものなり、】○都麻碁微爾は、夫妻隱にして、夫婦隱る料にと云意なり、凡て都麻とは、夫に對へて妻を云のみならず、妻に對へて夫をも云稱にて、夫婦の間を互に云へば、【俗に都麻阿比といふにあたれり、】此は夫婦をかねて云るなり、さて微ノ字、書紀には味とあり、其は意いさゝか異なるべし、【碁微は碁毛理の約り、碁味は碁毛良世の約りなれば、碁味のときは、夫婦を隱らせむ料にと云意なり、○此句を、妻と共にと云意に見て、稻田比賣と共に、宮造りしたまふを云、と云る說はかなはず、】さて夫婦隱ると云例は、上久美度の解に【傳四の卅三葉】云るが如し、○夜幣賀岐都久流は、彌重垣造にて、此も實の垣を云に非ず、彼ノ雲の、垣を成と云ことなり、○曾能夜幣賀岐袁、曾能は其なり、都麻碁微爾の句を承て云、さて如此二度上ノ詞を返して云ハは、古ヘ歌の常なり、中頃よりは此ノ格なきを、返して今ノ世の俗の童歌には常多し、是ぞ歌謠の自然の勢にて、折リ返せば其ノ情深くなることぞかし、終の袁は、只助辭にて、

余と云むが如し、【此ノ格多し、下にいふべし、】袁作るを上へ返る意に似たれど、古ヘノ意は然に非ず、さて一首の意をつらねて云ハば、今吾レ須賀ノ宮を造る時しも、八重雲の起よ、此ノ立チ出る雲、八重垣を成せり、吾夫妻隱らむ此ノ宮の料に、雲も八重垣を作ることよ、と作給へるなり、【凡て雲のうへのみを云り、然るに妻を隱むために、今吾レ此ノ宮の垣を造ルといふ意を兼て看は、ひがことぞ、よく〳〵詞を味ひしらば、明かならむ、】此ノ餘の義あることなし、【後ノ世に神ノ道歌ノ道の輩、此御歌にくさ〴〵の言痛き說をつけ、或は祕事など、こと〴〵しく云ヒあふめれど、凡て古へをしらぬ妄說なれば、論ふにも足らず、又稻田姫の答歌とて有ルも、古ヘノ躰にあらず、後ノ世ノ作リ事ぞ、又此御歌に、なほ遠呂智のことを云て、八重垣造るを、斃滅の意ぞなどいふも、さらに由なきことなり、】○於是喚云々、この喚を米志阿と訓て、下の任ノ字をば多禮と訓べし、其由は次に云、○首は【都加佐と訓るも、誤にはあらねど、なほ】意毘登と訓べし、姓ノ尸に某ノ首と云をも然訓べし、私記にも、忌部ノ首讀於比止とあり、書紀に、三輪ノ君子首、忌部ノ首子首など云名を、子人とも書るは、子の韻に意を含める故に、おのづから古毘登と唱へらるゝなり、元明紀に、大津ノ連意毘登と云人ノ名を、元正紀聖武紀には首と書れたり、【然るを意宇登と訓は、旅人をたびうど、商人をあきうど、藏人をくらうどと云例の音便にて、正しからず、古書を訓ムに、かゝる音便の言をまじふべきにあらず、又其ノ字を布と書クもひがことなり、此は比の通音にて、布と云にはあらざればなり、かゝる音便の言の假字はみな宇なり、】さてこは本ト尊稱にて、大人の意なるべし、【書紀に、宇志を大人と書れたるも、漢文の方に取ては、叶はぬ字なれば、此ノ大人と意の同じき故に、移して書れしものなるべし、】尊ミて云るは、書紀允恭ノ卷に、首也余不忘矣、これ對人を指シて云り、さて首長の意に云るは、景行ノ卷に、村之無レ長、邑之勿レ首、顯宗ノ卷に縮見屯倉首、孝德ノ卷に村ノ首【首ハ長也】などあり、さて此の首は、後ノ世の宮々【三后宮春宮等】の長官の如くなるを云なり、○任を多禮と訓べき由は、【凡て多理と云辭に二ツあり、登阿理

こ登阿理この約まりたるなり、此はその登阿理の約れる多理を、仰る言なる故に、多禮こ訓むなり、多禮は卽チ登阿禮なり、】さて此字は、拜ニ某ノ官ニの拜こ同く、與佐須こ麻氣賜こ米須こ三ツの訓ある中に、與佐須は此に叶はず、又麻氣賜こも訓べからず、【麻氣は、京より他國の官に令レ罷意にて、卽チまからせを約めて、麻氣こは云なり、万葉に此言多し、みな鄙の官になりてゆくこミにのみ云り、心を付て見べし、又史記ノ南越傳に、天子罷レ參ッ也こあり、此訓にてマケはマカラせなることをさこるべし、然るを京官の任をも麻氣こ訓ムは、みだりごこなり、】米須こ訓ムぞ此は叶へる、米須は其人を召來て、其ノ官を授くる意にて、司召こ云是なり、【顯宗紀に拜ニ山ノ官ニ推古紀に任ニ僧正僧都ニ天武紀に拜下造ニ高市大寺ニ司上などあり、凡て上代には、本居に在る人を、京に召て、官には任たまへりし故に、召こ云し、其ノ名目は後までものこれり、古今集雜ノ部の詞書に、もろこしの判官にめされて云々こあるは、異國に遣すなれば、まけられてこあるべきを、めされてこ有ルは、違へるに似たれごも、彼ノ時代は既く麻氣こ云名目は絕て、凡て米須こいへりしなり、縣召こ云も此レに同じ、又いはゆる任ー大ー臣を、後撰集榮花物語などに、大臣召こあるは、古ヘノ意によくかなへる名目なりかし、】かゝれば同ジ任ノ字も、其官によりて、皇國の言は異なるぞかし、さて此は、上に喚こあるが、此ノ意に當る故に、此ノ任ノ字は多禮こ訓べきぞかし、書紀に、乃チ相與遘合而、生ニ兒大已貴ノ神ヲ因テ勅ー之ー曰吾兒首者、卽脚摩乳手摩乳也こあるは、傳ヘの異なるなり、○負ニ名號云々ーは、須佐之男ノ命の、此ノ名を賜ふなり、○稻田宮主須賀之八耳ノ神、稻田は、須賀ノ地の舊名なるべし、故ニ稻田ノ宮こも云けむ、かゝれば稻田比賣こ云は、此に宮造りて御婚坐るよりの名なるべきを、父の初ノに名告れるは、後ノ名を廻して語リ傳へたるなり、主は首こ同意なり、須賀は、此にては既に地名なり、其故は、さきに吾御心須賀々々斯こ詔へるのみにては、此神名に負せ給ふまではあるまじければなり、書紀大書には、だ故ニ賜ニ號於ニ神ニ曰ニ稻田ノ宮主ノ神ーこあり、一書には始ノより、稻田ノ宮主簀狹之八箇耳こあり、【是又後ノ名を始へ廻ら

し云詞なり、さて須佐てふ地名、飯石ノ郡にもあれど、こは其にあらず、須々賀を切て須佐と云るなれば、即須賀と同じ、上に須賀須賀斯は、須々賀須々賀斯なりと云るを、おもひ合せよ、】又一書には、此レを妻の名とせり、八耳は【借字】豐都美々か、伊加都と云名の例、これかれあればなり、【伊加は夜と切る、】又足摩耳を約めたる名ならむか、【阿志摩を切て夜となる、】耳は誉稱なること、上【傳七の五十四葉】に委く云るが如し、若シ足摩耳の意ならば、足名椎と云と同じ、【足名椎手名椎は、此賣の、須佐之男ノ命の妃に成給ひし爾に名けらむと、上に云るを思ひ合すべし、又書紀一書に、是レを母の名とせるは、手摩耳を約て、多都耳なりけむを、多都と夜都と混て、是レをも八箇耳と傳へたるか、然るを八耳の文字に就て、口决に聞ク八方ノ稱と云るは、此ノ神にさしも縁なき附會なり、又聖德太子を八耳と申せる例を引クも、あたらず、かの太子を八耳と申せしことは、此ノ記にも書紀にも見えず、おぼつかなし、よしやさる御名ありとも、彼レは豐聰耳と申しつれば、由あり、此レはさる由あることなきをや、又大殿祭ノ詞一本に、御膳乃八乃耳云々と云を引クも、心得ず、此ノ詞式に載れるには見えず、私本なるうへに、應も誤り、耳なく有るも的なるねば、八乃耳と云べき由あらめや、】

故其櫛名田比賣以久美度邇起而所生神名謂八島士奴美神。自士下三字以音下效此又娶大山津見神之女名神大市比賣生子大年神次宇迦之御魂神二柱宇迦二字以音

故ノ字、又一本には、首の故ノ字無し、今は舊印本又一本共に有ルに依れり、如此る所には、必此ノ字有ル例なればなり、〇比賣ノ下なる以ノ字を、率て訓はわろし、凡て此方の古書に、率てに以ノ字を用ひたる例なし、〇久美度邇起而は上【傳

四の三十三四葉】に出たり、考へ合すべし、○八島士奴美ノ神、名ノ意は、士は助、奴は主、【是より大國主まで、六世の御名の中に、五世はみな奴と云、何れも此意なり、】美は稱名耳の略にて、上【傳七の五十四丁葉】に云る例の如し、【書紀に八島篠とあるは、美を略き、八島野とあるは、知を略き、美をも略きて、主とのみ云るなり、八島手とあるは、手は知に通ひて、此も稱名にて、例多きこと上に云り、さてかく同ジ名を、略きも換もしたるにて、士奴美ノ三字みな稱名なることをしるべし、凡て稱ノ名は、略きも換も連ねもする例なり、】さて此御名は、後に大國主ノ神、國造りて天下をうしはき坐る時に、遠祖なる故に、如此稱へしにや、若シ然らずは、八島知主とは云まじくこそ、書紀には、號ニ清之湯山主三名狹漏彦八嶋篠ト【篠此ヲハ云斯奴】一ニ云清之繫名坂輕彦八嶋手ノ命、又云清之湯山主三名狹漏彦八嶋野とあり、【三名は美都奈と訓べし、狹は御なり、さて繫名坂は、都奈佐加と訓べし、繫ノ字は、つなぐの訓を取れるなり、かゝれば、彼ノ美都奈佐の御を略けるにて、同ジ名なり、坂を上古は佐とのみも云ること、上に委く云るが如くなれば、狹も坂なり、此ノ御名ども、舊き訓も既に皆あやまれり、○舊事紀に、此ノ神ノ亦ノ名大國主ノ神と云るは、書紀ノ本書に、大巳貴ノ神を、稲田媛の生兒とあるを見て、おしあてに云る例の妄說なり、然るを此ノ僞書に惑されて、とかく云人あるはいかにぞや、】○神大市比賣、上に神と置ルは稱名なり、【例おほし】大市は、和名抄に、大和ノ國城ノ上ノ郡大市、【於保以知○こは書紀ノ崇神ノ卷垂仁ノ卷にも見えたる地なり、】參河ノ國碧海ノ郡大市、播磨ノ國揖保ノ郡大市、【於布知】備中ノ國窪屋ノ郡大市、【於布知】神名帳に、伊勢ノ國安濃ノ郡大市ノ神社などあり、此ノ地々の中に由ある有むか、○娶は美阿比弖と訓べし、上【傳五】に御合とある是なり、さて此は須佐之男ノ命の娶給ふなり、【此ノ字、常には賣登流と訓ノど、古言に非じ、】○大年ノ神、名義、大は例の稱へ名、年は田寄なり、【多余を切て登とはなる、さて余世を余佐志とも余志とも云る例古へに多し、】然云故は、まづ登志とは穀のことなる、其は神の御靈以て、田に成して、天皇に寄奉り賜ふゆゑに云り、【田より寄すと云

こゝろにて、穀を登志とはいふなり、】新年祭ノ祝詞に、皇神等能依左志奉牟、奥津御年乎云々、八束穂能伊加志穂爾、皇神等能依左志奉者云々、とあるを以知べし、【天ノ下に成ノとノ成る穀は、悉く天皇に神の依し奉リ給ふなるを云り、奥津御年は、師ノ説に、稲を云、稲は穀の中にも晩く成ルゆゑに、奥と云なり、同じ稲の中にても、晩をおくてと云にて知べし、】さて穀を一度取リ収むるを、一年とは云なり、【されば登志と云名は、穀を本にて、年月の登志は末なり、】かくて此ノ神は、此ノ穀の事に大なる功坐し故に、此御名を負ヒ給へるなり、さて諸國に大歳ノ神ノ社と云が多かるは、此神を齋へるも有べく、又其ノ處々にて、穀の事に功有りし神を、然稱名けて祭れるも有べし、【漢籍にいはゆる大歳とは、痛く異なり、字の同きに付て、な思ひまがへそ、〇倭姫ノ命ノ世記に、眞名鶴稲穂を咋持廻て鳴ク云々、此ノ鶴を大歳ノ神と號て祠賜へり、是も穀に功ありし故なり、是をも神名秘書と云物に、今此の神の、鶴に化り給ひてと云るは、名に附てのおしあてごとなるべし、又朝熊ノ社にても、此ノ鶴を祭りて、保於止志ノ神と云も、於保止志を轉て、穂落の意にとりなせるなるべし、】〇宇迦之御魂ノ神、宇迦は上【傳九の五十三葉、大宜都比賣ノ處、又六十葉、豊宇氣毘賣ノ神ノ處、】に云るごとく食なり、書紀に、伊弉諾ノ尊又飢時ニ生兒、號ニ倉稲魂ニ、倉稲魂此ヲ云宇介能美埵磨ト、【介は、書紀にはカの假字にのみ用ひたり、氣に用ひたる例なし、】大殿祭ノ祝詞に、屋船豊宇氣姫命、是稲ノ靈也、俗ノ詞宇賀能美多麻とある、此等は、此記に豊宇氣毘賣ノ神とありし【上に出】にあたりて、此なる神とは別なるを、御名の同きは、功徳の等き故ぞ、彼レは食の元始の靈、此レは其ノ食の事に功坐し神なり、御魂とは、恩頼、【神靈又靈などもあり、】又万葉五【卅一】に、阿我農斯能美多麻多麻比弖などある意にて、其功徳を稱へたる名なり、書紀神武ノ御卷に、粮ノ名ヲ爲ニ嚴稲魂女ト稲魂女此ヲ云于伽能迷ト、と見ゆ、【或人、倉稲魂と稲魂は別なりと云は、倉ノ字に惑へる誤なり、此ノ神武ノ卷を見よ、】和名抄に、稲魂和名宇介乃美太万、俗ニ云ニ宇加乃美太万ト、とあるは誤なり、【こは書紀の訓注の介ノ字を、ケと讀る誤と見ゆ、〇或書に、稲荷ノ

神社三座は、本殿ハ宇賀ノ御魂、第二殿ハ須佐之男ノ命、第三殿ハ大市比賣なりと云り。】

兄八島士奴美神。娶大山津見神之女名木花知流【此二字以音】比賣生子布波能母遲久奴須奴神。此神娶淤迦美神之女名日河比賣生子深淵之水夜禮花神【夜禮二字以音】此神娶天之都度閇知泥【上】神【自都下五字以音】生子淤美豆奴神【此神名以音】此神娶布怒豆怒神【此神名以音】之女名布帝耳【上】神【布帝二字以音】生子天之冬衣神。此神娶刺國大【上】神之女名刺國若比賣生子大國主神。亦名謂大穴牟遲神【牟遲二字以音】亦名謂葦原色許男神【色許二字以音】亦名謂八千矛神。亦名謂宇都志國玉神【宇都志三字以音】幷有五名。

兄は阿爾と訓べし、書紀神代ノ卷に兄弟、又垂仁の卷に御子たちの次第を云處に、第一をも阿爾とよめり、又仁賢ノ卷にも、異父兄弟など訓り、【此稱、中昔の物語どもにも多かり、今ノ人の心には、阿爾と云は、俗言のごと思ふめれど、言のさまいと古し、和名抄に、兄ハ古乃加美、又庶兄ハ波良比止乃古乃加美とあれども、古能加美と云は、本ト第一ノ子に限る稱なり、魁帥なども、其中の長を云、官司にても、長官を加美とは云り、然るを、必しも第一に限らず、ひろく常

に對へて云ノは、兄ノ字を訓るから轉れる、後のことなるべし、されば書紀應神ノ卷清寧ノ卷などに、長子を訓るはよく當れり、此は先に三柱ノ女神坐せば、長子にはあらざれば、かなはず、又伊呂勢伊呂泥などは、同母のを云ふ稱なれば、是レも此にはかなはず、然ればたゞ勢と云ぞ、ひろく兄ノ字によく當れゝど、此は然訓むも語調よろしからずなむ、】○木花知流比賣、凡て神ノ名は、何れも美稱たること常なるに、花知流とは、かの佐久夜毘賣の段に、天ツ神ノ御子之御壽者、木花之阿摩比能微坐さむと云し、あだなる譬に取れるに、其を今かく名に負ヒ給ふは、如何なる由にか、若は此神いまだ壯く盛の齡にて、身亡給へる故に、惜しみて名けしにもや有ルらむ、木ノ花のことは、下木ノ花之佐久夜毘賣の處に云べし、【傳十六の二十三葉　或説に、此神を石長比賣と同神なりといふは由なし、】○布波能母遲久奴須奴ノ神、布波は地ノ名か、母遲は、大穴牟遲の牟遲と同じ、【彼レをも大名持とも云を思ふべし、布波能母遲と、大穴牟遲と、凡て通ひて聞ゆ、但し布波を地名とすることは、母遲へ連くに能てふ辭いかゞなれば、地ノ名には非じか、】久奴は國主なるべし、【これ又かの大國主の例あり、】須奴は意得がたし、【強ていはゞ、知主か、志流は須と切れり、八島知主の例あり、又は奴は美を誤れるにや、上の久奴の奴よりまぎれつべし、さる例あることぞ、若シ然らば須美なり、某須美と云例は多し、上に云り、】○淤迦美ノ神は、上【傳五の七十七葉】にも下【傳十一の七十二葉】にも出つゝ、さて此ノ神の女と云は、此神を祠れる社の神靈の、現壯夫に化て、婦人に娶て、生坐る女子なり、此例多し、委くは傳二十【十三葉】に云り、考へ合すべし、淤迦美ノ神を祭る社は、國々に多し、其中に此は何地のとも知がたし、○日河比賣、河ノ字諸本に阿と作るは誤なり、【もし此字ならば、久麻と訓べけれど、古書に久麻に此字を用ひたる例なし、遠江ノ國に引馬と云地名もあれど、なほ阿ノ字には非ず、明ノ宮ノ段なる矢河枝比賣と云名の河ノ字をも、延佳本には阿と誤れり、】今は眞福寺ノ本に依れり、さて日河は、地ノ名ならむか、神名帳に、武藏ノ國足立ノ郡に、氷川ノ神社、入間ノ郡にも中氷川ノ神社ありて、同郡に出雲ノ伊波比ノ神社あるは因あるか、

又同郡に國渭埋祇神社もあり、【渭を奴と訓ことは、和名抄に、即同國に渭後と書て、渭乃之何とある郷あり、】且久奴須奴ノ神に近し、これらにや、【出雲の肥ノ河にはあらじ、】○深淵之水夜禮花ノ神、深淵は和名抄に、土佐ノ國吾川ノ郡深淵【布加不知】あり、式に深淵ノ神社もそこに見ゆ、【淵は、水と云む冠辭の如く置るならむと云れど、又水を美と訓れつれども、美ならば、下二字と同じく連て、假字に書べきを、別に水と書き、又御子神ノ名にも美豆とあれば、此レも猶美豆なるべし、】水夜禮花の意、凡て未ダ思ヒ得ず、和名抄、伊豫ノ國新居ノ郡に花と云郷名はあり、【花は、祖母の御名、深淵之水は、母の御名に由あるか、○花知流よりは、日河の河に承、さて淵の水に至て、破傷けるか、花と云意に、其を名けしにや、されどさる意以て名けむ由もおぼつかなし、】○天之都度閇知泥ノ神、都度閇は集へ、知は市か、輕に、出雲ノ國神門郡智伊神社【風土記には知乃社と有、】あり、泥は稱名、上に云るが如し、又知も共に稱へ名か、下に遠津待根ノ神と云例あり、これはかしこに云べし、【傳十一の七十五葉】さて前後の例に依ルに、此ノ神のみ、父の名を樂ざることと疑はし、故レ思ふに、此レは父神の名にて、此ノ下に、之女名某比賣と云ことの脱たるにや、又下の段に至ては、父の名を樂ずるも多かれば其例か、○淤美豆奴ノ神、大水主の意にや、【風土記に、八束水とあれば、美豆も水なるべくや、そもそも淤迦美ノ神の女日河比賣、其御子深淵云々、其御子此神まで、みな水に依れる御名は、如何なる縁か有けむ、】又美豆は異意ならむか、とまれかくまれ、父神の名の水と一ツなるべし、さて出雲風土記意宇ノ郡ノ段に、國引坐シ八束水臣津野ノ命ノ詔、八雲立出雲ノ國者、狹布之稚國在哉、初國小所作、故將ニ作縫ー詔而と有て、其國引坐し狀を、委曲に記せり、【その文いともいとも上ツ代の雅言なり、心留めて讀べし、】又島根ノ郡の段にも、國引坐云々、出雲ノ郡ノ段にも、國引坐意美豆努ノ命と見え、其餘にも、此神の御事處々に出て、彼國に甚く功ありし神と聞えたり、然るを其ノ御社の見えざるは、如何なるにか、○布怒豆怒ノ神、名ノ義未ダ思ヒ得ず、備後ノ國三次ノ郡に布努ノ郷あり、和名抄に出、豆は助辭、怒は主か、又國時ノ國

に都濃ノ郡もあり、○布帝耳ノ神、名ノ意未ダ思ヒ得ず、【凡て事の跡も何も傳はらぬ神ノ名は、考ふべきたづき無きものぞ、】○天之冬衣ノ神、書紀に、須佐之男ノ命草薙ノ劔を、遣シテ五世ノ孫天之葺根ノ神ニ上ニ奉ル於天ニとあり、此レと同神なるべし、五世ノ孫もよく合へり、又式に、山城ノ國相樂ノ郡和伎坐ス天之夫支賣ノ神社、【大月次新嘗】此レも同シ神か、【此は賣とあるは、女神にてもあるべし、此記に天之吹男ノ神と云も、上に見えたり、又は賣は根より轉れるにもあらむ、】其に並ビて健伊那大比賣ノ神社もあれるも由あり、さて名ノ義は、書紀に依ルに、【須佐之男ノ命かの草薙劔を、五世ノ孫に至て、天には奉リ給ふと云こと、此記又彼紀の餘の傳へどもとは異にして、疑はし、されど此傳は、よしや彼ノ草薙には非すとも、他劔にまれ、此神の天に奉リ給ひしことなどの、別に有けむが、草薙のことに混て、傳はりしにもあれ、古ヘノ傳へどもには、さるためしも多かりかし、】劔にぞ由けむ、さて思ふに、布由伎奴【伎は清音に讀べし、】と訓べく、その布由伎は、明ノ宮ノ段ノ歌に、波加勢流多知、毛登都流藝、須惠布由、布由紀能須布々、【歌の意は彼處に云べし、】これなり、奴は稱ヘ名にて主なり、【さて上ノ黄泉ノ段に、十拳劔ヲ於ニ後手ニ布伎都々とあるにて、かの背根と通ふ由もしるし、根も上に云る如く、稱ヘ名なれば、奴と同じことゝなり、】○刺國大神、刺は佐須と訓むか、【凡て刺果と云言ノ例、みな佐須なり、刺竹刺車などの如し、】佐志と訓むか、【和名抄、出雲ノ國大原ノ郡に佐世郷あり、式に佐世ノ神社も坐り、此郷名のこと、風土記に、佐世ノ木より負たることと見り、佐世ノ木は、或人、和名抄に、烏草樹ハ佐之夫乃紀とある、是なりと云り、此レに依らば、刺國は、右の佐世ノ郷のことにも有むか、又小國の意か、然らば佐須具爾と訓べし、】決めがたけれど、且く【彼ノ佐世ノ郷の事によりて、】佐志とは訓、又刺國と連ヘ訓むか、刺と云て、國大と連むか、【國大と連ねば、大は御大之御前と書る例に、富とも訓べし、但シ女の若比賣と云名に對ひたれば、大の意にては有べし、】此レも決めがたし、大神は、尋常の大神と申ス例には非じ、此神、殊に然崇めて申すべき由も見えねばなり、故レ大に上聲を附まて、常の例ならぬこと

を示したり、大之神と訓べし、【大と下へ置ク言は、めづらしけれど、大部ノ國などに、太と云地ノ名もあれば、大の神とも

いふべし、尾張ノ國中島ノ郡大神々社、臨時祭式に、大或ハ作ル多ニとあれば、是も大之神なる例なり、】○刺國若比賣、

此ノ御名のこと、右に同じ、若は、父神の大に對へり、○大國主ノ神、下に須佐之男ノ大神の詔に、爲ニ大國主ノ神ト云々と詔へり、

御名の意は後處【傳十の五十八葉】に云べし、さて須勢理毘賣ノ命の御歌に、夜知富許能、加微能美許登夜、阿賀淤富久邇奴斯、

と作給へり、○大穴牟遲ノ神、此ノ御名の訓は、万葉三ノ巻 卅丁 六ノ巻 卅丁 に、大汝とかき、又十八ノ巻 卅丁 に、於保奈牟知と見え、古語

拾遺には大己貴とかきたれども、【此ノ文字は、書紀によれるなり、】古語於保那武智ノ神と云ひ、姓氏録に大奈牟智ノ神、

文徳實録八に大奈牟智、三代實録に大名持、延喜式に大名持、また於保奈牟智とある、此等以て知べし、遲は濁音なり、

【然るに書紀に、大己貴此ヲ云ニ於褒婀娜武智ト、とあるに依て、今に至るまで、世ノ人如此唱ふるはいかゞ、此ノ訓注は、師も

疑ひおもはれつる、信に疑はし、此ノ御名に意富阿那と阿を添たること、古書に例なければなり、又大己貴と書れたる文字

も、いと心得ず、己ノ字は、於能を阿那に借り用ひたるか、又汝と云べきを、於能禮とも云こともある故に、汝に用ひた

るか、かにもかくにもまぎらはしく、物遠き書ざまなり、然るを後ノ世人は、本の言の意をば深くたどらで、たゞ大己貴

の字に依て、此ノ御名を讀ば、いかにぞや、凡て書紀は、かゝる文字かきに、異なるを好まれたる癖なれば、其心して

見べし、】さて大穴と書るは、此記を始として、万葉七ノ巻 卅丁 に大穴道、出雲國造ノ神賀ノ詞、又神名帳、又出雲風土記

などに、大穴持、姓氏録に大穴牟遲ノ命などあり、是らもみな於富那と訓べき證は、和名抄に、信濃ノ國埴科ノ郡ノ郷ノ名

の大穴を、於保奈と記せるこれなり、さて牟遲と牟智とは通はして、古へより二ッに傳はれる中に、正しく牟智とあるは、

右の文徳實録のみにて、餘はみな牟遲なれば、持と書るをも、牟遲と訓ても有りぬべし、【遲は、此記には遲とあれば、必

濁音なるを、持とも多く書たるを思へば、此は清音にも唱へたるにや、此ノ清濁のことは疑はし、】かくて御名の意は、

師ノ說に、穴は那の假字、牟は母の轉れるにて、大名持なり、凡て古ヘ、名の弘く長く聞ゆるを、譽とすめれば、天皇の宮所を遷し賜ひ、御子おはしまさぬ后、又御子たちは、御名代の氏を定め、又名背名根名妹など云ヒ、万葉二に大名兒などあるも、皆名高き由の美詞、人に向ひて那牟遲と云も、名持しふ言にて、美る稱なり、かくて此ノ命は、天ノ下を作り治め知りたまへる御名の、世に勝れたれば、大名持と美稱へ申せるなりとあり、○葦原色許男ノ神、【葦原之と、之を添へて讀ムは誤なり、此は出雲建、難波根子などの類なる名なれば、必之とは云ハぬ例ぞ、】色許は醜と書て、前に志許米志許米伎、とありし處【傳六の三十九葉四十葉】に云る如く、多くは惡み罵て云言なれども、此の御名は、勇猛を美て云り、さて其も、人の畏み懼るゝ方より云ヘれば、彼ノ醜女などゝ、云もてゆけば、同じ意に歸めり、【後ノ世の言に、勇猛人を、鬼神の如しと云に同じ、又思ふに、今ノ語に、堅に堅きことを、志許理とも志加理とも云、色許は、其意にてもあらむか、志許夫都と云言もあり、】さて葦原としも云は、天ノ下を宇志波伎坐せればなり、【上に云る如く、此國を葦原ノ中國といふは、天上より呼名なれば、此ノ神ノ名も、もと天ッ神たちの呼ばしめたまへる名なるべし、】中卷に、內色許男ノ命內色許賣ノ命、伊賀迦色許男ノ命伊賀迦色許賣ノ命など云名もあり、【皆色の上に之とは云ハず、】又孝德紀に、高田ノ醜【此ヲ云ニ之渠ニ】雄と云人も見ゆ、○八千矛ノ神、万葉六【四十丁】に、八千桙之神之御世自云々、又十【廿丁】にも如此よめり、此レを武威の、八千と多くの矛を持る如きの意に稱し御名なるべし、千の意は、今一ツの考ヘもあり、其は國號考の細戈千足國の解に云り、○宇都志國玉ノ神、玉は【借字】御靈なり、故レ國御魂とも云り、さて御靈は、上の宇迦ノ御魂ノ神の處に云るごとくにて、其國を經營坐し功德ある神を、國玉國御魂と云なり、【其由下文に見ゆ、】故レ此ノ名は、此ノ神に限らず、倭ノ大國魂神、【此レをも大穴牟遲ノ神と心得るは、ひがことなり、】高市ノ郡吉野ノ大國栖ノ御魂ノ神社、山城ノ國久世ノ郡水主ニ坐ス山背ノ大國魂命ノ神、和泉ノ國日根ノ郡國玉ノ神社、攝津ノ國東生ノ郡生國魂ノ神社、兎原ノ郡河內ノ國魂ノ神社、伊勢ノ國度會ノ

郡大國玉比賣ノ神社、伊豆乃大國玉比賣ノ神社、尾張ノ國中島ノ郡尾張ノ大國靈ノ神社、遠江ノ國磐田ノ郡淡海ノ國玉ノ神社、能登ノ國能登ノ郡ノ能登生國玉比古ノ神社、對馬ノ上縣ノ郡嶋ノ大國魂ノ神社など、各其國處に、經營の功德ありし神を、如此申して稱せるなり、右の外にも、國々に國玉ノ神社大國玉ノ神社ぞ云多し、皆同じ、其ノ中には、此ノ大穴牟遲ノ命を祭れるもありぬべし、さて宇都志ミは、此ノ御名は、須佐之男ノ大神の詔に、爲ニ宇都志國玉ノ神ニと詔へるより起れり、其ノ上は根國にして詔へる御言なる故に、此國を指て顯見國とは詔へるぞかし、書紀にも顯と書れたり、【又は上に宇都志[illegible]命と云ふなれば、只何となき稱名にて、宇都久志の意ともしつべくや、とも思ひしかど、然にはあらじ、】○幷有ニ五名ニは、那伊那とも即ち謂ひつるぞ、此方の物言なる、【或説に、大和ノ國城上ノ郡狹井ノ坐大神ノ荒魂ノ神社五座は、此五名が祭と云り、神祇令ノ義解に、狹井ノ祭ハ大神之麁御靈也とあり、】書紀には、大國主ノ神、亦名ハ大物主ノ神、亦名ハ國作大己貴ノ命、亦曰ニ葦原醜男、亦曰ニ八千戈ノ神、亦曰ニ大國玉ノ神、亦曰ニ顯國玉ノ神、顯此云ニ宇都斯ニ、と七名を擧られ、古語拾遺には、大己貴ノ神、一名大物主ノ神、一名大國主ノ神、一名大國魂ノ神と、四ノ名を擧たり、さて此神のこと、書紀本書に、須佐之男ノ命の櫛名田比賣に御合坐て、生ニ見大己貴ノ神ニとあり、此は凡て上代には、遠祖上までをかけて、みな其後と云、子孫も末々までをかけて、みな子と云れば、【此事上にも下にも委く云り、】此も須佐ノ男ノ命の御子と云るを、御子と申傳へつるより混し傳へなるべし、【然るを此ノ書紀の文になづみて、八嶋士奴美ノ神より、大國主ノ神までを、一神なりといふ說もあるは、甚く違たるわざぞ、】其故に、此記に右の如く、世々の神ノ御名まだかに見えて、六世ノ孫なることいと著明ければなり、此ノ書紀にも、一書には、八嶋篠ノ五世ノ孫、即チ大國主ノ神と見え、又一書には、素戔嗚尊ノ所生兒之六世ノ孫、是ヲ曰ニ大己貴ノ命ニ【これは兒之六世とあれば、七世ノ孫と云に似たれど、さにはあらず、六世は素戔嗚尊よりの六世なり、】と見え、姓氏錄にも、素佐能雄ノ命ノ六世ノ孫大國主とありて、何れの傳へも皆合る物ぞや、

古事記傳十之卷

本居宣長謹撰

神代八之卷

故此大國主神之兄弟八十神坐然皆國者避於大國主神。所以避者其八十神各有欲婚稻羽之八上比賣之心共行稻羽時於大穴牟遲神負帒爲從者率往於是到氣多之前時裸菟伏也爾八十神謂其菟云汝將爲者浴此海鹽當風吹而伏高山尾上故其菟從八十神之教而伏爾其鹽隨乾其身皮悉風見吹拆故痛苦泣伏者最後之來大穴牟遲神見其菟言何由汝泣伏菟答言。僕在淤岐島雖欲度此地無度因故欺海和邇（此二字以音下效此）言吾與汝競欲計族之多小故汝者隨其族在悉率來自此島至于氣多前。

皆列伏度爾吾蹈其上走乍讀度於是知與吾族孰多如此言者見欺而列伏之時吾蹈其上讀度來今將下地時吾云汝者我見欺言竟即伏最端和邇捕我悉剝我衣服因此泣患者先行八十神之命以誨告浴海鹽當風伏故爲如教者我身悉傷於是大穴牟遲神教告其菟今急往此水門以水洗汝身即取其水門之蒲黃敷散而輾轉其上者汝身如本膚必差故爲如教其身如本也此稻羽之素菟者也於今者謂菟神也故其菟白大穴牟遲神此八十神者必不得八上比賣雖負帒汝命獲之

兄弟、ここは下に庶兄弟とありて、異母なれば、【波良加良と訓はわろし】阿爾淤登と訓べし、○八十神は、ここなる云ならず、必八十柱に限れるには非じ、中卷明ノ宮ノ段ノ末に、故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣皆不得婚、とあるに同じ、考へ合せて知べし、書紀ノ神代ノ卷に、八十諸神、垂仁ノ卷に、八十魂神、などもあり又百八十神と此記にあるも、同じたぐひなり、【式に、阿波ノ國美馬ノ郡八十子神社とあるは、前後の神社を合せて思ふに、伊邪那岐ノ大神の、多くの御子を申すならむ、○ここを舊事紀に、事八十ノ神として、一神の名にしたるは、例のひがことなり、次ノ文に、皆ここと各ここ共に讀こともあるにてしるし】○皆國者避於大國主神、ここは後の事を先ヅ言おきて、次に其ノ然る所由

を初メより具に言ふ、【此ノ次より、下文の毎ニ坂ノ御尾ニ追伏セ、毎ニ河ノ瀬ニ追撥而始作レ國也、とある處まで、みなこの事なり、】皆は、八十神皆なり、國は、此ノ天ノ下を云、避とは、書紀に、經津主ノ神武甕槌ノ神、大御命を受て天降て、大己貴ノ神に問ヒ給ひし言に、汝ノ意ハ如何、當須避不云々、事代主ノ神ノ曰ク、我カ父宜當奉避、吾亦不可違、因於ニ海中ニ造ニ八重蒼柴籬ヲ、蹈ニ船枻ヲ而避之、また出雲ノ國ノ造カ神賀ノ詞に、國作之大神乎毛媚鎭天、大八島國現事顯事令ニ事避ヲ支などあり、但シ彼は自退キて讓避なりとこそ云へるに、此は下文の事ごもを見るに、さに非ず、競爭ひつれごも、及ハず負て退き避れるなり、【若くは終に大國主ノ神に歸服て、自避し事のありしが、記にはもれつるにもやあらむ、】〇稻羽は因幡ノ國なり、彼ノ國法美郡に、稻羽ノ【伊奈波】郷あれば、是より出たる國ノ名なるべし、名義は、稻葉よりや出けむ、〇八上比賣、和名抄に、因幡ノ國八上ノ【夜加美】郡あり、此レより出つる名なり、【又は此ノ比賣神の坐シし處なる故に、地ノ名となれるか、その本末は辨へがたし、〇万葉四に、八上ノ釆女も見ゆ、】〇有欲婚云々は、用婆波牟能心有ヨと訓べし、此ノ言は、下八千矛ノ神ノ御歌に、佐用婆比とある處に委く云べし、〇共行は、出雲ノ國より行クなるべし、〇負レ帒、負の假字は和名抄に、稻負鳥を、其ノ讀ミ以奈於保世度里、とあるに依ヒべし、帒は、同書に蔣魴切韻ニ云、袋ハ囊ノ名、字亦作レ帒、和名布久路、また唐韻ニ云、幐ハ囊之可レ帶也、和名於比不久呂、これら共に行旅ノ具に載たれば、古ヘは旅用物を帒に入レて、從者に齎せ行クと見えたり、【蜻蛉ノ日記などに、餌袋に菓子などを入レて、旅にもたることと見えたり、餌袋の名は、鷹より出テつらめど、それに種々ノ物入るゝは、古への旅に袋をもたることのゝこれるなるべし、】西宮記踏哥ノ裝束ノ條に、又以ニ衛府ノ官人一爲ニ持レ袋ヲ者ト、裝束如レ常、また禁秘御抄得レ選ノ條に、行幸之時持ニ大袋一與ニ內侍一同車、是レ不レ可レ然事ノ第一也とあり、書紀ノ雄略ノ卷に、根使主を罪なひ給ひて、其が子孫を賜ニ茅渟縣主一爲ニ負囊者一とあり、賤キ者の役と見えたり、【或人の云ク、事功の人におくるゝ者を、

世俗に支持すと云も、此ノ故事によれり、】○從者は、延佳本に志比理斯比登と訓るも、然ことさ【書紀廿四に償從者、しとりべは後執部にて、最後に行ク從者を云、】なれど、なほ廣く登世比登と訓て有ぬべし、下卷穴穗ノ朝ノ段に、御伴人ともあり、書紀に、從とも從人とも僕人ともある、皆トモビトと訓り、さて同シキ兄弟の中に、此神しも如此賤きさまに見役はれたまへる所由は、凡て大なる功業を立むとする人は、細事にはかゝはらぬから、中々に人の云まにまに從ふものなればなるべし、此意は次の手間山の事にても見えたり、○氣多之前は、因幡ノ國氣多ノ郡の海邊の崎なり、○裸、阿加波陀那流と訓べし、書紀垂仁ノ卷に、裸伴此云阿箇播娜我等母とあり、又雄略ノ卷に、赤裸とも見ゆ、古き歌に阿加波陀能由ともよめり、顯露の意なり、又赤膚にても有べし、【史記秦ノ始皇本紀に、伐湘山樹赭其山、又彼陀加と云は、赤顯にて、阿加波陀を下上に云る言なり、然るを阿加波陀加と云は、此ヲを云得ぬ心言にて、由なく同じの事なるぞかし、右に引る書紀の訓注の我ノ字は、之の意なり、故濁音ノ字を用ひたり、思ひあやまることなかれ、】こは菟の毛の麁なるを云り、○菟、【此方の古書には、兎を多くは菟と作り、漢籍にもさる例ありて、字書にも相通すと云るもあれど、こは誤なりと、或書に云り、菟を兎とはかくべく、兎を菟とはかくまじきことなりとぞ、信にさも有べきことなり、】万葉十四東歌にも、今の田舍人も、宇佐藝と言ば、然訓べしと師は云れき、されど凡て古書に、宇の假字に此字を用ひたるを思へば、なほ宇佐岐ぞ正しかりける、天武紀に邑紡、迹菟と云人ノ名をも、元正紀には宇佐伎と書れたり、【宇佐岐は本より田舍言なるべし、】和名抄に四聲字苑云、兎、獸ノ名、似テ小犬ニ而長耳缺唇、和名宇佐木、○僵八十神謂其菟云々、此ヲ上に、菟の裸にて伏る所以を、八十神の聞る言、次に菟の答たる言など有べきを、其は次の大穴牟遲ノ神の問ひ賜へる處に、委曲に擧て、此には省り、抑前に言て後に省こそ、文章の常なるに、此は前に省て後に云るは、凡て大穴牟遲ノ神の事ぞ主と語る故に、其ノ處を委曲にいへるなり、○將爲者は、將爲波と訓べし、此ノ海鹽

省と云むが如し、【此を師は、母登能菟登那良牟爾波と訓れき、此は漢文の格に依て、意を得て訓れつるものなれど、
撰者の意は然る心にて書るに非じ、凡て此記は、漢文の格に依て、意を得て訓べき處と、又漢文の格にかゝはらずて、た
だ古語の隨に字を置ることの差あり、こゝはたゞ古語の任に置る文字なれば、字のまゝに訓べきなり、】○海鹽【鹽は借字に
て、潮をいふ、下同、】は宇志富と訓べし、齊明紀ノ大御歌に、于之裒と見ゆ、○尾上のことは朝倉ノ宮ノ段【傳二十の六十四
葉】にいふべし、○從ニ八十神ノ之敎一而の而は、僞而の意なり、遠呂智ノ段に、隨レ告而とあると同シ格ぞ、○乾の假字は、
字鏡の燥ノ字の下に、可和久とあり、○其ノ身ノ皮とは、膚を云なり、その故は、上に裸と見え、下文に悉剝ニ我衣服ヲ一
とあれば、毛の付たる皮はなければなり、○痛苦は伊多美苦と訓べし、さてく此ノ菟は、八十神のために、何の怨仇な
らぬを、かく令惱るは、甚も惡行神たちなりけり、凡て由なきすさみに、物を傷ふことは、昔も今も不善人の爲ること
なりかし、○最後は、伊夜波氐と訓べき由、前に云が如し、【傳六の廿八葉】○僕、これも阿禮と訓べし、即チ次に吾と
あり、○淤岐ノ島は隱岐ノ國なり、○和邇、和名抄に麻果切韻云、鰐似レ鼈有ニ四足一喙長三尺甚利レ齒、虎及
大鹿渡レ水、鰐擊レ之皆中斷、和名和仁と云り、此魚の事、古書に多く見ゆ、【宇治拾遺に、虎の海へおちいりける足
を、和邇のくひきりけるを、その和邇のくひに虎にくひ殺されたる物語をのせたり、】甚大なるが有リと見えて、記中に八
尋和邇などあり、【漢籍にも長サ三丈など見ゆ、】又熊鰐とは、其ノ猛を云る稱なり、凡て熊某と云は、みな猛を云る例な
ること、上熊曾の處【傳五の十六葉】に云が如し【凡て北國の海には、今も和邇多しと云り、又遙西の外國々にも、此魚多き
處ありと云り、】さて此に海と云るは、菟は陸の物にて、海を渡むの謀を語る處なればなり、○族は登母賀良と訓べし、
【書紀に、宇我邏また夜加羅と訓れども、此は親族を云に非れば、然は訓べからず、】菟の族とは、隱岐の諸菟皆をい
ひ、和邇の族とは、擧海の和邇ども皆を云るなればなり、書紀十一に虬之黨類、又諸ノ虬ノ族とあるも同じ、【族、禮

記ノ註に類也ともある意なり、】書紀に、屬類蕪類徒黨同伴者衆など、皆族と訓り、○多小は於本佐須久那伎と訓べし、小は少ノ字の誤かとも思へど、通はしてぞ用ひけむ、【百官の品などには、大と少とを對へたれば、多に小をも對ふべくや、】○欲計なれば、久良辨弖牟と訓べし、○隨其族在悉の五字は、其族之阿理能許登碁登と、師の訓れつるに從ふべし、【但ノ族は、上の如くトモガラと訓べし、】有限不遺と云意なり、万葉五ノ巻に、布可多衣、安里能許等其等、伎曽倍騰毛とあるにひとし、○列伏度、此ノ度は、此處より彼處まで續くを云り、彌亘ノ字を訓る意なり、○走作、凡て作ノ字、古書には、必ス都々と訓ル例なり、都々は、此事と彼ノ事と相交るときに、其間に置く辭なり、此は走りもし讀もして、二事を相交へて爲るなり、【走々讀とも、走りながら讀ムともいふに同じ、】故レ此ノ作ノ字を、後世には那賀良とも訓りなり、凡て都々と那賀良とは、通ひて聞ゆることも多し、物語文などに、必ス都々と云べきを、那賀良と云る例あり、○近キ世の書に、而と云べき處を、都々とよむこと多し、こは誤りなり、都々と云べきを、且と云むは可し、且と云べきを、都々とはいひがたし、此ノ意をよく辨ふべし、近キ世に歌ノ道ノ人の云ふ都々の說は、叶はぬこともおほし、○讀度、讀は數讀にて、万葉四ノ巻に月日乎數而、又七ノ巻に浪不數爲而、又十一ノ巻に、時守之打鳴鼓數見者、【これも今ノ本の例に、皆誤れり、】又十三ノ巻に、吾睡夜等呼讀文將敢鴨、【今ノ本は、讀を續と誤れり、】又ノ巻、吾寢夜等者數物不敢鴨、【是も今ノ本は讀を誤、】又十七ノ巻に月日餘美都追、かく假字にも書り、【今ノ世にも、錢などを數ふるをば、よむと云り、】さて此ノ度は、上なると異にして、渡行を云り、○知下與吾族孰多、右の如く爲たらむには、實に和邇の族の數をば、知るべけれども、菟の族の數は、知べきならねば、此ノ上に、然後吾亦隨族在悉率來列伏、爾汝云々を讀度、などいふ語もあるべきを、其は今菟の身ノ上へを語るに用無ければ、略けるにこそ、○今將下地時、凡て今と云に三ツ意あり、一ツには、字の如く當時今なり、二ツには、今一なご云て、有るが上に猶添むとするを云、三ツには、

將レ然、こゝの近きを云、【俗にやがてともおつゝけとも云に同じ、即チ今にともいふなり、】今返リ來むなど云是レなり、【此レに又一ノ意あり、今早と催すにいふ是なり、○又今者と云て、今は此レぞ限リと云意に用ることもあり、】こゝは其意にて、地に下むとするほどの近きを云、下レ地ニとは、和邇の背ノ上ヘより氣多ノ前の地に下るを云、○最端も伊夜波志と訓べし、俗に一端と云ことなり、○我衣服とは、毛の付る皮を云り、こは人に准へて、衣服とは云るか、又は伎毘能とは、凡て身をつゝみ藏す物の名にて、人の着る衣服のみの名には非るか、又蛇の伎奴と云ことあれば、此も伎奴とも訓べし、○患ひ假字は、三代實錄廿三に宇禮比とあり、宇禮閇に非ず、○命以は以ニ御言一なり、【初メに天ツ神諸ノ命以テとあるにおなじ、】○傷は、上に其身皮悉風見吹拆故痛苦とあるを云り、曾許那波延都と訓べし、○今急、この今は、速くと催し起る意あり、○以レ水洗は、潮氣を去むために、眞水にて洗はしむるなるべし、【上に云る如く、水門は河の海に落る戸口にて、河と海との交際なるが、此は眞水を用ひむ爲に、水門と云るなれば、河ノ方へよりて、潮の交らぬ所とすべし、然らばたゞに河とこそ云べきを、まぎらはしく水門と云るは、いかにと云に、此處ノ海邊なれば、河即チ水門なればぞかし、】○蒲黄、和名抄に唐韻ニ云、蒲ハ草ノ名、似テレ藺ニ可シレ以テ爲ル席ト也、和名加末、陶隱居本草注ニ云、蒲黄ハ蒲ノ花ノ上ノ黄ナル者也、和名加末乃波奈、【蒲黄とは、花ノ上の黄粉なるを、直に波奈と云るは、此方にては、別に黄粉の名は無くて、其をも花と云るなるべし、さて漢籍にも、蒲黄はもはら治レ血治レ痛藥とするは、本此ノ神の事に因て、上ツ代よりしかつたへしものなり、○今ノ人は、加を濁リて賀麻といへど、凡て頭を濁ル言無し、今も蒲生など云地ノ名などは、清ムを以て、古ヘをしるべし、】○輾轉者は、許伊麻呂毘氐婆【婆は濁音なり、氐婆は多良婆の意なり、】と訓べし、万葉三【四十八丁】に展轉と見ゆ、【十の五十四丁、十三の二十九丁にもあり、】許伊は臥伏を云て、又万葉に即チ反側臥伏なども多く見ゆ、假字は許伊なり、此レも万葉にあり、なほ此ノ言の例、下卷遠ツ飛鳥ノ宮ノ段の哥、【傳三十九の六十五葉】許夜流とある處に云、○如ニ

積村に、鷺大明神と云あり、須佐之男ノ命を祭ると云、同村に大森大明神と云あり、大穴持ノ命を祭ると云り、件ノ兩社の神主細谷大和と云、さてその鷺大明神を、疱瘡の守ッ神なりと云て、そのわたりの諸人あふぎ尊みて、小兒の疱瘡の輕からむことを祈る、まづ初メに此ノ願を立るときに、此社に詣て、竹ノ皮の笠を一蓋借ッて歸ッて、家ノ内に齋ひ置て、その兒疱瘡をことなくしをへぬれば、賽に同じさまの笠を今一蓋添へて、初メのと共に、かの社に返し納メ奉る、此ノ笠どもはみな、神の御前に積置ッを、又後に祈ッかくる者は、一蓋づゝ、借ッて歸るなり、さて其ノ東積のあたりに、木江川とて大河ありて、其川の海に落る處、鹽津浦とて、隱岐の知夫里湊その向ひに當れり、さて因幡の氣多ノ郡は、伯耆の堺にて、東積村とは、五六里隔たれりと語りき、此レ因幡の氣多ノ前とあるには合ハざれども、若シは菟神は此ノ社にて、鷺とは、菟を誤りたるならむか、疱瘡を祈るも、此ノ段の故事に緣あることなり、和名抄によるに、東積ノ鄕は汗入ノ郡なるを、八橋ノ郡なるは、今は八橋ノ郡に屬るなるべし、さて彼ノ木ノ江川の落口、鹽津と云地、蒲黄を取し水門ならむか、猶よく尋ぬべし、貝原好古が和爾雅てふ物に、伯耆ノ國素菟大明神と云を載せたるも、彼ノ社を云るにやあらむ、」○其菟白云々、此ノ言のごとく果して、八上比賣をば、大穴牟遲ノ神の得たまへるは、この菟の靈のはひけるなるべければ、まことに神なりけり、○汝命は、那賀美許登と訓べき由、上にいへるがごとし、さて此下にかならず、曾と云辭を讀附べき處なり、」

於是八上比賣答八十神言。吾者不聞汝等之言。將嫁大穴牟遲神。故爾八十神怒。欲殺大穴牟遲神。共議而至伯伎國之手間山本云。赤猪在此山。故和禮(此二字以音)共追下者。汝待取。若不待取者。必

將殺汝云而以火燒似猪大石而轉落爾追下取時即於其石所燒著而死爾其御祖命哭患而參上于天請神產巢日之命時乃遣𧏛貝比賣與蛤貝比賣令作活爾𧏛貝比賣岐佐宜此三字以音集而蛤貝比賣持水而塗母乳汁者成麗壯夫訓壯夫云袁等古而出遊行。

答曰、八十神に此ノ前に聘せし事のあるべきを、其をば略て、たゞに此答へを云るなり、されど何とかやことたらはぬここちす、○不聞ハ承引じなり、○嫁ハ阿波牟と訓べし、那は奈と云に同じ古語なる由、上に委く云り、さて此レは、先キに菟を悩したること、助たること、善惡き所爲を見て、其ノ善キに心を歸たるか、はた此ノ神は、もとより萬ッに秀てすぐれるからに、何故となくなびきたるか、如何まれ彼ノ菟の事は、もはら此ノ妻問ヒの事にかけて云るなれば、白菟の靈をさへたることは、前に云るが如し、○怒ノ字、一本には忿とあり、○手間山本、和名抄に、伯耆ノ國會見郡天萬郷あり、當なり、又出雲風土記意宇ノ郡ノ段に、道通ニ國ノ東ノ堺手間剗ニと見え、【今彼ノ國意宇ノ郡宜野村間湯ノ海中に、手間ノ天神と云あり、と或書に見ゆ、】古今六帖國ノ部に、八雲立ツ出雲ノ國の手間ノ關、いかなるてまに君隔るらむ、待しほ人知見むや我がせこ、留かねてぞ手間と名つけし、堀川院百首に、きりこもと思ひしかども雲立ツ、すまのせきにも秋はこまふき、國堺なる故に、伯耆とも出雲ともせしなるべし、【又郷ハ伯耆、關ハ出雲に屬るか、いかにまれ別にはあらじ、】○舊事紀に手向山とあるは、寫誤なるべし、】○赤猪、書紀神功ノ卷にも見ゆ、今は石を火に燒て、默むためにて、赤と色で云るなるべし、又記中に白猪と云も見ゆ、和名抄に爾雅ノ注ニ云、猪ハ一名ハ彘、和名井、爾名苑ニ云、一名豕、方言ノ注ニ云、

豚ハ家ノ子也と見ゆ、さて此ノ文は、此山道ニ猪在那理と訓べし、○和禮共ノ二字、連て和禮杼毛と訓べし、我ども吾ども書クべきを、假字に書、そのうへに注までも附たるは、いと煩はしきに似たるを、記中に往々かゝることあるは、たゞ古き書に書るまゝによれるにや、○追下者、下るは猪を下すに非ず、猪を追て八十神の下るなり、同ジ言の此ノ下にあると、考へ合せて知べし、○待取は、常にはたゞ待つくるを云て、取は輕き言なるを、此は取ルの言重し、山ノ下に在て、待承て捕へよと云なり、○大石は意富伊志と訓べし、白檮原ノ朝ノ段ノ御歌に、意斐志【斐は富伊の切なり、】とあるに依れり、伊波とは訓まじ、○追下取、この追下も、八十神の下るなり、上に云る言に應ふ、【もしこれを大穴牟遲ノ神の追下とするときは、待取と云るに違へばなり、又上に云る追下も、猪を下すに非ずと云ること、こゝと合せて心得べし、前後にて同言の、意のかはるべきよしなければなり、もし又こゝをも、かの石を下すことゝせば、上に轉落とある重なりて、わづらはしきをや、されば此なるは轉落せる石を追て、八十神の下るなり、】取は、大穴牟遲ノ神の待取なり、然らば追下手取と、手を附て訓べく思ふ人有リぬべけれど、其意とはいさゝか異なり、【取ノ字を上に置かで、下へ連ねて置るを思ふべし、】此レと彼とを爲ル交事を、かく引キつゞけて一ツに云も、語の一ツの格なり、追下なり、【取なり、と云むが如きこゝろばへなり、】出雲風土記に、意宇ノ郡宍道ノ郷ハ、郡家ノ正西卅七里、所レ造ニ天下一大神命之追給猪ノ像、南ノ山ニ有レ二、【一ハ長サ二丈七尺、高サ一丈、周リ五丈七尺、一ハ長サ二丈五尺、高サ八尺、周リ四丈一尺】追ヒシ猪犬ノ像、【長サ一丈、高サ四尺、周リ一丈九尺、】其ノ形爲レ石、无レ異ニ猪犬一、至レ今猶在リ、故云ニ宍道ト、とこそ見ゆれ、【所レ造ニ天ノ下一大神は、大穴牟遲ノ神なり、さて此ノ宍道ノ郷は、郡家ノ西卅七里とあれば、手間山とは、はるかに隔れゝば、別事にや、又一ツ事の、傳への異なるにや、】さて此神の、又如此人の云まゝに爲給へること、上の帒を負給ひしと同意なり、○御祖命は、大穴牟遲ノ神の御母なれば、刺國若比賣なり、記中凡て御祖とは、母を云る例なり、山城ノ賀茂ノ御祖ノ神社などと然り、そもそも父

の於夜なるは本よりのことなるに、母をしも殊に云る所以は、子は母の許に生長しなれば、父よりも親睦く、同じ家に在る故に、朝暮の事にふれても、御祖とは先ヅ母を云しなり、【此記の、上ツ代の意を失はぬことは、大方此ノたぐひなり、さて親と作ずして、祖ノ字を書るは、上に云る如く、於夜は父母に限らず、遠祖までに通ふ稱なる故に、此字をしも訓り、さて古の同じさまゝに、父母を云にも借りて書るは、古への例なり、續紀十五に祖子ともかけり、】中卷ノ末に、秋山之下氷壯夫春山之霞壯夫とて、兄弟の神、伊豆志袁登賣神を聘し段に、其母のくさ〴〵はかりごちし事あり、此段と全よく似たり、凡てかゝることどもゝ、父は知ずて、中々に母の事執り知りあつかへるは、殊に親き故なりかし、○神產巣日之命とは、上ノ件ノ狀を白して、救活したまはむことを乞なり、產靈の御名の意、【傳三の十一十二葉に云、】思合すべし、○𧏛貝比賣、𧏛は、蚶を𧏛と作るを誤れるものなり、【新井氏の東雅ノ蚶ノ條に、此ノ段を引て、蚶貝姫と云るは𧏛を蚶ノ誤と定めたるもいかゞなるべし】されば伎佐賀比と訓べし、和名抄に唐韻ニ云、蚶ハ蛘ノ屬、狀如ク蛤ニ圓ク而厚ク、外ニ有リ理縱橫、即今ノ蚶也、蚶色ナ成ニ云、和名木佐とある、これ本草に魁蛤とありて、今阿加々比と云物なり、出羽國にあるきさかたと云地名をも、延喜式に蚶方と書り、又倭姫ノ命ノ世記に、阿佐加々多儀使佐宇阿佐留とあるも、此手求にや、さて今𧏛を蚶と定むる所以は、次に云む、【延佳が考に、𧏛ノ字字書無之、舊事紀ニ作訓黑ノ字、又遣ノ字、同書作造、是亦誤字歟、可レ作告也、然則告ノ訓黑ノ貝姫也、黑貝和名伊加比と云り、和名抄に、蛤貝、顔氏注ニ云、蛤貝一名黑貝、和名伊加比とあるに依れば、黑貝は伊加比なれども、和名抄の此說受がたし、今爾雅を考るに、諸ノ貝の形色を凡て云る所に、玄ノ貝蛤ノ貝とありて、注には、黑色ノ貝也とこそいへれ、一名黑貝と云ことは見えず、疏にも、黑色ノ之貝名ク蛤ノ貝トとぞ云る、然ればこはたゞ、黑色の介蟲のことなるに、此を伊加比に當たるは、いかにぞや、蛤ノ字音によりて、黑ひかゞまりしにや、伊加比は、本草に魁蛤一名東海夫人とある物に

て、今ノ世にも卽チ伊加比と云なり、字鏡には、蛙ハ蝛也伊加比とあり、字書に、蛙は海虫蛤ノ類と見ゆ、凡て此物に黒貝と云名あることは、未タ見あたらず、然ればただ此舊事紀に黒貝と作るが正しくとも、伊加比と訓むはあたらざることなり、そのうへ鼓を訓黒ノ二字に作る、誤寫なり、其故は、此名ここに始メに出たる所は、訓とも云ひつべけれど、次に出たるにも同く訓黒とあるはいかに、そは訓ノ字用なく衍て聞ゆ、此レ誤寫の證なり、又遣を造と作るも、告なりと云るゝ、みな誤なり、又鼓ノ字を一本には蚑、一本には蚶と作れども、此レらの字、介蟲ノ類の名にあらねば、此レも誤なるべし、故レ今くさぐ＼考ヘて、或は蠣貝ならむかとも、又は河貝子なるを、色の黒きによりて、河黒貝とかけるかなども、思ひよりしかども、みなわろし、さてかくして思ひ得て、蚶とはさだめつ、】出雲風土記に、御祖神魂ノ命ノ御子支佐加比賣命、【一本に支佐加比々賣命とあり、】とあるは此ノ神か、○蛤貝比賣は、宇牟岐比賣と訓べし、此故は、書紀に、景行天皇東ノ國を巡り賜ヒし時、そこの海の白蛤【姓氏錄には大蛤とあり、】を、膾に作て奉りしこと見ゆ、此レを宇牟岐と訓り、さて和名抄には、蚌蛤ハ一名含漿、和名波万久理、海蛤ハ和名宇無木乃加比、文蛤ハ和名伊太夜加比、と分て出せれども、蛤と云は、波万具理の類の介蟲どもの惣名にて、【右の三ノ漢名は、彼ノ國にても互に混て、詳には分らざれば、此方にても、古ヘ人の心々に當つらむなれば、必しも右のまゝに定むべきにもあらず、】右の三の和名の中に、宇牟岐ぞ蛤の古キ名なる、【餘の二ツは、其中にて後に分れたる名なり、故レ名のさまも宇牟岐は古く、餘の二ツはやゝ後なり、】字鏡にも、蚶蟓蛾などの字を、いづれも宇牟岐と記して、餘の二ノ名は凡て見えず、【されば本は凡て宇牟岐と云 を、やゝ後に其ノ中にて、小さきを蒲栗とつけ、大なるを本のまゝに呼び、文あるを板屋貝とぞつけゝむ、板屋貝とは、其文の、板屋根の葺目に似たる故の名なるべし、さて又後には、つひに宇牟岐てふ名は亡て、大小凡て波万具理と云なりけり、さて此の蛤貝を、延佳本に於布加比と訓るは、和名抄に唐韻ニ云、蛤ハ古三ノ反、一ノ音ハ含、辨色立成ニ云於富、木朝 式ノ文用ニ

白貝ノ二字ハ、爾雅ニ云ク、貝在レ水ニ曰レ蛤ト也、とあるによれるものなれど、和名抄ノ今ノ本は、此ノ蛤ノ字は寫誤にて、古本に蚶と作るぞ正しき、そは古三ノ反とも、一ノ音含ともあるにてもしられ、又爾雅を考へて知ルべし、されば今蛤貝を於布加比と訓べき由はさらに無きことなり、さて蚶は、爾雅を今考るに、貝ノ居レ陸ニ贆、在レ水ニ者ハ蜬、音含とありて、疏に、在レ水ニ者ハ名レ蜬ト と云り、然れば蜬は水に在ル貝の惣名なり、さてこれを蚶と作るは、含と甘と音も義も通ふ故なるべし、かくて在レ水ニ貝の惣名ノ字を、於布と云一種の貝の名にあてたることは、右の辨色立成のみにもあらず、字鏡にも蚶ハ貝不、又阿波比とあり、こは爾雅にまた、蜬ノ小ナル者ハ蜬、とあるなどによれることにや、さて本朝式に白貝と作るも、右の黒色ノ貝の惣名の蛤貝を、伊加比にあてたることを、對へて思へば、彼レは黒貝ともかき、此レは白貝とも書て、いづれも其ノ色を以テ一種の名とせるにや、若シ然らば此も、蛤貝は黒貝にて伊加比、蚶貝は此レも蛤ノ字の誤にて、於布加比にて、黒白の色を對へて、此ノ二種を云るかとも思はるれども、黒貝にては、次ノ訓ノ字あまり、又訓を除きては、たゞ黒ノ字を、蚶とは誤るまじく、そのうへ蚶佐宜の字にも由なし、かゝれば蚶も蛤ノ誤にはあらざれば、於布にはあらざるなり、】出雲ノ風土記に、神魂ノ命ノ御子宇武賀比賣命と云見ゆ、【上に引る支佐加比賣も此レも、共に島根ノ郡の郷ノ名を說る中にあり、又共に神魂ノ命ノ御子と云り、此の二比賣と一ッにもあらむか、】さて右の二比賣は、即チ蚶貝と蛤貝とを云なり、さるを比賣と云るは、雉を鳴女と云、魚ノ名にも赤女口女鯛女など、皆女の字に云る、凡ての例ともすべけれど、此レはたゞ女と云ずして、比賣と云るは、今の功を美稱て、神とせる名なり、○遣は淤許世弖と訓べし、此は彼より此に遣すことなればなり、○令作活は、都久理伊加志米賜ひと訓べし、【令ヲ令レ活なり、活は大穴牟遲ノ神に係り、令ハ活は二比賣にかゝり、上の令は神產巢日ノ命に係れり、】作は繕治なり、國作の作の如し、令ノ字、舊印本延佳本共に命と作るは、誤寫なり、【同列の今一柱に命と云ざず、又此ノ名の次に出たるにも、命と云ざるに、こゝにのみ此字有べくもあらず、】今

は一本に依れり、○岐佐宜は、研し削りなり、【和名抄に、礪ハ岐之流、】志良を切て佐と云、下の志を省なり、又氣豆理を宜とのみ云例は、弓削を由宜と云是なり、【宜ノ字は、此記にては必ゲの假字なり、○體源抄に、笙五管ノ名物の中に、幾佐氣繪と云あり、蚶界繪とも書たり、】今ノ世の言に、物を許曾宜流と云は、此ノ使佐宜の訛れるにて、意は同じ、○集は、師の考に、焦ノ字の誤なりとあるぞよき、許賀志と訓べし、蚶貝の、其ノ殻を研磨りて、燒焦してなり、さて今如此して功をなせるに因て、此ノ貝の名を使佐とは負るなり、されば此ノ言と相照して、蚶は蚶なることを思ひ定むべし、【師は、黒貝比賣岐佐宜乎焦而と訓て、岐佐は蚶なりと云れき、されども黒貝は誤なること、既に云る如くなるうへに、もし黒貝ならば、その黒貝の功用をこそ云べきに、同類の中の別貝を用ひたらむは、黒貝の出たるよりどころなし、かにかくに蚶貝と岐佐宜の言と、相應はではいかゞなり、又宜ノ字もさてはあまりて聞ゆるなり、凡て此ノ言は、いとゝ心得がたくして、己もはじめにくさぐ〳〵考へつ、まづ岐ノ上に比ノ字脱て提げにて、焦たるを提げと、下より返て讀て、焦たるとは屍のことならむかとも思ひ、又は岐佐の木のことにて、宜は木ならむかとも思ひ、又此レも即チ蚶貝にて、宜は加比の約りたる言か、又貝ノ字の誤かとも、くさぐ〳〵おもひつれど、皆わろし、】○持水而、凡て蛤貝の中には、水を含みもたる物なり、【蛤蜊一名合漿、と漢籍にあるをも思ふべし、】此を眞福寺本延佳本などには、待承【舊事紀には待承とあり、】とあれども、さては岐佐宜焦而と云ると相應はず、○塗母乳汁者は、於毛能知志流登奴禮婆と訓べし、【師は、塗の上に如ノ字脱たるべしと云れつれど、もし其意ならば、如母乳汁塗者と、塗ノ字下に在べきを、然らぬは、然に非るなり、】母は乳母を云なり、凡て於母と云は、親母にまれ乳母にまれ、兒に乳を飲しむる人の稱なれば、親母とせむも違はず、【親母を於毛と云も、乳をのまし養ふことにつきての稱なり、然るをたゞ波々の古言とのみ心得て、乳養のことにあづからぬ處の母ノ字をも、なべて於毛と訓はひがことなり、】されど中卷玉垣ノ宮ノ段に、取御母とあるも乳

母なり、なほ於母のことは、彼處【傳二十四の五十六葉】に委く云べし、乳汁ノ二字は、たゞ知とのみも訓べきに似たれど、知はもとは、出る處の名にて、出る汁の名には非ず、然るをその汁をも知とのみ云は、やゝ後に略けるなり、さて此の方は、まづ世間に常に萬ヅの傷に、母の乳汁を塗て、愈す方ある故に、【此ノ法、上代にもはら爲しことなるべし】今蛤貝の水を、其ノ如くに塗ると云意なり、故レ知志流登と訓べしとは云なり、うつほ物語俊蔭ノ巻に、紅葉の中の乳なすことなあつゝ、あゆふるに云々、とある登に同じ、【万葉十四に、信濃なるちぐまのかはのさゞれしも、きみしふみてば多麻等比呂波牟、この等も同じ格なり、】そは彼ノ蚶貝の焦粉を、蛤の水以てときて、母ノ乳汁を塗ル如くに塗りしなり、さて宇牟賀てふ名は、母貝の約りたるにて、【さるを宇牟賀の貝と云は、後の重言なり、】今かく母ノ乳汁の如く塗リて、功をなさしに因て負るなり、さて右の二貝比賣のこと、上に云る外に、今一ツの考へあり、そは直に介蟲を謂にはあらで、尋常の貝にても有なむ、若シ然らば蚶貝比賣蚶貝を岐佐宜焦而、蛤貝比賣蛤貝の水を持て、と云ことなるを、神ノ名にゆづりて、その用ひたる貝ノ名をば、共に略けるなり、是るも一ツの文なるべし、さて然二ツの貝を用ヰて功をなせしに因て、其ノ貝ノ名を以テ、其ノ神ノ名にも稱しなるべし、【此ノ考へもすてがたくてしるしぬ、】○麗壯夫、麗とは此にては、火傷の肌膚の、本の如くに愈たる意を帶て云るなるべし、壯夫とは、此ノ字の如く、少壯なるを云稱なること、上にいへるが如し、○遊行は阿流伎々と訓べし、【下の伎は辭なり、】万葉三【四十丁】に、公之阿流久國、五【七丁】に、阿蘇比阿留伎斯、十八【廿丁】に、安治氣騰なども、【舊紀に歩行の訓、また中古の物語文などにも、阿留久とのみ見えたれば、阿留伎といふぞ、雅言のごとくきこゆめれど、其はかへりて後なり、】

於是八十神見且欺率入山而切伏大樹茹矢打立其木令入其

中即打離其冰目矢而拷殺也爾亦其御祖命哭乍求者得見即拆其木而取出活告其子言汝有、此間者遂爲八十神所滅乃速遣於木國之大屋毘古神之御所爾八十神覓追臻而矢刺之時。自木俣漏逃而去

率入山ごいふ山に、何所の山とも傳はらざるなり、前の同じ山には非じ、○茹矢、茹ノ字諸本に茄と作れども、然しは此ノ事かにかくに通えがたし、故今はしばらく眞福寺ノ本に茹と作るに依れり、抑此ノ段、此ノ字と氷目矢との詳ならざるによりて、凡ての事の狀もさだめがたし、然れどもしばらく茹とあるに就ていはゞ、まづ茹ノ字は、食也と註し、又飯ニ牛馬ニ也ともあれば、波米弖と訓べし、波米は令レ食の切りたる言にて、伊勢物語の哥に、狐に波米なでとある波米なども是なり、凡て物を入るゝを波牟流と云も、皆本は令レ食意なり、【さて此に食と書ずして、茹ノ字をしも書るは、少し物遠きこゝちすれど、此は物を食しむるを云とは、事の異なる故に、字をかへて書たるにもあるべし、】さて矢は、こゝは尋常の矢には非ず、木に掾入るゝ器なり、【次に氷目矢とある、即其名なり、】其にとりて總ての事の狀、二つきに聞ゆるなり、一ッには、まづ其矢とは、木に掾入れて、割目をつくる具を云、【或人云、今の世に、木を割に難きは、柯の無き斧を其ノ木口に挾て掾を、矢と云りと云り、是なり、】茹とは、木に掾入るゝをいふなり、○打立其木は、其ノ木爾打立と訓べし、【茹と云て、又打立と云るは、言の重なれるに似たれども、打立とは、打立て挾置意なり、】○令レ入二其ノ中一とは、大穴牟遲ノ命を、其ノ木の割かけたる間に入しむるなり、【舊事紀には、其の下に木ノ字あれど、此は木といはでも、其木ノ

中とは、間ゆるなり、さて其木の割目は、たゞいさゝかの塵さなるべきに、其中に人を入れむことは、いかゞと云疑ひあるべし、此ノ事は、次なる鼠の段に論へり、】○氷目矢【舊印本又一本などには、氷自矢とあれど、其は誤寫なるべし、今は眞福寺本又延佳本に依れり、】は、木に拆立割かけて挾置矢の名なり、氷目とは、【字は借字にて、】木などの割目をいふ、樋目の意ならむか、【俗言に、比米和流々、比和流々、比毘和流々など云、比毘も比米の訛りたるなるべし、和名抄に瘃ハ比美、俗には比毘と云、是も比米なるべし、又万葉十六に、比米加夫良、八多婆佐彌、宍待跡云々とあるは、狩に用ひたりと見ゆれば、此の氷目矢とは、固より別なれども、比米と云名の意は同じかるべし、八目鳴鏑といふは、鏃に孔のいくつもあるをいへば、比米鏑も、其ノ孔の長く樋になりたるを云なるべければなり、】又思ふに、氷ノ字は、狩ノ字の右の畔の畫の滅て誤れるにて、狩目矢にてもあらむか、若然らば、木に拆茹る由の名なり、○拷殺也とは、かの木の割目に挾置たる矢を、打離ち去るときに、其ノ割目忽に迫り合ゆゑに、其中に挾まれて、死たまひしなり、○今一つの趣は、茹矢は、矢とは、加須賀比の如くなる物か、又は木の断口に椓入れて、接合す物か、【俗に間之釘といふ物のさまにて、兩端を鋒にして打入るなり、】其は何れにまれ、木の断たる處にこれを打茹て、假に接て、其木を立おくなり、此ノ趣ならば、其木を打立と訓べし、【打は輕く添たるのみの辭なり、】令ㇾ入二其中一とは、其ノ假に立たる木の木に倚らしむるなり、【此事は、山中なれば、多く殖る木の中なるべければ、中と云ヒ入ルと云る、妨なかるべし、然れども下と云ハずして、中と云、倚など云ずして、入と云るは、なほ初メの趣まされり、】氷目矢は、名義は初メの趣と同じくて、此のおもむきにては、木の切口を接合す料の具なり、【此ノ趣にては、割目に挾むには非れども、木を接合す料のにも、同じ名を用ひむこと、妨なし、】拷殺は、かの打茹たる矢を打離ては、其木の断口離れて、仆るゝ故に、其木に壓れて死たまふなり、【拷と云るは、此趣にてよく叶へり、】右二ッの趣、何れよけむ、決めかねつ、【或書には、右の外に

も、くさ〴〵思ひよりしことゞもありしかども、今思ふには、みなわろし、さて此ノ段、延佳は、茹ノ字を、架の誤ならむかと云て、矢ニカケと訓つ、其は切伏たる大木を、矢を以て支へ荷せて、假に立るを云なり、然れども大木を支へ荷する物を、矢とは云べくもあらず、其ならば、架レ栈などゝこそ云べけれ、さて又氷目矢を、ヒメシヤヲと訓つれども、さては何の事とも聞えがたく、且シカ讀附べき由もなし、さて又師の考へも、凡ての狀は、延佳が考への如くにて、氷目矢は、舊印本に水目矢とあるにつきて、水は木の誤として、其ノ木を矢より打離ちと訓れつれども、さては打離ノ字の置處、此記の例に非ずして、いとむつかしく、又其意ならば、たゞに打ニ離其ノ矢一とこそ云べけれ、其木を矢よりとては、くだ〴〵しくつたなきをや、】○得見は美延氐と訓べし、得は、見とことを得てと云意には非ず、求めて得たる意なり、○拆ニ其ノ木一拆ノ字、諸本折と作り、今は一本に依れり、此ノ切リ伏せたる大樹の割目に挾まれ死て坐スを、見つけたる故に、其木を拆割て、屍を取リ出し給ふなり、但し後に云る趣ならば、折なるべし、其は木にうたれて、其ノ下に押れてあるべければなり、○取出とあるは、割目より出す方まされり、○活、この度も前の如く、令レ活方術ありけむを、其は傳へざりしなるべし、○此間は許々と訓べし、○爲ニ八十神一爲ノ字は、たゞ備と訓べし、【かくの如き爲ノ字を、多米ニと訓むは、漢籍讀の誤なり、】○木ノ國、名ノ義此字の如し、【紀伊と書クは、必二字に定むべしとの御制に因て、紀ノ音の韻の伊を添たるなり、此例多し、】○大屋毘古神は、五十猛ノ神と一ツなるべし、其故は書紀に、素戔鳴ノ尊帥ニ其ノ子五十猛ノ神一降ニ到於新羅國一云々、初五十猛ノ神天降之時、多將ニ樹種一而下、然不レ殖ニ韓地一、盡以持歸、遂始自ニ筑紫一、凡大八洲國之内、莫レ不ニ播殖一而成ニ青山一焉、所以稱ニ五十猛ノ神一爲ニ有功之神一、即紀伊國所在大神是也、また素戔鳴ノ尊之子號ニ曰五十猛ノ命一、妹大屋津姫命、次抓津姫命、凡三神、亦能分ニ布木種一、即奉レ渡ニ於紀伊國一也、然後素戔鳴ノ尊、居ニ熊成峯一而遂入ニ於根ノ國一者矣と見え、

神名帳に紀伊ノ國名草ノ郡伊太祁曾神社、【名神大月次相嘗新嘗】大屋都比賣神社、【名神大月次新嘗】都麻都比賣神社、【名神大月次相嘗、伊太祁曾は曾を、契神の曾ノ字の誤ならむと云しは、一わたりさもと聞ゆれど、なほ思へばわろし、こは五十猛有功ノ神と云なり、佐乎を切れば曾となるなり、故ニ續紀文德實錄三代實錄和名抄などにも、みな曾とあり、又今國人も然云り、但ノ國人の、祁を伎と云なるは非なり、さて右ノ三ノ神社、本ドは一ノ所に坐しけむを、大寶二年二月、分ニ遷伊太祁曾大屋都比賣都麻都比賣三神社ニと、續紀に見ゆ、さて又熊成ノ峯は、即チ熊野なるべし、なすを切ればぬなり、此レをワニナリと訓て、鰐淵山のことゝするはひがことなり】是レらを思ふに、別神とは見えず、妹神を大屋津姫と申すにても、其ノ兄神とは聞えたり、【舊事紀に、五十猛ノ神亦云ニ大屋彦ノ神ト、と云るは、傳へありしか、はた例の推當か、いかにまれこはよくあたれり、】さて右の如く、木種を分播たまふ神の坐ス故に、木ノ國とは名けしなり、【出雲と木ノ國と、同く通へることゝ多し、まづ伊邪那美ノ命をば、伯伎ノ堺なる比婆之山に葬奉るとあると、紀伊ノ國熊野之有馬ノ村に葬奉ると同事、又熊野てふ地ノ名も、二國にあり、又意宇ノ郡速玉ノ神社、牟婁ノ郡熊野速玉ノ神社、又意宇ノ郡韓國伊達ノ神社、名草ノ郡伊達ノ神社、大原ノ郡加多ノ神社、名草ノ郡加太ノ神社、これらみな同名なり、此レ皆右の三神の、出雲ノ國より通ひ渡り坐し時の由縁なるべし、書紀に、奉レ渡ニ於紀伊ノ國ニとあると、須佐之男ノ命の、三神を出雲ノ國より渡し奉りたまふなり、然後云々とあるにてしか聞ゆ】さて其の用は宮宅を造るを主とする故に、大屋と御名は負たまひつらむ、【名草ノ郡に大屋と云郷も、和名抄に見ゆ、又抓津姫も、材によれる御名なり、抓ノ字は、四方木也と字書に見ゆ、万葉ノ哥に、眞木さく檜の嬬手とある此レなり、しかるを抓と作るは、寫誤なり、】又此ノ御名につきて、御國の事に合せて說べき由もあれ、そは次なる須勢理毘賣の處に云む、さて今大穴牟遲ノ神を、此ノ神の御許にしも、命遣たまふ所以は、此ノ神は、遠ノ祖須佐之男ノ大神の御子にて、御縁あるうへに、有功之神とも稱申すほどにて、そのかみ御國

坐しけむ故なるべし、【又タ草ノ郡に刺田比古ノ神社あり、これ外祖父刺國大ノ神には由ありきか、もしは田は国ノ字の誤にはあらぬか】○速遣は、伊香賀志夜理賜ひきと訓べし、【速ノ字此處は、スミヤカニとも、トクとも訓てはわろし、遣もツカハスと訓てはわろきなり】○窮追は、跡を尋て追ひ行くなり、○窮は追及なり【俗に追付といふ意なり】此は大屋毘古ノ神の御許まではえ至らで、中途にて追及しなるべし、○矢刺之時、【之ノ字舊印本延佳本共に、乞と作るは誤なり、今は一本に依れり、萬葉紀にも之とかけり】矢刺と云ること、中巻白檮原ノ朝ノ段に、握二横刀之手上一、矛由氣矢刺而追入、また明ノ宮ノ段に、賊ノ扉此ノ扉一時共興、矢刺而、また下巻朝倉ノ宮ノ段に、天皇大怒而矢刺、百官人等悉矢刺など、多く見ゆ、古言なるべし、こは射むとして、矢を弓にかくるを云、後世の軍記どもに、さしつがふと云是なり、○自二木俣一漏逃而去、こは、暫大樹の下に隠居て、其木の俣より脱出て、竊に遁去たまふなり、木俣は、字鏡に、極江南謂二樹岐一爲二杈極一木乃万太とあり、【和名抄には、杈極を木多布里とあり】漏の事は、上【傳五の七十七葉】に云り、去ノ字佐理賜ひきと訓べし、【此は伊爾と訓ては宜しからず、此ノ差は、古への言によく辨てしるべし】

御祖命告レ子云、可レ參二向須佐能男命所レ坐之根堅洲國一、必其大神議也、故隨二詔命一而參二到須佐之男命之御所一者、其女須勢理毘賣出見、爲二目合一而相婚、還入白二其父一言、甚麗神來、爾其大神出見而告、此者謂二之葦原色許男一、即喚入而令レ寢二其蛇室一、於是其妻須

勢理毘賣命以蛇比禮〔二字以音〕授其夫云其蛇將咋以此比禮三擧打撥故如教者蛇自靜故平寢出之亦來日夜者入呉公與蜂室且授呉公蜂之比禮教如先故平出之亦鳴鏑射入大野之中令採其矢故入其野時即以火廻燒其野於是不知所出之間鼠來云内者富良富良〔此四字以音〕外者須夫須夫〔此四字以音〕如此言故踏其處者落隱入之間火者燒過爾其鼠咋持其鳴鏑出來而奉也其矢羽者其鼠子等皆喫也

御祖命告子云、舊印本延佳本共に、此ノ六字を脱せり、今は一本に依れり、【舊事紀にも此ノ言あり、】こは必ず有べし、無ッては通らず、猶云ハば、此ノ上に、爾また於是などの六字もありぬべくおぼゆ、【諸本に右の六字なきにつきて、師は大屋毘古ノ神告曰、など云言あるべきなりと云れき、まことに此ノ上に彼ノ神のこと出たれば、其神の告ヶ教へたまふとすれば、殊に宜しくかなへれども、然る本も無く、又彼ノ神ならむには、告曰とのみにては、いさゝか事たらはぬこゝちす、】○須佐能男ノ命ノ所坐之根堅洲國、洲ノ字、諸本皆州と作るは、決て誤なれば、前文なるに依て改メつ、さて此ノ大神は、初メに欲罷ニ妣國根之堅洲國ニと白賜ひ、後終に所逐て、罷たまひぬれど、【書紀に八俣遠呂智ノ段の終りに素戔嗚ノ尊遂ニ就ニ於根國ニ矣、また一書ニ居ニ熊成峯ニ而遂入ニ於根國ニ者矣などあり、此ノ記にも必ズ此ノ事を云べきが、脱たりし

こゝ、前に論へるごとし、】今は既く彼ノ國に坐々なり、○参向ノ二字、記中に往々ある、何れも参迎奉ところに云り、然れども此は其意に非ず、たゞ参なり、【参赴ノ二字も、多く参迎奉るこころに用ひ、又たゞ参ルに用ひたる所もあり、】さて麻岐禮とも訓べけれども、薬師寺ノ佛足石ノ御歌に、己乃美阿止乎、多豆禰毛止米弖、與伎比止乃、伊麻須久爾々波、和禮毛麻胃弖牟とあり、今此も、此ノ世を離たる國に往を云るが似たれば、准へて麻韋傳弖余と訓つ、○議也は、多婆加理賜比弖牟と訓べし、たばかるは唯はかるなり、こは八十神ノ難を免て、功を立ァ賜ふべきことを、よきさまに度り賜むと云なり、鹽椎ノ神の、火遠理ノ命に、其海神之女見相議者也、と教へ奉りしと、全同じ意ばへなりかし、○参到は、此も佛足石ノ御歌に、麻韋多利弖、麻佐米爾彌祁牟【参到正目見けむなり、】とあるに依て、麻韋多理志加婆と訓べし、【到の伊を省けるなり、】○須勢理毘賣、名義は、下なる火須勢理ノ命と同く、進む意なり、【彼ノ命の名ノ義を進ム意とすることは、かしこに云、【傳十六の四十四ひら】其は今此ノ比賣神の方より、進みて、夫に婚たまふ故の御名なるべし、【此次に引る、此と同じ類の、木花之佐久夜毘賣又海神ノ女などは、父の嫁ナるを待たまへるに、此ノ比賣はさもあらず、心と相婚るも、進めるなり、】又祓除に合せて説ァべき由あり、大祓ノ詞に、根ノ國底之國爾坐、速佐須良比咩登云神、持佐須良比失弖牟とあるは、即此ノ比賣神にて、須勢理と佐須良比なるべし、【須勢と佐須と通ひ、良比を切れば理なり、】根ノ國に坐スと云る、よく叶へり、さて大穴牟遲ノ神の、種々八十神の害に逢給ふは、遠ツ祖須佐之男ノ命に歸れる、黄泉の汚穢の、既に蔓延る上にも、なごりの猶有なり、然るを今此處に通來坐て、此ノ比賣神の議ひに頼て、彼ノ難を免れ、大キなる利を得て、遂に功績を立ァ給へるは、即此ノ比賣神の、彼ノ罪科を、持さすらひ失ひ賜へる物ぞかし、【然るに此ノ神は、即彼ノ須佐之男ノ命の御女なるは、惡より善を成せるにて、御禊ノ段に云るごとく、惡と善と、たがひに根ざすことわりを思ふべし、】さて伊邪那岐伊邪那美ノ大神の、最初に生坐る十 神の中なる、大屋毘古ノ神と申

此は、蜈公蜂など、類て云るを思ふに、小蛇なるべければ、幣美と訓べし、【遠呂智とは、いと大きなるを云べければ、ここにさは訓まじきか、將咋とは、大蛇ならずとも云つべし、】和名抄に、蛇ハ和名倍美、一ハ云久知奈波、日本紀私記ニ云ク乎呂知、蚖蛇ハ加良須倍美、蚺蛇ハ仁之木倍美とありて、幣美てふ名ぞ主と聞ゆる、【但し幣美と云は、反鼻ノ字音より出たるかの疑もありぬべけれども、同ジ和名抄の蝮の條に、俗或呼レ蛇爲ニ反鼻ニ其ノ音片尾と云るは、右に引る和名倍美とは、似たれども別なりと聞ゆ、反鼻は、もとより正名に非ず、一名なるを、其音を取て和名とすべきに非ず、それも上代此ノ御國に無かりし物は、漢ノ一名などをも取て、名くる例これかれあれども、蛇などは、神代よりある物なれば、名も無かるべきにあらず、もし乎呂知を古き名とせむにも、既にさる名あるうへは、更に漢ノ一名を借リ求むべき由なし、そのうへ幣美と云名は、廣く云ならはしたるさまに聞ゆるをや、然れば此は、反鼻の音と自然似たるのみなりけり、】万葉にも、倍美と云辭に、蛇と借リて書る處あり、さて小蛇とするに付て思へば、蝮蛇ならむか、其故は、類て云る蜈公も蜂も共に螫物なれば、是レも然るべければなり、【尋常の蛇は、さのみ害をなさぬ物なれば、此ニは蝮蛇にてよくかなふべきか、咋とは、螫を云りとしても、妨なかるべくや】さて其レも蛇の一種なれば、古へは共にたゞ蛇ともいひつべし、【和名抄には、蝮は和名波美とあり、今云眞虫なり、眞と云は、害をなすことの甚しき故なり、狼を眞神と云ふが如し、】但しよのつねの蛇と見ても有りぬべし、室は、師の牟呂夜と訓れたるに從ふべし、白檮原ノ宮ノ段に、忍坂ノ大室とあるを、歌に意佐加能意富牟盧夜と見えたればなり、さてかく蛇ノ室次に蜈公蜂ノ室など、して有るは、如何なる故にか、若シは根ノ國【即黄泉なり、】なれば、人の害をなすかゝる物の類、凡て多かるにや、【一日絞ニ殺千頭ヲ の意、】下文に、見ニ其ノ頭ヲ者、蜈公多在とあるなどを以テ、其處の狀を思ふべし、其が中にも蛇ノ室と云は、殊に蛇の多かる室を云なるべし、○令襯は、泥志米賜佐と訓べし、【今ノ人の詞づかひにて見れば、泥佐志米と訓べきが如くなれど、そは雅たら

す、万葉廿に、山人乃和禮爾依志米之とあり、令レ得しなり、得と寝と、全同じ格の詞づかひなり、得む寝む、得る寝るなど、第三第四の音にて活用り、又万葉十四東歌に、伊射禰志米刀羅と云ことあるは、令レ寝ならむか。】○其妻、既に一度相婚坐つるからに、はや妻と云り、次に其ノ夫ともあり、○蛇比禮、職員令ノ集解に、饒速日ノ命降レ自レ天時、天神授二瑞寶十種一、息津鏡一、部津鏡一、八握劒一、生玉一、足玉一、死反玉一、道反玉一、蛇ノ比禮一、蜂ノ比禮一、品々ノ物ノ比禮一、教導、若有二痛所一者、令二茲十寶一、一二三四五六七八九十云而布瑠部、由良由良止布瑠部、如此爲之者、死人返生矣とある、【此事舊事紀にも記せり、後ノ世に鎭魂祭にも、此事のかた遺れゝば、古き傳なるべし、貞観儀式江次第などの、彼祭の條を見べし。】此は其ノ十種の中なるには非るべけれど、たゞ同物と見えて、用る意も全同じ、さて此は、蛇の身の鰭と云には非ず、蛇を攘ふ比禮なり、【たとへば蛇之麁正などと云劒ノ名なども、蛇か劒にはあらで、蛇を斬たる劒なるが如し、凡て物の名に、此例多し、右の十種ノ中に、品々物比禮一ッとあるにても、其ノ身の鰭にあらぬことを知べし、種々物身の鰭ならば、一ッにはあらじをや。】中卷ノ末に、天之日矛の持渡ノ來し寶物の中に、振浪比禮切浪比禮、などある比禮に同じ、さてその比禮と云物は、如何なる物ぞと云に、まづ比禮とは、振手の約りたる名にて、【理弖を禮と切れば、布禮なれど、又布理は比と切れば、おのづから比禮とはいはるゝなり、】何にまれ打振物を云、されば魚の鰭も、水ノ中を行ッとき振物、服の領巾も本は、振る料にて、【故に上代に領巾は、必振ことをいへり、】皆本は一ッ意に名たる物ぞ、然れば蛇ノ比禮とは、蛇を攘ふとて振物の名なり、【然るを右の由良々々止布瑠部とある詞に就て、玉なりなど云説は、かなはず、由良由良は振るさまを云詞、布瑠部は、即振れを延たることばなり、】○其夫は、合能比古遲と訓べし、夫を比古遲と云ること、下に見ゆ、彼處【傳十一の三十二葉】に云べし、又遲とも訓べし、即此ノ比賣神の御歌に、那遠岐弖遠波那志【汝を除て夫は無なり、】よ

り、和名抄に、夫ハ和名乎宇止、【宇止は人なり、俗に乎ト都登といふは、此ノ訛なり、】一云乎止古、また後夫ハ和名宇波乎、前夫ハ和名之太乎と見ゆ、是レらみな妻を本としたる名なり、○三擧は美多毘布理氏と訓べし、【布理を布伎と訓むも同、】擧は、必ス布理と訓べき由は、右に云るが如し、中巻ノ始メに、爲レ釣作、打羽擧來人とある擧ノ字も、必ス然訓ムべき例を以て、思ひ定むべし、なほ彼處【傳十八の十七葉】に云をも合セ考ヘてよ、○如レ教者、この上に、果して蛇の咋むとせしこと有ルべきを、其は上の語に讓て省ける文なり、此例常多し、餘も准ヘて知ルべし、○自 靜とは、起立て咋むとせし蛇の、退き靜りて、何でふ害もなさゞりしなり、○平寢は夜須久泥氏と訓べし、【平は、常には多比良と訓、夜須久は安と書ケども、此ノ二言は常に連ネ言て、同意なり、此は必ス夜須久と訓べき語なり、師は此を夜須伊志弖と訓れき、これ同意にて古言なり、されどこゝは、然訓べき語のさまに非ず、凡て同言同意にても、其處々の語のふりに依て、訓べきさまはいさゝか異なるものぞ、】○出 之は、翌 朝蛇ノ室より出テ賜フなり、○來日は久流比と訓べし、書紀に、明日明旦明年などある訓を見るに、明ノ字なるを、阿久流とは訓まで、久流と訓るは、是レ古言なるべし、【但シ助辭の都は心得ず、此ノ助辭を置べき言には非ず、そのかみ此レばかりのことは、誰レもよく辨へたるべきを、いかなることにか、】久流比は翌日をいふ、○吳公は蜈蚣なり、【但し延佳本に、蜈蚣と作るは、さかしらに改めつるものなり、諸本みな吳公とあり、】字鏡虬ノ字ノ下にも、吳公と作り、如此偏を省きて書クは、此方にて古への一ツノ書法なり、例をいはゞ、健を建と作、【建ノ字に多氣と訓べき義はなし、】假字に伎を支と作、【支ノ字にキノ音はなし、神名式又伊勢ノ儀式帳などに、只ノ字をキ°の假字にかけるも、枳ノ字なり、】此記下卷に、弦を玄と作き、石村の村を寸と作、【此事下卷池ノ邊ノ宮ノ段にくはしく云べし、】醜を鬼とかき、和名抄上野ノ國の鄕名に委文【之土利】とあるも、倭ノ字の偏を省ケるなり、又後世に條を条とかくも此例なり、【これらの字ども、古來物知リ人たちの、心得かねたることなるを、己近ごろ考へ得て、右の例

實に害むの御心には非ず、如此爲て、此神の勇怯、また智愚なるを、驗たまはむとなるべし、下文に、於レ心

思レ愛而寢、とあるにて其意あらはれたり、さて又此ノくさ〴〵の艱苦も、おのづから祓除の意あるをや、【須勢理毘

賣の名義思ふべし、】○鼠、和名抄に鼠ハ和名禰須美とあり、○富良は、物の中の空虛にして廣きを云、洞なども是なり、

そは廓を約たる言なり、【凡て物の、殼ばかりにて、中に實なく、空虛なるを、俗に富賀良と云は此意なり、又朝富良氣

と、富賀良富賀良と明行と云ること、全く同意なるを以ても、富良と富賀良と同じきをしるべし、】○須夫は窄きなり、

【統るも本は、廣ごりたる多くの物を、一ッに集めて窄くなす意よりいふ言なり、此レ須煩を須夫と通はし云例なり、】さ

て內とは、鼠の地中に構へたる穴の奧をいひ、外とは、其ノ穴の入口を云なり、【外は登と訓べし、曾登と云は俗し、其

は背面と云ことを、外面と意得たるより、まぎれしなるべし、背面は山陰を云こと、書紀成務ノ卷に見えて、背津於母を

つゞめたるなり、外面の意にあらず、中昔より歌などにも、外面の意によむはよからず、外はたゞ登なり、】然れば如此

云る意は、己が地中に構へたる穴の奧は、廓に廣し、入口は窄狹ければ、火の燒入べき由なし、故暫此ノ穴ノ內に隱

坐て、難を免れ給へとなり、さて富良も須夫も、重ね云るは、鼠の鳴に象れるにや、○諸隱入は、淤知理加久理と訓

べし、【隱入は、入隱とありしを、寫し誤れるか、又は入ノ字は、加久理の理に當て書るか、もし然もあらば、淤知加久

理と訓べし、さて隱を加久理と云は、古言の格なり、下に見ゆ、】自彼ノ鼠ノ穴ノ中へ落チ入ニて、御身の隱レ給へるなり、か

くて其ノ間に、彼ノ野火は穴ノ外を燒過去て、其ノ難を免レ給ひつ、さて上に、大樹に矢を打立て、其ノ割目中に入ッしむこ

と、又自二木ノ俣一漏逃ルと云、今此に鼠ノ穴に入て隱レ給ふと云たるを、合せて思へば、此ノ神も、少那毘古那ノ神の如く、身

躰の甚小くて坐シけるにや、されどこは、たしかに物に見えたることも無ければ、定メては云がたし、【書紀に少那毘古那ノ神の

ことを、大己貴ノ神即取置二掌中一而翫レ之、とあるを思へば、同じ程に小き神とも見えず、】○咋持、万葉十六に、

池那力上御口味、自鵝之羽咋持而飛渡良武、○奉也こは、大穴牟遲ノ神に獻るなり、そもく鼠は、人の害をなす物の、家ノ内に在ルを苦シミとし、無キを因シミトる【く近く燒ぬべき家は、かねて知ル故に、鼠住ずなどいふめり】は、此ノ故事よりぞ出たりけむ、○皆喫也、皆は子等皆なり、喫は上の咋と同くて、子鼠等の、矢ノ羽ノ方を、共に助ケて咋ヘ持來るなり、【鏃の方は重ければ、大鼠の持、羽の方は輕ければ、子鼠の扶持むこと、さもあるべし】喫とのみ云て、持を省けるは上にある故なり、【齧傷ふこと、なおもひまがへそ】

於是其妻須世理毘賣者。持喪具而哭來其父大神者思已死訖。出立其野爾持其矢以奉之時率入家而喚入八田間大室而令取其頭之虱故爾見其頭者呉公多在於是其妻以牟久木實與赤土授其夫故咋破其木實含赤土唾出者其大神以爲咋破呉公唾出而於心思愛而寢。爾握其大神之髮。其室毎椽結著而五百引石取塞其室戸負其妻須世理毘賣即取持其大神之生大刀與生弓矢及其天詔琴而逃出之時。其天詔琴拂樹而地動鳴、故其所寢大神聞驚而引仆其室然解結椽髮之間遠逃故爾追

至黄泉比良坂遙望呼謂大穴牟遲神曰其汝所持之生大刀生弓矢以而汝庶兄弟者追伏坂之御尾亦追撥河之瀬而意禮（二字以音）爲大國主神亦爲宇都志國玉神而其我之女須世理毘賣爲嫡妻而於宇迦能山（三字以音）之山本於底津石根宮柱布刀斯理（此四字以音）於高天原氷椽多迦斯理（此四字以音）而居是奴也故持其大刀弓追避其八十神之時毎坂御尾追伏毎河瀬追撥而始作國也。

喪具は師の波夫理都毛能と訓れたるに依べし、書紀に喪具を、此云波羅閇都母能、とあると同格なり、喪は母と訓べき字なれども、此は葬せむ料の具なるべければなり、【母乃曾那閇と訓るも、ひがごとにはあらねど、そは心ゆかず、其故は、まづ凡て具字、漢籍にて、躰と用とに用ふ、たとへば禮記檀弓に、喪具、君子恥具、と云る、上の具は、其料に備ふる物を云て躰、下の具は、其物を備ふるを云て用なり、然るに此方にては、用言に曾那布と云は、古言なれども、其物を指して、曾那閇と躰に云むは、具字によりたる、後の言めきて聞ゆればなり、されど然訓までは、訓がたき所もあれば、其は已ことを得ず、然もよみつべし、なほ他にも此例いとおほかり、】○哭來は、那伎都々來坐志と訓べし、師の書入に、此は影媛が鮪臣を葬し時の歌と合せて見よとあり、信によく似たり、其は書紀武烈ノ卷に、影媛曾姧眞鳥大臣男鮪云々、戮鮪臣於乃樂山、是時影媛逐行戮處、見是戮已、驚惶失所、悲涙盈目、

枝に、宇士多加禮斗呂々岐弖、於レ頭者大雷居云々、とあるに合せて、彼ノ國のさまを思ヘ、かゝる御頭に手を觸さするも、猶此ノ神を試たまふなり、○牟久木實は、天武紀に、椋此ヲ云ニ武矩ニと見え、和名抄菓類には、椋子ハ和名本草ニ無久、また木類にも、椋ハ和名牟久とあり、字鏡には、村又椋又枳などを、牟久乃木とあり、又横相また杙松などを、二字牟久とあり、○以牟久の以ノ字、一本には取と作り、○赤土は波爾と訓べし、万葉に例多し、波邇は常に埴ノ字を書て、黏土なり、そは多くは色赤き故に、赤土とも書り、又黄にもある故に、万葉に黄土とも書り、【此は呉公を嚙碎たる色に似せむ料なれば、其色を知ッさむとて、赤土と書るにもあるべければ、阿加爾又は、曾富爾など訓マむも、さることなれど、猶波邇なるべし、中巻には、赤色に用なき處にも、赤土と書り、】○授ニ其夫ニきさに蛇の比禮を授ケて教へたる如くに、此にも云々し賜へと、教へ賜ッ言あるべきを、上に傚はせて省るものなり、○木實は許能美と訓べし、【上なるは牟久木とつゞける故に、木は紀能とよめり、同字なれどいさゝか異なり、】和名抄に、應劭曰、木ノ實ヲ曰レ菓ト、日本紀私記ニ云古乃美、俗ニ云久太毛乃とあり、○咋破は久比夜夫理と訓べし、嚙碎を云なり、下なるも同じ、万葉十六【二十丁】に、机之島能小螺乎、伊拾持來而、石以都追伎破夫利云々、とあるに同じ、○含は布布美弖と訓べし、布久牟の古言なり、万葉十九【二十丁】に、布敷賣流など、なほあり、○唾出者は、都婆伎伊陀志賜閇婆と訓べし、和名抄に、唾ハ和名豆波岐と見え、字鏡に、唌ハ口水也液也唾也與太利、又豆波志留、また液ハ小兒ノ口ヨリ所ノ出ル汁也豆波支又などあるは、みな其物を云へば、跡言なるを、今は用言にいへり、【さて此ノ都婆伎てふ言に疑ヒあり、そはまづ今ノ世にも、口ノ中にたまる水を、津といへば、唾は津吐の意なるべし、然るに津ノ字も、都と云言も、もと船の泊る所の名なれば、これより轉して、津液の津をも都とは云か、若シ然らば古言にはあらで、津ノ字より出たる言なり、されど唾は、たゞ吐とは、ここのさまひとしからねば、都婆久と訓むほかなし、】さてこは椋子を咬くだきて、含たる赤土と和たるが、呉公を咬破たるによく似たるなるべし、○思

愛は、波斯久於巳富斗ニ訓べし、波斯久は字の如く、めでうつくしむ意にて、記中に倭建ノ命ノ、波斯祁夜斯ト歌曰へり、萬葉などにも多く見え、愛ノ字を書る例も彼集にあり、大雀ノ天皇の御哥に、阿賀波斯豆摩【吾愛妻なり】ともよみ賜へるも是なり、猗嗟【傳二十四の三十一葉】に委く云べし、さて此は大穴牟遲神の、かゝる畏公をいさゝかも懼れずて、咋破賜ふと思ひて、其ノ勇を感たまふなり、されどそは御心の裏にこめて、色にも出し賜はぬと云ことを、慥に知らさむために、於心とは云るなり、さて上ノ件蛇ノ室呉公蜂ノ室などに寢しめ賜ひしに、事故なく平くて出生し時も、又野を焼廻したるに、無意て矢を持て獻り賜し時も、其ノ度毎に御心の裏には思愛ながら、其心を表に顕はしたまはぬ故に、彼ノ處々には此語を畧て、今此の一事に如此云る、古文の妙なる處なり、心を着て味ふべし、【此記は、さかしらを加へずして、古文のまゝに記されたる故に、よく見れば、妙なることのみ多し、書紀は、漢文をかざるとて、さかしらをのみ加へられし故に、中々に古文の妙處は、みなうせはてつ、】さて上の處々へも、例のひゞかせたる物ぞ、如此在ば、上ノ件種々の事は、みな彼ノ神を試賜はむとの御所爲なること、此ノ一語にて著し、○寢は御寢坐と訓べし、○握其ノ大神ノ之髮、諸ノ本に大ノ字無し、されど前後みな大神とあるを、此にのみたゞ神とは必中々まじければ、今補つ、[illegible]御頭の頭を取居をりなれば、御髪を握には、本より傳あり、○椽は、字鏡に、樽ハ橡也桁也太利木、又云椽比佐志乃太利木とあり、和名抄には、椽ハ釋名ニ云、椽ハ在ニ檼ノ旁ニ下垂也、兼名苑ニ云、一名ハ榱、一名ハ橑、和名太流岐、楊氏漢語抄ニ云、波閇岐ト有て、今ノ世にも多流岐といへど、多理紀と理優れば、字鏡の訓に依べし、○結著は、因坐御髪を、直に屋の椽に結著むは、餘ク程遠きことゝもすれば、此は別に緒を髪に結び繼て結著させむか、されどそは中々にくだくだしく聞ゆめれば、直に御髪をゆひつくと見てありなむ、さて如此爲賜ふ所以は、此ノ大神の御寢坐る間に、此處を逃去むとおぼすから、跡より追來坐むことを恐みて、其を留め奉むがためなり、其事即次に見ゆ、○五百引石は、上に千引石とある類なり、○取塞は

理佐閇氏と訓べし、上に千引石引塞其ノ黄泉比良坂ニとある處【傳六の廿九葉】に云るが如し、【俗語に、人の闘なごするを、傍より取ッさへるといふも、是より出たり、】○生太刀生弓矢、生は、上に引る、天ッ神の饒速日ノ命に授ヶ賜へる十種の寶に、生玉足玉あり、神祇官に坐ス八神の中に、生魂 足魂と申すあり、又生島足島、生國足國、また出雲ノ國ノ造カ神賀ノ詞に、今日能生日能足日爾、なごもある生にて、皆命長く生る意なり、【足は、萬ッあかぬことなく足ふ意なり、】さて此は、執持主の、命長く生べき德ある大刀弓矢なり、【右の如く、生果と云には、みな足果と並びたるに、此には生のみにて、足の無きは、生クに足ルをも兼る意あるべし、師は、右の生魂足魂生國足國は、共にその和魂荒魂を分てるなり、とぞいはれし、】さも／＼今黄泉ノ國にして、此物を得たまふは、例の凶より吉をなすことわりぞ、○其天詔琴、其とは、上に其ノ大神ノ之とあるを承て、同其ノ大神之なり、天とは、前に云る如く、何にても其ノ製の、天上物に同じきを云、詔琴は、此ノ琴の名には非ず、凡て琴の正しき本の名なり、さて其意は、詔言所と云ことなり、【所を登と云例多し上に云り、さて登杼を切れば登となる、留をとまるとも云が如し、かゝれば切ては能理許登といふなり、】然云所以は、まづ古へに何事にまれ、神の御心を問むとて、其ノ命を請申すには、必ず琴ノを彈り、于時其ノ神、琴ノ上に降リ來坐て、人に著て命を詔たまふ、此事は中卷訶志比ノ宮ノ段【傳三十の二十四葉】に、驗物を擧ニ委ッ云を、合セ見て知ルべし、又書紀武烈ノ卷ノ御歌に、琴我彌儞、根謂屢筒鳴比謎とある、上ノ句半は、影と云む序にて、琴頭に降リ來て坐々神の御影と云意に連たるなり、これらを以ても、右の旨を知ルべし、かゝれば琴と云名は、神の來て詔言し賜ふ所、と云意にてつけたるなれば、本は凡て能理許登といひしを、許登とのみ云は、後に略ける名ぞかし、さて琴は如此、神代より有ルことは更にも云ハず、大刀弓矢に並へて、此にかく云るを思へば、有ルが中にも重き器財なることと知られたり、【後に漢國よりも、此ノ類の樂器くさ／＼渡リまうで來ては、御國に本よりあるをば、倭琴と云ひ、彼のをば唐琴と云り、備前ノ國に唐琴と云地

名のあるを以て、古へ此名ありしことを知ぬ、さて又後には、分て琴のこと箏のこと琵琶のことなど云り、かくて中昔までは、此ノ倭琴をも、常に弘くもてあそばれて、殊に諸の樂器の中の最上と定められしも、神代よりの深き故ありて、本よりの大御國の物なればなるべし、さて然重くし貴ばれしあまりにや、後ノ世には、其家に深く秘て、ひろくは傳へぬことになりぬるから、遂に世間には、たゞ名をのみ聞て、如何なる物とも、その状をだにしらず、況て彈法知ル人は絶てなく、たゞ其家にのみ傳へて、わづかに神遊などにのみ用ることゝなりぬるは、いともくちをしく、心うきわざなりかし、凡て何事も、あまり深く秘て、世にもらさぬから、知ル人まれになりもてゆきて、遂には、絶るものなれば、貴み重くすと思ふが、返りて賤しめ棄ると云ものぞかし、されば物を重くし貴むとならば、ます／＼弘く世に傳へて、盛りにせまほしくこそあれ、かゝるめでたき神代の物の廢れて、世に知ル人もなくなりぬるが歎しきに、かく長々とは云なり、さて上代の琴は、木を以ても竹を以ても造りしと見ゆ、木以造りしことは、高津ノ宮ノ段に見え、竹以造りし證は、書紀ノ繼躰ノ卷ノ哥に見ゆ、絃の數は、六帖ノ哥に、六ツの絃とよめる如く、中昔よりのは六ツなり、上代より然るか、袁祁ノ命の御詠言に、八絃琴とある、八ツは、例の彌の意ならむか、但し東遊ノ哥に、奈々川乎乃也川乎乃吉止乎、之良部太留とあれば、定れる數はなかりしにや、凡ての製も、上代のとは、いさゝか變りきぬることなきにしもあらじ、】さて今かく、大刀と弓矢と琴とを取リ持て、逃出たまふ、其中に、大刀弓矢を用ひし事は、次の文に見えたるに、此琴の用は見えず、【たゞ拂樹而地動鳴ことを云む料のみに、此物を舉むは、作リ物語などにこそさることもあらめ、實ノ錄には、然設けて云べきことわりなし、又如キ謂ニ八絃ノ琴ヲ所レ治天ノ下ニと云ことゝ、記中にあれど、そは譬へなれば、こゝに由なくなむ、】然れば是を取リ持て出賜ふこと、何の由とも聞えがたし、故レつら／＼思ふに、上代には、夫婦の結びをなすに、必ズ女の親の方より、聟に琴を與へて、其を永く夫婦の中の契とせしことにぞありけむ、其ノさだかなる據は、未ダ見あたらねど、

吾妻といふ名の有るも、此故なるべくおほゆ、【後までも、倭琴に此名あり、此レを中頃東國より奉りしことありし故など云説は、名に付て設ケたる妄言ぞかし、】さて今此ノ琴を取持て出賜ふは、須世理毘賣を妻とする、表シ物とするなるべし、されば次の文に、父大神の詔に、其汝所持之生大刀生弓矢以テ云々とあるは、大刀弓矢の用を云、次に其我之女須世理毘賣ヲ爲ニ嫡妻トとある所に、此ノ詔琴の用をばこめたるべし、さて夫婦の中を絶ときには、その表の琴を、婦の方に返し渡せしなるべし、上の黄泉ノ段【傳六の廿九三十葉】に、女男ノ神各對立而度ニ事戸ヲとあるも、此と合せて思へば、表の琴【許登は、詔言所の詔を略ける名なること、右に云るが如くなる故に、許登杼といふ、】を、女神の方に返し度すと云意の言なるべくや、【五百引石を取リ塞ニ室ノ戸ニといひ、追テ至ル黄泉比良坂ニと云、其外も彼ノ段と此ノ段と、事のさま相似たること多きを、思ひ合すべし、さて此大穴牟遲ノ神の、今黄泉より歸りて、國作リ坐スことは、本彼ノ上ノ黄泉ノ段に、國未ダ作リ竟ヘズとある、其業を紹たまふなること、下に委く云が如くなれば、彼ノ段に女男ノ神離別て、未竟たまはぬ業を、今此ノ神又女男と爲て、紹たまふなれば、彼ノ度ス事戸と、今詔琴を取リ持つと、遙に相應て、妙なる理リあることを思へ、但シかの伊邪那岐伊邪那美ノ大神の御時に、現に琴を返し度したまふにはあるまじけれども、然云て夫婦の中を絶ことゝなれる詞を以、語りつたへたる物ぞ、河海抄に、和琴ハ伊弉諾伊弉冉ノ尊ノ御時ニ令ム作リ出ダ給フト云々と云るは、據あるか、もし古き傳へならば、少しこゝに由ありてきこゆ、】出雲風土記に、飯石ノ郡琴引山、古老ノ傳ニ云、此ノ山ノ峯ニ有リ窟、裏ニ所造ル天下ノ大神ノ之御琴、長サ七尺、廣サ三尺、厚サ一尺五寸、又在ニ石神ニ高サ二丈、周リ四尺、故レ云ニ琴引山ト○拂樹は紀ニ觸レ木ニと訓べし、俗に云フ突當なり、高津ノ宮ノ段に、水潦拂ニ紅紐ニともあり、○動鳴は斗々呂伎と訓べし、【下は伎は辭なり、】此言は、前の伏ニ汗氣ニ而蹈登杼呂許志とある處【傳八の五十六葉】に解つ、此は登余美伎と訓むも惡からねど、【トヨミナルと訓はわろし、】とよむと云に、鳴字はこられゝばなり、】万葉に、動響とも響動とも書るは、みな斗々呂と云處なり、

は、たゞ詞の文にて、實はたゞ坂と河なり、さてその坂も河も、又詞の文にて、實はたゞ道の行手に、【山といはで坂といひ、又河にも瀬と云は、みな道路に就て云なり、瀬は渡リ瀬なり、】此處にても彼處にても、と云ことなるを、如此言となせるは、古文の麗きさまなり、又坂に伏と云ヒ、河に撥と云も、言をかへて文をなせるものぞ、○意禮は、人を賤め詈稱なり、記中白檮原ノ宮ノ段に、兄宇迦斯をも詈て云ヒ、日代ノ宮ノ段に、熊曾建をも云り、書紀に、右の兄宇迦斯を云るを、爾と書て、此ヲ云二飫例一とあり、又神代下卷敏達ノ卷などに、儞とも作り、【儞と爾と同シこと、字書に有リ】枕册子に、田植る女の謠へる哥に、郭公よ、意禮よ加夜郁よ、意禮鳴てぞ、我レは田に立、【此レも女心に、田に立ツ勞を苦ミて、郭公を詈たる詞なり、】中昔の軍記などに、人を罵して、夜意禮と云こと多し、是も夜は呼ヒ出す辭、意禮は此と同じ、又今俗言に、罵て起をたちおれ、行をゆきおれなど云も、たておれ、ゆけおれにて、このおれなるべし、然るを轉して又、たちおーつた、ゆきおーつたなども云り、又今ノ世の俗言には、自意禮と云、人を詈ルに、己とも我とも云ツは、古へと相反なり、】さて今如此言て詔へる所以は、下是奴とある處に云む、○大國主ノ神、名ノ義は、天ノ下を伏へて、宇志波久神と云意なり、【其ノ處を宇志波久、人を宇志と云、主は之宇志と云ことなる由、上天ノ御中主ノ神の處に云るがごとし、】○顯國玉ノ神、玉ノ字、諸本共に主と作れども、上文にも書紀にも玉と作き、古語拾遺にも魂とあれば、主は寫誤なること著ければ、今改ノつ、名ノ義は、前ノ卷【傳九の六十一葉】に云り、さて似たる御名を、如此二つ重ねて詔ふは、如此と云に、大國主とは、右の如ノ、天ノ下を宇志波久意、此レは國經營る功業を成して、天ノ下に其恩賴を蒙しむる神と云意なり、さて此ノ二ツノ名は、此處にては未タ此ノ神の御名にはあらず、然神と爲れと詔ふなり、さて後チ遂ヒに功業を成シて、此詔の如ノに爲賜へる故に、御名とはなれるなり、○其我之女、この比賣命は、大穴牟遲ノ神に屬從ひて坐ス故に、其と指て詔ふなり、○嫡妻は、字鏡に、嫡適ハ牟加比女と見え、書紀に多ノ、正妃とあり、此等に依て訓べし、牟加比は、正く夫に對配意なり、【物語文

に、今の妻の生る子を、むかひばらと云るは、先ノ妻と別けて、今ノ妻をいへれど、是も本は、嫡妻腹より轉れるにや、】出雲風土記に、神門ノ郡滑狹ノ郷、須佐能袁ノ命ノ御子、和加須世理比賣ノ命坐之、爾時所ノ造ラシヽ天ノ下ヲ大神ノ命、娶而通坐時、彼ノ社ノ之前ニ有リ磐石、其ノ上ハ甚滑之、即詔ハク、滑磐石哉詔ヒキ、故ニ云フ南佐ト、【忍波を切て佐と云、】式に、同郡に那賣佐ノ社ニ坐ス和加須西利比賣ノ社あり、【隱岐ノ國知夫ノ郡由良比女ノ神社も、此比賣神を祭るといふ說あり、】〇宇迦能山、和名抄に、出雲ノ國出雲ノ郡宇賀ノ郷、出雲風土記に、出雲ノ郡宇賀ノ郷、所ノ造天下大神ノ命、誂ヒ坐ス神魂ノ命ノ御子綾門比女ノ命ニ、爾時女神不ニ肯ヘ、逃隱之時、大神伺ヒ求メ給フ所、此レ則是ノ郷ナリ、故ニ云フ宇加ト、とあり、【讓ノ字は、決く誤寫と見ゆ、】式に、同郡宇加ノ神社もあり、山は、郷の西にありて、出雲ノ御埼山と云までつゞけり、【鰐淵山といふこれなり、】〇於ニ底津石根ニ宮柱、式の祝詞どもに、下ツ磐根に宮柱ともあり、凡て上ツ代には、神ノ宮も人の舍宅も、伊勢ノ神ノ宮などの製の如く、地を堀て柱を立る故に、【今ノ世にも、賤が家には是もあり、】堀リ立ルと云なり、地ノ上に石居をして、柱を立るは、後のことなり、】此ノ稱辭あるなり、石根は、故ニ礎をするには非ず、地ノ底に本よりある石根まで、深く堀て立ると云義なり、【於ニ高天ノ原ニ云々は、高きを云ると對へて見べし、】其は柱の立てるが堅くして、動無よしぞ、大殿祭ノ詞に、此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美、下津綱根、波府虫能禍無久、高天原波、青雲乃靄久極美、天乃血垂、飛鳥乃禍無久、掘堅多留柱云々などもあり、〇布刀斯理は、祝詞等に、太知立とも、太敷立とも、又廣知立とも、廣敷立ともあり、そは師ノ說に、万葉二に、天皇之敷坐國と云、祈年祭ノ詞に、皇神能敷坐島能八十島者云々など、知坐を敷坐と云たれば、知と敷と同じことあり、さて此稱辭を、古來たゞ柱の上とのみ意得れど、さに非ず、今考るに、万葉一(廿丁)に、水穗之國乎神隨太敷座而云々、又一(廿丁)に、太敷爲京乎置而云々、又二(廿丁)に、飛鳥之淨之宮爾神隨太布座而云々、などある例を思ふに、宮柱布刀斯理も、其ノ主の、其ノ宮を知リ坐スを云なり、布刀も右の万葉に、柱ならで、國を知リ坐スにも云ヘれば、たゞ廣ノ

大きにと云稱辭なり、【布刀御幣、布刀詔戸、太占なども いへり、】故レ廣知とも云るぞかし、かゝれば此語は、専ラ柱に係るには非ず、其宮の主に係れる語なるを、布刀と云が柱に縁あるから、宮柱太とは云ヒかけて、兼て其宮をも祝たる物なり、【万葉二十に、麻氣波之良、寶米弖豆久禮留、等乃能其等云々、】書紀ノ神代ノ下ッ卷に、其ノ造レ宮之制者、柱ハ則高太云々、万葉二丁三十に、眞木柱太心者云々なども、柱は太を貴ぶなり、【又師ノ說には、知リは敷にて、柱も千木も、その繁きを云、祝詞に、瓶上高知と云も、長ヶ高き酒瓶どもを、繁く並へたるを云にて知べし、とあれども、此說は心得ず、まづ此記には、此ノ稱辭三處にある、みな布刀斯理とのみありて、立と云言なし、知立と云るは、繁く立ッともすべけれど、そは繁とのみ云ては、語成ラず、其ノ外此ノ前後に引ク万葉などにある敷も、繁にては通えぬど多き、宮柱太敷坐とつゞきたる、坐スにても、主に係れる言なる事を知ルべし、但シ瓶ノ上高知リは、右の說にてよく聞ゆれども、他の例に合ハず、故レ思フに彼レは高クとのみ云ては、調へたらぬ故に、千木高知と云しなれたる古言にならひて、知てふ言は、輕く添へたるにてもありなむ、万葉一に、高知ルヤ也天之御蔭、天知ルヤ也日ノ御影、とよめる高知ルも、たゞ高き意なるを、次の天知ルと對へて、調へをなさむために、知ルを添へたりとこそ聞ゆれ、されど此等の知の意は、猶よく考フべきなり、】さて此ノ稱辭は、万葉一丁十八に、御心乎吉野乃國之花散相秋津乃野邊爾、宮柱太敷座波云々、又二一丁二十に、眞弓乃崗爾、宮柱太布座、御在香乎高知座而、又六丁十四に、績麻成長柄之宮爾、眞木柱太高敷而、又丁廿は、山代乃鹿背山際爾、宮柱太敷奉、高知爲布當乃宮者、又廿丁五十に、可之婆良能宇禰備乃宮爾、宮柱太布刀之利多弖々などあり、○於二高天原一とは、深くと云むとて、於二底津石根一と云に對って、たゞ高きことを云ッ古言なり、大祓ノ詞に、高天ノ原爾耳振立聞物止馬牽立氏とあるも、たゞ馬の耳高く振リ立テと云ことなり、【此レを高天原に坐ス神たちの耳振立、と心得るは、古言を知ラぬひがことなり、】○氷椽は、下には氷木とも作り、式八之卷なる諸ノ祝詞に多かるは、悉く千木と云り、常にも然云ふなるを、此記に

は三所に出たる、皆比岐なり、【師は、此ノ氷ノ字は、垂の草書毛を寫し誤れるにて、是も知岐と訓べし、知岐は、即千木の多理を約めて、知と云る名にて、顯宗天皇紀の室壽の御詞に、椽橑とある物なり、古への家の屋のさまは、今も田舍にのこりて、今は此を叉首と云、それが末を、棟の上にて組て、本をば軒の端まで多く並べ垂して、屋根をも軒をも持たするなり、さてその組たる末端は、棟ノ上に繁く並ビ出てあるを以て、垂木高知りとは云りと云れき、されど今思ふに、椽と千木とは別物なり、千木は棟ノ上の兩方の端にのみこそあれ、繁く並ビ出る物には非ず、其ノ中間には、古にも堅魚木と云物あれば、千木はたゞ端にのみ有しことしるし、たとひ一物にもあれ、千木は棟より上に出たる處を云ヒ、椽は棟より下を云ば、名は本より別なり、故に椽を千木とも、千木を椽とも、通はし云る例さらに無し、其ノ上、多理木と云名に、椽より下へしだり垂ことなる物を、垂木高知りと、高きことに云むは、古言の法に非ずこそ、然るを此記に、椽ノ字を書ることは、此ノ比岐に正しく當べき漢字なき故に、強てことよれる字を當て、其物を知らせたるなり、されど正しく椽には非ぬ故に、氷ノ字を添たり、書紀に搏風と作るも、當らぬこと、次に云が如し、なれど、これも正しく當べき字なき故なるを思ひ合せよ、もし右の說の如く、多利木の事ならば、たゞに椽とのみこそ書クべきに、氷ノ字を添へ、又氷木とも書るにて、別なることを知べし、たとひ垂ノ字の誤にもあれ、上文八田間ノ大室ノ所にも、多理木は椽とのみ書るを、高知と云處には、いづれも氷字を添へむこといかゞ、されば氷ノ字も誤に非ず、知岐と訓べきにも非ず、比岐なること明けし、又千木を、進木とも、風木とも云說など、皆わろし、又智義の意など云は、殊に云にも足ラずこそ、】和名抄ノ古本に、搏風、辨色立成云、搏風板ハ比宜、楊氏漢語抄ノ說同じとあり、【流布の板本には、比宜と云ことなくて、和名加介乃とあり、】大神宮儀式帳にも、正殿ノ搏風云々、上搏風肆枚、【長さ一丈八尺、弘八寸、厚四寸、】甍覆ノ搏比木と見えて、同外宮ノ儀式帳にも、比宜高圍と見えたり、【此等にても、氷ノ字誤に非ること明けし、】さて名ノ義は、氷木千木共に交木に

【和名抄に枅ハ比知岐、功程式ニ云肱木、とあるは別物なり、】其ノ比知の下を省けると、上を省けるとの差のみなれば、本一ッの名なる故に、通はし云るなり、凡て物の形の、∨かくの如くなるを比知と云、手の肱も此意以て名けたり、又肱金肱折なども同じ、その比はもと、布理の切りたるにて、布理とは、右の形の如く本は一ッにて、斜に左右へ末の分れたる物を云言なり、和名抄に、杈椏、方言ニ云、河東謂ニ樹岐ニ曰ニ杈椏ト、和名末多布里、など云名是レなり、【振分髪と云も、頭上より左右へ分れたるさまを云ヒ、又俗に道程などを云に、此處と彼處との中央ノ處を、布理分と云も、此レより出テ、又物の正直からぬを、布理の有ルと云も、此レより出たり、】さて此ノ氷木と云物は、上代の家造リに、屋の左右の端に在リて、其本は前ヘ後への軒よりして上りて、棟にして行合ふを組違へて、其末を長く上へ出したる物にして、其棟より上へ高く出たる處を、氷木とは云なり、【或人伊勢ノ神宮の千木のことを論ひて云ク、貞和ノ鎊記に、組目ノ上ヲ謂ニ千木ト、組目ノ下ヲ謂ニ榑風ニとあり、後世は、千木をば、別に作る社もあれども、伊勢には今に、榑風の末を切らず、直に千木に用るなり、さて甚重き故に、風穴を明ケるなりと云り、さも有ルべし、】其は棟より下にては、即チ多理木と並ビて、同じさまなる故に、椽ノ字を此記には當テ、又屋の左右の妻にては、榑風と云物なる故に、書紀には其字を當られたり、然れども是レらは、棟より下にての名なれば、共に氷木には叶はぬことぞ、【此ノ千木の端を揆こと、伊勢内宮外宮にて、内をそぐと外をそぐとの差あるに就て、陰陽の理などことぐしく云ヒなすは、例の漢意の附會なり、こは尾張人吉見氏が云る如く、内宮と外宮と、さまをかへたるのみにて、何の意も有ルべきに非ず、】○多迦斯理、これもたゞ氷木のことのみに非ず、主の其宮を知坐を云、多迦も、上の布刀に同じく稱辭なり、續紀九聖武天皇即位時の詔に、天ノ下乃政乎、彌高彌廣爾云々、万葉六十七に、吾大王乃神隨高所知流稻見野能云々、又二十一自神代芳野宮爾蟻通高所知者、山河乎吉三、此ノ哥以意得べし、【宮爾といへれば、宮の高きを云に非ず、天皇の、此宮を高知リ坐なることあきらけし、】さて氷木は、棟ノ上へ高く上る

同郡城名樋山、所造天下大神大穴持命、爲伐八十神造城、故云城名樋也など有る、此時の事なりけむかし、○始作國也は、國作始米賜伎と訓べし、かくて下に此國作賜ふ事の定あり、作とは、卷首に修理とある字の意なり、抑此國作の事は、上黄泉段に、伊邪那岐命の、吾與汝所作之國未作竟、故可還と、伊邪那美命に詔ひしかども、云々の所以にて、得遂ず坐まで止にしを、其伊邪那美命に依て、生て黄泉國を所知、須佐之男大神の御裔に坐す此神の、其大神の御靈によりて、【御靈によるとは、生大刀生弓矢を得給ふ事など、上件の事を云、】彼の業を紹て、功を成給ふこと、彼と此とを相照し考へて、深き所以あることを知べし、

故其八上比賣者如先期美刀阿多波志都此七字以音**故其八上比賣者雖率來畏其嫡妻須世理毘賣而其所生子者刺挾木俣而返故名其子云木俣神亦名謂御井神也**

○上比賣者の者ノ下に、延佳本には神ノ字あれど、前後此名に神と云る例無ければ、無ぞ宜き、○如先期は、上には、此比賣神八十神に答へ賜へる言に、吾者云々、將嫁大穴牟遲神とあるのみなれども、彼ノ時に既く契約は有ぞしつらむ、○美刀阿多波志都、書紀の瓊々杵尊の大御歌に、佐禰耐據茂、阿黨播怒介茂豫、とある續ざまと合せて思へば、美刀は、美斗能麻具波比の美斗と同く、【彼ノ佐禰耐據と同じ續なればなり、】阿多波志は、阿多比を延たる例の古言にて、阿多比阿多布など、活用言なり、さて書紀ノ神代ノ下ッ卷に、幸之、また雄略ノ卷に、與一夜而娠、【又奉與一宵とも、與終宵とも、同段に見ゆ、】など有にても、其事は知れたれども、言の意は未さだかに思ひ得ず、

【貢二御手一也と云説なとは、甚く誤なり、】こは今ノ世に、手を掛と云より思ひよれるにや、されど弖刀と云ハで、さること
こも云るさは聞得ずなむ、】歯ノ下、一書に云ハく、かの書紀の御哥に、以二弖弖伊麻俱一と比べ訓ひ、又伊麻俱弖と云ふの違
有を思ふに、昔は、此と彼と一ツに云し意ならむか、雄略ノ卷の奥ノ字も、共にする意を取れるなり、【此ノ奥ノ字を、人に
物なさを有る意にて、阿多波須と訓りと思ひ混ふることなかれ、】されば阿刀阿多波須とは、一ツに寄せて、御寢処を奥
にし賜ふ意ならむか、【さて人に物を與ふと云に、今ノ阿多波ノの波須を約めたる例の言にて、是レも其ノ物を其ノ人に寄せ者
る意より出たれば、右の阿多布と、此レも本は一ツに落めり、又漢文に不能とあるを、阿多波受と訓は、古書に、隨ニ
勝任延ニ有意にして、多聞受と云に同じ、故レ思フに、勝任も、本ハ阿多布流の阿を省けるならむか、不ノ堪ノ阿聞受とも
すも思ふべし、さればタフルは、其事によく至り着く意、不ズ勝ヘは、其事に得至り着ぬ意なるべし、然れば不能も不勝も、
みな本ハ、右の阿多布と一ツなるか、○書紀に、納采また聘などを、阿刀布と訓るは、言も事も近けれど別なり、】○鹽
乾玉は、因幡より出坐になり、○其ノ所生は、八上比賣のなり、○返は、本ツ國因幡になり、○御井ノ神とは、此ノ神
處々に井を作りて、民の利をなし賜へる御功ありしに因て、稱へたる御名なるべし、さて御井ノ神ノ社は、まづ出雲國にに、
神門郡ニ出雲郡ニに見え、又大和ノ國宇陀ノ郡、美濃ノ國多藝ノ郡各務ノ郡などにも見ゆ、さて神祇官に坐、座摩ノ巫ノ
祭神五座ノ中の、生井神福井神綱長井神と申すも、此ノ御井ノ神を稱へ奉し三ノ名なるべし、【其ノ五座の中の、阿須波、婆
比岐ノ神と申すも、此ノ次ノ卷に出て、同じ御祖の神なれば、○此ノ座摩の五座ノ神は、もと攝津ノ國西成ノ郡の座摩に、
古へより鎮坐しを、仁徳天皇此地に大宮敷坐て、宮ノ中に齋たまひし故に、其後大和山城に京をうつされても、同じく
遷し齋ひ給て、ここをも即ち座摩と云しなるべし、一ノ即ノ義なり、祈年祭ノ祝詞の文に依るに、信にしかるべし、】臨時ノ
祭式に、御井ノ祭と云も見えたり、井は殊に重くすべき故なれば、臨ノ家にもはさみへに齋ひて、此ノ神を仕奉るべき物

ぞ、

おひつぎの考

菟神　出雲ノ國意宇ノ郡大庭ノ神魂ノ社ノ神主秋上ノ得國云ク、菟神は、今も因幡ノ國高草ノ郡の海邊内海村に、白菟社とてあり、今は高草ノ郡なれども、氣多ノ郡に並ヒて、氣多崎の内なり、かの伯耆なる鷺大明神と云ルは、出雲ノ大社にも同シ名の社有て、疱瘡を祈る神なり、菟神は其には非ず、といへりき、

明治三十五年十一月十日印刷
明治三十五年十一月十五日發行
大正十五年四月二十五日増訂再版印刷
大正十五年五月四日増訂再版發行

再校訂者　本居清造

發行兼印刷者　東京市京橋區鈴木町十二番地　吉川弘文館　代表者　吉川半七

印刷所　三重縣四日市市濱田　四日市印刷株式會社

發賣所

東京市日本橋區數寄屋町　六合館
大阪市東區北久太郎町四丁目　合資會社　柳原書店
名古屋市西區下長者町四丁目　合資會社　川瀬書店
東京市京橋區鈴木町十二番地　日用書房
東京市牛込區早稲田鶴巻町二五一　國際美術社